58988

世界銀行

World Development Report 2011

世界開発報告2011

紛争，安全保障と開発

Conflict, Security, and Development



世界銀行　編著
田村勝省　訳

一灯舎

Public Disclosure Authorized
Public Disclosure Authorized
Public Disclosure Authorized
Public Disclosure Authorized

世界開発報告 2011

紛争，安全保障と開発

World Development Report 2011

——Conflict, Security, and Development

This work was originally published by the World Bank in English as *World Development Report 2011: Conflict, Security, and Development* in 2011. This Japanese translation was arranged by Ittosha Incorporated. Ittosha Incorporated is responsible for the quality of the translation. In case of any discrepancies, the original language will govern.

This volume is a product of the staff of The International Bank for Reconstruction and Development/The World Bank. The findings, interpretations, and conclusions expressed herein are those of the author(s) and do not necessarily reflect the views of the Executive Directors of The World Bank or the governments they represent.

The World Bank does not guarantee the accuracy of the data included in this work. The boundaries, colors, denominations, and other information shown on any map in this work do not imply any judgement on the part of The World Bank concerning the legal status of any territory or the endorsement or acceptance of such boundaries.

本報告書は 2011 年に世界銀行から World Development Report 2011: Conflict, Security, and Development として出版された．本書の翻訳は株式会社 一灯舎によりまとめられたものであり，翻訳の正確性については，株式会社 一灯舎が責任を負う．翻訳と原文の間になんらかの矛盾がある場合は原文に従う．
本書は，世界銀行スタッフの制作による．本書の調査結果や解説，結論は，必ずしも世界銀行の理事会あるいは彼らが代表する国の見解を反映するものではない．
世界銀行は，本書中にあるデータの正確性を保証しない．地図にある境界線，色，名称，その他の情報は，いかなる領土の法的立場，あるいはそのような境界線の容認に関する世界銀行の判断を意味するものではない．

World Development Report 2011: Conflict, Security, and Development
Copyright © 2011 by
The International Bank for Reconstruction and Development/The World Bank
1818 H Street, N.W., Washington, D.C. 20433, U.S.A.

世界開発報告 2011――紛争，安全保障と開発
Copyright © 株式会社 一灯舎 by
The International Bank for Reconstruction and Development/The World Bank
1818 H Street, N.W., Washington, D.C. 20433, U.S.A.

序文

戦争の真っ最中の 1944 年に 45 カ国の代表団がブレトンウッズに参集して，第 2 次世界大戦の経済的な原因と平和をどうやって確保するかを検討した．世界銀行グループの中心的な機関となるべき国際復興開発銀行（IBRD）の創設についても合意が成立した．代表団は次のことに注目した．すなわち，「復興と開発のプログラムはあらゆるところで経済的な発展を加速化し，政治的な安定を助けて平和を育むだろう」．IBRD は 1947 年にフランス向けに初めてのローンを承認したが，それは同国の復興を支援するためのものであった．

それから 60 年以上経った今，IBRD の R（復興）は新しい意味を帯びている．すなわち，アフガニスタン，ボスニア，ハイチ，リベリア，ルワンダ，シエラレオネ，南スーダン，その他の紛争地域や崩壊した国家の復興ということである．ポール・コリエの『最底辺の 10 億人』（邦訳：『最底辺の 10 億人：最も貧しい国々のために本当になすべきことは何か？』ポール・コリアー 著，中谷和男 訳，日経 BP 出版センター，2008 年）という著書は，このような地域を悩ませてきた統治の弱さ，貧困，暴力の反復的な連鎖を強調している．このような問題に取り組んでいる低所得国のなかで，ミレニアム開発目標を達成した国はまだ一つもない．脆弱国家の問題は容易に拡散する．国境から溢れ出す暴力が近隣諸国を衰弱させる．というのは，紛争が発生すると，麻薬，海賊行為，性的暴力を煽動し，その後には難民と破壊されたインフラを置き去りにするからである．その領土は暴力的な急進派と組織犯罪の遠大なネットワークの温床になっている．

私は 2008 年に国際戦略研究所で「開発の確保」に関してスピーチを行った．そのフォーラムを利用して私は治安，統治，開発の間の相互関係を強調し，相互に関係している問題への取り組みに関して，個別の学問は必ずしもうまく統合されていないという指摘を行った．私は次のような挑戦を概説した．すなわち，治安と開発を合わせて深く根を下ろし，脆弱性と紛争の悪循環を打破しなければならないという点である．

中東・北アフリカで再び目にしているように，国家間紛争のパターンやそれに対処する方法という点で言えば 21 世紀の暴力は 20 世紀とは異なっている．国家の利益や価値観を考えると，政治指導者の迅速な行動が要請される時でさえ，縦割りの政府機関は対応に不向きである．低所得，貧困，失業，食料価格の乱高下がもたらす所得ショック，急速な都市化，グループ間の不平等などすべてが暴力のリスクを高める．麻薬違法取引や不法な金融フローなど外的なストレスもこのようなリスクを大きくすることがある．

この『世界開発報告 2011』では，学問分野をまたがって世界中の経験から抽出した経験を検討することによって，どのようにして紛争や脆弱性を超越して前進し開発を確保したらよいかに関して，若干のアイディアと実際的な勧告を提示したい．鍵となるメッセージは以下の通りであるが，それらは地域機関や国際機関に加えて，すべての諸国――低所得国，中所得国，高所得国――にとって重要である．

第 1 に，**制度的な正当性が安定性にとっての鍵となる**．国家統治制度が十分に市民を保護しない，腐敗を警戒していない，あるいは司法へのアクセスを提供していない場合，また，市場が雇用機会を提供していない場合，あるいはコミュニティが社会的な連帯を失った場合に，暴力的な紛争の可能性が高まる．そういった諸国ではしばしば最も早い段階で，初歩的な制度を変更する前でも，基本的な集団行動に対する世論の信頼を回復する必要がある．早

期の勝利――迅速で具体的な成果を生み出すことができる行動――が決定的に重要である．

第２に，**市民の安全と，正義，及び雇用に対する投資が暴力の削減にとっては必要不可欠である**．しかし，このような分野を支援するわれわれの集団的な能力には，重大な構造的ギャップがある．脆弱な国家が軍隊構築について援助を求められるところはあるが，警察や刑務所制度を構築するための同じような資源はない．特に民間部門を通じて雇用を創出する早期プロジェクトをもっと重視する必要がある．本報告書では政治的な連合，治安・司法の改革，経済的なエンパワメントなどに，女性を関与させることの重要性について洞察を提示する．

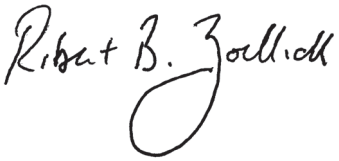
第３に，**この挑戦に有効に立ち向かうためには制度が変化する必要がある**．国際機関や海外のパートナーは手続きを適合させて，機敏さとスピード，長期的な視野，耐久力をもって対応できなければならない．援助は統合・調整される必要がある．マルチドナー信託基金はこのような目的を達成すると同時に，能力の低い新政府の負担を軽減するのに有益であることが判明している．人道的支援機関と開発機関の間の調整を改善する必要がある．また，より高次のリスクを受容する必要があろう．仮に議会や検査官が良い面だけを期待し，失敗を単に笑いものにするのであれば，各種機関は最も困難な問題から離れて，責任を回避すべく手続きや委員会対策でみずからを絞め殺すことになるだろう．本報告書では若干の具体的な措置と結果を測定する方法を提案する．

第４に，**われわれは多層的なアプローチを採用する必要がある**．各国レベルで対処できる問題もあるが，不安定な地域を統合した市場を開発することや，能力開発のために資源をプールすることなど，地域レベルで取り組む必要のある問題もある，また，次のようなことは世界レベルでの措置が必要とされる．すなわち、司法改革や雇用創出などを支援するための新しい能力の構築，違法な不正取引を阻止するための生産国と消費国の間におけるパートナーシップの形成，食料価格の乱高下がもたらすストレスを削減する措置を取るなどである．

第５に，このようなアプローチを採用するに当たって，**世界の状況は変化しつつある**ということをわれわれは認識しておく必要がある．つまり，地域的な機関や中所得国がより大きな役割を果たしつつある．これは南々交流や南北交流，さらには中所得国の最近の移行経験にもっと関心を払わなければならないということを意味する。

大きな賭けである．内戦のコストは平均的な途上国にとって約 30 年間分の GDP 成長に相当し，危機が長引いている諸国は貧困の克服という点で 20％ポイント以上のおくれを取る．社会が暴力の新たな勃発やその連鎖の反復の回避を助ける有効な方法を発見することが，世界の治安と開発にとって決定的に重要である．そうするためには，われわれがリスクをどう評価し管理するかも含めて，根本的な再考が必要である．

そのような変革は明確なロードマップと強力なインセンティブに基づかなければならない．そのようなロードマップを素描することにおいて，本報告書が人々及びわれわれ自身の役に立つものと期待したい．



ロバート・Z・ゼーリック
世界銀行グループ総裁

謝辞

本報告書は Sarah Cliffe と Nigel Roberts が率いる，Erik Alda, David Andersson, Kenneth Anye, Holly Benner, Natalia Cieslik, Ivan Crouzel, Markus Kostner, Daniel Maree, Nicholas Marwell, Gary Milante, Stephen Ndegwa, Kyle Peters, Nadia Selim, Pia Simonsen, Nicholas van Praag, Suranjan Weeraratne, Nikolas Win Myint で構成されるチームが作成した．James Fearon, Jack Goldstone, Lant Pritchett に加えて，Bruce Jones がチームの上級外部アドバイザーをつとめて重要な貢献をしている．Markus Kostner は本報告書作成にかかわる一定の期間，共同ディレクターをつとめた．

Bruce Ross-Larson が主任編集者をつとめた．

『世界開発報告 2011』は開発経済局（DEC）と業務方針・国別サービス（OPC）が共同後援している．作業は DEC の Justin Yifu Lin と OPC の Jeffrey Gutman および Joachim von Amsberg の共同指揮下で遂行された．次の方々も貴重な指針を提供してくれた．Caroline Anstey, Paul Birmingham, Hassan Cisse, Shahrokh Fardoust, Varun Gauri, Faris Hadad-Zervos, Ann Harrison, Karla Hoff, Phillip Keefer, Anne-Marie Leroy, Rui Manuel De Almeida Countinho, Alastair McKechnie, Virkram Raghavan, Deborah Wetzel．WDR（世界開発報告）チームは WDR 作成の全プロセスを通じて提供していただいた広範な情報とフィードバックに対して，世界銀行の脆弱国・紛争経験国グループ（OPCFC）と脆弱国・紛争経験国に関する世界的専門家チーム（FCS GET）に特に謝意を表したい．

次の方々で構成される諮問委員会が広範で優れた助言を提供してくれた．Madeleine Albright, Louise Arbour, Lakhdar Brahimi, Mohamed Ibn Chambas, Paul Collier, Nitin Desai, Carlos Alberto dos Santos Cruz, Martin Griffiths, Mohamed “Mo” Ibrahim, H. E. Paul Kagame, Ramtane Lamamra, Shivshankar Menon, Louis Michel, Jorge Montaño, Jay Naidoo, Kenzo Oshima, Surin Pitsuwan, Zeid Ra’ad Al-Hussein, Marta Lucía Ramírez de Rincón, H. E. Ellen Johnson Sirleaf, Dmitri Trenin, Wu Jianmin, George Yeo.
世界銀行の Robert B. Zoellick 総裁からは指針とコメントを頂戴した．

世界銀行内外の大勢の方々がコメントや提案で貢献してくれた．開発データ・グループはデータの付録に貢献し，主要世界開発指標を担当した．

チームは広範囲にわたる協議から多大な利益を享受した．以下のような諸国で会議が開催された．アフガニスタン，オーストリア，オーストラリア，ベルギー，カナダ，中国，コロンビア，コンゴ民主共和国，デンマーク，エジプト，エチオピア，フランス，ドイツ，ハイチ，インド，インドネシア，イラク，イタリア，日本，ケニア，レバノン，マリ，メキシコ，ネパール，オランダ，ノルウェー，パキスタン，ルワンダ，サウジアラビア，南アフリカ，スペイン，スーダン，スウェーデン，スイス，東ティモール，イギリス，アメリカ，ヨルダン川西岸・ガザ，イエメン．チームとしては，このようなワークショップ，ビデオ会議，オンライン検討会に参加して頂いた，政策立案者，政府関係者，非政府組織・市民社会組織・民間団体のスタッフに感謝している．

チームは以下から惜しみない補助金をいただいたことに謝意を表したい．アフリカ連合，

東南アジア諸国連合，ヨーロッパ連合，オーストラリア政府，カナダ政府，中国政府，デンマーク政府，フィンランド政府，ドイツ政府，日本政府，メキシコ政府，オランダ政府，ノルウェー政府，スウェーデン政府，スイス政府，イギリス政府，経済協力開発機構，国際連合．

チームとしては次の方々で構成されるWDR制作チームの疲れを知らない支援に感謝したい。Jessica Ardinoto, Nga (Ty) Lopez, Bertha Medina, Brónagh Murphy, Jason Victor. Irina SergeevaとSonia Josephのリソース管理にかかわる支援にも感謝したい．出版・総務・翻訳局が提供してくれた優れた制作・出版・翻訳・販売にかかわる支援についても同様である．特に次の方々の貢献に対してはお礼を申し上げたい．Mary Fisk, Stephen McGroarty, Nancy Lammers, Santiago Pombo-Bejarano, Denise Bergeron, Janet Sasser, Jose de Buerba, Mario Trubiano, Alison Reeves, Mayya Revzina, Cecile Jannotin, Hector Hernaez．本のデザインや図表を担当したのはDebra NaylorとGerry Quinnである．さらに，以下の方々にはチームに対する親切な支援について感謝したい．Ivar Cederholm, Jean-Pierre Djomalieu, Sharon Faulkner, Vivian Hon, Gytis Kanchas, Rajvinder (Dolly) Kaur, Alexander Kent, Esabel Khoury, Nacer Megherbi, Thyra Nast, Jimmy Olazo, Nadia Piffaretti, Carol Pineau, Jean Gray Ponchamni, Swati Priyadarshini, Janice Rowe-Barnwell, Merrell Tuck-Primdahl, Constance Wilhel．専門家として地図を制作してくれたJeffrey Lecksellに感謝する．世界銀行のニューヨーク事務所のDominique BicharaとTania Meyerを含む方々，およびWDRの世界中における協議を支援してくれた同僚の努力に対してお礼を申し上げる．これには世界銀行の以下のような世界中の諸国の事務所の方々が含まれる．アフガニスタン，ベルギー，中国，コロンビア，コンゴ民主共和国，エジプト，エチオピア，ハイチ，インド，インドネシア，イラク，イタリア，日本，ケニア，レバノン，マリ，メキシコ，ネパール，パキスタン，ルワンダ，サウジアラビア，南アフリカ，スーダン，東ティモール，ヨルダン川西岸・ガザ，イエメン．

用語解説

組織暴力（Organized violence）――集団による物理的な力の利用ないしその脅威．他の国家や市民に対する国家の行動，内戦，対立する側の間の選挙暴力，地域・民族・宗教・その他の集団特性・競合する経済的利害などに基づくコミュニティ間の紛争，ギャング・ベースの暴力や組織犯罪，イデオロギー的な目的を有する国際的な非国家の武装運動を含む．開発にとっては重要な話題ではあるが，本書では家庭内や対人的な暴力は対象外とする．時によって，このような理解による組織暴力の略称として，暴力とか紛争と言うことがある．多くの諸国では，非国家の武装運動によるテロリスト攻撃など特定の形の暴力は刑法に服する問題として取り扱われている．

暴力の反復的連鎖（Repeated cycles of violence）――20-30 年間に 1 回以上の組織暴力を経験している諸国ないし国内地域．

ストレス（Stresses）――組織暴力と相関関係にある政治・社会・安全・経済にかかわるリスク．制度が弱いという特徴をもった環境下で複合的なストレスが作用する場合に，暴力は発生する可能性が高くなる．ストレスは対内的なこと（各国のコントロールできる能力内にとどまること）もあれば，対外的なこと（地域的ないし世界的なダイナミクスに由来すること）もある．

信頼（Confidence）――暴力によって分断された市民グループ間，市民と国家の間，国家とその他の利害関係者（隣国，国際パートナー，投資家）との間の信頼．

期待（Expectations）――人々が将来やそれが自分・家族・コミュニティにどう影響するかに関して判断を下す方法．暴力の実績を受けて低い信頼しか形成されていない状況下では，期待が過度に低かったり，あるいは逆に過度に高かったりすると，政府の政策にとっては問題が生じることがある．

エリート間協定（Elite pacts）――政治的・軍事的・経済的な力の保有者による公式あるいは非公式な協定．このような協定はしばしば強制や庇護を通じて執行され，典型的には個々の合意に基づいて「個人化」されている．歴史を通じてエリート間協定を形成する動機になる重要な要因は，暴力を抑止し，協定メンバーの財産や経済的利害および機会を確保しておきたいという願望であった．本報告書では次のように主張している．すなわち，エリート間協定で短期的な安全は提供できるが，協定が広がり，制度的な転換を伴わない限り，暴力は往々にして再発する．

制度（Institutions）――公式および非公式の「ゲームのルール」．公式ルール，成文法，組織，非公式な行動規範，共有の信念，このような規範を実施・執行するために存在している組織形態などが含まれる．制度は暴力を促進する利害，インセンティブ，行動を形作る．エリート間協定とは違って，制度は非人格的であり，特定のリーダーの存在いかんにかかわらず機能し，したがって，暴力に対する持続的な強靭性に関して大きな保証を提供

し続ける．制度は地方・国家・地域・世界という社会のすべてのレベルで作用している．

脆弱性と脆弱な状況（Fragility and fragile situations）――国家ないし制度が市民グループ間や市民と国家の間の関係を調停する能力，説明責任，あるいは正当性を欠いていて，それが暴力に無防備になっている状況．本報告書のために行われた研究では，制度的な脆弱性と紛争リスクの間には密接な結び付きがあることが強調されている．

正当性（Legitimacy）――標準的には，この用語は社会的・経済的・政治的な取り決めや結果が適正で正しい，という幅広い基盤を有する信条を意味する．この概念は典型的には制度に適用されている．正当性はさまざまな当事者間で信頼や確信を構築することによって獲得される．正当性の形態にはプロセスの正当性（決定が行われる方法に関係する），パフォーマンスの正当性（公共財の提供を含む行動に関係する），国際的な正当性（国際法が国家の責任であるとみなしている価値観や責任の遂行に関係する）が含まれる．

能力（Capacity）――コアな機能を効率的かつ効果的に遂行する制度の能力．国家がこの能力を欠いていると，組織暴力を誘発する可能性のあるストレスを緩和することができない．

説明責任（Accountability）――制度が市民に対して感応的になれる能力．これには以下が含まれる．総合的な選好に従うこと，必要な情報を開示すること，意思決定に市民の参加を許容すること，公に認識されている規範や手続きに基づいて市民による高官の制裁を許容すること．

市民の安全（Citizen security）――物理的な暴力からの自由と暴力の恐怖からの自由の両方．社会のすべてのメンバー（当該国の国民であるか否かにかかわらず）の生活に適用され，家庭・職場・国家・社会の他のメンバーとの政治的・社会的・経済的な相互作用における安全を包括する．「市民の安全」は人間の安全と同じように，暴力を阻止し，それから回復する努力の中心に市民を据える．

正義 / 司法と包容性（Justice and inclusion）――本報告書では justice を 2 つの意味で用いている．第 1 の使い方（「正義」）では広くもたれている公平性の概念を指す．これは社会ごとに異なるものの，普遍的に識別可能な概念であり，公正なプロセスと政治力・資源・機会・制裁の分配における正当な結果という概念を帯びている．第 2 の使い方（「司法」）はより具体的である．社会がメンバーの行動を統治するために作ったルールにかかわる，侵害の申し立てや解釈の相違を巡って発生した，紛争を解決するのに重要な制度のことである．また，その結果として，官民の行動を形作る規範の枠組み（法律やルール）の強化に重要な制度でもある．これには暴力の阻止ないしそれからの脱却に最も重要な司法制度の要素が含まれる．すなわち，コアな刑事司法機能――組織暴力に結び付いた行為を公正に捜査・訴追・罰する警察・法廷・行刑制度の能力――と，暴力に貢献した基本的な紛争の対処に必要な制度（例えば，土地や財産の紛争解決に対処する制度など）が必要である．

移行の動因（Transition moments）――暴力を阻止する，あるいはそれから回復するため

の新たな努力が可能になる事件．これには深くて広範囲にわたる変化（例えば，終戦，深刻な国家の危機，長期政権後の政権交代など），あるいはもっと限定的な変化（新しい政府改革案や重要な役職者の変更，社会のさまざまな行為者間の交渉や連合形成，暴動・軍事的敗北，自然災害・重要な政治記念日など社会の反響を呼ぶ事件など）の機会を含む．

協調的で十分に包容的な連合（Collaborative, inclusive-enough coalitions）――このような連合はエリート間協定とは異なり，地方政府・企業・労働・市民社会運動，場合によっては野党など，社会のより広範な部分を含む．連合は次のような場合に「十分に包容的」であるといえる．すなわち，信頼を回復し，制度を転換し，前向きな変化に向けて継続的な弾みを生み出すのに必要な当事者を巻き込む場合である．また，例えば，議席増加を理由に，あるいはグループや個人が虐待に関与したかどで，一部のグループを排除するのに地方的な正当性がある場合である．

シグナリング（Signaling）――本報告書の文脈では暴力のリスクを増大させている政策――過去の政策――から決別する意図を表明することである．シグナルは支援の連合を動員することを企図するもので，声明や行動――例えば要人の指名や治安部隊の再配備など――を通じて発することができる．

公約メカニズム（Commitment mechanisms）――過去の政策と決別する意図が覆されることはない，ということを関係者に納得させる方法．これには合意を実施ないしモニターするために，独立的な職務を創設することが含まれる．

早期成果（Early results）――暴力の危機を阻止する，ないしそこから回復する政策の変更を発表してから最初の 100 日間および最初の 1 カ月間に実現した安全・正義・包容性・経済的機会・サービスにかかわる目に見える改善．

改革の順序付けと優先順位付け（Sequencing and prioritizing reforms）――社会が最初に行う変更，後で取り組む変更それぞれの種類と範囲，変更を達成する時間枠の決定．

実際的で最適なアプローチ（Pragmatic, best-fit approaches）――成果を達成するのに技術的には最低コストの選択肢とはいえないが，地方・政治・安全・制度の現実に適合しているプログラム・制度・改革．

制度の転換（Transforming institutions）――暴力のリスクに対する強靭性を高める「ゲームのルール」を時間とともに開発する．これには法律，組織，行動規範，共有されている信念（平和的・合法的に行動することを選択する個人がもたらす利益がコストを凌駕することが確保されるというもの）が含まれる．

方法論注

暴力の防止とそれからの回復に関する教訓を研究するに当たって最大の難問の 1 つは，統計能力が低いことに加えて，安全とアクセスに対する難題があるために，入手可能な定量的および定性的データが欠如していることである．世界銀行の包括的なデータセットのなかでさえ，暴力に最も影響されている諸国はしばしばデータの登録を空欄のままにしている．世論調査，家計調査，政策のインパクト評価，プロジェクト介入策なども，暴力の影響を受けた諸国・地域では限定的である．

内戦に関して増加している文献は暴力を防止したり，それから回復したりするための政策よりも，その原因に焦点を当てており，組織犯罪の暴力に関する分析はあまり入手可能ではない．しかし，過去 10 年間，平和構築，国家建設，紛争防止，復興・安定化活動，紛争からの回復に関する学際的な研究（政治学，経済学，社会学，心理学，安全保障など）や政策文書の増加から本報告書は利益を享受している．これは次のような複数の出典からの大規模なデータセットで補完されている．すなわち，スウェーデンのウプサラ大学紛争データ・プログラム，オスロ国際平和研究所，人間の安全保障報告プロジェクト，各国出典の殺人データ，国連麻薬犯罪事務所（UNODC），世界保健機関（WHO），武力紛争の場所・事象データベースからの紛争事象とデータの地理空間的なコード化，ノルウェーの労働社会研究所（Fafo）が実施した調査に加えて地域的なバロメーターからの世論調査など．

暴力と開発の話題は学問や政策の領域を超越しているので，本報告書においては重要な用語について共通の理解をもって使うことが重要となっている（用語解説を参照）．このプロジェクトのために，尊敬されている学術研究者が執筆した背景論文が，制度と暴力の関係について有意義な新しい計量経済的な業績を生み出しており，それはさらに各国や各地域の事例研究や協議で補完されている．

経験から学ぶ：世界的な会話を生み出す

世界中の多様な地域で暴力と戦っている地域的・国際的な政策立案者に加えて，各国の改革者，市民社会や民間部門のリーダーとの世界的な会話を生み出すことによって，WDR チームは研究を補完しようとした．同チームはこのような会話を「伝統的な」経済協力開発機構（OECD）に加盟しているドナーや世界銀行の多国間パートナーを明らかに超えて広げることに努め，各国の改革者，中所得国の政策立案者，地域機関，外交・安全保障面でのパートナーを関与させることができた．このような会話には以下が含まれる．

- 目下暴力的な紛争に影響されている，あるいは最近何とかそれから脱却するに至った約 20 の低・中所得の国や地域の，政府指導者，市民社会，民間部門，メディア，国際的な主体との協議や複数の利害関係者との間での円卓会議．訪問した国や地域には以下が含まれる．アフガニスタン，オーストリア，オーストラリア，ベルギー，カナダ，中国，コロンビア，コンゴ民主共和国，デンマーク，エジプト，エチオピア，フランス，ドイツ，ハイチ，インド，インドネシア，イラク，イタリア，日本，ケニア，レバノン，マリ，メキシコ，ネパール，オランダ，ノルウェー，パキスタン，ルワンダ，サウジアラビア，南アフリカ，スペイン，スーダン，スウェーデン，スイ

ボックス 1　2011WDR の諮問委員会

WDR2011 諮問委員会は WDR プロセスが始まった段階で開催され，報告書から浮上してきていたメッセージや勧告に関してチームと意見交換を行った．同委員会は，紛争の防止とそれからの回復に関して深い経験を有する，多様で横断的な国，地域，多角的機関，市民社会のリーダーで構成されている．同諮問委員会は報告書作成プロセスの期間中に，2009 年 9 月（ワシントン DC），2010 年 2 月（エチオピアのアジス・アババ），2010 年 9 月（北京）の 3 回開催された．諮問委員会のメンバーは招集権限をもって，世界中における地域的な協議として WDR チームによる首都訪問を支援した．WDR のテーマに関する彼らの思いに基づいて，本報告書には諮問委員会メンバーの個人的な意見を反映した個別の論文も盛り込まれている．このような論文を掲載したボックスには，個別メンバー自身の紛争関与からの教訓や，専門知識に基づく話題性のある議論が盛り込まれている．

諮問委員

Madeleine Albright，オルブライト・ストーンブリッジ・グループ会長；元アメリカ国務長官

Louise Arbour，国際危機グループ理事長；元国連人権高等弁務官

Lakhdar Brahimi，アフガニスタンおよびイラク国連事務総長特別代表

Mohamed Ibn Chambas，アフリカ・カリブ海・太平洋諸国事務局長

Paul Collier，経済学教授，オックスフォード大学

Nitin Desai，社会経済問題担当の元国連事務次長

Carlos Alberto dos Santos Cruz，元国連ハイチ平和維持使節団司令官

Martin Griffiths，元人道対話センター理事

Mohamed "Mo" Ibrahim，モー・イブラヒム財団創設者・セルテル社創設者

H. E. Paul Kagame，ルワンダ大統領

Ramtane Lamamra，アフリカ連合平和安全保障担当理事

Louis Michel，ヨーロッパ議会議員

Jorge Montano，Asesoría y Análisis（コンサルタント会社）社長；元駐米メキシコ大使

Jay Naidoo，栄養向上のためのグローバル同盟議長；元南部アフリカ開発銀行会長

Kenzo Oshima（大島賢三），国際協力機構副理事長

Surin Pitsuwan，ASEAN 事務総長

Zeid Ra'ad Al-Hussein，ヨルダン国連大使

Marta Lucía Ramirez de Rincón，Fundacíon Ciudadanía en Acción（財団）理事長；コロンビアの元国防大臣

H. E. Ellen Johnson Sirleaf，リベリア大統領

Dmitri Trenin，カーネギー国際平和基金モスクワ・センター所長

Wu Jiamin（呉建民），上海国際問題研究センター所長

H. E. George Yeo，シンガポール外務大臣

ス，東ティモール，イギリス，アメリカ，ヨルダン川西岸・ガザ，イエメン．

- 多様な経験と地域的な行動の視野や重要性を探究するための政策立案者や専門家との地域的な議論で，これには以下が含まれる．アフリカ連合および国連アフリカ経済委員会とアジス・アババで共催した 2 回のワークショップ，ASEAN がジャカルタで主催した会議，メキシコ・シティにおける地域的なワークショップ，ベイルートにおける中東・北アフリカの地域的なワークショップ，EU とブリュッセルで共催した会議である．
- 挑戦にかかわる政治・安全保障・開発・人道の面からみたダイナミクスに関する国連システムとの協調と意見交換．国連の総会，安全保障理事会，経済社会理事会

（ECOSOC），事務局，国連の諸機関，各基金，プログラム等とは，数多くの意見交換行っている．チームは次のようなところとも協力している．平和構築と国家建設に関する国際対話，OECD 紛争と脆弱性に関する国際ネットワーク，北大西洋条約機構（NATO），アフリカ開発銀行，アジア開発銀行，米州開発銀行等．

- 政策立案者，専門家，非政府組織（NGO），民間部門代表者などから教訓を獲得するため，次のような各首都において協議を実施した．ベルリン，北京，ベルン，カイロ，コペンハーゲン，デリー，ハーグ，ヘルシンキ，ジャカルタ，ジェッダ，ロンドン，メキシコ・シティ，オスロ，オタワ，パリ，ローマ，ストックホルム，東京．
- WDR2011 年版は新しい思潮の反響板として指導者や実務家で構成される諮問委員会を設置しており，紛争に影響されている諸国における政策策定の現実に関する実際的な助言を同委員会委から享受している（ボックス 1）．
- 学者，政策立案者，NGO 代表者などの知識と経験を活用すべく，他の多角的なシンクタンク，学術研究所，地域機関と共同で，WDR についてブレーンストーミングも行われている．

継続的な会話を育む

この WDR はコミュニケーションを重視している．その目的が最初から，単に情報提供するだけではなく，複数の政策コミュニティに接触し，紛争にかかわるトレンドの理解を深め，紛争の取り組み方法について実際的な変化を促進することにあったからである．挑戦を明確にし，政策処方をテストし，より具体的な提案を推奨するという目的をもって，時とともに弾みを付けるべく，これまでの報告書よりも長期的な戦略を示唆している．大規模な広報プログラムが報告書の内容に寄与するとともに，従来の WDR よりもずっと早くコミュニケーション・プロセスを開始することにつながった．この WDR は脆弱性と紛争に関する公開議論を拡大するために，ビデオ，ウェブ，ソーシャル・メディアなどを広範に利用している．本報告書で使ったデータ，テーマ別の背景論文，WDR のための紛争事例研究，ビデオ材料，ブログ，ツイッター・フィードなどを特集した双方向ウェブサイトが立ち上がっている（WDR のブログとツイッターのサイトはそれぞれ次の通りである．http://blogs.worldbank.org/conflict と http://twitter.com/wbConflict）．

略語およびデータ注

略語

AC	諮問委員会（『世界開発報告 2011』）
ACLED	武力紛争場所・事象データベース
ADB	アジア開発銀行
AfDB	アフリカ開発銀行
AFSIS	ASEAN 食料安全保障情報システム
AKDN	アーガー・ハーン開発ネットワーク
ANC	アフリカ民族会議
ASEAN	東南アジア諸国連合
AU	アフリカ連合
AUC	コロンビア自衛軍連合
AUPSC	AU 平和安全保障理事会
AusAID	オーストラリア国際開発庁
Austrac	オーストラリア取引報告分析センター
AZAPO	アザニア人民機構（南アフリカ）
BRA	アチェ再統合機関
BRAVO	忘却に対抗する万人のための出生届け
CDC	アメリカ疾病予防管理センター
CCAI	統合措置調整センター（コロンビア）
CDD	コミュニティ主導型開発
CICIG	グアテマラにおける免責問題対策国際委員会
CODESA	民主南アフリカ会議
CPA	包括和平合意
CPA	連合国暫定当局（イラク）
CPIA	国別政策・制度評価
CV	変動係数
DAC	開発援助委員会
DDR	武装解除・動員解除・社会復帰
DESEPAZ	開発・安全・平和
DfID	国際開発庁（イギリス）
ECOSOC	国際連合経済社会理事会
ECOWAS	西アフリカ諸国経済共同体
ECSC	ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体
EFCC	経済金融犯罪委員会
EGSC	経済統治運営委員会
EITI	採取産業透明性イニシアティブ
ELN	国民解放軍（コロンビア）
ETA	バスク祖国と自由（スペイン）
EU	ヨーロッパ連合
Fafo	労働社会研究所（ノルウェー）
FAO	国連食糧農業機関
FARC	コロンビア革命軍
FATA	連邦直轄部族地域（パキスタン）
FATF	金融活動作業部会
FDI	外国直接投資
FINCEN	金融犯罪取締ネットワーク（アメリカ）
FINTRAC	金融取引報告書分析センター（カナダ）
FIU	金融情報部門
FMLN	ファラブンド・マルティ民族解放戦線（エルサルバドル）
FRELIMO	モザンビーク解放戦線
GAM	自由アチェ運動
GDP	国内総生産
GEMAP	統治経済管理支援プログラム
GMS	大メコン圏地域
GIS	地理情報システム
GNI	国民総所得
HNP	ハイチ国家警察
IADB	米州開発銀行
ICRC	赤十字国際委員会
ICRG	国際国別リスク・ガイド
IDA	国際開発協会
IDP	国内避難民
IFAD	国際農業開発基金
IFC	国際金融公社
IFI	国際金融機関
IMF	国際通貨基金
INCAF	紛争と脆弱性に関する国際ネットワーク
IRA	アイルランド共和軍
ISAF	国際治安支援部隊（アフガニスタン）
KDP	ケカマタン開発プログラム（インドネシア）

KP	カイバル・パフトゥンハー州（パキスタン）
MDG	ミレニアム開発目標
MDRP	多国間動員解除・社会復帰プログラム（アフリカ）
MDTF	マルチ・ドナー信託基金
MINUSTAH	国連ハイチ安定化使節団
MONUC	国連コンゴ民主共和国使節団
MOU	了解覚書
NATO	北大西洋条約機構
NCP	国民和解党（エルサルバドル）
NGO	非政府組織
NSP	国家連帯プログラム（アフガニスタン）
NTGL	リベリア国民暫定政府
ODA	政府開発援助
OECD	経済協力開発機構
ONUMOZ	国連モザンビーク活動
PAC	汎アフリカ主義会議（南アフリカ）
PCNA	紛争後ニーズ評価
PEM	財政管理レビュー
PRIO	平和研究所（オスロ）
RAMSI	ソロモン諸島地域援助使節団
RENAMO	モザンビーク民族抵抗運動
SADC	南部アフリカ開発共同体
SALW	小型軽量武器
SOCA	重大組織犯罪対策機構（イギリス）
SMS	ショート・メッセージ・サービス
STAR	盗難資産回収イニシアティブ
START	安定化・復興作業部会（カナダ）
SPF	国家建設・平和構築基金（世界銀行）
UN	国際連合
UNCTAD	国連貿易開発会議
UNDP	国連開発計画
UNDPA	国連政治局
UNDPKO	国連平和維持活動局
UNHCR	国連難民高等弁務官事務所
UNICEF	国連児童基金
UNIFEM	国連婦人開発局
UNOHCHR	国連人権高等弁務官事務所
UNMIL	国連リベリア使節団
UNODC	国連薬物犯罪事務所
UNOGBIS	国連ギニアビサウ平和構築支援使節団
UPPBC	国連平和構築委員会
UNPBF	国連平和構築基金
UNSC	国連安全保障理事会
UNSCR	国連安全保障理事会決議
USAID	アメリカ国際開発局
WDR	世界開発報告
WFP	世界食糧計画
WGI	世界統治指標
WHO	世界保健機関

定義およびデータ注

本報告書の地域別および所得別のグループに含まれている諸国は，主要世界開発指標の最後にある「国の分類」に列挙されている．所得別の分類は 1 人当たり国民総所得（GNP）に基づいており，本年度版に使われた所得別分類の水準は主要世界開発指標の序に示されている．図表中に示されているグループの平均値は特記がない限り，グループ内に属する諸国の単純平均値である．

経済圏について**国**という用語を使用しているが，世界銀行がその領域の法的ないしそのほかの地位について，何らかの判断をしているということを意味するものではない．**途上国**という用語は低所得国と中所得国を含み，したがって，便宜上，中央計画経済からの体制移行国を含むこともある．

ドルの数字は特記がない限り，名目の米ドル表示である．**ビリオン（10 億）**はミリオン（100 万）の 1,000 倍，トリリオン（兆）はビリオンの 1,000 倍を意味する．

目次

序文 iii
謝辞 v
用語解説 vii
方法論注 x
略語およびデータ注 xiii

概観 3
前文 3

パート 1：暴力の反復的な連鎖がもたらす挑戦課題 4
21 世紀の紛争と暴力は 20 世紀の型には当てはまらない開発問題である 4
紛争の悪循環：安全と正義，及び雇用へのストレスが脆弱な制度と一緒になった場合 8

パート 2：各国レベルで暴力の連鎖を打破するためのロードマップ 12
信頼を回復し，市民に安全と正義，及び雇用を提供する制度に転換する 12
国家という主体のための実際的な政策とプログラムへの手段 17

パート 3：暴力のリスクを削減する：国際的な政策の方向 25
軌道 1：市民の安全と正義，及び雇用を通じて暴力防止のための特別援助を提供する 28
軌道 2：国際機関における手続きやリスクと成果の管理を転換する 31
軌道 3：脆弱な国家に対する外からのストレスを削減すべく地域的・世界的に行動する 34
軌道 4：国際政策と援助にかかわる状況の変化を反映させて，低・中・高所得国や世界的及び地域的な機関からの支援を動員する 35

世界開発報告の枠組みと構成 40

PART I 挑戦 43

1 反復的暴力が開発を脅かす 45
国家間の戦争や内戦は 1990 年代初めにピークを打ってから減少している 45
現代の暴力はさまざまな形態を取りながら反復的・連鎖的に押し寄せてくる 47
暴力が開発に及ぼす影響は甚大である 52
反復的な暴力は共通の挑戦課題である 59

2 暴力に対する脆弱性 63
多種多様なストレスが暴力のリスクを高めている 63
制度的な正当性の弱さと暴力の悪循環 74

PART II 国家的・国際的な対応からの教訓 83

3 暴力から強靭性へ：信頼を回復し制度を転換する 85
制度の転換はなぜそれほど困難なのか 85
暴力を脱して強靭性を発展させる 88
あまりに多くを，あまりに性急に期待するな 94
多種多様な状況への適合 96

4 信頼を回復する：瀬戸際から決別する 105
各国の改革者から教訓を引き出す 105
十分に包容的な連繋 106
早期成果を実現する 114

5 市民に安全と正義，及び雇用を提供するために制度を転換する 127
制度転換のペース設定と順序 127
市民の安全 131
司法 135
雇用 140
体系的に，しかし漸進的にどうすべきか 145
連続的なプロセスとしての制度的転換 152
6 信頼醸成と制度転換に対する国際支援 157
外部支援の約束と危険性 157
国際システムの変遷 157
信頼を醸成する 161
制度的な転換を支援する 168
二重の説明責任と行動のリスク管理 174
国際的な関与の教訓 178
7 外部からのストレスを緩和するための国際的措置 183
治安面での外部ストレス 184
外部からの経済ストレス 188
資源のストレス 194
グローバルと国家の中間で：地域的なストレスと地域的な支援 197

PART Ⅲ 実際的な選択肢と勧告 207

8 各国別の実際的な指針と選択肢 209
調理法のレシピではなく，原則と選択肢 209
持続的な暴力防止と復興のための基本原則と各国固有の枠組み 209
信頼醸成に対する実際的なアプローチ 212
早期の成果を制度の転換に連動させるプログラム・アプローチ 215
外部からの要因：外部からのストレスを削減し外部の支援を動員する 223
9 国際支援の新しい方向 229
軌道 1：市民の安全と正義及び雇用に投資することによって暴力の反復的な連鎖を防止する 230
軌道 2：国際機関の内部システムを改革する 235
軌道 3：外部からのストレスを削減する：新しい地域的・世界的な措置 241
軌道 4：低・中・高所得国や世界的及び地域的な機関からの支援を動員する 245
継続的な世界学習プラットフォーム 248
注 250
参考文献についての注 274
参考文献 276
主要指標 2011 307
主要開発指標 313
索 引 335

ボックス

1 2011WDR の諮問委員会 *xi*
1.1 国家間戦争と内戦――1900 年から現在まで *46*
1.2 西アフリカにおける不安定性，政治的暴力，麻薬違法取引 *51*
1.3 暴力的な犯罪と不安定性は高価な経済的コストを強要する *59*
2.1 暴力に関する経済的・政治的な理論と本報告書 *65*
2.2 超国家的な組織犯罪と麻薬の違法取引がもたらすストレス *66*
2.3 中央アフリカにおける紛争の波及 *68*
2.4 外的ストレス：マラの国外追放 *69*
2.5 失業は暴力を引き起こすか？ 賛否両論 *70*
2.6 同等の経済的要因は，政治的紛争と極端な水準の暴力的組織犯罪のリスクを生み出すか？ *71*
2.7 人々は公正さを期待し不公平さを罰する *72*
2.8 人権侵害と将来の紛争リスク *73*
2.9 制度と暴力のリスクに関する定量的研究 *75*
2.10 脆弱性，弱い制度・統治と暴力 *77*
3.1 脆弱国家における非現実的な期待は発展にとって障害となる *86*
3.2 時期尚早の荷重負荷 *87*
3.3 制度転換が急速な時期には暴力が増加することがある *89*
3.4 暴力防止に関する WDR の枠組みと理論 *91*
3.5「最適な」改革 *93*
3.6 制度的な転換における最速の発展――現実的なレインジの推定 *95*
3.7 楽観論あるいは希望的観測？ *96*
3.8 状況固有の挑戦と機会のスペクトル *97*
3.9 南アフリカの移行からの教訓：信頼を回復し制度を転換する *101*
4.1「すべての政治は地方から」 *108*
4.2 ロサンゼルスにおけるギャング関連の殺人 *109*
4.3 経済管理のためのシグナルと公約：リベリアの GEMAP *112*
4.4 パキスタン：変化についてシグナルを送るために予算を使う *113*
4.5 ハイチにおける早期の信頼醸成――挑戦と反省 *115*
4.6 信頼を回復するには目に見える結果が２つ３つ必要なだけである：内戦，組織犯罪の暴力，国内の地域的な暴力の事例 *116*
4.7 多種多様な部門とコアになる目標 *118*
4.8 アフガニスタンではコミュニティ主導型開発が国家と社会の関係を強化している *119*
4.9 ネパール：他人を連れ込む――教育における政府能力を補完する *120*
4.10 ナイジェリア：治安部門における非政府能力の長所とリスク――バカシ・ボーイズ *121*
5.1 漸進的に経済改革を実験するという中国のアプローチ *128*
5.2 制度構築には時間がかる．最初にやるべきことを最初にしよう――市民の安全と正義及び雇用 *129*
5.3 暴力に対して政治・治安・開発の面で調整された対応策――ラテンアメリカにおける都市部の暴力・地域の暴力・組織犯罪の暴力からの教訓 *130*
5.4 コロンビアにおける文民監視と民主的治安政策の確立 *132*
5.5 困難な状況下におけるハイチでの警察の改革 *135*
5.6 ラテンアメリカにおける革新的な法廷解決策 *137*
5.7 腐敗に対抗する経験 *139*
5.8 コソボとルワンダにおける価値連鎖の発展 *141*
5.9 技術的には完璧ではないが状況に対しては頑健：レバノンにおける最適な電力の供給 *142*
5.10 女性の経済的エンパワメント：ネパールにおける女性のエンパワメント・プログラム *145*
5.11 制度転換のペースを整える *147*
5.12 権限委譲や分権化は紛争管理に役立つが，漸進的に実施する方がいい *148*
5.13 開発アプローチによっては最も脆弱な環境下でも女性をエンパワーすることができる *151*
6.1 国際支援の利益：モザンビーク *158*
6.2 暴力の防止と対応に関する費用効果的なアプローチとしての長期的な調停に投資する *162*
6.3 エスカレーションの防止：2003-04 年のガーナにおける対話と妥協 *164*
6.4 国内外の制度的パートナーシップ――グアテマラにおける CICIG *165*
6.5 迅速な行動？ ガーナはリベリアで電力の復旧を助ける *166*
6.6 アーガー・ハーン開発ネットワーク：地方の知識，長寿，現実的な期待 *169*
6.7 ストップ・アンド・ゴーの援助：主要脆弱国における変動性 *170*
6.8 最善慣行として費用見積もりを公表する？透明性と共謀の間のトレードオフ *173*
6.9 多国間信託基金：アフガニスタンと南スーダン *177*
6.10 西アフリカにおける暴力防止と復興に対する国際支援は不均一 *181*
7.1 多国間動員解除・社会復帰プログラム：地域的な暴力への取り組み *185*
7.2「紛争ダイヤモンド」のキンバリー・プロセス *187*
7.3 コカイン違法取引の経済学 *187*
7.4 多数の禁止に向けた取り組み：南北アメリカにおけるコカイン *189*
7.5 専門家の意見：暴力を削減するために規制された麻薬の合法化 *190*
7.6 世界銀行が資金供与したプロジェクトで，腐敗を抑制するために顧客諸国とパートナーを組む *193*
7.7 オーストラリア犯罪委員会の高リスク資金移動戦略 *194*
7.8 食料不安にかかわる地域的・世界的なアプローチの増大 *195*
7.9 土地に対する世界のアプローチ *197*
7.10 規範設定と暴力防止における地域の機関やイニシアティブの役割 *198*
7.11 サービスを地域的にプーリングする *201*
7.12 平和に共通の経済的利害を生み出すヨーロッパの早期措置 *202*
8.1 南アフリカ（1990-94 年）とコロンビア（2002 年以降）における信頼醸成 *216*

8.2 コミュニティ・レベルのプログラム設計を各国の状況に適合させる：アフガニスタン，ブルンジ，カンボジア，コロンビア，インドネシア，ネパール，ルワンダ *222*
8.3 リベリアとモザンビークにおける腐敗防止アプローチ *223*
8.4 ハイチとナイジェリアにおける腐敗と資金洗浄を防止するための二国間協力 *225*
8.5 国際的な人道援助から地方制度への段階的な移行：アフガニスタンと東ティモール *227*
9.1 暴力の防止：市民の安全と司法改革への投資を優先する国のアプローチ *233*
9.2 柔軟な平和維持取り決め *240*
9.3 暴力を防止する：市民の安全と司法改革への投資を優先する *242*
9.4 規範設定や暴力防止における地域的な組織とイニシアティブの役割 *247*

フィーチャー

概観

1 暴力はどのように変化しているか *5*
2 ストレスが高くて制度が弱い＝暴力のリスクが高い *9*
3 市民の安全と正義及び雇用のための信頼醸成・制度転換にかかわる各国の経験 *15*
4 コアな手段 *18*
5 コミュニティ・レベルのプログラム設計を国の状況に適合させる *24*
6 暴力の影響を受けた諸国に対する国際援助のパターン *27*
7 国際機関における内部改革 *32*
8 地域的なイニシアティブと規範及び基準 *37*

各章

1 現代の組織犯罪の相互連結し変転してやまない性格 *60*
2 ネパール：ストレスと制度と暴力及び正当性 *80*
3 コロンビアで治安を回復する *99*
4 インドネシア：アチェで信頼を回復する *123*
5 中央アメリカにおける暴力――制度的転換の深さが重要 *154*
6 2つの援助プログラムの物語――リベリアとギニア・ビサウ *179*
7 中央アジア：外からの圧力と外部からの援助 *203*

図［B：ボックス，F：フィーチャー］

F1.1 内戦に伴う死者は減少している *5*
F1.2 組織犯罪の暴力が和平プロセスを脅かす *6*
F1.3 貧困の格差は暴力に影響された諸国とそうでない諸国の間で拡大している *6*
F2.1 紛争の推進動因に関する市民の見方はどうか？ *9*
F2.2 何が人々を反政府運動やギャングに参加させるのか？ *9*
2.1 脆弱性・暴力から市民の安全と正義及び雇用にかかわる制度的な強靭性への移行 *13*
F6.1 西アフリカでは国際支援は不均一――紛争後支援は防止支援を凌駕する *27*
F6.2 援助の変動性は暴力の持続期間とともに増大する *27*
F6.3 断続的な援助：主要な脆弱国における変動性 *27*
3.1 脆弱で紛争経験という環境に関与したドナーにとっては二重の説明責任というジレンマがある *28*
3.2 海外主体が国家の制度転換を支援できるように，治安・開発・人道の領域を横断的に組み合わせた措置 *29*
1 『世界開発報告 2011』の枠組み――暴力に対する強靭性を構築する *40*
B1.1.A 内戦は 1990 年初めにピークを打って，それ以降減少している *46*
B1.1.B 内戦の死者数も減少傾向にある *46*
1.1 ギャングと麻薬の違法取引は世界的な懸念事項 *47*
1.2 テロの犠牲者 *49*
1.3 中央アメリカでは政治的な平和にもかかわらず，犯罪的な暴力が増加傾向にある *52*
1.4 暴力は家族にさまざまな形で苦しみをもたらす：暴力が近親者にもたらした過去 3 年間の経験に関する調査に対する回答 *53*
1.5 暴力の影響を受けた諸国と暴力を経験していない諸国の間で貧困の格差が拡大している *54*
1.6 暴力が MDG 達成にとって重大な制約になっている *56*
1.7 暴力影響国とそうでない国との間では幼児死亡率の格差が拡大 *57*
1.8 暴力が成長に及ぼす影響は劇的かつ永続的である *58*
B2.6 反乱運動とギャングは同じような動機で人々を誘引している *71*
2.1 何が人々をイデオロギー的に過激な運動に参加させるのだろうか？ *74*
2.2 食料価格の抗議および関連暴力は脆弱国家に集中している *76*
B2.10 脆弱なままの諸国は内戦を経験する可能性が非常に高かった *77*
2.3 暴力・エリート間協定・弱い制度の悪循環と反復的な暴力に対する脆弱性 *79*
B3.3 混乱期における殺人：ソ連の例 *89*
3.1 WDR の枠組み：制度的な強靭性を強化するための行動の反復的な循環 *90*
F3 公共サービスと安全性に関しては大衆の信頼が劇的に改善した *100*

B4.8 官吏は全村人の利益のために働いているか？ *119*
B5.13.A コミュニティ生活における女性の役割に関する意見：「男女の両方から尊敬されている女性が村にいるか？」 *151*
F5b 中央アメリカ諸国における殺人率 *154*
6.1 西アフリカにおける国際支援の不均一性――紛争後支援が防止のための切り札となる *160*
B6.7.A 暴力を経験した諸国では援助の変動性が高くなっている *170*
B6.7.B 1 人当たりの援助支出（債務免除と人道援助を除く）の年変化率 *170*
B6.8.A 入札価格の近接性は共謀がなければ考えられない *173*
6.2 国民国家に対する国際支援――二重の説明責任のジレンマ *175*
9.1 援助の形態をリスクに適合させる *238*

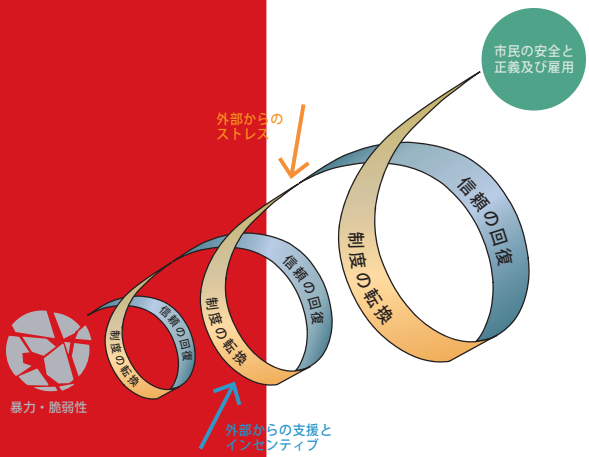
地図［B：ボックス，F：フィーチャー］

B1.2 西アフリカにおける麻薬違法取引と紛争下の暴力（1990-2009 年） *51*
地図 A 国境をまたぐ政治的な暴力が中央アフリカ全体に広がっている *68*
地図 A ネパールにおける政治的暴力の震源地シフト *81*
F5a 中央アメリカにおける反復的暴力 *154*
B7.4 南北アメリカにおける麻薬に対抗する国際協調の（分断された）現状 *189*
地図 7.1 水の入手可能性，脆弱性，アフリカの河川流域における紛争の可能性 *196*
地図 7.2 サハラ以南アフリカの脆弱国家における地域的インフラの課題 *200*

表［B：ボックス，F：フィーチャー］

F1.1 暴力はしばしば再発する *5*
1.1 治安及び経済，政治のストレス *10*
2.1 制度的な転換における最速の進展――現実的なレインジの推定 *12*
1 章立て *41*
2 区分表の例 *42*
1.1 多種多様な形態の暴力にかかわる各国の実例 *48*
1.2 各国はしばしば再び紛争に陥る *52*
1.3 暴力的な紛争がもたらす男女別インパクト *54*
2.1 治安と経済及び政治上のストレス *64*
F2.1 ネパールの相互に結び付いているストレス *80*
F2.2 ネパールの管理職レベル国家公務員のカースト / 民族グループ別構成（%） *81*
F2.3 ネパールの多種多様な暴力（1960 年 – 現在） *82*
B3.6「国家の能力」の次元にかかわるシナリオ *95*
7.1 商品の違法取引を阻止するために，商品の物理的および市場の特性に注意を払う *186*
7.2 行政を共有すれば，脆弱で紛争の影響を受けた諸国がより良質な公共サービスを提供する手助けになる *201*
8.1 状況固有の挑戦と機会 *211*
8.2 信頼回復のためのコアな手段 *213*
8.3 制度を転換するためのコアな手段 *217*
8.4 成果測定のために考えられる指標 *221*
8.5 コアな手段――外部からのストレスに取り組む国家的な措置 *224*
9.1 信頼醸成と制度的転換を政治・治安・開発・人道の領域にわたって連動させるための国際的手段 *232*
9.2 必須で入手可能な短期指標 *239*





概観

前文

集団的安全保障を維持する努力は人類史の中心にある．人間の安全は協調に依存しているという認識が，原始の時代から村落共同体，都市，国民国家などの形成を動機付ける要因であった．20 世紀は破壊的な世界戦争，植民地闘争，イデオロギー紛争などの後遺症と，世界的な平和と繁栄を育む国際システムを設立する努力によって特徴付けられていた．このようなシステムはある程度成功を収め，国家間の戦争は以前に比べてずっと稀になり，内戦も数が減少している．

それにもかかわらず，不安定性が残っているどころか，それが現代随一の開発に対するチャレンジとなっている．15 億人が脆弱性，紛争，あるいは大規模な組織犯罪の暴力にさらされた地域で生活しており，低所得の脆弱な国ないし紛争の影響を受けた国のなかで，国連のミレニアム開発目標（UN MDG）を 1 つでも達成したところはまだ一つもない．新たな脅威――組織犯罪や麻薬の違法取引，世界的な経済ショックに伴う暴動，テロリズムなど――が，国家間や国内の通常の戦争に対する継続的な関心に加わっている．世界中で多数の諸国が過去 60 年間に貧困削減について急速な進展を達成してきたものの，政治的・犯罪的な暴力の反復的な連鎖に特徴付けられた地域ははるか遠くに置き去りにされており，そこでは経済成長は阻害され，人間開発指標は停滞している．



今ではもっと安定した近隣地域に暮らしている人々にとっては，高所得国における繁栄と洗練された世界経済が世界の他の地域における極端な暴力や悲惨さと，どのようにして共存し得るのかは理解することが不可能かもしれない．アデン湾を通過する船舶を略奪するソマリア沿岸で操業している海賊は，既存の世界システムのパラドックスを例証している．世界の近代的な国民国家の繁栄と能力を組み合わせても，古代から存在するこの問題をどうして阻止することができないのだろうか？　アフガニスタンに対する国際的な関与が再開されてからほぼ 10 年間が経過したのに，平和の見通しが遠いように思えるのはどうしたことか？　都市部のコミュニティ全体が麻薬密売人に戦慄を覚えているのはどうしたことであろうか？　中東・北アフリカの諸国が，場合によっては持続的な高成長と社会指標の改善があるにもかかわらず，民衆の不満の爆発に直面しているのはどうしたことなのだろうか？

今回の『世界開発報告』（WDR）では次のような問いかけを行っている．すなわち，暴力のリスクに拍車をかけるのは何か，紛争の防止とそれからの回復という取り組みがなぜこれほど困難なのか，各国の指導者と開発・治安・外交などの面におけるパートナーは，世界で最も脆弱で暴力に引き裂かれた地域が安定した開発軌道を修復するのを助けるため

に何ができるだろうか？ **本報告書の中心的なメッセージは以下の通りである．すなわち，暴力の連鎖を打破するためには，市民に安全と正義，及び雇用を提供するための正当な制度と統治を強化することが決定的に重要である**，ということである．信頼を回復し，安全・正義・経済の諸制度を改革することは，過酷な紛争を経験した諸国でさえ 1 世代の間に可能である．しかし，21 世紀型のリスクに取り組むためには，次のような「改装された」決然たる各国のリーダーシップと国際システムが必要である．すなわち，犯罪的・政治的な暴力の防止に向けた援助の最重視，国際機関の手続きの改革，地域レベルでの対応，低・中・高所得国間での新たな協調に向けた取り組みなどである．本報告書では有効な世界的措置について多層的なアプローチを想定しており，それは地方・国家・地域・国際機関がそれぞれの役割を果たすためである．

話題の性格からして，本レポートは異例な形で作成された．最初から各国の改革者がもっている知識を援用し，政治や治安の問題に関して専門知識を有する国連や地域機関と緊密に協働し，人間の安全保障という概念をベースにした．このようなパートナーシップが治安と開発の結び付きに関するわれわれの理解を共同して深めるという継続的な努力を推進し，本レポートの中にまとめた新しい事実の発見に関して実際的な行動を誘発することを期待したい．

パート 1：暴力の反復的な連鎖がもたらす挑戦課題

21 世紀の紛争と暴力は 20 世紀の型には当てはまらない開発問題である

20 世紀の世界システムは国家間の緊張や一回限りの内戦に対処することを企図していた．国民国家間の戦争や内戦には一定の論理と順序がある．紛争の主体は主権国家であれ，明確に定義された反乱運動であれ，わかっている．仮に紛争がエスカレートして本格的な敵対行為が始まれば，敵対行為の最終的な終焉（勝利か敗北を通じて，あるいは交渉による解決を通じて）には，平和に戻っていく短い「紛争後」という局面が続く．世界システムは大体において，このような紛争のパラダイムを巡って構築されており，以下のような側面については各国と国際的な主体の役割は明確である．開発面では国民国家の繁栄と能力を促進すること（しかし，紛争が活発な時期には手を引く），外交面では国家間および政府と反乱運動の間の紛争を防止し調停することが期待され，紛争後には平和維持活動や，救援の提供ということでは人道主義の面での役割が期待される．

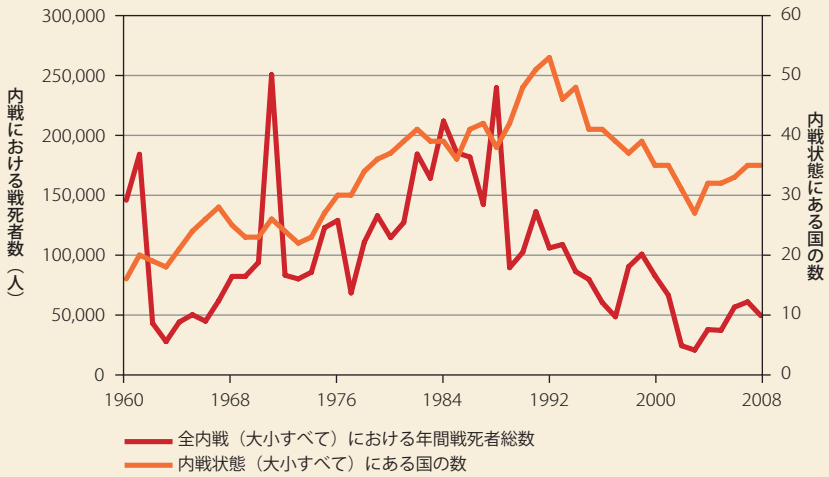
しかし 21 世紀の暴力[1]は 20 世紀の型には当てはまらない．国家間の戦争や内戦は一部の地域では依然として脅威であるが，それは過去 25 年間に減少してきている．内戦による死者は依然として受け入れがたい犠牲をもたらしているが，1980 年代との比較では 4 分の 1 にとどまっている（フィーチャー 1，図 F1.1）[2]．しかし暴力と紛争は消滅したわけではない．地球上の 4 人に 1 人，すなわち 15 億人強は，脆弱で紛争の影響を受けた諸国，あるいは犯罪的な暴力が非常に高水準な諸国で生活している[3]．しかし，国家間戦争の削減には成功しているため，残っている形の紛争や暴力は「戦争」か「平和」か，あるいは「犯罪的な暴力」か「政治的な暴力」といういずれの区分けにも適合しないものである（フィーチャー 1，図 F1.1-1.2 および表 F1.1 参照）．

多数の諸国や国内地域は今でも，反復的な暴力，統治の弱さ，不安定性などの連鎖に直面している．第 1 に，通常は，紛争は一回限りの出来事ではなく，継続的かつ反復的である．過去 10 年間における内戦をみると，その 90％は過去 30 年間に内戦が起こった諸国で発生している[4]．第 2 に，新しい形の紛争や暴力が開発を脅かしている．エルサルバドル，グアテマラ，南アフリカなど，暴力的な政治紛争を経て政治・平和にかかわる合意を成功裡に交渉した多くの諸国は，今や高水準の暴力的な犯罪に直面しており，それが開発にとって制約になっている．第 3 に，さまざまな形態の暴力は相互に結び付いている．政治的な運動はコンゴ民主共和国や北アイルランドにおけるように，犯罪的な活動から資金を確保することができる[5]．犯罪的ギャングはジャマイカやケニアにおけるように，選挙期間中の政治的な暴力を支援することができる[6]．国際的なイデオロギー運動はアフガニスタンやパキスタンで

フィーチャー 1　暴力はどのように変化しているか

図 F1.1　内戦に伴う死者は減少している

内戦の数が減少したのに伴い，このような紛争に伴う年間死者（戦死者）総数は，1988 年の 20 万人以上から 2008 年の 5 万人以下に減少した．



出所：Uppsala/PRIO Armed Conflict dataset (Harbom and Wallensteen2010; Lacina and Gleditsch 2005); Gleditsch 他 2002; Sundberg 2008; Gleditsch and Ward 1999; Human Security Report Project, 近刊.

注：Uppsala/PRIO Armed Conflict dataset (Harbom and Wallensteen2010; Lacina and Gleditsch 2005) では，内戦は規模と種類によって分類されている．モニタリングの最低限度は戦死者が年間 25 人以上の小規模な内戦である．紛争当たりの年間戦死者数にかかわる推定値（低・高・ベスト）は Lacina and Gleditsch (2005, 改訂 2009) に所載されている．本報告書を通じてベストの推定値を用いている．ただし，それが入手不可能な場合には，低い推定値と高い推定値の平均を用いた．

表 F1.1　暴力はしばしば再発する

「紛争後」という国は本当にほとんどない．かつて紛争を経験した諸国では暴力の発生率が 1960 年代以降上昇しており，また，2003 年以降に始まったすべての内戦はかつて内戦があった諸国で発生している．

10 年間	紛争を経験したことがない諸国における暴力の勃発（%）	紛争を経験した諸国における暴力の勃発（%）	勃発件数
1960s	57	43	35
1970s	43	57	44
1980s	38	62	39
1990s	33	67	81
2000s	10	90	39

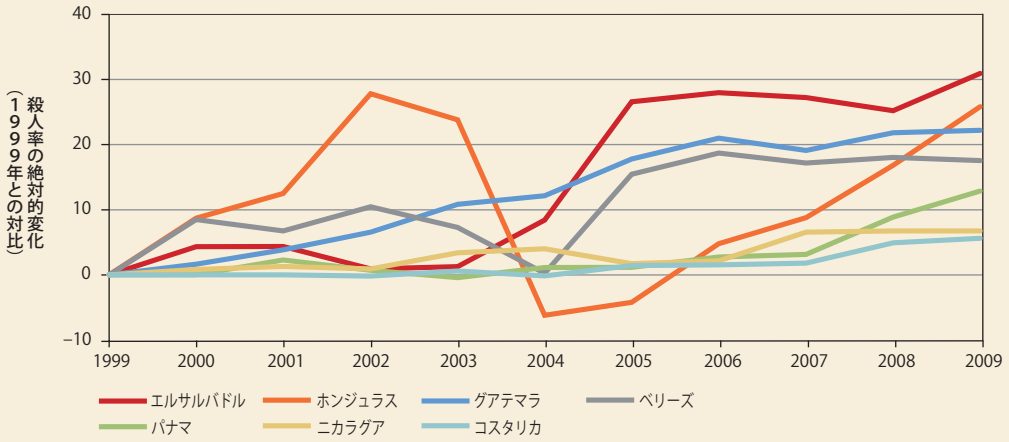
出所：Walter 2010; WDR チームの試算.

注：かつての紛争の経験には 1945 年以降のすべての重大な紛争が含まれる.

フィーチャー 1　暴力はどのように変化しているか（続き）

図 F1.2　組織犯罪の暴力が和平プロセスを脅かす

1999 年以降中央アメリカのどの国でも殺人が増加している．これには政治的な紛争への取り組みに関しては大きな進展を遂げた諸国も含まれる．しかし，これは何もユニークではない．南アフリカなどといった諸国も同じような第 2 世代の挑戦に直面している．

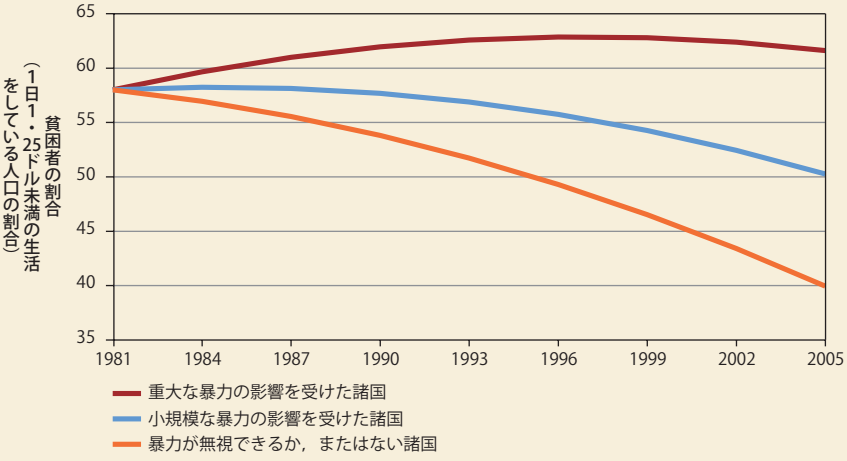


出所：UNODC 2007 に基づく WDR チームの試算 ; UNODC and World Bank 2007; 各国情報源.
注：殺人率の基準年は 1999 年＝ 0.

暴力はどのように開発を阻害するか

図 F1.3　貧困の格差は暴力に影響された諸国とそうでない諸国の間で拡大している

新しい貧困データが明らかにしているところによれば，貧困は世界の多くで減少しているが，暴力の影響を受けている諸国はおくれを取っている．重大な暴力（戦死ないし重大な戦争にも等しい殺人に伴う過剰な死亡）の影響を 3 年間にわたって受けた諸国は，貧困削減は 2.7%ポイントのおくれを取っている．



出所：Chen, Ravallion, and Sangraula 2008 の貧困データ（POVCALNET, http://iresearch.worldbank.org で入手可能）に基づく WDR チームの試算.
注：貧困は 1 日 1.25 ドル未満で生活している人口の割合（%）.

みるように，現地の不満と共同戦線を張ることができる．つまり，暴力に現在直面している諸国の大多数は多種多様な形で暴力に直面しているということである．第 4 に，中東・北アフリカにおけるように，政治的・社会的・経済的な変化が期待におくれを取っている諸国では，不満は変化を求める激しい要求にエスカレートすることがある．

このような紛争は反復的で相互に結び付いており，地域的・世界的に影響をもたらす．紛争を原因とする死，破壊，開発の遅延は，紛争に見舞われた諸国にとって悪いだけでなく，そのインパクトは地域的にも世界的にも波及していく．タンザニアなどのように開発面で進展を示している国は，紛争下にある隣国のせいで毎年 GDP の推定 0.7％を失っている[7]．難民や国内避難民は過去 30 年間に 3 倍に増加している[8]．世界の難民のほぼ 75％はその近隣諸国で暮らしている[9]．

各国の政治的紛争，組織犯罪，国際化された不和などが相互に結び付いた新しい形の暴力は，暴力が富裕国と貧困国の両方にとって問題であるということを意味する．過去 10 年間におけるテロ攻撃による死亡者の 80％以上は非西洋の標的にかかわるものであったが[10]，西ヨーロッパ 18 カ国に関する研究で明らかになったところによると，国際的なテロ事件が 1 件発生するごとに経済成長率は年 0.4％低下した[11]．1 つの地域に対する攻撃は世界市場を通じて世界全体にコストを賦課することがある．例えば，ニジェール・デルタに対する攻撃は，石油価格の高騰という形で世界中の消費者に何十億ドルというコストをもたらしている[12]．リビアで暴動が発生した初期の頃，わずか 4 週間で石油価格が 15％上昇した[13]．ヨーロッパ向けコカイン輸送の阻止は 2003 年以降 4 倍に増えているが[14]，今や西部アフリカなどといった地域でさえ，麻薬関連の暴力で甚大な影響を受けている[15]．

暴力を抑制しようという試みも極めて高価なものとなっている．例えば，いわゆるアフリカのホーン岬やインド洋における海賊行為に対抗するための海軍活動は，毎年 13-20 億ドルかかると推定されている．それに加えて，船舶の航路変更や保険料の上昇に伴う追加的なコストの負担がある[16]．また長期間にわたる暴力に対して自己防衛する家計や企業の努力は，大きな経済的負担となる．ラテンアメリカでは企業の 35％，アフリカでは 30％，東ヨーロッパ・中央アジアでは 27％が，事業活動にとって犯罪が重大な問題であると指摘している．コストを負担する能力が小さい人ほどその負担が大きくなっている．サハラ以南アフリカの企業は他の地域と比べると，犯罪が原因で失っている売上の割合が高く，警備のための支出額が対売上比で大きくなっている[17]．

低所得の脆弱国あるいは紛争影響国のなかで，MDG（ミレニアム開発目標）を達成したところは一つもない．脆弱な紛争影響国の人々は他の途上国の人々と比べて栄養失調に陥る可能性が 2 倍強，子どもを就学させられない可能性が 3 倍強，子どもが 5 歳になる前に死亡する可能性が 2 倍強，清潔な水がない可能性が 2 倍強と高い．平均すると，1981-2005 年に重大な暴力を経験した国は，そのようなことがなかった国との比較で貧困率が 21％ポイント高くなっている（フィーチャー 1，図 F1.3）[18]．もっと裕福で安定した諸国でも暴力の影響を受けた国内の地域では同じような状況が現れており，開発におくれが生じている[19]．

このような紛争や暴力の反復的な連鎖は，その他の人的・社会的・経済的なコストを強要し，それが幾世代も続くことになる．組織犯罪の暴力が高水準であれば経済開発を妨害する．グアテマラでは，暴力が 2005 年に GDP の 7％以上のコストをもたらした．これは同じ年のハリケーン・スタンによる損害の 2 倍強，農業・保健・教育向けの予算総額の 2 倍強に達する[20]．内戦の平均コストは中規模の途上国にとっては GDP の 30 年間分以上に相当する[21]．大きな暴力事件が発生すると，貿易が元の水準を回復するには 20 年間かかる[22]．換言すれば，大規模な暴力は自然災害や経済循環とは異なり，一世代全体にわたる経済発展を一掃することがある．

このような数字は人的な結末も伴っている．非常に暴力的な社会では，多くの人々は成人を迎える前に息子ないし娘の死亡を経験している．子供たちの帰宅が遅い場合，それは親にとっては彼らの命や身の安全を心配すべき十分な理由となる．したがって学校，職場，市場などに出かけるという日常的な経験は心配すべき機会となる．人々は家を建てたり，小規模事業に投資したりすることをためらう．それは一瞬にして破壊されてしまうかもしれないからで

ある．暴力の直接的な影響は主として若年男子――戦闘部隊やギャング・メンバーの過半数――に降りかかっているが，間接的な影響を不当にこうむっているのは女性と子供である[23]．拘留者の 96%，行方不明者の 90%は男性である．しかし，難民や国内避難民の 80%近くは女性と子供である[24]．また，暴力は暴力を生む．虐待を目撃した子どもは後の人生で暴力を犯す傾向が高い[25]．

それにもかかわらず，治安が再確立・維持されると，世界のなかでこのような地域は最大の開発利益を享受することができる．政治と犯罪の両面で長期間にわたる暴力を脱却した数カ国は，次のように MDG（ミレニアム開発目標）に関する進展では最速の部類に入っている[26]．

- エチオピアは改善された水へのアクセスを，1990 年の人口の 13%から 2009-10 年には 66%へと 4 倍以上に引き上げた．
- モザンビークは初等教育修了率を 1999 年の 14%から 2007 年の 46%へと，わずか 8 年間で 3 倍以上に引き上げた．
- ルワンダは栄養失調の割合を，1997 年の人口の 56%から 2005 年には 40%まで削減した．
- ボスニア・ヘルツェゴビナは 1995 年から 2007 年の間に，生後 12-23 カ月の子供にかかわる麻疹予防接種率を 53%から 96%に引き上げた．

紛争の悪循環：安全と正義，及び雇用へのストレスが脆弱な制度と一緒になった場合

紛争の対内的な原因は政治・治安・経済のダイナミクスから発生する[27]．それにもかかわらず，暴力の原因と結果を分解するのは困難である．1 人当たり GDP が低いほど，大規模な政治的紛争や高水準の殺人との強固な相関関係がみられる[28]．市民の意識調査では反乱運動や都市ギャングに参加する動機として，若年失業が一貫して引き合いに出されている（フィーチャー 2，図 F2.2）[29]．どこの国でも，より安全で力があると感じることができるということも重要な動機として指摘されている．これは雇用のダイナミクスが所得だけでなく，尊敬や地位（経済的機会に加えて社会的一体感を含む）とも関係がある，ということを示している既存の研究結果とも整合的である．地域的・宗教的・民族的なグループに影響している政治的な疎外や不平等は，内戦のリスクが高いことと相関関係がある[30]（市民の意識調査でも，貧困と並んで紛争の重要な動因として指摘されている．図 F2.1 参照）．一方，富裕家計と貧困家計の間の不平等は暴力的な犯罪のリスクが高いことと密接な相関関係がある（表 1.1）．

外的な要因が暴力のリスクを高めることがある．外部に重大な治安上の圧力があると，新しいパターンの麻薬取引の場合と同じく，制度的な能力を圧倒することがある（フィーチャー 2 参照）．所得ショックも暴力のリスクを高めることがある．サハラ以南アフリカおける降雨ショックに関する研究の結論によれば，内戦は降雨の少ない歳月が続いた後に発生する確率が高い．1981-99 年のアフリカ 41 カ国における所得ショックの代理変数として降雨の変動を使い，Satyanath, Miguel, and Sergenti は次のことを見出している．すなわち，経済成長率が 5%低下すると，翌年に紛争が発生する可能性が半数の諸国で上昇している[31]．腐敗――違法な麻薬取引，資金洗浄，天然資源売却・国際的な契約・利権による収入の搾取などを通じて，一般的には国際的な結び付きをもっている――は，不満を煽り，国家制度や社会規範の有効性を蝕むことによって，暴力のリスクに対して一層有害なインパクトを及ぼしている[32]．気候変動や天然資源を巡る競争から生じる新たな外部からの圧力はこのようなリスクすべてを高める懸念があろう[34]．

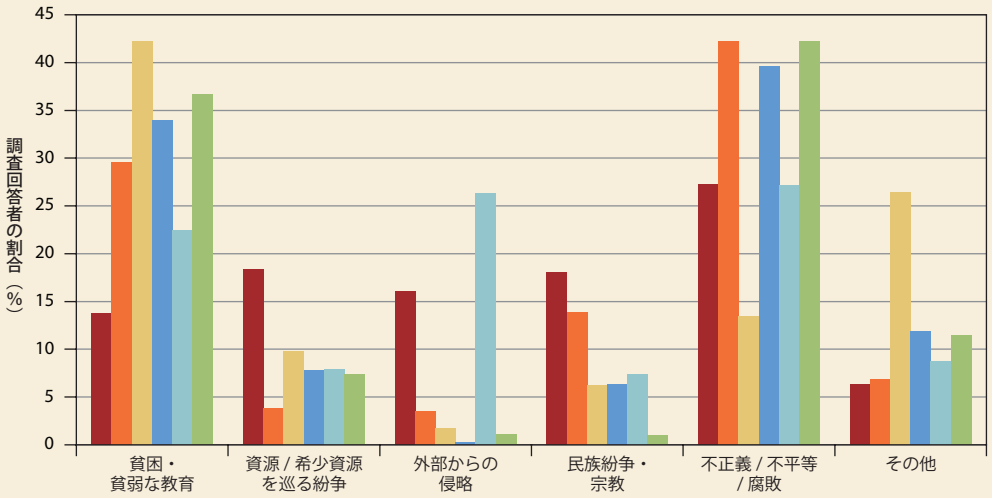
しかし多くの諸国は，高失業，経済的な不平等，組織犯罪ネットワークからの圧力に直面しているが，広範な暴力に繰り返し屈することはなく，むしろそれを抑制している．WDR のアプローチは次の点を強調している．すなわち，どんな社会（国家ないし地域）においても紛争や暴力のリスクは，**対内的・対外的なストレス**と「免疫システム」ないし**正当な制度**に具現されているストレスにかかわる社会的な対応能力の**組み合わせ**にあるということである[35]．国家と非国家両方の制度が重要である．制度にはルール，法律，組織に加えて，社会的な規範や行動――党派や政治の相違を超越して協定を締結する指導者の能力，国民的・政治的な連帯強化を唱導する市民社会の能力など――が含まれる[36]．国家，市場，社会制度が市民のために基本的な

フィーチャー 2　ストレスが高くて制度が弱い＝暴力のリスクが高い

正義及び雇用と暴力

図 F2.1　紛争の推進動因に関する市民の見方はどうか？

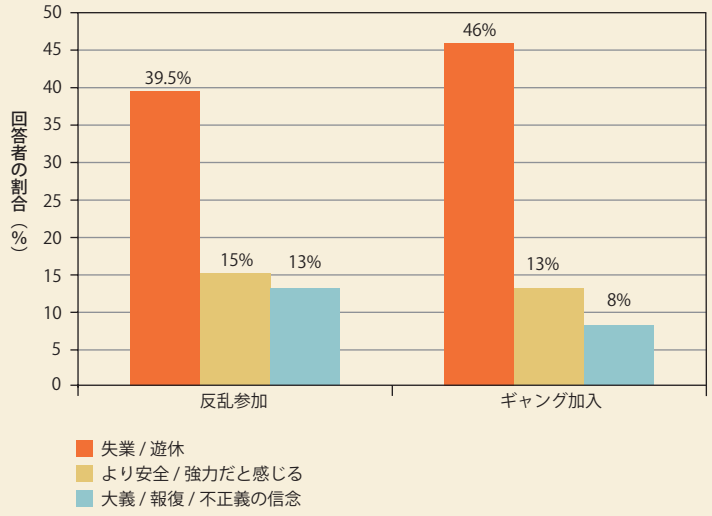
暴力の影響を受けた 6 カ国・地域で，全国を代表する標本や地域の混合を含めて実施した調査で，市民は自分の経済的な福祉に関連した問題（貧困や失業）と不正義（不平等や腐敗を含む）を紛争の一義的な動因として指摘した．



出所：Bøås, Tiltnes, and Flatø 2010.

図 F2.2　何が人々を反政府運動やギャングに参加させるのか？

同上の調査によって，若者がなぜ叛徒ないしギャング・メンバーになるのかに関して指摘された主因は非常に似ており，両者とも失業が支配的である，ということが発見された．ただし，好戦的なイデオロギー運動の新規加入は必ずしもそれが主因ではない（第 2 章）．



出所：Bøås, Tiltnes, and Flatø 2010.

表 1.1 治安及び経済，政治のストレス

ストレス	内部	外部
治安	・暴力とトラウマの遺産	・侵略，占領 ・国内叛徒に対する海外支援 ・国境をまたぐ紛争の波及 ・国境をまたぐテロリズム ・国際的な犯罪網
経済	・低所得水準，反乱の低機会費用 ・若年失業 ・天然資源の富 ・深刻な腐敗 ・急速な都市化	・価格ショック ・気候変動
司法	・民族・宗教・地域の競合 ・真の，ないし主観的な差別 ・人権侵害	・少数民族グループないし宗教のグループの処遇にかかわる主観的な不平等・不正義

出所：WDR チーム.

注：上表は網羅的ではないが，紛争の原因やその相互関係に関する学術文献で指摘されたり，WDR の協議や調査で提起されたりしている重要な要因をとらえている [33].

安全，正義，経済的機会の提供に失敗していると，紛争はエスカレートすることがある.

要するに，制度的な正当性と統治が最も弱い諸国や国内地域は暴力と不安定性に対して無防備であり，対内的・対外的なストレスに対応する能力が欠如している．制度的な能力と責任感は政治的暴力と犯罪的暴力の両方にとって重要なのである（フィーチャー 2 参照）[37].

- 一部の地域――21 世紀への変わり目以前におけるコロンビアの周辺地域 [38]，あるいは現在のコンゴ民主共和国 [39] など――では，国家は国の多くの部分でほとんど存在しないに等しく，暴力的な武装集団が権力と資源を巡る地方における競争で優位に立っている.
- 暴力に影響されているほとんどの地域は，紛争を平和裡に調停する協調能力の不足に直面している [40]．一部の諸国では制度が民族・地域・宗教の相違を包摂しておらず，国家制度は――北アイルランドで和平合意が成立する以前の数十年間にわたってちょうどそうであったように――党派的であるとみられている [41]．一部のコミュニティでは，社会的な分裂のせいで，エリートが支配する国家と貧しいコミュニティの間で，暴力の源泉に対処するための有効な協調が制約されている.
- かつてのラテンアメリカ，現在のアジアやアフリカでみられる急速な都市化は社会的な一体感を弱めている [42]．失業，構造的な不平等，武器や違法麻薬の市場に対するアクセス増大などは社会的な一体感を崩壊させ，犯罪ネットワークやギャングに対する脆弱性を高めている.
- 制度的な能力の弱い諸国は 2008-09 年の食料ショックの際に，暴力的な社会暴動に見舞われやすかった [43].
- 一部の諸国は威圧や庇護のネットワークを通じて安定性の維持に努めたが，腐敗や人権侵害が高水準にある諸国では，将来的に暴力が爆発するリスクを高めている（フィーチャー 2 参照）.

なぜ暴力が同じ国や国内地域で形を変えて繰り返されるのかを説明する際には，制度の弱さが特に重要である．制度が最も弱い社会でさえ，定期的な平和の発生を享受する．ソマリアの南中部は過去 30 年間にわたり少数のエリート層による合意に基づいて，紛争が少ないという幕間を享受している [44]．しかし，ソマリアを初めとする各所における一時的なエリート間の協定は，正当性のある国家や社会の制度が発展しない限り，持続的な安全と開発の基盤を提供するものではない [45]．そのような合意は総じて短命である．というのは，ストレスに適応し，変化に合わせて適合するには，あまりにも個人化され狭量だからである．新しい対内的・対外的なストレス――指導者の死，経済的ショック，組織犯罪の麻薬取引ネットワークの侵入，新しい機会ないしレント，海外からの治安上の干渉など――が発生するなかで，それに対応するための持続的な能力がない [46]．したがって，暴力が繰り返されるのである.

正当な制度に焦点を当てるということは西洋の制度に収斂するということを意味するものではない.

諮問委員会メンバーからの意見：世界開発報告 2011

ホルヘ・モンターニョ，国際麻薬統制委員会のメンバー；元駐米メキシコ大使；WDR 諮問委員会のメンバー

外部からのストレスの役割

麻薬・人身の不正売買，資金洗浄，天然資源・野生生物の違法採取，偽造，知的財産権の侵害などは儲かる犯罪活動であり，そうでなくても脆弱な途上国の社会政治・司法・治安の構造に組織犯罪が侵入するのを助長している．

例えば，中央アメリカでは，20 年も前に政治的な安定性を取り戻した数カ国が今では国家の衰退に直面している．国家の制度にこのような犯罪の猛攻撃に対応する強さが欠如しているのである．超国家的な組織犯罪は一部のカリブ海諸国を，ヨーロッパや北アメリカに向かう不法な麻薬と人々が移動する回廊に転向してしまっている．ボリビア，コロンビア，ペルーは世界的に重要なコカイン生産国の地位を引き続き維持する一方，メキシコは移民・麻薬の消費・武器生産などの面で世界最大の市場と国境を接していることを背景に，前例のない暴力の波に洗われている．西アフリカは南アメリカ発でヨーロッパに向かう麻薬にとって新しい通路になっている．アフリカのなかには天然資源の不法な採取に苦しんでいる諸国がいくつかあるし，アジアはアフガニスタンに由来する大量のアヘンを貿易するハブになっている．組織犯罪の未曾有の侵攻で多数の脆弱な国家は崩壊する可能性がある．そういった諸国の制度が組織犯罪関連暴力の犠牲になってしまうからである．世界の多くの地域でみられる不安定な経済開発は，このような違法な活動を統合する刺激剤を提供しており，途上国で遭遇する免責の結果として引き続き繁栄することになるだろう．

WDR のコメント：制度の弱さは暴力の反復的な連鎖を説明する共通の要因である

Collier, Fearon, Goldstone, North, Wallis, Weingast 他の業績を土台にして，政治学者の Jim Fearon と Barbara Walter は WDR 用に計量経済分析を行った．すなわち，一般的な法の支配と政府の有効性，腐敗が低いこと，人権の保護が強力であることなどが，内戦の勃発・再発や犯罪的な暴力に伴う高殺人率のリスクが低いことと相関関係があるかどうかをテストしたのである．Fearon の発見によれば，自国の所得水準からみて統治指標が平均を上回っている諸国は，今後 5-10 年間以内に内戦が勃発するリスクが著しく低くなっており――30-45％も低い――，その関係は殺人率が高い諸国についても当てはまる．この業績は政策世界における従来の方向性（紛争と脆弱性に関する国際ネットワークは平和構築と国家建設が連動していることを強調していた）を確認するものである．

説明責任に関する措置はこの計算では能力に関する措置と同じように重要である．Fearon の発見では，過去において政治的な恐怖の水準が高かった諸国では，現在でも紛争が発生する可能性が高い．Walter の発見では，政治的な囚人や法的手続き外の殺人の件数が大幅に減少すると，人権侵害が高水準な諸国との比較で，内戦再発の可能性が 2-3 倍低下する．彼女はこう指摘する．「このような結果に関する妥当な解釈は，政府による抑圧・侵害が高まると，このような政府は交渉相手として当てにできないという不満とシグナルの両方を作り出す．これはそれほど強制的でなく，もっと説明責任を負わせるアプローチの方が内戦リスクを大幅に減少させるということを示唆する」．説明責任にかかわる他の措置も重要である．法の支配や腐敗に関する措置は官僚の質に関する措置と同程度ないしそれ以上に重要である．

歴史をみると、外国の制度的なモデルが特に植民地の後遺症のゆえに [47]，国家開発にとって有益でないことが判明した多くの事例に溢れている．それが機能ではなく形式を重視したからである．現在でも同じことが当てはまる．イラクでは，連合国暫定当局が環境から観光までのあらゆるテーマに関して，苦闘している担当省庁と並行して委員会を設置し，国の社会的・政治的な現実との関係が希薄なモデル法が制定された [48]．南側の諸国相互間における組織形態の移転でさえ，もし地元の条件に適合していないと逆効果になることがある．一部の諸国で素晴らしい成功を収めた，真実・和解，腐敗防止，人権などに関する委員会は，他の諸国ではうまくいくとは限らない．本報告書で明らかになるように，知識の共有からは利益が享受できるが，現地の状況に適合していることが条件となる．本レポートからすると，「最適な」制度が重要である．

表 2.1　制度的な転換における最速の進展――現実的なレインジの推定

下表は 20 世紀おける最速の改革国が基本的な統治転換を達成するのに要した時間的なレインジを示す

指標	下記のペースで下限にまで達するのに要する年数	
	最速 20 カ国	下限超過までの最速国
官僚の能力（0-4）	20	12
腐敗（0-6）	27	14
政治に関与している軍人（0-6）	17	10
政府の有効性	36	13
腐敗の管理	27	16
法の支配	41	17

出所：Pritchett and Weijer 2010.

パート 2：各国レベルで暴力の連鎖を打破するためのロードマップ

信頼を回復し，市民に安全と正義，及び雇用を提供する制度に転換する

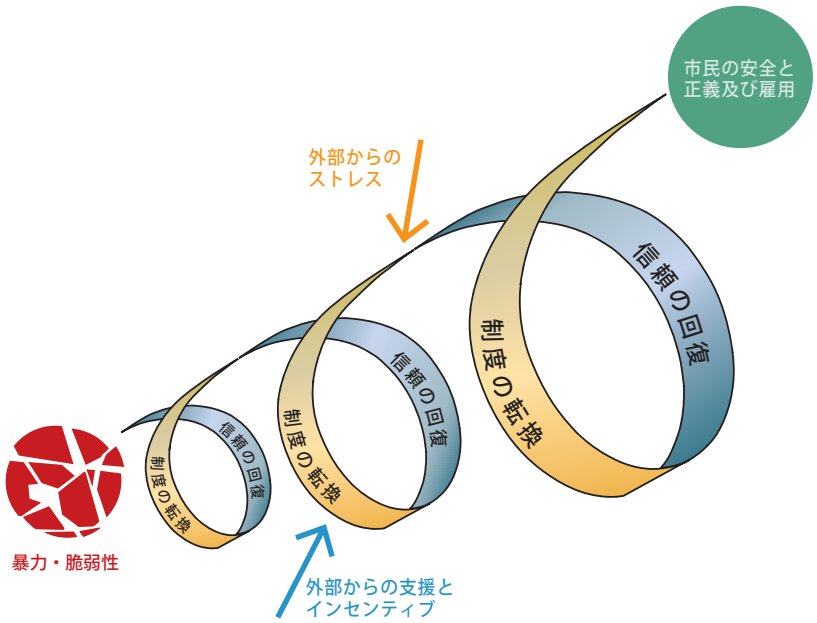
不安定性の連鎖を打破し，その再発リスクを削減するためには，各国の改革者とその国際的なパートナーは，市民に対して持続的な水準の安全・正義・雇用を提供できる正当な制度を構築する必要がある．武装した暴力に従事することによって，尊敬や認識を享受する可能性のある集団に対してではなく，社会的に合法な活動に従事するグループに対して，社会の正当な持分を提供したり，違反を適切かつ公正に罰したりする必要がある．

しかし，制度の転換は――常に困難であるが――脆弱な状況下では特にむずかしい．第 1 に，暴力と不信の実績がある諸国では，期待があまりに低くて，いかなる政府の約束も信じられることがなく，協調行動は不可能であるか，または期待があまりに高くて，過渡期に既存の制度では実現不可能な急速な変化の期待が生み出されるかのいずれかである[49]．第 2 に，暴力に対して長期的には強靭性を高める多くの制度的な変化は往々にして短期的になるリスクを帯びている．どのような重要なシフト――選挙の実施，庇護ネットワークの解体，治安サービスに新たな役割を付与すること，意思決定の分権化，弱者グループをエンパワーすることなど――でも，勝者だけでなく必ず敗者も生み出す．敗者は組織化に優れていることが多く，変化に抵抗する．第 3 に，外部からのストレスは進展を脱線させることがある．

暴力の繰り返しを阻止できる正当な制度の創設は率直に言って遅々としている．それは一世代を要する．最速の転換を遂げている諸国でさえ，制度的なパフォーマンスを現在の脆弱国――例えばハイチ――の水準から，ガーナなどうまく機能している制度化された国家の水準にまで引き上げるまでには，15-30 年間を要している（表 2.1）[50]．良いニュースは，制度を転換するというこのプロセスは 20 世紀後半には著しく加速化しており，良い統治に対する市民の要求やそれの供給に役立つ技術が増加しているということだ．まさに一世代での進展というのは極めて迅速といえる．このテンポで進展すれば，現在のアフガニスタン，ハイチ，リベリア，東ティモールなどといった諸国にとっては，顕著な開発利益になるだろう．

WDR（世界開発報告）の基本的な枠組みは，暴力の反復的な連鎖を阻止し，継続的な強靭性の水準に到達するために，短期的にも長期的にも必要とされる行動にかかわるダイナミクスに関して学んだことに焦点を置いている．このような連鎖をどうやって打破するかに関するわれわれの知識は限定的である．本報告書では既存の研究，国別研究，各国改革者との協議などから抽出した教訓を列挙してある．とりわけボスニア・ヘルツェゴビナ，チリ，コロンビア，ガーナ，インドネシア，リベリア，モザンビーク，北アイルランド，シエラレオネ，南アフリカ，東ティモールなどの経験は，本報告書では頻繁に引き合いに出されている．これはこのような地域はすべて依然として挑戦やリスクに直面してはいるものの，暴力がエスカレートするのを防止したり，あるいは後遺症から回復したりすることにおいて，多大な成功を収めているからである．本報告書に掲載したこれらを初めとする諸経験は，高所得国・中

図 2.1　脆弱性・暴力から市民の安全と正義及び雇用にかかわる制度的な強靭性への移行



出所：WDR チーム.

所得国・低所得国，政治的・犯罪的な脅威，制度的な状況（強固な制度は存在するものの，包容性や責任性の問題から正当性の挑戦に直面している状況から，能力の弱さが重大な制約となっている状況まで）などさまざまなレインジに広がっている．

脆弱で暴力的な状況と安定的で発展している環境の間には，根本的な相違がいくつかある．第 1 は，幅広い制度的な転換に乗り出す前に，集団行動に対する**信頼を回復する**必要性があるということである．第 2 は，**市民に安全と正義，及び雇用を提供する制度への転換**という優先付けである．第 3 は，**外からのストレス**を抑制するための地域的・国際的な行動の役割である．第 4 は，必要とされる**外からの支援**の特殊な性格である．

このようなプロセスにとって重要な制度的な転換と良い統治は，脆弱な状況下では違う働きをする．目標はもっと焦点が絞られている．すなわち，市民に安全・正義・雇用を提供するように制度を転換することにある．紛争や暴力のリスクに直面している場合，市民の安全・正義・雇用は人間の安全保障を達成するために，保護の重要な要素となる [51]．制度的な変化のダイナミクスも異なる．外からのストレスと制度的なチェック・アンド・バランスの弱さの組み合わせを原因とする金融危機が適切な類推となるだろう．そのような状況下では，危機を管理できる国家リーダーの能力に対する信頼を回復するために，多大な努力が必要である．過去との真の決別を意味する行動を通じて，また，このような行動を定着させ，逆転されることはないという点を示すことを通じて，リーダーシップを発揮すべきである．

信頼の醸成は政治的な調停や金融危機で使われるが，開発の世界では稀にしか使われない概念 [52] であり，暴力に直面している場合，より永続的な制度変化への前奏曲になる．なぜか？　信頼が低いということは，政治的・財政的・技術的な支援を提供する必要がある利害関係者が，前向きな成果が可能であると信じるまで協力しないということを意味する [53]．しかし，信頼醸成はそれ自体が目的ではない．金融危機の場合とちょうど同じように，市民に安全・正義・社会に対する経済的な持分を提供するような制度に転換されて，暴力の再発が防止されない限り，進歩は持続的ではあり得ないであろうと考えられるからである．

ちょうど暴力が繰り返されるように，信頼を醸成して制度を転換する努力も典型的には連鎖的なスパイラルをたどる．脆弱性と紛争を脱却した諸国はしばしば決定的な 1 つの「一か八か」の動因ではなく，図 2.1 が例示するスパイラル的な軌道のように

多数の移行動因を通じてそうなっている．国家のリーダーは時間をかけて国に対する信頼を醸成し，制度を転換しなければならなかった．朝鮮戦争後の韓国における安全保障・政治・経済面での過渡期や，ガーナ，チリ，アルゼンチンの軍政からの過渡期（社会の規範や統治に関する対内的な競争が繰り返された）が例として指摘できる[54]．プロセスを繰り返すと，協調的な規範や能力が発展し，成功が成功に積み重なっていくという好循環が生まれる余地ができる．スパイラルの各々の環について，同じ2つの局面が次のように繰り返されることになる．すなわち，制度的な転換の深化や統治成果の強化に先立って，前向きなチャンスが得られるという信頼が醸成されるということである．

信頼を醸成する――十分に包容的な連合と早期成果

国家は単独では信頼を回復することはできない．暴力と脆弱性という状況下における信頼醸成には，十分に包容的な連合を形成する意図的な努力が必要とされる．アチェ州や東ティモールでは2006年に暴力が再発したが，インドネシアはそれから回復する過程における暴力への取り組みでは意図的な努力を払った．また，チリも政治的な過渡期ではそうした．連合が「十分に包容的」であるといえるのは，それが信頼醸成と制度転換の初期段階を実施するのに必要な関係者を包摂している場合である．必ずしも「すべてを含む」必要はない[55]．十分に包容的な連合は2つのルートで作用する．①一般的なレベルでは，変化を求める国家的な支援を醸成し，政府や社会の他の部門との協調に加えて，地域的な近隣諸国，ドナー，投資家などとの協調を通じて，適切な関係者を巻き込むことによる．②地方的なレベルでは，優先課題を特定しプログラムを実現すべく，コミュニティ指導者へのアプローチを促進することによる．十分に包容的な連合は，犯罪的な暴力に影響されている地域のコミュニティ指導者，企業，市民社会との協調を通じて，政治的な暴力とまったく同じように犯罪的な暴力にも適用される．女性の組織も含めた市民社会は，信頼回復や回復・転換の弾みを維持するのに，しばしば重要な役割を果たしている．それは和平協定の継続的な進展を強要するのに，リベリア女性イニシアティブが果たした役割でも例証されている[56]．

利害関係者に協働を得心させるためには，過去との本当の決別を示すシグナル――例えば，社会的弱者の政治的・経済的な疎外，腐敗，あるいは人権侵害の終了など――に加えて，そのような変化を固定化（ロックイン）し，それが逆戻りすることはないという点を証明するメカニズムが必要である．チャンスや危機の時期にあっては，迅速で目に見える結果も，暴力的な脅威に対処し，制度的・社会的な変化を実施する政府の能力に対する信頼を回復するのに役立つ．国家とコミュニティ，国家と非政府組織（NGO），国家と海外機関，国家と民間部門などといった組み合わせのパートナーシップは国家の実現能力を増強する．1つの分野における措置は他の分野の成果を支援することがある．治安活動は貿易や通行の安全や雇用を生み出す経済活動を促進する．社会的弱者に提供されたサービスは正義に関する考え方を下支えする．十分に包容的な連合を支援するためのもっと詳しいアプローチは，以下の各国主体の実際的な政策やプログラムに関するセクションで説明する．

市民に安全・正義・雇用を提供するよう制度を転換する

社会が一時期に吸収できる変化の量には限度があるし，脆弱な状況下では多くの改革は成功裡に実施することができる前に，信頼と能力を構築する必要がある．転換措置に関して「速すぎる」と「遅すぎる」という間で適正なバランスを取ることが決定的に重要であり，移行に成功した諸国から基本的な教訓がいくつか浮かび上がっている．

第1に，シンガポール独立後の開発でみるように（フィーチャー3参照），市民の安全・正義・雇用について責任をもつ制度を改革するための早期行動を優先することが決定的に重要である．公的財政や天然資源の不正取引から発する違法な金融フローを防止することが，このようなイニシアティブを下支えするのに重要である．現地の条件に適合した実際的で「最適な」アプローチが必要であろう．例えば，レバノンは経済回復のために必要な電気を内戦中に回復した．単位当たりのコストは高かったものの，民間提供者の小規模なネットワークを通じるものであった[57]．ハイチで2004年から2009年に成功した警察の改革は，部隊から虐待者を追放し，

諮問委員会メンバーからの意見：世界開発報告 2011

フィーチャー 3　市民の安全と正義及び雇用のための信頼醸成・制度転換にかかわる各国の経験

南アフリカにおける信頼醸成

ジェイ・ナイドゥ，栄養向上のためのグローバル同盟議長；南アフリカ労働組合会議の元書記長；南アフリカの元復興開発大臣；南部アフリカ開発銀行の元総裁；WDR 諮問委員会メンバー

(WDR 2011, 第 3 章からの要約)

南アフリカでは，1994 年の移行の「動因」に当たっては複数の移行点が先行した．それが主唱者に議論をシフトさせる努力を要求し，プロセスに信頼をもたらすことになった．アフリカ民族会議（ANC）連合側にとって，これにはより広範囲にわたるより包容的なアプローチへのシフトと，国民党や白人向けにインセンティブを確保する必要性の認識が含まれた．国民党側にとって，これにはグループの権利や少数派の保護という考え方から，個人の権利と多数派支配という考え方へのシフトが含まれていた．政党間で信頼を維持するためには，不可逆的と考えられる特定のシグナルが決定的に重要であった．1994 年の選挙後，早期成果を 2 つ 3 つ――母子の健康管理を含め，水供給を改善するためにコミュニティ構造を活用することなど――実現することが，新しい政府に対する信頼を維持するためには重要であった．

成功だけでなく，他の諸国が南アフリカの経験を検討する場合に有益な機会の喪失もあった．これには若者向けの雇用創出と犯罪的な暴力のリスクに対する注目度が低かったことが含まれる．成人としてアパルトヘイトとの闘争を生きてこなかった新しい世代に対して，新しい民主国家のなかで強力な持ち分――および経済的な機会――が提供されることを確保する，という重要な必要性にわれわれが本格的に取り組まなかったということである．

また，1994 年は民主化と和解のプロセスの頂点になるという前提が強すぎた．憲法的な国家に転換するということの意味と，民主化や説明責任の深化だけでなくその実現にかかわる継続的な市民社会の役割に対してはあまり関心が払われなかった．さらに，人種差別，不平等，社会的疎外に関しては，もっと深く，もっと徹底した継続的な議論をする必要があった．

すべての政治は地方的で，安全と正義及び雇用に対する早期の関心

ジョージ・ヨー，シンガポールの外務大臣；WDR 諮問委員会メンバー

(WDR 2011, 第 4-5 章からの要約)

努力が成功するためには地方レベルから始まらなければならない．地方の成果を強調しないと，市民はより良い生活を提供できるのかどうか政府の能力に対する信頼を失う．地方コミュニティで治安を回復し，信頼を醸成し，雇用を創出し，サービスを提供する措置が，国家発展の土台となる．大都市で成果を上げるだけでは十分ではない．相互不信がひとりでに増殖しかねない民族的・宗教的な不和の場合，治癒と回復のプロセスが始まる前に，すべてのグループによって公正で不偏だとみられている地方自治体が必要不可欠である．それが 1960 年代に人種暴動が発生した際にシンガポールが経験したことである．信頼されるリーダーは決定的な違いをもたらすことができる．

制度の構築には時間がかかる．特に治安の改善と雇用の提供など緊急なことを最初に実施すれば，人々が将来に関して有望に感じるのに有益であろう．そうなると，成功が将来の成功の条件を生み出す．実際的なアプローチをしないと，新しい制度は一般人の心や考え方に定着しない．建国初期のシンガポールにとって，優先度は安全，法と秩序，投資・経済成長に好意的な条件の創出にあった．信頼がすべてであった．1 年以内に徴兵制度が導入された．秘密結社やその他の犯罪的な活動は抑圧された．腐敗は漸進的に根絶された．投資と雇用創出を促進するために，労働や土地取得に関する法律が早期に改正された．その当時の多数の途上国における通念に反して，われわれは保護主義を回避して，多国籍企業の投資を促進した．変化の政治を管理するのはいつでも挑戦課題であった．

鍵は人々の信頼を獲得することにあった．持続する制度は人々の尊敬と愛情によって維持されている．それは最低でも一世代を要するプロセスである．

諮問委員会メンバーからの意見：世界開発報告 2011

フィーチャー 3　市民の安全と正義及び雇用のための信頼醸成・制度転換にかかわる各国の経験（続き）

安全通行にかかわるコロンビアの信頼回復

マルタ・ルシア・ラミレス・デ・リンコン，Fundación Ciudadanía en Acción（財団）理事長；コロンビアの元上院議員・証券委員会委員長；コロンビアの元防衛大臣・元外国貿易大臣；WDR 諮問委員会メンバー

（WDR 2011，第 5 章からの要約）

われわれが 2002 年に直面した挑戦は，コロンビアが破綻国家になるのを阻止することであった．これは市民を誘拐やテロから保護することを意味した．また，ゲリラ，準軍事部隊，麻薬取引業者などによる攻撃から，インフラ，道路，民主的な制度を保護することも意味した．このようなグループは車をハイジャックし，国内を横断して旅する人々を誘拐した．2002 年の選挙を前にした数年間にわたってこの問題が悪化していたため，政府は道路や高速道路における安全の回復を重要な優先課題に設定した．「コロンビア万歳，横断旅行をしよう」（“Vive Colombia, Viaja por ella”）として広く知られている一大プログラムを策定した．

このプログラムは国中の道路や高速道路のコントロールを，人々に恐怖をもたらす武装グループの違法な手から取り戻すことを目指すものであった．政府はコロンビアの人々にこわがらずに，自分の車を運転して国内を旅行するように勧奨する一方で，道路を保護し，人々の安全を確保するために，大規模な軍事・諜報・警察の作戦を展開した．このプランを通じて，政府は人々に祖国を返還し，貿易や観光を復興することを試みたのである．特に，このプランは新政権成立後の非常に早い段階で実施されており，コロンビア社会に信頼と希望を回復するというブレークスルーをもたらした．.

政治的なプロセスの拙速とスピードを混同するな

ラクダール・ブラヒミ，国連事務総長のためのイラクおよびアフガニスタン向け元特別代表；WDR 諮問委員会メンバー

（WDR 2011，第 5 章からの要約）

政治的なプロセスのスピードを拙速と混同しないことが重要である．アプローチがあまりに拙速にすぎると，われわれが支持しようとしているアプローチとは反対の効果を促進しかねない．比例選挙による民主主義というイラクにおける 2005 年の実験にかかわる国際社会の高い望みは，宗派間の暴力を緩和するどころか増加させる権力闘争を生み出し，後に拙速に起草された憲法は実施が困難であることが判明しつつある．同様に，アフガニスタンにおける 2009 年の選挙は戦争直後における制度的な正当性という理解を強めるどころか，それに挑戦するものであることが判明した．

選択肢は相互に排他的ではない．もっと包容的で感応的な統治に対する大きい世界的な要請があり，選挙はそれを提供するための重要な手段になり得る．しかし，それらのタイミングには慎重な配慮が必要である．民主的な伝統というのはどの国でも相当な時間をかけて発展してきている．現在の民主化に向けた努力も同様に，歴史的な遺産や既存の政治的な分裂に対する配慮が必要である．それは社会的な転換という継続的なプロセスであり，確認可能な「事件」というよりも，チェック・アンド・バランスを提供する広範なレンジの制度の発展としてみなければならない．民主化は選挙で始まったり終ったりするものではないのである．

非常に基本的な仕事の規律を回復することに焦点を置いていた[58]．

第 2 に，市民の安全・正義・雇用を重視するということは，政治的な改革・分権化・民営化・社会的弱者に対する態度の変化などを含め，ほとんどの他の改革は順序良く，一定期間にわたってペースを考えて行う必要があるだろうということを意味する．このような改革を体系的に実施するためには，制度の網（例えば，民主化には選挙以外にも多数のチェック・アンド・バランスが必要である）と社会的態度の変化が必要となる．北アイルランドの平和を下支えしている権限委譲，チリ・インドネシア・ポルトガルにおける民主制への移行など政治的な移行にかかわるいくつかの成功例は，10 年ないしそれ以上の期間にわたる一連の措置を通じて実現している．

例外もある．民主的な参加からあるグループを排除していることが，明確で支配的な不満の原因であ

る場合には，選挙にかかわる迅速な措置は道理に適っている．戦後の日本や韓国における土地改革のように[59]，それまで改革を阻害していた利害が減少した場合，迅速な措置は機会の窓が開くとそれを活用することができる．しかし，ほとんどの場合，体系的で漸進的な措置が最もうまく機能するようである．

外からのストレスに取り組み国際的な支援を動員する

組織犯罪や麻薬取引ネットワークの侵入，近隣諸国における紛争からの波及効果，経済的ショックなどといった外からのストレスは，暴力のリスクを増大させる重要な要素である．脆弱な状況下では，このような外部圧力の多くはすでに現存しており，それに対応する制度は総じて脆弱である．仮にそれに取り組まないとすれば，あるいは仮にそれが増大すれば，暴力の防止やそれからの回復という努力は頓挫する．安定的な開発環境におけるよりもずっと頓挫の懸念が大きいため，外的ストレスへの取り組みは，暴力の防止と暴力からの復興に向けた努力についての国家戦略や国際支援の中核的な部分でなければならない．

国際援助は脆弱な状況下ではやはり異なっている必要がある．信頼醸成に関して速やかな成果を生み出す必要性を考えると，スピードには特別なプレミアムが付く．協調的で十分に包容的な連合の構築や市民の安全・正義・雇用を重視するためには，広範な国際的な能力――例えば，人道的援助や開発援助に加えて，調停，人権，治安援助など――を統合して協働させる要がある．政治状況が脆弱で，説明責任を確保する現地システムの能力が弱い場合，承認や制裁のメカニズムなど国際的なインセンティブも有意義な役割を果たす．最近クーデターが発生した西アフリカの小国の例を考えてみよう．状況を平和裡に解決する現地のメカニズムは限定的で，憲法が規定している軌道に戻れ，というアフリカ連合（AU）と西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）からの圧力は決定的に重要である．したがって，責任を有するリーダーシップに対する地域的・国際的な承認は，国家レベルでのインセンティブと説明責任のシステムを強化するのに一定の役割を果たすことができる．

国家という主体のための実際的な政策とプログラムへの手段

WDR では脆弱な状況下における暴力防止・復興アプローチに関してさまざまな考え方を列挙している．そのためのレシピを処方する料理本を目指しているわけではないものの，国ごとに政治的な状況が異なり，1 つのサイズですべてに適合する解決策というものはない．信頼醸成措置や制度構築アプローチの選択は各国に適合していなければならないが，経験からわかっている一連の基本的な手段はその適合のベースになり得るだろう．このようなコアな手段には，過去との決別を例証し，前向きな成果に対する信頼を醸成する，協調的な連合を形成するためのシグナルや公約メカニズムの選択肢が含まれる．また，速やかな成果や市民に安全・正義・雇用を長期にわたって制度的に提供することができるプログラムの説明もこれに含まれる．本報告書ではまず基本的な手段を提示し，その上でリスクと機会に関する各国固有の評価を利用して，各国のさまざまな状況に合わせて戦略やプログラムをどう調整するかを検討する．

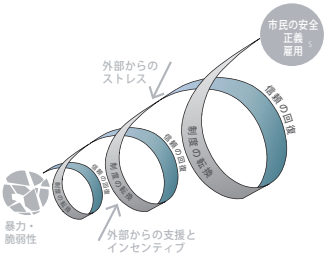
協調的で十分に包容的な連合を形成するための政治的・政策的なシグナル

信頼と協調的な連合を最も頻繁に構築するシグナルに関しては，各国に横断的に驚くべき共通性がある（フィーチャー 4 参照）．それには国家ないし地方レベルでの信頼できる役職者の指名，透明性，場合によっては，差別的な法律などマイナスとみられる要因の除去などにかかわる迅速な措置が含まれる．治安部隊は不安定な地域に対する関心という前向きなシグナルとしてだけでなく，特定の部隊にどこのコミュニティと不信ないし虐待の実績があるかを政府が認識しているがゆえに交代させる，というサインとしても配置転換することができる．情報の透明性と意思決定のプロセスを改善するための措置は，持続的な制度転換の土台を築くだけでなく，信頼を醸成するのに重要であろう．

シグナルは将来的な措置――2 つ 3 つの重要な早期成果の選択，軍事・警察の計画における市民の安全目標重視，政治改革・分権化・過渡期の司法にかかわるアプローチや予定の設定など――の公表にもなり得る．政治的・政策的なシグナルが範囲と時限

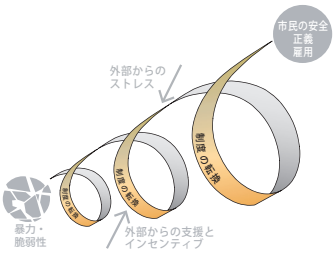
フィーチャー 4　コアな手段

信頼を回復する



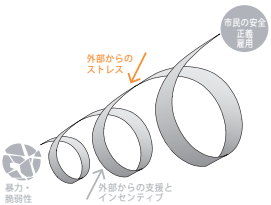
シグナル：将来の政策と優先課題	シグナル：即時の措置	公約メカニズム	支援措置
・市民の安全にかかわる目標 ・政治改革・分権化・腐敗・過渡期の司法にかかわる重要な原則と現実的な予定表 ・国家・コミュニティ・NGO・国際能力の混合	・参加型プロセス ・地方の治安・司法・開発の成果 ・支出における透明性 ・治安部隊の再活用 ・差別的な政策の撤廃	・執行機関の独立性 ・独立的な第三者によるモニタリング ・各国・海外による二重鍵システム ・1つ以上の重要な機能にかかわる国際的な執行	・リスク・優先度評価 ・不作為コストの報道 ・2つ3つの早期成果に関する単純なプランと進展の指標 ・戦略的な報道

制度を転換する



市民の安全	司法	雇用・労働関連サービス
根本的な改革と「最適な」アプローチ		
治安部門の改革： ・市民に安全の利益を実現するように設計 ・現実的なパフォーマンス成果の反復と司法機能に連動した能力の増強 ・市民による監視・審査・予算支出の透明性を通じた犯罪網の解体 ・農村部・コミュニティの警察に関しては低資本システムを利用	**司法部門の改革：**独立性と治安改革との連動；基本的な取り扱い件数の処理強化；伝統的な/コミュニティのメカニズムに基づく司法サービスの拡張 **腐敗防止措置の段階的導入：**レント・システムを解体する前に，公益のためには国家資源が利用できることを証明；レントの支配をコントロールし，社会的な説明責任メカニズムを活用する	**多部門にわたるコミュニティのエンパワメント・プログラム：**市民の安全・雇用・司法・教育・インフラを組み合わせる **雇用プログラム：**民間部門の雇用創出にかかわる規制の簡素化とインフラの修復，長期的な公的プログラム，資産拡大，価値連鎖プログラム，非公式部門支援，労働移動，女性の経済的エンパワメントと資産拡大 **人道的提供と社会的保護：**国際的な提供からの計画的移行を念頭に置く **マクロ経済政策：**消費者物価の変動性と雇用を注視
漸進的で体系的なプログラム		
・特殊な安全機能にかかわる段階的な能力と説明責任	・政治・選挙の改革 ・分権化 ・過渡期の司法 ・包括的な腐敗防止改革	・民営化など構造的な経済改革 ・教育・保健の改革 ・限界化されているグループの包容

外からのストレスに取り組む各国の措置



市民の安全	司法	雇用・労働関連サービス
・国境に関する協力 ・軍事・警察・金融諜報	・供給・需要サイドの対応策を調整 ・管轄区をまたぐ共同の捜査・訴追 ・公式/非公式システム相互間の連動形成	・補完的な行政能力のプール ・国境をまたぐ開発計画の策定

総合的な進展を証明するために採用可能な成果指標

	市民の安全	司法	雇用・労働関連サービス
短期	・暴力死 ・安全の増減に関する意識調査データ	・福祉が時間とともに，また，他との比較で増大しているか否かに関するグループ（民族・地理・宗教・階級など）別の意識調査 ・国家制度に対する信頼や腐敗に関する意識調査	・雇用機会が増加しているか否かに関する感じ方 ・価格調査（実質所得面での意義をみるため）
長期	・犠牲者の調査	・歴史的に現実的な時間枠内における成果と進展度に焦点を当てた統治指標 ・垂直的・水平的な不平等と司法サービスへのアクセスに関する家計調査データ	・雇用・労働力参加に関する家計データ

性の点で現実的であり，実現可能であることを確保することが期待を管理するのに重要である．国家計画や予算プロセスのなかによりどころを置いて，必要な対外的な支援を事前に国際的なパートナーと議論しておくことができるからである．

シグナルが将来の措置に関係している場合，それが実際に実施され逆転されることはない，という点を利害関係者に納得させる公約メカニズムがあれば信頼性がさらに高まるだろう．実例としては，コロンビアやインドネシアの独立的な多部門にわたる執行機関や，ASEAN-EU 共同のアチェ監視団など第三者モニターが指摘できる[60]．共同で運営されているリベリアにおける統治・経済管理援助プログラム[61]，グアテマラにおける免責問題対策国際委員会（CICIG）[62]，あるいは国連の平和維持活動使節団が警察の執行責任を有する場合など，国際機関を巻き込んだ 1 つないしそれ以上の機能をもつ単一または，いわば「二重鍵」権限も，制度的な能力と説明責任が脆弱な場合は公約メカニズムになる．

このような変化のシグナルに関する強力な戦略的コミュニケーションは常に重要である．行動や政策変更はそれがあったことや，それがより大きなビジョンのなかにどう適合するかがわかっていない限り，人々の行動に影響を与えることはできない．危機がエスカレートするリスクが国家リーダー全員によって十分認識されていない場合，不作為の結果に関する正確で必然的なメッセージを提供すれば，進展に向けた弾みを刺激するのに役立つであろう．経済的・社会的な分析はこのメッセージを支援することができる．暴力の増加と制度の弱体化が国や地域が開発の進展という面で，隣国や地域に大きなおくれを取る原因になっていることを示したり，脅威の増大に対処しなかった諸外国が開発面で深刻かつ永続的な結末に直面していることを示したりすることができる．WDR の分析は以下のような明確ないくつかのメッセージを提示している．

- 反復的な暴力の連鎖がはびこり，市民が国家から遊離させられている地区を無視できる国や地域は 1 つもない．
- 失業・腐敗・疎外は暴力のリスクを高める．また，国家の繁栄に対する利益を全員に付与する正当な制度と統治は，多種多様な暴力から保護してくれる免疫システムになる．
- 正義と雇用に下支えされた市民の安全は，脆弱な状況下では素晴らしい目標である．
- 指導者は暴力がエスカレートないし再発する前に，チャンスをものにする必要がある．

信頼を回復し制度を転換するための国家プログラムの設計

さまざまな各国の経験から浮上してくるコアなプログラム手段は，焦点や優先課題に関する各国の教訓を反映して意図的に少数に抑えられている．すべてが小プロジェクトではなく，大規模な国家的ないし地域的なプログラムとして実施される設計となっている．それには次のようなものが含まれる．すなわち，コミュニティ構造と国家を結び付ける多部門プログラム，治安部門の改革，司法の改革，国家的な雇用にかかわる政策・プログラム，市民の安全・司法・雇用創出を支える電気や社会的保護など関連サービス，腐敗に対する段階的アプローチ．また，継続的な暴力防止，政治改革，分権化，過渡期における司法，教育改革（市民の安全・司法・雇用に関する早期改革が進展を見せ始めると体系的な注視が必要になる）にとって決定的に重要なプログラムも含まれる．

プログラム設計で有効な上位 5 つの教訓は次の通りである．

- 不安定な地区における国家と社会のボトムアップ関係を支援するプログラム．これには暴力防止，雇用・同関連サービスの提供，地方ベースの司法・紛争解決へのアクセスなどにかかわるコミュニティ・ベースのプログラムが含まれる．実例としては，高所得国から低所得国に至るまでの広範な範囲の諸国におけるコミュニティの警察活動，アフガニスタンの国家連帯プログラム，ラテンアメリカの多部門暴力防止プログラムが指摘できる[63]．
- 治安と司法という優先分野における制度的な転換のための補完プログラム．初期の改革プログラムは次のようにすべきである．すなわち，単純で基本的な機能（刑事事件の処理，十分な基本的捜査，逮捕手続きなど）に焦点を絞る，秘密ないし犯罪的なネットワークを解体するため

に市民の監視，審査，予算・支出の透明性を盛り込む，警察能力の増大が拘留期間の長期化や犯罪者を法の適正な過程なしにコミュニティに野放しになることにつながる状況を回避するために，警察と民事司法制度の改革ペースを連動させる．

- 「基本に戻る」雇用創出プログラム．このようなプログラムには次のようなものが含まれる．周辺化されたり暴力の影響を受けたりしたコミュニティも含め，インドやインドネシアが全国的に展開した大規模なコミュニティ・ベースの公共事業，民間部門の規制の簡素化，及びインフラ面での隘路（特に脆弱で暴力的な地域では事業にとって第 1 の制約要因である電気）への取り組み，コソボやルワンダのコーヒーや酪農，及び観光のイニシアティブにみられるような，生産者と市場を統合する金融や投資へのアクセス[64]．
- 警察部隊に女性スタッフや性差別に固有なサービスを導入したニカラグアやリベリア，及びシエラレオネの改革でみられるような，治安・司法・経済のエンパワメントにおける女性の関与，ネパールにおける経済的エンパワメントのイニシアティブ（これは女性グループに対して金融やビジネスの研修提供を通じて，不安定な地域でそれまで分裂をもたらしていた性差別の役割に対処した）[65]．
- 統治の良さを証明することができるような焦点を絞った新しい腐敗防止イニシアティブ．その手段には次が含まれる．すなわち，リベリアの森林監視やモザンビークの関税徴収におけるように，大規模な腐敗が発生しやすい機能をモニターするために民間部門の能力を活用する．これには社会的な説明責任メカニズムが組み合わさっている．支出の透明な公表と資金が意図された対象に確実に届くように，コミュニティや市民社会によるモニタリングを活用するものである[66]．

このようなプログラムを通じて目標にできる早期の信頼醸成の成果には，輸送ルートに沿った移動の自由，電気の普及率，会社登記件数，創出された雇用日数，訴訟の処理，審査ないし起訴を通じた免責の削減などが含まれる．ここで決定的に重要なのは，早期成果は国家機関の士気を改善させ，後の制度構築にとって適切なインセンティブを生むということである．

例えば，仮に治安部隊に反乱軍兵士を殺した人数ないし捕虜にした人数，犯罪者の逮捕数などに基づく目標が設定されたとすると，暴力の再発を防止しようとしているコミュニティとの長期的な信頼を構築するインセンティブはまったくなく，主に強圧的なアプローチを頼りにする可能性があろう．市民の安全（移動の自由など）に基づく目標は，それとは対照的に，国家的な統一性と国家と社会の友好な関係を下支えする治安部隊の役割にとって，長期的なインセンティブを生み出す．同様に，仮に公共サービスや公共事業がトップダウン型の国家プログラムを通じてのみ提供されるとすれば，コミュニティが暴力防止の責任を負ったり，あるいは国家機関が男女を問わずすべての脆弱な市民を保護することについて責任を取ったりするインセンティブはほとんどないだろう．国家と非国家のアプローチや，ボトムアップとボトムダウンのアプローチを混合した方が，長期的な制度転換にとってはより良い土台になる．

人道的な援助からの段階的な移行も制度を転換する重要な部分になる．現在のストレスが国家の制度的な能力を大幅に圧倒している諸国では，国家の改革者は早期成果を実現すべくしばしば国際的な人道主義の能力に助けを求める．このようなプログラムは生命の救助，信頼の醸成，国家能力の増強などに有効であり得る．しかし，このような機能を国家機関に移管するのに必要な時間に関して決断をする際に，むずかしいトレードオフが発生する．例えば，食料プログラムについてなら，これは一般に現地で収穫前に配給を段階的に廃止することや，可能ならば政府の社会的保護機関と協調しながら，一般的な配給から対象を絞ったプログラムに移行することを意味する．保健・教育・水・衛生に関しては，国家ないし地方の機関の能力が高まるにつれて，国際的な役割が時とともに徐々に削減していくことを意味する．東ティモールにおける保健サービスの提供がその実例であった．当初は国際的な提供であったが，それが政府による国際的な NGO への外部委託，最終的には政府管理へと移行した[67]．

国境をまたぐ地域的なイニシアティブ

社会にはみずからの制度を孤立して転換する贅沢さはなく，経済的ショックからであろうと，麻薬取引や国際的な腐敗からであろうと，外から発生する圧力を同時に管理する必要がある．このような問題の多くは個々の国民国家によるコントロールを超越しており，本報告書の最終節では外的なストレスを減少させるための国際的政策を検討する．国家のリーダーは麻薬取引などに関して二国間協調に加えて，広範な地域的ないし世界的な協調を推進するのに大きな役割を果たすことになるだろう．考えられるイニシアティブには以下のものがある．

- 純粋に軍事作戦ではなく，市民の安全と正義，及び雇用という共通目的に基づいて，不安定な国境地帯全体にわたり治安と開発の両方に関する協調を議論する開放性．国境をまたぐ開発計画立案には教訓を共有する特別な取り決めが含まれるだろう．しかし，不安定な国境地帯の開発プログラムを設計・モニターする正式な共同取り決めを指向し，不安定な内陸地域が市場にアクセスするのに役立つ具体的な規定の制定に動くこともできるだろう．
- 腐敗や資金洗浄と戦うためにハイチやナイジェリアが（アメリカやイギリスとともに）したように，暴力を扇動しかねない腐敗事件を捜査し起訴する共同プロセスがある[68]．これらは脆弱な管轄区で能力を構築し，1つの管轄区だけでは達成できない成果を実現することができる．

国際支援を動員する

国際支援にかかわる制約の一部は，多国間機関の本部やドナー諸国で確立された政策やシステムに原因がある．このような問題に関する措置は「国際的な政策の方向」と題するパート3で議論する．各国の指導者や現場のパートナーは国際システムに対するこのような広範な変化を個人的には決定することはできないが，既存の支援の利益を最大化することはできる．

各国のリーダーと現場の国際的なパートナーが，安全・正義・開発の分野にわたって明確なプログラムの優先課題を設定していると助けになる．各国の経験が示唆しているところによれば，信頼を醸成するためには2つ3つの速やかな成果と，狭く現実的に定義された制度構築の努力だけに焦点を絞る必要がある．優先事項は非常に限定的な数の明確なプログラム――不安定な地域におけるコミュニティ・ベースの介入策，幹線道路における安全と移動の自由など――で説明した方が良い．その例としては内戦後のリベリア[69]や，2002年の犯罪的な暴力に直面していたコロンビア[70]が指摘できる．優先プログラムを決定するのに国家予算編成のプロセスを使えば，治安担当省と開発担当省の間でメッセージを調整し，実施に関して協調関係を発展させることできる．

成果を示しリスクを管理するという国際パートナーのニーズを注視していることによって，国家リーダーは外からの援助からより良い成果を生み出すこともできる．国際的なパートナーには独自の国内的な圧力がある．援助が誤用されていないことを証明したり，成果をみずからの努力に帰属させたりしなければならないためである．リスクや成果に関する率直な意見交換は相違を橋渡しする方法を見出すのに役立つ．インドネシアでは，例えば，津波やアチェ平和協定を受けて，政府はドナーと次のことに合意した．すなわち，受け入れる援助はインドネシア復興庁とドナーによる「共同ブランド」とし，両者が危機後における国家と社会の関係の正当性を強化すると同時に，目に見える成果を示しリスクを管理できるように特別な

状況固有の挑戦と機会の範囲	
暴力の種類：民事か，刑事か，越境か，国内地域か，イデオロギーなものか	
移行の機会：漸進的 / 限定的から変化に向けた即時か重要な時間的余裕	重要な利害関係者：国内対海外，国家対国家以外，低所得者層対中・高所得者層
重要なストレス：内部対外部からのストレス，グループ間の分裂が高水準か低水準	制度的な挑戦：能力の程度・説明責任及び包容性の程度

透明性の措置を整備した．政府と市民および国家と国際パートナーの間の「二重協約」はアシュラフ・ガニ（Ashraf Ghani）とクレア・ロックハート（Clare Lockhart）が最初に提案したものであるが，これもドナー資金にかかわる二重の説明責任を明確化することによって，リスクにかかわるさまざまな見方，対応のスピード，国内制度との長期的な関係を管理するための方法である[71]．

成果をモニターする

プログラムの成功を評価し，問題が発生すればそれに適合するためには，各国の改革者と国際パートナーには暴力削減の全体的な成果や，安全と正義，及び雇用の目標に対する市民の信頼に関する情報も定期的な間隔で必要になる．ほとんどの途上国にとって，MDG（ミレニアム開発目標）とそれに関連した目標や指標は重要な国際的な枠組みとなっている．MDG は幅広いベースの人間開発にかかわる注目度を引き上げ，脆弱性と暴力に直面している諸国にとっては重要な長期目標にとどまっている．しかし，暴力防止・復興の進展との直接的な関連性においては欠点がある．MDG は市民の安全と正義をカバーしていない．進展が遅いため，国家リーダーや国際パートナーに対して，進歩の分野を指摘し，新しいあるいは残っているリスクを特定する迅速なフィードバック・ループを提供することができない．

MDG に関する有用な補完物は，暴力の削減，信頼の醸成，市民の安全，正義をより直接的に測定している指標であろう（フィーチャー 4）．市民の世論調査データは多くの脆弱で紛争の影響を受けた諸国では紛れもなく欠如しているが，それがあればこの役割を果たすことができるだろう[72]．中・高所得国においては世論調査を使って頻繁に，進展やリスクに関するフィードバックを政府に提供しているが，低所得の脆弱国ではほとんど使われていない．安全性改善の直接的な測定値も速やかな進展を示すことがある．暴力死に関するデータは収集がある程度容易であるが，それによって最大の利益を享受する諸国――低所得の脆弱国――ではそういうデータは入手不可能である．雇用データも改善が必要である．

各国の事情に合わせて戦略やプログラムを差別化する

一般に経験から基本的な一連の手段が出てくるが，各国は自国の状況を評価して他国からの教訓を自国の政治的な状況に適合させる必要がある．各国が直面するストレス，制度的な挑戦，効果を生むために巻き込む必要のある利害関係者，移行要因の種類などはそれぞれ異なっている．相違は黒か白かという単純なものではなく，広範囲にわたっている．各国における暴力の現れ方，対内ストレスと外部からのストレスの組み合わせ，制度的な挑戦はそれぞれ異なり，しかも時とともに変化する．しかし，すべての諸国がこのような問題に関して何らかのミックスに直面している．本報告書では以下に示す単純な差別化を通じて，各国の状況に関して最も重要な相違の一部をカバーしている．

各国の改革者とその国際パートナーは，自国の政治的な状況を考慮しつつ，信頼醸成と制度的な改革の各局面で 2 種類の決定を行う必要がある．第 1 は，変化に向けて「十分に包容的」で協調的な連合を形成するのに役立つシグナルの種類を決定することである．すなわち，直ちに行う措置とその早期成果についての発表と長期的な充分に包容的な政策に関する発表の両方である．第 2 は，制度的な転換に乗り出すための優先プログラムの設計に関する決定である．

政治的及び政策的なシグナルを区別するに当たって，直面するストレスの種類と効果的な行動のために支援が最も必要とされる利害関係者かどうかを考慮することが重要である．民族的・地理的・宗教的な分断が紛争に関係しており，このグループの協調が進展にとって決定的に重要なところでは，重要な役職者の指名にかかわる信頼性は個々人がグループ間の溝を超えて尊敬を集められるかどうかに依存するだろう．腐敗が深刻なストレスであったところでは，重要な役職の任命についての信頼性は個々人の誠実性にかかわる評判に依存することになるだろう．

移行要因の種類も相違をもたらす．日本や韓国では終戦後に，東ティモールでは新国家の誕生時点で，リベリアでは戦後初の選挙の後で，ニカラグアでは軍事的な勝利後に，ルワンダでは大虐殺を受けて，ケニアの連立政府や改革の交渉という他の状況下で現存するよりも，長期的な政治的，社会的，制度的

な変化を速やかに発表する大きな余地があった．

諸グループの制度的な能力，説明責任力，信頼も早期の政策発表にかかわる選択や予定表に影響する．強力ではあるが，（独裁的な支配からの一部の過渡期におけるように）排他的・虐待的・説明責任がないため違法だとみられてきた制度を有する諸国では，信頼醸成のためには透明性，参加，正義に関する措置の方が，財やサービスの提供よりも短期的には重要かもしれない．社会的な連帯が党派的になっているところでは，広範な改革を試みる前に，グループ間で信頼を醸成する時間が必要かもしれない．例えば，南アフリカでは，リーダーはアパルトヘイト後初めて選挙を実施する前に[73]，憲法改正と諸グループ間における信頼の醸成のために，賢明にも時間的な余裕を許容した．また，北アイルランドでは治安と司法の機能の委譲は，信頼と説明責任が増大するまで延期された[74]．

核となるメッセージは次の通りである．すなわち，ある一時点における暴力の特定の表明は，暴力の反復的な連鎖を許している制度の欠点に比べれば重要なものではないということ，そして，政治，コミュニティ，犯罪にかかわる暴力に成功裡に取り組んでいるアプローチには大抵は共通性があるということだ．しかし，暴力の種類別構成は確かに戦略に影響する．民族的，宗教的，地理的なグループ間の不平等は内戦のリスクとして重要である．したがって，雇用プログラムやサービスはこのようなグループ間の公平性と機会の橋渡しをするのを目標にするだろう．しかし，組織的な犯罪的暴力にとって，富裕層と貧困層の間の不平等は（民族的，宗教的なアイデンティティとは無関係に）もっと重要である．強力な国際的リンクを有する暴力――組織犯罪やイデオロギー運動による国際的な新人補充など――に対しては，国際協力の強化が必要である．

各国の状況もプログラム設計にとって重要であり，現地の政治的な条件に「最適」であることを要する．例えば，多部門的なコミュニティ・アプローチは，コートジボワール，グアテマラ，北アイルランドなど互いに状況が非常に異なる状況下でも有効なこともあるが，コートジボワールと北アイルランドではもっと注意が必要であり，このアプローチが1つの民族ないし宗教のグループを対象にしているのではなく，グループ間の絆を構築するものとしてみられることを確保しなければならない．コロンビアとハイチの両国は司法部門における改革を検討しているが，ハイチでは説明責任と能力の問題がより大きな挑戦であり，改革もそれを考えて設計されなければならないだろう[75]．排他性と説明責任の挑戦に直面してはいるが強力な制度を有する中所得国にとって，プログラム設計，成功，機会の逸失などに関する教訓は，主としてラテンアメリカ，インドネシア，東ヨーロッパ，南アフリカにおける民主体制への移行など同じような状況に直面したことのある諸国から得られるだろう．したがって，各国の改革者や国際パートナーは介入を巡る政治経済学を徹底的に考慮し，プログラム設計をその状況に適合させる必要がある（フィーチャー5）．

どの国も自国の政治的な状況に最適な戦略とプログラムを設計するためには，リスクと優先課題を独自に評価する必要がある．紛争後及び危機後のニーズ評価など国際的評価の手段はリスクや優先課題を特定することができる．このような評価は以下によって強化することができよう．

- 危機後だけでなくリスクが増大している時も含めて，過渡期間のさまざまな時点において，評価を定期的かつ頻繁に適合させる．
- 移行の要因，ストレス，制度的な挑戦，利害関係者，市民に安全と正義，及び雇用を提供する制度の固有な特徴を特定する．
- フォーカス・グループや世論調査を通じて，市民や利害関係者の視点から優先課題を特定する．その事例としては，復興の優先課題を策定するに当たって，それを行った南アフリカをあげることができる．また，国境地帯における暴力の源泉を評価するのに当たって，それを行ったパキスタンをあげることができる[76]．
- 過去の努力の歴史を明示的に検討する．コロンビアは2000年代初めに暴力に取り組むため，それまでの努力の長所と短所の再検討に際してそうした[77]．
- 発見した優先課題の数や予定表に関してもっと現実的になる．危機後のニーズ評価に対して国連・世界銀行・EUが共同で勧告した変更がその例といえる．

フィーチャー 5 コミュニティ・レベルのプログラム設計を国の状況に適合させる

対象国：アフガニスタン，ブルンジ，カンボジア，コロンビア，インドネシア，ネパール，ルワンダ

紛争後のコミュニティ開発プログラムの基本的な要素は単純であり，幅広い各国の状況に適合させることができる．国家の傘下にあるすべてのコミュニティ・プログラムは，基本的に，優先順位を決定するコミュニティの意思決定メカニズムと，それを実施するための資金と技術支援の提供で構成されている．このようなモデルのなかで多数の変形があり，さまざまな移行の動因だけでなく，さまざまな種類のストレスや制度的な能力に適合させることができる．相違の重要な源泉は，コミュニティにおける意思決定の方法，資金をコントロールしている人，プログラムの政府内における位置付けの３つである．

多種多様なストレス，制度的能力，説明責任がコミュニティの意思決定に影響する．多くの暴力的な地域では事前に存在していたコミュニティ評議会は破壊されていたか，またはすでに信用を失っていた．重要な第 1 歩は信頼できる参加型の代表制を再確立することにある．例えば，ブルンジでは，現地の NGO が民族別の境界線をまたいで参加コミューンにおいて代表的なコミュニティ開発委員会の選挙を組織化した．同様に，アフガニスタンの国家連帯プログラムは村全体によるコミュニティ開発評議会の選挙で始まった．しかし，アチェ，マルク，スラウェシ，カリマンタンなど紛争の影響を受けた地域にかかわるインドネシアのプログラムでは，新たな選挙は実施されなかった．コミュニティ評議会はほとんど無傷で，国の法律がすでに地方について民主的な村会選挙を規定していた．また，インドネシアはコミュニティ間の緊張を最小化するために，交付金をイスラム教とキリスト教の村に分離することを実験した．ただし，最終的には，このようなコミュニティの分断を橋渡しすべく共通の資金と評議会を使うことにした．

制度的な挑戦が異なれば，やはり資金管理者の決定に影響する．プログラムは以下の事例でみられるように，信頼を醸成するという第 1 の目的と，資金の紛失ないしエリート層による資源の支配というリスクのトレードオフを比較考量しなければならない．

- インドネシアでは，地方の能力がかなり高く，小区域の評議会が財政管理ユニットを設立していて，それが日常的に監査を受けてはいるが，財政パフォーマンスのあらゆる側面に関して全面的な責任を負っている．
- ブルンジでは，分権化全体の進展欠如とコミュニティ構造を通じた資金のモニタリングにかかわる困難から，資金管理の責任は NGO パートナーにとどまっている．
- アフガニスタンの国家連帯計画では，議会が簿記の研修を受けている間に，NGO が当初は資金管理の責任を負ったが，1 年も経たない間に一括交付金は議会に直接移譲された．
- コロンビアでは，重要な制度的挑戦は国家をコミュニティに接近させて，政府の治安機関と文民機関の間の不信を克服することにあった．そこで資金は個々の政府省庁が保有するが，活動の承認は現地事務所の多部門チームによって行われている．
- ネパールでは，コミュニティ・プログラムは全レインジにわたっている．資金を監視する一義的な責任をパートナーの NGO に預けているプログラムがある一方，同国の大規模な村の学校プログラムなどその他のプログラムでは，コミュニティの学校委員会が学校施設の法的な所有者であり，政府資金を使ってスタッフを採用・訓練することができる．

コミュニティの意思決定構造がどのように正式な政府とどのように整合性をとるかは，移行動因の種類によって影響する．紛争を潜り抜けてきた多くの諸国は，コミュニティの早期対応プログラムが導入されるのとちょうど同じように，重大な憲法改正や行政改革を実施することになろう．コミュニティ評議会と姿を現しつつある政府構造の整合性を取るのはむずかしいかもしれない．例えば，アフガニスタンの国家連帯計画では，2007 年副大統領条例に基づいて設置された

コミュニティ開発協議会は，国の行政構造への正式な統合が依然として検討されている．カンボジアのセイラ・プログラムでは，国連開発計画（UNDP）の指揮下で協議会が設置されて，その後，政府の新しく形成されたコミューン構造に移管された．ルワンダでは，大虐殺を受けて変化により大きな余地をもたせるべく，協議会は最初から政府の分権化計画のなかに統合された．

出所：Guggenheim 2011.

パート 3：暴力のリスクを削減する：国際的な政策の方向

国際的な措置は安全や繁栄の改善に大きな利益をもたらしてきている．第 2 次世界大戦後のヨーロッパ，インドネシア，韓国，リベリア，モザンビーク，北アイルランド，東ティモールの献身的なリーダーが，海外からの支援なくして，どうやって自分の国ないし地域の安定化を図ったかを想像することはむずかしいであろう．脆弱で紛争の影響を受けた国で働いている大勢の人々は，各国の努力を支援しようとしている献身的な専門家である．しかし，彼らは違った状況や目的のために設計された構造，手段，プロセスによって妨害を受けている．具体的に言えば，20 世紀型パラダイムに典型的な一種の戦後援助を提供するプロセスは存在しているものの，政治的，犯罪的な暴力の反復的連鎖の防止や，市民に安全と正義と雇用を提供できるような制度への転換にかかわる挑戦に苦闘している諸国を助けることにはほとんど関心が払われていない（フィーチャー 6，図 6.1）．国際機関の内部プロセスはあまりに遅く，あまりに分断され，並行的なシステムにあまりに依存し，撤退があまりに早く，そして国際的な主体の相互間には著しい分断がある．

国際システムにおける一連の防止手段は改善しており，世界的・地域的な調停能力は増大し[78]，暴力を調停する地方と国の協調的な努力を支援するプログラムは増加している．その実例には以下が含まれる．国連開発計画（UNDP）と国連政治局（UNDPA）[79]が支援しているガーナの平和委員会や，米州開発銀行（IADB）による市民の安全のためのコミュニティ・プロジェクトがある．このようなプロジェクトは確かに市民の安全，正義，雇用に関連する活動をしばしば支援しているが，外交や安全保障，及び開発にかかわる思想の主流ではない．国連，地域，及び NGO が後援した調停が，次にみるように広範なケースで重要な役割を果たしている．西アフリカにおける AU-UN-ECOWAS の調停，アフガニスタンのボン合意受諾に関する国連の説得，アチェにおける人道対話センターや危機管理イニシアティブなど NGO による努力[80]などである．

しかし，このようなプログラムは依然として大規模には提供されていない．軍隊に対する支援よりも，警察や司法制度を整備するための国際援助を受ける方がずっとむずかしい．国際的な経済援助自体も雇用創出よりも，マクロ経済政策，保健，教育向けの方が享受しやすい．国連の警察能力，理論的な開発，訓練は増大したものの，本格的には司法能力に結び付けられていない．一部の二国間機関は治安と司法の改革向けに特別な援助を提供しているものの，その能力は他の分野と比べて相対的に新しく，発達が不十分である．国際金融機関や二国間経済援助は第一義的には雇用よりも経済成長に焦点を当てる傾向にある．市民の安全と正義は MDG では言及されていない．

上述したプログラムすべてにおいて，外交・安全保障・開発――時には人道――の行為者による連動した行動が必要とされる．しかし，このような行為者は総じて優先課題を評価して，独自のプログラムを別途策定し，各国の改革者が統合したプログラムを当然のことではなくむしろ例外とするのを助ける努力をする．国連の「統合使節団」や各種の二国間や地域的な「全政府」イニシアティブや「全システム」イニシアティブは，開発・外交・安全保障の戦略や作戦を統合する挑戦に取り組むために形成されている[81]．しかし，分野が違えば，目標，計画の時間枠，意思決定プロセス，資金調達の流れ，リスク計算の種類も異なる[82]．

素早い支払いと迅速な配備施設を確立しようとしている国連，国際金融機関，二国間ドナーの努力にもかかわらず，援助は往々にして到着が遅い．援助

は小プロジェクトに細分化されていて，政府が努力を少数の重要な成果に集中することが困難になっている．経済協力開発機構（OECD）が 2004 年に調査した脆弱な 11 カ国では，ドナー 1 カ国当たり平均 38 の活動を実施しており，各プロジェクトの平均規模はわずか 110 万ドルにすぎなかった．制度的転換の挑戦にインパクトを及ぼすには総じて規模が小さすぎる[83]．援助ドナーは脆弱国ではしばしば国家制度と並行するシステムを通じて活動している．すなわち，開発援助のためには別のプロジェクト・ユニットがあり，人道主義的なプログラムは国際的な NGO を通じて実施されている．平和維持活動の使命や一部の種類のドナー援助の期間延長にかかわる進展にもかかわらず，システムは紛争後の機会と援助の乱高下に対する短期的な焦点によって制約されている[84]．カンボジア向け援助にかかわる最近のヨーロッパ委員会の調査によると，全プロジェクトの 35％以上は継続期間が 1 年以下，66％は 3 年以下である．もっと一貫した持続的な援助が必要であるにもかかわらず，脆弱国に対する援助は非脆弱国向けよりも乱高下がずっと大きい．変動性は 2 倍であり，効率性の推定損失は受領国にとって GDP の 2.5％に達している（フィーチャー 6，図 F6.2，F6.3）[85]．

外からのストレスに関する地域的・世界的な措置がリスク削減の重要な部分となるが，援助の方は依然として一義的には個別国レベルに焦点を置いている．麻薬違法取引に対処する一部の革新的なプロセスは，需給両サイドのインセンティブと，先進国・途上国両方の複数利害関係者の努力を組み合わせている[86]．その 1 つは，紛争ダイヤモンドの売却を阻止するためのキンバリー・プロセス認証制度である[87]．それにもかかわらず，需給両サイドの措置と先進地域及び途上地域の間の協調を組み合わせた共同責任という一般原則が欠如している．既存の努力は腐敗した取引に由来する「お金を追跡する」ために使われている金融システムの弱さと分断に苦しんでいる．また，それは強力で豊かな財源を有する地域的なアプローチではなく，脆弱で重複する多国間努力の増加によって制約されている．アジア開発銀行や EU の古くからの地域プログラム，国連政治局の地域事務所，世界銀行による地域的貸出にかかわる最近の増加のようないくつかの例外にもかかわらず，ほとんどの開発ドナーは地域支援ではなく主に各国支援に焦点を当てている．

国際的な状況はますます複雑になってきている．冷戦の終焉は暴力と紛争の影響を受けた地域に対する国際支援について，コンセンサスの新時代を迎え入れる可能性があった．実際には，過去 10 年間に複雑さがかえって増大し調整問題が継続している．政治・治安・人道主義・開発の面で，各国の状況に関与している主体はむしろ数が増えている．責任をもつ各国のリーダーシップについて基準を設定する法的な取り決めは，時とともにより複雑になってきている．1948 年の国連ジェノサイド防止条約には有効な条項が 17，2003 年の腐敗防止条約には 455 ある．OECD 諸国のなかでは，治安と開発援助の相対的な役割や各国機関を通じた援助に関して意見が分かれている．連帯支援を享受した歴史がある中所得国からの援助増加は，貴重な新しいエネルギー・財源・アイディアだけでなく，国際パートナーの意見相違という新たな挑戦も持ち込んでいる．WDR の協議では，各国主体，地域機関，中所得国，OECD ドナーの間で，統治を改善するのに各国のリーダーシップから何が現実的に期待できるか，どの程度の期間にわたってか，良い統治の「形」対「機能」（選挙か，あるいはもっと広範な民主的な慣行やプロセスか，実際に腐敗を最小化することか，あるいは公共調達法や腐敗防止委員会を創設することか）などに関して，意見の相違がしばしば暴露されていた．

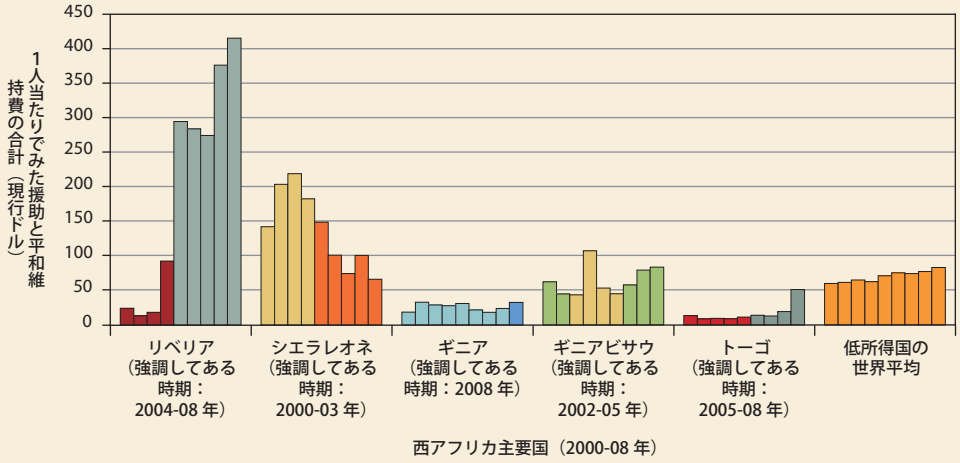
二重の説明責任が国際的な行動の核心にある．社会が脆弱性を脱却するのを助けるためには，各国や地域の機関を通じた迅速な，スマートで，長期的な関与が必要であることが国際的主体にはわかっている．しかし，OECD の紛争と脆弱性に関する国際ネットワークが強調しているように[88]，彼らはドナー・プログラムにおける浪費，乱用，腐敗，成果の欠如に関する国内批判のリスクに対して極めて敏感でもある．国際的主体はパートナー国のニーズに加えて，自国の市民や納税者に対しても説明責任を負う必要があり，このような期待は相反することがある（図 3.1）

ドナーの行動変更が遅いのはこのような基本的なインセンティブに由来している．例えば，並行的なシステムを通じた小プロジェクトを実施すること，

フィーチャー 6　暴力の影響を受けた諸国に対する国際援助のパターン

図 F6.1　西アフリカでは国際支援は不均一――紛争後支援は防止支援を凌駕する

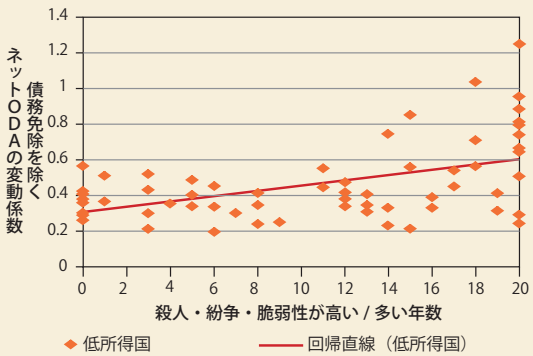
防止の進展や困難にかかわる 1 回限りの概念を受けて，紛争後の移行を過度に重視することにつながっている．内戦後の諸国に対する援助や平和維持援助の金額は，紛争エスカレーションの防止に苦闘している諸国に供与されている金額を大幅に上回る．



出所：OECD 2010d に基づく WDR チームの試算.

図 F6.2　援助の変動性は暴力の持続期間とともに増大する

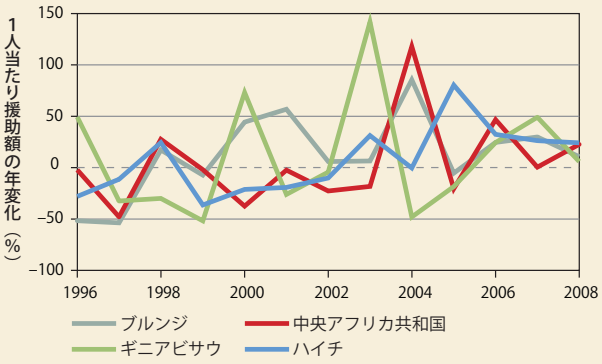
過去 20 年にわたり，脆弱性・暴力・紛争などを長期間にわたり経験した諸国ほど，援助についても大きな変動性を経験している．図 F6.2 の示すところによれば，債務免除を除いたネット政府開発援助（ODA）の変動係数は，1990 年以降に経験した暴力が長期にわたる諸国ほど高くなっている．右肩上がりの傾向線に反映されているこの関係は統計的に有意であり，次のことを示唆している．すなわち，20 年間にわたる暴力を経験した諸国は，平均すると，暴力を経験しなかった国との比較で，援助に関して 2 倍の変動性を経験している．収入の変動性はすべての政府にとって著しいコストとなっているが，脆弱な状況下では特にそうだといえ，改革努力を脱線させ，制度構築を阻害する懸念がある．



出所：OECD 2010d に基づく WDR チームの試算.

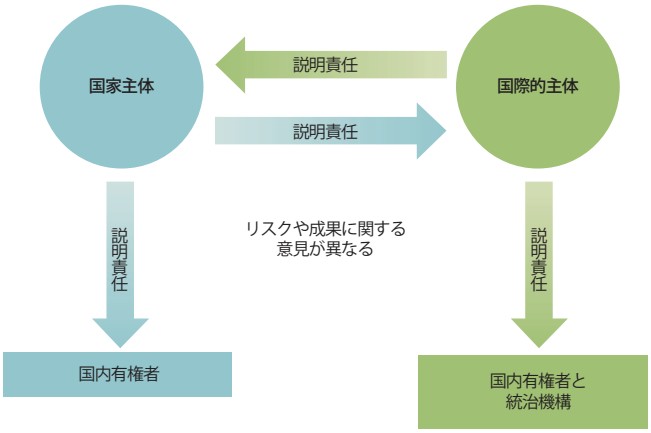
図 F6.3　断続的な援助：主要な脆弱国における変動性

下記の 4 カ国は例証を提供している．ブルンジ，中央アフリカ共和国，ギニアビサウ，ハイチに対する援助総額は，ある 1 年に 20-30%減少したかと思うと，翌年には 50%増加することも特に稀ではなかった（このような統計から除外されている人道支援や債務免除を含めれば，変動性はいっそう高くなるだろう）．



出所：OECD 2010d に基づく WDR チームの試算.

図 3.1　脆弱で紛争経験という環境に関与したドナーにとっては二重の説明責任というジレンマがある



出所：WRD チーム.

変化の「機能よりも形式」に焦点を置くこと（選挙，公共調達モデル法，反腐敗委員会，人権委員会などの重視），リスクの高い制度構築への関与を回避することなどはすべて，成果にかかわる国内の期待や失敗の批判をドナーが管理するのに役立つであろう．今日の多くのドナーにおける厳しい財政環境を受けて，ジレンマは小さくなるどころかもっと顕著になりつつある．国内圧力はドナー間の分裂にも貢献している．というのは，腐敗，男女平等，海外援助で国内に経済的な利益があることを示す必要性などに関する国内圧力は，国によって強弱がかなり違うからである．納税者に対する説明責任はドナーの援助では望ましい側面である．しかし，国内の期待を現場における援助のニーズや現実と適合させることが挑戦課題となっている．

多角的な対応はもっと安定的な環境に適していた歴史的な取り決めにも制約を受けている．例えば，国際金融機関の公共調達の手続きは，安全の継続，国家の制度能力について妥当な水準，競争的な市場という前提に基づいている．したがって，安全の条件がプロジェクトの設計から入札までの間に変化したり，少数の適格な政府機関が複雑な調達用の書類作成に苦闘したり，競争したり動員する用意のある適格請負業者の数が非常に限定的だったりする状況に困難を感じている．同様に，国連事務局は元々総会に対する本部ベースの助言サービスと事務局としての機能のために設計された公共調達システムを開発した．しかし，平和維持活動が打ち出されると，このようなシステムは背景や目的の相違にもかかわらず，ほとんど適応させることなしに拡張されている．

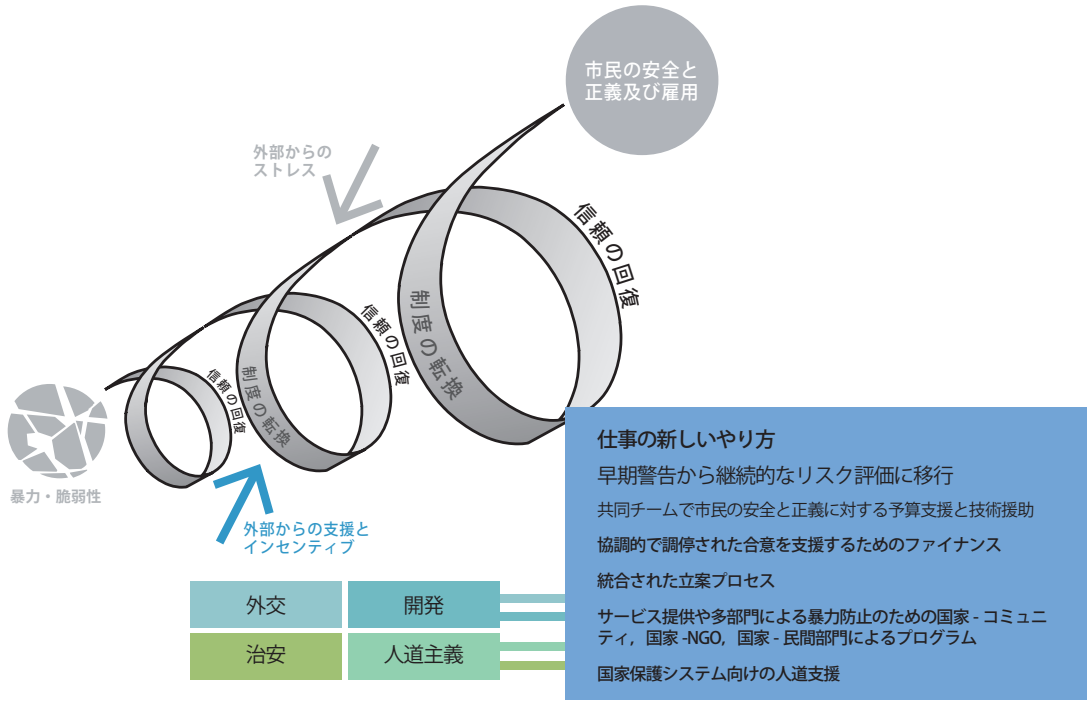
信頼を回復でき，リスクの再発を防止できるアプローチという真の変化を達成するためには，国際的主体は治安と開発にかかわる世界的な対応を改善すべく，次の 4 つの軌道を考慮することができるだろう．

- **軌道 1**：紛争直後とリスクが増大する状況の両方における防止を目標としながら，市民の安全と正義，及び雇用に対して，より一層統合した特別な援助をさらに供与する．
- **軌道 2**：各国の努力を支援するために，信頼を回復し，長期にわたって制度構築を促進する迅速な措置を実施すべく，国際機関の内部システムを改革する．
- **軌道 3**：外からのストレスに関しては地域的および世界的に行動する．
- **軌道 4**：国際的な政策や援助にかかわる情勢の変化を反映すべく，低・中・高所得国および世界的・地域的な機関から支援を動員する．

軌道 1：市民の安全と正義，及び雇用を通じて暴力防止のための特別援助を提供する

治安と開発のリンクは大規模な政治的・犯罪的な暴力を防止しようと苦闘しているすべての地域に当てはまる．政治的及び犯罪的な暴力はともに，「枠

図 3.2　海外主体が国家の制度転換を支援できるように，治安・開発・人道の領域を横断的に組み合わせた措置



出所：WDR チーム.

を外れた」思考，すなわち伝統的な開発のパラダイムを超越して考えることを要求する．市民の安全と正義や雇用にかかわる不満に関する問題は「主流の」開発にとって周辺的ではない．それは形を変えながら次のいずれにとっても問題である．すなわち，国内の都市部や農村部で暴力に直面しているもっと大きくもっと繁栄している諸国，再発を防止する必要のある紛争や脆弱性から回復しつつある諸国，新たなあるいは再発性の社会的な抗議や不安定性の脅威に直面している地域などである．市民に安全と正義，及び雇用を提供する制度を強化することが，暴力と不安定性の防止にとっては決定的に重要である．そのような措置はあらゆる暴力事象を防止できる「特効薬」ではないものの，暴力発生の確率を変化させることや継続的なリスク削減にとって決定的に重要である．

成功している暴力防止と回復策からの重要な教訓は，安全と正義，及び経済的ストレスは結び付いているということである．軍事だけ，司法だけ，あるいは開発だけの解決策を通じて解決を試みるアプローチは失敗するだろう．脆弱な環境下では，治安・司法・経済的転換の要素を組み合わせた一連の特殊なプログラムが必要である．しかし，このような分野は二国間でも多国間でもそれぞれ相異なる機関によってカバーされており，単一の総合的なプログラムの枠組みの下に組み合わされた措置は稀である．特別な一連の組み合わされた治安，司法，及び開発プログラムは触媒効果を狙って，このような挑戦に取り組む各国の協調努力を支援する必要がある．そのようなプログラムを支援するための国際機関のアプローチには，次のような変化が望まれる（図 3.2）．

- 制度的な正当性の弱さや内外のストレスが，暴力防止と平和的な改革プロセスの能力に対する関心を示している場合，散発的な早期警告から継続的なリスク評価に移行すること．
- 政治，司法，治安，人道主義，及び開発の分野をカバーする国家計画を支援する単一のプロセスを各国に提供するために，現在の評価・立案のメカニズムを簡素化する．
- 調整の美辞麗句から，治安と司法及び現地雇用と関連サービス向けに（それぞれ使命や専門知識の範囲内で）組み合わせたプログラムの支援

に移行する．組み合わせたプログラムのための2つの優先課題は次の通りである．

  - » 統合チームによって支援された治安と司法改革向けの技術援助とファイナンス．例えば，開発機関は治安及び司法機能の予算と支出プロセスに取り組む措置を支援することができる一方，治安と司法の専門知識をもっているパートナーは，東ティモールで独立の準備期間中に行われたように，技術的な能力構築に貢献することができる[89]．
  - » 開発活動に加えて警察や司法も含んだ多部門コミュニティプログラム．ラテンアメリカのイニシアティブにその実例がみられ，それは地方での紛争処理と司法サービス，コミュニティ警察，雇用と訓練，安全な公共の取引スペース，寛容を促進する社会的で文化的なプログラムを提供している．

- 国際機関から専門知識の援助をもっと引き出すために調停者や特別使節団（国内的・国際的）のための便宜を確立する．それは紛争状態のさまざまな当事者によって共同で発見された統合的な活動向けに，暫定取り決めに情報を提供するとともに，資源を確保するためである．これはAUやECOWASなど地域や地域内機関に対して開発の専門知識にかかわる具体的な結び付きを提供することによって，その増大している役割を支援する具体的な努力を含むべきである．
- 人道援助を人道主義の原則を傷付けることなく，いつ各国のシステムに統合できるかを検討する．UNDP，UNICEF，WHO，WFPなどによる既存の良い慣行をベースにして，人道的な提供に能力開発を組み合わせ，現地の人員やコミュニティの構造を活用し，食料を現地調達する．

このようなプログラムを実施するためには，国際的な能力に体系的な変更が必要であろう．市民の安全と正義のためには，政治的・犯罪的な暴力の反復的な波に取り組むべく，相互に連携した新しい能力が必要である．この分野における能力を高めるための出発点は，広範囲にわたる警察の行政と諮問業務，更生，司法機能向けに事前に訓練された要員に政府が投資しておくことである．国家としては現代の暴力に有効に対応するには警察や司法の予備要員が必要であろう．それは退職要員，ボランティア要員，（一部諸国）武装警察隊を活用することになろう．第2に，このような要員はさまざま各国の警察モデルが提示する一貫性の挑戦に取り組む共通のドクトリンの下で，訓練されなければならず，展開されなければならない．国連や地域センターを通じて共同ドクトリンの開発や政府能力の事前訓練のために投資を増加すれば，有効性が高まり，不統一性が低下するだろう．

第3に，軍事と警察援助を司法援助と連動させることが決定的に重要である．というのは，脆弱な状況下では意思疎通の欠如が問題の一般的な原因だからである．したがって，刑事司法援助を土地や財産にかかわる紛争など地方の司法サービスに対する支援と連動させることもやはり重要である[90]．第4に，挑戦に直面している諸国向けに新しい能力がフルレインジのサービスを提供することが重要である．それには国連安保理や地域機関によって許可された警察や司法の機能にかかわる共同責任から，政府の要請にはよるものの，国際ないし地域の機関からの煩わしい指示なしに，助言・金融・訓練にかかわるサービスに対して提供される警察部隊や司法要員までもが含まれる．

最後に，司法改革の仕事の主体性は多国間や二国間の機関が必要な能力や専門知識の開発に投資できるように，国際的な構造のなかで明確にしておくべきである．世界銀行やその他の国際金融機関（IFI）がその使命のなかで，暴力防止という開発土台を政府の要請で支援するのに大きな役割を果たすことが考えられる分野が存在する．これには公共財政管理と治安部門の改革の連動，コミュニティ・レベルでの制度構築，法務，司法制度開発，多部門アプローチ（コミュニティの警察・司法サービスを社会的結束，開発と雇用創出プログラムと結び付けているもの）が含まれる．しかし，IFIはこのような分野における特殊な国際支援をリードする能力がない．国連システム内の明確なリードがこの努力の助けになるだろう．

経済の専門知識を有する機関は雇用にもっと関心を払う必要がある．国家のコミュニティ・ベースの公共事業プログラムは，民間部門が若年失業を吸収するのに要する時間を考えると，脆弱な状況下ではもっと大きなより長期の支援を享受してしかるべき

である．雇用創出のための他の優先プログラムには，特に電気と交通を中心とするインフラを支援する投資がある．第３のプログラム群はスキルや仕事の経験に投資するもの，生産者・取引業者・消費者の間の結び付きを開発するもの，ファイナンスや，例えば，低所得層向け住宅などを通じて，資産へのアクセスを拡大するものなどである．雇用創出に焦点を当てた現在の国際金融機関や国連のイニシアティブは，脆弱性，紛争，暴力に影響を受けた地域の固有のニーズに明示的に取り組むべきである．このような状況における雇用創出は若者に生産的な役割と職業を提供し，この報告書で提示した脆弱な状況における最適な雇用政策の事例を評価し拡張することによって，物質的な利益を超越する可能性があることを認識しなければならない．世界の雇用研究は若年雇用が提起するリスクの再検討を含むべきである．

このようなアプローチは有益であろう．しかし，もっと顕著な国際的努力が打ち出されない限り，大量の若年失業者を背景とした圧力が継続する可能性がある．もっと大胆なアプローチをとれば，開発機関，民間部門，財団，NGO の能力を統合した新しい世界的なパートナーシップによって，高失業と社会的離脱が紛争リスクに寄与している諸国やコミュニティへの投資を活性化することができるだろう．プロジェクト・ファイナンス，中小企業に対する助言支援，訓練・職業紹介，保証などを通じて，雇用創出に第１の焦点を当てたイニシアティブは，コミュニティにおける良い統治，協調能力，社会的寛容，若い人々の社会的・経済的な役割の認識を促進する社会的・文化的なイニシアティブをも支援することができよう．統合すべき民間部門の能力には，不安定な地域で取引や投資をする（地元企業家との結び付きを生み出す）大企業だけでなく，遠隔の不安定な地域との接続性やそこでの訓練を支援することができる技術系の会社も含まれるだろう．

軌道２：国際機関における手続きやリスクと成果の管理を転換する

市民の安全と正義，及び雇用にかかわる迅速で継続的な統合的なプログラムを実施するには，国際機関内部の改革を行う必要がある．平和構築と国家建設に関する国際対話の一環として定期的に会合を開催し始めた g7 ＋グループ（紛争の影響を受けた脆弱な諸国）の指導者にとって，特に公共調達手続きを中心とした国際機関内部の手続きを改革することが，国際的改革としては第１位の提案であった[91]．国際機関は予算，スタッフ，承認，外部委託などの手続きが何カ月もかかり，受領国の制度的な能力について非現実的な前提を置いているのでは，信頼を回復し，あるいは深みのある制度的な支援を提供するのに迅速な対応はできない．このようなプログラムを効果的に実施するためには，国際機関のシステムとしては次の４つの原則に基づいて根本的な変換が必要である（その実施にどうアプローチするかに関してはフィーチャー７でカバーされている）：

- 治安と開発の成果の間には結び付きがあることを認める．
- 信託されたプロセスは脆弱で暴力に影響された状況下，すなわち不安定で，競争力のある市場がなく，諸制度が脆弱性な現実をベースとする．
- 行動のリスクと行動しないリスクのバランスを取る．
- リスキーな環境下で制度が脆弱な場合，革新と関与を要求するプログラムについては，ある程度の失敗を予想して，それに応じて適合させる．

ドナーのリスク管理も現地の状況に適合した「最適な」実現メカニズムではなく，第一義的には本部コントロールに依存している．このアプローチではドナーのリスクは管理できるかもしれないが，現場の制度構築にかかわる真の進展は制約される．代替策としては，国内機関を通じたより迅速な関与に取り組むものの，リスクと成果を管理するために援助を提供する方法を変更してみることが考えられる．リスク許容度が高くて，各国の予算や機関を介してより直接的なアプローチを取ることができるドナーもあれば，より厳しい監視ないし実施に関して国家以外の関与を必要とするドナーもある．補完的な選択肢としては次の３つが指摘できる．

- 各国の機関を通じて関与する場合には，監視や実施のメカニズムを変更する．リスクに適合する監視メカニズムには以下が含まれる．すなわ

諮問委員会メンバーからの意見：世界開発報告 2011

フィーチャー 7　国際機関における内部改革

迅速な措置？　ガーナがリベリアの電気復旧を助ける

エレン・ジョンソン・サーリーフ，リベリア大統領；WDR 諮問委員会メンバー

リベリアでは 2005 年の選挙後に，新政権が 100 日計画を発表した．それには首都の特定地域における電気復旧が含まれていた．これは国家に対する信頼を回復し，経済活動や基礎サービスの回復をジャンプスタートさせるのを後押しするためである．リベリア政府は ECOWAS の支持を得て，さまざまなドナーに支援を求めるアプローチを行った．新政府には実施に必要な財源と制度能力が欠如していたためである．国連，世界銀行，アフリカ開発銀行，EU，USAID などを含む伝統的なドナーはどこも，自分たちの通例の制度下では，この努力に必要な発電機を望む時間枠内に提供することができなかった．リベリア政府は最終的にはガーナ政府から援助を確保することに成功した．同国が発電機を 2 基提供してくれたおかげで，一部の都市部では電気の復旧が実現した．

リベリアの経験は 2 つの重要な教訓を示している．第 1 に，迅速な成果をあげることと現地の人々に進歩を例証することにより実状を示し，各国政府と国際パートナーが早期に協議することが必要である．第 2 に，特定の種類の援助を提供できないドナー・システムの硬直性という挑戦課題がある．事実，EU，USAID，世界銀行は他の種類の支援（燃料，送電線の修復など）ならば，電気システムのために 100 日以内に提供することが可能であったが，どのドナーも発電機という具体的な必要性には対応できなかったのである．まさしく，危機状況下にある諸国向けのいわゆる手続き上の順応主義を修正すべく，既存の政策やプロセスを再考する必要がある．

WDR のコメント：さまざまな状況下で国際機関の内部改革に WDR の原則を適用する選択肢

治安と開発成果の連動を受け入れる	不安定な状況下における経済的・社会的な介入は，市民の安全と正義という成果に貢献するように設計すれば正当化できる（上述したリベリアの電気プログラムでは，電気供給の持続可能性ではなく，政府に対する市民の信頼増大がプログラム成功の適切な指標といえるだろう）．治安プログラムは開発成果（例えば貿易の拡大）に貢献するように設計することができるだろう．そのためには諸機関は自分の伝統である「技術的な」領域の枠外にある成果にかかわる指標を使って，前述した統合的なプログラムの枠組み内で協働する必要があるだろう．
予算と信託のプロセスを次のような現実の世界に基づかせる：不安定性・完全に競争的な市場の不存在・弱い制度	不安定性が高い場合，介入の費用便益は短期間のうちに激変することがある．それが管理予算と人員計画には柔軟性があった方がいい理由である．プログラム予算については，一部のプログラムの有用性発揮が将来的なことであれば優先順位を慎重に決定し，迅速な措置の利益が大きい場合には契約のスピードを重視すればいい．競争的な市場が小さく透明でない場合，違った調達コントロール方式――可変量ベースの契約に基づく国際的な事前入札，地域市場の知識をもって直接交渉を許容する契約プロセスなど――が適切であろう．制度的な能力が不十分な場合，手続きは受領機関に代わって一部の活動を執行する柔軟なメカニズムとともに，法の適正な過程の最も単純な水準にまで絞り込む必要がある．
作為のリスクと不作為のリスクについてバランスをとる	自然災害の分野以外で，国際的な主体は自分たちの支援の遅れが暴力の可能性を高めるとか，有望な改革努力を脱線させるとかいうリスクよりも，普通は自分たちの支援が浪費ないし乱用の批判を受けるという形で裏目に出るリスクに敏感な傾向にある．現場の国際スタッフに，より大きな責任と説明責任を分権化すれば，不作為のリスクに対する感応度を高めることができる．ドナー資金の支出や活動について目標としている予定表との対比で，実績（および遅延の理由）を透明な形で公表することも有益であろう．
リスキーな環境下におけるプログラムについてはある程度の失敗を予想し，それに応じて適合させる	プログラムが成功すれば収益性は高いため，国際援助は暴力的な状況下でも高い失敗率を負担することができる．しかし，ほとんどの援助はそのように機能しているわけではない．ドナーはリスキーな環境下でも安定的な環境下と同じような成功度を期待している．より良いアプローチは，脆弱で暴力の影響を受けている状況を支援するためには，ベンチャー・キャピタル投資にかかわる民間部門の原則を適合させることである．すなわち，どれが最善の機能を示すかを見極めるため多種多様なアプローチを実験する，高い失敗率を受け入れる，厳格に評価して速やかに適合させる，機能するアプローチの規模を拡大する，などである．

ち，予算支援から政府のシステムを通じて「追跡された」支出への移行[92]，また定期的な報告と内部統制のメカニズムから，独立に財務をモニターする機関・苦情を独立的にモニタリングする機関・独立的な技術機関への移行である．実施メカニズムの変更には以下が含まれる．コミュニティ構造，市民社会，民間部門，国連，その他の国際的な執行機関が，その国の機関と共同でプログラムを実施する．

- 極端に大きなリスクがあり，ドナーが通常なら関与を停止する状況では，「二重の鍵」（相互チェック）のメカニズムにおけるように，各国のコントロール・システムを補完する執行能力をもつこと．すなわちそのメカニズムでは，各国と国際機関の共同理事会の統治のもとで，国際的なライン管理部門が各国の主体や国際機関のプロセスと並行的に機能する．このような選択肢をすべての政府が採用するとは限らない．そうでない場合，人道主義的な経済・社会プログラムを実施するのに，現地の人員やコミュニティ構造を利用すれば，現地の制度的能力重視の態度を依然として維持し，海外への現地スキルの頭脳流出を緩和することができる．
- 予算について透明な編成を行うという前提の下で予備費を増額しておく．統治が乱高下する場合，政治的及び平和維持使節団のための予算に加えて，開発プログラムの予算は予備費が大きいと利益を享受することができる．新しいリスクや機会が発生した場合に，支援全体を混乱させることなく，活動や実施メカニズムを調整することができるからである．そのような偶発事態――例えば，仮に特定の合意されていた統治措置が悪化したとすれば，追加的な監視メカニズムが採用される――に対応するための予算編成前提は，受領する政府と国際機関の統治機構の両方にとって透明でなければならない．

大規模な成果を上げるためには，マルチ・ドナー信託基金による資金のプーリングも有効な選択肢である．というのは，受領国政府に対して大きなプログラムを，国際パートナーに対しては自国の拠出金を大幅に凌駕するプログラムを支援する方法を提供するからである．また，リスクをプールするのに有効な方法でもある．浪費，乱用，腐敗のリスクの責任を，個々のドナーの肩から多国間システムにシフトできるためである．マルチ・ドナー信託基金は一定の状況下で素晴らしい成果を実現している．例えば，アフガニスタン復興信託基金（ARTF）やアフガニスタン法秩序信託基金（LOFTA）を通じたアフガニスタンにおける一連のインパクトの大きいプログラムの資金調達，ヨルダン川西岸・ガザにおける1990年代半ばのホルスト基金に基づいた草創期のパレスチナ自治政府向けの立ち上げ時に必須の費用およびシステム維持費の支援，平和構築委員会傘下でネパール向け資金調達の触媒になったことなどがそれである[93]．しかし，マルチ・ドナー信託基金のパフォーマンスはさまざまで，遅いという批判や期待値に対する管理が欠如しているという批判などがある．また，各国システムを通じて作用する場合の成功度はまちまちである[94]．治安及び司法と開発プログラムを上述の国際機関内部改革と組み合わせれば，このリスクの軽減に役立つだろう．

国際機関は一世代にわたる制度変換という現実にコスト上昇を伴わないで対応するためには，どうやって援助の期間を長くするかについて慎重に考える必要がある．長期化している危機下における人道的なプログラムについては，現地の要員，現地購入，コミュニティ・ベースの提供を支援する既存のイニシアティブをもとにすれば，制度構築に対するインパクトを高めると同時に単位コストを引き下げることができる．平和維持活動に関しては，もっと柔軟な取り決めを活用する余地がある．それには水平線を越えた安全保障が含まれる．これは国外の軍事部隊が緊張状態の際に現地部隊を補完したり，あるいは海外の平和維持部隊が撤退後も影響力を行使したりするものである（本報告書に対してAUおよび国連平和維持活動局から提起された意見）．調停や外交ルート推進のための資源投入も容易であろう．なぜならば，これらは低コストであり，紛争の確率を下げることができるからである．

開発機関からすると，市民の安全と正義及び雇用にかかわる成果を実現している――あるいは社会的な一体感や人間・制度の能力を単に維持している――プログラム向け資金の流れの変動性を削減すれば，それはコスト全体を増やすことなくインパクトを高めることができる．既に述べた通り，変動性は

援助の有効性を大幅に削減する．脆弱で紛争の影響を受けた諸国では社会的・国家的な制度の構築には援助の持続性が必要であるにもかかわらず，その変動は他の途上国と比べて 2 倍と極めて大きくなっている．変動性削減のためには，以下を含めいくつかの選択肢がある．すなわち，適切な形態に基づいた援助の下限額を供与する（第 9 章で助言委員会の委員ポール・コリエが提言しているように），特定の種類のプログラムが有効で大規模に実施できる能力を証明している場合には，最も脆弱な国に対して援助の割当額を上乗せする（これは世界開発センターの最近の研究レポートで提案されている）[95]，開発援助委員会（DAC）の枠組みの下で脆弱で紛争の影響を受けた国家における大規模で長期的なプログラム向けに，援助のうち多くの割合を充当する．

国際機関の内部改革を完成するためには，成果に関する指標は脆弱で暴力に影響された状況における優先課題にもっと密接に関連したものにすべきである．各国の主体と国際パートナーにとってコアとなる手段には，MDG を補完し，短期と長期の両方の進展をよりよく把握できる指標の提案が含まれる（フィーチャー 4 参照）．国際機関――外交，安全保障，援助の分野を横断して――がこのような指標を用いれば，より統合的な対応に向けたインセンティブが増大するであろう．

軌道 3：脆弱な国家に対する外からのストレスを削減すべく地域的・世界的に行動する

違法な麻薬取引に対する有効な措置には，麻薬の生産国と消費国の共同責任が必要である．違法な麻薬取引の広範囲に及ぶインパクトを阻止するためには，次のような認識が必要不可欠である．すなわち，一国だけによる有効な措置は単に問題を他の諸国に押しやるだけなので，地域的・世界的なアプローチが必要である．供給，加工，小売の市場が集中していて，モニターが容易であれば――ダイヤモンドの不正取引のように――，多角的な利害関係者であるその生産者と消費者の運動を組み合わせた禁止に向けた取り組みは有効であり得る．ダイヤモンドにかかわるキンバリー・プロセスや採取産業透明性イニシアティブに加えて，新しい天然資源憲章と最近の世界銀行と国連貿易開発会議（UNCTAD），及び食糧農業機関（FAO）の国際的な土地購入にかかわる基準に関するイニシアティブについても，同じような効果が期待できる．麻薬違法取引については，違法な生産地と加工施設が非常に細切れであることから状況が複雑になっている．そのような状況下では供給サイドの禁止措置だけでは効果は限定的であろう．ギャングやカルテル相互間の競争は生産国や通過国で高水準の暴力を生み出す恐れがある．需要サイドと供給サイドの措置のさまざまな組み合わせの費用便益を探求することが，より決定的な需要サイドへの措置を下支えするための第一歩となるだろう．

麻薬や天然資源の不法取引にかかわる措置の中心は，「お金の跡を追跡する」，すなわち不法な金融フローを追跡することである．中央アフリカや西アフリカのように不法な麻薬取引や腐敗の深刻な影響を受けている地域については，ほとんどの諸国は精緻な金融取引に関する情報を収集し分析する，あるいは違反者を捜査して起訴するのに必要な国家的能力といえるようなものは何ももっていない．腐敗ハンター国際連合や盗難資産回収イニシアティブ（STAR）など国際社会が腐敗問題に取り組むのに役立つイニシアティブと並んで，次の 2 つの重要な措置がこの努力を推進するのに有益である．すなわち；

- 世界的な金融取引の大半が行われている十分な数の諸国における金融フローの戦略的な分析能力を強化する．疑わしいフローを分析し，情報を交換することに積極的になるだけでなく，金融センターの開放性と金融情報部門の能力を強化することに協調的に努力すれば，不法な金融フローを探知し，盗難にあった資産を回収する世界的な能力は大幅に増大するだろう．国際金融機関も戦略的な分析を実施して，それを影響のあった諸国向けに利用可能にすることができる．プライバシーを尊重するためには，個別口座の情報ではなくフローの集計値の変化によれば良いであろう．
- 先進国や金融センターは脆弱で暴力の影響を受けた諸国の法執行当局との共同捜査について公約を拡大する．この公約の一環として，脆弱で暴力の影響を受けた諸国の法執行当局と一緒に，能力構築プログラムを実施するこ

ともできる．上述したように，イギリスとナイジェリア，アメリカとハイチの事例がそれに該当する[96]．

地域的な措置は前向きな機会を対象にすることもできる．ドナーは国境をまたぐ地域的なインフラ――およびさまざまな形態の行政や経済の面での地域協力――に対する金融・技術支援を増やす際に，そのなかで暴力の影響を受けた地域を優先することができる．そのような支援は以下のような諸形態をとり得るであろう．

- **国境をまたぐ開発計画策定**．国際主体は市民の安全と正義，及び雇用に関する措置を統合した国境をまたぐ活動の機会をもっと綿密に支援することができる．地域的ないし国境をまたぐ政治的な協調がそれほど確立していない場合でさえ，国境をまたぐ開発計画策定に対する国際支援は依然として，二国間政府の努力に対応して支援することができる可能性がある．貿易や通行にかかわるインフラや，信頼の漸増を支援する国境をまたぐ健康プログラムなど開発問題を活用するのである．世界銀行の統治構造によって最近合意されたように，脆弱な内陸地域による市場アクセスに対する特別金融の供与も国境をまたぐ開発協力を促進するもう 1 つの方法である．
- **共同の地域的な行政能力**．地域内の行政能力をプーリングすれば，国家は単独では管理できないような制度的な能力を発展させることが可能になる．カリブ海には共同裁判所，西アフリカには共同中央銀行の適例がある[97]．このようなイニシアティブは確立までに時間を要するが，それは困難な国家の制度的転換を補完し，地域的・国際的な開発機関からの援助を享受する価値がある．

具体的な国境をまたぐイニシアティブにかかわるこのようなやや漸進的なアプローチではなく，国際的なドナーは地域的なアプローチをファイナンスするためにもっと大きな措置をとることができるだろう．そのようなイニシアティブの原則は国際機関の技術・金融能力と組み合わせて，現地の政治的な知識と地域機関の正当性をベースに事を進めることである．国際機関と協調した地域機関を通じる実施であれば，そのような努力はすでに成功裡に地方的な能力をプールしているイニシアティブからの教訓を適合させることができるであろう．また，次のような既存の国境をまたぐ協力から教訓を学ぶことができる．すなわち，大メコン圏地域における協調[98]，不正麻薬取引や経済統合に関する西アフリカのイニシアティブ[99]，かつて紛争の影響を受けたことのある国境地帯のための EU プログラム[100]である．それは地域機関の政治的なイニシアティブ（アフリカ連合の国境プログラム[101]や ASEAN の地域イニシアティブ[102]など）を，国際的なパートナーからの金融・技術面の専門知識で支援することになるだろう．

気候変動が気象，土地の入手可能性，食料価格に及ぼすインパクト（それぞれが今度は紛争リスクにインパクトを及ぼす）を追跡するためには，さらなる研究がやはり必要である．現在の研究が示唆しているところによれば、気候変動それ自体が紛争を牽引することはないだろうということである．ただし，おそらく急速に悪化する水の入手可能性が既存の緊張や制度の弱さを越える場合を除く．しかし，一連の相互関連した問題が脆弱な国家に対して圧力を高めている．これらはさらなる研究と政策面の関心を必要としている．

軌道 4：国際政策と援助にかかわる状況の変化を反映させて，低・中・高所得国や世界的及び地域的な機関からの支援を動員する

脆弱で暴力の影響を受けた諸国に対する国際援助の状況は過去 20 年間で変化しており，連帯支援享受の歴史を有する中所得国からの援助と政策提案が増加している．いくつかの地域機関も治安と開発の問題について大きな役割を果たしている．それにもかかわらず，世界の紛争と暴力，それに対応する責任あるリーダーシップの規範，国際援助の形に関する議論は，南部の主体ではなく北部の主体によって牽引されているところが大きい．平和構築と国家建設に関する国際対話はこのような不充分な事態に取り組むべく創設された．

WDR チームは伝統的なドナーのパートナーに加

えて，暴力の影響を受けた諸国，地域的な政策立案者，地域機関と広範な協議を実施した．意見の一致をみた分野――制度構築と統治，市民の安全・正義・雇用の重視など――も多いものの，意見が分かれた分野もあった．前述したように，このような意見の相違には次のようなことが含まれる．すなわち，責任ある国家のリーダーシップが統治の改善ということについて何を現実的に期待できるか，どの程度の期間内で，また良い統治に関しては「形」か「機能」か，などということについてである．主観的な二重基準も WDR の対談者によって批判を受けた．これは独自の内部的な統治問題に直面しているドナーの諸国や組織の感情を反映しており，彼らは脆弱な途上国における短所にもっと謙虚さをもってアプローチすることができた．先進国も腐敗，賄賂，人権侵害，公的財政にかかわる説明責任が不十分といったことから無縁ではない．したがって，良い統治の基準の効果的な実施は先進国においても挑戦課題であり，暴力に影響された地域で国際社会が行政や治安の面で役割を果たしている場合は特にそうだといえる．

責任のあるリーダーシップの規範については，協調支援が欠如している点は懸念材料である．なぜならば，世界的な規範の普及は暴力のリスクを削減するのに決定的に重要だからである．合憲性・人権・腐敗にかかわる認識と制裁のメカニズムに加えて，特に報奨と説明責任を提供する国内制度の能力が弱い場合，地域的・世界的な基準は各国の改革者に対して支援とインセンティブを提供してきている．例えば，政府の違憲な変更に対するアフリカの基準と地域的な対応を規定した 2000 年のロメ宣言は，クーデターが 1990 年代の 15 件から 2000 年代に 5 件に減少したことと関係があり[103]，過去 5 年間における増加にもかかわらず，合憲的な政府を回復するというアフリカ大陸の措置は一貫して強硬である．

高・中・低所得国の間で以下のような若干控え目な措置をとることによって，暴力と開発という共通の問題に関して，世界的にも地域的にも協調を強化することができる．

- **南々および南北両方の交流を増やす**．現在脆弱で暴力の影響を受けている状況下にある諸国に対して，南と南の国々の間での適切な能力と教訓を提供する膨大な潜在性がある[104]．みずからが最近移行を経験した低・中所得国は，同様の諸国に対して多大な助言が可能であろう．本報告書でも例示されている事例は次の通りである．すなわち，ラテンアメリカ諸国は都市部における暴力防止や治安・司法の改革，中国は雇用創出，インドは地方の公共事業や民主的な慣行，東南アジアやアフリカ諸国は紛争地域におけるコミュニティ主導型開発に関して，それぞれ意見を提示している．それにもかかわらず，南北交流はやはり重要である．南北両方の多くの諸国，地方，都市は制度的な能力はさまざまではあるが，いくつかの同じようなストレスに直面している．プログラムのアプローチ――不正麻薬取引への取り組み，元ギャングや疎外された人々の社会への統合，民族的・宗教的に分断されているコミュニティ間における寛容と社会的な絆の涵養など――には，他の人々にとって適切な教訓があるだろう．そのような交流があれば，暴力の挑戦が途上国にとって固有ではなく，途上国だけが解決策の発見に苦闘しているわけではない，という広い理解が強まるだろう．
- **国際援助は地域的な統治に向けた努力の後についた方がよい**．合憲性に関する AU や一定の紛争や自然災害の状況下における ASEAN（フィーチャー 8）の場合のように，地域機関がイニシアティブを取ると，加盟国に対する影響力の点で大きな比較優位がある．地域機関がもっている潜在的な会議開催の役割は，WDR の協議においても高・中・低所得国の対談者が広く認めるところであった．統治規範の適用を議論する地域的なプラットフォームの支援は，主体性を高めるのに効果的な方法である．統治の重大な改善ないし悪化（クーデターなど）にかかわる対応策を二国間および多国間の主体の間で議論するために，明確な方式を採用すれば，情報の共有や，国際的な機関等にとって受け入れがたい拘束力をもつ責務を作り出すことなく，協調的な対応策の可能性が改善されることになるだろう[105]．

諮問委員会メンバーからの意見：世界開発報告 2011

フィーチャー８　地域的なイニシアティブと規範及び基準

危機防止と回復における ASEAN の経験

スリン・ピッスワン，ASEAN 事務総長；WDR 諮問委員会メンバー

ASEAN の状況のなかでは多数の紛争が煮えたぎっている．しかし，同地域には紛争の調停・解決に関して独自の経験がまったくないというわけではない．それどころか ASEAN は重要な役割を果たしてきている．ASEAN という地域と一部のメンバーが貴重な貢献をし，そのプロセスから教訓を学んだ事例としては以下のものがある．すなわち，1997-1999 年のカンボジア紛争における ASEAN トロイカ，1999 年以降の東ティモール平和維持活動，2005 年にアチェ和解，2008 年 5 月のミャンマーにおけるサイクロン・ナリギス災害など．常に外交的なジグソーパズルをするように，平和というタペストリーを織り，手元にある入手可能で適した素材から最善の形態とパターンを即席に作ってきた．

われわれが学んだ 1 つの重要な教訓は，ASEAN の構造は加盟国との間に微妙な問題がある場合には，会議を召集するという重要な政治的役割を果せることである．インドネシアと東ティモールの平和維持活動に参加する ASEAN 諸国との間には高水準の相互信頼があった．われわれは「ASEAN」軍リーダーが積極的なリーダーシップの役割を担う共同指揮下で軍隊を提供することによって，「不干渉」という厳格な原則を迂回した．また，インドネシアは招聘状を発行することによって，すべての ASEAN パートナーが来援するのを容易にした．ミャンマーでは，ASEAN はサイクロン・ナルギス後の政府との対話について中心的な役割を果たし，13 万人以上の男女や子供たちが死亡し，さらに大勢の人々が外傷するという状況に直面していた被災地を国際援助を受けるために開放するのを支援した．

第 2 の教訓は，自分の地方に関する知識，政治的な会議招集の役割，他のパートナーの技術的な能力の間で，われわれは能力について有益な組み合わせを発見することができるということである．サイクロン・ナルギス後の回復を支援するわれわれの仕事は世界銀行からの技術チームによって支援され，国連と共同して実施された．アチェ監視団の場合，われわれは貴重な技術的な知識を持ち込んだ EU からの同僚と協働した．

第 3 は，われわれが遂行するこの種の活動が増えれば，われわれの能力も増強するだとうということである．東ティモールについては，フィリピン・韓国・タイの間におけるアメリカなど地域外のパートナーに支援された，長年にわたる共同の軍事訓練や演習が成果を上げた．現場の軍隊はいかなる遅延もなしに，意思疎通・協力・共同作戦の実施が可能であった．ただし，東ティモールにおける経験も能力増強につながっている．ミャンマーの場合，ASEAN の役割はインドネシア・シンガポール・タイなど多くの加盟国からのスタッフ――災害後の復興を管理したり，また，事務局内における能力を構築したりすることでも広範な経験を有する――を有効活用するということにあった．一部のドナー・パートナーとの能力構築の長期プログラムと連動して，このような経験は将来的に新しい挑戦に直面するわれわれの備えをより十分なものとしてくれる．政治的な紛争や自然災害救援にかかわるこのような努力の累積的な結果として，ASEAN が開発協力の戦略を調整する能力を向上するのに役立っている．われわれは地域における散発的な暴力や緊張を抑止することを学び，それが人々にとって共通の安全と持続可能な繁栄を目指したコミュニティ開発努力を脱線させることを許さないだろう．

国際的な規範と基準についてのコンセンサスを再確認する――地域的な組織の役割

ルイーズ・アルブール，国際危機グループ理事長；元国連人権高等弁務官；WDR 諮問委員会メンバー

人命の尊さなど普遍的な価値に基づくのか，それとも国際的な法律のルールに基づくのかは別として，普遍的に認められている規範がいくつかあり，それは国連憲章を初めとする国際的な法律文書にも反映されている．

このような規範はそれ自体として実施的なものではなく，文化的多様性の権利を含むことから，その解釈は地方や国家や地域の多様性を反映していなければならない．「西洋価値観」の輸出に対する抵抗は規範自体の拒否ではなく，特定規範の異質な表現方法の拒否でしかない可能性があろう．

地域的な制度が普遍的な規範と地方的な習慣との距離を橋渡しすることができる．このような習慣ないし慣行は本質的に，国際社会が連帯の拠り所としているコアな国際原則に適合しなければならない．さもなければ，文化的多様性が単に国際的な枠組みに優先し，それを蝕むことになる．

例えば，司法部門では，制度的なモデルや手続きの均一性から，司法の実際の遂行については顕著な相違はみられないかもしれない．しかし，公平性，不偏性，透明性，誠実性，憐れみ，最終的には説明責任などに基づく紛争の裁定は多くの形を取り得る．

国際的な主体は開発に対する援助において，実質ではなく形式の輸出には抵抗し，その本当の普遍的な性格を阻害するのではなく高める規範の地域化を受け入れなければならない．同じ精神で，地域的な主体は，文化的に適切な方法で，国際的な規範を翻訳し，それに順応しない慣行は否定しなければならない．

さらに，普遍的な規範によって設定された基準は抱負であることを，すべての人々が認めなければならない．パフォーマンスの指標は，ある一国における，共通の普遍的な理想に向けた，進歩，停滞，あるいは後退を反映するべきである．

- **責任あるリーダーシップを認めるためにイニシアティブを拡大する**．率直で透明な批判には常に一定の役割があるものの，脆弱な状況における批判だけに焦点を当てているように思える北側のアプローチは分裂をもたらすことがある．アフリカのリーダーシップに対するモ・イブラヒム賞などのイニシアティブは，さまざまな分野のリーダー（例えば，腐敗に対して永続的なインパクトをもっている大臣や，治安分野の改革を成功裡に実施した軍事リーダーなど）を認める形に拡大することができるだろう．採取産業透明性イニシアティブなど多国間利害関係者のイニシアティブは，資源からの収入・支出の透明性を改善した個別のリーダーやリーダーシップ・チーム――政府，市民社会，会社のどこでもいい――を認めるという条項を検討することができよう．

統治改善のスケジュール表に対する期待がもっと焦点が定まり現実的であれば，それも国際援助の受領国，中・高所得国の国際パートナー，国際的・地域的な機関の間における意見相違を埋めるのに役立つだろう．治安や開発の進展についての標準的な分析では取り上げられていなかった大きな不満と統治変更についての大きな期待を示している．最近の社会的抗議運動に照らして考えると，これは特に重要である．迅速な改革者が達成してきた現実的な一世代という時間枠内で，各国が制度や統治の改善を実現する軌道に乗っているのかどうか，また，政治的な安全や開発の領域にわたる各国制度の正当性やパフォーマンスにかかわるトレンドを，市民がどう考えているのかに焦点を当てた指標が必要である．フィーチャー 4 で示した指標は，ルイーズ・アルブールが指摘しているように（フィーチャー 8），進展と停滞，及び悪化を比較する簡単な方法になるだろう．そのような指標が制度の形（成立した法律や腐敗防止委員会の創設など）ではなく，成果を測定することを確保することも重要である．というのは，革新的な国家的措置を抑圧するのではなく奨励し，低・中・高所得国機関の間で学習を促進することも確実に重要だからである．脆弱国，ドナー，軍隊派遣国，地域機関を一堂に会する国連の平和構築委員会は，統治転換にかかわる進展やリスク，現実的な予定表のより良い追跡方法に関して助言できる未開拓の可能性をもっている．

この概観の冒頭で，ソマリアの海賊，アフガニス

タンで継続している暴力，米州における麻薬違法取引からの新たな脅威，北アフリカの社会的抗議運動から発生した紛争などは，現在の世の中でどのようにして発生し得るのだろうかという疑問を提供した．短く答えれば，そのような暴力は，治安保障，司法，経済展望に関して，人々に持ち分を供与できる制度を生み出すことができない短期的な解決策では抑制できないということである．社会というのは外部から転換することはできないし，ましてや一晩では不可能である．しかし，市民の安全と正義，及び雇用を支援する地方や国や世界の制度を強化するための，各国リーダーと国際パートナーの持続的で協調した努力があれば進展は可能である．

本報告書のすべての勧告には中心に世界的なリスクの分担という概念がある．リスクは徐々に変化しており，安定性に対する新たな脅威が国際的な組織犯罪や世界的な経済不安から発生してくる．国際的な勢力関係の状況も，低・中所得国が世界における経済的な影響力や世界的な政策思想に対する貢献度に占めるシェアを増大させていることを受けて，やはり変化している．このような変化を受けて，国際的な主体は世界的なリスクを集団的に，また平等なパートナーとして管理するアプローチを根本的に再考する必要がある．真の変化には強力な論拠が必要である．しかし，二重の論拠が存在する．すなわち，脆弱性と暴力は開発にとって重大な障害となっており，もはや貧しい遠隔の地域あるいは都市部だけに限られていない．過去 10 年間に人々の世界には，テロリズム，麻薬取引の拡大，商品価格にかかわる上昇圧力，国際的に移動性の高い難民の増加など，不安定性の侵入が顕著となっている．したがって，反復的な暴力の連鎖を打破することは，緊急の行動を要する共有の挑戦課題なのである．

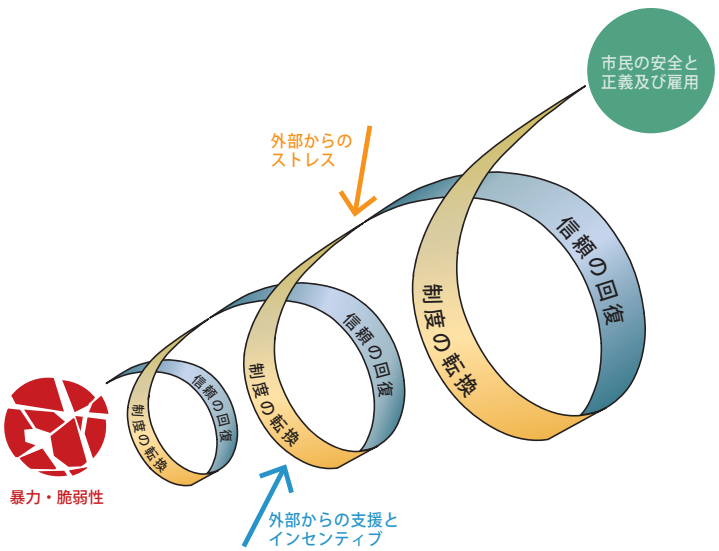
世界開発報告の枠組みと構成

本報告書はストレス――内部的なものと外部からのものの両方――が制度的な弱さと組み合わさると，暴力のリスクが高まると主張する．この挑戦を受けて，各国はどのようにして暴力を防止し，あるいは免れてきたのか？　WDR の枠組み（図 1）が示唆するところによれば，まずは信頼を回復して，それから市民に安全と正義，及び雇用を提供する制度に転換する必要がある．

安全と開発の相互関係は人間の安全保障という概念の下で議論されてきている．これは恐怖からの自由，欠乏からの自由，尊厳をもって生きる自由を包摂する[1]．人類の安全と繁栄を中心に据えることによって，人間の安全保障は広範囲わたる脅威――貧困と暴力両方から――とそれらの相互作用に取り組んでいる．人間の安全保障に関する委員会による 2003 年の報告書を土台に，国連総会やその他のフォーラムでは人間の安全保障に関する重要性が認識されている．本報告書では，人間の安全保障が重要であり，それが人間を焦点の中心に据えることを重視しているのを認める一方，物理的な暴力からの自由や暴力の恐怖からの自由に対するわれわれの焦点を鮮明にするために，「市民の安全」という用語を頻繁に使用している．人間の安全保障という概念のなかで恐怖からの自由という側面にかかわる議論を補完したい，というのがわれわれの願いである．

この枠組みはスパイラル（渦巻き）として図示されている．国が連続的に移行する動因を通過して行くなかで，このようなプロセスが時の流れにそって繰り返されるからである．一連の目先の優先課題が解決されても，他のリスクや移行の動因が出現し，ストレスに対する制度的な強靭性を補強するために連鎖的な措置が必要される．「唯一の軌道」というものはなく，制度は持続的な安全を生み出すために必ずしも西洋モデルに収斂する必要はなない．実際には，現地への適合が最善である．さらに，進展は一世代という期間において可能であるが，すでに組織犯罪の反復的な連鎖を経験してきた地域は持続的な安全を一夜にして創出することはできない．スパ

図 1　『世界開発報告 2011』の枠組み――暴力に対する強靭性を構築する



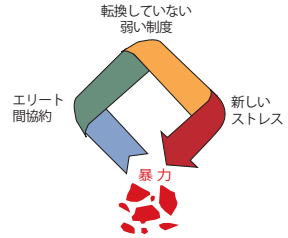
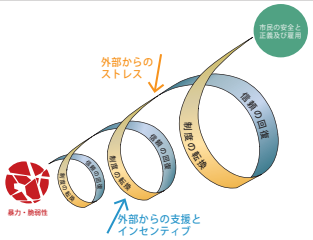
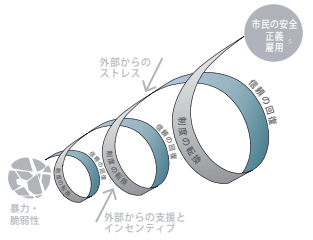
1　人間の安全保障の重要性は以下で認められてきている．2005 年の世界サミットで採択された 2005 年の国連総会決議，2009 年の国連総会報告書，2010 年の国連総会決議などに加えて，アジア太平洋経済協力会議，G8，世界経済フォーラムなど他のフォーラムである．次を参照．Commission on Human Security 2003; UN General Assembly 2005b, 2009, 2010.

イラルの下の矢印は，外からの支援とインセンティブがこの国家的に主導されているプロセスを助け，上の矢印は外からのストレスがそれを脱線させかねない，ということを示している．

ここでは表 1 に各章の要約を示すことによって，WDR の全 9 章にかかわる道路地図を提示する．

純粋に犯罪的な理由による暴力に直面している諸国と，政治的な紛争や内戦に直面している諸国では，変化のダイナミクスは類似している．ストレスや制度的な特性が多種多様な諸国でも，あるいは国内の一部地域で暴力に直面している中・高所得国を含め，所得水準がさまざまな諸国でもやはりほぼ同じである．そうは言っても，本報告書の枠組みは，対象事例の具体的な特徴を考慮に入れて，文脈に沿って適用されなければならない．このような区別が本報告書を通じて探求されている．第 4-8 章における国別事例研究からの教訓には，例えば，簡潔な「区分表」が組み込まれている．それは該当する暴力の種類，移行時の動因，重要な利害関係者，重要なストレス，直面している制度的な挑戦などを要約したものである（表 2）．このような表は，経験に基づいて，暴力を防止し，緩和し，それから回復するための適切な戦略を設計する際に，考慮に入れるべき重要なダイナミクスの簡単な評価を提供している．

表 1　章立て

パート 1：挑戦	
	第 1 章　**反復的暴力が開発を脅かす**では挑戦課題を探求する．その挑戦課題とは次の通りである．組織犯罪の暴力や内戦の反復的な連鎖であり，地方・地域の開発を脅かし，ミレニアム開発目標の世界的な未達の主因となっている．
	第 2 章　**暴力に対する脆弱性**では暴力につながる内外両ストレスと制度的な要因の組み合わせを検討する．その主張は次の通りである．有能で，説明責任のある正当な制度が，暴力に対する強靭性が社会によって異なっている共通の「失われた要因」である．制度的な転換に注意しないと，その国は暴力の悪循環にさらされかねない．
パート 2：国家的・国際的な対応からの教訓	
	第 3 章　**暴力から強靭性へ：信頼を回復し制度を転換する**では，WDR の枠組みないし「好循環」を提示する．各国がどのようにして脆弱性や暴力と成功裡に決別したかを示すべく，研究と事例研究を集大成している．短期間で信頼を回復するために，市民の安全・正義・雇用を支援する連合を動員し，時間をかけて国家制度を転換している．これはたくさんある移行の動因をとらえ，累積的な進展を構築するという反復プロセスであり，一世代を要する．
	第 4 章　**信頼を回復する：瀬戸際から決別する**では，利害関係者の「十分に包容的な」連合を動員し，成果を上げることによって，信頼を回復した各国の経験から得られた教訓を検討する．しばしば政府と非政府のリーダーシップを組み合わせた協調的な連合が，変化に向けた国民的な支持を形成して，過去との不可逆的な決別についてシグナルを送る．信頼が低い状況下で信頼を回復するためには，速やかに成果をいくつか上げなければならない．というのは，変化に関する政府の声明は具体的な措置がなければ信頼性がないためである．

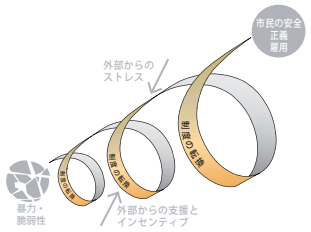
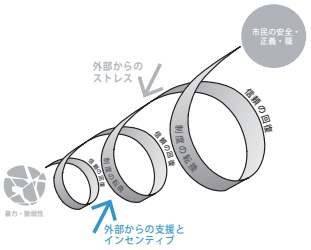
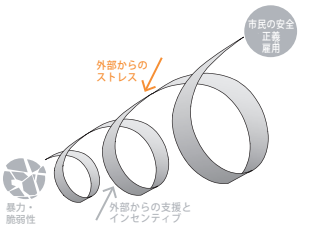
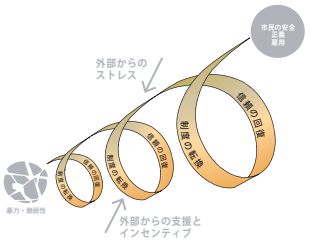
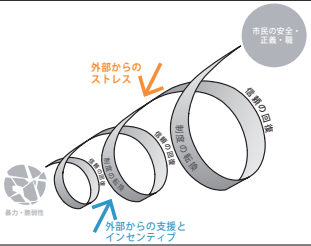
	第 5 章　**市民に安全と正義，及び雇用を提供するために制度を転換する**では，市民に安全・正義・雇用を提供し，武装集団に対する違法なファイナンス供与を阻止するために，根本的な改革を優先する，という点に関して各国の経験を検討する．複雑な紛争という状況下で制度的な転換を推進するに当たって，事例研究が強調しているところによれば，完璧主義が進展の敵であってはならない．実際的で，「最適な」アプローチが当座の挑戦に取り組むために用いられてしかるべきである．
	第 6 章　**信頼醸成と制度転換に対する国際支援**では，国際支援からの教訓を各国のプロセスに適用する．いくつかの顕著な成功には注目しながらも，次のように指摘している．国際的な介入はしばしば細切れで，参入は遅いが脱出は速く，国際的な技術援助に依存しており，並行的なシステムを介して実施されている．本章では国際的な措置動はなぜ変化が遅いのかを検討する．国際的主体はリスクを回避し迅速な成果を実現せよ，というみずからに対する国内圧力に反応してきている．国際システムのなかで，どの部分をとるかによって――例えば，主体が中所得国か OECD 諸国によって――，直面する国内圧力が異なり，結合力のある支援を阻害している．
	第 7 章　**外部からのストレスを緩和するための国際的措置**では，紛争リスクを高める外部からの治安・経済・資源のストレスと戦うための国際的措置からの教訓を提示する．ストレスは麻薬や天然資源の違法取引から，食料の供給不安やその他の経済的ショックまでと広範囲にわたる．本章では，このような脅威を管理するための地域的で国境をまたぐイニシアティブからの教訓にも取り組んでいる．
パート 3：実際的な選択肢と勧告	
	第 8 章　**各国別の実際的な指針と選択肢**では，各国および国際的な改革者が広範な制度的な挑戦，ストレス，さまざまな形の暴力に直面している諸国で，複数の移行動因をとらえて，信頼を回復し，制度を転換するための実際的な選択肢を提示する．
	第 9 章　**国際支援の新しい方向**では，国際的な措置に関して 4 つの軌道を明らかにする．第 1 に，市民の安全・正義・雇用を通じて暴力防止に投資する．第 2 に，信頼醸成と長期にわたる制度面での関与に向けたより速やかな援助を提供するために，国際機関の内部手続き問題を改革する．第 3 に，対外ストレスに対しては地域的レベルで行動する．第 4 に，低・中・高所得国の知識と資源を動員する．

表 2　区分表の例

暴力の種類：内戦の後遺症，政治・犯罪・ギャング関連の暴力，麻薬違法取引	
移行の動因：変化に向けた余地は控え目，大統領選挙，強力な国際支援	**重要な利害関係者：**政府，投資家，野党，元戦闘員，犠牲者，平和維持部隊
重要なストレス：暴力・トラウマの後遺症，不満・不信，根深い腐敗，失業	**制度的な挑戦：**経済・治安・政治の分野における説明責任・能力の制約



PART I

挑戦

本章では政治的・犯罪的な暴力が開発面にもたらす挑戦を扱う．その影響は破壊的になることがある．暴力は人々を殺し退去させ，人的・物的資本を破壊し，成長を阻害し，あまりにもしばしば国境を越えて波及する．15 億人以上の人々が，脆弱性，暴力，紛争に影響された諸国に暮らしている．紛争の影響を受けた，あるいは脆弱な途上国に住んでいる子どもは，他の途上国に住んでいる子供との比較で，栄養失調の可能性が 2 倍，就学していない可能性はほぼ 3 倍と高くなっている．低所得で，脆弱ないし紛争に影響されている国で，ミレニアム開発目標（MDG）を 1 つでも達成した国はまだどこにもない．しかし，希望はある．暴力を何とか削減した諸国は開発による利益を最速でいくつか生み出してもいるからだ．



CHAPTER 1

暴力・脆弱性

反復的暴力が開発を脅かす



国家間の戦争や内戦は 1990 年代初めにピークを打ってから減少している

今では，国家間の戦争は（20 世紀の大戦争との比較では）比較的稀である．主要な内戦は 1990 年代初めにピークを打ってからは減少してきている（ボックス 1.1 参照）．内戦に伴う年間の死亡者数は 1980 年代の年間 16 万人から，2000 年代には 5 万人以下に減少している [1]．殺人率もラテンアメリカ・カリブと恐らくはサハラ以南アフリカを除くほとんどの地域では減少してきている [2]．

過去 20 年間には，武力の暴力的ないし強制的な行使を抑止するための，世界的・地域的な基準を開発する点でも進展がみられている．アフリカでは，違憲の政府変更に対する基準と地域的な対応策を規定した 2000 年のロメ宣言のおかげで，クーデターが 1990 年代の 15 件から 2000-10 年の 5 件に減少している [3]．また，過去 5 年間におけるクーデターの増加にもかかわらず，合憲性を回復するというアフリカ大陸の措置は一貫して強力であった．1991 年に米州機構（OAS）は民主的で合憲の政府変更を支持する規定を採択し，クーデターの場合の措置を指摘した．この決定は 2001 年の民主憲章で強化された [4]．ラテンアメリカではクーデターの件数が 1990 年以降になると，1970-89 年の 30 件からわずか 3 件に減少した [5]．人権の保護にかかわる新たな規範やそれに関連する制裁を受けて，市民に対して極端な暴力や強制を使ったリーダーを起訴することが可能になった．1990 年以降，かつての国家元首 67 名が深刻な人権侵害あるいは在任期間中の経済的な犯罪について訴追されている [6]．

深刻な暴力を潜り抜けてきた諸国は，しばしば国際社会からの強力な援助を享受して，顕著な開発利益を達成している．紛争の影響を受けた諸国は人的・物的な資本を考えると，「自然」といえるよりも低い開発水準から回復を始めるのが普通である．以下の実例でみるように，それだからこそ開発について急速な歩みが可能になっている [7]．

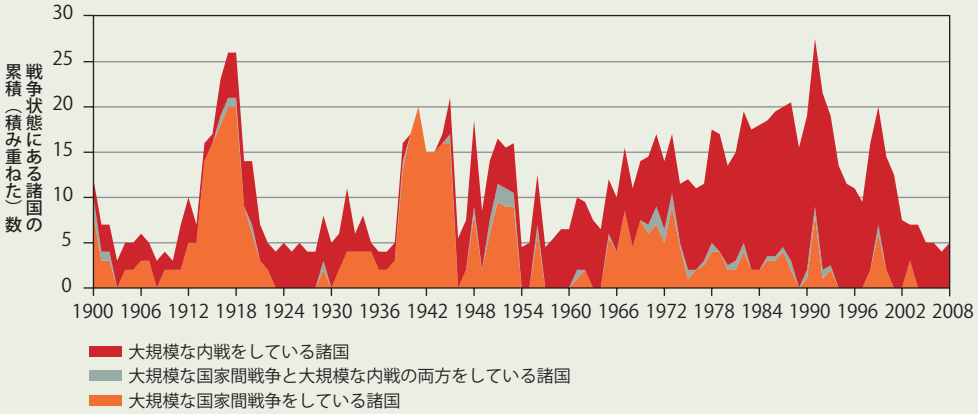
- エチオピアでは，改善された水へのアクセスが 1990 年の人口 13％から 2009-10 年の 66％に改善された．
- モザンビークでは，初等学校の修了率が 1999 年から 2007 年のわずか 7 年の間に 14％から 46％へと 3 倍にまで上昇した．
- ルワンダでは，栄養失調率が 1997 年の人口の 53％から 2007 年の 34％に削減された．
- ボスニア・ヘルツェゴビナでは，1995-2007 年の間に麻疹の予防接種率が生後 12 カ月から 23 カ月の子供の 53％から 96％に高まり，幼児死亡率が 1,000 人当たり 12.6 人に削減された．100 人当たりの電話線は 7 から 28 本へと 4 倍に増加した．

ボックス 1.1　国家間戦争と内戦――1900 年から現在まで

国家間の戦争は 20 世紀前半における 2 つの世界大戦以降，激減してきている．一方，大規模な内戦（戦死者年 1,000 人以上）は植民地独立後の冷戦時代に増加し，1980 年代後半から 90 年代初めにかけてピークに達した（図 A）．21 もの大規模な内戦が活発であった 1991-92 年以降，その数は着実に漸減してきており，2002 年以降は年 10 件以下に減少している [8]．

図 A　内戦は 1990 年初めにピークを打って，それ以降減少している

大規模な内戦は 1960 年以降 80 年代後半まで増加し，90 年代前半以降減少してきている．



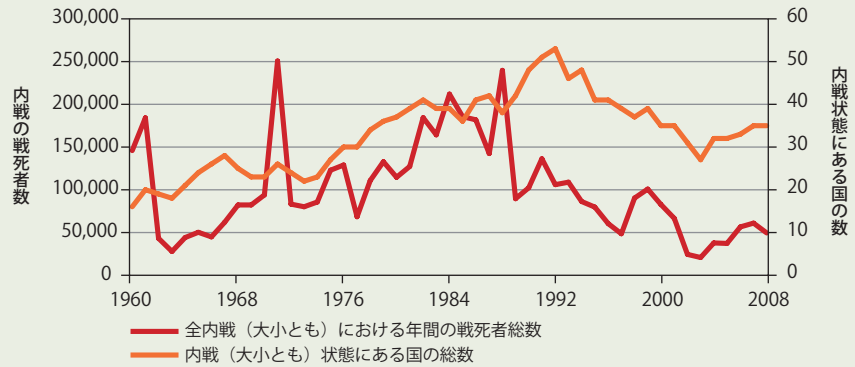
出所：Uppsala/PRIO Armed Conflict dataset (Harbom and Wallensteen 2010; Lacina and Gleditsch 2005).

主権国家の数が――1900 年の約 50 から 2008 年の 170 強にまで――増加していることを考えると，戦争の減少は余計に驚くべきことである．過去 60 年間における国家の数の 3 倍増と人口の 2 倍増にもかかわらず，大規模な紛争（国家間戦争ないし内戦）に巻き込まれている国の割合は上昇しておらず，1992 年以降減少している．

さらに，内戦はそれほど暴力的でなくなってきている．戦死者は 1980 年代の年平均 16 万 4,000 人から，90 年代の同 9 万 2,000 人，2000 年代の 4 万 2,000 人へと減少してきている（図 B）．これは戦争，人権侵害，戦死者，戦争に関連した間接的な死者の数が減少している，という最近のデータと整合性がある [9]．

図 B　内戦の死者数も減少傾向にある

内戦の数の減少に伴って，紛争を原因とする年間の死亡者（戦死者）総数は，1988 年の 20 万人強から 2008 年の 5 万人以下に減少している．

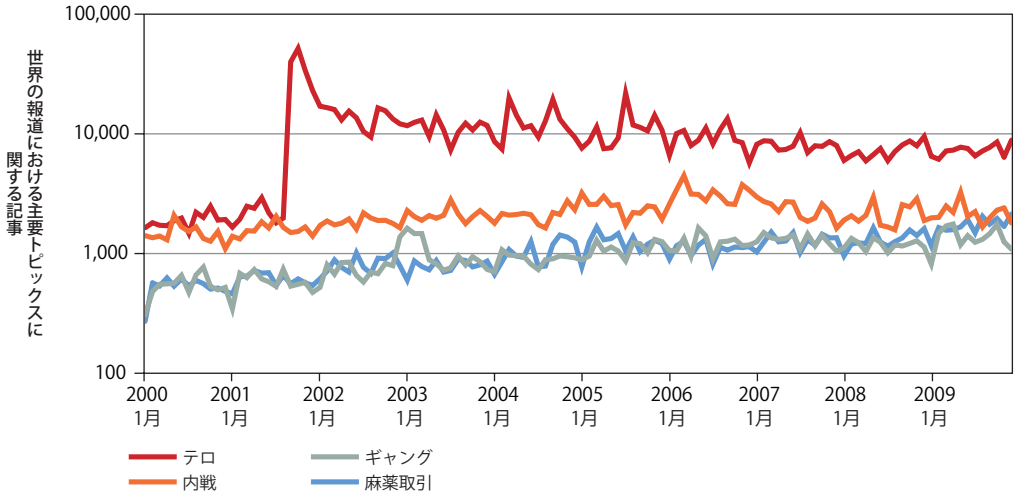


出 所：Uppsala/PRIO Armed Conflict dataset (Harbom and Wallensteen 2010; Lacina and Gleditsch 2005); Gleditsch 他 2002; Sundberg 2008; Gleditsch and Ward 1999; Human Security Report Project 近刊.

注：Uppsala/PRIO Armed Conflict dataset (Harbom and Wallensteen 2010; Lacina and Gleditsch 2005) では，内戦は規模と種類の観点から分類されている．モニタリング用の最低基準は戦死者数が年 25 人以上の小規模な内戦である．Lacina and Gleditsch (2005, 2009 改訂版) には，紛争ごとに年間戦死者数の推計値について，低いもの，高いもの，最善のものが掲載されている．本書全体を通じて最善の推計値を使っているが，それが入手不可能な場合には，低い推計値と高い推計値の平均を使っている．

図 1.1　ギャングと麻薬の違法取引は世界的な懸念事項

2001 年 9 月 11 日以降，テロに関する報道がうなぎ登りに増加した．一方，ギャングと麻薬違法取引に関する報道も増加している．最近，その報道は内戦の水準に近付いている．



出所：Factiva.

注：図のデータは 2000 年 1 月から 09 年 12 月について Factiva 検索エンジンによるすべての利用可能なニュース源を使い，複数の言語で「テロ」，「麻薬取引」，「ギャング」，「内戦」という 4 つの検索語を使うことによって作成した．検索語が見出しと第 1 パラグラフに登場したものだけを数えた．

しかし，世界中で懸念がまだ残っている．マスコミのテロ報道は 9 月 11 日事件後にピークを打ってから漸減してきているが，ギャングや麻薬違法取引の報道は過去 10 年間に漸増している（図 1.1）．中東・北アフリカは一連の劇的な社会的抗議や政治的混乱を経験しており，なかには公然の紛争にエスカレートしている諸国もある．アフガニスタンとパキスタンにおける暴力は世界中の政策立案者の関心を集めている．本書が印刷にかかる頃，南部スーダンに新しい国家が台頭しているであろうが，その努力にはあらゆる機会とリスクが絡んでいる．中央アメリカでは麻薬関連の暴力が増加傾向にあるように思われ，地方と国の両方の統治に脅威を与えている．世界的にテロは深刻な脅威として残存している．また，人口動態上の圧力，気候変動，資源の希少化の組み合わせから，新しい予測不可能なリスクが出現してくる可能性があろう．

現代の暴力はさまざまな形態を取りながら反復的・連鎖的に押し寄せてくる

暴力を国家間の戦争や大規模な内戦としてみる傾向を背景に，組織犯罪の多様性と広がりが曖昧になっており，それが人々の生活に対及ぼす影響が過小評価されている．統治を妨害し開発を阻害する組織犯罪には，民兵が絡んだり，民族グループ間であったりする地方的な暴力，ギャング暴力，資源関連の地方的な暴力，不法取引（特に麻薬の不法取引）に関連した暴力，世界的なイデオロギー闘争に関連した暴力なども含まれる（表 1.1）．このような暴力は往々にして反復的であり，多数の諸国が今や内戦や犯罪的暴力の反復的な連鎖を経験している．

暴力はしばしば相互に結び付いている

表 1.1 が示唆するように，多くの種類の暴力が以下の事例で示す通り，相互に直接的な結び付きをもっている：

- 不法取引が可能な石油を初めとする鉱物資源が豊富な諸国は，内戦に――しかも長期にわたる内戦に――陥る可能性がずっと高い[10]．というのは，反乱者は略奪可能な資源を売却することによって，自分たちの活動をファイナンスできるためである．例えば，シエラレオネのダイヤモンドや，コンゴ民主共和国のコルタン（コ

表 1.1 多種多様な形態の暴力にかかわる各国の実例

国	地方のグループ間紛争	「通常の」政治的紛争（国家権力，自治，独立を求める抗争）	広範囲にわたるギャング関連の暴力	暴力を伴う組織犯罪ないし違法麻薬取引	イデオロギー面で超国家的なコネを有する地方の紛争
アフガニスタン	アマヌラ・カーンやアブドゥル・ラシード・ドスタムなど民兵が関与した多数の事件（2002-08 年）	タリバン，他の主体（2002 年 - 現在）	軍閥支配（2002 年 - 現在）	アヘンの生産・違法取引	アルカイダのタリバンとの結び付き
パキスタン	部族間紛争（2004-09 年）	パキスタン系タリバン（2007 年 - 現在）；バロチスタン分離派（2004 年 - 現在）		麻薬の生産・違法取引	デオロギー的な過激派との国境をまたがる結び付き
マリ	反乱勢力の内部抗争（1994 年）；ガオ，ケーズ，キンダルといった地域における民族的な暴力（1998-99 年）	北部マリの反乱勢力（1990 年 - 現在）		主に麻薬と武器を中心に違法財貨の国境をまたぐ取引	イスラム・マグレブのアルカイダ
パプアニューギニア	山岳地帯における民族・部族間紛争（2001- 現在）	分離主義運動（ブーゲンビル革命軍，1989-2001 年）	都市犯罪とギャング暴力	人身売買；不法木材貿易の供給源・経由地	
エルサルバドル		反乱グループ（1979-92 年）	ラ・マラ・サルバトルチャ，ラ 18，ラ・マオ・マオ，ラ・マキナ	麻薬の違法取引	
ケニア	部族・民族グループの暴力	選挙暴力	広範囲にわたるギャング活動（1980 年代 - 現在）	特にヘロインを中心に麻薬違法取引のハブ	
タジキスタン		民主主義とイスラム教徒の反対グループ（1992-96 年）；タジキスタン平和運動 (1998 年)		アフガニスタン製の麻薬にとって重要な輸送通路；人身売買	ウズベキスタン・イスラム運動
フィリピン	地方部族紛争	ミンダナオ島にイスラム系分離派グループ（モロ・イスラム解放戦線とモロ民族解放戦線）		身代金目当ての誘拐；人身売買；東・東南アジア向けにメタンフェタミンの供給源	アルカイダおよびジェマー・イスラミヤのアブ・サイヤフ（ミンダナオ島）との結び付き
北アイルランド（イギリス）	宗教・経済格差に関する地方的な緊張がエスカレートした暴力の根底にある	アイルランド共和軍（IRA, 1971-98 年）	IRA の分裂派とプロテスタント系準軍事組織	麻薬（アンフェタミン）違法取引	

出 所：Lockhart and Glencorse 2010; Straus 2010; Demombynes 2010; Barron 他 2010; Dinnen, Porter, and Sage 2010; Europa Publications 2001; Economist Intelligence Unit 2010; Oxford Reference Online 2001; Uppsala University 2009b, 2009a; UNODC 2010b.

ロンバイト・タンタライトという鉱石）をあげることができる[11]．アフガニスタン，ミンダナオ，北アイルランド[12]の武装グループにとっては，不法取引がファイナンス源となっている．

- コートジボワール，ジャマイカ，ケニア，ソロモン諸島といった多種多様な諸国では，過去の政治的な抗争や選挙の際には[13]，武装グループや犯罪的なギャングが動員されていた．
- メラネシアでは，旧世代による儀式化したコミュニティ紛争は，特定の民族グループに関連した都市部のギャング暴力にエスカレートしている[14]．
- 中央アメリカでは，国家対反政府運動という政治紛争の両側において，戦闘員は組織犯罪に移行している[15]．

他の事例では，暴力は基本的な制度的脆弱性を通じて結び付いている可能性がある．イエメンは今や次の 4 つの紛争に直面している．それは，北部におけるハウティ派の反乱，アラビア半島におけるアルカイダの存在，南部における不満，アラブ世界

を席巻している変化を求める一般大衆の抗議である．このような紛争の間には，それに取り組む国家制度の弱さを介しているということを除くと，相互の結び付きを示す直接的な証拠はほとんどない[16]．同様に，ネパールでは，10 年の長きにわたる暴動（1996-2006 年）を経て，包括的和平合意が毛沢東派と政府の間で調印された．しかし，政治的なライバル間の暴力，擬似政治的な強奪，犯罪的なギャング活動は内戦以降著増している[17]．

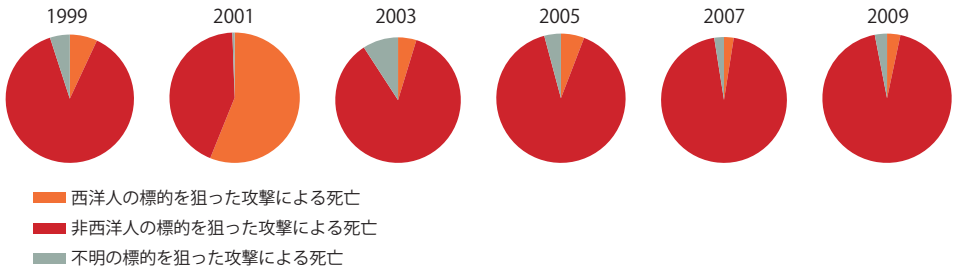
現代の暴力のやり方には，イデオロギー的な動機を主張し，人員を国際的に採用している方法で実施するテロ攻撃も含まれる．テロリズム――普遍的ではないものの，一般には市民に対する非国家主体による武力行使として定義されている[18]――の起源は少なくとも中世にまで遡る．現代においては戦術と組織は変異を遂げている．1960 年代から 90 年代前半まで支配的であった形態ないしグループは，OECD 諸国に本拠を置く左派ないし国家主義のグループ（バーダー・マインホフ・グループ，赤軍派，IRA，ETA，イスラエル対パレスチナ紛争に関連したグループなど）であった．それとは対照的に，1990 年代には西洋では[19]右派の国家主義と反政府の自由意思尊重的なテロが急増した．しかし，9.11 やその後の攻撃（ななでもジャカルタ，ロンドン，マドリッド，ムンバイなど）に伴って，重心の中心はシフトしている．本報告書は何がテロであって，何がテロでないのかに関する議論には参加しない．その代わりに，テロにかかわる懸念事項としては，統治と開発に対して特定の脅威を提起する運動の要素と，国境をまたいで新兵を募集し作戦を展開できる能力や，それに参加している人々の多種多様な動機が指摘できる（第 2 章）．西洋諸国ではテロへの関心は高いものの，これが世界的な現象であるという視点も必要である．死亡者数は 2001 年を例外として毎年圧倒的に非西洋人の標的に集中している（図 1.2）．

組織犯罪と麻薬違法取引が現在の暴力的な脅威の重要な部分を占めている

麻薬・人間・商品の違法取引は長年にわたって国際的な懸念事項となっている．犯罪網は通信・交通・金融のサービスを活用して，取り締まりメカニズム――それは国別の管轄区に根差しているか，あるいは協力関係が低く能力が弱いことが制約となっている――を圧倒している．麻薬は世界の一部の最富裕地域と最貧地域を暴力を通じて相互に結び付けており，暴力を解決するためには世界的な視点が必要であることを示している．現在，コカインとヘロインの世界貿易は年間 1,530 億ドル（ヘロイン 650 億ドル，コカイン 880 億ドル）と推定されている．ヨーロッパとアメリカの消費量がヘロインの 53%，コカインの 67%に達している．しかし，欧米市場における高い小売価格を考えると，欧米における消費量の経済的シェアはもっと大きい．コカインの世界貿易全体 880 億ドルのうち欧米両地域の消費額は 720 億ドルにも達している[22]．麻薬は組

図 1.2　テロの犠牲者

過去 10 年間，テロによる死亡者約 5 万人の 86%は非西洋人の標的を狙った攻撃で発生している．2001 年 9 月 11 日の攻撃は原則ではなく例外であり，テロという現象は長らく世界のあらゆる地域に影響を与えている．



出所：National Counter Terrorism Center 2010; Global Terrorism Database 2010; WDR チームの試算．Global Terrorism Database (GTD) は 1998-2008 年のデータ，National Counter Terrorism Center (NCTC) は 2004-09 年のデータを含む．1999-2003 年の円グラフは GTD データ，2005-2007 年は 2 つのデータセットの平均値，2009 年は NCTC データに基づく．

注：1998-2009 年についてみると，世界全体でテロによる死亡者は 4 万 8,828 人，そのうち非西洋人を標的とした攻撃では 4 万 1,753 人が死亡している．このような統計は各攻撃の主要な標的の国籍に基づいている．「西洋人」の標的は OECD 諸国出身のあらゆる標的として定義され，他のすべての諸国の標的は「非西洋人」として定義されている．したがって，非西洋人の標的に対する攻撃は時には西洋人の死亡者を含むこともあれば，逆も真である．

織犯罪者に対して，最も強力な社会さえ腐敗させ操縦できるお金を提供する．それは究極的には，犯罪グループに大部分の歩兵を供給し，犯罪的な暴力でトラウマ化した環境にはまり込んでいる都市部の貧困層の人々にとっては有害である[23]．

つまり，麻薬違法取引をしている組織は，それと戦おうとしている政府をはるかに凌駕する財源を保有している[24]．中央アメリカ全体を通過しているコカインの付加価値は同地域の5%に等しい．それはアメリカがメリダ・イニシアティブの下でメキシコと中央アメリカ諸国の禁止努力を支援するために割り当てている6,500万ドルの100倍以上に達している[25]．控え目な推計でも，中央アメリカには7万人のギャング・メンバーがいて，同地域の軍事要員を数の上で圧倒している[26]．多くの諸国で，麻薬カルテルは地方の統治はもちろん，時には国家の統治に対して，多大な影響力を行使している（ボックス1.2）．

組織犯罪網は多種多様な違法活動に従事している．それには麻薬や人間や小型武器の不法取引，金融犯罪，資金洗浄などが含まれる．このような違法活動を行うには法の支配の欠如が必要であり，したがって，他の形の暴力に影響されている諸国で繁栄していることが多い．さまざまな研究によると，組織犯罪が生み出している年間の推定収入は1,200億ドルから3,300億ドルで[27]，特に麻薬違法取引が最も収益性が高い．他の推計が示すところによれば，組織犯罪を含め世界の影の経済は世界GDPの10%にも達している[28]．

政治的な暴力に影響されている制度の弱い諸国も麻薬の違法取引にさらされやすい．2003年以降，麻薬違法取引組織は西アフリカの制度的な弱さに付け込んで，そこで事業を確立している．その結果，2003年以降，ヨーロッパ向けのコカインの押収が4倍増になっている．ボックス1.2は麻薬違法取引と暴力がこの地域でどのように共存しているかを示している[29]．中央アフリカの武装グループは金など貴金属の採掘や密輸によって資金を確保している．コンゴ民主共和国では，12億4,000万ドル相当の推定40トンの金が毎年輸出されている[30]．犯罪的な麻薬の不法取引と暴力の結び付きは何もアフリカに固有のものではない．例えば，ミャンマーは依然としてアヘンの主要な源泉地として世界生産の10%を占め，引き続き東アジアや東南アジア向けの主要な貿易上のハブとなっている．また，ミャンマーでは違法伐採が重要な挑戦課題として残っている．2005-08年にミャンマーからの木材輸出は70%減少したものの，近隣諸国への輸出は依然として継続している．ミャンマーはアフリカや南アジアを起源とする野生生物貿易の主要なルートとしても機能している[31]．

今日の暴力は反復的循環として発生している

開発の世界では次のように考える傾向がある．すなわち，暴力から持続的な安定性への進展はかなり線形であり，反復的な暴力は例外である．しかし，現在の世界では反復的な内戦が武力紛争の支配的な形態となっている．2003年以降に始まったすべての内戦は以前の内戦が再発したものである[32]．1960年代に始まったすべての紛争のうち，57%は当該国にとっては初めての紛争であった（その多数の諸国は植民地時代後に新たに建設されていた）[33]．初めての紛争はその後の10年間ごとに著しく減少し，21世紀に始まった紛争の90%はかつて内戦を経験したことがある諸国で発生しているという状況になっている（表1.2）．アフガニスタンやコンゴ民主共和国におけるように，最近の政治的な解決にもかかわらず，戦闘が依然として続いている例もいくつかある．前節でみたように，和平合意が成立した後でも，高水準の犯罪的な暴力が継続することがある．

内戦が終結した中央アメリカの数カ国では，犯罪活動に伴う暴力的な死亡が内戦中よりも増加している．1999年以降，エルサルバドル（+101%），グアテマラ（+91%），ホンジュラス（+63%）のように殺人率は増加している．これは麻薬違法取引に関連した犯罪ネットワークが活動的になっているためである（図1.3）．これらはすべて1980年代から90年代にかけて内戦ないし政治不安で苦しんだ諸国である．エルサルバドルとグアテマラは1990年代に内戦への復帰を回避する和平協定を締結したが，今や両国ともに同じように開発に有害な高水準の組織犯罪に直面している．

ボックス 1.2　西アフリカにおける不安定性，政治的暴力，麻薬違法取引

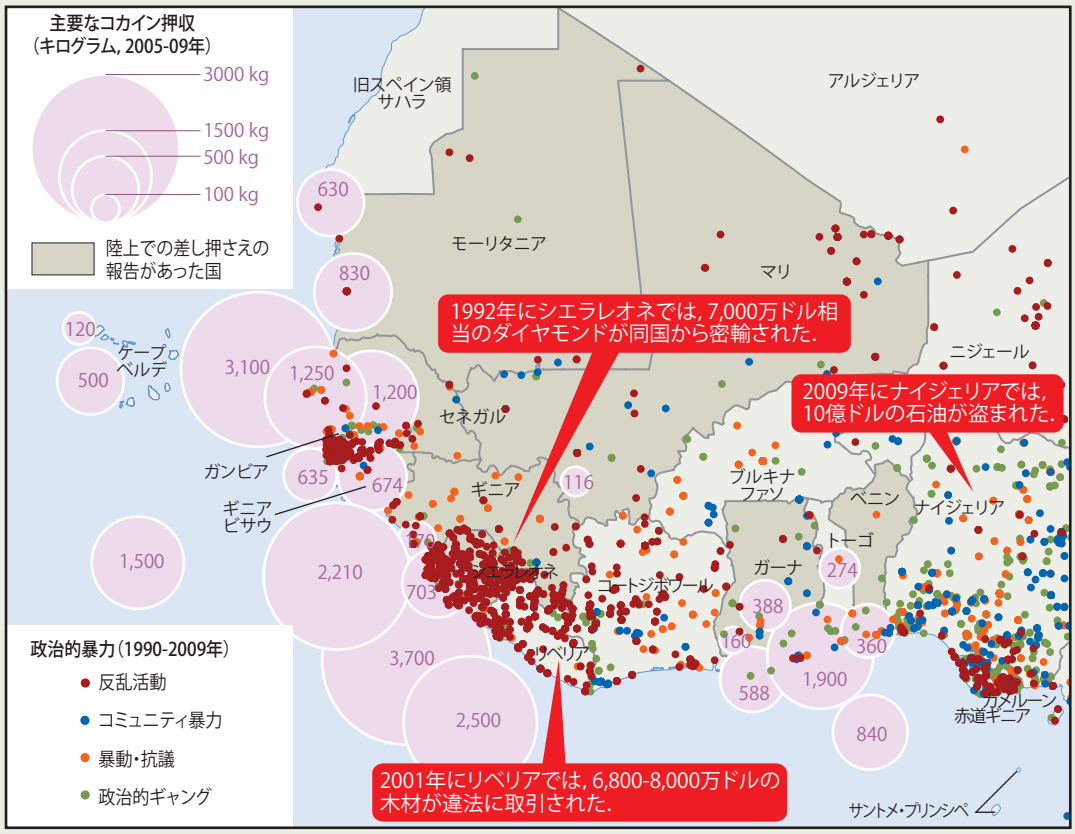
西アフリカは世界のなかで最も貧しく，最も安定性を欠く地域の 1 つである．16 カ国中 3 カ国だけを除くすべての諸国が，国連の「後発開発国」のリストにのっている．当該地域の諸国は独立して以降，少なくとも 58 件のクーデター・同未遂と多数の内戦を経験してきており，反乱グループは引き続き活発である．

紛争が終結したところでも，復興と強固な制度の創設には時間がかかる．さらに，紛争後の環境下における統治の弱さは，国際的な犯罪網を引き付けている．国際的な麻薬違法取引業者はこの地域を 2004 年に，コカインを南アメリカからヨーロッパに輸送する基地として使い始めた．

2008 年には推定 25 トンのコカインが西アフリカを通過したが，西アフリカに到着する時までに暫定価値は約 10 億ドル，西ヨーロッパの目的地では最終価値は 68 億ドルに達していた[20]．麻薬取り扱い業者は儲けの一部を使って政府の役人を買収した．国連薬物犯罪事務所（UNODC）は西アフリカにかかわる超国家的組織犯罪の脅威の評価のなかで次のように指摘している．すなわち，「法執行官は単に知らん顔するだけで，一生涯かかって稼げるよりも多額のお金を提示される」[21]．

西アフリカにおける麻薬違法取引と紛争下の暴力（1990-2009 年）

西アフリカは 1990 年以降，政治・コミュニティ・犯罪の面で暴力を経験してきている．紛争期間中，ダイヤモンド・木材・石油が不法に取引された．最近，同地域は南アメリカからヨーロッパに向かうコカインの輸送ルートになっている．



出所：紛争のデータは Raleigh 他 2010；Armed Conflict Location and Event Database (ACLED)，押収・違法取引のデータは UNODC 2010a; WDR チームの試算に基づく．

注：上図は西アフリカにおける政治的な暴力（1990-2009 年）に麻薬違法取引と押収のデータを重ね書きしたものである．シエラレオネとリベリアの暴力データは 1990-2010 年，それ以外の諸国の同データは 1997-2009 年のもの．

表 1.2　各国はしばしば再び紛争に陥る

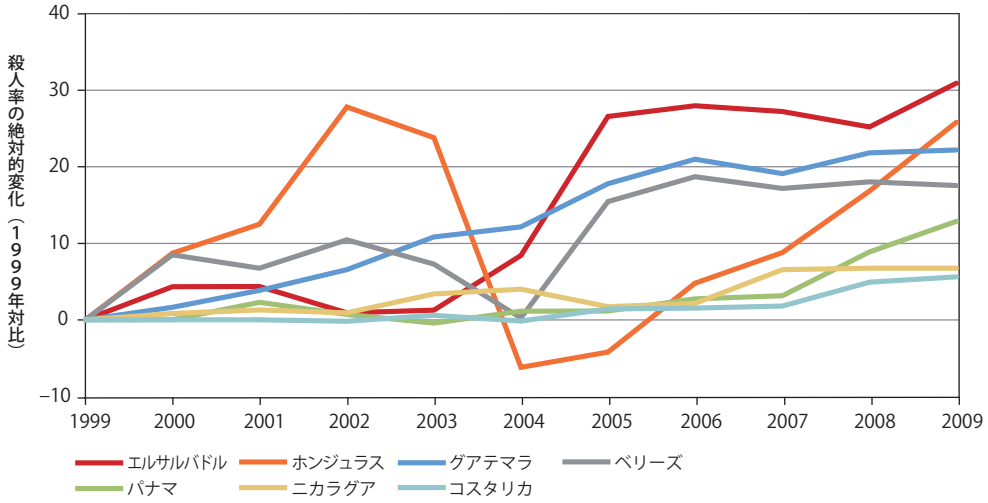
現在の世界では暴力の反復が一般的であり，本当に「紛争後」になっている諸国がほとんどないことを示唆している．かつて紛争状態にあった諸国における紛争の再発率は 1960 年代以降増加しており，2003 年以降に開始された内戦はすべてかつて内戦を経験したことのある諸国で発生している．

10 年間	紛争を経験したことのない諸国における紛争勃発（%）	紛争を経験したことのある諸国における紛争勃発（%）	紛争勃発の件数
1960 年代	57	43	35
1970 年代	43	57	44
1980 年代	38	62	39
1990 年代	33	67	81
2000 年代	10	90	39

出所：Walter 2010; WDR チームの試算．
注：紛争の経験には 1945 年以降のすべての大規模な紛争が含まれる．

図 1.3　中央アメリカでは政治的な平和にもかかわらず，犯罪的な暴力が増加傾向にある

中央アメリカでは 1999 年以降すべての国で殺人が増加している．エルサルバドルでは殺人が人口 10 万人当たり 30 人から 61 人に，グアテマラでは同 24 人から 46 人に増加している．



出所：以下に基づく WDR チームの試算：UNODC 2007; UNODC and the World Bank 2007; 各国情報源．
注：殺人率の基準年は 1999 年＝ 0.

暴力が開発に及ぼす影響は甚大である

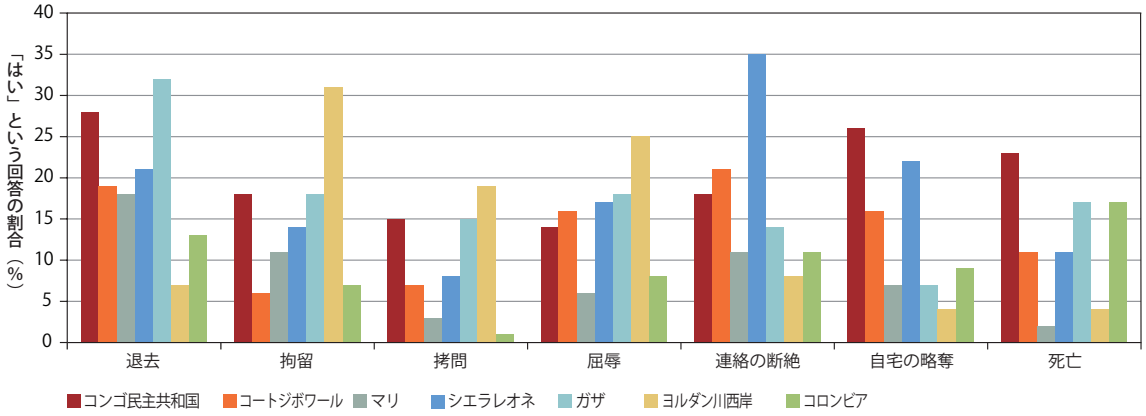
市民・コミュニティや国や世界にとって，暴力のコストは人間の苦しみと社会的・経済的な影響の両方の面で甚大である．そのコストは直接的なもの（生命の損失，不具者，破壊など）と間接的なもの（防止対策，不安定性，退去など）の両方がある．このような損失のなかには，直接的に測定して経済的に数量化できるもののもあれば，測定が容易でないもの（トラウマ，社会資本や信頼の損失，防止のためのコスト，逸失した投資や貿易）もある [34]．

暴力の人的コスト

最も重大なことであるが，暴力は人間の安全保障と威厳を脅かす．そのため，暴力と恐怖からの自由は基本的な人権になっている．90 カ国以上によって承認された 2008 年の武装暴力と開発に関するジュネーブ宣言は，「武装暴力の脅威から自由に生きることは基本的な人間のニーズである」と主張している [35]．暴力が生命や生計に及ぼすインパクトをよりよく理解するために，WDR チームはノルウェーの労働社会研究所（Fafo）に，7 つの国や地域で，全国を代表する標本と暴力の影響を受けてい

図 1.4　暴力は家族にさまざまな形で苦しみをもたらす：暴力が近親者にもたらした過去 3 年間の経験に関する調査に対する回答

紛争影響国の人々は退去，連絡の断絶，拘留，屈辱などを経験するが，それは家族全員に影響して，生活を混乱させ，社会資本を破壊する．ガザでは，回答者の 3 分の 1 は近親者のだれかが過去 3 年間に退去を余儀なくされていると答えた．ヨルダン川西岸では，3 分の 1 が知人の拘留を経験している．シエラレオネでは，回答者の 35%は過去 3 年間に近親者のだれかとの連絡が途絶えたと報告した．



出所：Bøås, Tiltnes, and Flatø 2010.

注：調査は 2010 年初めに 7 つの国・領域・国内地域で実施された．標本は複数の地域から選定されて，開発段階が異なり，多種多様な暴力に直面しているか，またはそれから回復中の，地理的にさまざまな国をカバーしている．国を代表する標本がコートジボワール，シエラレオネ，コロンビアについては使われた．調査はコンゴ民主共和国とマリの主要地域で実施された．ガザとヨルダン川西岸では独立的な代表標本が使われた．

る地域の両方の混成[36]を対象にした調査の実施を依頼した．過去 3 年間でみると，回答者の 26%が近親者の住居が略奪された，32%が退去を余儀なくされた，19%が拷問された家族がいると報告している（図 1.4）．

社会で最も脆弱なグループは往々にして暴力の影響を最も受けているグループでもある．脆弱な人々は自宅ないし職場に縛り付けられていて，お金や有利なコネがもたらす保護とはほぼ無縁である．暴力のせいで退去したり，収入が得られなかったりする人々の子どもたちの栄養失調は永続的な影響を及ぼし，肉体や認知の機能を損傷することがある．暴力は学校インフラを破壊し，教員を追放し，学校教育を中断する．それは哀れにも子どもたちの全世代にわたることがしばしばである．戦争・略奪・犯罪は貧困層の家計資産を破壊し，暴力的な攻撃の脅威は田畑の耕作，学校や診療所，職場，市場への往復を妨害する．貧困国における貧困層にとって，拡張家族が通常は唯一の保険であり，家族員がいなくなれば残された家族員は孤独に陥るし保護も失うであろう[37]．

暴力の開発へのインパクト

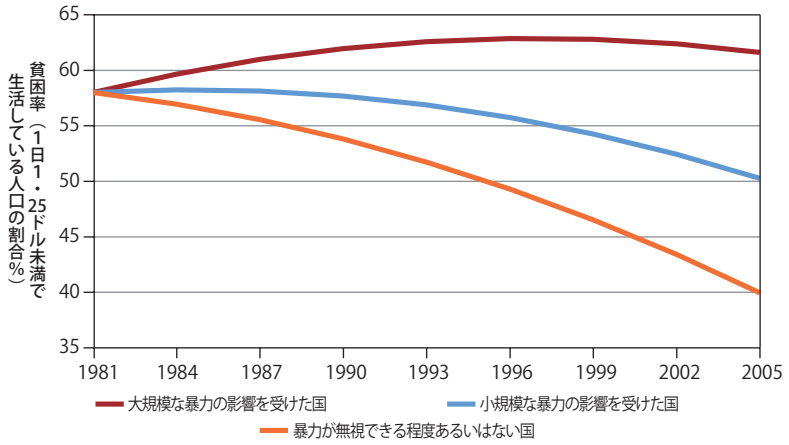
重大な暴力の影響を受けた諸国における貧困削減は，平均すると，暴力の影響を受けていない諸国との比較では約年 1%ポイント遅れている[38]．重大な暴力が 2-3 年も続けば対照は極めて明確であろう．1980 年代を通じて暴力の影響を受けた諸国は，貧困削減の面で 8%ポイントの後れを取っており，1980 年代と 90 年代を通じて重大な暴力を経験した諸国は 16%ポイントの後れになっている．平均すると，全期間にわたり（1981-2005 年）重大な暴力を経験した国の貧困率は，まったく暴力のなかった国よりも 21%高くなっている（図 1.5）．暴力が開発に及ぼす破壊効果や，暴力の影響を受けたか否かによる国別格差の拡大は大きな懸念事項である．

暴力の直接的なインパクトは主に，戦闘部隊の過半を占めている青年男子に及ぶが，間接的な影響としては女性と子供が不釣り合いに大きな被害を受けていることである（表 1.3 参照）[39]．拘留人口の 96%，行方不明者の 90%は男性であるが[40]，難民と国内避難民の 80%近くは女性と子供である[41]．また，暴力は暴力を生む．虐待を目撃した子どもは大人になってから暴力を犯す傾向が高い[42]．

特に脆弱で紛争の影響を受けた諸国を中心に，性的暴行は重大な問題になっている[43]．現代の武力紛争のほとんどは「低強度の」内戦であり，小人数の，

図 1.5　暴力の影響を受けた諸国と暴力を経験していない諸国の間で貧困の格差が拡大している

貧困は世界の大半で減少傾向にあるが，暴力の影響を受けた諸国はおくれを取っている．大規模な暴力（戦死ないし殺人に伴う過剰な死亡が大戦争に匹敵する）の影響を受ける状態が 3 年間続くごとに，貧困削減は 2.7%ポイントずつおくれを取る．暴力の影響を受けた諸国のなかには，貧困が実際に増加したところもある．



出所：Chen, Ravaqllion, and Sangraula 2008 の貧困データ（POVCALNET, http: //iresearch.worldbank.org で入手可能）に基づく WDR チームの試算.

表 1.3　暴力的な紛争がもたらす男女別インパクト

	直接的インパクト	間接的インパクト
男性	戦闘に伴う罹病率と死亡率が高い 拘留ないし行方不明の可能性が高い 性的ないし性ベースの暴力：性別選択的な虐殺；強制的な徴兵ないし入隊；拷問・強姦・切断；他人に対する性的暴力行使の強要 負傷に伴う不具率が高い	元戦闘員が犯罪や違法活動に関与するリスクと生計手段を発見する困難さ 特に家庭内暴力など他の形の暴力の広がり
女性	国内避難民や難民になる可能性が高い 性的ないし性ベースの暴力：強姦・人身売買・売春；妊娠・結婚の強要	生殖医療問題 女性の生殖機能と介護提供の役割がストレス下に陥る 家族員の死亡や「追加労働者効果」による労働市場参加の変化 家庭内暴力の発生率上昇 政治参加増加の可能性 紛争中における性別役割の変化を反映して女性の経済的参加増大
共通	憂鬱，心的外傷（トラウマ），精神的苦痛	資産・所得の損失 移住増加の傾向 結婚・受胎のパターン混乱 保険メカニズムも含め家族や社会的ネットワークの喪失 教育の中断 特に貧困と栄養不良に伴う不健康や障害を中心とした福祉の減少

出所：Anderlini 2010a; 章末に列挙した複数の出所 [48].

訓練の行き届いていない，軽武装の部隊による戦いであり，大規模な交戦を回避している．ただし，しばしば非常な残虐性をもって住民を標的にする [44]．世界 50 カ国のレビューが発見したところによれば，大きな戦争の後には性的暴力の著増がみられる [45]．社会的・道徳的な秩序の崩壊や免責の増大を理由に発生している場合もあるが，女性や子供に対する性的・肉体的な暴力の脅威や犯行は，戦争の体系的な武器――支配し，恐怖を与え，辱めるための手段――の 1 つでもあり得よう．ボスニア・ヘルツェゴビナ，リベリア，ペルー，ウガンダでは，大規模な強姦が発生した [46]．ルワンダでは 1994 年の大量虐殺

だけをみても，推定 25 万件もの強姦が発生している [47]．このような強姦や性的虐待の被害を受けたのは圧倒的に若い女性であるが [49]，男性も性的な犠牲や暴力の対象になったり，他の人々――自分の家族員さえ含む――に対する性的暴力の実行を強制されたりすることがある [50]．

暴力の重大な人的結末は人々を自宅から退去させることである．2009 年末現在でみると，世界中で約 4,200 万人が紛争，暴力，人権侵害を理由に，自宅からの退去ないし逃亡を余儀なくされている．1,500 万人は自分の国籍や常住する居所がある国の外の難民になり，2,700 万人は国内避難民（IDP）になっている．また、途上国は大勢の難民の受け入れ国になっており，自分たちの地方や国の能力に対して追加的な負担をも余儀なくされている．2009 年に途上国は 1,020 万人と世界全体の難民の約 70％を受け入れた．パキスタン，コンゴ民主共和国，スーダンなどといった諸国における 2009 年と 10 年の大勢の新たな退去者を含む IDP 人口の増加は，暴力からの回復を害し，人間開発を妨害する [51]．

退去を余儀なくされた人々の苦しみは往々にして長期化している．チャド，ヨルダン，レバノン，スーダンのキャンプは多くの IDP にとって，単に数カ月や数年ではなく，しばしば何十年間にも及ぶ生活の拠点になっている．2000 年代における強制退去のほとんどは，国際的な紛争ではなく国内的な武力紛争が原因となっている．都市中心部への人口移動は犯罪，社会的緊張，コミュニティの暴力，政治的な不安定性の可能性を高めている [52]．一方，過去の大規模な復員の動きは漸減し，2004 年以降は復員数は減少に転じている [53]．

このようなすべての理由から，暴力に影響された地域では MDG 達成は重大な挑戦を受けている．暴力に影響された諸国では社会開発が阻害されており，それは人間開発指標の成績が悪いことで明白である（図 1.6）．これら諸国の開発は MDG に関連したほぼすべての指標についておくれている．開発は脆弱で紛争に影響されれおり，それは回復中の諸国に集中している [54]．そういった諸国が小学校に就学していない学齢期の児童の 77％，貧困の 61％，幼児死亡率 70％を占めている [55]．

脆弱で紛争に影響された国家の人々は，貧困に陥っている，学校教育を受け損なう，あるいは基本的な保健サービスへのアクセスをもっていない可能性が高い．脆弱な，あるいは紛争の影響を受けた国に生まれた子供たちは，栄養失調に陥っている可能性が 2 倍と高く，改善された水へのアクセスを欠いている可能性がほぼ 2 倍となっている．また，小学校の学齢期に相当する子どもたちの場合，就学していない可能性が 3 倍に達している．さらに，5 歳の誕生日を迎える前に死亡する可能性がほぼ 2 倍となっている．MDG にかかわる進展を評価してみると，暴力に巻き込まれやすい諸国とその他の途上国の間の格差は拡大していることが明らかである [56]．低所得で脆弱な国のうち MDG（ミレニアム開発目標）を 1 つでも達成したところはどこもないし，2015 年までに目標達成が期待できる国はほとんどない [57]．脆弱で紛争の影響を受けたほとんどの諸国では，過去 10 年間における進展が遅かったため格差が拡大している．例えば，過去 20 年間に，幼児死亡率はほぼすべての諸国で低下しているが [58]，脆弱で紛争の影響を受けた諸国における幼児死亡率の削減はおくれを取っている（図 1.7）．幼児死亡率が 1990 年に 1,000 人当たり 100 人より高かった諸国のうち，紛争の影響を受けなかった諸国では幼児死亡率が 31％低下したのに対して，脆弱で紛争の影響を受けた諸国ではわずか 19％しか低下しなかった．仮にこのような脆弱で紛争の影響を受けた諸国が幼児死亡率に関して，他の途上国と同じテンポの進展を遂げていたとすれば，これら諸国では毎年ほとんど 100 万人以上も多く子どもが 1 歳の誕生日を迎えることになっていたであろう．

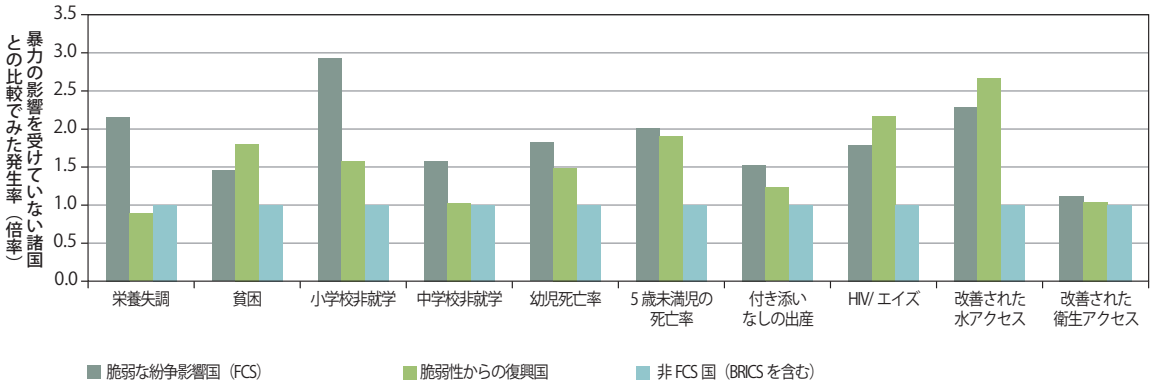
中所得国では国内の地域的な暴力も深刻な社会経済的な結末をもたらし得るであろう．経済と制度が強固な諸国では，インパクトは比較的局所的な範囲にとどまる傾向があるものの，やはり人間開発の重要な部分を阻害し，影響を受けた地域への外国直接投資（FDI）の流れは削減される [59]．インドネシアのアチェ州では，紛争の経済コストは 107 億ドルと推定された．その 60％以上は農業，家畜，企業，漁業の損害と破壊を通じたものであった．また，紛争中，アチェの幼児死亡率と貧困率は全国平均を 50％上回っていた [60]．

暴力の影響は永続的である．内戦をくぐり抜けてきた諸国にとって，もとの成長軌道に戻るには平均

図 1.6　暴力が MDG 達成にとって重大な制約になっている

a. 脆弱途上国，回復途上国，非脆弱途上国（non-FCS）における栄養失調，貧困，その他の困難の発生率

脆弱国ないし紛争影響国の子どもは他の途上国の子供との比較で，栄養失調に陥る可能性は 2 倍，小学校に就学していない可能性は 3 倍である．

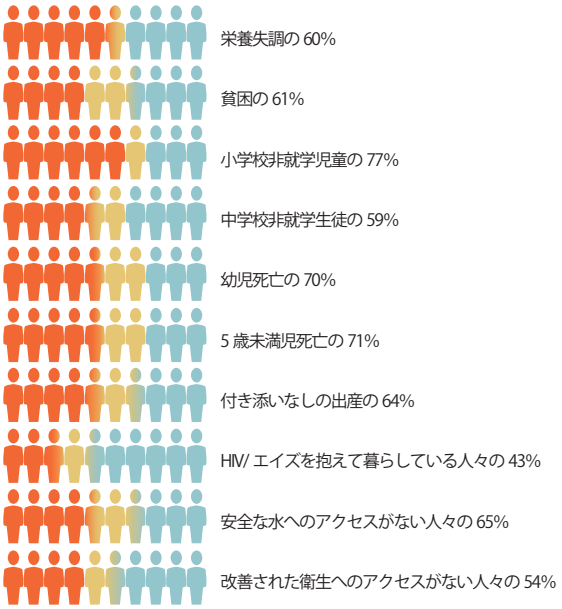


出所：World Bank 2010n; Gates 他 2010 に基づく WDR チームの試算．

注：図 1.6a は脆弱国，紛争影響国，回復国における未達成の MDG に関連した各困難の発生率を，他のすべての途上国における発生率との比較で示したものである．この比率は影響を受けた人口で加重されているため，各棒グラフはある人が非脆弱国ないし非紛争影響国の人との比較で影響される確率と読むことができる．例えば，小学校入学年齢の子供は脆弱で紛争の影響を受けた諸国では，その他の途上国との比較で就学していない可能性が 3 倍高い．

b. 暴力の影響を受けた諸国が占める割合：

脆弱で紛争の影響を受けた諸国と紛争・脆弱性から回復中の諸国は，ここで検討対象の人口では 47%を占めるにすぎないが，幼児死亡では 70%，安全な水へのアクセスのない人々では 65%，小学校未就学児童の 77%を占めている．



出所：World Bank 2010c; Gates 他 2010 に基づく WDR チームの試算．

注：現在の脆弱で紛争の影響を受けた諸国はここで検討対象とした諸国の人口の 33%を占める．脆弱性と紛争から回復中の諸国は追加的に同人口の 14%を占める．したがって，仮に MDG の未達成が均等だとすれば，これら諸国が指摘した困難のそれぞれ 47%を占めていることになる．赤色からオレンジ色の人物像は脆弱国，紛争影響国，回復中の国における各 MDG の未達成の割合を示す．青色の人物像はその他の途上国で影響を受けている人々の割合を示す．ここではブラジル，中国，インド，ロシアは除かれているが，すべてが MDG に関しては他の途上国よりも進展しているか，ないしは同程度となっている（パネル a 参照）．規模の観点から，これら諸国を計算に含めると，世界人口を含む議論が歪むことになるだろう．

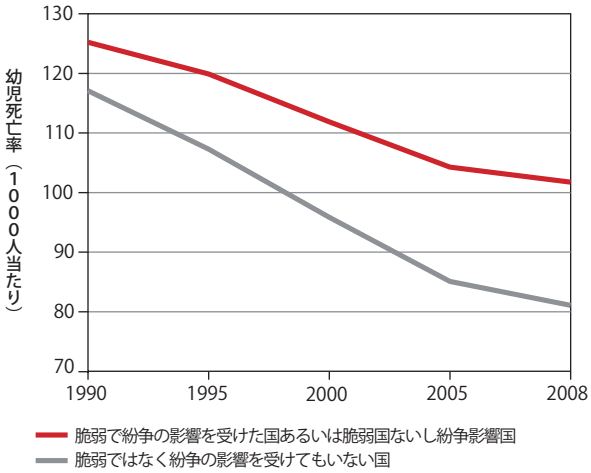
すると 14 年にわたる平和を必要とする[61]．1990 年までブルキナファソとブルンジは所得と成長軌道の面でほぼ同じであった．ブルンジで内戦が始まると，実質所得は 1970 年の水準にまで減少した[62]．一方，ブルキナファソは重大な紛争もなく，1 人当たり所得はブルンジの 2.5 倍以上となっている（図 1.8）．この効果は「貧困を脱する」という研究のなかで現地で確認されている．紛争の影響を受けた村は過去 10 年間のうち最初の 2-3 年間は暴力の再発を恐れていたため経済的に停滞したが，紛争の影響を受けなかったコミュニティは暴力再発に関する懸念があったのはわずか 2-4 週間だけで，経済的な減速は経験しなかった[63]．

紛争影響国の低成長が執拗な一因は，内外両方の投資家を安心させることのむずかしさにあるのかもしれない．内戦は当該国の平均格付けを国際的に国別リスク・ガイドでみて（合計 100 点の尺度で）約 7.7 ポイント引き下げる．犯罪的暴力の効果もほぼ同等である[64]．紛争が終結してから最初の 3 年間については，そういった諸国の格付けは非紛争国よりも 3.5 ポイント低い．暴力終結後にはしばしば経済活動の急増がみられるが，それが投資家の信頼回復を反映した投資ベースの活動である可能性は低い．リスクにかかわる投資家の受け止め方が慎重であるため，貿易が回復するまでには数年を要する．貿易は内戦の 1 年目に 12-25％落ち込むことがあり，最も厳しい内戦（戦死者数が累積ベースで 5 万人以上）の場合，貿易の減少は約 40％にも達する[65]．また，貿易の中断は紛争開始から 25 年間も持続することがある．さほど大きくない紛争では，影響は小さいものの，貿易が紛争前の水準にまで戻るにはやはり平均 20 年はかかる．

暴力も人権に永続的な影響を及ぼす．人権の尊重を示す指標である身体的権利の不可侵性指数は[66]，大きな内戦の期間中には平均的に 3.6 ポイント低下する（尺度は 0-8 ポイントで，0 ポイントは政府の人権尊重がゼロを意味する）．暴力の期間中に人権侵害が急増するのは予想通りである．しかし，あまり予想されていないのは，紛争終結後，平均的な社会は紛争前における人権順守の水準に戻るのに 10 年以上かかるということである[67]．市民が相互に，また国家に対して有する信頼が，暴力を理由に崩壊することについては第 2 章で検討する[68]．

図 1.7　暴力影響国とそうでない国との間では幼児死亡率の格差が拡大

1990 年に生後 1 年以内の幼児が 10 人に 1 人以上の割合で死亡している諸国のうち，暴力影響国は幼児死亡率の削減でおくれを取っている．この 2 組の諸国間の格差は 1990 年以降 2 倍になっている．



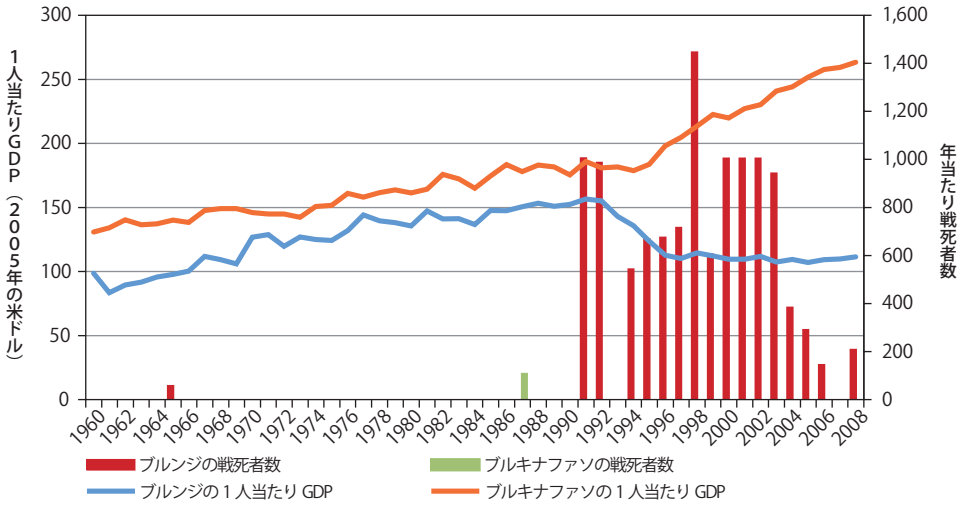
出所：World Bank 2010c; WDR チームの試算．

注：データの制約から，点推定値には直前の 5 年間で直近の入手可能なデータを使った．標本は幼児死亡率が 1,000 人当たり 100 人以上のすべての国で構成されている．1900-2008 年に脆弱でもなく，紛争の影響も受けなかった低所得国は「非脆弱」のグループに，同時期に紛争の影響を受けたことがある国や脆弱だった国は「脆弱で紛争の影響を受けた，ないし脆弱または紛争の影響を受けた」というグループに入る．

組織犯罪は人間の苦しみに加えて社会的・経済的なコストをもたらす．それは実務家にとって懸念材料となる経済的ショックや自然災害など，開発の他の事件のインパクトをはるかに凌駕し得る．すべてのコストが定量化できるわけではないが，失われた生産にかかわる控え目な推計値は内戦と非常に高水準の暴力的な犯罪の両方について 2-3％である（ボックス 1.3）[69]．これにはやはり相当な規模に達する資産の破壊ないし損失が含まれていない．例えば，ラテンアメリカ・カリブにおける犯罪の物的なコストは，対 GDP 比でみてアメリカのほぼ 2 倍と推定されている[70]．その他の間接的なコストは，軍事支出が増加して，開発や人的資本に対する投資を比例して減少させるのと同じように，生産性の指標には必ずしも反映されていない可能性がある．典型的には軍事支出は内戦期間中に対 GDP 比で 2.2％増加し，紛争後でも戦前の水準を 1.7％上回る水準を維持する[71]．本章の冒頭で指摘したように，このような推定値は死亡，負傷，トラウマ，ストレスなど紛争の人的なコストを含んでいない．

図 1.8　暴力が成長に及ぼす影響は劇的かつ永続的である

1990 年代前半まで，ブルキナファソとブルンジの 1 人当たり所得と成長は類似していた．ブルンジにおける大規模な暴力を受けて，両国の成長軌道は乖離した．実質でみると，ブルンジは約 20 年間分の所得の伸びを失って，所得は 1970 年の水準に逆戻りしている．



出所：World Bank 2010c; Gleditsch 他 2002; Gates 他 2010; Uppsala/PRIO Armed Conflict dataset (Harbom and Wallessteen 2010; Lacina and Gleditsch 2005); WDR チームの試算.

暴力の波及効果

暴力の開発に対する影響はその起源と同じく国境をまたいで波及し，近隣諸国，地域，世界に広がる．ある一国における暴力は「悪い隣国」を生み出す．例えば，1990 年代後半におけるチャールズ・テーラー大統領下のリベリアで発生した紛争（暴力の訓練を受けた人々や，小型武器の拡散，木材・ダイヤモンドの違法取引など）は，コートジボワール，ギニア，シエラレオネに害をもたらした[72]．悪い隣国は経済の展望に影響する．推計が示唆するところでは，隣国が内戦に巻き込まれると，近隣諸国は GDP が年 0.7％低下する[73]．また，ある国でテロ事件が 2 倍に増えると，二国間貿易はそれぞれ約 4％減少すると推計されている[74]．テロが世界の違法な市場に入り込んでくるのに伴い，暴力的な過激派は密輸，脱税，麻薬の不法取引，貨幣の偽造，ヨーロッパの違法な取引所における外貨取引などを通じて，自分たちの活動をファイナンスすることができる[75]．

例えば，アデン湾で活動しているソマリアの海賊のように，海賊行為も地域の貿易や経済活動を削減する[76]．アフリカの角（ホーン）とインド洋における海賊行為に対抗するため，27 を超える諸国が海賊防止任務に海軍を展開しており，年間コストは推計 13-20 億ドルに達している[77]．世界的なレベルでみると，海賊を抑止したり制止することを目的とした努力は 2010 年で 17-45 億ドルと推計されている[78]．総計すると，海賊の直接的なコストは，身代金，保険，船舶のルート変更などを含めると，57-112 億ドルと推計されている[79]．

暴力の波及効果は単に経済的なものにとどまらない．上述の通り，世界の難民の約 75％は近隣諸国が受け入れている[80]．リベリアとトーゴからの難民はガーナで長期間にわたる保護を求めており，同国のサービスを提供する能力に過大な負担をかけ，現地住民との緊張関係を生み出しつつある[81]．コソボ紛争の時期（1999 年）に，コソボのアルバニア系住民がマケドニアに大量に流入し，多数派のスラブ系と少数派のアルバニア系の間で緊張が高まった[82]．感染症も暴力に関連して破壊された保健ケアや公共サービスのない地域に起源を求めることができる．あるアフリカの国に 1,000 人の難民が入国すれば，受け入れ国ではマラリア患者が新たに 1,400 人増加するといわれる[83]．

暴力や不安定性の波及は世界中で感じられるところとなっている．世界のなかで富と距離のおかげで総じて不安定性を免れている地域でも，世界的な不安定性のコストは安全性措置のコストを通じて，心

ボックス 1.3　暴力的な犯罪と不安定性は高価な経済的コストを強要する

間接的なコスト――ストレスやトラウマ，暴力的な事件に起因する休職，負傷や精神的疾病による生産性低下などに関連したもの――は，直接的なコストをはるかに凌駕する．ブラジルでは 2004 年に，あらゆる個人間暴力の直接的な医療費は 2 億 3,500 万ドル，間接的な医療費は 92 億ドルと推定されている．比較すべき数字をあげれば，ジャマイカはそれぞれ 2,950 万ドル，3 億 8,500 万ドル，タイは 4,030 万ドル，4 億 3,200 万ドルとなっている．ケニアで現れてきつつある数字によれば，暴力の総コストは GDP の 1.2%と推定される．イギリスでは，家庭内暴力の直接的なコストは年 57 億ポンドと推定されている．

警察，保健ケア，警備保障，投資の減少などといった間接的なコストを追加すると，数字はもっと驚異的なものになる．グアテマラでは，犯罪的な暴力のコストは 2005 年でみて 24 億ドル，GDP の 7.3%と推定される．これは同じ年にハリケーン・スタンがもたらした被害の 2 倍以上，2006 年の農業・保健・教育各省の予算合計の 2 倍以上に達する．エルサルバドルでは，2003 年の犯罪的な暴力のコストは約 17 億ドルと GDP の約 11.5%に達している．メキシコ政府の推計によると，同国の犯罪・暴力にかかわるコストは売上，雇用，投資の各損失に伴い，2007 年だけでも GDP の 1%に達している．次のような推計がある．すなわち，仮にハイチとジャマイカが犯罪水準をコスタリカの水準にまで削減できたとすると，両国は GDP の年成長率を 5.4%ポイント引き上げることができるだろう．このようなコストは内戦のコストにかかわる推計値にほぼ等しい．過去 50 年間における各国横断的なパネル・データにかかわる成長のベースラインに基づいて，研究者は内戦のコストは暴力があった年について GDP の 1.6-2.3%ポイントに範囲内にあると推定している．暴力の影響を受けている平均的な国にとって，この効果は長期にわたって累積すると，30 年間分の GDP 成長の損失に相当することになる．

不安定性は犯罪行為（窃盗，放火，その他の犠牲）の直接的なコストや警備システムへの投資という形で，民間部門に甚大な犠牲をもたらす．各国横断的な調査から，このようなコストはセネガル，南アフリカ，タンザニア，ウガンダでは売上の 1-3%，ケニアでは同 6%に相当する，ということが発見された．ほとんどすべての場合，このようなコストの大半は警備の技術やサービス向けである．このような推定値は控え目であり，他の研究では犯罪のコストは GDP の 3-1-7.8%の範囲にあると推定されている．

出　所：Collier and Hoeffler 2004; Butchart 他 2008; Walby 2004; Geneva Declaration 2008; UNDP 2005c, 2006; UNODC and World Bank 2007; Skaperdas 他 2009; Willman and Makisaka 2010; Farrell and Clark 2004; Altbeker 2005; Alda and Cuesta 2010; Kenya Ministry of Public Health and Sanitation 2007; World Bank 2010d.

理的である（ギャングや麻薬の違法取引やテロなどの脅威をいつも懸念している）と同時に非常に実際的な問題となっている．1971-2004 年について西ヨーロッパの 18 カ国に関する研究で明らかになったところによれば，人口 100 万人当たりでみて超国家的なテロが 1 件発生すれば経済成長率は 0.4%ポイント，それが国内的なテロであれば同じく 0.2%ポイント低下する [84]．2009 年 6 月に石油が豊富なニジェール・デルタにロイヤル・ダッチ・シェルが所有していた輸出ターミナルが暴徒の攻撃を受けた際，ニューヨーク・マーカンタイル取引所では石油価格がバーレル当たり 2.33 ドル（3.4%）上昇した [85]．リビアで暴動が発生してからの 4 週間で，石油価格は 15%高騰した [86]．

反復的な暴力は共通の挑戦課題である

政治的・犯罪的な暴力はともに開発を阻害するが，繰り返し連鎖的に発生している．それを横断的にながめると，ほとんどの学術的な研究の焦点である重大な内戦と並んで，地方的な紛争，社会的な抗議運動，ギャングの暴力，組織犯罪，超国家的なテロを検討することが必要不可欠である．このような相互関係のある状況は，「紛争後」の復興と「防止」にかかわる別問題としての取り扱いに加えて，このような多種多様な形態の暴力に対処するアプローチ――これらアプローチはお互いに隔離されている――の一貫性についての疑問を提起している．暴力のリスクとそれに対する対応策は，所得，国家のアイデンティティ，宗教，イデオロギーの異なる各国によって共有されている．本報告書の重要なメッセージの 1 つは，世界的・地域的な平和と繁栄，さらに，共通の挑戦課題にどうやって取り組むかについて各国間の交流が増大する可能性について，関心を共有しようということである．

フィーチャー 1 現代の組織犯罪の相互連結し変転してやまない性格

カリブ海では政治的・犯罪的な暴力は数十年間にわたり知られていた．キューバを除き，あらゆる大きな島嶼国家と多くの小さな島嶼国家――バハマ，ケイマン諸島，ドミニカ共和国，ハイチ，ジャマイカ，セント・キッツ・ネビス，セント・ヴィンセント・グレナディン，トリニダード・トバゴ――では，殺人率が 10 万人当たり 10 人を超えている．そのうち一部の諸国では，犯罪的なギャング活動が政治的な暴力に波及し，相互に強め合うというダイナミクスが作用している．1970 年以降，ハイチで選挙のほとんどが暴力に彩られてきており――1987 年には死者 34 人，2004 年には同 89 人が出た――，同国は 2010 年には政治的な暴力を経験した．この関係は逆転することもある．麻薬の違法取引が地方の組織暴力を悪化させている諸国もある [87]．

西バルカンは 1990 年代にユーゴスラビアを解体に追い込んだ内戦で有名である．内戦後の混沌状態のなかで，大勢が麻薬・人間・人体臓器・武器の違法取引に向かい，したがって，組織犯罪は最も広範囲にわたり最も動揺をきたす暴力を犯したといえる [88]．犯罪は近年になって漸減しているが，組織犯罪は手強いままである [89]．世界の人身売買犠牲者の約 32％はバルカンを起源としているか，または経由しており，バルカン・ルートはアフガニスタンから西ヨーロッパに向かう年 200 億ドルのヘロインの主要な回廊にもなっている [90]．ギャング関連の暴力は政治家を標的にしてきた．ヘロインの違法取引に密接な関係をもっているゼムン・ギャングは，2003 年にセルビアの首相ゾラン・ジンジッチを暗殺した [91]．

西アフリカでは，リベリアで始まってシエラレオネとコートジボワールに広がった通常の政治的な紛争は後に，交戦中の党派が天然資源を略奪し，麻薬不法取引ネットワークが地域に侵入し，法の支配が弱くなるなかで，地域全体にわたる組織犯罪の増加に道を譲った．戦争のファイナンス手段として始まったものが，ダイヤモンド，木材，武器，人身の違法取引にかかわる成功するビジネス・モデルになった [92]．1 つの党派の領袖で後にリベリアの大統領になったチャールズ・テーラーは，シエラレオネ特殊法廷による告発のなかで次の点が非難されている．「…違法な殺人，誘拐，強制労働，肉体的・性的な暴力，児童兵士の利用など…を通じて…，シエラレオネの領土とその人々に対するコントロールを行使するための…共同の犯罪的な企み」[93]．テーラーはこの犯罪的な事業を通じて，1,050-4,500 億ドルを蓄財した [94]．シエラレオネでは紛争がピークだった際，違法輸出がダイヤモンド貿易の 90％以上を占めた [95]．それは 2002 年には 2,000 億ドル強に達した [96]．

ナイジェリアでは，石油の豊富なニジェール・デルタにおける大体において地域的な闘争であったものが，石油や武器の取引をしている組織犯罪シンジケートに道を譲り，外国人労働者を誘拐した．推定 25-30 万バーレル，すなわち 38 億ドル強が毎年「オイル・バンカリング」（パイプラインや貯蔵施設からの石油詐取）を通じて盗まれている [97]．地方のギャングや政治的な集団も民族的な暴力に引き込まれることがある．ケニアでは 2007 年の選挙後に，ギャングと政治的な動機をもつグループが民族別の暴力に関与した [98]．

アフガニスタン，パキスタン，同国境付近の部族地域では，地域の見出しになるような紛争――政府や国際的な部隊とタリバンやその他の武装グループの間――に伴う暴力は，麻薬の不法取引や犯罪的な暴力はもちろん，誘拐，ゆすり，多種多様な天然資源の密輸などにも結び付いている．新しい緊張や外国人部隊の存在は権力・統治・資源を巡る首都と周辺地域との間の積年の対立を悪化させる．

民族グループ間の緊張関係と暴力はたちまちにして政治的な暴力に転換することがあり，そうなると選挙やその他の政治的な抗争が権力や資源の配分に影響する．1990 年代後半のソロモン諸島で，ガダルカナルとマライタという 2 つの主要な島の武装民兵の間で小競り合いがあり（マライタの植民者 3 万 5,000 人が退去を余儀なくされた），マライタの民兵グループの蜂起――これはガダルカナルの好戦性抑止に政府が失敗したことに反応したものであった――という形で最高潮に達し，首相は辞職を強制された．パプアニューギニアでは，山岳地帯に

おける積年の民族・部族紛争――伝統的な敵意，資源を巡る競争，土地紛争の混合が原因――が，ポート・モレスビー（首都）を初めとする都市部における「ラスコル」と呼ばれるギャング活動に変質していった[99]．木材や鉱物を採取する国際的な操業の参入が，天然資源を巡る既存の民族間抗争をいっそう悪化させた．

国境をまたがる暴力は西アフリカやアフガニスタンとパキスタンの国境地帯におけるように，近隣諸国における避難所からの不安定化を凌駕する．ウガンダの神（ロード）の抵抗軍は本来の地理的な起源をはるかに越えて広がり，多数の諸国や国境をまたいで活動している．これもやはりファイナンスのために犯罪的な不法取引を当てにしている．また，ソマリアの海賊は 2009 年にアデン湾を航行した商船 125 隻強をハイジャックした．

世界の一部における宗教的・イデオロギー的な不満の多くは，遠く離れた場所における地方的な紛争に融合されている．1990 年代のボスニア・ヘルツェゴビナの戦争の絶頂期に，地域外からイスラム・グループはボスニア系のイスラム教徒と一緒に戦闘に参加した[100]．同様に，アフガニスタンやイラクの国際報道カバレッジを支配したのは，外国人戦士や武装グループ間のイデオロギー的な結び付きであった．しかし，国際的なイデオロギー・グループがサヘル（草原地帯）に流れ込んで，マリなど孤立した歴史的には平和な諸国に影響を及ぼしているが，それにはあまり関心が向いていない．

その他の場合では，暴力は基本的な制度的脆弱性を介して結び付いている可能性がある．イエメンは今や以下の通り 4 つの別の紛争に直面している．北部におけるハウティの暴動，アラビア半島におけるアルカイダの存在，南部における不満，アラブ世界を席巻している変化を求める大衆の抗議運動がその 4 つである．このような紛争の間には，それに取り組む国家制度の脆弱性ということを除けば，相互的な結び付きを示す直接的な証拠はほとんどない[101]．

出　所：Harriott 2004; Curtis and Karacan 2002; Shanty and Mishra 2008; Andreas 2004; International Crisis Group 2003; UNODC 2008, 2010a; Anastasijevic 2006; Special Court for Sierra Leone of the Prosecutor 2007; Lipman 2009; Coalition for International Justice 2005; Duffield 2000; Gberie 2003a; Even-Zohar 2003; Davies, von Kemedi, and Drennan 2005; International Crisis Group 2008b; Ashforth 2009; Porter, Andrews, and Wescott 2010; Kohlmann 2004.

歴史を通じて，大規模な暴力を防止するためには，強力なリーダー間の合意が最も一般的な戦略であった．われわれが「エリート間協定」と呼ぶこの種の合意は，一定期間にわたり確かに安全を強要するが，暴力は一般的に再発する．暴力の直接的な原因は国ごとに異なっているが，多くの諸国は安全と経済，及び政治の面におけるストレスの組み合わせを経験している．このようなストレスは対内的なもの（低所得やグループ間の不平等が大きいことも含まれる），あるいは外部からのもの（世界的な経済ショック，国際的な麻薬の違法取引，外国部隊の侵入などを含む）の可能性があろう．本報告書の主張は次の通りである．このような環境下では，制度や統治はストレスに対して「免疫システム」，すなわち防御手段として機能している．このようなストレスが制度と統治が弱い社会で発生すると，通常は暴力が発生する．暴力が存在するところでは，改革は往々にして困難ないし不可能である．その結果として，正当な制度の構築に失敗した諸国は，反復的な暴力と弱い制度の悪循環に陥るリスクがあろう．本章ではこの悪循環についてわれわれが知っていることと，暴力に対する脆弱性がなぜ国によって異なるのかを詳述したい．



CHAPTER 2



暴力に対する脆弱性



多種多様なストレスが暴力のリスクを高めている

経済や政治，及び治安の要因はすべて，暴力のリスクを悪化させることができる．そのような要因のなかには，低所得・高失業・各層間の不平等など国内的なものもある．対外的な経済ショック，国際的な麻薬カルテルや外国人兵士の国内侵入など国外に起源をもつ要因もある．本報告書ではこのような暴力の引き金のことを「安全と経済，及び正義にかかわるストレス」と呼んでいる（表 2.1 参照）．これらは相互に関係があり，孤立して存在することは稀である．

本報告書では，組織犯罪と開発に関連した要因についてわかっていることを要約する．それはさまざまな分野での研究に依拠しているが，特に内戦のリスクに関する研究が中心となっている．というのは，大体において暴力的な組織犯罪，麻薬の違法取引，ギャングの活動，テロなどに関する研究よりもずっと進んでいるからである（ボック 2.1）．

われわれのアプローチは学際的で，定量的および定性的な両方の証拠を援用している．ボックス 2.1 では紛争の原因に関するさまざまな学問領域の文献をレビューしている．この論争はしばしば「強欲対不満」として特徴付けられている[1]．本章では表 2.1 のストレスが組織的な暴力をどのようにして，脆弱性と暴力の悪循環に突き落とすことができるのかを説明する．その後，第 3 章では，各国はどのようにしたら組織的暴力を防止すべく，このようなストレスに対して強靭な制度を構築できるかを例示し，議論を「強欲対不満」という基本的な原因を超えて前進させ，正義と雇用がどのように協働して信頼を促進し，市民に安全を提供する助けになるかも示してみたい．

可能な場合には，定量的で計量経済学的な分析を使って列挙したストレス要因の重要性を評価しているが，やはりデータの制約がある．国家レベルの内戦にかかわるデータはかなり包括的である．過激な犯罪的暴力に関するデータは通常は殺人で測定されるが，多くの途上国についてはそのデータが不完全であり，一部の途上国ではまったく欠如している．各国を横断するデータは，所得や成長率など経済的な要因に関しては相当程度良好であるものの，失業データの比較可能性は劣る．同一国内における所得不平等のデータはある程度信頼がおけるが，地理的な地域間や民族・宗教グループ間の不平等，政治的な疎外や不正義となると信頼性がかなり劣る．したがって，ここでは新しい調査データ，国別事例研究，各国との協議によって分析を補完している．

安全面でのストレス

特定のエリート層ないしグループが――しばしば過去の抑圧の結果として――脅かされていると感じて，自己防衛のために組織化すると，国内治安のストレスが発生する．国家

表 2.1　治安と経済及び政治上のストレス

本表は網羅的ではないが，暴力の原因に関して学術的な文献で特定され，WDR 協議で指摘された主要な要因を反映している[2]．暴力の引き金になり得る要因と暴力勃発の複雑な関係は，世界保健機関が開発した公衆衛生 / 生態学の枠組みに見出される，個人の健康脅威やリスク要因，関係，コミュニティ，社会水準の間の関係に類似している[3]．

ストレス	対内	対外
治安	・暴力とトラウマの遺産	・侵略，占領 ・国内叛徒に対する海外支援 ・国境をまたぐ紛争の波及 ・国境をまたぐテロリズム ・国際的な犯罪網
経済	・低所得水準，反乱の機会費用が低い ・若年失業 ・天然資源の富 ・深刻な腐敗 ・急速な都市化	・価格ショック ・気候変動
司法	・民族・宗教・地域の競合 ・真の，ないし主観的な差別 ・人権侵害	・少数民族グループないし宗教のグループの処遇にかかわる主観的な不平等・不正義

出所：ボックス 2.1 で引用した文献や WDR チームによる協議に基づき WDR チームが作成.

間の戦争の場合，他の国家の意図に関する主観に基づいた先制的な動きは「安全保障のジレンマ」と呼ばれている．もしある国がよその国は攻撃の準備をしていると信じるなら，決定的な優位性を獲得すべく先に攻撃する決定を下す可能性がある．ギリシャの時代から戦争の引き金になると理解されていた先制攻撃は，冷戦時代の戦略的思考における根強い特徴であり，国際関係にかかわる現実的なアプローチから出てきている．ただし，その国際法上の正当性に関しては意見が分かれている[4]．1990 年代後半になると，学者たちは安全保障のジレンマは内戦の原因にもなっているのではないかと考えた[5]．仮にあるグループが他の部族，民族，宗教のグループは攻撃の準備をしていると信じるならば，最初に動きを起こすことを選択する可能性があろう．これがどの程度の頻度で発生するかについては議論の余地があるが，このリスクは今では受け入れられている[6]．

抑圧の恐怖を操作することが，1990 年代のルワンダにおける集団虐殺やバルカンにおける戦争ではっきりみられるように，内戦を引き起こす要因である．また，それは暴力の終結の障害にもなり得る．ひとたび紛争が勃発すると，敵に関する受け止め方が硬化し，社会として自分たちの敵を歪んだ恐るべきものとして考えるようになる[7]．安全保障のジレンマと防衛上の武装は犯罪グループの間でも一般的である．麻薬市場は違法であるという性格からして，取引業者は麻薬取引組織の内部および相互間の争議を解決するためには，しばしば暴力に訴えることになる．というのは，争議を裁定しグループの資金ないし財産の乱用を抑制するために，正式な法的システムへのアクセスをもっていないからである．このようなグループにとっては，暴力というのは契約を執行するための第一義的なよすがとなっているのである[8]．

治安に対して外部からの脅威があると対内的な圧力を高めることがある．多くの国家は国外や非国家主体からの圧力や襲撃に直面している．国外主体がある国にいつでも介入できるということは，アフガニスタンやコンゴ民主共和国における「国際化された」内戦でみられたように，国内主体が相互に信頼性のある公約をすることが特に困難になる．麻薬の国際的な違法取引ネットワークも地方の制度に大きな圧力を賦課することがある（ボックス 2.2 参照）．外部の資源や武装介入によってある 1 つの主体が決定的な優位に立ち，他の主体との合意を無視することがある．これは近隣諸国の「安全避難所」からの攻撃という形を取り得る（例えば，フツゥ族の反乱勢力がコンゴ民主共和国からルワンダに侵入した）[13]．また，（現在の中央アメリカの多くでは）麻薬の違法取引業者や，（北部マリでは「マグレブのアルカイダ」など）超国家的なテロリストの活動という形を取

ボックス 2.1　暴力に関する経済的・政治的な理論と本報告書

暴力的な紛争は多くの学問分野で，長年にわたり大量の文献の主題となっており，本報告書はその多数の文献に依拠している．

急速な変化と高まる期待

1 つ共通している視点は，急速な経済的・社会的変化などといった原動力の重要性である．心理学者や社会学者の研究に依拠して Gurr は次のように主張している．社会的・政治的な紛争が発生するのは，各グループが「相対的な収奪」という感情や，当然ないし予想される経済的・社会的な地位の期待について欲求不満を経験する場合である．Huntington は次のことに同意し，以下のように主張している．すなわち，経済的な近代化は期待を高め，伝統的社会のメンバーを国政に向けて動員する．したがって，紛争が発生するのは急速に高まる期待を調停し管理する能力が政治的な制度に欠如している場合である．

暴力を慎むという確かな合意ができない

多くの経済学者や政治学者は暴力を「コミットメント問題」から発生しているとみている．それは組織化されたグループは相反する利害を有しているが，さまざまな理由から暴力を慎むという確かな合意ができない状況のことである．このような理論の焦点は，実力行使をすることが有利であろうというような状況下において，グループや個人がそうしないという公約をすることの困難さに置かれている．この思索は次のように主張したホッブスにまで遡ることができる．すなわち，暴力的な内戦は挑戦者を抑止し，社会の諸グループ間の紛争を管理する国家の能力が低い結果なのである．日和見的な武装と結果としての暴力に関する最近の理論は Hirshleifer, Skaperdas, Grossman, and Fearon にみられる．Becker は犯罪の合理的行為者モデルを開発している．「安全保障のジレンマ」――防衛用の武装は攻撃用にも使うことができ暴力につながるということ――に関する思索は Schelling, Posen, Snyder and Jervis や Figueiredo and Weingast にまで遡ることができる．

強欲か不満か

この競合する理論は暴力にとって規範的な動機と経済的な動機の相対的な重要性に関する論争につながっており，それは最近，経済的なインセンティブあるいはより広範な社会的・政治的な動機は社会を暴力に押しやるのかどうかという論争を招いている．この問題は Collier and Hoeffler によって「強欲と不満」として定式化された．彼らの主張はこうである．すなわち，一次産品，離散者，低所得，人的資本，人口の分散などは内戦勃発と正の相関関係にあり，「強欲」仮説の支持を示唆している．このような問題のさらなる探究，レビュー，批評は次に見出せる．Nathan and Sambanis; Satyanath, Miguel, and Sergenti; Blattman and Miguel[9].

水平的不平等とアイデンティティ

この論争に対する顕著な貢献には，分極化や水平的不平等に関する最近の理論と，ナショナリズムや民族性などアイデンティティだけに基づいた暴力の分析が含まれる．Stewart が開発した水平的不平等の理論と Esteban and Ray が提案した分極化の理論は次のように主張している．不平等だけで内戦が予想されるものではない――暴力は不平等と内戦の勃発に貢献するアイデンティティの間の関係に牽引されている可能性がある [10]．加えて，国民ないし民族としてのアイデンティティは抑圧や限界化に対する暴力的な反応の可能性があり，公平性の懸念を必ずしも含める必要性はなく，その代わりに自治の意向によって動機付けられているかもしれない [11]．

民族的な分断とコミットメント問題

紛争に関して不満と合理的選択の動機という議論を橋渡しして，Fearon は次のように主張している．すなわち，民族グループが暴力を慎むという確かな公約をすることができない場合，民族的な分極化は紛争を促進する可能性が大きい．これは本報告書の哲学に合致している．つまり，政治的・経済的な両方のダイナミクスが作用しており，強欲や不満の一方だけでは暴力勃発を説明するのに十分ではない．

平和的な競争への道

次の疑問が残っている．すなわち，暴力を回避している社会とそうでない社会があるのはなぜか？　この疑問に答えるために，North, Wallis, Weingast が提示した仮説に依拠する．彼らは政治的・経済的なオープン・アクセスの非人格的な制度に焦点を当て，平和で信頼できる論争に向かう道を作り出している [12]．Besley and Persson は法律制度と国家能力に対する投資は暴力の発生を削減することができると主張している．Keefer の主張では暴力は次のような場合に発生する．すなわち，略奪的な行動に従事するリーダーを集団的に罰することができない，あるいは有能な反乱に対抗する部隊を集団的に構築することができない場合，その社会では暴力が発生する．これは制度化された政党が集団的な行動と信頼性の問題を解決することによって，紛争に対する砦として機能することを示唆している．最近の実証的・定量的な証拠はこのような仮説を支持している．Goldstone 他が発見したと

ころによると，政治的な制度の質は政治的な危機や内戦のリスクを決定するのに，他の要因よりもずっと重要である．一方，Brückner and Ciccone の指摘では，制度として暴力を回避するためには暴力のもたらす結果としてのショックを受け入れることが必要である．このような発見を確認して，制度が暴力に対する強靭性に貢献する経路をよりよく理解するためには，さらなる研究が必要である．

暴力を防止するのに制度は重要である

本章は政治学・社会学・経済学などにまたがる暴力のリスク原動力に関する既存の研究に依拠しながら，暴力的な紛争に関する理解を 2 つの方法で拡張している．

- 暴力に関連したリスク要因を提示して，安全・経済・政治の要因に区分けした．これは対外的ストレス――一国のコントロールが及ばないストレス――の役割を強調しながら，紛争の動因に関する既存の研究を拡充している．国際的な組織犯罪や違法取引，外国人戦士の侵入，経済的なショックなどがその例である．
- 制度は暴力防止にとって重要であるという理論家（North, Wallis, and Weigast など）の主張を支持する実証的な発見を提示する．正当で，有能な，説明責任のある制度の開発に失敗していることが，なぜ，また，どのようにして，暴力の反復的な連鎖の原因になっているかについて仮説を立てることによって結びとしている．

出 所：Gurr 1970; Hobbes 1651; Hirshleifer 1995; Skaperdas 1996; Grossman 1991; Fearon 1995, 2004; Schelling 1960; Posen 1993; Snyder and Jervis 1999; de Figueiredo and Weingast 1999; Collier and Hoeffler 2004; Nathan 2005; Sambanis 2004; Satyanath, Miguel, and Sergenti 2004; Blattman and Miguel 2010; Esteban and Ray 2008; Stewart 2005, 2010; Keefer 2008, 近 刊 ; North, Wallis, and Weingast 2009; Besley and Presson 2009, 2010; Huntington 1968; Gladstone 他 2010; Becker 1968; Brückner and Ciccone 2010.

諮問委員会メンバーからの意見：世界開発報告 2011

ボックス 2.2　超国家的な組織犯罪と麻薬の違法取引がもたらすストレス

ホルヘ・モンターニョ，国際麻薬統制委員会のメンバー；元駐米メキシコ大使；WDR 諮問委員会のメンバー

超国家的な組織犯罪の挑戦を特徴付けている多様化と精緻化を考えると，世界的な行動の調整が要請されている．麻薬・人間の違法取引，資金洗浄，天然資源・野生生物の違法な採取，偽造・知的財産権の侵害などは，儲かる犯罪活動であり，組織犯罪が途上国のすでに脆弱な社会政治・司法・治安の体制に侵入するのを促進することになる．

中央アメリカでは，例えば，20 年前に政治的な安定性を回復した数カ国は今や国家の衰退に直面しており，その制度はこの猛攻撃に立ち向かう強さを欠いている．超国家的な組織犯罪は一部のカリブ諸国を，ヨーロッパと北アメリカに向かう違法な麻薬と人の移動にかかわる回廊に変質させている．ボリビア，コロンビア，ペルーはコカインに関して引き続き主要な世界的生産者であり，メキシコは流入移民・麻薬消費・武器生産に関して世界最大の市場と国境を接していることから，現在，未曾有の暴力の波に直面している．西アフリカは南アメリカからやってきたヨーロッパ向けの麻薬にとって最新の通路になっている．アフリカの数カ国が自国の天然資源の違法採取に苦しんでいる一方，アジアはアフガニスタンを起源とする大量のアヘン貿易のハブとなっている．細切れの方法では対処できない現象に対して，調整された多角的な戦略が欠如していることが明瞭である．

先進国では，組織犯罪シンジケートは暴力をほとんど使わずに運営されていて，法律という高圧的な手段が自分たちの活動に干渉しないことを確保している．これは銀行システムと違法麻薬の飽くなき市場の両方について当てはまる．一方，途上国では，組織犯罪グループは国家および地方の制度を不安定化させかねない武器の無制限な供給へのアクセスを獲得しているが，それは免責になることが明らかだからである．

組織犯罪の未曾有の拡大は多くの弱い国家の崩壊を意味するかもしれない．というのは，弱い諸国の制度が組織犯罪関連の暴力の餌食になってしまうからである．世界各地でみられる不安定な経済発展は，このような違法活動を整理統合する刺激剤を提供している．違法活動は途上国で遭遇する免責の結果として繁栄を続けるだろう．

ることもある[14]．アフガニスタンとソマリアなど一部の諸国は対内的なストレスに加えて，治安面でこのようなすべての形の対外的なストレスに直面するという不運を経験している[15]．国境をまたいで民族的な結び付きがあり，文民政府の存在感が低い地域は長らく不安にさらされてきたが，現在でもそれは変わっていない（ボックス 2.3）．

外からの治安上の脅威は近隣諸国における暴力から発展してくることもある．第 1 章で説明したように，「近隣効果」というのは，近隣諸国が交戦中だと自国における内戦のリスクが高まると同時に，国境を超えて開発に有害な効果が及ぶといことである[16]．暴力の訓練を受けた人々の移動，国境を越えて難民になる可能性がある人々の退去，貿易の混乱，グローバル化や違法取引を通じた犯罪ネットワークの拡大，反乱者が国境を越えることによって求める安全避難所などからわかるように，暴力は特に制度が脆弱な場合には抑止が容易でないことを示唆している（ボックス 2.4）[17]．

波及効果はある地域における国家間紛争からも生じる．1990 年のクウェート侵略，2003 年のイラク占領，ヨルダン川西岸・ガザにおける軍事作戦は，歴史的には，20 世紀初めの侵略や占領よりも一般的ではなかったが，近隣諸国に甚大な影響を及ぼした．

地方グループや国内政治運動と主義主張を同じくする外部の運動はストレスとして作用することがある．イデオロギー・ベースのグループに参加する個々人の動機はより大きな大儀に対する信念に結び付いているかもしれないが，このようなグループが地方の支持を得られる能力は，そのような高邁な話を地方における不正義の主張に関係付けられるかどうかに依存している．ラテンアメリカでは地方ギャングと超国家的な麻薬カルテルの間のビジネス提携では，もっと物質的な精神が支配している．

経済的ストレス

低所得は暴力に従事する機会費用を削減する．経済的な観点からすると，犯罪の動機に関する文献が伝統的に強調しているように，暴力に従事する人々の決定における費用便益の計算を理解することが重要である[18]．内戦に関する多数の最近の研究は経済的な動機に焦点を当てている．反乱はその首領に経済的なレントを，また，それ以外の生計手段をもたない従者にやっていける暮らしをもたらすものと考えられている．このような見方をとらえて，スーダン人民解放運動のリーダーであるジョン・ガランはこう述べている．「このような状況下では，南部における反乱の限界費用は非常に小さく，ゼロないしマイナスになった．つまり，南部では反乱は引き合うのである」[19]．低所得の環境下では，暴力に従事する機会費用は小さい可能性があるということである．

主として天然資源に依存している開発の遅れた低所得国は，内戦を経験する可能性が他の諸国の 10 倍も高い[20]．本報告書のためにこのような結果をレビューして，Fearon は所得と内戦リスクの間に強固な関係があることを再発見した[21]．もちろん，1 人当たり所得が低いことは制度的な能力が低いこととも非常に強い相関関係にある．それは世界統治指標（WGI）や国際的国別リスク・ガイド（ICRG）でもみられる通りである[22]．Keefer and Fearon による本レポート向けのもっと最近の業績が指摘しているところでは，所得と暴力の結び付きは他の基本的な要因の統合生産物の可能性がある[23]．つまり，各国には暴力に対処する能力と経済成長に必要な統治水準の両方を決定する政治的・制度的な特性があるということである．

特に若年失業を中心とする高失業は暴力のリスクを高めるようである．『世界開発報告 2007：経済開発と次世代』では次のことを指摘した．すなわち，若者が最初に就業に失敗すると，それが持続的な失業，さらなる学校教育に対する関心の喪失，家庭形成の遅延，精神的な苦痛，「市民性の否定的な表明」につながることがある[24]．「貧困者の声プロジェクト」における発見で次のことが確認されている．すなわち，紛争後の状況下で失業した欲求不満の若者が存在すると，それは往々にして高水準の暴力，薬物乱用，ギャング活動に結び付いている[25]．暴力の影響する地域における本レポート向けの調査では，若者が反乱運動に参加する動機付けとしては失業と無為が最も重要な要因に引き合いに出されていた．この問題はどの WDR 協議でも重要であるとして指摘されている．リベリアのエレン・ジョンソン・サーリーフ大統領は次のように要約している．「わが国の非常に若い人々に仕事がなければ，われわれ

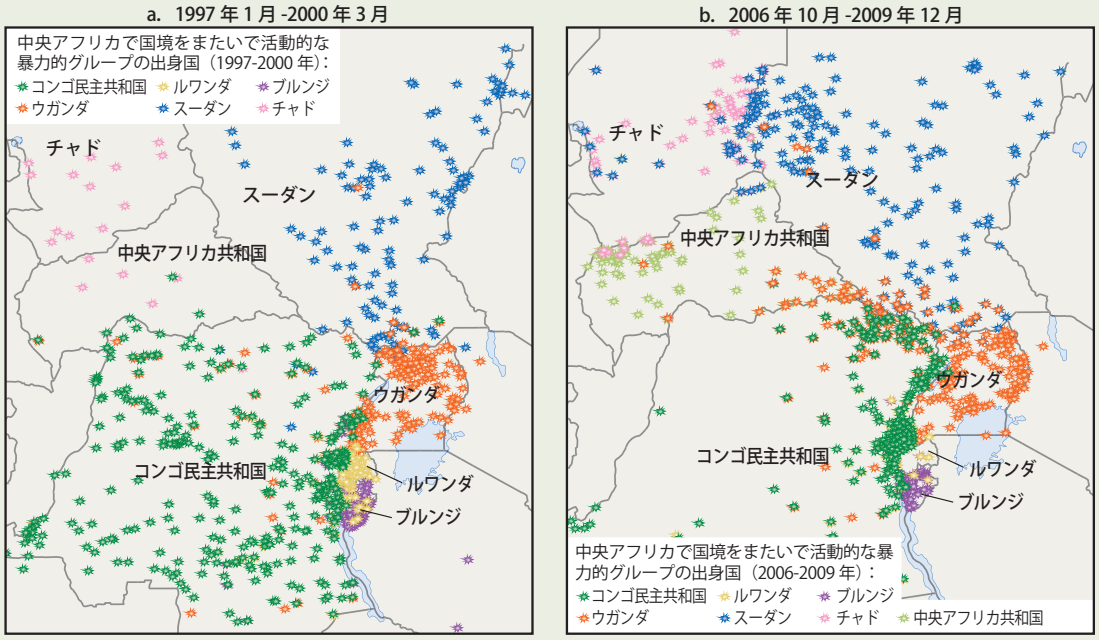
ボックス 2.3　中央アフリカにおける紛争の波及

中央アフリカの諸国は何十年間にもわたって，しばしば国境を越えて波及する多種多様な紛争に巻き込まれてきている．下の地図は 1997-2000 年と 2006-2009 年という２つの時期について，国境をまたいで活動している反乱グループを巻き込んだ大規模な紛争が発生した場所を示している．色付きの星印は地理情報システムのコードが付され，特定の国で設立されたグループを巻き込んだ紛争事件を示している．同事件は凡例で示されている（通常は戦闘であるが，本部の設立や新兵補充キャンペーンも含まれている）．多くの紛争事件は国境をまたいで活動的なグループを巻き込んでいる．

この地図はブルンジ，コンゴ民主共和国，ルワンダ，スーダン，ウガンダ，そして後の時期になると中央アフリカ共和国とチャドでも，国境をまたいだ紛争の波及を強調しており，暴力的なグループがどのようにして統治が弱い地域で拡大し混じり合っていくことができるかを示している．このようなグループは自分たちに都合の良い時には共通の大義名分を掲げて，地方の政治機会に適合すべく活動の基地をシフトする．それらの存在理由の多くは収益，略奪，単なる自給自足になってしまい，政治的な目標は強くなったり弱くなったりしている．神の抵抗軍などといったグループは国内では強い基盤をもっていないため，不安定な地域の間を日和見的に動き回り続けている．

地図 A　国境をまたぐ政治的な暴力が中央アフリカ全体に広がっている

暴力は抑制が容易ではない．色付きの星印は国境をまたいで活動している過激グループや反乱グループによる紛争事象を示す．最近の暴力は中央アフリカの多数の国境をまたいで波及している．特に中央アフリカ共和国，チャド，コンゴ民主共和国，スーダンなどといった諸国の国境を越えるものが顕著である．



出所：Raleigh 他 2010; Raleigh 2010.

は彼らの脆弱性が暴露されるリスクや，彼らが再び紛争に引きずり込まれるリスクを犯すことになり，われわれがこれまで達成してきたすべての進歩を損なうおそれがある」[26]．しかし，失業と暴力の間に何らかの相関関係を発見することについて，計量経済分析は一貫して失敗してきている．これはおそらくデータが悪いか，あるいは結び付きが直接的ではなく間接的であるためであろう（ボックス 2.5）[27]．

搾取的な雇用も暴力のリスク要因である．失業と暴力の関係にはしばしば社会的なアイデンティティや疎外がかかわっている．ラテンアメリカとアフリカのギャングや反乱運動の新人補充に関するいくつ

ボックス 2.4　外的ストレス：マラの国外追放

中央アメリカにとって顕著な外的ストレスは，1990 年代のアメリカによるマラの国外追放であった．国外追放すべき主要なギャング（マラ）の 1 つに，ラ・マラ・サルバトルチャがあった．これは 1970 年代末から 80 年代初めにかけて，主としてサルバドルやグアテマラからの難民やアメリカへの移民を中心にロサンゼルスで組織化された．1996 年アメリカ議会では不法移民改革および移民責任法が成立し，1 年以上の拘留という判決を受けた非アメリカ市民は出身国に送還されることになった．1998-2005 年にアメリカは違法移民 16 万人に加えて，重罪判決を受けたほぼ 4 万 6,000 人を中央アメリカに追放した．

エルサルバドル，グアテマラ，ホンジュラスは追放者の 90%以上を受け入れた．その多くはマラのメンバーで，アメリカには子供の時に入国していた．ほとんど知らない国に送還されて，アメリカで自分たちに支援と安全を付与してくれた構造と行動を再現し，創設メンバーのギャングたちはたちまちにして地元の若者を誘引した．

この国外追放は中央アメリカのすべての諸国に同じように影響したわけではなかった．例えば，アメリカからニカラグアへの追放率は比較的低く，中央アメリカの全追放者のうち 3%以下にとどまった．定着率や追放率の相違がエルサルバドル，グアテマラ，ホンジュラスなどのギャングが，ニカラグアのギャングよりも暴力的な 1 つの要因かもしれない．

出所：Rodgers, Muggah, and Stevenson 2009; WDR チームによるメキシコ・シティにおけるラテンアメリカの政府高官，学者，開発の実務家との地域的な協議．

かの定性的な研究では，雇用，尊敬，アイデンティティの結び付きが指摘されている（ボックス 2.5）．これは失業と家庭内暴力に関するもっと大きな文献の指摘と同じである．すなわち，力関係と「威厳」の考え方が暴力の誘因としては，どうして単なる金銭的な動機よりも重要になり得るかを示しているのである [28]．これは雇用が純粋に金銭的な取引以上のものであるということと整合的である．それは個人的な地位の側面や，自分がどのような処遇を受けるべきかに関する期待を含んだ社会的な相互作用でもある [29]．換言すれば，提示されている仕事関係の性格が非常に重要だということである．反乱運動参加の原因と同じように，失業と地位が低いという感覚もギャングに参加するリスク要因として浮上してくる（ボックス 2.6）．

研究では所得不平等と殺人率で測定した犯罪的暴力との間に強固な関係がみつかっている [30]．大勢の学者が所得不平等と内戦の間には相関関係があるかどうかを探求しているが，統計的に有意な関係は発見されていない [31]．しかし，水平的な不平等（地域，民族，宗教などが同一のグループ相互間）は政治的な暴力につながっていることを示す証拠がある（後述の政治的ストレスの箇所でさらに検討する）．不平等の構造と暴力の表明には結び付きがあるのかもしれないが，結果が決定的であるとはほとんどいえない．この点に関してはさらなる研究が必要である．また，人口動態面でのシフトが，変化に対応する準備ができていない社会にストレスをもたらす，ということも考えられる．かつてのラテンアメリカ，現在のアジアやアフリカにおける急速な都市化は，社会的一体感の弱体化や暴力リスクの増大と関係がある [35]．

天然資源という富が豊かな諸国は，その利益を奪取しようとする武装襲撃に直面する可能性がある．石油，木材，鉱物の売却に伴う収入で利益を享受するためには，国家ないし特定地域をコントロールする必要があるため，天然資源の富が豊かな諸国は特に紛争に陥りやすい [36]．これはコンゴ民主共和国でライバル民兵相互間の戦闘が長期化していることで例証されている．1990 年代には内戦状態にあったが [37]，現在では同国東部のコルタン，スズ，金の小規模採掘に対して反政府グループがいわば「課税」を行っている．国のレベルでは資源を巡る国内の抗争は重要である．ただし，各国に横断的なデータは入手不可能である．繰り返しになるが，鍵は不正取引に従事することとそれに伴う暴力に関連した費用便益計算にある．加えて，重要な天然資源を有する諸国のリーダーは，暴力を調停ないし抑圧する制度への投資に消極的になる可能性がある．というのは，その同じ制度は政権に挑戦して，レントのシェアを削減するかもしれないからである [38]．例えば，文民統制が弱い国の強力な軍部は軍事指導者による天然資源のレント奪取と相関関係がある [39]．

経済ショックも国家のコントロールが及ばない要

ボックス 2.5　失業は暴力を引き起こすか？　賛否両論

失業は暴力への関与に導き得るという命題は Becker が起源だとされることが多い．彼は犯罪対策を改善する目的で，犯罪学に「経済計算」を適用したのである．そのような機会費用の議論においては，Cincotta, Engelman, and Anastasion や Grossman といった学者は，失業を暴力や紛争の原因として考えている．また，Urdal の主張はこうである．すなわち，暴力的な紛争のリスクは若い成人の人口比率が高いことと，経済パフォーマンスが不振であることと相関関係がある．

もっと最近では，イデオロギー的な考えを主張するグループの動機に関しては，Berman その他は，次のように単純な費用便益のアプローチを疑問視している：

> 社会的・政治的な秩序の再建を目指している政府による援助支出のほとんどは，潜在的な新兵を混乱させる機会費用理論に基づいている．そのロジックは次の通りである．儲かる形で雇用された若者は政治的な暴力に参加する可能性が低いので，暴動が活発な地域では失業と暴力の間に正の相関関係があることが示唆される．われわれはイラクとフィリピンにおける暴動の予測を，政府や連合軍に対する攻撃と民間人を殺害する暴力，という 2 つの新たに入手可能になった暴動の指標を使ってテストした．機会費用理論とは対照的に，われわれの発見によれば，失業と政府や連合軍に対する攻撃の間には健固な負の相関関係がある一方，失業と民間人を殺害する暴動攻撃の割合の間には有意な関係はみられない [32]．

他の研究は次のようなこと示唆をしている．すなわち，失業と暴力は純粋な費用便益の動機ではなく，尊敬・社会正義・社会的アイデンティの力学を通じて関係している可能性がある．現代の事例研究では，雇用・アイデンティティ・社会正義の受け止め方がどのように組み合わさっているかが強調されている．シカゴを本拠とするプエルトリコ系の麻薬ギャングに関する Padilla の研究は，所得だけでなく社会的な尊敬や帰属感も提供してくれるギャングのメンバーシップと比較して，合法的な仕事の機会の不確実で屈辱的な性格を強調している．グアテマラでギャングに参加している人々も同じような動機を繰り返し指摘している．「ギャングに参加したのは，彼らの主張では家族が提供してくれなかった支援・信頼・連帯――社会資本――を探していたからだし，地方の環境下ではその機会が欠如していたからである」[33]．

コロンビア革命軍（FARC）参加に関する証拠が示唆するところによると，多くの新兵は参加する以前には雇用されていたが，農業における賃金労働という骨折りの仕事との比較でみた謀反生活の地位と刺激が動機になっていた．Guiterréz Sanín は FARC によって誘拐された牧童の話を引用している．「ゲリラはこう言う．われわれがナタで仕事をするかだって？　決してしない！　さらにこう言う．こうだから百姓はわれわれと口を利く．奴らは武器にキスをする！　また，女は武器が好きだとも言う．警察・軍隊・ゲリラが好きだということだよ」．シエラレオネ農村部の民兵やエルサルバドルの叛徒 [34] に関する民族誌的な研究によると，抑圧的な仕事関係は反乱の重要な動機になり得る．

このようなダイナミクスに関してもう 1 つの不十分な研究では，政府の介入策が有効になるために必要な時間についてである．南部中国に関する WDR の研究では，移民が社会的ネットワークを開発するのにどれくらい長くかかるのかをテストしてみた．その結果，社会的ネットワークが発達するのは，安定的な雇用が 5 年間持続してから後のことになることがわかった．

失業，無為，失業の時間効果，雇用の諸形態，暴力への参加などの間の結び付きをテストするには，さらな研究が必要である．

出所：Urdal 2004; Berman 他 2009; Padilla 1992; Moser 2009; Guiterréz Sanín 2008; Becker 1968; Cincotta, Engelman, and Anastasion 2003; Grossman 1991; Wood 2003; Richards 1996; Chauveau and Richards 2008; Cramer 2010; Huang 2010.

因からも発生し得るし，食料・エネルギーの価格ショックは紛争のリスクを高めることがある．サハラ以南アフリカにおける降雨ショックに関する研究の結論では，内戦は降雨が少なかった年月の後に発生する可能性が高くなる．アフリカ 41 カ国の 1981-99 年における降雨の相違を所得ショックの代理変数として使った Satyanath, Miguel, and Sergenti の研究が発見したところによると，経済成長率が 5％低下すると翌年に紛争が発生する可能性が 50% 上昇する [40]．脆弱国家の大半は食料輸入国であり，平均家計の食料支出の割合（57.5％）は脆弱な途上国の方がその他の途上国（49.4％）よりも高い [41]．特に食料価格の急騰は都市部の不安定性と古くから関係がある．しかし，制度がこのよ

ボックス 2.6　同等の経済的要因は，政治的紛争と極端な水準の暴力的組織犯罪のリスクを生み出すか？

各国横並びで暴力を比較するのに最も信頼できる指標は殺人率であるが，それはラテンアメリカやカリブ諸国では 1990 年代以降著増している．殺人率は住民 10 万人当たり 12.6 人から近年はほぼ 20 人になっている．

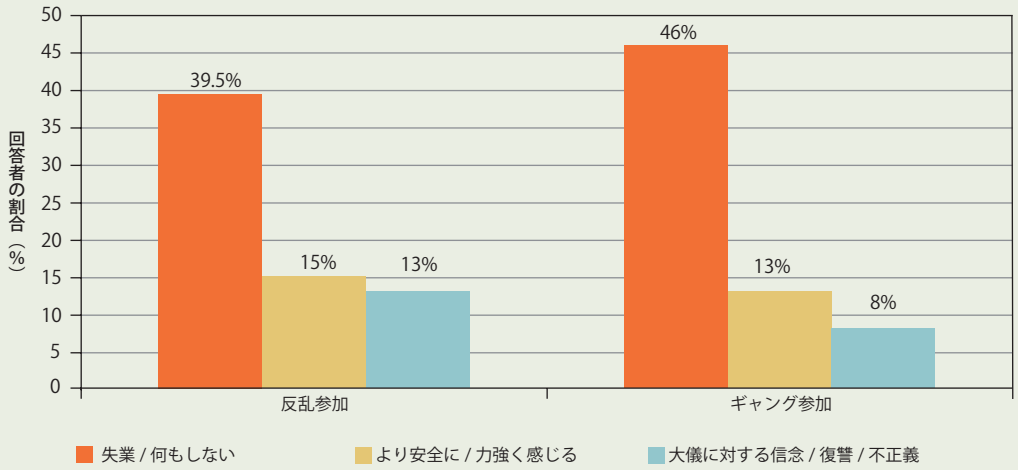
世界のデータを分析してみると，ラテンアメリカにおける殺人率に関する Loayza, Fajnzylber, and Lederman による以前の研究が明らかにした以下の点が確認される．

- 制度の能力と説明責任は内戦リスクと殺人率が低いことと相関関係にある．
- 一国の GDP が高いことは殺人率の低いことと相関関係にある（一国内の違う時期との比較でもそうである）．
- 民主主義の崩壊は内戦と同じく殺人の増加と相関関係にある．
- 内戦リスクと相関関係にある石油生産は必ずしも殺人率の上昇を予測させるものではない．
- 所得不平等の大きい諸国は殺人が多くなる傾向にある．このパターンは同一地域の各国を比較した場合でも当てはまる．このような発見は犯罪的な暴力と内戦とを区別する主要な要因である．それは所得不平等とは相関関係にはないが，民族性やその他のアイデンティティによるグループ相互間の水平的不平等と何らかの関係があることを示している．

定性的な研究では，失業と何もしないことも反乱運動やギャングの両方への加入に拍車をかけるリスク要因として重要な役割を演じている．調査が示すところによると，ギャングや反乱運動に参加する動機に関しては，驚くほど類似した考え方が窺われる（図を参照）．両方の場合とも，失業と無属怠慢がギャングあるいは反乱運動に若者が参加する主因として指摘されており，社会的不平等と暴力の結び付きを強化している．

反乱運動とギャングは同じような動機で人々を誘引している

調査でわかっているところによれば，叛徒ないしギャング団員になるのに若者が指摘する主な動機は非常に類似しており，失業・無為・尊敬・自己防衛などすべてが，復讐・不正義・大儀に対する信念を大幅に上回っている．



出　所：Fearon 2010b; Bøås, Tiltnes, and Flatø 2010; Neumayer 2003; Loayza, Fajnzylber, and Lederman 2002a, 2002b; Messner, Raffalovich, and Shrock 2002; WDR チームの試算．

注：図はコロンビア，コンゴ民主共和国，コートジボワール，ガザ，マリ，シエラレオネ，ヨルダン川西岸で実施された調査で，次の質問に対する最も一般的な回答の集計値を示したものである．すなわち，「若者が反乱グループに参加する主因は何か？」，「若者がギャングに参加する主因は何か？」．調査方法は Bøås, Tiltnes, and Flatø 2010 に説明がある．

うな経済ショックから輸出業者や消費者を保護している場合には，暴力のリスクは小さくなる [42]．

経済要因は重要である――が，すべてを物語るものではない．多くの途上国は多種多様な経済的挑戦に直面している．成長率が低いか停滞気味であること，世界の商品価格のトレンドに強く影響されていること，人口の増加が急速なことなどがその例である．このような要因の影響力は大きいものの，純粋に経済的な動機だけに基づく紛争の説明は不十分である．暴力を回避するためには，社会としては単に成長を生み出す以上のことをしなければならない．近年における経済要因と紛争との定量的な相関関係に対する関心を受けて，重要なのは経済だけだという主張をする者が一部に現れている．これは軽率な

ボックス 2.7　人々は公正さを期待し不公平さを罰する

実験室の環境で実施される 2 人による心理実験ゲーム「最後通牒ゲーム」を使って，経済学者は次のことを証明してきた．すなわち，多種多様な文化を背景に集まった大勢の人々は，不公正な行動に制裁を加えるためにはみずからにコストが生じても喜んで他人を罰する．このゲームでは 1 人の交渉者がもう 1 人の交渉者とある金額をどう分けるかについて提案をする．後者には分割案を受諾するか拒否するかを選択できる機会がある．

第 1 の交渉者は提案者，第 2 の交渉者は回答者と呼ばれる．もし回答者が分割案を受諾すれば，各交渉者は提案された額を受け取る．しかし，もし回答者がそれを拒否すれば，各交渉者は何も受け取れない．仮に唯一の関心事が物質的な利益であるとすれば，回答者は「パイ」について非常に低い割合でも受諾するものと期待される．というのは，それでも回答者にとってはネットで利益になるためである．

最後通牒ゲームは世界中の多様な文化のなかで何百回も実施されたが，結果は驚くほど一貫している．ということは，公正さと公平さの解釈に関して広範なコンセンサスが存在することを示唆している．定住性のドルガン族 / ヌガナサン族の狩猟者からシベリアの賃金労働者，コロンビア太平洋岸の定住性のアンクイアンガの漁民，タンザニアの遊牧民であるハドザン族，ミズーリー州農村部の定住性労働者，アクラの都市部賃金労働者に至るまで，提案者からのオファーは平均すると一貫して 26-48%となっている一方，回答者はもしオファーが 12-17%以下であれば喜んで罰するつもりである [45]．

提案者がずっと大きなシェアを受け取る一方で，自分が小さなシェアにとどまるくらいなら，むしろ両者とも一銭も受け取れないという方がいい，というのが回答者の考えになるだろう．この結果は次のことを示唆している．多くの人は自分が不正義だと考えることには強く反応し，自分が不公正だと考える行動を罰するためなら喜んで物質的な利益を無視する．

出所：Hoff 2010; Henrich 他 2010.

だけでなく，研究の現状を誤って伝えている．統計的手法を使ってアイデンティティ，イデオロギー，不正義，政治的動機の重要性をテストするのはもっと困難であるが，現在の研究ではこれらは暴力と紛争を説明するのに非常に重要であることが示唆されている [43]．

正義

人間は正義と公正を高く評価するが，その最も自明な例はすべての市民を政治的に包容することである．公正さがないと，不正義と疎外はストレスとして作用することがある．正義と公正は測定がむずかしい概念ではあるが，心理的な実験ではそれが純粋に物質的な自己利益を超越する価値をもち得ることが示されている（ボックス 2.7 参照）．

不正義と不公正の 1 つの側面は，人種・民族・宗教・地理的な場所や出自に基づいた特定グループの純粋に政治的な排除である．その政治的な排除は反植民地主義戦争や反人種隔離闘争における武装抵抗にとって，明らかに重要な動機となっていた．現在，それほど露骨に不平等な政治的代表制度を採用している地域は世界でもほとんどない．しかし，Cederman, Wimmer, and Min や Goldstone 他による最近の研究が示唆するところによれば，政治的な排除や民族的な排除が大きい諸国は暴力的な大変動を経験する可能性が高い [44]．

経済的・社会的な不平等と主観的な不正義が重要である．安全と経済のストレスは人々が自分のアイデンティティをどう考えているかによって増幅されているかもしれず，他人による処遇はそのアイデンティティに基づいている可能性がある．水平的な不平等（例えば，宗教・カースト・民族・宗教などに基づくアイデンティティのグループ相互間の不平等）に関するデータは不完全である [46]．しかし，55 カ国にかかわる 1986-2003 年の分析が明らかにしているところによれば，経済的・社会的な両面で水平的不平等が深刻な諸国では，紛争の確率が著増している [47]．南北間で何十年間にもわたる社会経済的な不平等が持続しているコートジボワールがその連動を例示している．1993 年 12 月にウフェ＝ボワニ大統領が死亡すると，多種多様な経済的・政治的な要因が最終的には内戦につながった [48]．「北部憲章」という反乱勢力は北部人の経済的な不満に加えて，自分たちのイスラム教に対する国家の認識が不十分であることに関する怒りを明確に表明した．アイデンティティを経済的な配慮だけに牽引

されたものとして描くと，謙譲，威信，所属の欲求などといった特徴を行動の動因として認めている定性的な文献との整合性を無視することになる [49].

国家による抑圧や人権侵害は不正義が煽動する暴力を防止するために，専制的なアプローチをしばしば伴う．そのような戦術は維持可能だろうか？　人権侵害と政治的な暴力の結び付きに関しては，驚いたことにほとんど研究がなされていない．証拠をレビューしてみると，過去の人権侵害と現在の紛争リスクの間には強固な相関関係があることが示唆される（ボックス 2.8）．因果関係の方向性を決定し，おそらく除かれている変数を制御するためには追加的な定量的研究が必要である．と同時に，人権侵害と暴力のリスクの結び付きを理解するためには，一層の定性的研究も必要であろう．人権侵害が武力抗争に従事している人々の動機に影響しているか否か，武力抗議運動には間接的に大衆の支持を刺激するという幅広い効果があるのか否か，あるいは，抑圧的な国家の戦術は一定の状況下では，軍・政治・経済の世界において権力をもっているグループの間に不満をもたらすことがあるのか否かなどが，必ずしも明瞭ではない．どのような特殊なメカニズムが作用しているにせよ，結果が示唆しているのは人権の改善はしばしば暴力のリスク削減を伴っているということである [52].

政治的・社会経済的な排除の組み合わせは，特に政府の政策であると受け止められた場合には，社会的な不正義の話を支持するために使うことができる．コートジボワールでは，社会経済的・政治的な不平等という爆発的な混合が内戦の勃発に貢献したように思われる [53]．スリランカでは，次のように主張している歴史家がなかにはいる．すなわち，1956 年公用語法（シンハラ語がスリランカの唯一の公用語であると宣言した）と，1972 年憲法（仏教に同国で「第一の地位」を付与した）を通じた，少数民族タミル人の政治的・社会的な排除が自治拡大という初期のタミルの要求に，後にはタミルの過激主義に対する支持に貢献した [54]．政治力や経済的機会へのアクセスについてプロテスタントとカトリックが抱く主観的な不正義が，北アイルランドにおける分離派の紛争に一定の役割を果たした [55]．実際の，あるいは主観的な排除は暴力への強力な動機付けとなり，反乱リーダーが援用できる敵意のプールを作り出している [56]．極端な水準の暴力的犯罪にとって，階級間の不平等――排除や主観的な不正義という側面を伴っている可能性もある――は，民族的・地理的・宗教的なグループ間の不平等よりも重要なようである [57].

不正義と不公平はしばしばテロの動機付けとして指摘されている．侵略，占領，政治的抑圧，人権や市民的自由の削減などが，テロ組織が攻撃のために引き合いに出す論理的根拠の大部分を形成している．実証的な文献の多くはこのような要因の妥当性を認めている [58]．一部の学者は貧困とテロの関係を断定しているが [59]，他の多くの学者は貧困（あるいは教育の欠如）がテロにつながるという直接的な証拠はないとしている [60]．それどころか，一部の研究の発見によれば，テロ攻撃の犯行者は高等教育を受けた富裕層の可能性が高い [61].

個々人がイデオロギー・ベースのグループに参加する動機は，より高邁な大儀への信念と結び付いている可能性があるものの，このようなグループが地方の支持を獲得する能力も，このような高邁な話を不正義にかかわる地方の主張に関係付ける能力に依存している [62]．タリバンがパキスタンのスワート渓谷で支持を集めたのは，多種多様な地方の不満に

ボックス 2.8　人権侵害と将来の紛争リスク

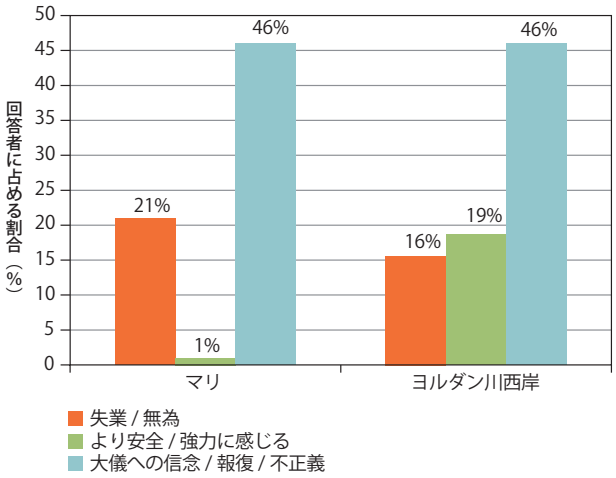
人権の改善は紛争リスクの低下と相関関係にあるか？　人権侵害が最近あった国は人権尊重という強固な歴史をもつ国と比べて，紛争を経験する可能性がずっと高い．政治的恐怖指標――非暴力的な政治活動にかかわる恣意的な拘留，拷問，行方不明，法的手続きを踏まない殺人などを測定する――でみて 1 段階悪化するごとに，翌年以降における内戦のリスクが 2 倍以上に上昇する．

多数の政治犯の拘留は内戦が再発する可能性を 2 倍に高める一方，法的手続きを経ない大量の殺人はそれを 3 倍に高める [50]．これは Walter によって次のように最もうまく要約されている．「このような結果についての妥当な解釈は，政府が抑圧や虐待を強化すると，そのような政府は頼りになる交渉相手ではないという不満とシグナルの両方を生み出す．これは政府による威圧的でなく説明責任のあるアプローチの方が，内戦のリスクを著しく低下させるということを示唆している」[51].

出所：Fearon 2010a; Walter 2010.

図 2.1　何が人々をイデオロギー的に過激な運動に参加させるのだろうか？

マリとヨルダン川西岸の回答者は，報復・不正義・大儀に対する信念をイデオロギー的な過激な運動に参加する理由として指摘していた．このような結果は失業や無為を参加の主因として指摘した，ギャングや反乱グループへの参加にかかわる結果とは対照的である（ボックス 2.5）．



出所：Bøås, Tiltnes, and Flatø 2010.

注：図はマリとヨルダン川西岸で実施された調査における，「何が人々をイデオロギー的な運動に参加させるのだろうか？」という質問に対する回答者の割合（%）を示す．調査方法は Bøås, Tiltnes, and Flatø 2010 に説明がある．

便乗し得たことが一因である．その不満には地方における法の執行や司法制度の弱さが含まれる[63]．過激なイデオロギー・グループは不正義や排除の話をしばしば取り上げるが，これは共鳴を得られるようである．マリとヨルダン川西岸では，過激な宗教グループに加入する場合，ギャングや反乱運動に加入する場合に比べると，「大儀と不正義に対する信念」がずっと重要であるとされている（図 2.1）．

つまり，安全や経済や政治に関連したストレスは暴力のリスクを高めることができ，これらが組み合わさって実際の暴力を促進する傾向にある．しかし，ストレスの実際の組み合わせや暴力的な紛争への経路は各国の事情に極めて固有的である．先に検討したように，最近の研究は，まだ揺籃期にあるものの，紛争を調停し暴力を削減するのに制度の重要性を指摘している．社会が制度を改革し，暴力に関連したストレスからみずからを隔離することに失敗した場合，暴力の反復的な連鎖というリスクに犯されることになろう．

制度的な正当性の弱さと暴力の悪循環

制度と暴力の関係の概念化については優れた研究が輩出している．歴史的な研究としては North, Wallis, and Weingast を初めとする多数，国家の抑圧的な能力に関する現代的な分析としては Fearon and Laitin，民主化のプロセスに関連しては Goldstone 他などがある[64]．政策世界でも国家建設と平和構築の関係に焦点が当てられている．これには OECD の紛争と脆弱性に関するネットワークや，その他の二国間・地域的・多国間の機関による業績が含まれる．Fearon，Walter および Hoeffler, von Billerbeck, and Ijaz が本レポートのために行った新しい研究は，国家 - 社会制度の特性や統治の成果が，暴力のリスクとどのように関係しているかを探求している（ボックス 2.9）[65]．一方，最近の研究で発見されたことは，制度の弱い国家は内戦および極端な水準の犯罪的暴力の勃発や再発について最大のリスクを犯している，ということだ[66]．このような研究はさらに拡張してテストされるべきであるが，総合的にみると，暴力を回避するには制度がまさに極めて重要であるという決定的な早期の証拠を提示している．

制度の能力と説明責任はともに重要である．制度の説明責任――例えば，人権や腐敗に関して上述した結果や成文憲法の存在で表明されている――は，その能力と同じくらい重要なようである．能力と説明責任は両方とも，安全・政治・経済のシステムに適用できる．例えば，政治学者は典型的には「説明責任」という言葉をプロセスないし政治的な代表を指すのに使うのに対して，経済学者は公的資金の責任ある利用と市民のニーズや苦情に対する感応度を指す用語として使う．このレポートでは，「正当性」は制度の感応度を指し，能力・包容性・説明責任の省略表現として使われている．正当性についてはいくつかの源泉が国家建設に関する文献で特定されている[67]．最重要なものは以下の通りである．

- **政治的な正当性（説明責任）と包容性**や，あるいは共有の価値観や選好を反映した決定を下すための信頼できる政治的なプロセスの活用は，すべての市民に平等に発言権を提供し，このよ

ボックス 2.9　制度と暴力のリスクに関する定量的研究

本報告書向けに，Fearon and Walter は世界統治指標（WGI）で測定した制度面すなわち法の支配，政府の有効性，腐敗の低さ，人権の強力な保護が，内戦の勃発および再発のリスクの低さと相関関係にあるかどうかをテストした．このテストはこのような統治指標についてこれまで実施されてきた詳細な統計的な検証を含んでいた．

高所得国の統治指標は総じて強固であったため，これまで研究者は制度的な弱さの効果を低所得の効果から区別することが困難であった．Fearon は国民所得の標本を制御して，「驚くほど良い」統治の国――1 人当たり所得が同じなのに他の諸国よりも統治の格付けが高い国――を特定することによって，この問題に接近した．暴力のリスクに対する統治のインパクトを特定する試みは，ある 1 時期における驚くほど良い，あるいは悪い統治が，後の紛争の勃発ないし再発と相関関係にある否かを確かめることで行われる．

Fearon の発見によれば，統治指標が「驚くほど良い」国は，統治の格付けがもっと控え目な他の諸国との比較では，今後 5-10 年間に内戦が発生するリスクが 30-45% 低い．制度を分析に追加すると，内戦の原因として所得よりも重要な要因になる．同じく，彼の発見によれば，制度は殺人を代理変数とする極端な水準の犯罪的暴力のリスクと強い相関関係にあり，1996-98 年に統治指標が良好であった諸国では，所得を制御しても 2000-05 年になっても低い殺人率を享受している．

Walter の発見によれば，内戦再発のリスクに対しても同じような統治のインパクトがある．正式な憲法――法の支配と正式な制度を通じた社会的価値感の表明という単純な指標――があれば，紛争再発の確率は 64%削減される．説明責任の指標はこの計算のなかでは能力の指標と同じくらい重要である．既述の通り，過去の人権侵害は将来の紛争リスクに対して特に強いインパクトを及ぼし，法の支配や腐敗の指標は官僚の効率性と同じくらい，あるいはそれ以上に重要である．

出所：Fearon 2010a, 2010b; Walter 2010.

うな決定の説明をする．これには市民に情報を提供することや，国家に対する苦情を含め，紛争や苦情を解決するための法的手段のメカニズムが含まれる．また，これには国際的な正当性も含まれるものと考えることができよう．これは国際法に規定されている国家による責任ある主権の行使といえる．

- **パフォーマンスの正当性（能力）**は，特に安全，経済的な監視・サービス，司法の提供を中心に，合意されている義務を国家が有効に遂行することによって獲得される．

最近の事件は，制度的な正当性のさまざまな側面がどのように紛争や暴力に関係し得るのかを例証している．中東・北アフリカの諸国は総じて比較的強固な制度的能力を有しているが，同制度は説明責任の指標では歴史的に得点が低かった．リビアなど一部の諸国では，制度はエジプトやチュニジアなど近隣諸国と比べて個人化されたままであり，地域・民族・部族ごとのグループ相互間の主観的な緊張度は高い．これがエジプトやチュジニアで変化を求める当初の要求が大体において平和裡に処理されたのに対して，リビアでは抗議が内戦にまでエスカレートした原因かもしれない．

外からのショックは類似していても，それが暴力につながる国とそうでない国があるのを説明するには，国によって制度の弱さと統治の不十分さがある点が役立つ可能性がある．外からの経済ストレスおよび食料価格の急騰と都市部の不安定性という古くからの連動を考えてみよう．2006-08 年の価格高騰期における抗議運動を政府の有効性に関するデータと重ね合わせてみると，暴力の発生件数は統治が弱い途上国でずっと多くなっていた（図 2.2）．

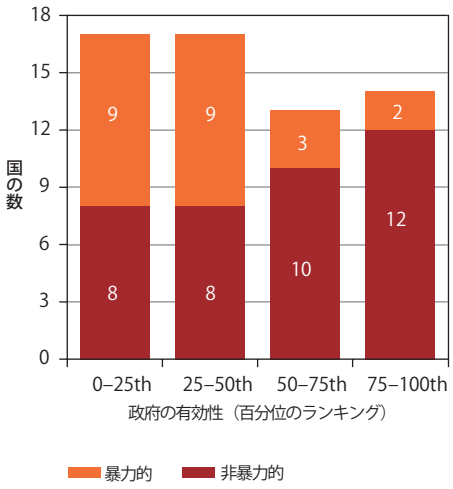
制度的な弱さと統治の暴力との重要な結び付きは，「脆弱性」という概念でとらえられている（ボックス 2.10）．制度の能力，説明責任，正当性が弱いことが，国家の脆弱性にかかわる多種多様な定義のベースにある．世界銀行は，例えば，脆弱な状況を特定するのに制度的な強さの指標を使っている．また，過去 10 年間には，「脆弱な状況」が開発や安全にもたらす意味への国際的な焦点が集まり，国家建設と平和構築の結び付きに焦点が当たった[68]．

正当な制度の欠如はなぜ反復的な暴力のリスクを高めるのか？

すべての社会がストレスに直面しているが，反復

図 2.2　食料価格の抗議および関連暴力は脆弱国家に集中している

政府の有効性が低い途上国は食料危機の際（2007-2008年）に，政府の有効性が高い諸国におけるよりも多くの食料価格抗議運動を経験した．そのような抗議の半分以上が暴力的になった．統治のスペクトルで下の半分に位置する諸国では，暴力的な抗議の発生率は上半分の諸国の 3 倍以上になっていた．



出所：Schneider, Buehn, and Montenegro 2010 が作成；食料抗議運動のデータはニュース報道から；政府の有効性に関するデータは Kaufmann, Kraay, and Mastruzzi 2010a から．

注：食料抗議運動は 2007-08 年の食料ないし農業関連の問題にかかわるストライキ，抗議，あるいは暴動と定義される．暴力的な食料抗議は物理的な力の利用を含んだり，負傷者をもたらしたり，あるいはその両方を含む抗議として定義される．

的な暴力に屈服しているのは一部の社会にとどまっている．失業，所得ショック，各種社会層間の不平等拡大，外からの安全に対する脅威，国際的な組織犯罪などすべては，暴力と因果関係がある可能性があろう．暴力の原因を特定するに当たっての分析上の問題としては，多くの諸国がこのようなストレスに直面しているものの，すべての諸国が実際に公然の暴力を経験しているわけではないことと，一部の諸国はそれを狭い地理的な地域，あるいは短期間に抑制していることが指摘できる．前述したように，特に反復的なものを中心に暴力に直面している諸国に共通しているのは，制度と統治の弱さについて不十分な追求がなされていることである．

正当な制度の弱さと暴力の因果関係は，人体の免疫システムと病気の関係にもなぞらえることができるかもしれない．制度が弱い国は暴力に弱い．それは免疫システムが弱い身体は病気にかかりやすいのと同じである．身体を健康に戻すということは，病気の治療だけでなく，病気と戦う身体能力の回復ということを意味する．これは制度的な正当性と統治が弱い場合と同様である．暴力は勃発するごとに原因が違うかもしれないが，社会がストレスに抵抗できない基本的な理由は，その制度があまりに弱くて平和的に調停できないところにある．したがって，暴力について耐久性のある解決をするには，個々のストレスに対処する以上のことが必要である．制度的な正当性についての基本的な弱さに対処する措置が必要なのである．

制度の転換を盛り込んでいない解決策は，問題を解決しないで単に延期するだけの可能性がある．歴史を通じて，強力なリーダー間の合意が大規模な暴力を防止するのに最も一般的な戦略であった．「私は私の武装した部下があなたの領土を攻撃することを阻止するから，あなたの部下が私の領土を攻撃することをあなたが阻止してくれれば，われわれはともに貿易や天然資源の売却で利益を得ることができる」．North, Wallis, and Weingast が指摘しているように，もしもこのような取り決めが強力なリーダーや組織にとって十分なインセンティブを生み出すとすれば，それは暴力を抑制することができる [69]．

しかし，そのような取り決めは経済を操縦する政治システムにつながるため，経済的なレントが安定性にとって必須の構成部分となる．残念ながら，そのような取り決めは個人的であり，特定のリーダーがまだ権力の座にあるか否かにかかわらず機能し得る非個人的な制度の発展に，あるいは市民の利害を保護する広範な統治の改善につながることは稀である．このような「エリート間の協定」は暴力に限度を設定することはできるが，この種の合意は環境が変化するたびに常に再交渉にさらされており，暴力の脅威は依然として存続するのである．

暴力が反復されるのは，非個人的な制度がなくて，エリート間協定のみでは変化に適合することが困難だからであろうか？　本報告書の制度的な相関関係に関する研究は新しく，正式な制度が弱い諸国がなぜ暴力の反復的な勃発を経験するかについては今後いっそうの研究が必要である．1 つの仮説は，このようなシステムは変化に適応することが困難だというものである．というのは，個人的なリーダーが死んだり権力を失ったりした時，あるいは新しい

ボックス 2.10　脆弱性，弱い制度・統治と暴力

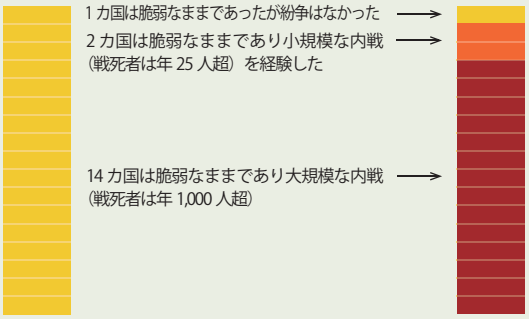
国家の脆弱性を把握するために，世界銀行を初めとする国際開発銀行は国別政策制度評価（CPIA）の枠組みなど，制度的な弱さにかかわる指標を利用している．CPIA 指標は，不完全ではあるが，重要な国家・社会の制度とそれが実施する政策の質と影響力を測定する試みである．CPIA で合計 3.2 点以下の低所得国は脆弱というコードが付されている．政治的・犯罪的な暴力の水準を直接測定するものは，指標それ自体のなかには何もない．下図が例証しているのは，システミックなストレスを吸収する制度的な能力や説明責任を欠いている諸国は暴力を経験する可能性が高いということと，そこから脱却したり，その影響を抑制したりする能力が低いということである．

1990-2008 年に脆弱なままにとどまっていた 17 カ国のうち 14 カ国は，下図にみるように同期間中に大規模な内戦を経験したが，2 カ国は小規模な内戦を経験するにとどまった [70]．換言すると，制度的な能力が弱い期間が長い諸国はほぼすべてが，組織的な政治的暴力を経験したということである．もちろん，この暴力が今度は開発を阻害し，さらに制度的な能力を侵食する可能性が高い（Collier 他 2003 が指摘した「紛争の罠」に類似している）．CPIA には政治や安全にかかわる制度や政策の直接的な指標は含まれていないものの，CPIA の得点で定義される「脆弱性」と大規模な組織的暴力の発生との間には驚くべき相関関係がある．CPIA は制度的な脆弱性を測定することによって，実質的に組織的暴力の存在ないしリスクを測定しているといえる [71]．

出所：Mata and Ziaja 2009.

脆弱なままの諸国は内戦を経験する可能性が非常に高かった

1977-1989 年に 5 年以上にわたって脆弱で，2009 年まで脆弱なままであった 17 カ国のうち



出所：WDR チームの試算．
注：本報告書を通じて，大規模な内戦は戦死者が年 1,000 人を超える紛争，小規模な内戦は同じく 25 人を超える紛争を含む．脆弱国は CPIA が 3.2 以下．
* 相関関係は $p<0.01$ で統計的に有意．

国内外の圧力が経済的ないし政治的な利益の配分について変更を余儀なくした場合，取り決めの再交渉が必要となるからである．さらなる考慮としては，このようなシステムは時間とともに不満の蓄積につながるという点がある．それはおそらく腐敗や圧政が海外からの非難と国内からの攻撃を招来するからである．その正しい対策は変化の世界的なペースが速まり，外からのショックに対する脆弱性が高まり，腐敗や圧政に対する耐久力が減少しているなかで，確かにより重要になっている．

制度派経済学は制度（公式・非公式なルール）が，経済的・政治的な主体（個人やグループや企業）の行動をどのように促進したり制約するかについて，幅広い理論と証拠を提供している [72]．本報告書は暴力へのインセンティブに対して対応する制度の役割に関して，次の 3 つの重要な仮説を提示する：

- **制度的な能力**．警察や防衛の能力が高まれば，その国家は反乱や組織犯罪のグループからの武力脅威を克服する力をもつことができる．もしも，ある個人が政治的ないし犯罪的な暴力を考

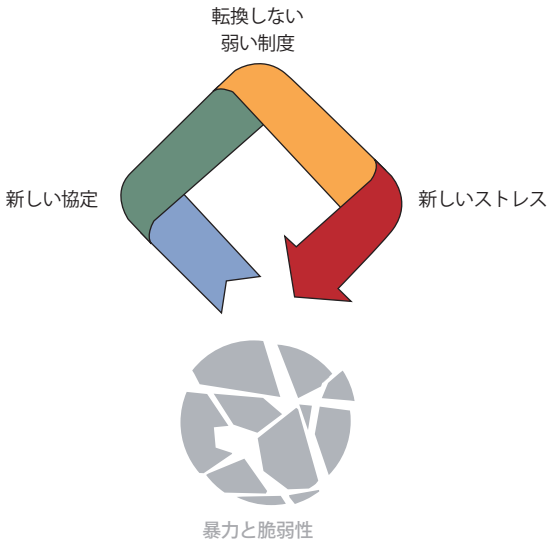
えていて，その国の治安部隊が諜報や威圧の能力に弱いという知識をもっていれば，その人は暴力的な選択肢を追求する可能性が大きいであろう．逆に，国の公式制度が地方で正義，教育，あるいは雇用を提供していない場合，それを提供してくれる非国家グループを――たとえ暴力的なグループであろうと――頼りにしよう，という大きなインセンティブを個人がもつようになろう．そこには社会や家族の絆も重要な国家的な能力になり得る．仮にある個人が国について何の誇りももっていないなら，あるいは家族やコミュニティが国法順守に何の価値も認めていないなら，その人が国家に対して武器を取ったり，犯罪活動に従事したりするのを制約する力は小さいであろう．しかし，国家の能力増大にはリスクを伴う．それは以下の場合である．一部のリーダーがうまく組織された治安部隊や経済制度から自己の利益に対する脅威を感じている場合や，市民が分断されて組織化されておらず，経済・司法・治安にかかわるサービスはすべての市民に平等に提供されるべきであるとの主張ができない場合は特にそうである．

- **包容性**．しかし，政府の能力だけでは十分とはいえない．本章で述べたストレスの多くは，すべての民族・宗教・社会グループが国家から平等なサービスを享受していると感じさせることに制度が失敗していることに関係している．仮に個人が属している地理的・民族的・宗教的なコミュニティが，政治的・経済的な機会（例えば，政治的な意思決定，官僚の指名，教育，保健ケア，社会的保護，インフラへのアクセス，事業機会など）から疎外されていれば，その人は反乱や犯罪に訴えることによって失うものは多くない．説明責任のある包容的な政治的・社会的・経済的な制度があるなら，さまざまな階級や民族的・宗教的・地域的なグループの間の抗争を平和裡に調停することができる．各当事者は意思決定に十分関与し，要求に耳を傾けてもらい，権利は保護されていると確実に感じることができる．しかし，分断され組織化されていないグループについては人々は包容される可能性が低い．まさに，そのような分断そのものが政治制度による虐待を助長してきた理由でもあろう．
- **積極的な侵害と制度的な能力**．仮にある個人ないし家族員が拷問を受けたり，恣意的に監禁されたり，あるいは腐敗した役人に食い物にされたりすれば，その人は犯罪あるいは反乱の生活に入ることによって，負傷やさらなる監禁のリスクを犯しても失うものはほとんどない可能性がある．説明責任のある治安部隊や政府機関は，不満を煽り暴力的な反抗のインセンティブを生み出しかねない人権侵害や腐敗を回避することができる．

暴力をコントロールするのにエリート間協定，威圧，庇護に依存している社会は，悪循環を反復するリスクを犯している．戦闘を終結させようというエリート間の合意が，国家社会の制度の転換や統治成果の改善という結果につながらない場合，そもそも戦闘を引き起こす原因となった同じストレスに対して弱いままである．このような状況下では，力の均衡を変化させるいかなるストレス――リーダーの死亡，外からの治安上の脅威，経済的・人口動態的な圧力など――でもいっそう暴力のリスクが高まる．ある時点でこの暴力は別のエリート間協約を通じて終結するだろうが，もっと幅広く深い制度的な転換がなければ，循環は繰り返すだろう（図 2.3）．時間とともに悪循環は脱却がますます困難になるだろう．連続的な暴力の勃発がさらに制度を弱体化し社会資本を破壊するからである．子供たちが犠牲者ないし暴力の証人として，または，もっと悪いことに，子供戦闘員になることを強制されて犯行者として虐待された諸国では，永続的なトラウマと失われた人的・社会的資本が将来の社会の進歩にとって障害となる [73]．

このような社会にとっての挑戦課題は反復的な暴力の悪循環からの脱却である．歴史的には，大規模な暴力事件がすべての人間社会の特徴であった．この循環は社会が暴力を調停し統制する集団的な制度を見出すまで繰り返されることが運命付けられている．この悪循環からの脱却が本報告書の残りの部分の焦点である．

図 2.3　暴力・エリート間協定・弱い制度の悪循環と反復的な暴力に対する脆弱性



フィーチャー 2　ネパール：ストレスと制度と暴力及び正当性

第 2 章では，国内外のストレスは有能で正当な制度によって迎え撃たないと，組織暴力が発生する可能性が大きくなると主張した．暴力の性格の変化と直面したストレスの強度や種類にもかかわらず，ネパールの制度がもっている脆弱性と疎外性を考えると，表 1 にみるように，紛争の再発リスクに引き続き無防備なままである．

表 1　ネパールの相互に結び付いているストレス

ストレス	対内的	外部的
治安	・ 治安部隊に対する不信 ・ 免責の文化 ・ 暴力・トラウマの後遺症 ・ 正当な治安部隊の欠如と公然の治安危機	・ タライ地方における国境をまたぐ犯罪 ・ 難民
経済	・ 低所得，失業 ・ 電気・食料・燃料の不足 ・ 腐敗とゆすり	・ 洪水・その他自然災害 ・ 価格ショック
政治	・ 民族・性差・カースト・地域による疎外 ・ 機関における機会へのアクセスや代表にかかわる差別 ・ 人権侵害	・ 国内問題への地域的・国際的な関与

出所：Thapa 2010; Sharma 2008; Jha 2010.

政治的なストレスとエリート政治の継続

封建制度というのは権力と富を非常に少数の人々に限定することを企図した統治のシステムである．ネパールの紛争は同国の封建的な過去と決別して，もっと包容的で開放的な社会に移行する戦いに根差している．ネパールは 100 以上の民族グループ，92 の言語，グループ別の機会や達成度を規定するカースト制度の故郷となっている．最も虐げられたグループがネパールの人口のうちほぼ 70％と大多数を構成している [74]．

ネパールの最近の歴史は同国のエリート層と，自分たちは国の世襲財産と制度から排除されていると信じているグループ・階級・民族との間の持久戦であるということができよう．ネパールの近代は新たに独立したインドが支持した政党の連合によって，独裁的なラーナー王朝が打倒されたことをもって 1950 年に始まった．この措置は憲法の枠組み内においてネパール君主の権限を回復し，民主政治の時期を招来した．しかし，議会と宮殿の権限配分については争いがあり，1960 年にはマヘンドラ国王が議会を解散し，行政の全権を掌握し，「政党のない」パンチャーヤト（村会）制度を導入した．ネパールのナショナリズムは支配エリート層をモデルにしていた．1 つの宗教（ヒンドゥ教），1 つの言語（ネパール語），独裁的なパンチャーヤト制度が反対を抑制したのである．

この政治的な解決策は 1990 年まで民主化を求める圧力にもちこたえた．その年，左派政党と民主政党の連合がリードし，国際社会によって承認された初めての人民運動が，ビレンドラ国王にオープンな国政選挙を復活し，王権の激減を受け入れることを強制した．議会政党や左派政党の連合による一連の政府が続いたが，どれも近代化，公平な経済成長，広範な社会的正義を公約した．にもかかわらず，この運動を受けて政権についた政党は世論の信頼を維持することに失敗し，政党の少数のエリート層を頼りにして新憲法を起草し，ヒンドゥ教の優越性と引き続き国王の統制下に入る軍隊を維持したのである（表 2 参照）．

有意義な変化に対する高い期待が幻滅に変わるなか，毛沢東派のネパール共産党 [75] は同国の「社会的・経済的な転換」を実現するために，1996 年 2 月，人民戦争を打ち出した．毛沢東派はネパールの政治構造から長らく取り残され，社会経済的な機会が欠如していた地方の虐げられていた人々から支持を集めた．2006 年，毛沢東派の運動は政党と力を合わせて国王を追放し，「新しいネパール」を創設した．2006 年 11 月に包括的和平合意が調印されると，毛沢東派と政党は民主的な移行とネパールの伝統的な構造の改革を公約した．それにもかかわらず，調印後になって

表 2　ネパールの管理職レベル国家公務員のカースト / 民族グループ別構成（%）

カースト / 民族	1984–85	1988–89	1992–93	1996–97
バフン・チェトリ	69.3	69.9	80.5	83.1
ネワール	18.6	18.8	10.7	9.4
非ネワール・ジャナジャティ a	3.0	1.6	2.5	1.7
マデシ	8.5	9.0	5.3	5.5
イスラム	0.6	0.2	0.6	0.2
ダリト	0	0.5	0.4	0.1

出所 Thapa 2010.
a. ヒンドゥ征服以前の民族グループ分け.

も，選挙による憲法制定会議はほとんど進展しなかったため，少数派グループはカトマンズのエリート層主導による政治の継続にますます欲求不満を感じるようになった.

2007 年，ネパールの南部タライ地方一帯に居住するマデシ人のグループは，連邦制のネパールを通じた地域的な自治を要請し始めた．それはこれ以降注目を集める概念となった．しかし，民族的な連邦制が，国家の統一性，少数民族の保護，行政機能などに及ぼすインパクトに関しては疑問が残っている.

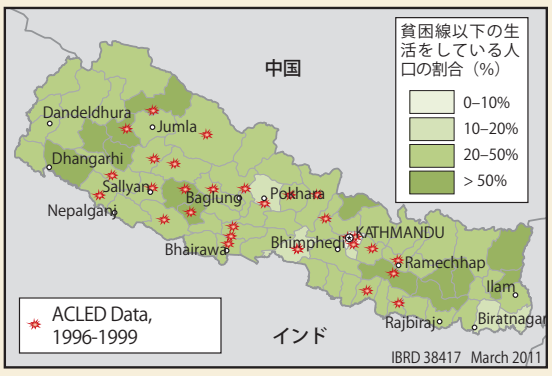
治安上のストレスと治安及び司法の制度についての脆弱性

毛沢東派の運動はネパールで新たな意識を高めた．しかし，同運動の戦術――威圧，威嚇，ゆすり―はネパール社会に深い傷を残した．毛沢東派は地方全体にわたり，少額裁判所や人民解放軍など国家制度と並行的な治安・司法の構造を設置した．ネパールの 10 年間に及ぶ内戦（1996-2006 年）の間に，両サイドが犯罪や人権侵害への対処に失敗したため，市民は警察，武装警察，社会で顕著なグループで構成される軍隊に不信を抱き，その不信は治安部隊の指導層の地位に弱者グループが代表されていないことで倍加されるようになった．ネパールの政治的な既成体制はその戦略的な立地を考えると，対外関係を非常に精妙に管理しなければならなかった．多数の主体，競合する利害や要求に加えて，ネパールと近隣諸国との間の長い穴だらけの国境が，複雑さにいっそうの輪をかけている.

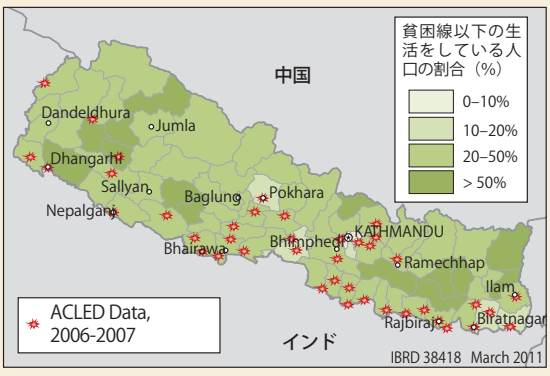
このような背景のなかで，ネパールの不安定性は毛沢東派の暴動から日和見的な暴力や犯罪に変移していった．この無法感は南部タライ地帯で最も鮮明であり，政府は 100 以上の暴力グループや犯罪ギャングを特定している（地図は暴力の震源地が毛沢東派による暴動期における中部山岳地帯から，南部タライ地帯における犯罪にどのようにシフトしていったかを示している）.

地図 A　ネパールにおける政治的暴力の震源地シフト

a. 暴力事件（1996-99 年）



b. 暴力事件（2006-07 年）



出所：Raleigh 他 2010.
注：ACLED ＝ Armed Conflict Location and Event Database.

経済的な困窮と疎外

ネパールは南アジアではアフガニスタンを除き最貧国にとどまっている．1990 年代半ば，数十年に及ぶ「開発」の後にもかかわらず，ネパールの人口の 42％は依然として国際的に確立された絶対的な貧困水準を下回る暮らしをしていた．しかし，この数字は 2003-04 年には 31％にまで低下した．その主因は湾岸諸国，インド，マレーシアで働く若者からの送金にあり，それがネパールの最近の力強い GNI 成長（2008 年度 5.3%，09 年度 4.7%）の約半分を占めた．皮肉なことに，この成長の一部は内戦の暴力からの逃避で拍車がかかった．

もっと最近では，政治的な不安定性とゆすりを背景に，タライ地帯からの投資引き上げやその他の地域に対する投資家の躊躇が生じている．農村部からの移民流入とエネルギー需要の増加に見舞われているカトマンズも，頻繁な計画停電があって経済活動が混乱を続けている．2008 年に政府は停電が 1 日当たり 16 時間継続するということで，全国的な電力危機を宣言しなければならなかった [76].

暴力に対する脆弱性継続

制度の発展と平和構築における若干の進展にもかかわらず，ネパールは暴力や脆弱性の多種多様な側面に対して脆弱なままである．第 1 章の表 1.1 では，多くの脆弱な国家ではいかに多種多様な暴力が併存しているかを示した．それをネパールに応用すれば次の通りである（表 3）.

表 3　ネパールの多種多様な暴力（1960 年 - 現在）

地方ないし国内地域のグループ間暴力	「通常の」政治的な暴力（国家権力，自治，あるいは独立を求める抗争）	地方的な犯罪ないしギャング関連の暴力	国境をまたぐ犯罪ないし暴力を伴う違法取引	国境をまたぐイデオロギー的な関連をもつ地方の紛争
土地・政治力へのアクセスを巡る「抑圧された」グループ間の紛争 1996-2006 年の人民戦争（内戦）を下支えしていたカースト・民族の疎外 地域主義と 2007 年のタライ運動	パンチャーヤト体制・反動的な監禁・人権や政治的権利の拒否に対する密かな反対 1990 年の人民運動 I 1996-2006 年の人民戦争 2006 年の人民運動 II 2006 年後の政党関連のゆすりや威嚇（共産青年同盟の活動）	タライ地帯におけるギャング・ベースのゆすり，窃盗，密貿易，2006 年以降暴力水準の大幅増加	1960 年代以降の人的違法取引（売春） 1960 年代以降のヘロイン積み替え 2006 年以降の木材違法貿易・アヘン栽培	1960 年代以降の革命左派と「毛沢東派」の相互交流

出所：WDR チーム作成.

悪循環を脱却する

包括和平合意を受けて，広範なベースの憲法制定会議が創設され，それがネパールの多数の民族・カーストのグループの間で，政治的・経済的な力をより公平に配分する新しい解決策の創出に貢献している．このプロセスはネパールの政体の性格を広げ，同国の歴史を支配してきた高カーストのエリート層による競争を超越する重要な試みである．一連の多かれ少なかれ排他的なエリート間協定から，国家についてもっと浸透性がある包容的なアプローチに向けた否定できない進展はあるものの，現在の無法状態を削減し，政治的な暴力事件を防止するためには，より広範な連合の創設，国家制度の転換，すべての市民向けに政治・安全・経済について改善された成果を実現するプロセスが必要である．

出所：Thapa 2010; Sharma 2008; Jha 2010.



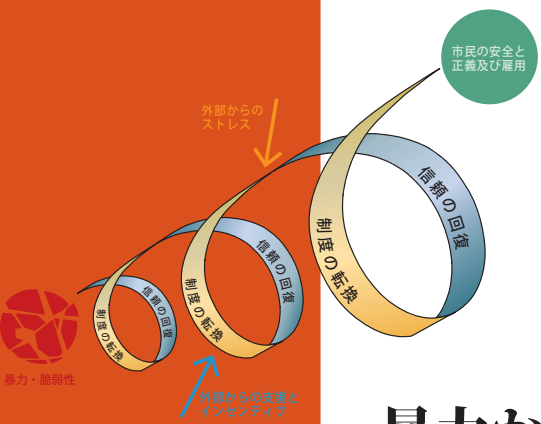
PART Ⅱ

国家的・国際的な対応からの教訓

本章では各国がどのようにして脆弱性の悪循環を脱却し，特に市民の安全と正義，及び雇用の分野において，信頼の醸成と制度的な転換の好循環に移行してくかにについて述べる．本報告書の枠組みは，拡張してくるスパイラルとして提示されている．というのは，そのようなプロセスは当該国が多くの移行の動的要因を出し入れしながら，時とともに反復するからである．たとえ当座の優先事項が一組解決されたとしても，他のリスクが出現してきて，制度的な強靭性を補強するための反復的な措置が必要になる．このプロセスが終わる点には少なくとも一世代はかかるだろう．このような努力を実施している社会は広範で執拗な不信からの後遺症に直面しており，挑戦課題に取り組んだり，公共財を提供したりする集団的な措置が極めて困難になっている．当該国のために部外者が信頼を回復したり制度を転換したりすることはできない．なぜならば，そのプロセスは対内的なものであり，各国が牽引しなければならない．しかし，各国が平和を回復し，地域的・国際的な不安定性を削減するのを手助けすべく，国際的な主体は外からの支援やインセンティブを提供して，外からのストレスを削減するのを後押しすることができる．



CHAPTER 3



暴力から強靭性へ：信頼を回復し制度を転換する



制度の転換はなぜそれほど困難なのか

力関係の変化とそれを巡る競争はあらゆる社会の恒常的な特徴である．制度の転換期における激しい社会的な対立に関しては何も異常なところはない．その時，力と富の配分にも変化が生じるのが普通である．そのような対立は社会の発展のある時点で終わるものではない．民間銀行に対するアメリカ政府の支援や保健のケア提供における国家関与の増大は，ヨーロッパにおける金融危機のインパクトがもたらした公共部門機能に対する最近の転換と同じく，激しい論争を巻き起こしている．換言すると，変化や転換というのはどんな場合でも議論を呼ぶし苦痛を伴うものなのである．しかし，一部のグループに一時的な損失が生じても，国益のためにそういう変化を成就させる社会があるかと思うと，それがもっと困難な社会もある．

暴力の影響を受けている国家にとって，制度的な転換が特に困難なのはなぜだろうか？

20 世紀半ばに戦争から回復した多数の諸国は，ほとんどのヨーロッパ諸国と日本を含め，自国の制度を速やかに円滑に転換した．しかし，それら諸国には国家制度の発展という長い歴史と高水準の物的・人的な資本があった．また，同諸国が直面していたのは対内的な暴力ではなく，外との戦争であった．対内的な暴力の影響を受けている現在の中・低所得国は，次の３つの理由からもっと大きな挑戦課題に直面している．第１に，変化に関する最初の合意を打ち出すことが困難である．というのは，エリート層がお互いを信頼しておらず，ほとんどの人が国家を信頼していないからである．第２に，合意を維持することが困難である．というのは，制度的な変更は短期的に暴力のリスクを高めるからである．これは権力ないし経済的利益を失うグループから政治的な反発が生じるためである．第３に，各国は孤立して存在しているわけではない．制度的な転換という脆弱な期間中，各国はその進展を圧倒しかねない外部からの治安上の脅威や経済的ショックに直面する可能性がある．このような挑戦は物理的・制度的・人的な資本が比較的低い時には克服が困難となろう．

信頼は低いが期待が高まっているなかでの挑戦

脆弱な状況下で最初の移行を打ち出すのはむずかしい．信頼が低く，約束を実行する能力が低いからである[1]．暴力の影響を受けている国は，国家と市民の間にある程度安定した社会契約の長い歴史を有する国よりも，不信がより一般的である．このためさまざまな形の協力が困難になる．これにはそもそも暴力を引き起こすストレスに取り組む措置も含

ボックス 3.1　脆弱国家における非現実的な期待は発展にとって障害となる

暴力の影響を受けた諸国における不信の後遺症がもたらすインパクト

不信の後遺症があるため，重要な主体が新しい政治的なシグナルや新しい公共プログラムに期待通りに反応しないことがある．アフガニスタンの事例を考えてみよう．市民はタリバン，政府，NATO のいずれかに味方する，あるいはいずれにも味方しないことのリスクを計算する必要がある．

このような決定をするに当たって，個々人は他人がどうするかを考慮しなければならない．彼らの思考プロセスは次の通りであろう．「タリバンに関する情報を当局に提供するという私の決心がもたらす結果は，私の周辺の他人がどうするかに依存している．もし私の隣人が協力しなければ，当局はコントロールを失うので，私が当局を助けるのは気違い沙汰であろう．したがって，私はタリバンを支持しているわけではないのに，彼らを助けた方が身のためだということになる」．麻薬違法取引業者に関する情報の提供に関しても同じことが当てはまるだろう[2]．

すべての制度変更には多くの人々の調整された行動が必要になる．例えば，戦闘作戦における政府の敗北は 1 回でも，それが広く知られていると，一般大衆による支持の大規模な喪失につながることがある．1 回限りでも広く知られた汚職事件があれば，期待や政治的・経済的な言動について大きな変化を引き起こしかねない．

脆弱国家と非脆弱国家における期待と信頼

ラテンアメリカとアフリカについての 280 件の調査を分析すると，脆弱国家と非脆弱国家では市民の信頼に顕著な違いがあることがわかる．結果が示しているところによると，脆弱でもなく紛争にも影響されていない諸国では，警察・司法制度・議会に対して高水準の信頼がある．これは隣人や政府に対する信頼の国別相違を探究した最近の研究と整合的である．

単純に言えば，人々の期待は脆弱国家では将来に関してしばしば間違っている．経済的な改善と実際の経済成長の期待にかかわるデータを使った各国を横断する単純回帰分析が示唆しているところによると，非脆弱国家では，経済が向こう 12 カ月間に取る方向に関する人々の期待は，実際の結果と有意な相関関係にある[3]．しかし，脆弱国家ではそのような相関関係はない．「経済見通しは向こう 12 カ月間で改善するか？」という質問に対する回答は，その後の経済に起こることと何の関係もない．これは重要である．なぜならば，経済学や政治学におけるすべての合理的期待理論――およびそれに連動した政策決定――は，人々には将来に関して判断を下すためのある程度情報に基づいた能力がある，ということを前提にしているからである．

脆弱で紛争の影響を受けた諸国における政府制度に対する信頼が低いということは，前向きな変化を打ち出そうとしているリーダーにとっては手強い制約になる．状況をいっそう複雑にしているのは，国の政策立案者からの運営上の経験や情報が，第 2 のまったく違ったバージョンの期待問題を強調しているということである．それは政治的な期待や変化の時期には大衆の期待が過度に膨らむということである．政府はこれに繰り返し遭遇している．和平合意の調印やドナー誓約会議は急速な変化が起こるという情熱・期待の波を生み出す．通常は不可避的であるが，バブルが破裂すると，政府は信頼性の喪失をたちまち経験することになるだろう．

もし政策立案者がこのようなダイナミクスを理解していれば，シグナルを期待に沿うような形に工夫することによって，変化を求める世論の情熱を自分の方に有利に活用することができる（第 4 章）．不信が大きい場合には，非常に強いシグナル――当然ながら非常に高価なシグナル――を送る措置を取らなければならない．いくつか実例をあげれば，ブルンジにおけるように，元反乱者を国軍組織に統合することや，南アフリカにおけるように，かつての敵対者である白人公務員に提示された，「サンセット条項」を通じた長期雇用の保証がある．さらには，しばしば第三者を保証人として使って，約束を拘束力のあるものにする方法を発見しなければならない．

出　所：Braithwaite and Levi 1998; Hoff and Stiglitz 2004a, 2004b, 2008; Schelling 1971, 1978; Axelrod 1984; Nunn 2008; Nunn and Wantchekon 近刊.
注：ここで報告した脆弱国と非脆弱国の間における信頼や期待の相違は 5% 水準で統計的に有意である．このような相違は非脆弱性の定義が国別政策制度評価（CPIA）で 3.2 以上か 3.8 以上かにかかわらず有意であった．

ボックス 3.2　時期尚早の荷重負荷

公的な政策（ないしプログラム）を実施するには，官吏がある一連の基準に基づいて措置を取るということが必要になる．例えば，税制の実施には支払うべき金額の評価にかかわるルールにしたがって，（売上，所得，有税の輸入品，財産価値などにかかわる）税金を徴収するということが必要である．調達には規定された手続きにしたがって入札を評価することが必要で，その後に落札が続く．官吏の最善の利益と官吏がすべきこととの間に大きな乖離がある場合，改革のプロセスで時期尚早の荷重負荷が生じ得る．

例えば，改訂関税コードの実施に際し，もし関税が非常に高いと，輸入業者は支払い額を回避（ないし削減）するために，関税吏に袖の下を提供する可能性が出てくる．関税が高いほどシステムに対する圧力が大きくなる．しかし，意図されている使途に基づき免税がある複雑な関税コードも同じ効果をもたらす．ケニアやパキスタンでは，徴収された関税率は公式関税率が約 60%になるまでは一緒に上昇した（1 対 1 の対応ではないが確かに上昇した）が，その後は徴収率の上昇が止まっていた．その水準をすぎると，関税率がさらに上昇しても公式率と徴収率の齟齬が大きくなるだけであった．関税率の上昇に伴い，輸入業者が関税を回避するために支払う額も増加し，したがって，関税吏を脱線させる誘惑も大きくなる．換言すれば，複雑性と曖昧性を受けて輸入業者との共謀が容易になる．この場合には，低い一律の税金の方が作り出される組織上のストレスは小さくなるだろう．

このような同じ配慮は警察から司法，公共財政管理，教育に至るまで，広範な国家活動に当てはまる．課題ごとに多種多様な組織面で荷重負荷の圧力や，組織の基準から逸脱するさまざまな誘因が生み出される．このような圧力が能力を圧倒し，インセンティブが調整されていないとシステムは崩壊する．

ストレスが個々の構成部分にかかるとシステムは崩壊することがしばしばである．圧力はパフォーマンスの非線形的な低下をもたらすことがある．1 人の官吏のパフォーマンスが周辺の他の大勢の官吏に依存している多くの組織の場合，わずかなストレスが全面的な崩壊をもたらすことがある．一例は，新たに発見された石油の代金使途について政府の説明責任を高めるために設立されたチャド大学である．石油収入から政府の資金調達配分を確保し，評価し，それに関して意見を提供するのに，地元の市民社会に大きく依存するメカニズムであった．その方式は市民社会に高い能力がある環境下で，政府の市民に対する開放性と説明責任の伝統が確立しているところではうまく機能する．しかし，ストレスの下では，市民社会グループは政府の説明責任を問うことができずにメカニズムは崩壊した．

出所：Pritchett and de Weijer 2010; Kaplan 2008; Lund 2010.

まれる．事態の進展に関して説得力のある実績がなく，情報も不足していると，個々人が簡単に抱く期待はあまりに低いか（変化の肯定的なシグナルに無反応），あるいはあまりに高いか（非現実的な期待を抱いて容易に幻滅する）のいずれかになってしまう（ボックス 3.1 参照）．

実現する制度的な能力が低いことが信頼をさらに低下させる．信頼が低い環境下では，真の変化にかかわる強力なシグナルが必要である．ところが，変化を実現する能力は統治指標の得点が低いほとんどの社会では弱い[4]．改革が失敗するさらなる理由としては，制度に対する「時期尚早な荷重負荷」がある．つまりあまりに多くの要求と期待が短期間のうちに制度に課される．それが実現できないと，信認と正当性の喪失が生じる（ボックス 3.2 参照）．

改革のプロセス自体には短期的な治安上のリスクがあるかもしれない．ある研究が示唆しているところによれば，独裁的な支配から民主主義へのシフトは，内戦リスクの上昇や犯罪的暴力の増加と相関関係がある[5]．サービスの分権化や叛徒や不法取引業者との戦いなど，あまりに多くの改革をあまりに性急に取り上げると，反発や信頼の制度的な損失リスクを犯すことになる．改革が急速すぎると，紛争後社会の主体にとってはお互いに信頼できる公約をするのが困難になる．なぜならば，改革が「力の均衡」にどう影響するか誰もがわからないためである．選挙は脆弱国ではしばしば「勝者独り占め」のイベントとしてみられており，敗者から強力な反発を喚起することがある[6]．また，仮に不利だったグループないし地域が改革によってエンパワーされると，既存の権力者はその結果として権力を幾分か失うことになる．経済的な構造改革は経済的なアクセ

スと機会のバランスを変化させよう．腐敗防止に向けた努力は固定化した利益，時には非常に強力な利益を攻撃する．ここでのポイントはそのような改革を試みることは誤っているということではない．そうではなく，リスクを警戒し，それに応じて改革の設計を適合させ，国家が約束を実行できるよう確保すべきなのである[7]．

最近の暴力の歴史でこのジレンマが鮮明になっている．治安や法の有効な支配が欠如している社会では潜在的な改革者は次のように考える可能性があろう．すなわち，改革は自分の生命をリスクにさらすため，変化を先送りしたり回避したりする原因になることもある．コロンビアにおける 1983-93 年の「麻薬テロリスト」の時代，カリとメデリン（ともに都市名）の麻薬カルテルは自分たちに反対しているとみられる推定 3,500 人の大統領候補者，政治家，司法関係者，政府高官などの暗殺を命令した[8]．保護を必要とする人々にとって，暴力の後遺症が国家の有効性に対する信念を蝕んで，改革に対する支持を弱めている．暴力を考えている人々にとっては，免責の可能性が暴力的な手段を喜んで用いるということを後押ししている[9]．改革がどのようにして暴力を喚起するかについての説得力のある例は旧ソ連における体制移行の経験であり，そこでは国家が広範な改革を実施するなかで殺人率が急騰した（ボックス 3.3 参照）．

外からのストレスに対して脆弱性からどう挑戦するか

制度が弱い諸国では外からのショックに対して不釣合いに弱い．深刻な外からのショックはかなり強靭な制度でさえ圧倒することがある．世界的な金融危機を抑止するための緊縮措置の結果として，2010 年にヨーロッパ各地で勃発した社会不安や，世界の麻薬違法取引にかかわるパターンの変化がもたらした統治への攻撃をみるとよい．OECD 諸国におけるように，制度がしっかり確立していて，ある程度安定的であれば，外からのショックは吸収できるだろうが，それでも改革の計画は影響を受けるだろう．第 2 章では，最近の食料価格危機の時期に，脆弱な諸国ではそうではない諸国と比較すると，より多くの食料抗議運動と暴力を経験したことを示した．同様に，最近の研究が示唆するところによれば，自然災害のインパクトは脆弱国においてはより顕著である[10]．脆弱国は災害の影響に弱いだけでなく，災害や外からのショックによって制度的な転換を阻害されることもある．2010 年初めの破壊的な地震後のハイチでは，有望な分野でそういう事態がみられた[11]．

暴力を脱して強靭性を発展させる

困難を考えると，各国は一体どのようにして暴力を脱して制度的な強靭性を達成したのであろうか？

このような経路は十分に研究されておらず，本報告書もほんの一部の答えしかもっていない．以下に示す枠組みでは，脆弱で暴力的な状況と安定的で発展している環境の間にはいくつかの根本的な相違があるということが示唆されている[12]．第 1 は，幅広い制度的な転換に乗り出す前に，集団行動に対する**信頼を回復**する必要性である．第 2 は，**市民に安全[13]と正義，及び雇用を提供する制度への転換**という優先課題である．第 3 は，**外からのストレスを削減する**ための地域的・国際的な措置の役割である．第 4 は，**必要とされている外部からの支援の特殊な性格**である（図 3.1）．

枠組みは暴力に関する「壮大な理論」や，暴力防止を理解する唯一の方法を示そうと意図したものではない．しかし，第 1 章と第 2 章で説明した研究や各国の経験のレビューに依拠して，行動のための有益な組織構造を提示したものである．第 1 に，長期的にみて暴力と暴力の再発を阻止するためにはどうすべきか，に関する体系的な思考方法を提示している．まさに，各国の改革者や国際機関にとって最も適切な質問――制度重視を前面に押し出す質問――は，実際的に，「われわれには暴力を防止するために何ができるか？」ということであろう．第 2 に，この枠組みはさまざまな学問分野における暴力理論と両立する（ボックス 3.4）．第 3 に，危機管理から安全と正義と経済の面で制度的な転換に動くという挑戦に焦点を当てることによって，政治と治安と開発に携わっている機関だけでなく，地方や国家や国際的な主体の思考を一堂に会することができるであろう．

枠組みが示唆しているところによれば，開発では総じて重要とされる制度的な転換と良い統治は脆弱

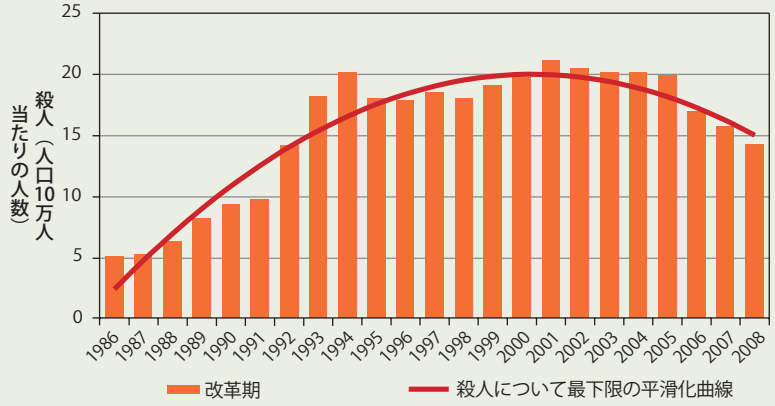
ボックス 3.3　制度転換が急速な時期には暴力が増加することがある

1980 年代後半，ソ連ではミハイル・ゴルバチョフによるグラスノスチ（情報公開）とペレストロイカ（改革）のイニシアティブの下で，重要な経済改革が実施された．その結果として，深刻な失業やそれまで包括的であった社会福祉体制の事実上の崩壊，多くの公共サービスの急激な縮小などが生じた．この後，ソ連の独立共和国への分裂と複数政党制の導入が続いた．この混乱期に付随した殺人の増加は，1993 年に人口 10 万人当たり 18 人，2001 年には再び同 20 人でピークを打った（図を参照）．改革が成果を上げつつあった 2000 年代になると，社会不安は後退し殺人も減少し始めたのである．

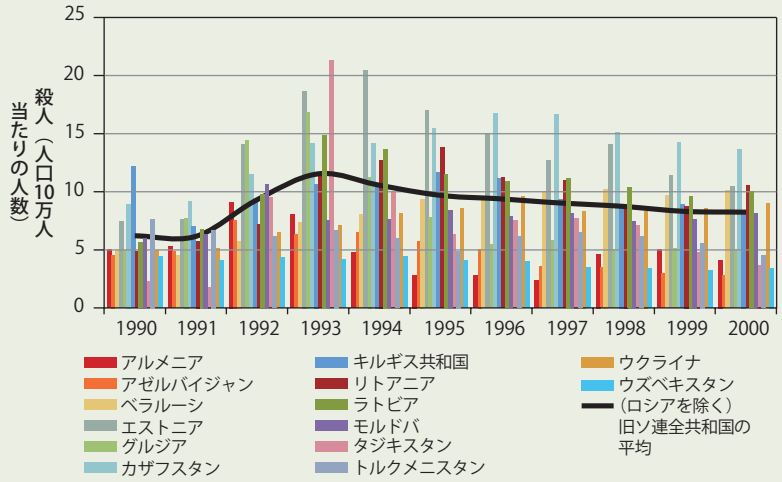
混乱期における殺人：ソ連の例

ソ連の解体と 1990 年代の急速な改革を受けて，ロシアでは殺人率が上昇した．この現象はロシアだけに固有なものではなかった．ほぼすべての旧ソ連の共和国では，1990 年代前半に殺人が増加した．

a. ロシアの殺人率（1986-2008 年）



b. 旧ソ連の共和国における殺人率（1990-2000 年）

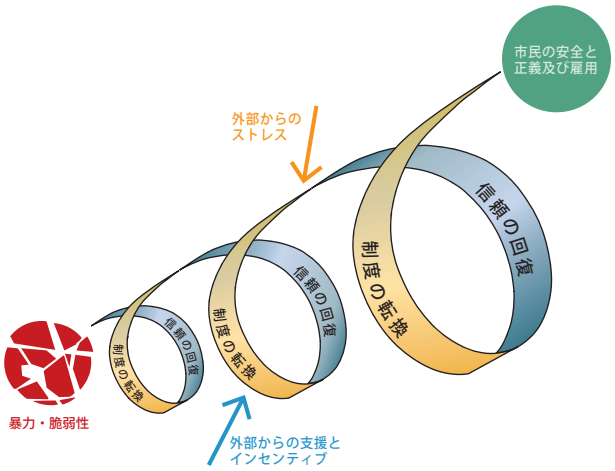


ほとんどの旧ソ連共和国はソ連解体を受けて殺人の急増を経験した．特に顕著なピークは以下の諸国でみられた．エストニア（1994 年に 20 人），グルジア（1993 年に 17 人），カザフスタン（1996 年に 17 人），タジキスタン（1993 年に 21 人）．トルクメニスタンとウズベキスタンを除くすべての諸国で，殺人は 1990-1994 年に増加した後，減少を示した．ただし，2000 年の平均殺人率は 1990 年の水準を凌駕したままであった．また，2010 年末時点で殺人率が 1990 年水準を下回ったのはわずか 2-3 カ国にすぎない．

出所：The PRS Group 2010; World Bank 2010n; WDR チームの試算．

図 3.1　WDR の枠組み：制度的な強靭性を強化するための行動の反復的な循環

WDR の枠組みは拡大を続けるスパイラルとして提示されている．というのは，このようなプロセスは各国が多種多様な移行期を通過しながら時間の経過にしたがって反復するからである．一連の目先の優先課題が解決されたとしても，他のリスクや移行動因が出現して，制度的な強靭性を強化するためには行動の反復的な循環が必要になる．下の矢印は外部の支援やインセンティブがこの国家主導のプロセスを後押しすることができ，上の矢印は外部のストレスがそれをどのように脱線させることができるかを例示したものである．



出所：WDR チーム．

な状況下では作用が異なる．目標はもっと焦点が絞られており，暴力の反復的な連鎖防止にとって直接的に重要な制度に転換するということである．制度的な変化のダイナミクスも異なる．最近の適切な例は，外部からのストレスと歴史的にみた制度面でのチェック・アンド・バランスの弱さを組み合わせたものが引き起こした今回の金融危機であろう．そのような場合，危機を管理する国家リーダーの能力に対する信頼を回復するためには例外的な努力が必要である．過去との本当の決別を意味する行動や，そのリーダーの行動を堅持し逆転はあり得ないと証明することを通じて，その努力を遂行しなければならない．危機の再発を防止するためには，それを引き起こした制度や統治の基本的な弱さに取り組むべき協調的行動が必要になるだろう．しかし，各国と国際的な両方の利害関係者の間における信頼回復がなければ，このような改革は不可能であろう．

信頼を回復して制度を転換する

したがって，枠組みは次のように主張するものである．すなわち，信頼の醸成――政治的な調停や金融危機で使われる概念で，開発の世界で使われることは稀である[14]――は暴力に直面しているなかで生じる，より永続的な制度変化への序曲である．なぜこれを脆弱性と暴力という挑戦に適用するのか？

暴力の反復的な連鎖がもたらす信頼の低下は次のことを意味するからである．すなわち，政治・金融・技術の面での支援に貢献する必要がある利害関係者は，肯定的な成果が可能であると信じられない限り協力しない．第 4 章では，脆弱で暴力的な状況下で重要な利害関係者の信頼を回復する次の 3 つのメカニズムについて，各国レベルの経験を検討する．

- **協調的で，「十分に包容的な」連合を発展させること．**社会のグループの間や国家と社会の間で信頼が低いという問題を橋渡しするために，われわれは広範囲にわたる利害関係者を巻き込んだ連合が，暴力からの脱却に成功した事例で果たした役割を検討する．それは治安や開発に関する措置を支持する政府主導の連帯だったのか，それとも紛争当事者の間で交渉された合意だったのか？　包容性には強力な政治経済学的なインセンティブを埋め込むことができる．リーダーにも利益をもたらし，重要な利害関係者のグループが支持と資源を提供し，個別のリーダーや当事者が不人気な決定について全責任を負わなくてもいいことが確保できるからで

ボックス 3.4　暴力防止に関する WDR の枠組みと理論

Breaking the Conflict Trap や *The Bottom Billion* を著した Paul Collier，*Violence and Social Orders* を著した Douglass North, John Wallis, and Barry Weingast は，紛争・暴力と開発の間の結び付きについて最も影響力のある理論家に数えられている．

North, Wallis, and Weingast は，脆弱国が長期にわたる制度的な暴力防止に向かって前進するための，3 つの「入口（玄関口）条件」を説明している．

- エリート層のために特に財産問題を中心に法の支配を確保する．
- 権力の譲渡にかかわる憲法と後継リーダーの拘束について国家が公約できる能力について，「永久国家」を建設する．
- 軍事に対する統制を強化する．

この枠組みは国家開発ダイナミクスについて洞察力に溢れた分析を提示しているが，国家，国際援助，国際的な規範・基準の影響力に対する国際的なストレスに明示的には取り組んでいない．

それとは対照的に，Collier の研究は国内の政治的なダイナミクスよりも，低所得，腐敗，天然資源のレントなどに焦点を当てている．彼は外部からの安全保障や資源採取のための国際基準を明示的に検討している．

本報告書ではこのような種類の思潮を一堂に会し，これまでの仮説を支持するとともに，さらなる研究のために新たな疑問を提起する分析を追加する．制度が暴力防止にとっては重要であることを確認するために，定量的なテクニックを利用する．それは制度的な転換がどのように起こるのかに関する経済学・政治学・社会学などの研究を一堂に会したものとなる．また，国別事例研究から得られた一部の概念や事例，このような移行にかかわる理解を深めるための国別協議が付加されている．

第 2 章では，長期にわたる暴力防止のために制度の重要性にかかわる実証分析を提示した．それは Collier, Fearon and Laitin や North, Wallis, and Weingast など，制度を重視している経済学者や政治学者の理論を支持している．興味深いことに，North らが「オープン・アクセスの秩序」として定義する非常に高度に発展した諸国では暴力の率が低いだけでなく，制度や良い統治の成果は開発がもっと低い水準でも重要であることについて，若干の証拠を初めて提示している．制度は政治的な紛争の防止はもちろん，犯罪的な暴力や組織犯罪を防止するのに重要である．

本章では，不安定性と弱い制度の極端な条件下で適用できる実際的な教訓に焦点を当てる．それは既存の研究を次の 3 つの方法で拡張する．

- **制度的改革はなぜそれほど困難なのか．**本章は Acemoglu and Robinson; Fearson and Laitin; Keefer; Weigast 他などといった学者に依拠している．彼らは移行の初期を研究して，不安定な環境下における制度改革の政治経済学がなぜそれほど困難で，したがってそれほど多くの改革努力が失敗したのかを説明している．
- **制度改革を実現するにはどうしたらいいか．**本章では国別事例研究と各国改革者からの情報を使って，本格的な危機に陥った諸国がどのようにして信頼を回復し，不安定で正当性・能力・説明責任が弱い諸国が長期的に，どうやって制度を転換したかを検討する．この研究はもっと広範な制度的転換に前進し，暴力の再発を防止し，長期的な開発の土台を築く経路にかかわる North 他による研究に依拠しているが，非常に不安定な環境下における移行の初期にも焦点を当てている．その際，外からのストレスや外部援助がどのようにこのプロセスに影響するのかを明示的に検討することによって，ほとんどの既存の理論を超越している．
- **転換には時間がかかり，適切な制度的モデルの採用が決定的に重要であることを理解する．**本章では，20 世紀後半に最速の転換を遂げた諸国についてさえ，そのような転換がどの程度の時間を要するかにかかわる実証的な指標が追加されていて，それを加速化するにはどうしたらいいかを検討する．「制度は暴力防止にとって重要である」という議論に重要な限定も追加されている．すなわち，西洋の制度的モデルへの収斂を意味するものではないと主張している．暴力の再発を阻止している社会はみずからの歴史と文脈に基づいた解決策を策定している．そして，他の諸国から制度を単にコピーするのではなく，自ら作り出しているか，または適合させている．

本章の残りの部分では，以上の分野の 1 つずつについて議論を詳しく説明してある．第 4-9 章では，各国がどのようにしたら信頼を回復し制度を転換できるか，また国際支援がどのようにしたらその助けになるかを示す．

出所：Collier 他 2003; Collier 2007; North, Wallis, and Weingast 2009; Fearon and Laitin 2003; Acemoglu and Robinson 2006; Keefer 2008.

ある[15]．もし虐待の責任がある当事者が排除されれば，変化のシグナルとなり，改革のインセンティブを提供することができる．包容的なアプローチが長期的な政治経済上の利益をもたらすこともある．それにより継続的な変化への圧力を生み出し，国家に対する狭量で執拗なエリート支配を回避できるからである．

- **支援を構築するためにシグナルや公約のメカニズムを使う**．過去との決別を意味する強力なシグナルや，新しい方向が維持されるという利害関係者を安心させる方法がなければ，変化に向けた支持の連合を発展させるのは困難であろう．リーダーとしては支持を駆り立てるためには適切なシグナル――さまざまな国で成功してきたシグナルを検討する――を発見する方法が必要である．将来の政策発表に対する信頼が低い場合，リーダーとしては約束を堅持して，政策の逆転がないということを人々に得心させるメカニズム――経済学者や政治学者はこれを「公約メカニズム」と呼んでいる――が必要である．われわれは反復的な暴力連鎖のリスクに直面しているなかで，有用であった種類の公約メカニズムを検討する．
- **早期の成果を実現する**．政府の政策発表に伴う期待だけでは，前述した信頼性の問題があるため，肯定的な成果が可能であると利害関係者を納得させるのには不十分かもしれない．重要な利害関係者グループや広範な市民の優先課題を反映した分野で，早期の具体的な成果を実現することが非常に重要である．われわれは各国が早期に信頼醸成にかかわる成果を実現するために用いてきたメカニズムを検討する．それには治安・司法・経済の各分野にわたる成果と，国家・コミュニティ・民間部門・市民社会を組み合わせた実現能力の利用が含まれている．

信頼醸成はそれ自体が目的ではない．狭量なエリート間の協約と暴力の再発という悪循環への復帰を阻止するためには，安全を実現し，政府にいる人々の権力をチェックするための制度改革が必要である（第 2 章）．そうするためには，ひとりの個人のリーダーシップがより恒久的で，個人に関係しない制度的な能力と説明責任に向けてシフトしなければならない．信頼醸成のシグナルと早期成果がもっと正当で，説明責任を負う，有能な制度の発展に結び付いていない限り，当該国は暴力にまったく脆弱なままにとどまるであろう．第 5 章では，われわれは持続的な制度的転換のために次の 2 つのメカニズムを探求する．

- **市民に安全と正義，及び雇用を提供する制度改革に対して早期の関心を払うこと**．治安と開発の相互関連は人間の安全保障という概念の下で議論されてきており，恐怖からの自由，欠乏からの自由，威厳をもって生きる自由を含む．人間の安全と繁栄を中心に置くことによって，人間の安全保障は貧困と暴力の両方とその相互作用を含む広範な脅威に取り組むものである．本報告書では人間の安全保障がいかに重要であるかと，それが人々を焦点の中心に置いている点を強調していることは認めつつも，物理的な暴力からの自由や暴力の恐怖からの自由に対するわれわれの焦点を鮮明にするために，「市民の安全」という言葉を頻繁に使っている．人間の安全保障において，恐怖からの自由という側面にかかわる議論を補完したい，というのがわれわれの願いである[16]．制度改革の努力については，すべてに一度に，しかもただちに取り組むという傾向がみられる．暴力の相関物――安全と正義と経済のストレス――に直接取り組む制度改革に成功した早期の努力と，どの改革分野では比較的漸進的な取り組みが行われたかを探求する．
- **「最適な」改革のアプローチを利用し脱却する**．上述した変化に対する反発の記録が示すところによると，脆弱な状況下における制度改革は技術的に完璧であるよりも政治的な状況に適合している必要がある．暴力に強靭になった諸国がどの程度しばしば，柔軟性と革新性――例えば，雇用に対する公的支援，選挙によらない協議メカニズム，サービス提供について官民両部門による，信条ベースの，伝統的な，コミュニティ構造――を許容する非正統的な「最適な」改革アプローチを使ったかを探求する（ボックス 3.5 参照）．

ボックス 3.5　「最適な」改革

「最適な」（best-fit）改革とはどういう意味であろうか？

前述した政治的な反発や時期尚早の荷重負荷のリスクがあることから，安全性が不完全で制度が弱いという条件下では，「最善慣行」という技術官僚的な改革オプションは機能しない可能性があろう．安全性・制度的能力・競争的市場が不完全であるという状況下では，あまり正統的でないアプローチの方がうまく機能する可能性がある．ただし，「次善」という意義があるため，それは管理する必要があろう [17]．以下の 5 つの事例を検討してみよう．

- ある国は政府の樹立と新しい改革の方向性を選挙を通じて正当化したいと考えているが，不安定性が領土のほとんどを依然として覆っていて，大勢の有権者は投票所に行けず，投票と開票はモニターが不可能である．市民が真の発言権と説明責任を提供してくれると考えられるなら，非選挙による代表メカニズムが短期的には利用できるだろうが，中期的にはそれも新たな正当化を必要とするだろう．
- ある国では失業率が 20-30%に達し，犯罪的なギャングは若年層から新人を採用している．経済は比較優位にある分野でも構造的に過少投資に陥っている．短期的には公的な補助金による雇用が最適な選択肢かもしれないが，長期的には民間部門における公式雇用への脱出経路が必要になるだろう．
- ある国は経済が回復するためには電力を必要としているが，叛徒には大規模な発電・分電施設を攻撃する能力がある．中規模の発電機はコスト的には高くても，短期的には最適な選択肢かもしれない．この国は長期的にはより低コストの解決策への出口が必要かもしれない．
- ある国は教育とインフラ向けに公共支出を実現したいと思っているが，大規模な常備軍と反乱軍が存在している．短期的には，このような軍隊を統合して，その給与コストを支払うことが最適な選択肢かもしれないが，長期的には小規模化し職業化することが必要であろう．
- ある国には過去の人権侵害を告発されている何万という人々がいるが，同国の正式な司法制度が処理できるのは年 200 件に限られる．初期のプロセスでは家族の救済が充分でなかったため，コミュニティ・ベースのプロセスが最適な選択肢かもしれないが，正式な司法制度は依然として構築する必要があろう．

出所：WDR チーム．

海外支援を動員し外部からのストレスに抵抗する

暴力や脆弱性に対する強靭性の構築は当該国の主体的なプロセスであるが，外からの支援やインセンティブあるいは外からのストレスがその進展ないし後退に貢献することがある．部外者は信頼を回復したり制度を転換したりすることはできない――そのプロセスは国内的なものであり，当該国が主導権を握らなければならない．しかし，各国が正常さを回復し，地域的・国際的な不安定性を削減するのを助けるために，国際的な主体は次のことを提供することができる：

- **効果的な外部からの支援・インセンティブを提供する**．財政・技術の面で自国の資源だけを用いて信頼を回復し制度を転換した諸国もなかにはあるが，ほとんどの諸国は外交・治安・開発の面で外部からの援助を頼りにしてきている．海外の措置は外部からの公約メカニズムを通じて信頼を醸成し，政府の正当性を強化する速やかな成果を実現し，最適な改革オプションを尊重する柔軟なアプローチで制度改革を支援し，制度的な進展について現実的な予定表を適用し，責任ある統治を報奨し，ダメなリーダーシップを制裁するインセンティブを提供することによって助けになる．

- **脆弱国家に対する外部からのストレスを減少させる**．外部からのストレスの削減には，違法な麻薬取引，国際的な腐敗，資金洗浄の悪影響を抑制し，各国を経済ショックに対して保護するための措置が含まれる．このような挑戦課題のなかには個別国家のコントロールを超えるものがある．地域的・国際的なイニシアティブの長所・短所を分析すれば，各国の改革努力が新しい圧力によって圧倒されることなく，ある一国における措置の成功が必ずしも問題を近隣諸国に押しやるものではないことを保証することができる．

何度も繰り返し行うこと，しかも多種多様な移行面において

暴力が繰り返すのとちょうど同じように，信頼を醸成し制度を転換する努力も典型的には反復的なスパイライルにしたがうものである．脆弱性と紛争を脱却した諸国は，図 3.1 で例示されているように，しばしば 1 つの決定的な「一か八かの」動きではなく，多数の移行行動を通じながらそうしていく．国家のリーダーは国家に対する信頼を構築し，時間をかけて制度を転換しなければならなかった．韓国の治安・政治・経済の分野における移行ではまさにそうであった．これには戦後社会における規範や統治を巡る反復的な対内競争が含まれていた[18]．しかし，プロセスを繰り返していると，協調的な規範や能力が発展したり，成功が好循環で成功を呼んだりする余地が生まれてくる．スパイラルの各ループについて同じ 2 つの局面が反復する．すなわち制度的な転換を深化し統治の成果を強化する以前に，肯定的なチャンスが可能だという信頼を構築するということである．

脆弱性と暴力の反復的な連鎖からの脱却は，紛争後の回復に加えて予防的な措置を通じて実現する．南アフリカの移行は古典的な内戦後の移行ではなかった．低水準の民事暴力や政治的暴力が存在していたなかで，リーダーは自国が全面的な内戦に屈服する前に防止措置を取った（フィーチャー 3）．これは異例ではない．過去 20 年間に脆弱性を脱却した社会の 3 分の 2 は，大規模な内戦なしにそうしている[19]．現職のリーダーが変化の必要性を認識して変化が起こる条件を作り出すと，移行の機会が生まれることがある．2003 年のガーナがまさにそれで，北部の 2 つの部族間で継承権を巡る潜在的な紛争が回避された[20]．1990 年にベニンでは大規模な抗議運動ないし社会的改善運動の際にチャンスが発生した．大衆運動を受けて全国大会が急遽開催されることとなり，それが新憲法，複数政党による選挙から 17 年間に及ぶ独裁政治の終焉につながった[21]．アルゼンチンやチリなど独裁政治を脱却してきた中所得国では，多種多様な移行を経過するというのが一般的なパターンであった．

最悪の自然災害でさえ紛争と脆弱性からの脱却にとって好機になることがある．2004 年に破壊的なインド洋の津波が発生する直前，インドネシア政府と自由アチェ運動の間で解決を交渉する動きは始まったばかりであったが，結果としての人道的な危機と大規模な再建努力が，両者が生存者の支援とアチェの再建に取りかかるなかで共通の基盤を作り出したのである．各国は深刻な暴力の悪循環に長らくとどまっていることもあるが，重要な関係者が変化は自分達の利益にも適っているとの認識に至る機会も多くあるのだ．

あまりに多くを，あまりに性急に期待するな

時間の経過は，制度のアイデンティティとそれを支えるべき共有された価値観の発展を許すであろう．また，ある制度によるサービス提供の反復的な成功は大衆の目からみて，内部のモラルを強化するとともに信頼性を醸成する．時間枠に関して道理の通った判断をするためには，歴史的な比較基準をもつことが重要である．1 つのアプローチは現在の高所得国ないし中所得国が現在の制度水準を達成するのに，どれくらいの時間がかかったかを質問してみることであろう．しかし，開発が最も進んでいる社会と最も遅れている社会との比較は無益である．例えば，1700 年にオランダは 1 人当たりの実質 GDP が現在の最貧 45 カ国よりも高かった[22]．もっと有益なアプローチは現在の脆弱国の間における制度的な発展の現在のペースを，もっと最近の「転換国」のペースと比較してみることであろう．

歴史的にみると，最速の転換でも一世代を要している．よく知られている制度の指標，すなわち，法の支配，腐敗，人権，民主的な統治，官僚の質，治安部門の監視，弱者に対する公平性など[23]，は暴力のリスク削減と相関関係がある．世界中の脆弱国家における現在の平均水準から，「十分に良い統治」の下限にまで到達するのにどれだけ時間がかかったのであろうか？　その結果は驚くべきである．最速の 20 カ国でも政治から軍部を追放するのに平均 17 年間，官僚が機能する要素の質を向上するのに 20 年間，腐敗を妥当なコントロール下に置くのに 27 年間を要している（ボックス 3.6）．これは完璧さではなく，十分さの達成を意味するものである．また，このような目標は現在の脆弱で暴力の影響を受けた諸国のほとんどにとって，簡単な基準であると考えるべきではない．というのは，上記の「最速

ボックス 3.6　制度的な転換における最速の発展――現実的なレインジの推定

下表は 20 世紀に最速の改革者が基本的な統治の転換を達成するのに要した時間について，歴史的なレインジを示したものである．

「国家の能力」の次元にかかわるシナリオ

指標	次のペースで下限に到達するのに要した年数	
	最速 20 カ国	下限を超えるのに最速国
官僚の質（0-4 点）	20	12
腐敗（0-6 点）	27	14
政治における軍部（0-6 点）	17	10
政府の有効性	36	13
腐敗のコントロール	27	16
法の支配	41	17

出所：Pritchett and de Weijer 2010.
注：試算は 1985-2009 年の時期に関して 0-4 点の尺度で各国をランク付けした国際国別リスク・ガイドに基づく．「最速 20 カ国」は最速の 20 カ国が下限に到達するのに要した年数，2 つの目の欄は一番速かった国が下限の得点を達成するのに要した年数を示す．

の転換国」は現在の脆弱国よりも，初期条件がしばしば有利だったからである．ポルトガルと韓国は 20 世紀の制度的な転換に関して最速の部類に属しているが，両国とも広範な国家制度の経験という基盤をもち，識字率が例えば現在のコンゴ民主共和国やハイチよりも高いところから転換を開始したのである [24].

実績が示すところによると，制度的な転換は時とともに速くなっている．現代の転換は以前の世紀であれば 100 年以上を要した転換に相当するであろう．次の 3 つの国際的なトレンドが転換の迅速化をもたらした「好スパイラル」を支えている可能性がある．

- 第 1 に，国家というものは互いに孤立して，あるいは世界システムから離れて存在しているわけではない．現代の国家は一定の利益を付与し具体的な行動を要求する国際システムの一部である．現在，このような行動には，国家間の安全保障維持を助けること（例えば，他の国家を威嚇しないことや，「戦争のルール」を順守することなどによって），国際法を是認すること，条約の義務に服すること，国内において国際的な規範と整合的な形で行動すること（例えば，人権を保護し，腐敗や非憲法的な政府の変更を回避することによって）が含まれる．世界的・地域的な規範については第 6 章でもっと詳しく扱う [25].
- 第 2 に，新しい技術が良い統治に対する需要の増大を支えている．現在の人々は他人（世界の向こう側の人々も含む）が考えていることに関する情報へのアクセスが大幅に容易になっており，そのため政府は幅広い大衆の利害を無視することがずっとむずかしくなっている [26]．ソ連時代の最後の出来事に関するビデオはネパールからルーマニアに至るまでの市民運動に対して，大衆の抗議運動を通じて達成できることを示したし，最近の革命は [27] モルドバにおけるいわゆるツイッター革命や中東・北アフリカにおけるソーシャル・メディアの役割など，より新しい個人的な通信技術を活用している [28]．国家は市民の要求を拒否することもあるが，支払わなければならない代価は抑圧・経済的な停滞・国際的な孤立などからみて，現在では高くなる傾向がある．新技術の普及は国際的な原則の流布や，市民および市民社会組織による政府パフォーマンスの相互比較を促進している．これと新技術に体現されている組織化能力は，国

ボックス 3.7　楽観論あるいは希望的観測？

ハイチは 2009 年末現在で，ジャン＝ベルトラン・アリスティド大統領の排除に伴う 2004 年の危機を受けて，安全性の回復と統治の改善について大きな進展を遂げていた．都市部では安全性が回復していた．警察を含め政府の制度に対する信頼が高まっていた．基本的な公的財政機能も機能していた．さらに，相当な人道的およびコミュニティ・サービスや小規模な再建プロジェクトが打ち出されていた．

2010 年に地震がハイチを襲う前，政府は制度的な転換を推進することについて，国際社会の多種多様な――外交，平和維持，開発など――関係者と議論を行っていた．それには次のようなことが盛り込まれていた．農業や繊維に雇用を創出するのに必要とされる根本的な経済再編，司法部門におけるより良い基本的な機能を回復するための最高裁判所と下級裁判所の両方における人員の指名，とりわけ選挙の頻度を削減するための憲法改正，行政におけるいっそうの分権化推進，警察力の速やかな増大，援助資金の流用を回避するための腐敗防止措置，課税ベースを増やすための歳入改革，麻薬違法取引業者による輸送パターンのカリブ地域へのシフトに対処するための措置などである．このような措置のすべてはハイチで 2 つの選挙が予定されていた向こう 18 カ月間で実施されることになっていた．

2010 年 1 月に同国を襲った悲劇のせいで，このような改革が完遂されるかどうかはわからなくなった．暴力と制度との結び付きや，他の諸国における歴史的な国家建設が確かに示しているところによれば，このような変化はハイチの社会を暴力の再発に対してより強靭なものするするであろう．しかし，このような水準の変化を 18 カ月で成功裡に完遂した国はいまだかつてない．

出所：WDR チームによるハイチの政府高官，国連やドナーの代表者，地方の非政府組織（NGO），コミュニティ・ベース組織の代表者との協議．

家制度に圧力をかける人々の能力に膨大なインパクトを及ぼしている（2009 年にイランでみられた通りである）[29]．しかし，コミュニケーション経路の拡大は両刃の剣である．例えば，2008 年初めのケニアでは，2007 年 12 月の接戦だった選挙後，携帯電話は暴力の奨励とその拡大の防止という二重の役割を果たした [30]．

- 第 3 に，新技術は最も脆弱な状況下でさえ，サービス提供を改善する可能性も生み出す．国内外の市民グループ相互間で通信を可能にする技術は，パフォーマンスとプロセスの正当性を改善するような制度的転換を政府が加速化する助けになる．コンゴ民主共和国では，2004 年以降携帯電話を使って 10 万人を超える元戦闘員に対して仮払いが実行され，SMS（ショート・メッセージ・サービス）を使って市民調査が実施されてきている [31]．そのようなサービスは技術変化が出現する以前であれば，ほとんどインフラのない広大な領土では高価で非効率だっただろう．

統治や制度構築ということになると，タイミングに関する希望的観測が開発援助に浸透している．その一因は国際的な標準を速やかに満たしたいという欲求にあり，それは理解できる．人権侵害や粗野な腐敗はおぞましい．しかし，国家能力を必要とする目標が設定されてきている．その能力が存在するのかどうかを考慮しなかったり，あるいは，それは（財源と「政治的意思」を考えれば）速やかに創出され得るという前提が置かれたりしている．これは間違いである．財源と政治的意思（さらに現在の多数の脆弱国よりも高水準の人的資本）をもっていた韓国でさえ，このような変化を実現するのに一世代を要している [32]．各国のリーダーシップや国際社会の典型的な予定表である 3-5 年間で，現在それを実現できる国は 1 つもないように思われる（ボックス 3.7）．

多種多様な状況への適合

信頼を回復し制度を転換するのに必要なプロセスは，ストレスや制度的な特性の組み合わせが異なる諸国でも，低・中所得国や国内で地域的な暴力に直面している高所得国でも，さらには純粋に犯罪的な源泉の暴力に直面している諸国や，政治紛争・内戦に直面している諸国でも類似している．しかし，変化のダイナミクスは似ていても，問題になっている事例の具体的な特徴に応じて，違った形で枠組みを適用しなければならない．

天然資源の国際的な違法取引や海外からの武装グループ侵入に由来するストレスが重要な諸国もあれば，麻薬の違法取引が主要な外からのストレスになっている諸国もある．諸グループ間の実際の，あるいは主観的な不平等に由来する国内のストレスが取る形態は，都市部と農村部の分断，民族的・地理

ボックス 3.8　状況固有の挑戦と機会のスペクトル

暴力の種類：市民による，犯罪による，国境をまたぐ，国内地域における，イデオロギー的な，あるいはこれらの組み合わせ	
移行の機会：漸進的 / 目先に限定 / 変化に向けた重大な余地	**重要な利害関係者：**国内と海外の利害関係者，国家と非国家の利害関係者，低所得と中・高所得の利害関係者
重要なストレス：対内と対外のストレス，経済的ストレスと政治的ストレス，グループ間における低水準と高水準の分断	**制度的な挑戦：**低能力の制約と高能力，低い説明責任と高い説明責任，疎外と包容

出所：WDR チーム.

的な分断，あるいは宗教的な分断といったように国により異なる．経済的なショックや高失業でさえ重要度は国によって違うだろう．

このようなストレスに対処する制度的な挑戦課題もさまざまである（ボックス 3.8）．一部の諸国は説明責任の弱い国家と市民社会両方における制度の弱さに取り組まなければならない．しかし，他の諸国はある程度強固な能力と資源をもっているのに，国家の正当性に関して挑戦に直面している．というのは，国家は政治的な代表制，公的資源の管理，人権の尊重などに関して説明責任を欠いているとみられている，あるいは人口のうち大多数を排除してごくわずかな部分の利害を代表しているとみられているからである．そのような挑戦が全国的で，すべての地域が影響を受けている国もあれば，挑戦は抑制されてはいるが依然として重大な国もある．国内の一部地域は脆弱性の特性を示しており，暴力が実際に発生するか，その可能性がある．

ストレスや制度的な特性も時とともに変化し，新しいストレスが出現したり，新しい能力が開発されたりする．加えて，変化の軌道も重要である．事件が政治・社会・経済の面で重大な変化の機会を提供する諸国があるかと思うと，最近の悪化傾向が次のようなことを意味する諸国もある．すなわち，来るべき移行動因は状況の悪化を逆転させる機会の出現を意味するものの，決定的な改善を実現する本当の機会の出現ではない可能性がある．変化の機会を提供する移行動因の種類はもちろん国ごとに著しく異なる．選挙，対外危機，新しい政府の改革案，当該国の国民意識のなかにある重要な記念日などさまざまである．

したがって，枠組みの差別的な適用が必要不可欠である．枠組みの適用に当たっては，多種多様な「十分に包容的な」連合の選択と早期の成果のための優先課題，制度的な転換努力の順序，政治的に革新的な制度の開発などすべては，各国固有の状況に依存している．同じように，外部からのストレスに取り組むための外からの支援・インセンティブと国際的な措置は，各国の状況の特性に適合するよう設計されている必要がある．本報告書を通じて，次の質問を提起するのに異なった政治経済の枠組みが使われる．

- 当該国は暴力の発生ないし再発のリスクを高めるどのようなストレスに当該国は直面しているのか？　探求すべき分野には以下が含まれる．海外武装集団や麻薬違法取引網の侵入，天然資源やその他の違法取引から生じている潜在的な腐敗圧力，政治・社会・経済面にかかわるグループ間の不平等・緊張，高失業・失業の増加および所得ショック，元戦闘員・ギャング・メンバーの活動・武器の普及に関連して生じるストレスなど．
- どのような制度的な特性が最も重要なのか？　多種多様な国家や国家以外の機関における能力か，政治的な代表・腐敗・人権尊重など多種多様な側面にかかわる説明責任か，それとも民族・宗教・階級・地理の面で多種多様なグループを包容することか？　このような制度的な特性は国家主体や国際主体にどのようなリスクをもたらすのか？
- 信頼醸成や制度転換にとってどの利害関係者グループが決定的に重要か，また，そのようなグループにとって，どのようなシグナル・公約メ

カニズム・成果が最も重要か？　これには以下が含まれる可能性があろう．政治主体，治安部隊のリーダーシップ，排除された市民，企業，労働者，信条ベースの機関，その他の影響力をもつ市民社会グループ，近隣諸国の政府・ドナー・投資家など外からの主体などの間における多種多様なグループ．

- どのような種類の移行動因が出現してくるのか，それはどのような機会を提示してくれるのか？　これには変化に向けた機会の創造的な評価だけでなく，このような機会が達成できることとできないことに関する現実的な評価を含んでいる必要がある．例えば，来るべき移行動因のなかには悪化を逆転させる機会を提供してくれはするが，暴力に対する長期的な強靭性のために必要な変化のすべての側面を強化してくれるわけではないものもあろう．

＊　＊　＊

制度は重要である．暴力の影響を受けている諸国については間違いなくそういえる．経済学の文献では，制度が経済開発にとって重要であることはよく知られている[33]．徐々に現れてきている計量経済分析の結果が示唆するところによると，制度が非常に脆弱な諸国は二重に影響を受ける．制度の欠如が開発を遅らせる一方，弱い制度はいっそう暴力に弱く，それ自体が開発を逆転させる．つまりそれら諸国は罠にはまっているといえる．暴力の悪循環や一時的なエリート間協約を脱却するために必要な制度改革は達成が困難である．まさに暴力の脅威が非常に現実的なまま残っているからである[34]．その結果，信頼を回復し，制度を転換する好スパイラルは拡大することができない．暴力（暴力の後遺症や暴力の脅威を含む）は存在しているのに信頼が欠けているため，リーダーは十分に包容的な協定を通じた信頼醸成や，その公約が信頼されるために早期の成果に注力しなければならない．

主体が信頼を形成し，信頼醸成を通じて平和的な開発に対する公約を確立して初めて，悪循環を脱却するのに必要な制度的な改革を信頼できる形で遂行することができる．WDR による枠組みのスパイラルを繰り返し拡張することが重要である．転換は時間がかかるためである．リーダー，利害関係者，国際社会は次の点を銘記しておかなければならない．すなわち，社会は信頼醸成や制度的な改革について多種多様なサイクルを通過して初めて，「通常の開発」に必要な暴力に対する強靭性を達成できるのである．

フィーチャー 3　コロンビアで治安を回復する

暴力の種類：麻薬違法取引，犯罪・ギャングの暴力，内戦	
移行の機会：犯罪の増加と和平協議の失敗を受けた予防的な措置	**重要な利害関係者：**政府，武装集団，市民，市民社会，地域的・国際的なパートナー，犯罪網
重要なストレス：暴力の後遺症，国際的麻薬違法取引・犯罪網の存在，社会的・経済的な不公平	**制度的な挑戦：**国内の一部地域における国家制度の欠如，能力・包容性・説明責任の挑戦課題にかかわる遺産

中所得国のコロンビアが独立してからの 200 年間のうち，平和を経験したのはわずか 47 年間にすぎない．21 世紀を迎えるまで，国土の多くでは国家制度の欠如が顕著であり，武装集団との休戦や交渉の長い道のりは単に繰り返されただけで，暴力のインセンティブが解消されることはなかった．

1992 年にカリで始まった DESEPAZ（スペイン語の開発・安全・平和の頭文字）というプログラムは，同市を襲った暴力（殺人率は 1983 年の住民 10 万人当たり 23 人から 92 年には 93 人に上昇していた）に関する疫学的な研究に基づいていた．暴力の顕著な削減に貢献したプログラムには，武器コントロールの多部門調整，取り締まりと司法，教育，住居，レクレーション活動が含まれていた．

もっと最近では，メデインも犯罪的暴力水準の激減を経験した．反乱グループと麻薬カルテルの暴力に直接影響されている都市として，メデインは 1991 年に殺人率が 10 万人当たり 381 人に達し，世界で最も暴力的な都市となった．国と地方の治安政策と社会開発戦略が相まって，2007 年にはそれが 10 万人当たり 29 人にまで減少したのである．

反乱グループとの交渉という真剣な努力が 1990 年代に始まり，1998 年にはコロンビア革命軍（FARC）がコントロールする中立地帯が創設された．このような努力の失敗の多は FARC の責任とされ，それが FARC を犯罪集団として認定する戦略へのシフトについて大衆の支持を集めるのに役立った．2002 年以降，新政権は前政権の FARC と民族解放軍（ELN）との 4 年間にわたる交渉を継続しないことを決定した．その代わりに，コロンビア全土にわたり国家統制を強化すること，違法な麻薬貿易から人々を保護し，それと戦うことに焦点を置いた．その後，このような目的は政府の「民主的な治安」政策のなかで正式化された．治安，民間部門の雇用創出，社会的な連帯感を通じて，信頼を回復するという統合的なアプローチに基づいて，新しい政策は「制度化」，あるいは制度の構築と転換を目指した．

2002-2008 年の期間にこのアプローチは相当な成功を収めた．軍隊は 2002 年の約 30 万人から 07 年には 40 万強にまで増加し [35]，国家の存在感が増したおかげで，特に農村部を中心に国中で暴力が減少した．国の殺人率は 10 万人当たり 70 人から 36 人にまで半減し [36]，強制退去をさせられた世帯は 60％減少し，誘拐は 83％減少した [37]．政府機能の透明性を高めるために，コロンビアは腐敗（-0.44 から 0.24 へ），法の支配（-0.92 から -0.50 へ），政府の有効性（-0.40 から 0.13 へ），説明責任（-0.50 から -0.26 へ）などにかかわる指標を改善した [38]．暴力の削減は高い経済成長――2002-2008 年に年率平均 4.9％とそれ以前の 7 年間のほぼ 3 倍のテンポ――を維持するのに役立った [39]．しかし，このような治安面での素晴らしい実績は代価を伴わなかったわけではない．2008 年には 30 万人以上が新たに退去させられた．犯罪と不安定性は新たな形態の組織犯罪が登場してくるなかで，メデインなど一部の都市部では再び上昇し始めている（殺人率は 2007-2009 年に 10 万人当たり 33.8 人から 94.5 人に上昇している）[40]．FARC の暴動も決定的な終焉を迎えたわけではない．重要な教訓をいくつか示せば次の通りである．

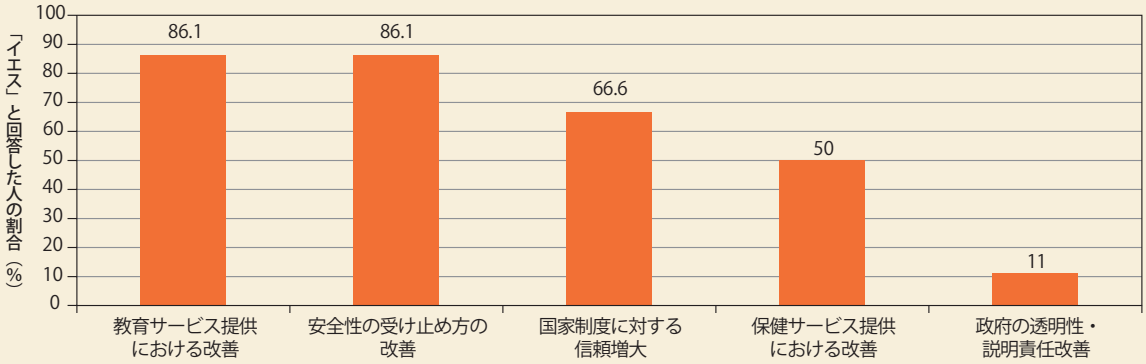
- 政府は FARC との交渉を停止する際に，「十分に包容的な」アプローチを使って，治安の目標に関して広範な国民的支持を形成した．企業グループとの徹底的な対話を経て，国内最富裕の納税者に賦課される「富裕税」が 2002 年に導入され，それが治安努力に充当されることになった．社会的ネットワーク

のキャンペーンが誘拐，後には FARC の暴力利用に反対して展開された．

- 早期に信頼を醸成する仕組みが決定的に重要であった．政府は幹線道路網を保護するために軍事資源を活用した．大勢のコロンビア人が主要都市間を安全に旅行できるように，政府は長年で初めて民間の自動車隊列を護送した．移動性は著増した．料金所を通過する自動車の数は 2003 年の約 6 万台から，2009 年の 15 万台に増加した．
- 政治・治安・経済開発にかかわる措置を組み合わせることがこのアプローチにとって重要であった．政府は大統領直属の国家機関を創設して，最も安全でない地域で軍事・警察・文民の開発努力を調整した．統合措置調整センター（CCAI）の多部門チームは同じオフィスで作業を行って，自分たちの行動の指針となる共同プランを策定した．共通の概念――国家が不在だった地域に「民主的な治安」と「制度性」の復活――は，軍人と文民の間の協働にとっては重要であった．

WDR 協議では 2 つの大きな挑戦の推進が強調された．第 1 は，信頼と治安の回復にかかわる成功を長期的な制度転換とマッチさせることである．国民意識調査によれば，国家に対する全般的な信頼に加えて，安全性の状況と教育サービスの提供の両方に対する信頼の急上昇が示された（図 a 参照）．しかし，アムネスティ・インターナショナルは 2008 年にコロンビアについて最低の格付けを付与し，フリーダム・ハウスは 2002-2008 年について（7 点満点で）4 点の格付けを維持していた．

公共サービスと安全性に関しては大衆の信頼が劇的に改善した



出所：2010 年初めに実施された代表的な調査結果にかかわる Bøås, Titnes, and Flatø 2010 に基づく WDR チームの試算.

第 2 の挑戦は治安・司法の制度に関係している．司法制度は独立性を維持して，軍事，警察と同じペースでは改革されておらず，取り締まりの有効化に伴う取り扱い件数の増加と歩調をそろえるのが困難になっていた．免責の文化が持続していたため，治安部門の改革における進展を脅かした．国家制度もいわゆる擬陽性の死に関連して信頼性の試練に直面した．無実の貧しい若い男性が殺害され，軍事作戦で殺害された叛徒として誤って描かれている証拠を再検討する捜査や訴追が継続している．

もっと大きな麻薬カルテルの攻撃に関するコロンビアの成功も，近隣諸国に意図せぬ影響をもたらした．コカ栽培地域がボリビアとペルーでは増加したのである．これが生産性の上昇と相まって，南アメリカの潜在的なコカイン生産は 2008 年には 865 トンと，2002 年の 800 トンから増加した．

出所：Arboleda 2010; UNODC 2010b; World Bank 2010n; Guerrero 1999; Centro de Coordinación de Acción Integral 2010; WDR チームによるコロンビアにおける政府高官，市民社会代表者，治安要員との協議 , 2010；WDR チームによるアルバロ・ウリベ元大統領との面談 , 2010；WDR チームの試算.

諮問委員会メンバーからの意見：世界開発報告 2011

ボックス 3.9　南アフリカの移行からの教訓：信頼を回復し制度を転換する

ジェイ・ナイドゥ，栄養向上のためのグルーバル同盟議長；南アフリカ労働組合会議の元書記長；南アフリカの元復興開発大臣；南部アフリカ開発銀行の元総裁；WDR 諮問委員会メンバー

Mac Maharaj, Sydney Mufamadi, Roelf Meyer, Leon Wessels, Fanie van der Merwe, Jayendra Naidoo との議論に基づく．

2010 年 5 月に，『世界開発報告 2011』の一環として，私はアフリカ民族会議（ANC）連合や国民党の重要な交渉者との議論に参加した．そこでわれわれは 1994 年の民主主義への政治的な移行から学ぶことができた教訓を振り返った．われわれはみな次のことに同意した．すなわち，政治的な移行が成功するための必須条件は強力な国民の主体性でなければならず，それを下支えする平和プロセスは地方レベルで定着し，地方コミュニティに利益をもたらす平和の配当を実現しなければならない．以下は私が南アフリカの経験から抽出したポイントである．

1994 年には議論をシフトするために主役から努力を要求した移行点は数多くあり，たった 1 つの移行「動因」ではなかった．これには次が含まれる．市民の抗議運動やストライキ，黒人労働者組合の合法化，1980 年代後半における秘密裡の接触の開始，1990 年 2 月におけるネルソン・マデラの釈放と ANC を筆頭とする政党の解禁，1991 年の国民和平協定，1992 年の民主南アフリカ会議（CODESA），1993-1994 年の暫定執行評議会と同関連機関，1993-1994 年の復興開発プログラム，1996 年の成長・雇用・再分配プログラム，ようやく 2000 年に絶頂に達した地方政府の民主的な移行，である．

信頼を回復する

南アフリカの 1990 年代前半における移行措置の前には，それよりずっと長期にわたる以下のようなメンタリティの変化があった．それはプロセスに信頼性をもたらした主唱者の間におけるパラダイム・シフトであったといえる：

- アフリカ民族会議（ANC）連合の側では，これにはより広範で，より包容的なアプローチと，国民党や白人向けにインセンティブを確保する必要性の認識が含まれていた．
- 国民党の側では，これには団体の権利や少数派の保護による思考から，個人の権利や多数派支配による思考へのシフトが含まれていた．
- 不可逆的と思われる特定のシグナル（とりわけネルソン・マンデラの無条件釈放や ANC の武装闘争停止）が，当事者間で信頼を維持するのに決定的に重要であった．
- 両サイドのリーダーは，特にクリス・ハニ（南ア共産党書記長）の政治的な暗殺など甚大な危機の時期に，自分たちの選挙区の狭量な利害によって足を取られるのを回避すべく，素早く行動しなければならなかった．

1994 年の選挙後，早期成果を 2 つ 3 つ実現することが（母子の保健ケアや水供給の改善におけるコミュニティ構造の利用を含む），われわれの新政府に対する信頼をつなぎ止めておくのに重要であった．

制度を転換する

非正統的で現地に適合させた改革．参加者は次のことに合意した．南アフリカの移行に関する世界の報道のほとんどは，用いられる制度の具体的な組織形態にかかわるものであった（例えば，真実和解委員会，全国平和委員会など）．各国は政治的なプロセスに関して全面的な主体性をもとうとするならば，独自の制度的な形態を設計する必要があるということをベースに，実際にも（上述したものも含め）基本的な原則やアプローチを検討する方がより有益かもしれない．

優先課題の決定と順番にかかわる挑戦．南アフリカの成功した移行から抽出されるいくつかの重要な原則に加えて，参加者は過ちや見過ごした機会についても考えてみた．他の諸国がこのような経験を検討する場合には，それが役立つ可能性がある．次の 4 つの要素が特に重要であると強調された．

- 1994 年までの議論では行政サービスを通じて提供するという準備がほとんどなされていなかった．その結果として後に浮上してきた問題には，州の創設や地方政府のサービス提供にかかわる責任の定義についての準備不足が含まれる．州の数を増やしたり，新しい制度を導入したりするのに伴って，能力の制約が発生することを予期しておくべきである．
- 若年層向けの雇用創出や犯罪的な暴力のリスクに対する関心があまりにも低いということは次のことを意味した．成人としてアパルトヘイト闘争を生きてきていない新しい世代が，新しい民主的な国家のなかで大きな利害――および経済的機会――を確実に提供されていなければならないという重要な必要性に，われわれが本格的に取り組んでいなかった．
- 復興開発プログラムの野心的な目標，それを負担するマクロの財政の枠組み，それを実施するための制度的な能

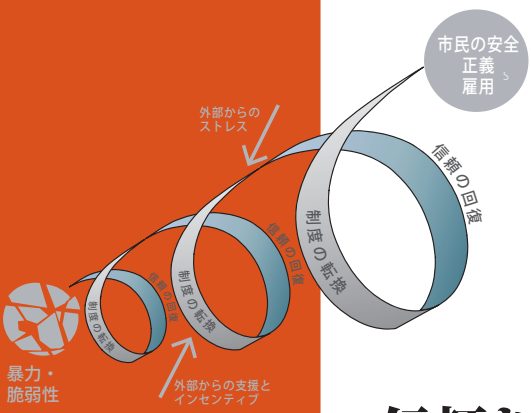
力の間のミスマッチを管理する社会的コンセンサスのタイミングと維持に関してトレードオフの必要性があった.

- 1994 年が民主化と和解のプロセスの絶頂であったという前提が多すぎた. 比較して, 憲法国家への転換が意味することや, 民主化や説明責任だけでなく提供について理解を深めるのに際して, 市民社会の継続的な役割に対する関心が少なかった. また, 人種差別, 不平等, 社会的疎外に関して, より深い, より徹底的な論議を継続することが必要であった.

第 4 章では連繋と早期の成果を通じた信頼醸成に関する各国の教訓を分析する．暴力の瀬戸際から後退したほとんどの国家は，自分たちの状況に適したさまざまな形態を取りながら，行動のために「十分に包容的な」連繋関係を形成してきている．そのような連繋を形成するに当たってリーダーは，新しい政策は過去とは異なったもので，それはそこから逆転することはない，というシグナルを発することによって信頼を形成する措置を取ってきた．彼らはより広範な制度的な転換への前奏曲として，2 つ 3 つの具体的な成果を達成することによって信頼を醸成した．さらに，早期の信頼醸成の措置に成功した国家はさまざまな政策手段の実際的な混合を通じて，また，国家以外の能力――市民と国際的主体の両方――を頼りにすることによって，成功してきていることが多い．



CHAPTER 4



信頼を回復する：瀬戸際から決別する



各国の改革者から教訓を引き出す

変化に向けた集団的な能力に対する利害関係者や市民の信頼を回復するためのリーダーシップのある行動が，暴力の瀬戸際から決別する重要な最初のステップである．第 2-3 章でみたように，暴力に対処する国家制度に対して人々や利害関係者がもっている信頼は，不安定性が高まっていたり，紛争の連鎖という後遺症が続いていたりすると，動揺をきたすようになる．暴力の影響を受けた諸国で信頼を回復する有効な方法についての知識は限定的である．そこで，本章では，政策や学問の世界で探求されたアイディアを，WDR の背景論文や各国との協議からの教訓――それには自国を瀬戸際から引き離す努力に関与してきた各国改革者の意見を含む――を引き出しながら拡張してみたい [1].

各国の事例を研究すると，瀬戸際から離れるには多種多様な道があることがわかるが，次の 2 つの共通する要素も指摘されている．第 1 の教訓は，十分に包容的な連合を形成し，変化に向けた支持を動員することができるシグナルや公約メカニズムを特定しておくことの重要性である [2]．第 2 に，各国改革者は市民の安全と正義，及び経済展望に関して信頼を醸成するために，現場での成果を実現している．両方の要素について，成功した移行では政府を超越した補完的な能力が抜け目なく活用されている．民間部門，伝統的な制度，非政府組織（NGO）などから力を借りているのである．本章では何が連合を「十分に包容的に」するのか，先行きの制度的転換に向けた弾みを達成する助けになる，シグナルや，公約のメカニズム，及び早期の成果などを検討する [3].

暴力を脱却するこのような経路を分析した文献は多数ある．Stedman and Nilsson の指摘によれば，暴力を終わらせる協定は必ずしも包括的である必要はない．たとえ最初は最低限度の包容性しかなくても平和を促進することができる [4]．Fearon, Keefer, Azam and Mesnard はなぜ一部の紛争は不信のゆえに解決がより困難であり，このような問題を解決するために公約のメカニズム（すなわち約束を逆転させるのは困難であることを確保する方法）をどのように設計したらいいかを検討している．その例には，和平合意，権力の分担取り決め，治安部門の改革などが含まれる [5].

社会は現場の状況に適するように，これらや他の公約メカニズムを活用する．このようなメカニズムの形態よりも重要なのは，多種多様な移行のコースにわたって変化する条件に対する適合性である．本章で探求する教訓は実際的な各国事例や各国横断的な教訓を通じたこのような研究に依拠している．

十分に包容的な連繋

本節では変化に向けた「十分に包容的な」協定の構築にかかわる各国の経験，国家・地域・地方のレベルにおける連繋形成についての多種多様なアプローチ，何が「十分に包容的か」に関して浮上してきている指針となる原則を検討する．目先の行動と変化に向けて支持を集めている将来的な政策に関するシグナルの種類も検討する．

十分に包容的とはどの程度包容的なのか？

移行期間中における各国リーダーの行動は暴力防止にとって決定的なものになり得る．次の 2 つの対照的な事例がこの点を例証している．ケニアでは，2007 年に選挙関連暴力の警告を受けて，ケニアの団体や海外数カ国の政府は平和委員会やその他の形の調停や暴力防止にかかわる支援を申し出た．多くの政治的な党派の領袖はそれを拒否した[6]．選挙結果の発表を受けた暴力は約 1,000 人の死者，30 万人の退出者につながったものと推定されている．これとは対照的に，ガーナでは北部ダゴンバ族のなかでライバル同士が継承権を巡って深刻な紛争を引き起こす懸念があったが，政府が 2003 年に決定的な措置を取ってこれを抑圧した．敵対グループどうしの間で妥協を見出すという国家的な努力が失敗したため，政府は信頼醸成のための介入策の設計について国連の援助を要請した．それには政府と市民社会の対話や交渉を促進することが含まれていた[7]．この措置が暴力の潜在性を弱め，同国は 2004 年の選挙にとって有害な大規模な紛争を回避することができた．

リーダーシップというのは共有されている場合と個人によって独占されている場合の両方がある．マリのアマドゥ・トゥマニ・トゥーレ将軍の事例がそうであった．彼はトゥアレグ族の反乱には異なった対応をすることに前向きで，民主的な解決策という持続的な伝統を打ち出した[8]．南アフリカはネルソン・マンデラ大統領の優れた個人的なリーダーシップと，数十年間にわたる抵抗運動のなかでアフリカ民族会議，共産党，統一民主戦線の間に発展した集団的なリーダーシップの深さの両方から利益を享受した．

リーダーが変化に向けた連繋関係を形成している場合，移行の機会やより決定的な措置につながっている[9]．十分に包容的なアプローチというのは，北アイルランドにおける民主統一党とシンフェーン党の政府のように，正式な権力分担の取り決めになる可能性があろう[10]．最も頻繁には，以下でみるコロンビアや東ティモールのアプローチのように，連合は非公式である．政治的紛争や内戦といった状況における連繋構築にかかわる成功した事例や挑戦課題には以下が含まれる：

- 暴力の再発を防止するには排他的ではなく包容的なアプローチが重要なことがある．東ティモールのリーダーシップは復興を後押しするために，2007 年に他の政党や企業家に助けを求めた．これには独立的な人物や政府を構成する他の政党の人物も含まれ，地元企業の関与も歓迎された．このアプローチは 2002 年の独立から 2 006 年の暴力再発までの時期に取られたものとは対照的であった．以前には与党はプログラムへの支持を形成するために，市民社会，教会，他の国内主体とほとんど関係をもとうとしなかった[11]．
- 状況によっては，変化に向けた国家的・地方的な支持の同時的な形成に，具体的な焦点を当てることが重要な場合もある．長くて高価な内戦を経験していたインドネシアのアチェ州では，自由アチェ運動（GAM）――反乱グループ――，地方やジャカルタからのリーダーシップや政府指導者を巻き込んだ慎重な調停プロセスのおかげで，2005 年には国際的な介入に加えて，広範な利害関係者の支持を動員した和平合意を確保することができた（フィーチャー 4）．
- 包容性の戦略は時間とともに変わることがある．シエラレオネでは，1999 年のロメ合意に当初含められていた革命統一戦線（RUF）は，状況の変化と反復的な違反を受けて，その後 2000 年には排除された．当初の取り決めは成功しなかったわけであるが，これは RUF のリーダーに停戦を奨励するためには必要な措置であった．また，取り決めが崩壊した際，リーダーを首都に滞在させていたことが RUF の活動をモニターするのに役立った[12]．
- 逆に，スーダンでは 2000 年から 2005 年にわたる和平協議は南北両サイドの少数のリーダー

の間で行われた．南北とも引き続き内部分裂に直面していて，2005 年 1 月に和平合意が調印され連繋が拡大されても管理されなかった [13].

十分に包容的な連繋の形成は，以下の事例が証明しているように，紛争後の政治的移行の成功にとっても重要である．

- 1990 年以降のチリにおける政治的な移行は，「民主政党連合」を構成する 5 つの政党の間で政策の合意に達する高度に制度化された政治的メカニズム，労働や市民社会へのアウトリーチ，責任ある経済運営が新しい方向性の一環であるという産業界に対する明確なシグナルを含んでいた．チリでは，インドネシアなど他の中所得国の政治的移行と同じく，治安・司法面での改革を遂行するために，変化に向けて軍部の支持を維持するという微妙なバランスを取るアプローチが使われた [14].
- 南アフリカでは，1994 年の選挙に至る準備段階での十分に包容的な連繋形成は，自国の将来に関する議論にすべての政党や市民社会を巻き込むということを意味した．ただし，アフリカ民族会議（ANC）は階層制を維持しており，他の ANC 同盟や民主戦線の間における意思決定をリードしていた．
- コロンビア政府は民主的な治安政策を支えるために，2003 年に軍部，公務員，産業団体，市民社会の主体を動員した．このプロセスからコロンビア革命軍（FARC）は排除されていた．1990 年代後半から 2002 年にまで及んだ和平協議の規定に違反したことから，誘拐と暴力に対して行動を起こすようにという全国的な要求が高まったためである．政府の広報とアウトリーチのおかげで，軍事・警察にかかわる困難な措置や公務員制度の改革に対する大衆の信頼が高まった [15].
- 新憲法を起草するために創設された国民協議会（CA）は，ガーナでは複数政党による民主主義への移行期に十分に包容的な連合を形成するプロセスの基礎となった．260 名の国民協議会は郡部・都市部の議会の代表者 117 名，さまざまな「確立した団体」（すなわち，企業グループ）や協会の代表者 121 名，政府による指名者 22 名で構成されていた．多数の反対同調者を含む協議会は独立性を示して憲法を起草し，それは国民投票で承認され，秩序立った非暴力的な移行のお膳立てをした [16].

交渉による平和的解決，軍事的勝利，政治危機などさまざまな状況下で，リーダーは包容性に関して肯定的なシグナルを送るために，しばしば基盤の広い政府を活用してきているが，これは決して簡単なことではない．暴力に影響されていない途上国における内閣は，効率性が主たる懸念事項であり，どの政権でも指名者数は総じて 15-20 名のレインジ内にある．しかし，効率性よりも安定性が構成を牽引する場合，内閣はケニアやジンバブエにおけるように，往々にしてもっと大きくなる [17].

暴力に拍車をかけるストレスは国家的なダイナミクスだけでなく，地域や地方のダイナミクスに根差していて，地方における連繋が暴力防止にとって決定的に重要なこともある．アチェにおける中央政府と州政府の間の結び付き（フィーチャー 4 参照）は，前述のガーナにおける紛争防止アプローチやシンガポールにおける地方行政の不偏性に対する関心と同じく 1 つの例といえる（ボックス 4.1）．各国の教訓からは地方における連合形成を支持し，国家と地方レベルの市民との関係を強化するために，次の 2 つの開発メカニズムが提示されている．第 1 は，（コミュニティ主導型開発（CDD）を通じて）開発活動を遂行するために政府がコミュニティに直接財源を供与する．第 2 は，コミュニティは必ずしも資金をコントロールしてはいないが，他の人（地方政府，非政府組織，国際的パートナーなど）がコミュニティのために遂行している行動に関して積極的なパートナーになっている．

地方レベルで連繋を形成する――暴力と戦うために国家がコミュニティ・リーダーと協働している――のは，政治的な暴力だけでなく犯罪的な暴力への対応策の重要な一環にもなり得る．ラテンアメリカ全体を通じて，地方のコミュニティ・リーダーと協働し，治安と開発のイニシアティブを組み合わせたアプローチが，古い，治安だけの「鉄拳」アプローチに取って代わっている．高所得国でも同じようなアプローチが使われている．イギリスやフランスで

諮問委員会メンバーからの意見：世界開発報告 2011

ボックス 4.1 「すべての政治は地方から」

ジョージ・ヨー, シンガポール外務大臣；WDR 諮問委員会メンバー

努力が成功するためには地方レベルで始まらなければならない．地方の結果が強調されていないと，市民はより良い生活を提供する政府の能力に対して信頼を失う．地方コミュニティで治安を回復し，信頼を醸成し，雇用を創出し，サービスを提供するための措置が，国家的な進展の基礎を築く．大都市で成果を上げるだけでは十分ではない．民族的・宗教的な紛争の場合，不安定性が相乗作用し合っているため，癒しと回復のプロセスが起こる以前に，地方自治体はすべてのグループによって公正で不偏であるとみられることが絶対に必須である．それが 1960 年代に人種的な暴動が発生した際のシンガポールの経験であった．信頼されているリーダーなら決定的な違いをもたらすことができる．

は麻薬違法取引，ロサンゼルスではギャング活動と戦うために，コミュニティ警備から地方で連合を形成することにシフトしている（ボックス 4.2 参照）．

民間部門も国が暴力に対処し，それから回復するのに決定的に重要である．短期的には暴力からの回復は対外援助や天然資源収入によって支えることができるが，長期的な開発への道は健全な民間部門に依存している．民間部門の活動はルール・ベースの競争がもとになっていて，民族別・宗教別の区分けを超越しているのが普通である．暴力があると，消費者・生産者・貿易業者・政策立案者の時間的な視野が狭くなる．民間部門に対するアウトリーチは長期というものの概念を形成するのに役立ち，それが企画，将来に対する投資，持続的な成長にとっての決定に重要である[18]．コロンビア，チリ，東ティモールに関する上記の事例では，民間部門に手を差し伸べることが連繋形成の極めて重要な一部分であった[19]．

統治し変化を実現するリーダーの能力は，市民社会や非公式な制度・主体のネットワークにも依存しており，国家と非公式制度との間の相互作用は暴力で荒廃した社会では一層の重要さを帯びている[20]．多くの政府イニシアティブが暴力を抑制ないし停止するのに役立ってきている[21]．十分に包容的な連繋に市民社会，非公式で伝統的な機関を含めれば，幅広い社会的な正当性を獲得し，市民の安全と正義，及び雇用が社会のあらゆる部分に届くことを確実にするのに役立つだろう．暴力に影響されたコミュニティに対する国家のリーチと信頼が低い場合，コミュニティの構造，伝統的な構造，市民社会の構造も，早期の成果を実現するためには極めて重要なパートナーになり得る．政府は非国家的能力に依拠することによって，公共財を提供し，国家と社会の他の部分との間の包容的なパートナーシップについて，シグナルを出す能力を「引き伸ばす」ことができる．

非公式な庇護のネットワークも多くの脆弱な状況下では，暴力を防止する試みの影響を左右する．このようなネットワークは暴力に対する強靭性を長期的に開発するのに，必要とされる制度的な変化の足を引っ張ることがあるが，短期的にはそれに代わるものがほとんどない．各国の教訓は次のようなことを示唆している．当初の連繋の形成に向けた取り組みの信頼性――腐敗していることが知られている個人やグループの関与はそれにとって有害である――と，制度的な強さが構築されるのに伴って長期的には庇護のシステムを解体する必要性との間でバランスをとることが必要である．第 5 章では脆弱な状況下で腐敗防止に向けた努力の順序に関する教訓を検討する．

政治改革に女性が参加すれば，より幅広い市民のグループに奉仕すべく当初の連合を拡張するのに有益であろう．チャールズ・テーラーが率いるリベリア政府と反乱グループの和平交渉が 2003 年に進展中だった際，「リベリア女性による平和のために大衆行動運動」はリベリアとガーナで何千人という支持者を動員した．両国では協議が行われていたが，代表者が会議室にバリケードで閉じ込められたため，国際的な調停者が大急ぎで期限を設定し合意を確保した[23]．パプアニューギニアのブーゲンビ

ボックス 4.2　ロサンゼルスにおけるギャング関連の殺人

ロサンゼルスでは，ギャングや麻薬に関連した暴力が犯罪のなかで大きな割合を占めており（殺人の約 50%），教育，健康，ビジネス・雇用，住宅価格，それに公園を初めとするレジャー活動などを楽しむ家族の能力に，悪い影響を及ぼしている．ロサンゼルス郡にとってギャングは何も目新しいことではないが，1970 年頃そのメンバー数はほとんど無視できる程度であったが，30 年後の今では 7-10 万人に膨張している．1995-2006 年の間にほぼ 6,000 人々がギャングによる暴力で亡くなっているが，この数字は同時期のウガンダにおける内戦の戦死者に匹敵する．同国での 1995-2006 年の戦死者は推定 3,300-1 万 6,000 人（最良推定値 7,500 人）とされている．ただし，ウガンダの人口はロサンゼルス都市圏の 2 倍以上である [22].

ギャング関連暴力に対処するという長年の苦闘を経て，専門家チームは最近次のように述べている．「要するに，ロサンゼルスはギャング暴力を終わらせるためのマーシャル・プランを必要としている」（Advancement Project 2007, 1）．新しいイニシアティブは不和を仲裁し，風評を停止し，暴力を引き起こす人々（「重要人物」）と話をすることができるオウトリーチ・ワーカーに資金供与を行い訓練することによって，エスカレートする前に暴力の防止を目指すものである．この戦略には改心したギャング・メンバーやコミュニティ・リーダーをも巻き込んだ重要な利害関係者との頻繁な協議を通じて，規則的な信頼醸成イニシアティブを実施することが含まれている．このアウトリーチのアプローチには，コミュニティと法執行当局の間に関係や信頼を発展させるための多部門調整（コミュニティ訪問を実施するのは法執行官であるが，保護司，教育者，児童サービス，市民社会だけでなく他の市部局の代表者も同伴する）が含まれる．

出所：WDR チームによるロサンゼルスにおける法執行当局，市民社会，Brian Center（「より良い LA」の常任理事）との協議 , August 2010; Advancement Project 2009; Uppsala/PRIO Armed Conflict データセット (Lacina and Gleditsch 2005; Harbom and Wallensteen 2010); Los Angeles Almanac (Thornton 他 2011).

注：このような環境下で進展を測定し成功事例の規模を拡大する挑戦は，本報告書の他の箇所で検討するものと似ていないこともない．いわゆるアウトリーチ・モデルはロサンゼルスでは実施の早期段階にあり，ロサンゼルスの警察本部や郡保安官の慣行にはまだ完全には統合されていない．

ル州では，女性代表者がブーゲンビル革命軍と終戦の協議をし，平和地域を創設するイニシアティブを握り，和平協議を開催・推進した [24]．新スーダン教会評議会に属する南部スーダンの女性が 1999 年にウンリットで部族サミットを開催して，ディンカ族とヌエル族の戦争行為を終らせた．ウンリット盟約は紛争の重要なポイントであった水・漁業・牧草地にかかわる権利に関して，それを共有するという形の合意に結実させたものである [25]．ラテンアメリカでは女性グループが人権侵害に対して活動的であった．最も著名なのは「広場の母たち」である．これは汚い戦争（1976-83 年）として知られている時期に，「姿を消した」子供たちの居場所に関する情報をアルゼンチン政府から求めて [26]，1977 年に非暴力的な示唆運動を始めた母親たちのグループである．

暴力との決別に成功するために必須であるにもかかわらずしばしば過小評価されている要素は，世論の理解と支持を形成すべく政府が積極的なコミュニケーションを図ることである．成功した連繋というのは通常は，どうにか「物語を支配」している．すなわち，止むに止まれぬ希望のビジョンを明確にし，共有しているアイデンティティの感覚を発展させ，広範な大衆の支持を生み出し，ビジョンがたとえ支持者に若干の短期的な犠牲をもたらしたとしても市民を動員するということである．個人であろうと集団であろうとリーダーシップの成功に共通しているのは，市民やエリート層に期待を再定義して，彼らを否定的な評価基準系を超越して動かし，不和に関して国家が当面と長期の原因に取り組むことができるような形で，公的政策や制度を転換する能力である．

実現した進展やこれからの挑戦課題に関して信頼できる情報をもっていない市民は，目に見える改善の欠如の原因を政治的意思の欠如に求める可能性が高く，自分たちが信じた，あるいは選挙した人々に対する信頼を失う――さらには背を向ける――ことがある [27]．包容的な公開対話のためには能力と資源が必要になる．国家機関や市民社会だけでなく，公的な説明責任を確保するのに重要な役割を果たし，市民の声として機能することができるメディアも能力と資源をもっていなければならない．経験の

示唆するところによれば，この能力は調整された形で開発される必要がある．すなわち，メディアの発展は基本的なスキルとジャーナリストとしての訓練だけでなく，専門性にかかわる基準の確立やメディアの規制環境の制定にも焦点を当てるべきである．一方，政府には適切なアウトリーチやコミュニケーションの能力が授与されるべきである．

十分に包容的ということはどの程度包容的なのか？　社会のあらゆる部分が自国を新しい軌道に乗せるべく協働して初めて紛争は防止することができる，ということのように思われる．これはある意味では正しい．暴力を防止し暴力から回復ための努力で成功したものは連繋を構築している．しかし，上で示したように，それには社会のすべてのグループが必ずしも含まれているわけではない．

十分に包容的な連繋になるための 4 つの重要な教訓は以下の通りである．

- 過去の侵害が原因で参加する権利が犠牲にされてきたという信念が人々の間にある場合には，そのグループは正当に排除することができるだろう．
- 政治的な正当性と金銭的・技術的な資源を持ち込み，もっと深い制度的な転換を引き続き要請するグループ――企業，労働，女性，その他の市民社会などのグループ――を含めるのは貴重であるが，最初は意思決定に関して階層性があるかもしれない．当事者はテーブルについてはいるが，一部の決定は政治的なリーダーシップに委ねるということである．
- 非常に多数の省庁を有する政府が創設された場合のように，広範な包容性とその後の国家における意思決定の効率性の間にはトレードオフが発生することがある．
- 包容性の戦略は侵害的なグループを一貫して限界化することが可能になるのにしたがって，時とともに変化することがある．

シグナルと公約のメカニズム

移行の早期段階では，このような利害関係者グループの信頼を得るためには，過去との決別についてシグナルを送り，新しい方向性が逆転されることはないという信頼を浸透させる政策がしばしば必要となる．過去との決別についてシグナルを送る方法としては，即時の行動や将来的な行動の発表がある．将来にかかわる公約は，変化を逆転させるのは困難であるということを利害関係者――過去における約束破棄を根拠に懐疑的になっている可能性がある――に納得してもらう必要がある．瀬戸際から離れる初期の移行に成功した諸国が使ったシグナルは，治安と経済，あるいは政治と経済の領域をまたがる措置を組み合わせていた．

リーダーは自分の支持層のなかにいる反改革派や反妥協派の囚人ではない，ということを示すことが最も強力なシグナルである．戦略的な指名は将来の意図に関してきわめて重大なシグナルになり得る．ニカラグアで和平合意を受けて選ばれた初代大統領は，軍部の参謀長をその地位のままで維持した．それは敗北した敵対者に対して，勝利者が選挙での勝利を軍事行動再開の口実に使うことはない，という強力で安心させるシグナルを送ることになった[28]．モザンビークでは，モザンビーク民族抵抗運動（RENAMO，かつての反乱運動で今は野党になっている）の元最高司令官がモザンビーク国防軍の副参謀長に指名されたのに加えて，7 人の RENAMO メンバーが（10 人の政府代表と並んで）国家選挙委員会に指名された[29]．

治安部門では，政府あるいは敵対する武装運動からのシグナルは，治安部隊が何をするかと同じくらい，何をしないかも実証している．モザンビーク政府は動員解除の一環として，軍隊の監禁開始を一方的に発表した．これで RENAMO には十分な信頼が生まれて，動員解除に向けた独自の措置を発表することになった[30]．

イラクでは，2006-07 年に秩序を回復する「うねり」があったが，その前には暴力で一方の党派の味方をしていると非難された警察を不安定な地域から撤退させて，代わりに軍隊を活用するという決定をした．これで軍隊を典型的な役割に復帰させたり，文民警察を構築したりする，という長期的な挑戦課題が生み出されて，確かに市民の信頼は回復された[31]．強力なシグナルは反乱運動側によっても送ることができる．東ティモール民族解放軍（Falintil）が兵舎から外出すことを禁止する，というシャナナ・グスマンによる 1999 年の決定のおかげで，同国では広範囲にわたり破壊が進行していた

にもかかわらず，1975 年のような内戦への突入を繰り返さずにすんだ[32]．

政治的な疎外が暴力や市民の抗議の動機として中心的な要因となっている場合には，政治改革に関するシグナルが決定的に重要である．これには選挙に向けた迅速な行動や一連の準備作業の提示が含まれるだろう．後者の例としては，南アフリカにおける暫定行政機関や憲法改正プロセスがある．これは市民教育や，全国和平協定（ボックス 3.9）を通じる政治的プロセス期間中の治安維持に努力した国家や地方の措置によって下支えされた．選挙が速やかに実施される場合，これは終わりではなく，制度的な転換に向けた第一歩であることを指摘しておくことが重要である（これはボックス 5.11 で Lakhdar Brahimi と Nitin Desai による情報で述べられている）．政治改革にかかわる発表が実施によって履行されることを確保するために公約メカニズム――頑健で独立した選挙管理員会，もし有益なら技術・モニタリング面の能力について地域的・国際的な能力で補完する――を創設すれば，信頼を醸成するのにもっと役立つだろう．

人権侵害を是正する意図に関して，たとえそのプロセスには時間がかかるとしても，早期にシグナルを送ることも可能である．深刻な暴力を脱してくる諸国は，社会規範を損なったり，国家と市民の間の社会契約を破壊したりする人権侵害やトラウマの後遺症を抱えていることが多い[33]．貧しい限界状況にあるコミュニティは国家や非国家の主体による略奪的行為の矢面に立つことが多い．そのような明白な不正義に取り組むことが，過去と決別する政府の試みのなかで，正式な司法制度の再建に着手する一方で，高い優先課題になり得るだろう．

信頼が安定化と回復にとって極めて重要であるため，移行期の正義に対する早期の公約についてシグナルを送っている社会もなかにはある．このような努力には，真の委員会につながる措置，犠牲者に対する補償プログラム，最悪の侵害者の訴追や治安部隊の審査などを含む免責防止イニシアティブなどが含まれる[34]．このようなイニシアティブは新政府の法の支配に対する公約に関して，強烈なシグナルを送ることになる．制度的・政治的な要因が原因で完全な是正が不可能な場合でも，人権侵害にかかわる証拠の早期収集や犠牲者の支援は，コミュニティと国家の両方のレベルで免責と人権侵害の後遺症を克服する，という真剣な意図についてシグナルを送ることができる．このようなアプローチは軍政からの移行を図っている中所得国で試みられ，ある程度の成功をみている．ブラジルの州政府は軍事独裁制下で行われた政治的な暴力の一部犠牲者に対して，早期に経済的補償を提供する一方で，過去の犯罪に関する真実を告知したり公開討論を促進した[35]．

腐敗と暴力の結び付きを考えると，賢明で迅速な透明性と腐敗防止の措置が利害関係者や市民の信頼を回復するのに有益であろう．一部の諸国では腐敗の後遺症が重大な怨恨と不信を残しており，新しい政治的取り決めが信頼性をもつためには取り組みが必要である．リベリアでは，政府の腐敗が 1980 年暴動の重要な動因であったと広くみられている．その結果，リベリアは長きにわたり内戦，暫定政府，クーデター，さらなる戦争という循環に陥った．エレン・ジョンソン・サーリーフ大統領が取った最初の最も人気のある行動の 1 つは，腐敗の罪で 2 人の著名な人物を解雇し，腐敗に関して厳しい統制を維持することであった（ボックス 4.3）．そのようなシグナルの力と永続効果は，市民ないし野党に対する公約に背くことが好きな支持者をリーダーは拒否することができる，という点を市民に周知させることに依存している（第 6 章では特に暴力事象の時期に犯した犯罪を是正するために，司法制度に対する一時的な外からの支援を検討する）．

成功した早期安定化への取り組みでは市民と国家の間の信頼関係を改善するために，意思決定や予算策定における透明性の強化がしばしば特徴になっている．東ティモールの新政府は 2008 年に伝統を打破して，ラジオ・テレビで予算審議を完全生中継した[37]．チリにおける政策に関する公開協議や，アルゼンチンにおける指名承認のプロセスに対する世論の意見などは，新しい方向性が逆転されることはないだろうとの信頼を生み出した．

他国政府は草の根でもっと大きな透明性を追求している．ウガンダでは 1990 年代前半に，教育に関する予算割当と実際の支出との間の明瞭な乖離を巡って懸念が持ち上がった．これが初めての公共支出追跡調査に向けた弾みになった．1991-95 年における国営小学校 250 校の初期調査で明らかになったのは，中央政府からの教育資金のうち 13％

ボックス 4.3　経済管理のためのシグナルと公約：リベリアの GEMAP

暴力の種類：内戦，政治的な暴力，犯罪・ギャング関連暴力，麻薬違法取引	
移行の機会：控え目なペースの変化，大統領選挙，強力な国際支援	**重要な利害関係者：**政府は野党・市民社会・近隣諸国・地域機関・ドナー・投資家等の信頼を回復する必要があった
重要なストレス：暴力，トラウマ，不満と不信，腐敗，若年失業の長い歴史	**制度的な挑戦：**極端な腐敗で国内の歳入が低い，それが政治的な統治の足を引っ張り，政府の能力を高める努力にとって制約になっている

2003 年に 14 年間にわたるリベリアの内戦が終結したことを受けて，国際社会はリベリア国民暫定政府（NTGL）の下での管理の失敗や腐敗をますます懸念するようになった．腐敗は単に経済的な懸念ではなかった．トルバート政権の広範な腐敗に対する政治家や軍部の反応が，1989 年にリベリアにおいて初めて起こった内戦に点火したクーデターの引き金として広く指摘されている．また，国家財源の詐取が引き続き暴力グループをファイナンスしていた．極端な腐敗は国家歳入を制約し，外部からの資源の流用を許すことによって，政府能力の改善を阻害していた．

集中的な交渉，外交上の圧力，海外援助禁止の脅しを経て，NTGL とリベリアの国際パートナーは統治・経済管理支援プログラム（GEMAP）に合意した．アフリカ連合（AU）と西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）が NTGL との議論を指揮し，国連安全保障理事会は 2005 年 9 月 19 日の決議 1626 号のなかで GEMAP を歓迎した．GEMAP の目的は歳入徴収・予算策定・支出管理を改善し，公共調達慣行を格上げし，国家資源の利権料にかかわる透明性を強化し，腐敗をコントロールし，政府能力を構築することにあった．

GEMAP の顕著な特徴は，省庁や国営企業の運営，および（木材とダイヤモンドを含む）利権料や契約の審査のために，連署の権限を有する国際的な専門家を活用すること，また，GEMAP の実施を誘導しモニターするために，監視メカニズムとして経済統治運営委員会（EGSC）を設立することにあった．EGSC は説明責任を共有しているメカニズムであり，ジョンソン・サーリーフ大統領が委員長，アメリカ大使が副委員長となっている．

GEMAP は速やかな改善をいくつかもたらすのに役立ち，当時のリベリアが抱えていたストレス，利害関係者，制度的な挑戦にかかわる特殊な組み合わせには適切な対応であった．歳入は 2005-2006 年の 8,450 万ドルから 2010-2011 年の 3 億 4,700 万ドルに増加するものと予想されており，透明性インターナショナルの腐敗認識指数でみたリベリアのランキングは，2007-2009 年の間に 150 位から 97 位に上昇した．

しかし，GEMAP は海外在住者がもつ管理の役割に関する議論にも火を付けた．ジョンソン・サーリーフ大統領は国連安保理で次のように述べている．「他の技術援助プログラムと同じく重大な不足が依然として存在している．それは持続性に向けた能力開発の欠如である．この欠点が専門家でも外国人と現地人の間における緊張に貢献しており，主体性と主権の問題を提起している」[36]．GEMAP からの教訓は，時間をかけた責任の段階的な移譲をよく考えて，現地の理解と支援を何とかうまく管理することであろう．

出 所：AllAfrica 2009; Andersen 2010; Atkinson 2008; Bøås 2009; Dwan and Bailey 2006; Jahr 2010; Government of the Republic of Liberia Executive Mansion 2009.

しか学校に届いておらず，残りの 87％は個人的利益や教育以外の目的に使われていたことである．初回の調査が公表されてから実施された後の調査が示したところによれば，学校に対する資金の流れは 1999-2000 年には約 80-90％に増加した．支出追跡制度は内戦直後の状況に対する市民やドナーの信頼を高めた．しかし，この制度はそれ以降また弱体化している [38]．

安定した状況のもとや移行期においては，富の分割保有は支持や信頼を生み出すことができる．天然資源が豊富な諸国のほとんどは採取に伴う収入について，（ブラジル，メキシコ，ナイジェリアにおけるように）大小さまざまな金額を地方政府と分割保有している．そのような富の分割取り決めは，内戦が天然資源によって煽動されていたり，天然資源の管理を巡る紛争を特徴にしたりしている場合，しばしば致命的である．スーダンにおける石油収入分割にかかわる取り決めは 2005 年の包括和平合意（CPA）の必要不可欠な側面である（富分割に関する合意，すなわち CPA 第Ⅲ章は 2004 年に調印さ

ボックス 4.4　パキスタン：変化についてシグナルを送るために予算を使う

暴力の種類：国内の地域，政治，国境をまたぐ，麻薬違法取引，イデオロギー（超国家的なものを含む）	
移行の機会：2008 年の新政権樹立や 2009 年のスワート渓谷における軍事作戦を受けた，変化に向けた限定的な余地	**重要な利害関係者：**連邦・州地方政府（部族地域を含む）；排除されたグループ，近隣諸国，国際的パートナー，国内的・超国家的な過激派グループ
重要なストレス：国境をまたぐ紛争の波及；超国家的テロリズム；地域的な競争；腐敗；政治的・社会的な不平等；所得・資産の不平等；地域的な不公平；若年失業；周辺地域における天然資源の富の配分にかかわる緊張	**制度的な挑戦：**行政，治安・司法・政治の機関における説明責任・能力の制約

2009 年後半，パキスタンの連邦と州の政府リーダーによる第 7 回全国財政委員会裁定に関する合意は，「活気のあるパキスタンの未来は民主的な連邦制にあると信じている人々にとっては，重要な功績であり肯定的な事件」として歓迎された[42]．

パキスタンでは，歳入配分の不平等に関する不満は古くまで遡り，パキスタン国内地域間における幅広い緊張の一環となっている．それは政治勢力の分布と，もっと最近では特に司法を中心とした説明責任制度の独立性を巡る議論によって悪化している．このようなすべてのことが，パキスタンがテロリストの脅威，地域間の緊張，分離派の運動，地域的な不安定性，深刻な経済的不平等に直面しているという状況下での話である．

新しい合意を整備するという試みは 17 年間にもわたって失敗していた．2009 年における 5 カ年間にわたる財政裁定の一環として，連邦政府は国家の分割可能な財源プールのうち，州を優遇して自分のシェアの一部を犠牲にした．全州が財源の増額を享受するものの，そのうち 2 州はバローチスタン州とカイバル・パクトゥンクワ州向けの財源を増やすべく，みずからのシェア削減も受諾した．その 2 州は内戦とアフガニスタンにおける戦争の影響をこうむっていたのである．この裁定はバローチスタン州における分離感情を鎮静化し，水の分配を巡るシンド州とパンジャブ州の間の 30 年間以上にわたる争いを解決するための努力の重要な一環でもあった．しかし，裁定はそれ自体は地方の統治や制度的な挑戦に取り組むものではない．公的収入の減少と 2010 年の洪水のインパクトも，資金の配分と支払いにかかわる全体的な潜在力にとって制約となっており，法律や資源の挑戦も依然として実施の制約要因として残っている．

出所：Porter, Andrews, and Wescott 2010.

れた）．パキスタンでは，政府は予算の規定を使って，不安定性が増大している地域に対する関心を強めるというシグナルを送った（ボックス 4.4）．このような合意には法制化することによって，また，スーダンでは限定的な第三者モニタリングを通じて公約にすることが織り込まれていた．

社会的連帯政策は人口の各層をまたいで公平感や社会的な正義感を生み出すのに有益なもう 1 つの強力なシグナルになる．そのような政策はそれまで疎外されていたグループや地域の経済的・政治的な意思決定への参加を促進し，それらが開発援助から利益を享受できるようにし，公務員の採用が非差別的になることを確保する．暴力の犠牲者や国家サービスからこれまで排除されていた人々に対する国家の懸念を示すために，国内避難民に対してルワンダは住宅支援を，東ティモールは現金移転支出を供与した．

シグナルは不正義で差別的であると考えられる法律を廃止したり改訂したりすることを含むことができる．南アフリカにおけるアパルトヘイト法の廃止，パキスタンにおける国境犯罪規制（連邦が管理する部族地域にパキスタンの他の地域とは異なる法規制を適用する）にかかわる議論などがその事例である．

社会的連帯の政策を追求するに当たって，もう 1 つのシグナルは変化にかかわる政治的な支持にとって決定的に重要となる可能性のある中流階級向けに，公共サービスを回復することである．例えば，1990 年代のチリにおける社会投資の増加は公務員の年金や指名の回復によってバランスが取られ[39]，南アフリカの白人公務員のサンセット条項は最貧コミュニティ向けの母子保健ケア向けの迅速な措置とのバランスが図られた[40]．このようなグループにかかわる具体的な結果は往々にして

親貧困層ではなく，したがって開発の実務家は優先課題として同意できないことがしばしばである．しかし，それは変化が成功するための政治経済学の一環ではあり得る[41]．

早期成果を実現する

各国の経験が示すところによれば，十分に包容的な連合は国家制度に対する信頼を回復すべく，具体的な成果で補完されなければならない．現場における成果は３つの理由から信頼を醸成する．第１に，それは政府が市民向けに良い意図をもっていることを示す具体的な指標になる．第２に，それは約束を実現する政府の能力を証明する．第３に，リーダーが「勝者独り占め」のゲームをしろという支持者からの圧力に抵抗して，利益をすべての市民に提供することができるという点を示すことによって信頼を醸成する．このような信頼醸成には，大衆の期待に耳を傾け，何が実現できるかについて現実的な優先度を設定し，実現するために非政府の能力を活用し，成果を人々に伝達することが必要である．本節では暴力の影響を受けた人々に成果をもたらすための多種多様で実際的な方法を明らかにする（その後，第５章では，当面と長期の両方について，安全と正義，及び雇用のスペクトルをまたがることができる介入策の事例を提示する）．

アフリカとラテンアメリカにおける意識調査が示唆するところによれば，雇用と治安が人々の最も切迫した問題である[43]．あらゆる成果のなかで文字通り最も「目に見える」成果である電気は，治安や雇用創出の進展にとって決定的になり得る．多くの諸国において，疎外されている人々にとって正義が増大したという意識は司法部門そのものにおける措置だけでなく，保健・教育・社会的保護などの提供拡大を含むもっと幅広い社会的正義を通じても生じるだろう．信頼回復のために最も重要で具体的な短期的成果は，優先順位に関する人々の評価と重要な利害関係者グループの選好に依存することになるだろう（ボックス 4.5）．

迅速で目に見える成果とより長期的な制度構築の間の適正なバランスはどこにあるか？

具体的な成果が短期的に必要とされてはいるものの，制度の転換に向けた同時的な措置がなければ，それだけでは暴力再発を防止するには不十分であろう（第５章参照）．バランスを取るためには，利用可能な能力とトレードオフについて抜け目のない読みが必要とされる．数カ国における WDR 協議で強調されたことによれば，政府としては変化に向けた新しい協定成立から１年以内に地元で２つ３つ，理想的には最初の 2-3 カ月間に１つ２つの目に見える成果を示す必要がある（ボックス 4.6）．しかし，弾みと市民の信頼を維持するためには，成果は規則的な間隔で繰り返される必要がある．

信頼醸成の成果を速やかに実現して，多数の部門を横断する制度的な転換を始動するためには，政治・治安・開発にかかわる能力の組み合わせがしばしば必要になる．政府はある１つの分野（治安・司法・経済）の行動に関連した手段を用いて他の分野の目標を達成してきている．移行を手引きするには，暴力の動因となるストレスとそれを緩和するプログラムの設計に明確な焦点を当てることが要請される．これは部門別のプログラムや成果ではなく，治安・司法・経済的機会のバランスを図ることに基づく戦略という学際的なアプローチを示唆している（ボックス 4.7）．

国家が能力と正当性が弱いという後遺症に直面している場合に，どうやって結果を実現することができるか？

利害関係者や市民の信頼を回復した政府は典型的には，自分ですべてのことを行うのではなく，成果を実現するために非国家主体を動員してきている[46]．「補完的な能力」を活用するということは，現地の非国家組織（コミュニティ・同組織，伝統的な司法制度，国内民間部門，NGO など）と海外からの援助（地域的な組織，国際的なドナー，国際的な民間部門など，第６章参照）の両方を利用することを意味する．

NGO，民間部門，コミュニティの能力を活用すると，次のような事態が生じるかもしれいと政府はしばしば懸念している．すなわち，政府の功績にならない，あるいは国家の制度的な能力が拡充しても補完的な方法から脱却することが困難になってしまう．特に国際的なプログラムを中心とする非政府プログラムの場合，国家制度の功績に関して適正な目

諮問委員会メンバーからの意見：世界開発報告 2011

ボックス 4.5　ハイチにおける早期の信頼醸成――挑戦と反省

カルロス・アルベルト・ドス・サントス・クルス，ブラジル陸軍中将；国連ハイチ平和維持活動使節団の元軍司令官；WDR 諮問委員会メンバー

私がハイチで国連軍司令官だった際，その任務は多くの挑戦に直面した．まったくの最初の頃，最大の挑戦は治安と開発の要請をどのようにバランスさせるかということであった．

最初から国連軍の第一義的な目標は市民を保護し，その利益に奉仕することである点が明確にされた．と同時に，軍隊は暴力について責任を負う個人やグループに対しては，断固とした行動を取るよう奨励されていた．これは良い諜報活動を実施して，それに基づき必要とあらば，武力を用いた断固とした作戦を展開する可能性があるということを意味した．と同時に，軍隊は人々を尊重し，支援しているということを示そうと努力した．

制度と個人はそのような状況下では単独ではなく，国際的で非政府の社会のなかで他の人々と協働して，偏狭な考えや行動を棚上げするよう勧奨される．仮にそれに成功しなければ，パフォーマンスの改善がないまま，調整や協調に関する話で多大な時間を浪費するリスクがある．

環境がひとたび安全になれば，基本的なサービスの提供，雇用の創出，インフラの改善に焦点を絞ることが重要である．その頃になると，ストリート・ギャングを打ち負かすとすぐに，平和維持軍は毎日携行可能な水を供給し，地元のリーダーと協働してコミュニティ・センターの改修や学校の清掃など，小規模なプロジェクトの手助けを始めた．軍隊は NGO とも協働して運河を清掃し，食料やマットレスやストーブを配給した．

このようなすべてにおいて，現地の状況に不向きなプロジェクトに稀少な資源を浪費しないように，という注意深い配慮があった．まさに，財政資源を最大限に生かすということが，軍人の心のなかでは常に最優先であった．長期的に持続可能でない限り迅速に行動したくない，という非常に人間的な欲求に警戒しておくことが重要であった．例えば，発電機が小さな漁村に対して魚市場で使うために提供された．その時には良い考えのように思えたが，地元の人々は燃料や維持のコストを分担するということに慣れていなかったため，発電機はたちまち故障した．

地方機関のパフォーマンスが基本的に重要である．強力な政治的リーダーシップ，妥当な法律，機能的な司法制度がなければ，どんな努力も無益であろう．それどころか，多くの措置が現実に事態をさらに悪化させかねない．シテ・ソレイユでは，長年にわたって裁判所も警察本部もなかったが，援助機関の 1 つが裁判所を再建し，軍隊が国家警察と共同してパトロールを開始した．間もなく，警察が地元の人々の信頼を徐々に獲得するにしたがって，事態が改善し始めた．

法律によって問題を解決するために裁判所の前で待っている市民の長い行列を目にしたり，警察の助けを求めて軍兵站部に行く人の数が増加したりするのを見るのは驚くべきことであった．だれかが助けようとしてくれていることが人々にはわかり，それに肯定的に反応したのである．ハイチでは，わずか 2-3 カ月後，人々は国連軍のところに貴重な情報を持ち込み，武器を手渡し，犯罪者や暴力を犯した人々に対処し始めた．また，コミュニティの努力に参加し，事業を始めた．人々は自宅に戻り，市場を再建し，かつて放棄されていた通りに群がった．ハイチにおける経験から私は次の確信を得ている．すなわち，もし各国のリーダーが，国際機関からの適切な種類の支援を得て，少数の基本的な建築用ブロックに焦点を絞れば，市民が自分たちで問題を解決し，自分の国を再建するだろう．

注：ハイチはしばしば「紛争後の」国といわれているが，これは不正確である．ハイチは独裁的なデュバリエ政権に対する市民の暴動を確かに経験したことがある．ジャン＝クロード（あだ名「ベービー・ドック」）・デュバリエは 1986 年に国外逃亡した．その時以来，ハイチは軍事支配，不正な選挙，クーデター，民主的な選挙，民兵の活動，ギャングの暴力という連続した経験をしている．

に見える謝辞を献呈することは，まさに決定的に重要である．国際機関のロゴを記した開発プログラムは国内機関に対する信頼を醸成するものではない．にもかかわらず，アフガニスタンの国家連帯計画に関するボックス 4.8 が示すように，政府がもっている対市民感応度への信頼を高めるためには非政府メカニズムを使うことができる．同様に，アフガニスタンや東ティモールでは政府が調整する下で NGO が関与したことを受けて（第 8 章参照），保健部門では政府の有効性に関する意識が高まった．

コミュニティ主導型開発（CDD）のアプローチがさまざまな文脈で適用されている．暴力的な環境下においては，そのようなプログラムだけでは治安・司法・経済のダイナミクスを転換できないものの，その活用はそれが奉仕できる目的の範囲や違ったニーズに設計を適合させるのが比較的容易である

ボックス 4.6　信頼を回復するには目に見える結果が 2 つ 3 つ必要なだけである：内戦，組織犯罪の暴力，国内の地域的な暴力の事例

リベリア

暴力の種類：内戦，政治的暴力，犯罪・ギャング関連暴力，麻薬違法取引	
移行の機会：控え目なペースの変化，大統領選挙，強力な国際支援	**重要な利害関係者：**政府は野党・市民社会，近隣諸国・地域機関，ドナー・投資家の信頼を回復する必要があった
重要なストレス：暴力，トラウマ，不満・不信，腐敗，若年失業の長い歴史	**制度的な挑戦：**腐敗・国内の歳入が低いこと，それが政治的な統治の足を引っ張り，政府の能力を高めようという努力にとって制約となっている

リベリア政府は政府に対する信頼の回復において，管理の良いドナー・プログラムや公共財を目に見える形で提供するのに長年にわたる公共心に溢れた政府が欠如していたことに乗じた．鍵は約束したことについて具体的に言うこと――例えば，1 年以内にモンロビアで電気を回復する――と，政府が約束したことを確実に実際に実現することにある．リベリアの保健副大臣であるトーノルラー・パーピラーは WDR チームに次のように語った．「リベリアは世論を満足させるために，若干の即時措置を取った．第 1 は国連軍を使って平和と安全を保証することであった．次に大統領は無償の初等教育，無償の保健ケア，首都における電気を提供するための措置を取った．このような介入策は政府に対する信頼を醸成する助けになった[44]．同時に，政府は長期的に公共財政や司法の制度における能力を改善しようと努力した．

コロンビア

暴力の種類：内戦，麻薬違法取引，犯罪・ギャング関連暴力	
移行の機会：犯罪の増加と和平協議の失敗という状況下での予防的な措置	**重要な利害関係者：**政府，武装グループ，市民，市民社会，地域的・国際的なパートナー
重要なストレス：暴力の後遺症，犯罪網・麻薬の生産 / 違法取引の存在，主観的な社会的・経済的収奪，天然資源の富	**制度的な挑戦：**国家の勢力範囲不足，説明責任への挑戦

2002 年に政府は治安の回復を最優先課題として，暴力の影響を受けた地域について一連のかなり狭い目標を設定した．それには以下のものが含まれる．主要道路網を保護するために軍事資源を展開し，民間の自動車部隊（多くのコロンビア人は長年の間で初めて主要都市間を安全に旅行することが可能になった）を後援することによって安全な通行を回復する，殺人や誘拐を削減する，社会サービスを全国平均にまで回復させる，国家に対する信頼を改善する．選挙運動中の国中における集会や過去の努力にかかわる長所と短所のレビューが，このような目標の選定に役立った．例えば，かつての国家復興政策（PNR）[45] プログラムが指摘しているところによれば，努力がさまざまな地域にわたってあまりに薄く広がっていたので，新しい政府は小数の暴力の影響を受けた地域を選んだ．また，プログラムを実施するために広範な能力を利用した．それには治安部門の能力開発にかかわるアメリカの支援や，暴力の影響を受けた農村部におけるコロンビアの NGO やその他のドナーによる社会プログラムへの関与が含まれる．頻繁な市民の意識調査によって，政府は事態の進展について最新の情報を把握していた．

パキスタン

暴力の種類：国内地域間の暴力，政治的暴力，国境をまたぐ暴力，麻薬違法取引，超国家的なものを含むイデオロギー的な暴力	
移行の機会：2008 年と 2009 年のスワート渓谷における軍事作戦による新政府の樹立加盟を受けた限定的なペースの変化	**重要な利害関係者：**中央・州・地方政府（部族の地域を含む），疎外されたグループ，近隣諸国，国際的パートナー，国内・超国家的な過激グループ
重要なストレス：暴国境をまたぐ紛争の波及効果，超国家的なテロリズム，地域的な競争，腐敗，政治的・社会的および所得・資産の不平等，地域的な不平等，若年失業，周辺地域における天然資源の富の分割にかかわる緊張	**制度的な挑戦：**行政・治安・司法・政治の機関における説明責任と能力の制約

連邦直轄部族地域（FATA）やカイバル・パクトゥンクワ州（KP；かつては北西辺境州）から過激派を追放するために，パキスタン政府は 2009 年に軍事攻勢をかけた．それを受けて，政府は世界銀行，アジア開発銀行，国連，EU とともに，要求に取り組み，暴力の背後にある要因を理解するために評価を実施した．経済的・社会的データの伝統的な分析に加えて，評価には危機分析と FATA と KP のコミュニティの 1,000 人を超える代表者との協議が含まれていた．地方 NGO や女性グループによってフォーカス・グループの討論会も開催された．第 1 位の問題は雇用と司法制度改革であった．後者には国全体の法的枠組み（FATA ではパキスタンの他の地域とは異なる）と土地・家族にかかわる争議の解決が含まれる．この作業では過剰な約束の危険性が強調された．当初の計画は能力を考慮に入れなかったため，非現実的な予定表になっていた．評価を受けてから，パキスタンは 2010 年 8 月の洪水が引き起こした人道的に壊滅的な災害，というより直接的な挑戦に直面している．しかし，評価は依然として市民の優先課題にかかわる詳細な姿を示している．

出所：Baily and Hoskins 2007; McCandlless 2008; World Bank and ADB 2010; WDR チームによるベルリンにおける脆弱・紛争影響国のリーダーとの協議，2009；WDR チームによるコロンビアとパキスタンにおける政府高官，市民社会組織の代表者，治安要員との協議，2010；Arboleda 2010; Centro de Coordinación de Acción Integral 2010.

ことを示す良い指標になる[47]．そのような参加型の企画や意思決定，地方自治体と CDD プログラムという目的のためにコミュニティ・メンバーによって選ばれた委員会の間の協力，コミュニティによる資金管理などといった特徴は，物理的なプロジェクトが完成する以前でも，国家はコミュニティに対する態度の変化についてシグナルを発することができる．したがって，CDD プログラムは国家と社会の関係を強化し，制度に対する市民の信頼を高め，長期的な制度構築に貢献することができる（ボックス 4.8）．広範な適用の経験[48]から，CDD プログラムは特に紛争中に国家が不在であった地域を中心に，国家の勢力範囲を拡張し，社会資本を再建し，社会的連帯を強化し[49]，（女性や若者など）社会的弱者の包容についてシグナルを出し，設計によって，あるいは長期的な適合を通じて，分権化に貢献することができることが示された．

地方レベルの介入策ではコミュニティの関与が重要であるという点は，心理社会学的な支援プログラムによって例示することができる．政治的・犯罪的な暴力はともに心理的・社会的な顕著な苦痛を引き起こすことがある．リスクにさらされた人口の精神的健康や福祉を心理社会学的な支援を通じて改善することを目指した活動は，コミュニティが関与しているといっそう有効であることが判明している．例えば，1999-2001 年に紛争の影響を受けたインドネシアの地域における 2 つの心理社会学的なプログラムを評価してわかったのは，幅広くコミュニティを関与させた，より全体論的なアプローチを用いたプログラムの方が，トラウマだけに焦点を絞って医学モデルを用いたプログラムよりも大きなインパクトがあった[53]．同様に，アンゴラ，リベリア，北部ウガンダにおける児童兵士のための伝統的な癒しと浄化にコミュニティを関与させると，相互にエンパワーし合って，社会復帰に関して伝統的な心理的な取り組みよりも効果的であった．児童兵士は心理的に「除染された」と感じ，コミュニティは彼らの社会復帰をより積極的に受け入れた[54]．

紛争解決にかかわる伝統的なコミュニティの体制も，早期成果を実現するのに潜在的なパートナーになるので，それを無視するのは賢明ではない．多くの脆弱な状況下では，正義を提供するための正式なシステムは弱いか，崩壊しているかである．地方レベルではこの崩壊はコアな刑事司法制度だけでなく，土地の規制や家庭争議についても間隙を生じている．そのような間隙は人々の欲求不満につながって，アフガニスタンやパキスタンの両方ではタリバンなど暴力的な反政府運動に機会を与えてきた．同国の一部の地域では，それが地方で代替的な紛争解決制度を提供する影の存在となっている[55]．ギャングは都市コミュニティで同じような役割を果たすことができる．WDR と Fafo による暴力の影響を受けた諸国における意識調査によって，ほとんどの回答者は伝統的な当局が土地紛争を解決するのに最適な立場にいるとみている，ということが明らかになった．ただし，国家や地方の国家制度は他の重要な統治機能を果たすべきであるとも信じていた[56]（第 5 章では司法改革における伝統的制度と公式制

ボックス 4.7 多種多様な部門とコアになる目標

（時には国際支援を得た）国家プログラムは，他の別の部門における目標を達成するのにある 1 つの「部門」からの手段を用いている．このようなアプローチは――内戦から回復しつつある諸国や麻薬関連の暴力に影響を受けた低・中所得国では――多種多様な状況下で有効であり得よう．

司法と包容性の目標――治安の介入策．ブルンジでは，長期間に及んだ内戦を安定化させたアルーシャ和平プロセスの重要な部分は，2004 年に国防軍という新しい国民的な軍隊を創設したことにあった．これにはフトゥ族も軍勢の 40%を占めた．これは人口の 80%を占めるのに，軍隊から排除され，1972 年とかなり古くから軍事行動で苦しめられていたフトゥ族にとっては重要なことであった．

司法と包容性の目標――経済による介入策．ジャマイカの中心市街地は同国の犯罪・暴力問題の中心にあり，それが増加する貧困とともに，中心市街地における社会的な分断化と市民組織の弱体化にいっそうの拍車をかけている．ドナーの支援を得て政府は 2006 年に貧困層に対して，中心市街地でインフラとサービスを提供するプログラムを打ち出した．それには紛争の社会的な防止および能力の向上にかかわる中期的な介入策に加えて，短期的な紛争の緩和・解決を促進する措置が含まれている．

治安の目標――経済による介入策．モザンビークでは，一般市民が相次ぐ軍事攻勢によって被害を受けた．モザンビークの移行期には，元戦闘員と国内避難民の両方に対して援助と持続的な再定住を提供する内外共同の努力を受けて，戦後の人口移動と生計をたてる機会の欠如によって生じる可能性がある緊張の潜在性が緩和された．

治安の目標――多部門介入策．コロンビアのカリ市では，都市部における暴力の増加に対処するため，DESEPAZ（開発・治安・平和のスペイン語による頭文字）プログラムは，治安にかかわる介入策と並んで，若年層・都市部の刷新・初等教育にかかわる雇用・零細企業向けのプログラムを統合した．同プログラムは組織者の犯罪理解という点でも注目された．というのは，ほとんどの殺人は週末・祝日・夜間に発生していたので，そういう時期のアルコール販売や銃器の携行が禁止された．1994-1997 年に殺人が 30%減少したのは直接的にはこのプログラムのおかげであった．

経済の目標――司法と包容性にかかわる介入策．ボスニア・ヘルツェゴビナにおけるデイトン合意を実施するための早期の努力を経て，企業人との面談を通じて国際的なモニターにより発見されたことによると，ボスニア人・クロアチア人・セルビア人がそれぞれ多数派を占める地域との貿易は，民族別に表示されているナンバー・プレートに著しく影響されていた．そこで上級代表事務所はボスニア・ヘルツェゴビナではすべての車に対して，民族別でないプレートを交付すべきであるとの指示を発令した．このイニシアティブから数週間も経ずして，交通と貿易は急増した．

経済の目標――治安にかかわる介入策．1999 年 6 月に国連コソボ暫定使節団が創設されたのを受けて国連の事務官が観察したところでは，コソボと近隣地域との貿易は停滞していた．プリスシュティナから国境を越すまでの幹線高速道路の不安定性が障害であることがわかり，そこでコソボ治安維持部隊（KFOR）を展開して，主要な道路と通過点に沿って治安を確保することになった．輸出は 2002 年の 2,760 万ユーロから 10 年の 2 億 9,700 万ユーロへ，輸入は同時期に 8 億 5,480 万ユーロから 21 億ユーロに増加した．

経済の目標――治安にかかわる介入策．リベリアでは国連平和維持軍，国連開発計画，世界銀行のパートナーシップが，悪化した道路を修繕維持して，雨季のために同国の一部が首都から切断されることはもはやなくなり，その結果として信頼が増大している．

出所：Roque 他 2010. Economist Intelligence Unit 2008a; International Crisis Group 2007; Igreja and Dias-Lambranca 2008; Villaveces 他 2000; World Bank 1999b, 2006e; Cousens and Harland 2006; Statistical Office of Kosovo 2010; Chesterman 2004; Giovine 他 2010.

ボックス 4.8　アフガニスタンではコミュニティ主導型開発が国家と社会の関係を強化している

暴力の種類：グループ間・民族的・政治的な暴力；組織犯罪・麻薬違法取引；国境をまたがる；超国家的・イデオロギー的	
移行の動因：当初に変化に向けた大きな余地があった；ボン合意，国民大会議，大統領選挙・議会選挙・州選挙，国家開発予算	**重要な利害関係者：**中央・地方政府，治安部隊，コミュニティ・リーダー，市民社会グループ，国際的パートナー，超国家的過激グループ
重要なストレス：暴力とトラウマの後遺症，超国家的なテロリズム，犯罪網，低所得，若年失業，腐敗，男女差別	**制度的な挑戦：**行政・安全・司法・政治などの制度にかかわる説明責任と能力の深刻な制約

世界で最貧国の 1 つであるアフガニスタンは 1970 年代以降，侵略と占領，内戦，圧制というほとんど連続した時期を経験している．ソ連が侵攻する前の 1979 年にダーウード大統領が打倒されてから 2002 年のボン合意までの間，中央政府は全国的に権限をもったことはなかった．暴力と貧困という長期にわたる遺産に加えて，同国は国内紛争，テロリズム，民族的緊張，地域的・世界的な治安上のストレス，広範な腐敗といった気が遠くなるようなストレスに直面している．

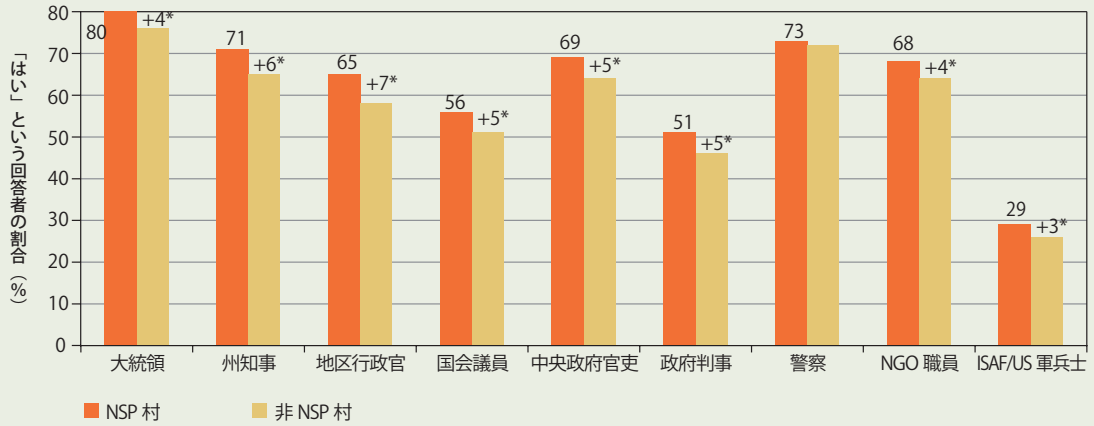
このような条件下における開発はとりわけ挑戦的である．しかし，国家連帯プログラム（NSP）というアフガニスタン最大の開発プログラムは，若干の重要な成功を収めている．2003 年に打ち出されて以降，全 34 州の 361 地区に 2 万 2,500 強のコミュニティ開発協議会（CDC）を設立し，5 万件を超える開発プロジェクトをファイナンスしている．民主的に選出された男女同数の協議会を通じて，このプログラムは村統治のための代表的な制度を構築する．典型的なプロジェクトはコミュニティの飲料水施設，灌漑用運河，地方の道路・橋，発電機など重要なインフラを建設ないし改善したり，村人に職業訓練や識字教育を提供したりしている．

経済的評価はすべての部門について一貫して高い収益率（12%以上）を示している．イギリスのヨーク大学による 2005-2006 年の中間評価によって，コミュニティ関係が改善するとともに，中央政府に対して大衆の信頼が高まっているとの顕著な証拠があることが発見された．2010 年にアフガニスタンの国家連帯プログラムの第 2 段階に関して独立的に実施されたランダム化インパクト評価はこの発見を強化した [50]．NSP 対象の 250 の村の結果と NSP にまだ参加していない 250 の村を比較するために，ランダムな比較試験を使って大規模標本の定量的評価を行ったのである．上述の独立的な評価の一環として，2007 年 10 月と 2008 年 5 月の間にある調査が実施された．その結果，協議会の選挙や地方投資の立案という単純なプロセスは，村人のあらゆるレベルの政府に対する信頼を高めたということを示していた．NSP に参加している村の政府高官に対する信頼は一律に高く，地方における有効な介入策を通じて国家機関の受け止め方を顕著に変えるのは可能であるということを示している．

さらに，ワシントン DC の戦略国際研究所の別の研究による発見によると，「CDC と部族の評議会は州政府や州議会よりもアフガン人のニーズにより感応的であるとみられており [51]，多くの場合，過去 5 年間に村人たちが目にした唯一の改善の兆候であった」[52]．

出所：Beath 他 2010; Patel and Ross 2007; Selvarajan 2008; Brick 2008; Barakat 2006.

官吏は全村人の利益のために働いているか？



出所：Beath 他 2010.

注：NSP プログラムに参加した村は中央・地方政府に対してより大きな信頼を示した．中央・地方政府の官吏は全村人の利益のために働いていると信じている，と回答した参加者が他の村の場合よりも多かった．統計的に有意な相違が非 NSP 村の棒の上部に星印を付けた割合で示されている．x 軸で，ISAF という表示はアフガニスタンに駐留している国際治安支援部隊を指す．

ボックス 4.9　ネパール：他人を連れ込む――教育における政府能力を補完する

暴力の種類：内戦，民族間及び政治的暴力，犯罪的暴力，麻薬違法取引	
移行の動因：控え目なペースの変化；2001 年の「王宮殺人」と毛沢東派活動の活発化	**重要な利害関係者：**中央・地方政府，市民社会グループ，民族的弱者グループ，国際的パートナー，地域の近隣諸国
重要なストレス：暴力・トラウマの後遺症；社会的・政治的・経済的な不平等；若年失業；腐敗；人権侵害；従来代表されていなかった人々の期待の増大	**制度的な挑戦：**封建的な構造・関連した疎外；行政・治安・司法・政治の制度にかかわる説明責任・能力の制約，各種グループの包容欠如

現場で教育を提供する広範な地方の能力が国営の教育制度よりもすでに成功していたことを 2001 年に認めて，政府は初等教育の責任を教育法の改訂を通じて学校運営委員会に移譲した（政府は 1971 年まで基礎教育の提供についてはもっぱら同委員会に依存していた）．このような委員会の責任には，資源の創出，予算の策定（政府奨励補助金，国際援助，地方の資源の組み合わせ），教員の採用などが含まれていた．相当な地方の資源が解放され，政府補助金 1 ルピーについて 1.5 ルピーのコミュニティ資金が生み出されている．

教員採用の分権化も説明責任に拍車をかけた．政府は政府指名教員のポスト数を凍結して，コミュニティが地元で教員を採用し，学業成績について彼らの責任を問えるように給与補助金を導入した．学校統治が改善したことから，教員の無断欠勤が減少し，学習成績が改善し，コミュニティからの寄付金が増加し，初等教育修了率が急騰した（1998 年の 42%に対して 2003 年には 60%）．

国は活発な紛争状態にあったが，初等教育の純就学率は 1998 年から 2008 年の間に 69%から 92%に上昇した．男女比率は 2003 年の 83%から 08 年に 98%に改善した．女子，ダリト，ジャナジャティ（ネパールのさらに低いカーストのグループ）の子供たちに対するインパクトも顕著であった．すなわち，児童の非就学率はダリトについて 2004 年の 50%から 2008 年の 15%へ，女子について 42%から 11%へ，ジャナジャティについて 44%から 11%に低下した．

出所：World Bank 2009e.

度の間の補完性を探究する）．

市民社会や信条ベースの主体も，政府の能力や勢力範囲が限定されている場合，多くの暴力的な文脈におけるサービス提供では重要な役割を果たすことができる．成功を収めた初期の多くの移行は，国家制度の信頼性に関連した非政府能力に大きく依拠している．例えば，コンゴ民主共和国では宗教団体が公立小学校の 81%，公立中学校の 77%を運営している．それはプロトコル・ベースの学校管理システムを通じたものであったが[57]，それこそ騒然とした 1990 年代を通じて学校運営を維持したものである[58]．

コミュニティもサービス提供では中心的な役割を果たすことができる（ボックス 4.9）．多くの脆弱な環境下では，保健ケア・教育・水・衛生など基本的な社会サービスの人々への継続的な提供はしばしば NGO によって確保されている．提供形態としては，政府機関が一部の社会サービスを地元 NGO に委託する[59]，国際的な NGO が地元の NGO やコミュニティ・グループと緊密に協働する，地元 NGO が政府不在のなかでコミュニティ・グループと協調するなどが含まれている．

速やかな成果を実現するのに非国家主体とのパートナーシップに向いていない 1 つの分野は治安である．非国家主体は治安努力の支援において有効であり得る．例えば，コミュニティとのパートナーシップを通じた犯罪の削減を目指すコミュニティの警備，自治体・市民社会・民間部門共同による防犯プログラム，性的暴力防止対策へのコミュニティ関与などがある（第 5 章）．これを超越して，治安にかかわる国家の独占を他人に盲目的に譲渡することは回避すべきである．新しい研究が示すところによれば，既存の社会的ネットワークは国家や競合するエリート層によって使われると，ナイジェリアにおける自警行為の推移にみるように（ボックス 4.10）[60]，紛争を扇動したり，有害な社会的影響を永続化させたりすることがある．状況は明らかにさまざまであろうが，そのようなグループが略奪的になったり，その動員解除が困難になったりするリスクは非常に大きい．ただし，武装状態のゆえに社会的な説

ボックス 4.10　ナイジェリア：治安部門における非政府能力の長所とリスク――バカシ・ボーイズ

暴力の種類：広範な犯罪・ギャング暴力，自警	
移行の動因（逸失）：不安定性と犯罪の増大	重要な利害関係者：政府，自警団，犯罪者と犠牲者，市民
重要なストレス：犯罪網，若年失業，腐敗	制度的な挑戦：警察・司法制度の能力・説明責任が低い，説明責任・能力の制約，各種グループの包容欠如

国家の有効なパフォーマンスが欠如している状況下では，自警団がしばしば安全を提供してきた．最初は妥当なことだと思えたかもしれないが，これは国家と市民の両方にとって甚だしいリスクを意味する．特に法の適正な過程という普遍的な基準を保護する（往々にして司法は略式），あるいは請願者，告発者，判事を分離する（往々にして群集力学が支配する），という点においてそういえる．

ナイジェリアには石油収入から膨大な所得があったのに，1 人当たりの所得は低水準に甘んじていて，有効な制度の発展という点でもみるべきものがなかった．1990 年代から 2000 年代前半を通じて，腐敗と説明責任のない制度がナイジェリアの政治的状況のなかでは決定的な特徴のままであった．（ビアフラ州における）かつてのような分離派の紛争は再発しなかったが，南部の石油が豊富な地域では内戦が起り，東部地域では宗教上の暴力も経験している．

1990 年代後半から 2000 年代前半にかけて，東部ナイジェリアでは自警団が跋扈した．強盗や住居侵入の多発に対する反応として，人々は夜間にパトロールをして近隣地域全体を見張る自警団を結成した．その 1 つがバカシ・ボーイズで，おかげで犯罪が減少したため，最初は政治家や世論の支持を獲得した．ある新聞のコラムニストは次のように述べた．「私は次の事実の生き証人である．すなわち，2000 年以前の 3 年間にわたって，私が住んでいたイモ州では，武装した山賊の冷酷な活動によって生活は耐えがたくなっていた．彼らは突然増加したようで，たそがれ後に外出した人には命を失うのリスクがあった．その後突如として，物事が起こり始めたのである．警察の友人であった有名な不良たちが徐々に気付いて，逃げる，あるいは命がけでとどまるようになった．家は再び安全避難所になり，夜のパーティや外出の約束がコミュニティに戻ってきた．本当にホッとした．その後，バカシ・ボーイズと警察のどちらかを選べと言われると，村人たちは前者を選んだ」[63].

自警団はナイジェリアの大衆文化――映画やカレンダーの映像――のなかで，犯罪者に対する大衆の適正な擁護者として祝福されている．ピーター・エケーなど著名な政治学者を含め，ナイジェリア社会の主流派観察者でさえ，バカシ・ボーイズを他の自警団とは質的に違うと見ていた．しかし，2002 年にヒューマン・ライツ・ウォッチは次のように指摘した．すなわち，バカシ・ボーイズはコントロール不可能で違法な集団とみられるようになっており，弱い国家が残した間隙を埋めてはいたが，政治的・商業的な敵対者を排除するために，雇うことができる冷酷な傭兵になっていた．このような非難以外では，バカシ・ボーイズの名高い作戦は，推定犯罪者に付与される法の適正な過程が欠如していたため問題含みであった．ある人類学者は次のように指摘している．「バカシ・ボーイズは恐怖に直面して取られた必要な措置に起源がある．しかし，高貴な意図は腐敗の蔓延，政治の党派性，ナイジェリアの政治的な風景の特徴となっている選挙における策謀の最中で，存在が根拠薄弱である．したがって，ナイジェリア人は自警団に移譲された権限に懐疑的なままであった」[64].

出所：Ekeh 2000; Nwana 2000; McCall 2004.

明責任が希薄になり勝ちではあるが，メンバーの採用方法が一般的には功績には基づいていないこととはあまり関係がない．国際的な支援活動における民間の警備保障会社の場合も同じようなトレードオフが存在する．例えば，イラクの連合軍はコアな国家の治安任務を託された民間警備会社による虐待に対処するという問題に直面した[61].

関連した問題として，世界中で民間警備会社が増加していることが指摘できる．それらはさまざまな機能を提供しており，モニタリング，捜査サービス，ボディガードが含まれる．これらの成長はしばしば不安感の広まりや，警察・司法に対する信頼の欠如が原因だとされている．中央アメリカでは，民間警備産業は 1990 年代に和平合意の調印を受けて劇的な拡大を遂げた．エルサルバドルやグアテマラでは，民間警備会社は時には内戦の元戦闘員を受け入れており，この地域を通して民間警備会社で働いている人々の多くは元政府部門の警備要員である．グアテマラやホンジュラスでは合法・非合法の民間警備会社は合わせて 2008 年までに，それぞれ約

12 万人と 6 万人の警備員を雇用しており，警察官 1 人に対して民間警備員 5-6 人という比率になっている[62]．グアテマラ治安会議所の会長が指摘しているように，懸念すべき動きは訓練された警備要員の深刻な不足であり，典型的な弱小会社は内陸部から農民を採用して，ほとんどあるいはまったく訓練なしで仕事に派遣するという状況に陥っている．

早期の成果は長期的な制度構築の足を引っ張らないで，むしろそれとうまく整合性を保っている必要がある．成果の選択とそれを達成する方法が重要である．というのは，それが後の制度構築の方向性を決定することになるからである．例えば，コミュニティが援助の受動的な受け取り手だとすれば，暴力防止に対して責任を負うインセンティブはほとんどもたない．もし社会的保護が海外の主体だけによって供与されているのであれば，国家制度には脆弱な市民の保護について責任を取ろうとするインセンティブは湧かないであろう．したがって，提供のためには連合を構築することが必要であり，それには国家と非国家，ボトムアップとトップダウンの両方を混合したアプローチが含まれる．そのような連合は長期にわたる制度的な転換にとってより良い下支えになる．事実，アフガニスタンの国家連帯プログラムがそうであったように，若干の早期の成果があると，制度的な転換に向けて積極的に弾みを付けることができる．1 つの暴力事件を片付けたばかりの時，あるいは初期の政治的転換をくぐり抜けたばかりの時，当該国は未だ暴力再発に関して大きなリスクを抱えたままである．そういう時点で必要なのは，正しくて社会的な政府制度を創設して，経済的繁栄の見通しを改善することである．第 5 章ではこのような問題を検討する．

フィーチャー４　インドネシア：アチェで信頼を回復する

暴力の種類：内戦，ギャング関連の暴力，自警	
移行の機会：変化に向けた顕著な余地：2004 年インド洋津波，2005 年和平合意	重要な利害関係者：中央・州政府，GAM（政治的・軍事的部隊），紛争犠牲者，ASEAN，EU，広範な国際社会
重要なストレス：天然資源の富の分布，紛争の後遺症，元戦闘員の社会復帰，津波による死亡や荒廃	制度的な挑戦：低の政治的・行政的な制度における能力や説明責任が弱い，海外からの投入にかかわる調整

和平交渉の演出において――国家的な支援と地方的な包容性の両方を形成する努力から海外支援の賢明な利用に至るまで――，インドネシアのアチェ州における和平プロセスは，30 年間に及ぶ猜疑とむき出しの敵意を経た後の，紛争の有効な防止・解決にかかわる多くの特徴を例示している．

十分に包容的な連合

和平合意のパラメーターに関する――2005 年 8 月にヘルシンキで調印された了解覚書（MOU）という形による――合意は，インドネシア政府と自由アチェ運動（GAM）との間で，慎重な仲裁下における 6 カ月間にわたる交渉の末に達成された．両サイドとも物事が円滑に進行することを確保すべくベストを尽くした．インドネシア政府を代表するチームはスシロ・バンバン・ユドヨノ大統領とユスフ・カラ副大統領がみずから精選した．非ジャワ人の十分な代表に関する GAM の懸念を和らげる意図的な努力として，コア・チームは他の州から招集された．以前のプロセスから学習していた政府は，プロセスの利益を証明するために，ジャカルタにおける広報と国レベルの広報の管理に注意を払って，国の支援を犠牲にした州の買収に焦点を当てることを回避した．フィンランドの「危機管理イニシアティブ」というフィンランドのマルッティ・アハティサーリ元大統領が率いる非政府組織が，議論の円滑化に重要な役割を果たした．

政府は紛争が国家予算にもたらすコスト――治安措置にかかわる支出（推定 23 億ドル，ないし紛争の経済的総コストの 21％）と石油・ガス輸出の減少に伴う税収の低下――と，国内の民間投資にとってアチェ州の安定性が至上命題である点を強調することによって，国レベルで和平交渉に対する支持を動員した[65]．

信頼醸成に向けたシグナル

ヘルシンキ MOU は和睦の主要な要素を明確に表現しており，過去との真の決別についてシグナルを送っている．単一のインドネシア共和国内における政治的な自律性の増大を求めるアチェの要求が，その自律性を新しいアチェ統治法という形で制度化するための規定とともに明確に述べられていた．これは幅広いスペクトルの公務に関して州地方政府に権限を付与するものである．ただし，外交，対外防衛，国家安全保障，金融・財政問題は例外であり，中央政府が管轄権を保持する．MOU はアチェの政治的な参加の増大も認めており，これにはアチェ州ベース政党の創設を円滑化する公約――他の州には付与されていない特権――も含まれている．アチェ州ではできるだけ早く地方選挙を実施するという規定も盛り込まれた．

同じく重要なのは，MOU が重要な治安・司法にかかわる懸念事項――元戦闘員の社会復帰と紛争犠牲者の援助――に対処したことである．規定には次のようなことも含まれていた．MOU 調印から 15 日以内に政治的な犯人や拘留者の解放，GAM 活動に従事していた全員に対する大赦，すべての政治的な犯人や拘留者に対する完全な政治的・経済的・社会的な権利の付与などである．インドネシアとアチェの当局は元戦闘員に対する社会復帰支援を，農地，雇用機会，社会保障（身体障害の場合）という形で誓約した．GAM は軍隊の 3,000 人全員の動員解除・武装解除について同意した．見返りに，インドネシア政府は「非基本的な」軍隊を撤退させ，ほとんどが少数民族であるアチェ人で構成される部隊を永続的に残留させることに同意した[66]．

天然資源にかかわる権利が長い間争いの種であり，MOU は次のように規定することで対処した．すなわち，現在および将来の州内における炭化水素の埋蔵物およびその他の天然資源すべてからの収入の 70％は

アチェが保持する．これは他の炭化水素生産地域が享受しているよりも有利な取引であった[67]．法の支配や人権に関する根深い恐怖に取り組むため，MOU は政府の行政府・立法府・司法府の間で統治権力の分割を規定した．

シグナルを閉じ込めるための公約メカニズム

重要な公約メカニズムは 2006 年 8 月にインドネシア国会が成立させたアチェ統治法であった．これがヘルシンキ MOU で合意された規定の多くを制度化し，アチェと中央政府の間の関係にかかわる枠組みとして機能している．

和平と経済統合にかかわる継続的な公約への取り組みに特別な努力が払われていた．アチェ和平・社会復帰支援庁（BRA）が 2006 年に知事令によって創設された．これは和平プロセスと元戦闘員，政治的な犯人，紛争犠牲者の経済的な社会復帰を監視する責任を負った主要な地方機関である．BRA はアチェ州知事の指揮下にある州機関であり，社会復帰プロセスに関する多種多様な政策や手続きの設計，資金調達，実施に関する広範な権限を負託された．

ヘルシンキ MOU を受けて創設されたアチェ監視団は，利害関係者による約束堅持を海外当事者がモニターするという適例である．EU，ノルウェー，スイス，ASEAN 5 カ国の代表者で構成された監視団が配備されて，GAM の動員解除，武装解除，GAM 兵力の社会復帰，現地から「非基本的な」警察や軍隊の撤退などを監視した．加えて，ヨーロッパ委員会は 4 つの分野（選挙支援・警察改革・司法改革・地方統治改革）における和平合意実施を援助するために，アチェ和平プロセス支援プログラムに資金供与を行った．

早期成果を実現する

アチェでは，政府は海外および地元の主体と協働して，平和構築にとって極めて重要な若干の早期成果を実現した．社会復帰と平和構築向けに公約されている資金総額は推定で 9 兆ルピアである[68]．地区別の資金配分をみれば，援助の地理的な配分が効果的かどうかの証拠になる．紛争の影響を最も受けた 4 つの地区――北アチェ，ビルン，東アチェ，ピディ――が全資金の 50％を享受した．GAM メンバー（戦闘員と非戦闘員の両方）と政治犯が直接援助のなかで最大のシェアを享受し，合わせてほぼ 4,000 億ルピアに達した[69]．

このような支給は元戦闘員や他の重要な対象グループが労働力に復帰する助けになった．世界銀行が委託したアチェ社会復帰・生計調査が示すところによると，元戦闘員がフルタイム雇用に従事している確率は文民の仲間よりも 7％高い．元戦闘員と元政治犯のほとんどは暴動に参加する前に従事していた職業――主に農業や農業賃金労働――に復帰している．さらに，同調査の発見によれば，紛争の男性犠牲者は男性非犠牲者との比較で，フルタイム雇用についている可能性が 14％高い[70]．紛争終結以来アチェでは貧困が減少しているが，特に紛争に影響された地域ではそうでない地域よりもその傾向が顕著である．ただし，州全体としては依然として全国平均におくれを取っている．

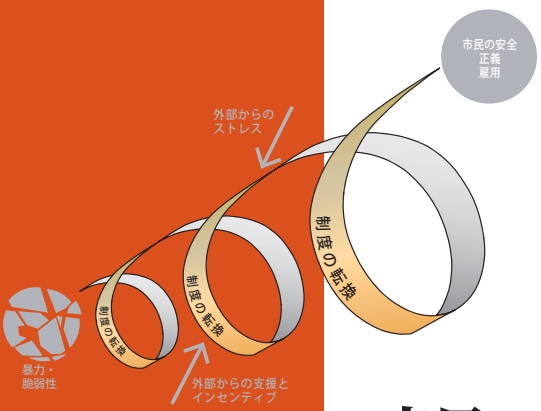
アチェはコミュニティ主導型プログラムが，地方の再建と社会的保護をどのように促進するかも示している．和平合意が調印されるとすぐに，BRA はケカマタン開発プログラム（KDP）を通じてコミュニティ・ベースの社会復帰援助を開始した．紛争犠牲者だけに対象を絞って，プログラムは 1 回の補助金交付で 2,270 万ドルの政府資金を供与し，2007 年には 1,724 の村落で運営されていた[71]．小さなプロジェクトを通じて生活条件の改善を目指している紛争に影響されたコミュニティに焦点を絞っていた．貧困の減少はプログラムに参加している村ではそうでない村よりも 11％も高くなっていた[72]．資金のほぼ 90％が私的な財の購入に向かったことを考えると，コミュニティ主導型開発（CDD）プロジェクトは緊急的な状況下では，1 回限りの現金移転を配分するには有効なメカニズムになり得る[73]．調査データが示すところでは，受領者の 88％は BRA-KDP と KDP の資金はともに，最も重要なニーズに支出されたと感じていた[74]．

出　所：Aspinall 2005; International Crisis Group 2005; Morfit 2007; MSR 2009; World Bank 2010a; Government of Republic of Indonesia and Free Aceh Movement 2005; Braud and Grevi 2005; Schulze 2007; World Bank 2008a; Barron 2010; Barron 他 2009; Morel, Watanabe, and Wrobel 2009; Government of Aceh, Syiah Kuala University, and World Bank 2008.

第 5 章では暴力に対する強靭性という制度的な転換に関するジレンマを検討する．その第 1 は時間的な枠組みにかかわるものである．「あまりにも遅い」という改革プロセスの遅れは，暴力に対する国家の脆弱性を長引かせる．しかし，制度的な転換にかかわる歴史からの教訓では，「あまりも速く」進めると逆に反発のリスクを生み出す，という警告が示されている．暴力に取り組んだ諸国は，しばしば一世代という期間にわたり改革を順序よく行っている．これは社会的なコンセンサスを得たり，社会が変化を吸収して制度的な能力を発展させたりするのを許容するためである．第 2 のジレンマは制度改革の優先順位に関することである．本章では，選挙や腐敗など幅広い問題についてだけでなく，安全と正義，及び雇用に対する各国の改革アプローチからの教訓を提示する．それは実験と適合，及びペース配分が，どうしたら現地の政治的文脈に適合した「最適な」改革の結果が得られるかにかかわるものになる．



CHAPTER 5



市民に安全と正義，及び雇用を提供するために制度を転換する

制度転換のペース設定と順序

脆弱な移行状況の下で変化を求める鬱積需要があり，暴力防止のためには正当で有能な説明責任を負う制度が重要であるということは，制度的な転換を治安と開発のアプローチに有効に結び付けることにとって重要であるということを意味する．本節では改革にかかわるペース設定，優先順位の決定，順位に関する教訓を説明する．

「あまりに多くのことを，あまりにすぐに」を回避して，「最適」を発見する

最も脆弱な状況下で多数の部門における統治の質が不足気味であることを考えると，最善のアプローチは迅速な一律の制度的な転換のように思われる．しかし，改革の範囲とスピードはそれ自体がリスク要因であり，「あまりに多くのことをあまりにすぐに」という症候群は，困難な移行期にみられる以下のような多くの兆候につながるだろう．

- 国家改革者の既存の政治的・社会的ネットワーク能力を酷使する（2000 年代初めにおけるアフリカ共和国やハイチのように）[1]．
- 状況に適合させるために十分な時間や努力を注がずに，外部の「最善慣行」モデルを移植する（例えばイラクにおけるように）[2]．
- 2002-05 年の東ティモールにおけるように，人々が生活している事実上の世界における結果指向（たとえ基本的であっても，不安定で限界的な農村部や都市部の地域におけるサービスの改善によって）ではなく[3]，首都における法律上の区域における成功を定義する産出指向（例えば法律を制定する，部門別の計画や政策を策定する，新しい委員会ないし組織上の構造を創設するなど）を採用する．
- 例えば，2001-03 年およびある程度はそれ以降のアフガニスタンにおけるように[4]，国家の組織や制度を迂回することによって短期的な成果を促進し，長期的には国家制度の構築に有害となる並行的な経路に対する努力を「保護する」．

国家と地方の改革者が制度転換について，ひとたび優先順位を付けて，目標の順序を決めれば，次の措置は単純になるように思われる．どこかに「最先端の」，「最善慣行で」，「技術的に完璧な」方法があるに違いないない．常識は「むだな努力はするな」，代わりにうまく機能するものを採用せよと教えている．したがって，国内外の主体はともに既製の国際的な最善慣行を適用する誘惑に駆られている．しかし，このような慣行は安全で，国



諮問委員会メンバーからの意見：世界開発報告 2011

ボックス 5.1 漸進的に経済改革を実験するという中国のアプローチ

呉建民・元駐仏大使，上海国際問題研究センター主席；WDR 諮問委員会メンバー

経済改革と対外開放政策のおかげで，中国は過去 32 年の間に力強い着実な成長を遂げるようになった．この政策によって中国では甚だしい変化が生み出された．中国の経済改革の成功には次の 3 つの重要な要因がある．ボトムアップ・アプローチ，漸進主義，（国家政策にすべきか否かを議論する以前に）改革を実験しインパクトを測定するという原則．

中国の経済改革は最初は地方で始まった．中国の都市化率は 1978 年には 17%であった．中国人の圧倒的な大多数は地方にいたのである．1978 年に安徽省考感村の小農 18 人が中央計画経済と決別する決心をして，秘密の契約に署名した．この契約にしたがって，農民たちは自分の自由になる土地を小さな区画に分割した．農民 1 人 1 人が自分の小さな区画の土地と農業生産に責任を負うことにしたのである．この契約はより多くの食料を生産しようという強力なインセンティブを生み出したため，より良い収穫を享受することができた．省政府はこの 18 人の農民のイニシアティブを大いに支持した．と同時に，安徽省では，地方政府の黙認を得て私企業を設立する人も出現した．しかし，他の省は非常に懐疑的であった．改革の種類が間違っていて，「資本主義的」であり，それは社会主義の中国とは相容れないと信じていたのである．

中国の中央政府は他の省に対して同じ改革を採用しろとは要請しなかった．躊躇している他の省を納得させるために，改革について良い結果を望んでいたのである．「論より証拠」である．3 年後，この改革を実施した安徽省は自分たちの食卓の上により多くの食物を享受することになった．徐々に他の省も追随した．

中国が経済改革を始めた際，人々はまったく違う考え方をしていた．進行中の改革は毛沢東主席の教えにしたがっていない，というのが多くの人々の考えであった．鄧小平指揮下の中国政府は国家政策にすべきか否かを議論する前に，改革を実験し，その利益を測定するという原則を採択した．これは不和を生むイデオロギー的な議論から，「心を解放する」ことを目指した文化革命を経て生じた考え方の変化に依拠したものである．

改革を成功させるために，われわれが最も必要としているのは人々の支持である．改革が人々に具体的な利益をもたらして初めて，われわれはそれを手に入れることができる．一歩一歩，結果に基づき，開発に関する統一的な物語が生まれた．鄧小平が正しかったことを歴史が証明し，中国人をさまざまな陣営に分裂すること，あるいは際限のない無益な議論に従事することが回避され，代わりに人々の福祉に本当の改善をもたらしたのである．

家機関の能力水準が高く機能している競合市場が存在しているような環境向けに設計されているのが普通である．暴力の連鎖がある環境というのは不安定で，制度的には不足があり，総じて部分的に機能している市場しか存在していない．したがって，「むだな努力はしない」，その代わりに最善慣行を採用するという単純な概念は，期待されるほど成功していない．

これに代わる代替策は実際的で，政治的な現実，制度的な能力，不安定性の水準に適合した最適な選択肢に焦点を当てることであろう．脆弱性や暴力との決別に成功した諸国は，海外からの解決策を自国の状況に適合させている．単なる模倣ではうまく機能しないという事実があっても，他国の経験から学ぶ価値を否定することはできない．そうすることによって，各国は利用可能な制度と能力にかかわる自国独自の組み合わせに適合した，みずからの実際的で実現可能な解決策を生み出すことができよう．適例は中国の郷鎮企業である．これらは「民間部門」の企業ではまったくなかった．そうではなく，民間部門企業が必要とするあらゆる法的・制度的な装身具なしに，民間部門企業がもっている機能（ダイナミズム，革新，投資など）の多くを提供する過渡的な工夫であった．したがって，ある 1 つの制度（民間企業）にとって環境が適正になるのを待たずに，中国政府は新しい形の企業を創出したのである（ボックス 5.1）．

市民の安全と正義，及び雇用創出という基本機能に対する早期の関心

第 2 章では，暴力に関連したストレスは安全と正義，及び経済のいずれの分野でも起こり得ること

諮問委員会メンバーからの意見：世界開発報告 2011

ボックス 5.2　制度構築には時間がかかる．最初にやるべきことを最初にしよう――市民の安全と正義及び雇用

ジョージ・ヨー外務大臣，シンガポール；WDR 諮問委員会メンバー

制度構築には時間がかかる．緊急なことを最初に片付けると，特に治安を改善し，基本的な正義を実現し，雇用を提供すれば，人々が将来に対して有望に感じるのに役立つだろう．そうなると，成功がさらなる成功の条件を生み出してくれる．実際的なアプローチを取らなければ，新しい制度は一般人の心に定着しない．初期のシンガポールにとって，実際的であることは選択肢ではなく必須事項であった．イデオロギーはわれわれにはもてあそぶことができない贅沢であった．われわれは最初にやるべきことを最初にやる，という優先順序を誤ってはならなかった．その後，経済が離陸し生活が改善するにしたがって，われわれは公的政策に関してもっと洗練され敏感になることができた．われわれには善意をもって，大小さまざまな形で支援してくれる多数の友人がいたために幸運だった．

独立してから最初の 2-3 年間，優先度は治安，法と秩序，投資・経済成長にとって好意的な条件の創出にあった．信頼がすべてであった．1 年を経ずして徴兵制が導入された．秘密結社や他の犯罪行為は抑圧された．腐敗は次第に根絶された．投資を促進するために，労働と土地取得に関する法律が早期に改正された．当時の多くの途上国における通念に反して，われわれは保護主義を回避して多国籍企業による投資を奨励した．われわれは利益が禁句になることを許さなかった．門戸を外の世界に対して広く開けること――海港，空港，通信――は必須条件であった．変化にかかわる政治を管理するのは常に挑戦的であった．途中の一歩一歩でわれわれは人々に対して，明日は今日よりも良くなるという希望を与えなければならなかった．自家保有を優先課題に掲げて，長期的な公共住宅プログラムが打ち出された．これが各家計にシンガポールの開発に関して平等な持ち分を付与することになった．同プログラムは強制貯蓄の制度を通じてファイナンスされた．国民の焦点は教育制度に集まり，人種的・宗教的な分裂を克服するのに役立った．あまりに大勢の人々を小さな島に収容するため，われわれは都市計画のスキルを開発しなければならなかった．それには次のものが含まれる．良い公共輸送，稀少な道路スペースへの価格設定による交通管理，大衆の士気に極めて重要な緑地の提供など．われわれは諸外国の経験を研究して，それをわが国独自の状況に適合させた．

このようなすべてのことが総選挙のたびに，大多数の支持が得られる形で実施されなければならなかった．鍵は人々の信頼を獲得することにあった．持ちこたえる制度というのは人々の尊敬と愛情によって維持されている．これは少なくとも一世代を要するプロセスである．制度というのは単に法律を制定したり，コンサルタントを雇ったりすることで構築されるわけではない．

を強調した．第 2 章の国別事例研究・各国改革者との協議でカバーした暴力のリスクと関連するストレスや制度的要因にかかわる研究はすべて，暴力の再発を防止し，将来の改革の基礎を築くためには，市民に安全と正義（腐敗のコントロールを含む），及び雇用を提供する制度を優先することの重要性を指摘している[5]．この優先順位は「貧しい人々の声」プロジェクトや WDR 向けに実施された国レベル調査の結果でも確認されている．すなわち，基本的な安全と法と秩序の次にくる人々の最優先課題は自分自身の経済的な生存である[6]．安全と正義，及び雇用を優先するということは，社会の発展にしたがってこのような分野で必要とされる幅広いすべての機能に取り組むということを意味するものではなく，暴力からの脱却という早期段階でこのような分野における基本的な進捗度を単に注視しておくということである（ボックス 5.2）．

本章では安全・正義・雇用の分野にわたる一連の実際的な介入策を提示する．このような介入策には市民の信頼を醸成するために早期成果を実現するものも含まれる．それは制度改革が定着するための時間を稼いだり，あるいはそのような改革を積極的に支援したりすることができるものである．所与の問題に対して実際的な解決策を提供する最適な制度的なアプローチを使う解決策も強調されている．それは状況固有の可能性もあるが，広範な手段の適合性が証明されている．早期措置と最適なアプローチはたとえ脆弱な文脈下であっても，限定的な能力で実施可能な優先的な改革と結び付いている．このような解決策は，より根本的な社会的・経済的・政治的なシフトを必要とするため，総じてもっと漸進的に適用される改革とは区別される．

ボックス 5.3 暴力に対して政治・治安・開発の面で調整された対応策――ラテンアメリカにおける都市部の暴力・地域の暴力・組織犯罪の暴力からの教訓

多部門暴力防止プログラムというのは，暴力の複雑さに対処するために，多種多様な主体を一堂に会する方法を指している．都市化が急速な地域では――開発途上世界だけでなく，高・中所得国においても――，暴力には広範なリスク要因――過密，不平等，若年失業，麻薬関連の犯罪など――が収斂しているという特徴がある．暴力は伝統的には刑事司法部門と威圧的な対応策を通じて管理されていたが，特にラテンアメリカの都市を中心に，最近の多部門アプローチはもっと統合的な対応策の利益を証明している．同アプローチは長期にわたる構造的なアプローチと，コントロール重視のアプローチの間のバランスを強調し，多種多様なストレス要因に同時に取り組むものである．地方政府やコミュニティの設計，実施，監視への関与を強調することで，暴力の原動力に関するより良い診断が涵養され，コミュニティの主体性強化が確保されている．

ブラジルのベロオリゾンテ市では 1997-2001 年に殺人率が急上昇した．暴力の被害者と加害者はともにしばしばスラム街に住む 24 歳以下の若い男性であった．ミナス・ジェライス州政府が市や非政府組織と協働して，「生き延びる」（fica vivo）というプログラムの下で防止措置を実施した．それは社会的支援，教育，スポーツに関して若者を対象にしたものであった．社会的介入策は新しい形の取り締まりを伴っていた．まず指名手配中の犯人を逮捕し，それから永続的なコミュニティ警察の拠点を設置し，住民の信頼を獲得した．対象コミュニティの 1 つにおける評価が示すところによれば，殺人が市の他の地区と比べて半年について住民 10 万人当たり 45 人も減少した．「生き延びる」プログラムは総コストに対して，99-141%もの投資収益率を達成している．

コロンビアのボゴタでは 1993-2002 年に，都市暴力との戦いについての進展について多部門戦略が賞賛された．同戦略には以下が含まれていた．市民の武装解除とアルコール消費の抑制を促進するキャンペーン，近隣地区における犯罪監視委員会，家庭内暴力を抑制し，女性に対する攻撃を削減するための家庭警察署，警察改革措置，トランスミレニオというバスを使った新都市輸送プログラムのような都市再生努力，雇用プログラムなど．評価が示すところでは，このような介入策のなかには暴力的犯罪の大幅な削減につながったものもあった．例えば，週末や休日における銃器携行制限のおかげで殺人率は 14%削減したとされている．トランスミレニオという都市再生輸送プログラムは，ボゴタの最も暴力的な地域の一部において，犯罪と暴力全体の水準を 86%激減させる功績があったと賞賛されている．警察の強化に関連した介入策や，司法制度における事件処理の遅延を軽減し，裁判を迅速化するための介入策も，暴行発生率が 76%も減少するなど，暴力的犯罪水準の顕著な削減をもたらしている[7]．

出　所：Alvarado and Abizanda 2010; Beato 2005; Fabio 2007; International Center for the Prevention of Crime 2005; Dualibi 他 2007; Peixoto Andrade, and Azevedo 2007; Guerrero 2006; Llorente and Rivas 2005; Formisano 2002; WDR チームによる法執行機関，市民社会，Brian Center (Executive Director, A Better LA in Los Angeles) との協議 , 2010.

多部門的アプローチ

本章では介入策は安全と司法，及び雇用とそれに関連するサービスといった各領域について別々に提示されている．しかし，介入策の組み合わせは各領域内でも領域をまたがっても可能であり，第 4 章で強調したように多くの場合に望ましいものである．このように，介入策は孤立してではなく，成果を実現し制度を転換するための包括的なアプローチの一環としてみるべきである．このような分野を橋渡しする具体的な多部門的アプローチは有望な成果を上げている．例えば，ラテンアメリカやアメリカの急速に都市化が進展している地域では，ギャングや麻薬に関連した暴力が「ハードな」取り締まりに向けた取り組みに抵抗しているが[8]，時とともにコミュニティ・レベルでの多部門的防止プログラムに向けた漸進的なシフトが生じている．同プログラムは短期の即効プログラム（対象を絞った取り締まり，都市基盤の整備，社会的サービス提供など）を，長期的・予防的な介入策（文化的規範の変更，代替的な紛争解決メカニズムの構築など）に組み合わせたものである．ブラジルやコロンビアは多機関アプローチを涵養するために最も集中的な努力を払っており，軍隊・警察・文民サービス機関から招集したチームを創設して，それが地方における暴力の削減や防止に関するすべての側面に取り組むべく，国と地方の合同事務所で協働している（ボックス 5.3）．この種のプログラムは省庁間の調整を要するが，結果は，その基本的な原理は他の地域で暴力に影響された地区では充分に検討をする価値があることを示唆している．

市民の安全

治安サービスの強化，及び調整は暴力防止のための制度改革において根本的な第１歩である．国連で平和維持活動を担当したジャン＝マリエ・ゲエノ前事務次長は次のように指摘している．「したがって，人々と国家の間における信頼の再確立は，国家のコアな機能，すなわち武力の正当な使用にかかわる独占を主張する能力で始まらなければならない」[9]．

国家は武力の使用についての独占を喪失している可能性がある．というのは，反乱軍や武装犯罪グループの国内における活動が免責されているだけでなく，国内の細切れの治安サービスが全体として一貫した指揮統制なしに，相互に矛盾しながら運営されている場合があるからである．ヨルダン川西岸，及びガザでは，2005 年に治安改革が実施される以前，パレスチナの治安維持部隊は多数の統制チェーンと多数の権限の下で 12 分割され，4 万人を雇用していた．武力の独占と明確な権限系統がこのように欠如していたことが，腐敗や恐喝の可能性を高める効果をもたらした[10]．警察と軍部の改革について調整されたアプローチを検討する必要性は，経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC）による 2007 年の治安部門改革枠組みのなかでも認識されていた[11]．

もし治安部隊を国益のために使い乱用を防止するのであれば，早期段階では文民による監視が重要である．政治・治安の戦略と公的財政の結び付きが必要になる．文民監視が成功するための鍵を握っている３つの要素は次の通りである．

- 政治と軍事のリーダーに国家目的の支援における治安部隊の任務を議論させる．これはコロンビアでは民主的治安政策の一環として行われた（ボックス 5.4）．それとは対照的に，東ティモールでは 2000-05 年に軍隊と警察の任務に関して対話がほとんど行われず，一部の意見では，それが 2006 年に暴力の再発につながった[12]．
- 文民統制を強化するために公的財政制度を利用する．治安部門要員は有効に仕事をするためには，明らかに給与をもらい十分に装備されている必要がある．ファイナンスについても責任を負っている．治安部隊が予算外の収入源から資金を得ていれば，文民監視は有効に機能することはできない．同じく重要なのは，治安・司法の両部門が十分かつ透明に確実に資金調達できていることが，天然資源や違法な麻薬取引からの不法収入が治安部隊に流用されるのを阻止するためには極めて重要である．治安サービスに対する予算制度の改革はコロンビアの民主的治安政策の一部になっていた（ボックス 5.4）[13]．インドネシアでは，軍部の政界における役割を転換するに当たって，予算外のファイナンス源（会社からの収入など）を削減することも同じく重要であった．パレスチナのリーダーシップは説明責任を高めるために，政治，及び治安の戦略を予算と支払いシステムを利用して補完することによって，最終的に治安部隊の細分化に取り組んだ[14]．
- 軍部に説明責任と人権の改善を公約させる．激しい作戦に展開された訓練不足の治安部隊は，コンゴ民主共和国におけるように文民を苦しめていると非難される可能性がある[15]．そのような虐待は国家の正当性にとって災いをもたらす可能性がある．というのは，市民を大事にするという政府の責務にひどく反しているからである．

紛争後には，大規模な治安部隊を維持する財源は消耗的になるが，短期的には不可避であろう．かつての敵対者の間で信頼を醸成する必要性から，好戦的な部隊については，即時に武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）するのではなく，むしろ統合することが求められるだろう．例えば，1986 年にウガンダでは内戦が終結し，その後の敵対部隊相互間で合意が成立したことを受けて，1992 年にはウガンダ復員軍人援助プログラムという動員解除・社会復帰プログラムが打ち出されたが，それ以前に戦闘員は国民抵抗軍に統合された[16]．同様に，南アフリカは治安サービスの賃金支払額を過渡的な措置として増加した[17]．代替的な生計の機会の欠如も，DRR について慎重なアプローチを支持する根拠になる．コロンビアでは，多くの元コロンビア自衛軍連合（AUC）のゲリラは DDR の

諮問委員会メンバーからの意見：世界開発報告 2011

ボックス 5.4 コロンビアにおける文民監視と民主的治安政策の確立

マルタ・ルシア・ラミレス・デ・リンコン，理事長，行動する市民の財団；元コロンビアの上院議員，治安委員会委員長；コロンビアの元国防大臣・元外国貿易大臣；WDR 諮問委員会メンバー

われわれが 2002 年に直面した挑戦はコロンビアが破綻国家になることを防止することであった．これは市民を誘拐やテロリズムから保護することを意味した．また，インフラ，道路，民主制度をゲリラ，準軍事組織，麻薬取引業者による攻撃から保護することも意味した．

ウリベ大統領の民主的治安政策は，6 カ月以内に国家の全領土にわたって軍隊と警察の配備を要請した．軍隊は単にもっと大勢の人だけでなく，警察と軍隊が単一の指揮下で運用できるように，より良い装備や，人権やドクトリンに関するより良い訓練を必要とした．これはプラン・コロンビアを通じてアメリカが協力した結果でもあった．これはアンドレス・パストラナ指揮下の前政権が打ち出したプログラムである．

最初から，われわれは防衛に関しては文民統制の強化が重要であると強調していた．防衛・治安政策に関しては軍人と協働するために国防省に文民を入れていた．これには予算配分や軍部が使う他の資源の管理にかかわる透明性向上という追加的な利益もあった．予算編成に関して治安部隊の同僚に文民が関与したことが民主的治安政策の成功に役立った．

国防省の文民統制を強化してから，われわれは 10 年間にわたる戦略計画を策定するという前例のない作業に着手した．これには大統領の治安政策の実施にかかわる進展を図示できるパフォーマンス指標が盛り込まれていた．国家治安政策について意見を出してもらうために，国防大臣として私は産業界の代表者とさまざまなイデオロギー傾向をもった学者を招集した．政策の正当性を高めるとともに，軍隊に対する信頼を醸成するという両方がその目標であった．このような協議が実施されるのは初めてのことであった．調達システム，兵站，最新技術に関して政府を助けるべく，企業家に彼らの経験の活用を要請した．

われわれの成功の正確な理由を特定するのは困難である．しかし，過去 8 年間でわれわれは国土のコントロールを取り戻した．自国の路上における誘拐に終わりをもたらした――いわゆる「奇跡的な釣り」で．また，テロリスト組織の数が減少して，彼らの復活を想像するのが困難なほどになっている．今やわれわれの焦点はこの弾みを維持することにある．近年成功をもたらした政策を追求し続けなければならない．制度を強化し，軍隊の民主的な文民統制（武力の使用に関する独占は認められ尊重される）を確保することによって，われわれはさらに前進もしなければならない．

WDR による注記：治安・司法の予算編成プロセスに注意を払うことがなぜ重要なのか？

治安と司法は開発と貧困削減に利益をもたらす必須の公共財である．国家が治安の維持と司法へのアクセスに資源を配分するのは，適切であると同時に必要なことでもある．したがって，治安・司法部門の財政管理に注意を払って，資源が合意されている優先順序に対して，透明で説明責任がある形で，有効かつ効率的に使われているようにしなければならない．

治安・司法向け支出の管理にかかわる 3 つの重要な相互に関連する要素は次の通りである．

- **公共部門の他の部分と同じく，治安・司法向け予算は部門別戦略にそって編成されるべきである．**政府は治安・司法部門全体のニーズと重要な目的，および治安・司法の各種主体が果たすことを求められている具体的な役割を特定することができなければならない．
- **資源は治安・司法部門内と治安・司法部門と他の部門との間の両方で，優先度にしたがって配分されなければならない．**パフォーマンスに関する部門別の戦略や情報は，配分プロセスにとって決定的に重要な部分である．鍵を握っている財政・経済のマネジャーおよび立法府はこのプロセスに十分関与する能力をもっていなければならない一方，プロセスはすべての適切な主体を巻き込んでいなければならない．治安・司法は資金調達に関して他の部門としっかり競争しなければならない．政府全体を対象とする公共支出分析はこのプロセスに役立つ情報を提供することができる．
- **最後に，割り当てられた資源は効率的かつ有効に使わなければならない．**これには運営パフォーマンスに関して，治安・司法サービス内部と公務員の両方による注意深いモニタリングと評価が必要である．この点で基本的なうまく機能する財政管理情報システムが決定的に重要である．さらに，モニタリングの過程で発見された違反は，非順守の環境が醸成ないし強化されることがないように対処されなければならない．購入プロセスの透明性は治安・司法においても他の分野と同じく重要である．内部監査ユニットないし国防・司法・内務の各省の監察官は，有効な資源利用の確保に関して重要な役割を果たすことができる．

出所：Ball and Holmes 2002; Harbone and Sage 2010.

プロセスを通じて，既存の麻薬取引業者に雇われた殺人者，あるいは新しい麻薬ギャングの首領や工作員として衣替えして再登場した[18]．財政コストと治安リスクの間で「最小悪の答え」としては，過渡期間には過大な治安部門を許容するということであろう．というのは，戦闘員には雇用先として他には仕事を見付けるチャンスがほとんどないからである[19]．

ゲエノも次のように指摘している．「信頼は正当性に依存しているが，正当性は有効性の関数でもある．改革された治安部隊は専門的であるとみなされる必要がある．採用と審査がおそらく唯一最も重要な要因になるだろう」[20]．採用や審査を通じて，治安部隊内部の潜伏した，不正で，腐敗したネットワークの解体も，暴力から脱却する制度的な転換を成功裡に継続している多くの諸国では，早期に実施された重要な改革である．ボスニア・ヘルツェゴビナでは 1999-2002 年に，国連ボスニア・ヘルツェゴビナ使節団（UNMIBH）は同国の法執行要員全員を審査している[21]．

虐待者の排除は間接的な専門化措置を通じてしばしば達成されている．例えば，アルゼンチンでは治安サービスについて審査は行われていなかったが，治安指名の承認に際しては過去における虐待に関する NGO の意見を受け入れなければならいため，それが過去の記録についての質問に直面したくない官吏を暗黙裡に「審査ではじき出す」ことにつながっていた．チリとアルゼンチンでは，大卒者の治安部隊への採用を利用して，専門的な基準を引き上げて，虐待者が生き残るのを困難にする環境を作り出すために，専門的な訓練を重視した[22]．

審査プログラムは次の３つの主要な方法で情勢に合わせて変えることができる．

- 審査プログラムはその標的によって異なる．過渡的な社会ですべての制度を同時に改革ないし審査したところはないし，実際には１つの制度についてさえ，すべての階層レベルで審査することは稀にしか行われない．審査を適用すべき制度とその制度のなかで選抜すべき地位の両方に関して選択が行わなければならない．
- プログラムは選抜基準の点で異なる．正確には，どのような種類の虐待をシステムは根絶することを企図しているのか？
- すべてのプログラムが，賦課する制裁という点で同じわけではない．解雇でさえ多くのさまざまな形を取り得る（それは不正だと考えられる行動への関与を開示することなく辞職する機会を与える，という比較的穏便なものから始まる）．審査による制裁にはさまざま程度の広報と，将来的にさまざまな部門での求職に対する制約が含まれ得る[23]．

移行期に治安サービスを改革する方法としては，改革に対して軍部の支持に頼るという脅かしかは取らない，という意図的な決定としばしば組み合わされている．例えば，インドネシアでは，文民政権や経済における軍部の役割は劇的に削減されたが，過去の人権侵害に関しては措置がほとんど取られなかった．チリでは，文民監視，虐待的な治安ユニットの排除，過去の人権侵害にかかわる一部の訴追が素早く実施されたが，当初の訴追は対象が絞られていて範囲が限定的であり，軍部の収入は「銅法」の下で保護されていた[24]．

女性に対する意識や治安部門改革に女性が本格的に関与することに対する関心は，成功に貢献することができる[25]．女性は広範な治安の課題により多くの性差固有の付加価値をもたらす．それには女性のサービス・アクセスの増加，性的な不祥事の減少，治安部門に対する一般市民の信頼増大などが含まれる．加えて，取り締まりに関する研究でわかったことは，女性警察官はあまり武力を使わず，潜在的には暴力的な状況を和らげるのがうまく，コミュニティの取り締まりを円滑にするということだ[26]．

ニカラグアでは，1990 年代に着手された警察部門のジェンダー改革を受けて，地域のなかで最も「女性に優しい」といわれる警察になり，性的暴力への取り組みにおける成功が高く評価された[27]．同じように，国連リベリア使節団（UNMIL）の全員女性で構成される武装警察隊はリベリアの現地警察と一緒に，犯罪防止夜間パトロールを合同で実施して，市民が抱いていた懐疑（制服警官に対する信頼は内戦によって侵食されていた）を克服するのを手助けした[28]．ナミビアでは，家庭内暴力の問題に取り組むために，警察のなかに女性，及び子供の

保護ユニットが設置された[29]．シエラレオネでは，女性被害者は訴え出て，警察の助けを求めるのに消極的であった．国連シエラレオネ使節団は警察内部に，女性警察官を含む家庭支援ユニットを創設するのを手助けした．このような犠牲者に対してより同情的な環境の整備が行われて，性的暴行について警察への通報が増加した．その 90％は女性や少女からのものであった[30]．

市民の安全は国と地方の両レベルで取り組むことができる．地方レベルではコミュニティや民間部門を巻き込めば国家と市民の間の関係が改善し，したがって暴力や紛争を防止するのに資することができる．有効な介入策には以下のものが含まれる．

- コミュニティ・パートナーシップを通じた犯罪削減によるコミュニティ取り締まり業務．コミュニティ・メンバーと協働して，犯罪やコミュニティに影響するその他の問題を発見し，対応し，解決する[31]．近隣地区取り締まりはコミュニティ取り締まりに類似している．市民中心で，コミュニティのニーズに応えるべく，地方的な連帯を表明しながら，コミュニティ・メンバーに説明責任を負う，目に見える警察力の提供を目的としている．例えば，コソボにおけるコミュニティ取り締まりは，住民・市政府・警備提供者を一堂に集めて，具体的な「コミュニティ安全計画」についての合意をもたらした．交通違反などより簡単で，それほどセンシティブでない安全問題は，即効性をもたらすために最初に取り組まれた．違法な武器の回収・解除などもっと困難な安全問題は，信頼がプロセスのなかで醸成されてから取り組まれた．住民と面談してみると，コミュニティと警察の関係や安全の意識の改善に加えて[32]，小さな安全に対する違反の削減という具体的な進展があったことがわかった．同じく，コスタリカのアティージョ市ではコミュニティ取り締まりを実施し，公衆の安全のための行動計画にコミュニティ・メンバーを巻き込んだ．実施から 1 年後，非行に対するプログラムのインパクトはさほどでもなかったが，不安感をもつ人の割合はコミュニティの 36％から 19％に減少し，警察に関する世論の受け止め方は改善した[33]．
- 民間部門は地方の犯罪や暴力の防止イニシアティブに関して，市町村政府や市民社会を支援することができる．ブラジルのリオデジャネイロの警察和解ユニットはファベーラというスラム街における威圧的で短期的な介入策を，長期的な警察の存在と社会的サービスで置き換えるために 2008 年後半に開始された．その目的は市民権と開発の促進を通じて，このような地域をより大きな都市に完全に統合することで，介入地域における地域的なコントロール強化と平和を確保することにある．その際，民間部門はイニシアティブのファイナンスを助けて，平和になったファベーラにおける社会的・経済的な発展に貢献する[34]．
- コミュニティは性差ベースの暴力を防止したり対応したりしてきている．コンゴ民主共和国における EU の軍事作戦は現地の女性組織と協働した．EU 部隊が性的暴行の事例に遭遇した際にはいつでも，後者は心理社会的・医学的・法律的な支援に関してだれにコンタクトすべきかについての情報を提供した．同国の国連使節団も特に女性に対して暴行を振るう侵入部隊に対して警告すべく，コミュニティ警告制度を確立するよう村人たちを組織化した[35]．

取り締まりと公安に取り組むのを後押しすべく，古くから確立し機能している慣行を維持しておくことは，たとえそれが非常に「技術的な」解決策でないにしても有益であろう．ハイチでは，ジャン＝マックス・ベルリーブ首相が次のように指摘している．すなわち，同国は大きな都市部があるため，先進技術装備をもつ近代的な部隊を必要としている．それは都市部では非常に暴力的なギャングや組織犯罪の精緻なネットワークの挑戦に直面しているからである．しかし，農村部では小規模な土地・財産にかかわる争議の解決に伝統的な農村部の警察が有効に機能している．精緻な技術的装備や都市部に適した任務をもつ部隊を設立したからといって，「丘を登って行って，財産や家庭の不和が暴力にエスカレートする前に解決するのは，もはや自分たちの仕事ではない，と警察は考えるべきではない」[36]．

治安改革を最優先課題にするということは，そのようなシステムのすべての側面にわたって完全に包

ボックス 5.5　困難な状況下におけるハイチでの警察の改革

暴力の種類：犯罪・ギャング関連暴力の広がり，民兵活動，組織犯罪，麻薬違法取引	
移行の機会：化に向けた大きな余地，国家や警察の新しいリーダーシップ，大きな対外支援	**重要な利害関係者：**政府，市民，国際的パートナー，警察
重要なストレス：暴力と不信の後遺症，麻薬違法取引・組織犯罪活動，低所得，若年失業，腐敗	**制度的な挑戦：**政治・司法・治安全の制度が弱い，説明責任の欠如，治安部隊に対する信頼が低い

ハイチ国家警察は過去 5 年間の間に最も信頼されない国家制度から最も信頼される国家制度に転換したが，それは国内外主体による改革案に帰することができる．改革は内部的な技術的な行為としてだけでなく，まずもってハイチのリーダーの協力を必要とする政治的なプロセスであるとみられた．彼らの政治的な支持があったからこそ，給与を支払い，警察の日常業務を支えるための財源が配分されたのである．もう 1 つの外部要因は国連ハイチ安定化使節団（MINUSTAH）であり，それが軍隊と警察の駐留を通じて国内の治安に貢献し，本格的な警察訓練プログラムの余地が許容された．

このような重要な外部要因があって，ハイチ国家警察（HNP）は MINUSTAH の支援を得ながら，部隊を専門化し，警官の士気を高め，大衆の信頼を押し上げた．既存の警官を資格審査し，新しい採用を行う手続きを施行した．警察部隊に女性を含めることには，政府と警察指導部の両者により優先度が付与された．強化された内部調査ユニットが不正事件に対しては決然とした措置を取り，警官の誠実性にかかわる価値観と必要性を補強した．（紛争後の環境下で通常みられる典型的な 2-3 週間ではなく）7 カ月に及ぶ最初の採用訓練プログラムが，他の特別研修プログラムと並行して実施された．警官 1 人 1 人が取り締まり機能を遂行できるよう適正に装備され，規則的に給与支払いを享受した．過去における腐敗や人権侵害と密接に関連した警察の制服は変更された．元警官が制服を違法活動に使用するのを防止するためであると同時に，より重要なこととして，警察における変化を象徴する公式なシンボルとしての措置であった．HNP も管理を強化し，より多くの権限を現場に委任し，事務と支援の機能を高めた．

ハイチの人々は HNP の変化を認識している．過去 1 年間に警察の仕事に変化があったか否かと 2009 年に質問されて，72%が肯定的な変化があったと回答した．また，83%は国内の治安状況は 1 年前との比較で，「大幅に」，あるいは少なくとも「若干」良くなったと回答している．洪水・ハリケーン・地震・全国的な食料暴動などの試練を受けながら，警察サービスはその都度信頼される行動を取った．2010 年 1 月 12 日の地震と余震の直後，警察はハイチの街頭で機能している唯一の政府部門となっていた．

出所：UNDPKO 2010a.

括的な改革と近代化を実現する，ということを意味するものではない．市民の安全を改善し，システムの直接的な支配を阻止する基本的な改革は，他の政治的・経済的な分野における改革を前進させることができ，より漸進的で包括的な改革と専門化が可能になるだろう．ハイチの警察は治安制度における基本的な機能と国家と社会の信頼を，非常に脆弱な出発点から発展させた適例である（ボックス 5.5）．

司法

刑事司法機能と紛争解決

経験の示すところによれば，免責を削減するためには司法機関にまたがる調整が重要であり，犯罪と暴力に取り組むためには警察と他の司法制度（裁判所，検察庁，刑務所を含む）との有効な連携が存在していなければならない[37]．2004 年以降のハイチでは警察は印象的な進展をみせたものの（ボックス 5.5），裁判所や刑務所の制度の進展が警察の能力・正当性の増大と釣り合わなかったため，犯罪者は法の適正な過程を経ずにコミュニティによって釈放されて，違法活動に引き続き従事していることがしばしばであった．これとは対照的に，ソロモン諸島地域援助使節団（RAMSI）が導入した法の支配改革は，並行的に警察改革，かつては好評を博したこともある裁判制度のさらなる発展，刑務所の改修にも焦点を置いた[38]．説明責任が能力以上に大きな制約になっているチリやアルゼンチンのように，軍政からの移行期にあるといった中所得国の状況では，治安と司法のサービス改革はほぼ同じようなペースで進展し，相互に強め合っている（変化がやや速かったり遅かったりするものがあるが）[39]．逆に，

第 3 章で指摘したように，コロンビアでは，軍と警察の能力増加に裁判所内の資源や能力の同じような増加が追いつかなかったため，全体の進展が制約された [40].

治安部隊との関係で先に議論した要員の審査は，判事や検事についても極めて重大であろう．ボスニア・ヘルツェゴビナでは，国内外のスタッフで構成された 3 つの高等司法・検察評議会（HJPC）が裁判制度を再構築して，2002-04 年に裁判官と検察官の全員を再指名した．ほぼ 1,000 個のポストについて空席が宣言され，それを埋める公開競争が行われた [41]．司法部門の専門性を改善するために間接的なメカニズムも使われた．チリでは，軍政への移行を受けて，警察の文民監視に関する迅速な措置が裁判官の昇進，及び承認プロセスにかかわる改革と組み合わされ，それが下級検察の独立性と業績ベースの高等裁判所への昇進を奨励した [42].

能力構築という面では，基本的な行政機能，陳腐化した手続きの置き換え，取扱件数処理の改善目標などに焦点を当てる方が，壮大な法律と司法改革プランよりもより良い結果を実現できる傾向にある [43]．政府やドナーは司法制度改革のアプローチにおけるこのプラグマティズムをしばしば犠牲にする傾向があり，（2001 年以降のアフガニスタンや 03 年以降のイラクにおけるように）本質的な司法の執行や基本的な制度構築よりも，法典の書き直しを優遇している [44]．地方レベルの司法サービス提供は制度改革の努力に対する信頼を維持するのに重要であり，そのためにコミュニティや市民社会とパートナーを組むのは，早期の成果と後の制度構築の間の重要な結び付きになり得る．ラテンアメリカでは，革新的な地方裁判所が人々に司法を提供するのに有効であった（ボックス 5.6）.

公式な制度ではサービスが行き届いていなかった分野で，肯定的な結果がみられた司法アクセスを増加させるための他のアプローチとしては，移動裁判所と法律事務員の活用がある．ニカラグアでは 2000 年代初めに，移動裁判所とコミュニティ・ベースの法律事務員は同制度が稼動している地域において犯罪の 10％の削減に寄与したといわれている [45]．「正義のために立ち上がれ」（Timap for Justice）という非営利団体は，シエラレオネのウェブサイトで無償の司法サービスを提供しており，重要な成果も証明している．弁護士の後ろ盾を得た法律事務員が 2003 年以降，コミュニティの紛争や不和の取り組みを支援している．定性分析の示すところによれば，Timap の介入は（特に女性を中心とする）顧客の権利主張をエンパワーしている．警察，伝統的なリーダー，裁判所の制度的な公正さと説明責任に関するコミュニティの受け止め方も，Timap の仕事を受けて改善している [46]．ドナーとシエラレオネの政府は Timap に依拠しながら，2010 年に NGO やコミュニティ・ベースのグループと共同で司法サービスについて全国的なアプローチを開発した．それには第一線の法律事務員とそれよりは小規模のコアとして支援する弁護士が含まれる.

司法（および同サービス）へのアクセスは登録されていない人々はしばしば拒否されており，社会的弱者グループにとって登録へのイニシアティブは，市民権やコミュイティ・アイデンティティに関して認知の重要な形になり得る [47]．聖エジディオ共同体のような団体は，NGO に加えて，その「忘却に対抗する万人のための出生届け」（BRAVO）プログラム [48]，赤十字国際委員会，国連児童基金（UNICEF），国連難民高等弁務官（UNHCR）などを通じて，困難な状況下での出生登録について各国当局を支援している．有効な手段に含まれるのは，出生登録と適正な身元証明については和平合意に具体的な規定を設ける，移動登録プログラムを通じて助産婦などコミュニティの「報告者」を活用する，出生届を予防接種など補完的なサービスの提供と組み合わせるなどである [49].

公式の司法制度を伝統的なコミュニティの制度で補完しても，やはり最適なものになり得る．深い包括的な司法改革が短期ないし中期で達成できることはまず稀である．司法改革の挑戦の 1 つは，移行期の早期段階で公式制度と非公式制度の間に橋を作ることにある．世界中で伝統的な制度は土地・財産・家族の問題にかかわる争議を解決している．現在の脆弱国の 80％もの人々が，さまざまな形態の治安や司法に関して非国家主体に依存している [50]．例えば，ケニアでは――土地はしばしば私人やコミュニティの紛争の種になっている．時には権利がはっきりしていても，それがゆえに紛争の原因になることがある――，伝統的な制度

ボックス 5.6　ラテンアメリカにおける革新的な法廷解決策

24 時間法廷――苦情を聞き，新たな証拠を検討する罪状認否法廷――は，刑事事件をどうしたら迅速に処理できるかを示している．一例はグアテマラ最高裁判所によって 2005 年に設立された 24 時間法廷である．これは複数機関による努力の成果であって，裁判所だけでなく，検察庁，総務省，国家文民警察，公立防衛研究所などが参加している．1 日 24 時間，1 年 365 日運営されていることは別として，24 時間法廷の利用可能性は，6 時間という限度以内に拘留者を起訴するという警察による法律の適正な手続きの順守を促進している．最初の 3 年間にわたる法廷の運営で，棄却した事件の数は 77%から 15%に低下した．すべての罪状認否のうち 50%近くが，保釈，自宅拘留，地方裁判所に毎週出頭，旅行制限など，拘留に代わる判決で終っている．麻薬消費事件は 30%から約 7%にまで減少した．また，法廷は公判の代替策の活用を増やしている．

現行犯法廷はコスタリカのサンホセで 2008 年に，刑事事件処分の回数を削減するために実験ベースで設立された．既存の法的枠組みのなかで設立されたもので，さらなる法的改革の必要はなかった．この目的には被告人が現行犯で逮捕された場合の事件を処理するための簡略手続きで，法律の適正な手続きを保証することにある．このような法廷は 1 日 24 時間 1 年 365 日開廷され，裁判官，検事，公選弁護人がいくつかのシフト制で運用されている．事件はただちに検事に引き渡されるが，検事が裁判官に即時に審問をして，略式判決あるいは予防的拘留など代替的なメカニズムの分析を要請するかもしれない．被告と公選弁護人が即決裁判を求める場合には，それはただちに行われるか，あるいは 2-3 日中に設定される．

コロンビアでは**司法ハウス**――統合された多機関によるサービス・センター――が紛争を解決するために使われている．このような司法ハウスはアメリカの国際開発庁（USAID）によって最初は 1995 年に設計・実施され，開始以来，低所得コミュニティを中心に，780 万人以上の市民を援助してきている．今では都市部と農村部の両方で全国的に要員が十分な施設が 50 カ所あり，その中には性格的に地域全体をカバーするものもいくつかある．地方的な紛争を削減し平和を維持することにかかわる成功を踏まえて，内務・司法省とのパートナーシップで 10 カ所の新しい地域的司法ハウスを建設することが計画されている．他の社会的サービスとしては平和センターがあるが，それは司法ハウスの拡大版で，コミュニティは市民権の価値，平和的な共存，紛争の平和的な解決などを奨励するプログラムにアクセスできる．最初の平和センターが 2002 年 12 月にコロンビアで最も暴力的な地域の 1 つであるバランカベルメハに開設され，今ではコロンビア全土に 15 カ所ある．

出所：World Bank 2010i; USAID Guatemala 2008; USAID 2009b.

の方が国家よりも紛争解決について広く信頼されている[51]．最近のマリでは，地方の伝統的な制度と国家の組み合わせが土地紛争を解決している．すなわち，コミュニティ・グループが競争者の間に入って裁定を下し，全当事者が裁定を管轄する県庁に登記する[52]．非公式な女性の法廷も公式な制度を補完することができる．これは一般に，女性が虐待を詳述できるように市民社会によって開催されている．グアテマラでは内戦中の虐待に関して，またレバノンにおけるパレスチナ人難民キャンプでは，1982 年のサブラ・シャティーラ虐殺の際における強姦について，日本では第 2 次世界大戦中の「慰安婦」問題について[53]，女性の法廷が使われたことがある．

ここでの教訓は伝統的なコミュニティ構造の能力に依存しながら，認知と改革のプロセスを使って，それらを公平性と国際規範を尊重する方向に漸次「引っ張る」ことにあるものと思われる．その好例として，東ティモールが伝統的な慣習法の規定を正式な法制度のなかに融合したことが指摘できる．独立後の東ティモールでは，事実上のハイブリッドな制度が出現した．地方の司法メカニズムは公式の法制度と並行して引き続き機能した．伝統的な制度に対する信頼の主因は，それが文化的な規範と遺産にしたがって紛争を解決したことと（調査回答者の 51%），公式な司法制度との比較でもさほど高価ではなく有効だったこと（同 38%）にある[54]．公式の司法制度が能力を付けてくるのに伴って，この非公式な制度をまったく置換するのではなく，政府は 2009 年に憲法の下で構想されていたように，慣習法プロセスの法的な認知に関して全国的な公開協議を開始した．金銭的な補償など慣習的な罰則は正式な法典に盛り込まれている．このプロセスには強姦などといった犯罪に適用されていた公式的なアプ

ローチと慣習的なアプローチの間の緊張にかかわる討論も含まれている[55].

腐敗

市民が国家の財源に対して公平なアクセスを確保していることについても，司法は関心をもっているということである．すなわち，腐敗に関心をもっている．グルジアでは 2003 年のバラ革命によって政権に就いたサアカシュビリ政府は，同年以降，公共部門の腐敗を締め付けた．高官の資産を公開し，密告者保護を強化し，公共財政管理や公共調達にかかわる措置を改善したのである．さらに，贈収賄を犯罪にし，刑法を施行し反腐敗省庁間評議会を設置した（これは新しい国家的な腐敗防止戦略の立案・実施が任務）．3 年後，グルジアはいくつかの世界的に実用的な統治指標でみて，腐敗防止改革国としてはトップにランク付けされた．したがって，グルジア人の 78％は過去 3 年間で腐敗が減少したと感じており，これは調査対象になった 86 カ国のなかでは最良の結果であった[56].

脆弱な状況下で腐敗と戦うために最適なアプローチを適用するに当たって，民間と国際的な力は国家制度を補完することができる．リベリアは次のことを認識していた．紛争後の時期に国有林産業を適切に監視する能力が欠如していて，伐採からの収入回収を確実にして（チャールズ・テーラー前大統領の下では，林業は納付すべき税金の 15％弱しか徴収されていなかった），違法木材の売却に伴う資金が合法な供給チェーンを通じて洗浄されないよう警戒するために，非国家能力を頼りにした．政府は民間の検査会社と，収穫ポイントから輸送を通じて販売に至るまで，すべての木材を追跡するシステムを構築・運用する，という契約を締結した．ただし，7 年後にはこのシステムは政府に譲渡されるという合意が成立していた．このシステムのおかげで政府は全税収を確保できることになった．というのは，中央銀行が税金の全額納付を確認するまでは輸出許可が発行されなかったからである[57]．同様に，インドネシアとモザンビークも腐敗に常に非常に弱い分野における効率性の向上を推進すべく，民間の関税徴収機関を活用している[58].

予算や歳出の透明性は早期に導入できる容易な変化であり，違法な資金の流れが暴力活動に流入するのを阻止するのに決定的に重要である．例えば，東ティモールの石油法は独立までの移行期のうち非常に早期に確立され，2005 年には施行されていた．資金にかかわる高度な透明性を規定し，国内石油資産の資本価値を維持するのに必要な金額だけ引き出すよう政府に勧告している[59]．石油収入の枠組みは 2005-06 年に不安定さが戻ってきた時期にあっても，頑健さを維持し国家資産を維持し，治安部門を含め各省庁の支出に関する議会と世論に対する公開報告によって補完されている．

地方のコミュニティや市民社会組織も腐敗と戦うことができる．「社会的説明責任」アプローチは自分たちの福祉に最も直接的に影響する支出をモニターするのに，市民やコミュニティにとってのインセンティブに依存している．このような手段には，支出が地方レベルで透明に公表されるコミュニティ主導型開発アプローチに加えて，市民通信簿，コミュニティ得点表，参加型公共予算編成，公共支出追跡調査などが含まれる[60]．インドネシアのアチェにおけるケカマタン開発プログラムでは，調査した人口の 88％がプログラム資金は適切に管理され，最も重要だと思われることに支出されていると信じていた[61]．マダガスカルでは，保健部門の（コミュニティ得点表を通じた）コミュニティ監視は，わずか 4 カ月間で保健サービスに対する消費者満足度の（39％から 49％へという）10％ポイントの改善につながった．得点表は給与支給の規則性や，利用者・保健スタッフ・村管理者の間の相互作用改善も後押しした[62].

断固たる改革者は同じく断固たる国際的なパートナーの支援があれば，たとえ困難な状況下にあっても，公的な説明責任や透明性について重要な進展を達成することができる（ボックス 5.7）．パレスチナ自治政府は 2002 年に，公的財政管理制度の改革に着手し，2 年もかからずにいくつかの際立った改善を達成した．すべての収入は中央財務勘定に集中され，それまでの担当省庁による裁量的で非透明な支出をなくすことになった．財務省の備品・入札部が治安関連の財政管理部門を含め省庁によるすべての購入（1 万 5,000 ドルという下限金額を超える物）に関して完全な管轄権を有することになった．治安要員に対する給与支払いはそれまでの現金支給に代えて，個人の銀行口座に直接振り込まれること

諮問委員会メンバーからの意見：世界開発報告 2011

ボックス 5.7　腐敗に対抗する経験

民間部門における腐敗と戦うための柔軟で頑健なメカニズム

モー・イブラヒム，モー・イブラヒム財団の創始者；セルテルの創業者；WDR 諮問委員会メンバー

サハラ以南アフリカ全体にわたる携帯電話ネットワークを構築・運営するために，私が 1998 年にセルテルを創設した際，好意的な友人たちは信じられないといった風に頭を振りながら，2 つのことを言ってくれた．1 つは，君は成功しないだろう．なぜならば，この貧しい大陸にはこの新技術にとって潜在的な市場がないからだ．もう 1 つは，君はあらゆるレベルのすべての意思決定者に賄賂を贈るつもりでいなければならない．

まあしかし，セルテルはまさに素晴らしい成功だった．アフリカは携帯電話に関して最も速いスピードで拡大している大陸であることを証明した．腐敗に関しては私は 2 つの単純なことをした．第 1 に，私は会社に強力で著名な評議会を設置した．それから，いかなる支払いも――当初は 3 万ドル以上のものに限定――評議会の承認を得なければならないと定めた．

この決定は贈収賄防止という会社の方針を執行するのに決定的に重要であることがわかり，現場のマネジャーたちに貴重な保護と援護を提供した．それどころか，事業運営全体にわって財政規律が高まった．評議員の素晴らしい支援と，いかなる予測不可能な資金調達の必要性に対しても迅速に対応するという約束が極めて重要であった．アフリカの高官に対して公平に言えば，社員が賄賂支払いの圧力を受けた事例の数は予想外に少なかった．3 回にわたって現地法廷で法的措置に訴えたが，すべてにおいてわれわれは勝訴した．私が学んだ貴重な教訓は，企業統治は意味があるし収益を押し上げる．会社の役員会が腐敗に関して壮大な声明を出すだけでは十分とはいえない．現場のマネジャーを強制し支持する政策を整備しない限り，声明は被信託人としての義務を果たすには空しい試みにとどまるだろう．

大虐殺後のルワンダで腐敗防止の制度を有効にする

H・E・ポール・カガメ，ルワンダ大統領；WDR 諮問委員会メンバー

大虐殺後の早い段階では，ルワンダの回復に向けた努力は経済的な回復・成長に向けて基盤を整えることに加えて，安定化，治安の回復，社会的信頼の涵養，政治制度の再建・改革に焦点が当てられていた．大虐殺と内戦から 3 年後，高潔さを回復し腐敗と戦うために制度構築の作業が本格的に始まった．そのような努力にはとりわけルワンダ歳入庁，オンブズマン局，会計検査室，国家検察庁，国家警察，ルワンダ公共調達局の創設が含まれた．これらはリーダーシップの行動規範に関する基本法など法的措置によって補完された．それらはすべて長期的な経済戦略策定に先立って整備され，わが国の脆弱な経済開発が詐取と強欲によって浪費されることがないようにされた．

われわれの経験から導かれた非常に重要な教訓は，制度構築と適切な法律が至上命題であるということである．にもかかわらず，制度や法律を有効に機能させる方が往々にしてより困難である．われわれの文脈でいえば，腐敗と戦うという公約が 1994 年 7 月に政権の座に就く政府にとっては重要な優先課題であった．容赦無用の政策を受けて，特に，公職者の辞職ないし解雇が発生した．それには挙国一致内閣のメンバーも含まれていた．この点に関しては議会と大統領府によって措置が取られ，わが国の歴史上の重要な時期に政治的な説明責任という概念を執行することとなり，徐々に有効な統治制度を涵養してきている．これは腐敗した高官を一貫して告発するという政策の継続によって補強された．振り返ってみると，上級レベルの官吏に対する措置は，批判できない者はいないということを証明しており，極めて重要であったことが明らかである．腐敗防止に向けた努力に対する世論の継続的で強力な支持が最も重要であったし，現在でも依然としてそうである．というのは、それはまだ進行中のことだからである．

になった．また，それまでの大統領府のための巨額の裁量的な振替支出は事実上廃止され，このような資金は代わってサービス省庁（保健，教育，社会問題）に振り込まれることになった[63]．

民間部門の企業もたとえ制度が脆弱な状況下であっても，腐敗リスクに対処するために，独自の実際的で最適な手続きを確立することができる（ボックス 5.7）．

雇用

民間部門の回復

民間部門から明らかになった重要な隘路の削減は，それも信頼回復に役立つことができる．もっと企業に優しい環境について企業家にシグナルを送ることによって，経済の復活をもたらし，もっと幅広い改革のお膳立てをすることができる．ビジネスに関する規制の簡素化――拡充や精緻化ではなく――を早期に強調することが有効であるのはわかっている．ボスニア・ヘルツェゴビナでは，2002 年の「ブルドーザー・イニシアティブ」と，それ以降の自主政府による「ギロチン」イニシアティブは，地方の産業界を動員して，民間部門の成長にとって著しい官僚的な障害物の除去を陳情することにつながった．ブルドーザー・イニシアティブは過度な官僚的措置の廃止を目的とした 50 の改革を 150 日間で実現し，投資環境を改善した[64]．選択的な法律改正で自由貿易をすすめ，対内投資を簡素化したことも早期に成功をもたらした．同様に，2001 年に，民間部門主導型の開発戦略の一環として，ルワンダは長いこと投資の障害になっていた契約履行の制度を解体した．国内の会社登記が 2001-04 年に年 10％で増加して，公式部門の成長率が 2003 年と 04 年にはそれぞれ 6％，7％に達した[65]．

しかし，暴力的な状況下で，企業の信頼が非常に低い場合，企業にとって適切な環境を創出するだけでは，投資を誘致するのに必ずしも十分ではない．民間部門が触媒として機能するためにはより直接的な介入が必要となる．1 つのアプローチは価値連鎖を支援することである[66]．生産者・取引業者・消費者の間の結び付きが暴力によって壊れて，社会グループ間の信頼が侵食されることがある．市場主体を一緒にして，市場トレンドに関する情報を提供することによって，このような結び付きを修復すれば，雇用を創出し社会的連帯を再建することができる[67]．また，地方企業に対して違法活動の代わりに，コソボの酪農やルワンダのコーヒーのように，正当な新しい市場との結び付きを提供することができる（ボックス 5.8）．脆弱な状況下でも新しい市場動向にとって有望なアプローチは，民間部門の革新能力を活用し，企業家が投資リスクを分担しながら，新たな製品ラインを開発するのに役立つ新しい市場動向向けに，補助金をマッチさせることであろう[68]．

基本インフラへの投資

国内外の投資家は基本インフラの整備を必要とする．脆弱な環境下では，民間部門による回復に向けた取り組みにとって電力が重要な制約となっている．しかし，電力部門の包括的な改革は不安定性のゆえに困難である．世界銀行グループによる企業調査によれば，紛争地域で活動している企業が直面する事業環境で第 1 の制約要因は電気のないことである[69]．最先端の送電線網では典型的には発電機が少なく（発電には規模の経済があって大きい方がいいからである），それは消費者からは遠く離れて立地している（燃料源である石炭，天然ガス，水力などは移送するのが高価だからである）．その設計は暴力的な紛争を想定外としている．技術的に完璧な設計は特に混乱に影響されやすく，建設に長期間を要し，そして防御が困難である．レバノンにおける電力の回復は，民間部門の雇用創出のためにも重要な，電気部門における改革と制度構築にかかわる最適アプローチの長所・短所の両方を示している．すなわち，代わりの最適なシステムはほぼすべての家計に電力へのアクセスを提供したが，長期的にはコストが高くなったのである（ボックス 5.9）．

道路修復は民間部門の回復と雇用創出の両方にとって極めて重要なもう 1 つのインフラ投資である．現地の請負業者を使い労働集約的な方法を採用することによって直接的に，市場へのアクセスを円滑化することによって間接的に，両方の目的に後押しすることができる．例えば，アフガニスタンでは，サラン・トンネル――カブールと北部アフガニスタンを結んでいる通年で使用可能な唯一の峠――が，4 年間にわたる閉鎖を経て 2001 年のボン合意

ボックス 5.8　コソボとルワンダにおける価値連鎖の発展

コソボ

暴力の種類：内戦；民族的暴力；政治・犯罪・ギャング関連暴力	
移行の動因：変化に向けた大きな余地，建国宣言，国と地方の選挙，新憲法	**重要な利害関係者：**農民，民間部門，民族グループ，地方及び中央政府，セルビア政府，地域的・国際的パートナー
重要なストレス：失業，暴力とトラウマの後遺症，腐敗，民族的分裂，麻薬違法取引，失業，低所得	**制度的な挑戦：**官民機関における説明責任・能力の制約，破壊されたインフラ，疎外の後遺症

酪農品はコソボの伝統的な消費財である．1990 年代に指令生産システムが崩壊し協同組合は解体した．多数の家計が自給自足の単位となって，自家消費ニーズを満たすために生産し，余剰を他の財やサービスと取引した．1998-99 年の紛争は生産基盤の多くを破壊し，インフラに損害を与え，人々を退去させ，民族的な分裂を拡大し，コソボ人の相互信頼や政府に対する信頼を侵食した．コソボの農業生産と経済活動が再開するとすぐに，ドナーは酪農産業を格上げするために価値連鎖の参加者と協働し始めた．価値連鎖運営者は最初に個々の農民と協働して，収量と質を改善すべくゼロ・コストないし低コストの変更を行い，それからもっと大きなグループは組合と協働して，その影響力の範囲を拡大した．その後，彼らは農民を商業的チャンネルに向けて誘導し，生産性と質を改善するためにさらにプロセスを格上げし，加工業者との結び付きを再建するのを後押しした．それと並行して彼らは加工業者と一緒になって農民に最終市場について関心をもたせ，需要に基づいて，質を改善すべくプロセスや製品を格上げし，増産し市場シェアを引き上げるよう指導している．コソボが救援から開発に移行するのに伴ってミクロからマクロに向かう仕事をしながら，ドナーと運営者は酪農部門の格上げと持続的な成長を支援した．例えば，コソボ酪農価値連鎖のプロジェクトはわずか 3 年間で，国内売上を 3,600 万ユーロ増やし，390 万ユーロの投資を受けて新規雇用を 624 人追加した．社会的連帯に対するインパクトは不明である．アルバニア系とセルビア系の両民族を明示的に含む酪農組合が設立されているが，同組合がさまざまな民族グループの参加に直接的な効果をもたらしたか否か，あるいは民族グループ間の協力を増やしたか否かについては，明瞭な証拠はなかった．

ルワンダ

暴力の種類：大虐殺；政治的でコミュニティ的で国境をまたぐもの	
移行の動因：大虐殺後には変化に向けた大きな余地	**重要な利害関係者：**小自作農，民間部門，政府，国際的パートナー
重要なストレス：コミュニティ間の緊張や民族的分裂，治安面での脅威継続――不信 / 恐怖，虐待のトラウマ・後遺症，難民・IDP（国内避難民）の帰郷	**制度的な挑戦：**司法・治安・政治にかかわる官民制度においては説明責任・能力の面で深刻な制約；コミュニティの懐疑や暴力の後遺症

ほとんどが自給自足の農民によって栽培されているコーヒーが，ルワンダの農村部では長い間重要な収入源であり，国にとっては外貨所得の源泉であった．しかし，1994 年の戦争と集団虐殺は人命の損失とコーヒーの木の破壊ないし無視が原因で，コーヒー部門に甚大な被害をもたらした．1996 年までにコーヒー生産は 1993 年水準の約半分にまで落ち込んだ．2002-2006 年にアメリカ国際開発庁（USAID）から 500 万ドルの農業関連開発援助を受けたルワンダのプロジェクトが，輸出用のコーヒー生産を押し上げ，数千人に及ぶ季節労働を創出した．

伝統的には，伝統的な輸出業者に売却する前に，農民は半洗いしたコーヒー豆から果肉を取り手で洗っていた．今日の近代的な農場は，農民に洗わないで豆を売却するように奨励している．というのは，近代的な設備でもっと効率的に加工できるからである．仲介業者を通じるよりも農場に直接売却することによって，農民は単調な手仕事を回避できると同時に，1 ポンド当たりより高額な収入を獲得できる．

この結果は驚くべきであった．2000-2006 年の間にルワンダでは完全洗浄のコーヒー豆の生産が 18 トンから 940 トンにまで激増した．コーヒーの価値連鎖への参加者の間における経済的な安定性の高まりは，民族間の距離短縮，他の民族グループに対する不信の低下，条件付き寛恕の傾向とも相関関係がある，という若干の証拠もみられる．

出　所：USAID Rwanda 2006; Boudreaux 2010; Grygiel 2007; Parker 2008; Chuhan-Pole 2010.

ボックス 5.9　技術的には完璧ではないが状況に対しては頑健：レバノンにおける最適な電力の供給

暴力の種類：内戦，宗派の暴力	
移行の要因：速やかな再建・信頼醸成の余地があるが，不安定性と暴力の脅威が継続	重要な利害関係者：市民，政府，民間部門，宗派の利害，近隣諸国の政府，国際的パートナー
重要なストレス：腐敗，宗派間の競争，暴力の後遺症，紛争の国境をまたぐ波及，地域的な政治関与	制度的な挑戦：公共サービス提供にかかわる制度的能力が弱い，包容性の取り決めが弱い

ターイフ合意（1989 年）によって内戦（1975-90 年）に終結がもたらされる頃までに，インフラの広範囲にわたる破壊と不安定性という環境がレバノンの特徴になっていた．当時，国家やその制度が基本的なサービスを提供してくれるという信頼は，人々の間にほとんど存在していなかった．電力部門は戦争中に広範な破壊でひどい被害をこうむり，料金徴収も顕著な削減を経験した．にもかかわらず，ほとんどのレバノン人は戦時中と回復期の初期段階でもある程度の電力アクセスを享受し，それ以降の不安定な時期を通じてもそれは変わらない．

戦争中でも機能する公的部門が欠如していたため，電力のほとんどは民間部門によって供給されていた．公式・非公式な民間企業 2-3 社が運営する，個人的および集団的に所有されている発電機のミックスが，公益事業市場の確立した一環となっていた．欠陥のある公共サービスが残した間隙を民間部門が埋めることができる能力は，開放され規制されていない経済と企業家精神の強い文化に負うところが大きかった．

内戦が終結して以降でさえ，民間部門は重要なエネルギー供給者として残ったままであった．内密に販売された発電機が家計と企業の両方に対して（主に停電の際）電気を供給し続け，しばしば近隣地域全体をカバーした．例えば，1994 年までに，企業の 98%，家計の 95%は民間部門からのものを中心に，24 時間無休で電気の供給を受けていたものと推定される．

小規模な民間の容量が公共部門の関与欠如が残した間隙を埋めたものの，小規模な規制のない民間による電気の供給には，長期的なシステムとしては重大な経済的・環境的な欠点がある．民間発電はレバノンの家計にとって公的発電のほぼ 2 倍のコストになる．しかも，公的電力部門はまだ改革されていない．2007 年の電力部門に対する国家補助金は国の GDP の 4%に達したものと推定される．レバノンの電力部門はこのように危機の時期における最適なアプローチの利益だけでなく，長期的な非効率性を防止するためにはやがてそれを脱却する必要性があることも例証している．

イラクで再建へ向けた取り組み最中に電力危機が発生したことから，最適で短期的な解決策が発見されたかどうかという疑問が生じている．イラクは全国的な送電線網の再建を選択したが，そのような大規模な事業における進展の欠如を受けて，電力需要の未充足率は 2003 年以降 40-50%でほぼ不変にとどまっている．イラクの政治・経済・安全にかかわる情勢は，民間部門主導の解決策を可能にする環境を生み出したであろうか？　2003-04 年にレバノンの数社が小規模な民間発電から供給を受けて，バグダッドに二次的な近隣地域送電線網を構築し始めた．イラク政府も 2005 年に短期間で需要に応じる自己の能力欠如を認識して，小規模な民間発電を促進する政策を検討した．しかし，小規模な民間の電力供給者を積極的に標的にする作戦を含め，バクダットにおける治安危機の深刻化がこのアプローチを阻止した．レバノンとの比較で，イラクにおける民間の企業家精神や 1990 年までの有効な公共サービス提供の実績が弱いという伝統があることも，過去 10 年間に民間発電の台頭がみられない追加的な理由であろう．

出所：World Bank 2008f, 2009; Republic of Lebanon Ministry of Environment 1999; UN Inter-Agency Information and Analysis Unit 2010.

から 2-3 週間で再開され，移動時間が 72 時間から 10 時間に削減された[70]．コンゴ民主共和国では，キクウットとツィカパという 2 つの都市を結ぶ橋の建設が同じような効果をもった．通行時間はそれまでの 5 日間に対して 2-3 時間に短縮され，食料，燃料，農業地帯であるキクウィトや周辺都市からダイヤモンド都市であるツィカパに輸入されたその他のほとんどの商品の価格低下につながった[71]．

雇用とその他の「最適」アプローチ向けの公的財政

しかし，規制改革やインフラ投資が雇用を実現するには往々にして時間がかかる．不安定な地域で雇用創出を目指す政府は，最初に「橋」を提供する必要があるかもしれない[72]．2009 年に世界銀行が過去 20 年間における低・中所得の 43 カ国の労働集約プログラムをレビューして発見したところによると，管理の良いプログラムは貧しい受益者の福祉と栄養に対して著しいインパクトをもつことができ，

そのようなプログラムを大規模に運営することも可能である．その例はエチオピアの生産的セーフティネット・プログラム（2006 年の受益者 700 万人）や，インドの国家農村部雇用保証法である [73]．脆弱で暴力的な状況下における労働集約的なプログラムは，高リスク状況の安定化にとって即効性があるだろう．その例としては，1990 年代以降にガザ地区で散発的にみられた雇用イニシアティブと，2 年間で 9 万人の雇用を創出したリベリアの緊急雇用プランがある [74]．アフガニスタンの国家緊急雇用プログラムは，今では国家農村アクセス・プログラムとして知られているが，早期の成功を受けて国全体に拡大され，2010 年までにアフガニスタンの全 34 州にわたって合計 1 万キロメートルを超える道路を建設ないし修復するために，1,240 万労働日を創出した [75]．

しかし，労働集約的な公共事業は脆弱な状況下では維持されることが稀である．このようなプログラムは一般的にはドナーがファイナンスするが，彼らは 2-3 年間という短期間を好む．短期の介入策に代わるものとしては，農村部における労働集約的な公共事業プログラムがあるだろう．それは農業における雇用を補完するための，季節的なものか，季節によって集中度が異なるものかである（コミュニティ主導型開発プログラムに融合できる．第 4 章参照）．あるいは，長期的な国家戦略に結び付いたプログラムである．この事例には，モザンビークで 1981 年以降運営されている支線道路プログラムと，インドの長期にわたる全国農村雇用保証制度がある [76]．公共事業プログラムが成功するためには，証拠が示唆しているところによれば，明確な目的（例えば一時的なショックないし貧困への取り組みを目的にするなど）をもち，貴重な公共財を作り出すプロジェクトを選定し，予測可能な資金調達を確保することが重要である [77]．

（短期的な）職の提供はスキルと雇用可能性を高めることで補完する必要がある．スキルが低水準だと――特にかつてギャング・メンバーや戦闘員だった場合には――，持続可能な雇用の機会が制約を受ける．国際的な経験が示すところによれば，労働市場との明確な結び付きをもたない伝統的な職業訓練プログラムは，頻繁に実施されてはいるものの有効性がない [78]．もっと有望な介入策は伝統的な徒弟プログラムや就職斡旋機会を含むプログラムであろう [79]．

初等教育を修了していない人々のためには，セカンド・チャンス・プログラム（教育相当トレーニングや生活スキル訓練など）がさらなる教育・訓練・雇用の機会にとって，重要な踏み台になる．セカンド・チャンス・プログラムはリスクにさらされている若者に対して，直接的にも（雇用確保や高賃金獲得の可能性を高める），間接的にも（人生に成功するという展望が高まり，したがってリスキーな行動に従事する可能性を削減する，という良い決定をするための情報とスキルを提供することによって）肯定的なインパクトをもたらすことがある [80]．条件付きの現金移転は技術と生活の両方にかかわるスキルの訓練や雇用機会との結び付きを通じて，犯罪者とコミュニティの両方を犯罪者の社会復帰に備えさせることに焦点を置くプログラムと連動させることができる [81]．青少年育成インターナショナルがその 1 例であり，これは十数カ国で活動しており，2 年間を限度として若者を支援している [82]．

暴力の影響を受けている諸国では農業に対する支援も必須である．紛争の影響を受けている多くの諸国では，農業は非公式部門とともに最大の雇用源になっている可能性が大きい [83]．ボスニア・ヘルツェゴビナなど比較的進んでいる経済でも，非公式雇用が総雇用の 3 分の 1 以上を占めていると推定され [84]，農業が重要な収入源となっている．例えば，農業における自営は，農村部で社会復帰して小規模農業に従事することを選択した大勢の動員解除兵にとって，支援が功を奏している．彼らは家畜や農器具（市場で転売されないようにするため最低限の保有期間を設定）およびカウンセリングを受け，それで生計を再確立することが可能になった [85]．幅広い活動がこの部門を支援しているが，それには以下が含まれる．農業サービスの強化，投入物の供給と基本的な事業スキルの訓練を組み合わせた現地農業指導プログラム，農村道路の修復，農業関連ビジネス向け環境の改善，土地と水の管理の改善，農業協同組合の組織化（農作物購入者や農業向け信用供与への接近）などである．

自営業の支援は雇用と所得の創出にとってもう 1 つの最適なアプローチである [86]．自営業を巡る主な制約には次のようなことがある．貿易を農村部に

持ち込む市場性インフラの欠如，生産性の高い技術の利用を可能にするための電力の欠如，正式な市場と職場の欠如，地方の税金・手数料が割高であること，非公式な貯蓄・金融サービスへのアクセスの欠如（アフガニスタンのMパイサなど携帯電話による金融サービスの利用により緩和が可能）[87]，適切な訓練の欠如（限定的な教育しか受けていない人々向けに設計し，読み書きや計算など基礎スキルを強調する必要がある）などである．有効性を確保し，貧困家計の債務増加を回避する観点から，自営業援助のプログラムは財政援助の供与にとどまることなく，このような制約のすべてに対処する必要がある[88]．脆弱ではあるが安定した状況下では自営業プログラムは人気があるものの，実例は多いとはいえない．（中所得国にかかわる）証拠が示すところによれば，自営業プログラムは少なくとも短期的には，求職中の若い参加者の収益性を著しく高めることができる．しかし，費用対効果と長期的な効果はまだ実証されていない[89]．

暴力からの脱却に成功した一部の事例では，資産拡大プログラム――韓国・日本における土地改革[90]やシンガポールにおける住宅プログラム（ボックス5.2参照）など――も有益であった．土地改革はこれら諸国における紛争後の安定性に貢献し，農業や輸出を優遇する政策と組み合わさって，それ以降の高度経済成長のお膳立てをした．しかし，このような肯定的な経験は政治的な抵抗と制度能力の弱さがあると，模倣が困難であることがわかっている[91]．暴力の影響を受けたコミュニティが生計を再確立して，失った資産を回復するのを手助けするための違った種類のプログラムは，非常に単純で，自分で自分の回復を支えられるように市民に対して直接的に資金を移転することである．これは政府による移転によって実施できる．アンゴラ，モザンビーク，ルワンダにおける動員が解除された元戦闘員に対する仮払い，あるいは東ティモールにおける国内避難民や復員兵に対する現金支払いがその事例である．このようなプログラムはそれまで国家の関心から疎外されていた人々に対して正義感を供与することができる．現金移転プログラムでは腐敗や漏れの可能性が大きいという共通の受け止め方があるが，長年の慣行で漏れを削減する実証済みの保護措置が明らかになっている[92]．

近隣諸国やもっと遠い海外への一時的な労働移住は，脆弱国や紛争影響国の熟練・未熟練の両労働者にとって雇用機会を提供することができ，改革の要素をほとんど必要としない．成功事例としては，紛争後のタジキスタン政権に対するロシアの援助[93]，特にオーストラリアとニュージーランドに向かう太平洋諸島の人々の多種多様な移住の流れがあげられる[94]．そのような措置としては，固定的な年間移住割当，一時的な季節的雇用，熟練・専門職の規定，教育的な奨学金などが含まれる．労働移住は労働市場における圧力を若干発散し，学校教育や新規事業設立資金など社会的・経済的な支出に使える送金を生み出すことができる．つまり，設計の良い二国間制度は重要な経済的利益を実現できるだけでなく，移民を派遣する国と受け入れる国の双方にとって経済的・社会的なコストを軽減することができる[95]．

女性の経済的エンパワメント

経済的なイニシアティブに女性を関与させると，自分の属するコミュニティの回復に貢献させることができるだけでなく，雇用と所得を生み出し，長期的なエンパワメントの基礎を築くことができる．しかし女性は暴力の主体でもあり得る．例えば，エルサルバドルやエリトリアでは，戦闘員のほぼ3分の1は女性であった[96]．しかし，もっとずっと頻繁に，第1章で説明したように，暴力は女性の生活や生計を根こそぎにする．暴力から社会的・経済的に女性が回復するのを援助すれば，女性自身だけでなく家族やコミュニティにとっても利益がある．例えば，エルサルバドルでは，土地改革に女性ゲリラを関与させたおかげで，受益者として男女両方を包容することにつながり，この問題に関する不満が後に紛争後の解決策に影響しないだろうということが確保された[97]．経済的なエンパワメントに関してネパールの違う事例では，良く考えられたプロジェクトがどのようにして，わずか2-3年間で小さいけれども顕著な社会的シフトをもたらし得るかを証明している（ボックス5.10）．

しかし，脆弱で紛争後の諸国における経済活動に女性を関与させることには，挑戦が伴わないわけではない．女性は市場への移動性と物理的なアクセスが限定的であること，市場の情報へのアクセスが不

ボックス 5.10　女性の経済的エンパワメント：ネパールにおける女性のエンパワメント・プログラム

暴力の種類：内戦，民族間・政治の暴力，犯罪暴力，麻薬違法取引	
移行の要因：変化に向けた控え目な余地：2001 年における「宮廷殺人」と毛沢東グループの活動活発化	**重要な利害関係者：**連邦・地方政府，市民社会グループ，限界的な民族グループ，国際的パートナー，地域の近隣諸国
重要なストレス：暴力・トラウマの後遺症；社会的・政治的・経済的な不平等；若年失業；腐敗；人権侵害；かつて代表されていなかったグループの期待上昇	**制度的な挑戦：**封建的構造・関連する疎外；行政・治安・司法・政治の制度における説明責任・能力の制約；女性に対する包容性の欠如

ネパールの女性は 10 年間の長きにわたる内戦や，同国南部のタライ地帯を含め，政治・犯罪・民族が主導する暴力の連続的な波から，不釣合いに多大な被害をこうむってきた．女性は人口のなかで最貧層を形成している．彼らの伝統的な社会的・経済的なネットワークは甚大な影響をこうむり，多くは紛争の結果として世帯主となったが，教育の達成度は男性のそれを大幅に下回っている．このような状況で，女性のエンパワメントは過去との決別を合図するだけでなく，持続可能な経済成長と人間開発を育むのに特に重要である．

女性エンパワメント・プログラムは 1999-2001 年にタライの 13 万人を擁する 6,500 のグループに対して，費用効果の高い訓練・支援を提供した．参加女性の生活に及ぼしたインパクトは有望である．プログラムに参加した女性のほぼ半数はある程度の識字能力を身に付け，3 分の 2 の女性は参加を契機に起業して，初めて独立した収入源を手にした．200 グループにプログラムのおかげでどのように生活が変化したかを質問すると，自信を得たことと，家庭のなかで影響力が大きくなったことに最も多くの言及があった．読み書きできるようになったことと，より大きな権利が付与されたことが次に指摘された．

出所：Ashe and Parrott 2001.

完全であること，信用やその他の金融サービスに対するアクセスが制限されていることなどに直面し，また，不利な法律を通じて制限的な態度や体系的な男女差別および疎外にさらされている[98]．しかし，このような障害は克服できないわけではない．以下のような多種多様な努力は，女性にとって不利な性差のバランスを是正するのに有効な手段になり得る[99]．すなわち，女性の金融アクセスを促進し，金融機関が女性企業家との銀行取引で儲けられるよう後押しすること（アフガニスタンなど），政府が国家的な再建へ向けた取り組みへの女性参加を公式化するのを助けることについて性差を重視したベースラインを確立すること（例えばリベリア），女性企業家に届くような訓練や経営助言の機会を促進すること（イラクとヨルダン），法改正のイニシアティブを利用して既存の男女差別的な法律を改正し，新しい法律が女性に平等な競争条件を提供するのを確保すること（コンゴ民主共和国におけるように）などの取り組みである．

体系的に，しかし漸進的にどうすべきか

市民の安全と正義，及び雇用に焦点を当てるということは，政治改革・分権化・民営化・弱者グループに対する態度の変化など，他のほとんどの改革は一定の期間にわたり順序とペースを考える必要があるということを意味する．このような改革を体系的に実施するためには，制度の網（例えば民主化には選挙以外に多数の制度的な抑制と均衡が必要になる）と社会的態度の変化を必要とする．例外もある．あるグループが民主的な参加から排除されていることが，南アフリカにおけるように，明確で，最も重要な不満の種であれば，選挙にかかわるかなり迅速な措置は道理に適っている．しかし，ほとんどの場合，体系的で漸進的な措置が最もうまくいくように思われる．

選挙は制度的な転換の手段であって目的ではない

国家や地方のレベルにおいて経済的・政治的・軍事的な影響力を振っている人々の間で相当な程度の協力がないと，選挙は幅広い目的について成功する可能性が低い．複数政党による選挙への移行は早期

段階において，短期的には紛争の可能性を高めることが示されている．ただし，非常に頑健な民主的な制度を有する諸国ではそのリスクが長期的には低下する[100]．エリート層の協力は南アフリカで実施されたように，信頼や自信を築くために事前の措置を必要とする可能性がある[101]．それとは対照的に，「勝者独り占め」というシナリオを信頼していないリーダーは結果や抗議を操縦するかもしれず，そうなると――2005 年のイラクや 2007 年のケニアにおけるように――深刻な暴力の引き金になりかねない[102]．ある程度の安定性が達成され，投票のための非抑圧的な環境が確立される以前に，選挙を実施するのはほとんど意味がない（ボックス 5.11）．

速やかな選挙が正当性の増大を実現するとは思われないような信頼と治安の悪い条件下にある場合，他の選択肢が存在する．伝統的な意思決定メカニズム（アフガニスタンの国民大会議など[103]）に依拠したアプローチが，包容性増大に向けた過渡期に使われている．1990 年代のフラン語圏アフリカにおける最高国民会議は，ほとんどの場合，社会を横断的に代表し，1 党独裁支配から複数政党による民主体制への移行を交渉するのに有効で，平和的な政権交代にとって実行可能な枠組みを提供した[104]．南アフリカの憲法制定会議や暫定行政構造の場合のように，一部の選挙によらない機構も政党や企業・労働団体の内部における討論を通じて，代表を送り込んでいるグループのメンバーに対して，相当な説明責任を果たした．選挙のための条件を整備する一方で代替的な選択肢を使うことで，民主的な慣行の文化を醸成するための時間的な余地が生まれた（ボックス 5.11 参照）

権限委譲と分権化は権力の分担を広げることができるが一歩一歩段階的なアプローチをすることが最善である

領土的な権限委譲や政治・行政・経済の分権化も権力分担の幅を広げる可能性を提供するが，注意書きが必要である．1946 年から 2008 年迄をみると，49 カ国が分離運動を経験し，暴力的な紛争に帰結した[105]．武力によって自治ないし独立に向けた運動に抵抗した脆弱国は，高価な戦争に巻き込まれるのが普通であった．そのような事例を列挙すれば次の通りである．ナイジェリアのビアフラ地方（1967-70 年），スーダンの南部地域（1955-72 年[106]，1983-2002 年），パキスタンの東パキスタン（1971 年にバングラデシュとして独立），ミャンマーのカレン族・シャン族などを初めとする小数民族（1948 年以降現在に至るまで）[107]．分権化の増大（例えば，地方代表に大幅な自治権を付与する連邦体制を通じて）を支持する議論は，中心対周辺という民族的な対立ないし分離を回避することができるというものである．例えば，シエラレオネについて，OECD は 2010 年に次のように報告している．すなわち，「分権化や権限委譲は重要な平和構築・国家建設の活動である」，また，「分権化のプロセスはシエラレオネの当初の政治構造における根本的な欠陥の一部を是正するのに大いに役立っている」[108]．

しかし，権限委譲や分権化にもリスクが伴う．OECD-DAC の “Do No Harm”（「害を与えるな」）という論文の警告によると，ドナーが政治的な文脈や能力制約に関して十分な分析をせずに権限委譲を支援すると，もし「中央の政治権力が非常に細切れになっていたり，あるいは地方の勢力群が誤解されていたりすると」，深刻な問題を引き起こしかねない[109]．同様に，証拠の示すところによれば，分権化プロセスは抑制と説明責任の措置が欠如していると，地方の民主主義は政治的な支配にかえって弱くなる懸念がある[110]．権限委譲も地方の説明責任欠如や腐敗の顕著な機会とつながって[111]，移譲された権限を地方と国家の利益を害しながら，自己利益のために使うことができるエリート層を強化ないし創出することがある[112]．

権限委譲が成功するためには漸進的な準備が必要である．治安・司法・経済の機能における「補完性」（権限は有能な最低水準に譲渡すること）の程度に関する詳細に合意することが，いっそうの中央対周辺の摩擦を防止するのに必須である．第 2 の成功要因は権限委譲された体制の地方住民に対する適切な説明責任を確保して，地方エリート層による支配の懸念を相殺することにある[113]．新しい制度に対しては，それがサービスを提供できるようにするために，十分な技術支援と財源が確実に供与されることも重要である[114]．さまざまな分権化の経験が示唆しているところによると，この 3 つの面すべてについて――政治的な取り決め，技術的な能

諮問委員会メンバーからの意見：世界開発報告 2011

ボックス 5.11　制度転換のペースを整える

選挙は万能薬ではない

ラクダール・ブラヒミ, 国連事務総長のイラクおよびアフガニスタン元特別代表；WDR 諮問委員会メンバー

私が議長をつとめる光栄に浴した国連平和活動パネルの報告書が発表されてから 10 年間が経過した．同報告書は国連軍の脱出に関して，幅広く慎重に研究された一連の平和構築と制度構築の要件が充足されている，ということをベースにして決定されるべきであると主張していた．選挙は万能薬ではないとも述べていた．過去 10 年間に正しい方向に動いているように思われる．しかし，和平プロセスにとって最大限の利益になるようにするためには，いつどのように選挙を実施すべきかについてより良い理解が得られるまでにはまだほど遠い．

新しい民主的なプロセスが，達成された脆弱な平和の足を引っ張るのではなく強化し，制度的な正当性と説明責任を促進することを確保するよう注意を払う必要がある．国や地方のレベルで工夫された政治的な参加や抑制と均衡のための制度は，まさにその性格からして，憲法制定会議，協議会，権限分担協定などさまざまな形態を取り得る．例えば，アフガニスタンの国民大会議は政治的な取引や意思決定の伝統的なシステムから正当性を導出していた（ただし，一部のアフガニスタン人とより多くの外国人は，過去の虐待に責任を負っていると考えられるメンバーの参加に関して批判的であった）．

政治的プロセスの性急さとスピードを混同しないことが重要である．アプローチがあまりに性急だと，われわれが支持を求めていることとは反対の効果を促進しかねない．イラクで 2005 年に実験された比例代表制選挙による民主主義について国際社会は高い期待を抱いていたものの，権力闘争を生み出し，宗派間の暴力を緩和するどころか増大させ，慌てて後に制定された憲法は施行がほとんど不可能なことが判明している．同様に，アフガニスタンにおける 2009 年の大統領選挙は直後の制度的な正当性の概念を補強するどころか，むしろ挑戦することになっている．

選択肢は相互に排他的ではない．もっと包容的で感応的な統治に対しては大きな世界的な需要があり，選挙はそれを提供するのに決定的に重要な手段になり得る．しかし，そのタイミングには慎重な注意が必要である．民主主義の伝統というのはほとんどの諸国で相当長期間にわたって発展してきている．今日における民主化の努力は同じく，歴史的な遺産や既存の政治的な裂け目に対する注意が必要であり，社会的転換の継続的なプロセスや，確認可能な「イベント」ではなく，抑制と均衡を提供する幅広い制度の発展としてとらえられるべきである．民主化は選挙で始まったり終ったりするものではない．

民主主義の文化を構築する

ニティン・デサイ, 社会経済問題担当国連事務次長；元書記兼主任経済顧問，インド財務省；WDR 諮問委員会メンバー

憲法や選挙は機能する民主主義のほんの始まりにすぎない．野党の権利を尊重し，やがて伝統となるような政治的行動の基準を設定する慣行の出現に多くが依存している．選挙プロセスを監督するための独立的な選挙管理委員会にかかわる憲法上の規定でさえ，独立性が有効になるためには成文化されていない作業慣行が必要となる．それがインドの経験であった．インドでは，パンディット・ネルーや初期の議会指導者が示した議会の規範尊重が，脅迫されたわけでは少しもなかったのに重要な標準を設定したのである．つまり，野党の指導者は政府のトップに同じような尊敬をもって処遇され，有効に機能できるよう公共サービスを享受する権利を付与されている．

伝統は発明することもできるかもしれないが，文書化されておらず，政治力バランスの変化に適応できる若干の柔軟性が残されている場合に最も有効である．このような伝統はイギリスやアメリカのような古くから確立している民主主義の模倣から生まれてくる．文書化されるべきでないことに関して，その知識はどうやったら分かち与えることができるか？　おそらく紛争後の解決策の当事者に対して，インドを適例とする「時の経過」という試練に耐えてきた途上国で，民主的なプロセスがどのように機能しているかを示すことによってであろう．多分，それがこれら若い民主主義自身が紛争後の努力に貢献できることであろう．

ボックス 5.12　権限委譲や分権化は紛争管理に役立つが，漸進的に実施する方がいい

暴力の種類：政治的・宗派的暴力	
移行の要因：進展の余地――聖金曜日の合意，権限分担の機会を提示した国民投票	重要な利害関係者：イギリスとアイルランドの政府，北アイルランドの政党・武装勢力 / 集団，市民，海外在住者
重要なストレス：政治力・経済力に対する不平等なアクセス，宗派的緊張，差別の受け止め方	制度的な挑戦：治安・司法の制度における包容性・説明責任が低い，信頼が低い，司法外紛争解決の後遺症

多くの中心対周辺の紛争――グループが自治を獲得するために，あるいは国家から分離独立するために，暴力行為に走っている状態――では，政治力の移譲が紛争を解決し，あるいは法と秩序を回復し，地方政府と中央政府の関係のバランスを調整するための，可能な解決策として提案されてきている．

しかし，権限委譲は地域的な緊張にとって自動的な回答ではなく，時には紛争を増幅することがあり得る．北アイルランドでは，1921 年のアイルランド分割だけではなく，新しい北アイルランド議会への権限委譲と中央対周辺の関係に対する影響も，紛争を大きくした．ユニオニスト（統一派）が自分たちはイギリス人であることを再強調する必要性を感じる一方，カトリック系の少数派は自分たちにほとんど保護措置を提供してくれない政治構造に対して信頼を失った．

北アイルランドでは，新しい権限委譲のプロセスが聖金曜日合意の主眼であり，信頼が醸成されるように漸進的に導入されることになっている．合意は 1998 年に調印されたが，アイルランド共和国軍（IRA）の武器廃棄と治安改革は 2005 年まで完了しなかった．また，警察と司法の北アイルランド議会への権限委譲が最終的に完了したのは 2010 年 3 月 8 日のことであった．

出所：Barron 他 2010.

力，資金調達の十分な説明――同時に成功を達成するのは困難であり，北アイルランドの経験におけるように，順序に関する合意が極めて重要である（ボックス 5.12）[115].

過去の犯罪を認める移行期における正義

一部の諸国は健全な新しい形態の国家を定義するための伝統的な司法措置を通じて，早々と過去の罪に対処している．ドイツは第 2 次世界大戦後に過去に取り組む意図的な努力をした．それには高等学校の課程で全体主義の危険性や大虐殺の非道さに対して焦点を当てること，全国に追悼や教育の場所を設立すること（かつての強制収容所を含む）などが含まれる [116]．移行期における司法手続きを早期に制定した他の諸国には，独裁体制から脱却して移行期にあったアルゼンチンとチリが含まれる．アルゼンチンでは，真実に関する委員会 [117] と被害者向けのさまざまな補償プログラムに加えて，軍事政権のリーダーが裁判にかけられて，大規模な人権侵害で有罪を宣告された．最初のプロセスは動揺したため 10 年間にわたり停止されたが，人権侵害の告発は再開しており，現在では 600 件以上に達している [118]．チリの経験も大差がない．真実追求 [119] と補償に引き続いて，600 件以上の告発が行われ，これまでのところ 200 件を超える有罪判決が出ている [120].

他の諸国は告発や公式の司法プロセスをあまり頼りにしていない．暴力から有望な脱却を図った 5 カ国（カンボジア，モザンビーク，ルワンダ，南アフリカ，ベトナム）における移行期の司法アプローチを比較してわかったことは [121]，非司法的な措置には真実解明の委員会 [122] と犠牲者に対する補償プログラム [123] に加えて，身元調査 [124] や伝統的ないし地方的な司法措置 [125] などの行政処分などが含まれる，ということだ．アプローチにかかわる相違は顕著であるが，アプローチと安定性の達成度との間には明白な関係はなかった [126].

虐待があまりに大規模すぎて正式な司法制度では対処不可能な場合，特別な手続きが正当化されるだろう．少なくとも 80 万人が仲間の市民の手で死亡した大量虐殺を受けて，ルワンダはこのような挑戦に直面した．1994 年 11 月，国連安保理事会は国際法違反で非難されている人々を告発するために，タンザニアのアルーシャに国際法廷を設置した．一

方，ルワンダ自身の刑務所は大量虐殺関連の犯罪で非難されている12万人で破裂しそうな状態となり，この裁判を取り仕切るのにわずか15人の判事しかいなかった．この状況を受けて特別な措置が必要になった．ルワンダの解決策は伝統的なコミュニティの紛争解決制度であるガチャチャを採用して，25万人以上のコミュニティ・メンバーを1万2,000以上のコミュニティ法廷のパネルで職務が遂行できるよう訓練することであった．ガチャチャは拡張した司法取引の原則に基づいており，制裁と融和の両方の要素をもっている．2011年には150万件強を処理して終結するものと予想されている．それは議論を呼ぶアプローチであったが，国際法廷で今のところ有罪はわずか30件で，国内の司法制度が著しく衰微していて，刑務所が定員を超えて満杯であるため，膨大な圧力に対処するためにはコミュニティ・プロセス以外にほとんど選択肢がなかったのである[127]．

経済改革――適度に

暴力の連鎖から脱却するためには経済改革が必要であるが，「あまりに遅すぎる」と「あまりに早すぎる」というトレードオフの犠牲になってはならない．脆弱で紛争に陥りやすい状況というのは，往々にして多くの構造的な経済問題を共有している．1人当たりGDPが低い，財政不均衡，混沌とした規制，農業・天然資源に対する依存度が高い，非識字率が高い，人口の急増，物理的なインフラの不足などがそれである．すべてが暴力のリスクを高めるが，あまりに急いで対処することも暴力を再燃させる，あるいは社会的亀裂を深めるというリスクを高める．投資家にとって重大な問題は「著しい下方へのリスク」があるということである．これは次のことを示唆している．治安も含めて全体の軌道に関して確実性を伝えることに比べると，個別の経済政策は当初は重要性が低い可能性がある[128]．ほとんどの経済改革は本当の，あるいは主観的な「勝者」と「敗者」を生み出す．社会的な緊張に特に敏感な改革分野には土地と水へのアクセスが含まれる．したがって，成長にかかわる分配の側面に注意を払うことが重要である．

マクロ経済政策については，実行可能で優先順位を付けた改革を漸次導入すれば，適正な水準で息つく余裕が許容され，政治的な反発のリスクを犯すことなく根本的な制度改革が可能になる．漸進主義的なアプローチを採用することに伴う利益は，モザンビークの例で明白である．それは1992年の和平合意を受けた早期のマクロ経済改革が，財政危機の克服に焦点を当てて，ハイパーインフレを抑制し，安定性という状況を生み出し，より深い改革を実施するのに必要な自信と信頼を醸成した[129]．早期の改革に向けた努力が有効であるためには，1つのサイズですべてに合うという解決策を試みるのではなく，一定の状況下における具体的な政治的・経済的な状況やマクロ経済的な問題を反映していなければならない．例えば，コンゴ民主共和国の政府は2002-04年にハイパーインフレを抑制するために，財政スタンスの極度の引き締めを含む決然とした安定化政策を実施した．一方，ボスニア・ヘルツェゴビナは紛争後の早い段階で通貨委員会を採用して，中央銀行が貨幣の印刷に走るのを阻止した．

経験が示唆しているところによれば，経済成長を目的とする民営化は漸進的に実施した方がいい．経済的資産を公的な手から民間の手に移すことには2つのはっきりした動機がある．1つは財政上の話で，損失を食い止める，あるいは資産売却で収入を得るためである．もう1つは生産性の話で，経済成長に拍車をかけるためである．動機について明確であれば共通の過ちを避けるのに役立つ．赤字を垂れ流している不必要な企業の閉鎖は早期の優先課題になり得る．しかし，必要なあるいは貴重な国家資産の早期ないし性急な民営化は大きなリスクを犯すことになる．脆弱な環境下における民営化に向けた努力のレビューが示唆するところによれば，そのような改革は慎重に準備されていなければならない[130]．これは長いプロセスになることもあるが，利益に関する透明性と，それに関する期待を管理し，敗者を適応させることの両方によって後押しすることができる．

疎外されたグループに対する対応の変化が極めて重要であるが時間がかかる

社会的グループ間の水平的不平等との戦い[131]はとりわけチャレンジングである．というのは，「疎外する人々」の間に深くしみ込んでいる習癖・態度・仕事のやり方などを，逆転させる行動の変化が

要求されるからだ．Frances Stewart は直接的アプローチ（特権グループに対して），間接的アプローチ（グループ間の相違を削減するため），統合主義的アプローチ（グループ間の境界を壊すため）を区別している[132]．

疎外の歴史は，雇用や教育における優遇割当など過去の後遺症を是正する措置を巡って，鬱積した需要を生み出す．リスクは既存の格差をより永続的かつ顕著にして，実際に統合を遅らせかねないということである．Pratap Mehta はこう主張している．「紛争の緩和ないし防止にかかわる最善の方法は，権利や市民権に関する質問に対して，人がどの特定のコミュニティに属しているのかという質問から，徐々に離脱してゆくように政治的な構造やアイデンティティを創造することである」[133]．積極的な差別是正の措置プログラムの実施は，腐敗という受け止め方に加えて，それに対する反対の盛り上がりをしばしば連想させる．

経済的なエンパワメントを超えて男女平等に取り組むのも時間を要する．男女の役割や関係は紛争の時期にも変化し，社会的な進歩というシグナルを送っているようである．しかし，そのような進歩は家族やコミュニティが脅かされている場合には，維持されなかったり，伝統的なアイデンティティや規範への回帰によって帳消しにされたりする可能性がある．実際に経済的な現実が 1 つの方向に押しているのに，社会的な伝統は別の方向に引っ張っていることがある．多くの諸国で暴力によって寡婦となった女性の経済状況は，職や事業機会を模索する必要があるということを意味するだろう．ところが，社会的な諸々の事情によってそれが困難なことがある．アフガニスタンの国家連帯プログラムの経験は，女性の公的な分野への参加が可能になるプログラムには大幅な潜在的利益があることを示しているだけでなく，社会的・文化的な変化には時間がかかることも示している（ボックス 5.13）．

教育・保健改革は極めて重大な中期的な挑戦である

教育制度は紛争を緩和し平和構築に貢献する長期的潜在力があるが，暴力的な環境を悪化させ永続化させる懸念もある．それは紛争や脆弱性にかかわるさまざまな要因に加えて，政策・設計・実施に向けた取り組みのニュアンス如何に依存している．例えば，アフガニスタンで 2002-03 年に国際的に展開された教育キャンペーンは，教育カリキュラムから嫌悪や非寛容のメッセージを除去することに失敗した．このような非寛容の社会化は長期的に，社会的緊張を悪化させる可能性のあることが懸念される[134]．逆に，ボスニア・ヘルツェゴビナでは，国際社会は教育内容から分裂を生むようなメッセージを排除すべく意図的な努力を払った．しかし，教育を外からの政治問題にすることに対する懐疑が大きくなるという意図せざる結果を生み，事実上，現地の分裂を一層悪化させた[135]．

教育は教室のドア内に止まる必要はない．親の行動，家庭環境，若者が親（あるいは親の役割を果たしている保護者）につながっていると感じている程度は，若者の生活のなかで最強の保護要因になっているか，あるはリスク要因の 1 つになっているか，のいずれかであることがわかっている．証拠が示すところによれば，前向きの，健全で，保護的な親子の相互作用を促進する家庭ベースの子育て訓練への投資は，家庭内暴力，若者が不良仲間と付き合う程度，アルコール・薬物の乱用，退学，逮捕を削減することができる[136]．したがって，子育て訓練は若者の間でリスキーな行動を防止するのに最も費用効果の大きい方法の 1 つである．

保健サービスの改革や国内人材の訓練が何年もかかる場合，移行期間においては国際的な能力を利用して公共サービスを提供すれば，長期的に自国の能力を構築する余裕を生み出すことができる．東ティモールは 1999 年の国民投票後，深刻な健康問題，破壊されたインフラ，訓練を受けた人材の実質的な欠如に直面した．ただちに保健サービスの抜本的な改革を追求する代わりに，暫定保健機構は各地区ごとに国際的な NGO と協定を締結して，合理的なプランの策定，提供のモニタリング，保健スタッフの新しい一団の訓練に焦点を絞った．東ティモールのモデルは明確な目標を設定し，結果を重視する 100 日間の計画サイクルを使うことによって学習環境を涵養し，その目標を達成することによって信頼と能力を構築した．時の流れにしたがって，政府は NGO を段階的に排除し，保健サービスの責任を取り戻した．同プログラムには欠点もあったが――とりわけ単位当たりの高コスト――，当面のニーズ

ボックス 5.13　開発アプローチによっては最も脆弱な環境下でも女性をエンパワーすることができる

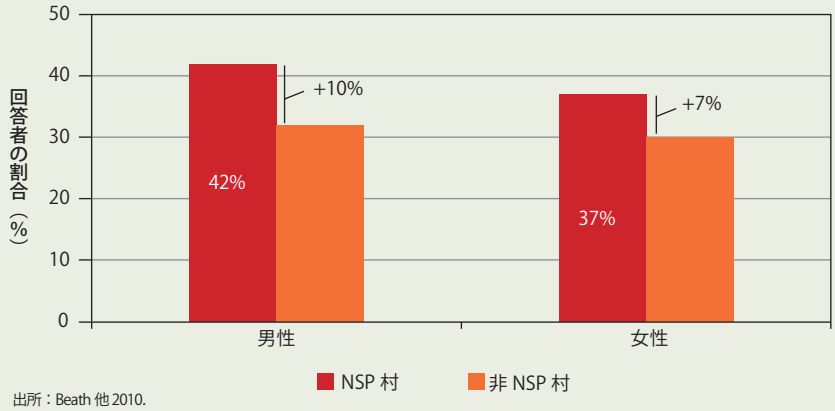
アフガニスタン

暴力の種類：グループ間・民族的・政治的暴力；組織犯罪・麻薬違法取引；国境をまたぐ；超国家的イデオロギー	
移行の要因）：初期に変化の大きな余地；ボン合意；国民大会議；大統領・国会・地方選挙；国家開発予算	**重要な利害関係者：**連邦・地方政府，治安部隊，コミュニティ指導者，市民社会グループ，市民，女性，国際的パートナー，超国家的過激派
重要なストレス：暴力・トラウマの後遺症，国際的テロリズム，犯罪網，低所得，若年失業，腐敗	**制度的な挑戦：**行政・治安・司法・政治の制度における説明責任・能力の深刻な制約；女性の代表欠如

アフガニスタンでは性差が 1 世紀にわたり最も政治化されている問題の 1 つとなっている．アフガニスタンの成人女性と少女は現在でも依然として，社会における女性の役割と地位に関する差別的な見方のゆえに，苦悩や屈辱及び限界化に直面している．保健・教育・資源にかかわるアクセス・コントロール，経済的機会，政治的な権限や発言力などの面で，男女格差には大きなものがある．同国最大の開発プログラムである国家連帯プログラム（NSP）は，民主的に選出されたコミュニティ開発協議会（CDC）を通じて全国中の村落で運営されている．推進役をつとめているパートナーによる動員を通じて，女性が投票に参加する一方，CDC に多種多様な形態を許容して，よりバランスの取れた男女参加を可能にしている（混成 CDC，男女混成 CDC ないし男性だけの本格的 CDC と協議する女性委員会に報告する混成並行委員会（男女各 1 名））．独立的な評価で厳格な研究設計を使った NSP 村と非 NSP 村を比較した結果が示唆するところによると，コミュニティ・プロジェクトの決定に女性が関与していると，リーダーシップの役割を果たしている女性に関する男女両方の受け止め方が改善する（図参照）．これが解決策として提唱されているわけではないが，包容性という文化的にむずかしい問題に関してでさえ，漸進的な措置は漸進的な進展につながり得ることを示している．

図 A　コミュニティ生活における女性の役割に関する意見：「男女の両方から尊敬されている女性が村にいるか？」

村で尊敬されている女性がいると思っている男女は，NSP に参加している村の方が同プログラムに参加していない村よりも多い．統計的に有意な差は各バーの上の%比率で示されている．



出所：Beath 他 2010.

出所：Beath 他 2010; UN Assistance Mission in Afghanistan and UNOHCHR 2010.

に応え続けながら制度的な転換に向かう道を提供してくれたのは確かである[137]．同じようなアプローチがアフガニスタンでも採用され，不安定な状況下でもかなり健固であることが証明された（第 8 章も参照）．

連続的なプロセスとしての制度的転換

控え目なペースで柔軟なアプローチによる改革には，膠着状態に陥るというリスクがある．それは動きがあまりに遅いか，または次の動きを必要な時に取らないかのいずれかが理由である．多くの最適な解決策は確かに長期にわたって実施されているが――例えば，伝統的な司法制度についてはそうなっている可能性がある．というのは，その方がコミュニティ・レベルで社会的一体感を維持するのに有効だからである――，一時しのぎの措置にすぎないものもある．後者に関して，苦労して獲得した成果について後退を回避するためには，時間的な枠組みについての現実主義が必須である．ここで検討する改善への弾みを維持するにはさまざまな方法がある．

対内的な団結心と外部的な正当性の両方を構築する 1 つの方法は，小さな達成可能な目標から始めて，徐々により野心的な目標に発展させることである．ストレスは慎重に測定し，課題は組織を圧倒することがないように選別する．2006 年に世界銀行研究所の支援を得て，ブルンジ政府は即効性アプローチを導入した．このアプローチは今では 80 件もの政府プロジェクトに適用されているが，長期にわたる開発計画を管理可能な 100 日間に分割している．教育省の実験プログラムでは，教科書 25 万冊の小学校への配布が 60 日で完了した．それまでは丸 1 年間を必要とした仕事であった．保健ケアの実験プログラムでは，妊婦 482 名が保健所を訪問して，1 カ月間で HIV/ エイズの検査が実施された．それまでの月平均 71 名のほぼ 7 倍のペースであった[138]．同様の簡素化されたアプローチがインドネシアでも採用された．1960 年代の混乱を受けた早期の頃，各省庁はサービス提供を改善するために，単純な年間目標を設定した．

本章は制度的な転換における「あまりに早すぎる」に対して「あまりに遅すぎる」というジレンマの説明で始まった．それでは成功を生み出すことができる進展について中道の原則とはどのようなものであろうか？　さまざまな分野――経済政策から社会政策や制度構築に至るまで――にわたる改革のアプローチに関して登場している文献では，柔軟で実際的な，したがって進展に対して「実験的で最適な」アプローチが奨励されている[139]．これには以下が含まれる．

- **有意義な目標を巡るパフォーマンスに向けた圧力**．全体として，「産出」（支出された予算，購入された品目，制定された法律，採用された政策など）を巡る進展を測定することから，「市民の信頼を含む成果」を巡る評価へのシフトになる．
- **目標を達成する方法についての実際性と柔軟性**．パフォーマンスに向けた圧力は，パフォーマンスに責任を負っている主体に対して柔軟性を与えることを伴わなければならない．改革者は劣っているように見えても，進歩の種が内在している「破壊的な」革新について時間的余裕が与えられる必要がある[140]．
- **決定サイクル指向型フィードバック・ループと連続的な学習に向けたモニタリングと情報，及び評価システム**．成果の厳格な評価は代替アプローチを評価する 1 つの重要な要素ではあるが，それが唯一ではない[141]．プログラムには組み込まれた学習メカニズムがあって――連続的なフィードバックの短いサイクルで――，有望なことは規模を拡大することが可能である一方，機能しないことは変更が可能であるようになっている必要がある．何が機能し何が機能しないかに関する証拠が，今度は海外の経験を自国の文脈に適合させるべく努力している他の諸国にとって役に立つであろう．

このような「中道」には能力が必要であるが，脆弱国ではそれが不足している．それが「最適な」アプローチと慎重な優先付け・順序付けが補完し合う理由である．仮に既存の能力が順序に関して優先的な項目に集中されれば（すべてのことを一度にしようとはしないで），一部の項目は速やかに進展することができ，漸進的な進展を維持するのに十分な弾みが付けば，その国は次の項目の取り組みに移るこ

とができる．

暴力に影響を受けた諸国では成果を実現し制度を転換するのは，一義的には国家や非国家主体の責任である．しかし，国際社会――二国間ドナー，国際機関，非政府組織，企業など――はそのようなプロセスに対して必須の支援を提供することができ，本章で説明したイニシアティブの多くを含めて，多数の機会においてそうしてきている．それにもかかわらず，国際社会そのものが冷戦時代以降，暴力の進展から挑戦を受けてきており，新しい文脈に適合すべく独自の転換を遂げてきている．これについては第６章で取り扱う．

フィーチャー5　中央アメリカにおける暴力――制度的転換の深さが重要

暴力の種類：内戦，麻薬違法取引（国内，国境をまたぐ），犯罪・ギャングの暴力	
移行の原動力：和平合意，停戦，選挙，不安定性・犯罪の急増	**重要な利害関係者：**政府，武装グループ，難民，元戦闘員，紛争犠牲者，市民，国際的パートナー
重要なストレス：暴力・トラウマの後遺症，国際的犯罪網の存在，ギャング・メンバー容疑者の社会復帰，社会的・経済的な収奪という受け止め方，若年失業，人権侵害	**制度的な挑戦：**司法・治安の制度における説明責任と能力にかかわる厳しい制約

中央アメリカのほとんどの諸国は 1980 年代から 90 年代にかけて，暴力的な内戦を経験した．戦争を経験したすべての諸国が和平協定を締結したものの，内戦の後遺症は永続的で甚大かつ否定的な影響を及ぼしている．内戦は終っても，麻薬違法取引や組織犯罪など新しい形の暴力が増加傾向にある．内戦中には約 200 万人が他の諸国に退去ないし避難を余儀なくされたものと推定される．このような紛争がもたらしたトラウマは長期わたって持続する暴力の文化を創造している．

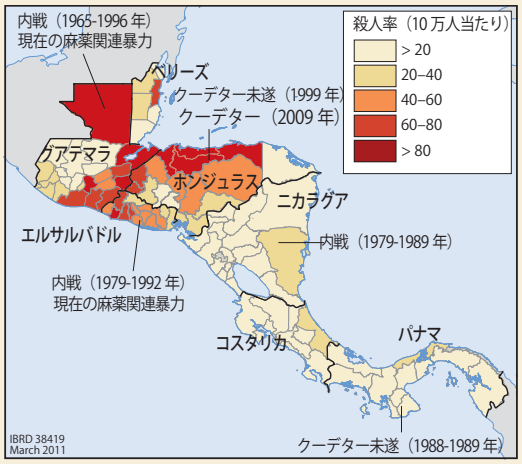
もっと最近になると，対外的なストレス――特に中央アメリカを横切る麻薬の交通量増加――が暴力に貢献している．麻薬の生産と輸送を支配していたコロンビアのカリ市とメデイン市の麻薬カルテルが解体したことを受けて，輸送ルートの支配を巡る競争が拡散して，特にエルサルバドル，ホンジュラス、グアテマラの北部三角地帯の諸国を中心に，地域の数カ国にインパクトをもたらした．現在，南アメリカからアメリカに輸送されている麻薬の大半は，中央アメリカを経由してメキシコかカリブ海諸国に到着している．

過去 10 年間で殺人率が再び著しく増加しており，中央アメリカには今や 7 万 -30 万人のギャング・メンバーがいるものと推定されている．しかし，各国への影響は同じではない．公式統計によれば，エルサルバドル，グアテマラ，ホンジュラスでは，他の中央アメリカ諸国と比べて殺人率が著しく高い．2009 年にグアテマラでは 6,450 件の殺人が記録されたが，有罪判決はわずか 231 件であった．エルサルバドルでも免責水準が非常に高い．2005 年についてみると，殺人が法的に有罪判決で終結している割合はわずか 4％にとどまっていた．

中央アメリカでは，対外ストレスと制度的転換に対

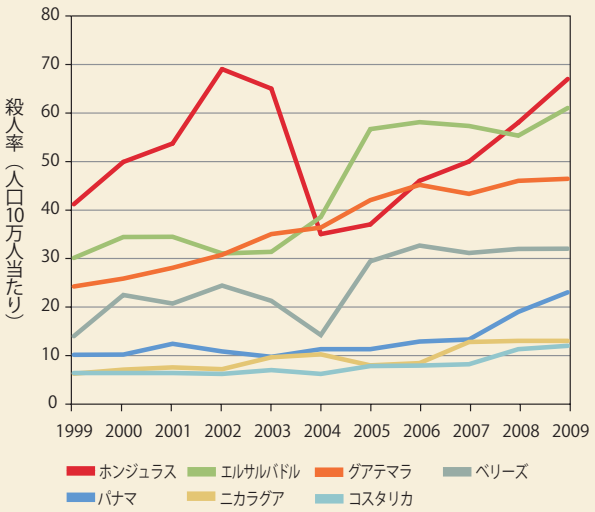
中央アメリカにおける反復的暴力と殺人率の上昇

a. 中央アメリカにおける反復的暴力



出所：WDR チーム.

b. 中央アメリカ諸国における殺人率



出所：WDR Database からの殺人データに基づき WDR チーム試算.
注：殺人率は人口 10 万人当たり.

するアプローチという両方にかかわる各国間の相違によって，現在の暴力水準の違いが説明できるようである．

対外ストレス

アメリカからギャング・メンバー容疑者の中央アメリカへの強制送還は，ギャングの文化とメンバーに影響を与えている．大勢のギャング・メンバー容疑者と違法移民がアメリカから強制送還されたため，エルサルバドル，グアテマラ，ホンジュラスは社会復帰に関して多大な影響をこうむったが，ニカラグアでは影響が小さかった（ボックス 2.4）．麻薬の違法取引が活発なところでは，暴力の水準も高いようである．メキシコへ向かう輸送の回廊であるグアテマラのペテン県では，2008 年と 2009 年の殺人率が 10 万人当たり 100 人以上に達した [142]．

制度的な能力・包容性・説明責任

内戦が終結すると各国は改革に着手した．それには治安部隊，そして最終的には司法制度の改革が含まれる．グアテマラとエルサルバドルでは交渉に長時間を要した包括的な和平合意にそのような改革が盛り込まれたが，ニカラグアでは終戦と同時に改革が実施された．エルザルバドルでは，1992 年 1 月に調印された和平合意にしたがって，軍隊の規模が削減され（6 万人から 1 万 5,000 人に），エリート部隊と 2 つの警察部隊が解散され，時間をかけてまったく新しい国家文民警察が創設された．これはかつてのゲリラ運動家，元警察官，新規採用者の要素を統合したものであった（第 1 次昇進の際にはこのグループ間の比率は 20-20-60％とされた）．つまり，アプローチは幅広いといえた．1996 年 12 月 29 日にグアテマラで調印された包括的な和平合意は，驚くことではないが，次のようにこれと同じ要素を一部盛り込んでいた．すなわち，軍隊と警察の機能の再定義，軍隊の削減，特殊エリート部隊の解散，文民警察の改革などである．

内戦が終結した際に各国が直面した移行の原動力の種類によって，そうでなければ同じような措置が行き渡る範囲が影響を受けた．ニカラグアでは，サンディニスタ民族解放戦線が完全な勝利を得た．したがって，制度改革を誘導する能力はグアテマラやエルサルバドルよりもずっと大きかった．ニカラグアでは，治安部隊と司法制度はともに十分な審査を受けた．加えて，ニカラグアは次のようなことも実施した．すなわち，警察の広範な改革，武器統制にかかわる法律や国家的な指針の採択，対象を絞ったコミュニティ取り締まりの実験，武装暴力のリスクに焦点を絞った公衆衛生プロジェクトに着手などである．とりわけ，ニカラグアの国家警察隊の近代化には，警察学校内で性差ベースの暴力に関する研修モジュールの追加など，男女平等を主流化し，女性の参加を増やすための多くのイニシアティブが盛り込まれた．そのために女性警察署（女性警官が配置され，性差ベースの暴力事件に焦点を当てる）の導入，資格要件（女性固有の身体訓練や女性向けの身長・身体運動にかかわる要件の採用など）の改革，透明な昇進要件の導入，家族に優しい人事政策の導入，女性警官の労働条件を評価・改善するための作業部会設置なども実施された．

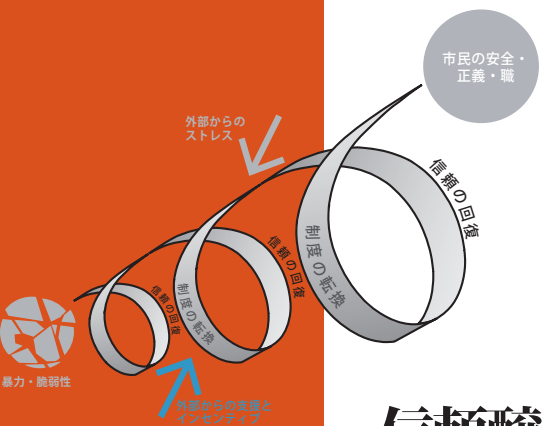
エルサルバドルの紛争はこれとは対照的に，明確な勝者がない軍事的な膠着状態のままで終結した．このため次のような妥協につながった．例えば，ファラブンド・マルティ民独解放戦線（FMLN）は軍部のもっと深い改革との交換で，裁判官の資格審査という要求の放棄を決めた．ただし，その後，司法部門では若干の改革が行われた．一方，軍部は初めて，文民による将校の審査（和平合意によって設立された特別委員会は 103 名の将校について解雇ないし転属を勧告した）や，元 FMLN メンバーの新しい国家文民警察（NCP）への統合などを受け入れなければならなかった．

グアテマラの内戦を終結させた包括和平合意はエルサルバドルの経験を背景として交渉され，同じような成果を上げよという激しい国際的な圧力にさらされたことが特徴である．しかし，国家が基本的に反乱グループに勝利するという状況にあった．国家に属する，あるいはそれに支援された部隊が犯した犯罪があまりに残虐であったため，国際的な圧力がかかる状況下で，政府としてもある程度の譲歩を余儀なくされたようにみえる．軍隊のいくつかの部隊が排除され，警察も改革されたにもかかわらず，変化は治安面で持続的な違いをもたらすほど大幅なものではなかった．一方，麻薬違法取引ネットワークという新しい圧力に伴って，暴力が急増している [143]．

出　所：Bateson 2010; CODEH 2008; CICIG 2010; Dudley 2010; Instituto Universitario en Democracia Paz y Seguridad 2010; STRATFOR 2009; UNODC 2007; UNDP 2008a; Zamora and Holiday 2007; Popkin 2000; WDR チームの試算.

第 6 章では暴力防止と回復に向けた国際支援の達成度とその欠陥を検証する．多国間・二国間・非政府の機関は，献身的な各国のリーダーが内戦の状況の削減について大きな功績の実現を約束するのを後押ししてきている．しかし，国際システムは暴力的な主体自身への適合にまだ追い付いておらず，暴力が連鎖するなかで，政治的紛争と犯罪的暴力の間のぼやけた境界で行動する準備が整っていない．国際機関は現場の政治的な現実にマッチする「最適な」制度的解決策を支援するよりも，国内の評判や信託リスクの最小化を重視している（ますますそうなってきている）．また，重大なギャップが存在する．開発機関は長いこと各国の能力構築に焦点を当ててきた．しかし，治安や刑事司法の分野ではそうでもなかった．治安機関はそのような分野で運営されているが，国家制度の構築にかかわる長期的な焦点の当て方が弱い．「雇用創出の支援は国際制度全体にわたって重大なギャップが存在している」．





CHAPTER 6

信頼醸成と制度転換に対する国際支援



外部支援の約束と危険性

暴力の防止や暴力からの回復に苦闘している社会で信頼を回復するためには，一般的にリーダーシップと国際的支援の組み合わせが必要である――通常いずれか一方だけでは十分ではない．そのようなプロセスの支援に関する世界システムの功績には顕著なものがある．コロンビアの組織犯罪やギャングの暴力から，モザンビークの長期にわたる残忍な内戦（ボックス 6.1）に至るまで，多種多様なストレスに直面している社会は国際的支援を活用して，暴力を停止し，生命を救助し，経済を再建する後押しをしている．犯罪や政治にかかわる暴力が蔓延する状況下で，信頼の回復と制度の転換に役立ってきた第 4-5 章で指摘した措置の多くは，財政的・技術的に国際的主体によって支援されている．

このような功績は重要ではあるがまだ不完全である．暴力が反復したり新しい形態のものが出現したりするということは，何億人という人々が依然として暴力，信頼が低い，制度が弱い，継続的なリスクといった後遺症の悪循環にとらわれているということを意味している．本章では，脆弱で暴力に陥りやすい環境下で，有効に対応する能力に影響する国際システムのパターンやトレンドを詳述する．同分析には，多数の転移点で暴力を防止し，十分に包容的な連合を奨励し，早期成果の実現を支援し，制度転換を助けるための持続的で予測可能な援助を提供する，という国際的な努力からの教訓も含まれる．本章では国際的主体が直面している二重の説明責任のジレンマ――国内の有権者や株主と，受益国のリーダーや市民の両方からの説明責任圧力が，しばしば有効な国際的支援の制約になっている――に取り組むための措置も明らかにしたい．

国際システムの変遷

国際社会は過去 20-30 年間に，内戦勃発の削減を支援する国際的な制度と専門知識の構築について重要な進展をみせている．しかし，国際システムは紛争に関する分析において明らかになってきていることに追い付くようには調整されていない．特に紛争の反復性と相互連関性，および組織犯罪と麻薬違法取引による挑戦の増大があまり認識されていない．と同時に，国際援助に向けた努力の拡充は人道主義・開発・治安・政治にかかわる各イニシアティブ相互間で，重複や不連続性につながっている．

ボックス 6.1 国際支援の利益：モザンビーク

暴力の種類：内戦	
移行の機会：停戦，和平合意，選挙	重要な利害関係者：政府，叛徒，市民社会，地域的・国際的パートナー
重要なストレス：社会的・経済的な収奪，人権侵害，海外からの政治・安保面での干渉	制度的な挑戦：説明責任・包容性・能力の制約

推定 90 万人を殺害し，国の人口の 4 分の 1 を退去させた 17 年間に及ぶ暴力を経て，一般和平合意（GPA）が 1990 年 6 月 -92 年 10 月にローマ・カトリック系の聖エジディオ・コミュニティによって調停された．最終結果は本格的な和平合意で 2 つの当事者を主体としている．すなわち，FRELIMO（モザンビーク解放戦線）が主導するモザンビーク政府と RENAMO（モザンビーク民族抵抗運動）の 2 つである．その結果は複雑な法的・政治的システムであり，1994 年の選挙までの移行について制度と方法を提供した．和平合意そのものの持続可能性は，モザンビークが取り残された 7 カ月にわたる空白期間に，まったく交戦が発生しなかったことでただちに証明された．それは国連モザンビーク使節団（ONUMOZ）が，和平合意の実施をモニターし，難民に対しても再定住を支援し，国軍結成を後押しするために，駐留を強化するまでの期間のことであった．ONUMOZ の任務は国連の介入策で政治・軍事・選挙・人道などかかわる部分を初めて一まとめにしたもので，相互調整強化を強調している．

ONUMOZ は停戦の保証人として機能し，中立的であると思われていることをベースに安定化の役割を果たし，両サイドに信頼を醸成するのに役立った．その役割は聖エジディオにおける 27 カ月の交渉結果である和平合意の内容と質によって促進された．同交渉においては，保証の詳細が策定され，戦闘終結後の耐久性のある平和的な解決を促進するのに鍵となる要素であることが証明された．強力なドナーの関与と財政的な貢献も両サイドの戦闘員の動員解除に重要な役割を果たす一方，GPA 後の早期段階における人道援助は退去させられ人々の間の緊張を緩和するのに役立った．GPA 以降，モザンビークは急成長している．GDP は 1993-2007 年には年率平均 8％で拡大している．市民的自由と政治的権利も増加している [1]．それは 1994 年，99 年，2004 年，2009 年に実施された選挙に反映されている．

復興に向けた大規模な金融支援を通じて和平合意の実施を後押しする，という二国間および多国間両方のドナーの積極性が移行プロセスでは決定的に重要である．モザンビークは 1990 年代を通じて年平均で約 5 億ドルを受領したものと計算される（人道援助と開発援助の合計）．これは輸入の約 3 分の 2，政府予算の 60％に相当する．この海外援助は初めに民間消費を支えるのに，その後はモザンビークの経済成長の背後で牽引力になった投資や制度的な強化のためのフィナンスを提供するのに，枢要な経済的役割を果たしている [2]．

出 所：Quinn 2007; Dobbins 他 2005; Manning and Malbrough 2009; Moran and Pitcher 2004; Jones 2008; Cingranelli and Richards 2010; Brück, Fitzgerald, and Grigsby 2000; Cadeado and Hamela 2009; World Bank 2005b; Hume 1994; Morozzo Della Rocca 2003; Morozzo Della Rocca and Riccardi 2003; Edis 1995; Alden 2001; Bartoli 2005; Walter 1997.

援助の量と主体の数が増加している

世界的にみて，暴力の影響を受けた諸国に対する国際支援は過去 15 年間で増加している．国際社会は平和維持任務の規模を拡大している．現状，12 万 4,000 人以上の要員が国連平和維持任務に関与しており，兵員の拠出は 115 カ国にわたっている [3]．アフリカ連合は今や著しい平和維持能力をもっている．調停への支援は国連や地域機関で，また，市民社会主体を通じて増加している．脆弱で紛争の影響を受けた諸国に対する援助が援助総額に占める割合も，1996-1998 年の 29％から 2006-2008 年の 41％に増加している．しかし，その変化の多くは人道援助と債務免除の増加によるもので，それはますます脆弱で紛争の影響を受けた諸国に集中するようになっている．1996-1998 年についてみると，人道援助と債務免除の 34％は脆弱な紛争影響国向けであったが，それが 2006-2008 年には 75％に増加した．人道援助と債務免除を除外すると，脆弱な紛争影響国向け援助が全体に占める割合は 1996-1998 年 28％，2006-2008 年 30％にとどまっていた [4]．

連帯支援を享受した歴史のある中所得国の関与増大も，多くの地域の基本的なレベルで国際的な状況を変化させている．過去 10 年間には，幅広いプ

レーヤーから新しいエネルギーと財源と影響力が持ち込まれている．脆弱性や暴力と紛争に影響された諸国にとって，中所得国や新しい高所得国が重要なドナー，投資家，外交や貿易面でのパートナーになっているのである．彼らは追加的な財源，みずからの経済的・制度的な移行からの教訓，地域における強力なコネを持ち込んでいる．中国のアフリカを相手とする経済的投資（2002 年以降少なくとも 3 倍になったと推定されている）や貿易[5]，ブラジルのハイチにおける平和維持の役割，インドのアフガニスタンに対する開発援助，サウジアラビアの世界食料プログラムに対する援助増加，調停における南アフリカ・カタール・アラブ首長国連邦の役割拡大を考えてみればいい[6]．

支援の増加と同時に，人道主義や開発・治安，及び政治などにかかわる多種多様な主体やイニシアティブが増加拡大して，複雑性がいっそう高まっている．2009-2010 年についてみると，アフガニスタンだけに限っても 14 の特別使節団があった[7]．治安面の対応策でさえ多数の主体で複雑になっている．2009 年に展開された平和維持ないしモニタリング作戦 54 件のうち，40 件には 2 つ以上の国際機関ないし地域機関が関与し，調整や共同管理，及び説明責任に関して挑戦課題を生み出した[8]．国際的な非政府組織（NGO）も増大している．ハイチの計画省は 2010 年 1 月の地震を受けてハイチで活動している NGO について，1 万という大きな数字を指摘している．人道関係の国際的スタッフの数も過去 10 年間には世界全体として年率 6％で増加し，現場で働いている人は約 21 万 1,000 人に達している．人道目的の資金調達額は 2000 年代以降 3 倍になっている[9]．

その結果，また，継続的に政策の焦点となり，改革に向けた勧告案が出されているにもかかわらず，援助の管理と広範囲にわたる戦略の調整は，20 年前と比べて現在の方がもっと厄介いになっている．アフガニスタン，ボスニア・ヘルツェゴビナ，ハイチ，ヨルダン川西岸・ガザなど世間の注目を引く状況では，戦略的な重要性，巨額の資金調達，現地能力の限定を受けて，目がくらむような多種多様な国際援助機関，二国間援助機関，人道機関，NGO，請負業者が，往々にして現地のイニシアティブを押しのけて，それぞれちょっとした措置を巡って競争している．

現在の国際援助は防止よりも回復に焦点を当てている

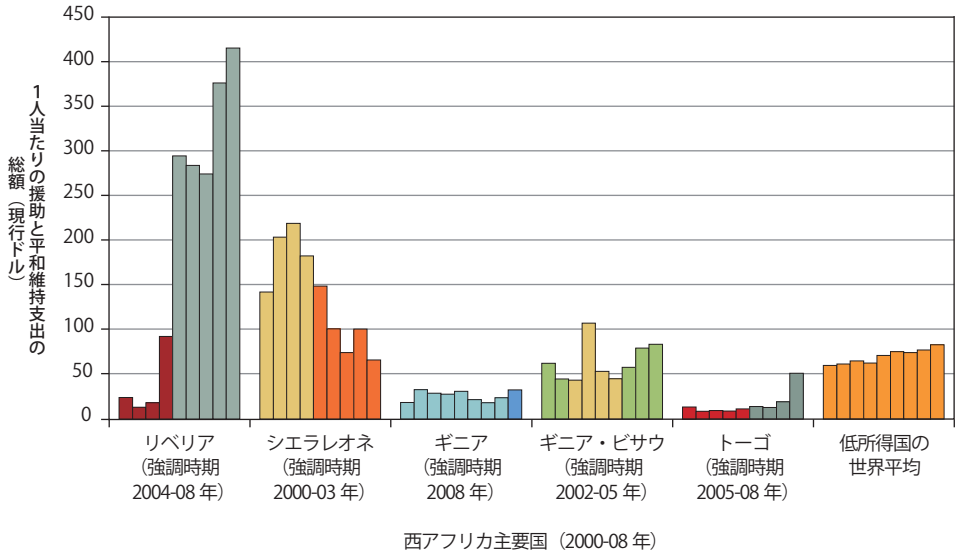
協力のための世界の体制は過去 60 年間に著しく変化し，状況や挑戦の変化に合わせて支援を適合させる国際システムの能力を証明しており，現在も再び適合の必要が出てきている．社会的抗議や犯罪的暴力よりも政治的な抗議や暴力の重視，暴力から平和への移行という線形的な見方，関与している分野ごとの主体の区別，開発政策対話における高所得 OECD 諸国の優位性などは，もはや現在における現実を反映していない．

冷戦の終結後，国際的支援は内戦の終結に焦点を当てている．それには十分な理由がある．冷戦の終焉を受けて，内戦が暴力の支配的な形態となり，世界的に何百万人もの生命を消耗し，南側の開発を遅らせている．二国間や多国間の機関は内戦終結を後押しし，回復に向けた努力を支援することに，みずからの活動を適合させるべく重大な転換を図ってきており，重要な成功も収めている．ただし，そのプロセスで協力している国際体制は他の形の紛争にはあまり注意を払ってこなかった．それには社会的抗議，組織犯罪，麻薬の違法取引，国境をまたぐ暴力などが含まれる．

内戦に対するこのような注目を受けて，援助や治安のシステムは紛争後の移行に優先度を置くことになった．若干の例外はあるものの，暴力と脆弱性に影響された諸国は，西アフリカが例証しているように（図 6.1），紛争後の状況についてだけ特別な注目を浴びている．内戦が終結した後の諸国に対する援助や平和維持の援助は，紛争のエスカレーション防止に苦闘している諸国に供与されているものを大幅に凌駕している．もちろん，大きな紛争を経験した諸国はインフラなど高価な分野で例外的なニーズがあるだろう．しかし，暴力の防止に苦闘している社会にも特別なニーズがある．国家と社会の間の協議など一部の介入策は高価ではない．しかし，増大する暴力に対処するための具体的な財政・治安面での援助があれば，コロンビアにおけるドナーが支援した制度改革やコミュニティ・プログラムのように，重大な相違をもたらすことがしばしばである．加えて，紛争後の諸国に対する援助は，グアテマラ

図 6.1　西アフリカにおける国際支援の不均一性――紛争後支援が防止のための切り札となる

過去 10 年間の過渡期における西アフリカ 5 カ国に対する 1 人当たりの援助と平和維持援助の総額．「紛争後の」リベリアに対する援助は 2008 年に 415 ドル強，シエラレオネの場合は 2000-03 年の平均で 186 ドルであった．これとは対照的に，「脆弱な」ギニア，ギニア・ビサウ，トーゴに対する援助はどの国もわずか平均 42 ドルであった．



出所：OECD 2010d に基づく WDR チームの試算．

注：援助と平和維持援助を合わせた総額．「紛争後の」諸国に対する援助が大きくなるというこの効果は小規模国家の問題（小規模国家が受け取る援助は典型的には 1 人当たりで大きい）によるものではない．リベリアはギニア・ビサウよりも大きいし，シエラレオネはトーゴと同じ規模である．平和維持支出はリベリアでは全体の約 55%，シエラレオネでは同 63%を占めていた．

やイエメンなど反復的な暴力のリスクに直面している諸国における「第 2 世代の挑戦」にはほとんど注意を払っていないのが普通である．

国際的主体は「紛争後」の諸国以外における暴力防止を確かに支援はしているが，その関与の程度と性格は暴力の種類と国家によって著しく異なっている．国際的な外交官や治安関係者は犯罪的暴力にはあまり関与していない．ギニア・ビサウにおける国連平和構築委員会の役割は例外である．二国間のテロリズム防止や犯罪防止のプログラムは作戦上の支援を提供しているが，枠を超えて政治的対話や開発プログラム支援などに関与することは稀である．著者が知っている二国間あるいは多国間機関で，増大する犯罪的暴力や社会的抗議に直面している諸国を援助する具体的な方針をもっているところはない．

暴力に対処する国際的な手段――外交，防衛，開発――は，もともと協働するようには設計されていなかった．国際体制におけるこの弱点は古くから認識されており，今では次のような国際的な政策コンセンサスが増大している．すなわち，暴力的紛争への取り組みや経済開発の促進はともに，政治・治安・開発の間の密接な関係についてのより深い理解を必要としている [10]．国連の「統合使節団」[11] や，さまざまな二国間や地域的な「全政府」[12] イニシアティブや「全システム」[13] イニシアティブが台頭して，開発や外交，及び治安にかかわる戦略や作戦の挑戦に取り組んでいる [14]．

しかし，分野が異なれば，目標，企画の時間枠，意思決定プロセス，資金の流れ，リスク計算なども異なってくる．また，ドナー諸国の各機関が各国独自の同種機関を通じて動くとなれば複雑さを生み出し，国家的な優先度の設定が困難になる [15]．全システム機関はしばしば組織犯罪や麻薬違法取引に取り組んでいる部局や省庁を除外している．また，ほとんどの国際的主体は多国間機関におけるみずからの代表について，全政府アプローチを確保するための具体的なプロセスをもっておらず，したがって，国際金融機関や国連システム内の相異なる部分に対しては，同一受益国における優先的な措置に関してさまざまなシグナルが発信され得る．

多くの政府が全政府戦略の設計と資源配分の統合に進歩をみせている．ソロモン諸島における真に政

府をまたがる運営の展開（ソロモン諸島地域援助使節団，RAMSI）というオーストラリアの経験は，おそらく最も発展したものであろう．とりわけ，それはオーストラリア国際開発庁とオーストラリアの国防・財務・司法・連邦警察・外務・その他の省庁の深い関与を牽引するために，総理大臣と官邸の個人的な関与に依存していた[16]．カナダの安定化復興タスクフォース（START）は省庁間指針を最近最終決定した．それによると，カナダが所与の高リスク環境下で関与すべきか否かについて各大臣に勧告を行う前に，国防・外務・開発（および要すれば他の省庁）の大臣による共同評価が必要とされている．オランダ外務省は財源の問題を戦略設計から分離することを維持して，プログラムが政府開発援助（ODA）の適格性問題によって阻害されないようにした（多くがまだ阻害されているが）治安部門改革作業にかかわるアプローチを承認した．イギリスの国際開発省（DFID）の安定化ユニットやアメリカの再建・安定化調整官室は，共同行動を奨励するため開発に関して機関の間での評価，及び立案の枠組みを導入している．例えば，アフガニスタン，ハイチ，スーダンにおける二国間介入策[17]がそうであったし，イギリスの多角的機関レビューでは脆弱な状況下で多角的機関が供与した支援を評価している．

信頼を醸成する

国際的な主体は「十分に包容的な」連合を支持ないし促進し，広範囲の責任についてリーダーシップ能力の開発を後押しし，第三者として調停・防止活動を実施し，公約メカニズムを支持し，肯定的なインセンティブがあっても国内リーダーが一堂に会さない場合には制裁を実行してきた．また早期成果の実現も手助けしてきている（第4章における各国措置のための国際支援を参照）．しかし，国際的な介入策は早期の信頼醸成努力を支えるのに必要なほど，現地の政治情勢に対して必ずしも迅速で，柔軟で，感応的ではなかった[18]．

十分に包容的な連合を形成するための支援

さまざまな属性をもち，さまざまなストレスに直面している事例にわたって，国際的な主体は連合が暴力を回避するようなインセンティブを生むために一連の手段を使うことができる．これには以下の各項目が含まれる．

- **状況悪化の証拠を提供する**．例えば，2000年代初めのトーゴやジンバブウェにおける外交や開発の主体からのコミュニケーションは，社会的・経済的な成果の点でかつては近隣諸国を凌駕していたのに，脆弱な時期におくれを取って生じた格差の拡大に焦点を置いていた．
- **不作為の否定的な結末を強調する**．2000年秋にイスラエル対パレスチナの暴力が再開したのを受けて，世界銀行は国連や他のドナーの援助を得ながら，イスラエルの治安措置とパレスチナの社会経済的な開発の関係に取り組んだレポートをシリーズで作成した．当事者は2005年にイスラエルがガザから撤退するという状況のなかで，二国間交渉を再開するためのベースとしてこの分析を使った．
- **政府が危機的状況に取り組む必要性について共同で信号を発する**．サイクロン・ナルギスが2008年にミャンマーを襲撃した時，政府は当初は国際支援の申し出を拒否した．東南アジア諸国連合（ASEAN）の仲裁と国連事務総長の訪問――国連，世界銀行，アジア開発銀行からの技術支援で補強されていた――が政策シフトをもたらし，ミャンマーは大規模な人道援助に対して国境を開放することになった．それには自然災害後に関与していたインドやインドネシアの政治的・技術的リーダーとの間で南々交流があったことが，対話を開く助けになったのである．

暴力を回避ないし最小化することによる国際社会にとってのコスト節約は，潜在的には相当なものになるだろう．1997年の致死的紛争防止に関するカーネギー委員会レポートの推定によれば，1990年代における7つの重大で国際的な紛争後介入策はおよそ2,000億ドルのコストがかかっている．それに対して防止策は約700億ドルを必要としたにとどまったであろう[19]．6つの事例に関するもっと最近の研究の結論によれば，費用と便益の推定に関して大きな誤りの余地を許容したとしても，紛争防止がどの場合でも費用効果的であった．予防策1

諮問委員会メンバーからの意見：世界開発報告 2011

ボックス 6.2 暴力の防止と対応に関する費用効果的なアプローチとしての長期的な調停に投資する

マーティン・グリフィス，理事長，人道援助対話センターの元理事；WDR 諮問委員会メンバー

しばしばみられるように，現在のほとんどの武力紛争は国家間でなく国家の内部のことである．このような紛争の調停が予防的なことは稀である．短命でもある．なぜならば，調停は依然としてしばしば内政干渉だとみられたり，あるいは調停役を果たす国がほとんどなく，必要な威信と外交スキルを有する国際的な高官の数が限定されたりしているからである．調停は最後の手段としてみられており，武力勝利の可能性が低く，非国家の武装グループが信頼と一定の国際的受容を得る可能性が明確になった時に，初めて受け入れられる．

ただし，記録は地域ごとに異なっている．アフリカでは，調停の強固な伝統があり，典型的にはアフリカ大陸の出身者で元上級の政治家が主導し，AU の平和安全委員会が後援する．同委員会は一般的なコンセンサスに基づいてますます加盟国の政治責任を問うようになっている．アジアでは，姿は非常に異なっている．特に近隣諸国による調停は極めて稀であり，地域的なメカニズムもアフリカとの比較では，発展がずっと遅れているのも驚きではない．もっと対照的には，ヨーロッパは第三者調停に対して極めて開放的であるが，通常は個人ないし国際的な NGO による．

調停者の性格が困難をさらに悪化させる．調停者は大体において，現役か元の上級政治家や官吏の出身者である．これは限定的なプールであり，調停という疑わしい報奨を喜んで引き受ける人は非常に多忙な人である可能性が大きい．また，ほとんどが男性である．貴重な女性の調停者はほとんどいない．成果の質に何の影響ももたらさない不均衡である．

調停に向けた努力を短縮するさらなる要因は単純な人間的な要因である．多くの調停者は合意後の実施局面への関与は回避したいと思っている．それは関与の時間を引き延ばし，通常はやっかいで複雑である．驚くべき対照的な事例は 2008 年にケニアで調停した AU パネルから出てきている．その際，コフィ・アナン元国連事務総長が 41 日間に及ぶ交渉期間中に「平和の捕虜」にされた．41 日間連続の努力が前例のないことだと考えられたということが，標準的な調停に向けた努力の性格について多くのことを物語っている．

耐久性のある平和に着手することを意図した合意は，ただちにではないにしても，社会的転換にかかわるあらゆる範囲の問題に対処しなければならない．したがって，政治的な解決が必要であるが，十分ではない．しかし，調停に対する現在のアプローチの欠陥を考えると，交渉におけるそのような包括的で思慮深い包容性を実現させる可能性は低い．したがって，むずかしい問題は後の解決に残されている．したがって，素晴らしいけれども一時的な調停者の存在によって後押しされた平和解決策は，往々にして実施というもっと厳格なテストで不合格になっている．

ドルについて国際社会は 4.1 ドルを節約できたであろう[20]．また，ブラジルの「生き延びる」プログラムが殺人を防止するたびに，8 万 2,000 ドルの節約がもたらされたであろう[21]．それにもかかわらず，ある事例で予防策が成功する確率は事前にはわからないため，また，予防策はしばしば外交的なリスク・テーキングを必要とするため，政治的・金銭的な支援という資源を動員するのは困難であろう．例えば，国連政治局は暴力予防努力が成功すれば，その投資については高収益率が享受できるにもかかわらず，使節団の出張費を捻出するのに駆けずり回っている．

海外の調停は協調的な連合が暴力防止や暴力からの回復を促進するのを助けてきており，経済的であった．調停は広範な事例で顕著な役割を果たしている．西アフリカにおける西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）の調停（フィーチャー 6 参照），アフガニスタンのボン合意にかかわる国連の手助け，スーダンにおけるノルウェーの仲裁，インドネシアのアチェにおける危機管理イニシアティブや人道援助対話センターなど NGO の努力がその例である．

結果が調停のおかげであると結論付ける，あるいはそれがなければどうなったかを証明するのは困難である．しかし，それが安価であることはわかっている．国連政治局の推定によると[22]，「軽度の調停支援」の初期予算は 33 万ドル，「重度の調停」は 110 万ドルである[23]．しかし，移行を管理する調停は経済的要因を無視する傾向があり，したがって，能力や要員の制約に直面する（ボックス 6.2）．調停支援は主として外交メカニズムによって提供さ

れるため，移行に取り組んでいる政府に提供される政治的調停と経済的診断が統合されている事例は数少ない．この状況は日常的に嘆きの対象にはなってはいるものの，取り組みの対象になることは稀である[24]．若干の例外としては以下があった．ボスニア・ヘルツェゴビナに関するデイトン交渉中における世界銀行の支援，コソボの最終的な地位に関する交渉，イスラエルとパレスチナ暫定自治政府の間の移動とアクセスに関する合意[25]などである．

国際的な調停者は和平交渉においてしばしば，早期の政治参加に加えて，重要な小数派の権利や人権にかかわる規定を含む合意を奨励したり，あるいは圧力をかけたりすることによって，十分に包容的な連合を追求する．国内の紛争や暴力について第三者による仲裁や調停が発展してきていることを受けて，和平合意にはコアな人権の規定を盛り込むことが強調される傾向にあり，1999年には戦争犯罪の大赦を含む合意を承認することに反対する国連の正式な指針が出された[26]．同様に，海外主体は民主的なプロセス，あるいは他の説明責任と発言権のメカニズムが，紛争解決策のなかで日常的な一部になってしかるべきであると強調している．国連安保理事会は冷戦が終焉して以降，承認してきた54件の作戦のほとんどでそのような規定を盛り込んでいる[27]．解決策に最初からそのような規定があると，包容的な社会的・経済的な戦略に向けたインセンティブを生み出すことができる．

しかし，国際的支援は往々にして「完全に包容的」な選択肢と「十分に包容的でない」選択肢の間を揺れ動く．一部のプロセスでは，すべての政治グループを平等に取り扱い，全員にテーブルの席を与えるという圧力があった．1999年に東ティモールでは，ティモール抵抗民族評議会は国際的主体から，ティモールの人々のほぼ80％が独立に投票したにもかかわらず，多数の政治グループの1つにすぎないと通告された．国際的主体は国内当局に対して，国連と地域機関，及び二国間ドナーによってテロ組織に指定されたグループとは，それが国内で大きな支持を得ているとしても，対話すべきではないとの圧力を加えた．その結果，このような主体は国内当局が違う道を取った場合には支援を撤回した．

連合形成にかかわる国際的なアプローチは，国連安保理決議 (UNSCR) 1325号とUNSCR 1960号にもかかわらず，女性を排除しているのが普通である[28]．女性は交渉テーブルに違った問題を持ち込む．性差に関連した話題だけでなく，権限の分担，治安にかかわる懸念への取り組み，人権の促進などに関しても違った見方も持ち込む[29]．国連婦人開発基金（UNIFEM）によると，2000年以降の和平プロセスの公式代表団のうち女性の交渉者は7％以下にとどまっている．さらに，世界全体で軍事的な平和維持要員のうち女性の比率はわずか2.3％にすぎない[30]．同様に，平和支援活動において，2003年末でみると，文民専門スタッフのわずか25％，文民警察の4％を占めるにすぎなかった[31]．

各種の挑戦にもかかわらず，国際的な政治主体や開発主体の両方とも，脆弱な移行期における有効な防止活動を支援する能力を証明している．ドナーは有効なリーダーシップを支援し，協調能力を高め[32]，連合形成，国や地方の戦略策定を後押しすべく，脆弱で紛争に影響された諸国における多様な介入策に対して資金供与を行っている．ガイアナでは政治的緊張が高まった一時期を経て，2006年に初めて暴力なしの選挙が実施された[33]．社会連帯プログラム――国連開発計画（UNDP）と国連政治局（UNDPA）が共同した国家的なイニシアティブで，国家的な対話，コミュニティ間の緊張緩和を助ける地方調停者のネットワーク，政党間の合意などを含む――が，この成果に大きな貢献をした．ブルンジでは，世界銀行などがリーダーシップ支援に資金を提供し，それが移行期間における経済回復のためのビジョン策定を助け，軍隊や反乱軍司令官が来るべき停戦に向けて準備できるようプログラムを拡大することにつながった[34]．もう1つの種類のプログラムは，紛争防止や防止とリスク削減のために，制度的なインフラを構築する各国の努力に対する国際支援である（ボックス6.3）．

公約メカニズム

国際的主体は継続的なモニタリングと実施保証――第4章で説明した公約メカニズム――を提供する手助けもしてきている[35]．冷戦後の時代にあって，その最も重大な役割は信頼が希薄な時に紛争後の解決策実施を後押しすることにあった．外部の勢

ボックス 6.3　エスカレーションの防止：2003-04 年のガーナにおける対話と妥協

暴力の種類：政治・地方・グループ間の紛争	
移行の機会：重大な国政選挙を前にした和平交渉につながる予防的措置	重要な利害関係者：地方・中央政府，部族，警察，市民社会，野党，国際機関
重要なストレス：政治的抗争に連動した民族間競争	制度的な挑戦：公式・非公式統治システムの能力と正当性

サハラ以南アフリカでは最も安定的な諸国の 1 つとしてみられているガーナは，それなりに地方ないしコミュニティで暴力の発生を経験している．最近の研究では 1994-2002 年に 200 件もの低水準の紛争があったことが確認されている．2002 年には深刻な暴力が発生する可能性が脅威となった．それはダグボンの酋長の後継者を巡る問題で，そこのアンダニという部族の酋長と 40 名の部下がライバル部族アブドゥによって虐殺されたのである．これには国家的な意味があった．ガーナの副大統領はダゴンバ族で，最大野党は副大統領候補を継承を争う党派から選んでいたのである．したがって，中央政府は次の国政選挙を前にして緊張を和らげる必要があった．ダグボン王国では非常事態が宣言され，調査委員会が設置された．しかし，同委員会は解決をもたらすことに失敗した．同報告書は両サイドに拒否された．

そこで，政府は若者，女性，労働指導者，警察を含む国家機関の間で対話を仲介するために，国連の助けを求めた．妥協が工夫され，それには殺害されたアンダニ酋長のために本格的な国家の名誉をもった葬儀とアンダニ統治者の指名が含まれた．継承のために合意された「道路地図」は，両党派に将来的に後継者を供出するチャンスを与えた．2004 年の国政選挙は平和的で，酋長と警察が暴力を回避するために協力した．

この対話に依拠して，内務省は UNDP と UNDPA から支援を受けて，地区・地域・国の評議会で構成される「平和のための国家的アーキテクチャー」を創設した．その評議会が地方で尊敬され，政治的に中立的なガーナ人を一堂に会し，分裂を生む問題に関してコミュニティの対話とコンセンサス形成のプラットフォームを提供している．その評議会は早期警告メカニズムとしても機能し，国家の管理は問題の発見に使っている．中央政府には今では内務省のなかに平和構築支援ユニットがあって，国・地域・地区の政府機関による予防に向けた努力を調整し，政府と非政府の主体に対して助言と能力構築を提供している．

出所：Ojielo 2007; GhanaWeb 2006; UNDPA 2010a.

力は当事者を安心させ，実施を，つまり意図をモニタリングし，それに関する信頼できる情報を提供することによって，信頼を回復し始めることができる．また，再発に対して物理的な安全保障を提供するために軍隊を活用することもできる [36]．各国を横断する研究が示すところによれば，第三者の保証がある和解策はそれがないものよりも安定している [37]．同様に，IMF や世界銀行のプログラムは，融資を含まず単に良い金融慣行のお墨付きを与えるだけのものも含めて，財政責任と清潔な政府にかかわる公約を示すことによって，当該国政府が投資家や市民を安心させるのに役立っている．採取産業の透明性イニシアティブ（EITI）[38] と新しい天然資源憲章 [39] は，非政府主体の間で市民社会と民間部門，及び政府のパートナーシップによる一部の天然資源の責任ある利用について，実質的に新しい基準を設定した．このような基準や報告要件の順守は公約メカニズムとしても機能することができる．

国内外の能力を混合した公約メカニズムがあれば，経済回復と司法にかかわる進展を見張るのに役立つ．それが特に魅力的なのは，国際的な保証の強みに国内の制度構築の要素を組み合わせているからである．リベリアの統治，及び経済管理プログラム [40]（第 4 章）は経済分野における内外共同のメカニズムの長所を示している．司法部門にかかわるグアテマラにおける免責問題対策国際委員会も同様である（ボックス 6.4）．

極端な場合，国際主体は国内主体が新たな暴力の連鎖を回避するために，意味ある措置を取るのに消極的であれば，一連の制裁で脅すことができる [41]．対象とする国家の政治的な変化を強制するのに，制裁はしばしば重要な措置として引き合いに出されはするが（例えば，南アフリカにおけるアパルトヘルトの打倒に貢献した），その因果関係については議論が続いている [42]．批判者は人道的にマイナスの効果と体制を肥やすことになる違法な経済の創出を

ボックス 6.4　国内外の制度的パートナーシップ――グアテマラにおける CICIG

暴力の種類：内戦の後遺症，犯罪・ギャング暴力の増大，麻薬違法取引	
移行の機会：危機の高まり，変化に向けた控え目な余地	**重要な利害関係者：**政府，野党，犠牲者，ギャング，国際的麻薬ネットワーク，市民，地域的パートナー，幅広い世界的なパートナーシップ
重要なストレス：麻薬違法取引と，暴力の犠牲者や弱者グループによる不正義や免責という受け止め方から生じている外部からの圧力の増大	**制度的な挑戦：**警察や民事司法制度の能力が低い，説明責任にかかわる過去の問題

腐敗や犯罪と戦うため，グアテマラは 2007 年に国連との合意を通じて，スペイン語の略字 CICIG として知られている免責に反対する国際委員会を設置した．その使命は次の通りである．すなわち，「違法な治安部隊や秘密の治安団体の活動に関連して犯したとされる犯罪の捜査・訴追に責任を負うグアテマラ国の制度を支援・強化・補佐する」[45] ことにある．これは国家がギャングや犯罪に関連した暴力に対処するのを助けるために，国際的な公約メカニズムが活用された数少ない事例の 1 つである．

CICIG は次のような現実に対応するものである．すなわち，36 年間に及ぶ内戦を終えたグアテマラは，ギャング関連の暴力と警察・司法の腐敗という継続的で増大を続けるストレスを経験している．研究が示すところによれば，グアテマラの内戦が終結した際に，動員が解除された兵士の社会復帰に失敗した後遺症が，最近の犯罪的暴力とギャング活動の増加に貢献している．

CICIG は捜査の専門技術については，独立的で国際的なものと現地のものとに依拠して，国内司法制度のなかでグアテマラの検察当局に事件を回している．CICIG 用の特別検察官室が検察庁のなかに設置され，CICIG は国家文民警察，内務省，検察庁などに対して，技術援助や能力構築支援も提供している [46]．2010 年 3 月現在，CICIG は 1,544 件の訴訟手続きを開始して，135 人を検挙している．それには資金の横領で訴えられたアルフォンソ・ポルティリョ元大統領も含まれている．

CICIG は海外からのストレスが大きく国内能力が低いという双子の挑戦を受けた革新的な対応策であった．しかし，CICIG はグアテマラ国内では成功を記録したものの，組織犯罪と麻薬違法取引というより大きな地域的な挑戦はコントロール外のところに横たわっている．

出 所：CICIG 2009; Férnandez 2010; Donovan 2008; The Economist 2010; UN 2006a; UN General Assembly 2009a; Hudson 2010.

指摘する [43]．そういった効果を緩和する努力が「対象を絞った」制裁という方法を通じて過去 20 年の間に登場した．これは個別のリーダーやグループに対して，金銭や旅行の制限を課すものである [44]．例えば，EU はジンバブウェのリーダーが経済の悪化に取り組むことをせず，盛り上がる政治的緊張を抑圧した際に，彼らに旅行制限を課した．

規範――および承認・制裁のメカニズム――は国際的なものと地域的なものとの間で，必ずしも十分な整合性がない．責任ある国家的なリーダーシップを承認する規範や原則が発展している地域もなかにはある．アフリカ連合（AU）や米州機構（OAS）には，特にクーデターを中心に，超憲法的な政府変更の取り扱いに関する規範がある [47]．しかし，強力な原則ベースの基準がある地域でも，国際的なメカニズムは必ずしもそれを補強するとは限らない．例えば，AU が加盟国に対して制裁を課した場合，それを受けて地域外のパートナー，国連，国際金融機関の間の国際協力に関して，体系的な議論をする枠組みがない [48]．

早期成果を実現するための支援

信頼を醸成するという当初の協定を締結したリーダーは速やかに成果を上げなければならない．国際援助はタイムリーであれば，このような努力を補強することができる．信頼醸成のための速やかな援助はさまざまな形を取り得る（第 4 章）．早期成果が達成できるのは，第 3 章と第 4 章で説明したイニシアティブが明確に示しているように，プログラムの設計が適切な場合である．しかし，優先的な開発課題向け援助の多くは遅々としている．特に現場における最適なニーズがドナーにおける正規のプロセス外にくる場合にはそうなる（ボックス 6.5 参照）．ギャップを橋渡しするのに重要な要素は，立案の段階で人道援助と開発の両方の主体が相互に関与することである．

諮問委員会メンバーからの意見：世界開発報告 2011

ボックス 6.5 迅速な行動？ ガーナはリベリアで電力の復旧を助ける

H・E・エレン・ジョンソン・サーリーフ, 理事長，リベリア大統領；WDR 諮問委員会メンバー

リベリアでは 2005 年の選挙後，新政権は 100 日計画を発表した．それには首都の特定地域における電気の復旧が含まれていた．これは国家に対する信頼回復と，経済活動や基本的サービスの速やかな回復を後押しするためであった．リベリア政府は ECOWAS の支援を得て，多種多様なドナーに援助を求めてアプローチした．というのは，新政権には実施のための資源も制度的な能力も欠如していたからである．国連，世界銀行，アフリカ開発銀行，ヨーロッパ連合，USAID などを含め伝統的なドナーはどこも，この努力に必要な発電機を正規システムの望ましい時間枠内に供給することができなかった．リベリア政府は最終的にはガーナ政府から支援を確保することに成功した．提供された 2 台の発電機が一部の都市部で電気の復旧に役立ったのである．

リベリアの経験は 2 つの鍵を握る教訓を指摘している．第 1 に，速やかな成果を実現し，現地の人々に進展を例示するということの現実に対して，各国政府と国際パートナーは早期に協議を行う必要性があるということである．第 2 に，ドナー・システムには特定の種類の援助は速やかに提供することができない，という硬直性の課題があるということである．事実，EU，USAID，世界銀行は電気システムのために他の種類の支援なら（燃料，送電線修復など），100 日以内に提供することができた．しかし，どこも発電機という特殊なニーズには対応できなかった．

それどころか，危機状況にある諸国については，既存の方針やプロセスを再考し，わたしが手続き上の順応主義と呼ぶものを修正する必要さえある．もう 1 つの適例はリベリアにおける 2 つの幹線道路の再建である．世界銀行は他のドナーとの共同で，このプロジェクトに対して巨額の公約をした．しかし，新しい手続きが採用されて，多年度にわたる建設・修繕維持取り決めの締結が要請されることとなった．これは革新的な新しいプロセスを示すものではあったが，実施までに長い懐妊期間を必要とした．リベリアは世界銀行が道路の 1 つをもっと柔軟な手続きで推進することに合意したため得をしたが，もう 1 つの道路は新しい手続きのもとで 2 年間の遅延を経験することになりそうである．この適例は手続き上の順応主義の問題と，もっと柔軟に思考できることが必要であるという両方の明確な証明である．

世界システムが迅速な救援のためにもっている主要な手段としての人道援助は，死活にかかわる人命救助や安定化の援助を提供することができる．「間接的な死亡」――暴力的な環境下で病気や栄養失調を原因とする死亡――が，戦争による直接的な死亡よりも速いペースで減少しているという証拠がある．これは人道援助の有効性増大の証拠といえなくもないが，人道援助だけでは政治と治安，及び開発に関して優先的なニーズを実現することはできない[49]．

ドナーに対して成果を証明することに対する国内圧力が増大するのに伴って，コミュニケーション手段としてブランド化の魅力も増大している．例えば，アメリカの国際開発庁（USAID）の政策は，USAID が資金拠出したすべてのプログラムと商品は USAID というロゴを表示しなければならないというものである．しかし，若干の柔軟性があり，必要ならば，パートナー国のシンボルないし省庁のロゴを追加してもかまわない．さらに，仮にプログラムの中立性が脅かされるということが示されれば，ブランド化はまったく回避してもよい[50]．ヨーロッパ委員会などその他のドナーにも同じような慣行がある[51]．すべての援助に国際機関のロゴが付いているのを人々が見れば，自国を暴力から脱却させる改革者や制度の能力に対する信頼を高める機会が失われる可能性があろう．状況によっては，インドネシアのアチェ州で，インドネシア政府とドナーの間で採用された「共同ブランド化」なら，ドナーの注目度を維持すると同時に，各国制度の正当性を高めるのに役立つことができる．

人道援助は長引くとジレンマに直面する．ほとんどが国内制度を通じた提供ではないため，各国の制度的な能力の足を引っ張りかねない．それにもかかわらず，人道と開発両方の任務を有する国際機関や NGO は，救援から早期成果，さらには制度的な転換へとつながる橋を建設することがで

きる．例えば，国連児童基金（UNICEF）は弱者グループの人権を保護するために，国と地方の主体の能力を開発している．最も成功しているのは，個人（教員など）を支援し，組織の能力（学校運営体制など）を改善し，国家と市民社会の能力に同時に取り組むような活動である．スリランカでは，UNICEF は教育省やコミュニティと協働して，紛争の影響を受けた地域でさえ，子供に優しい学校のアプローチを採用して，生徒と教員の出席率を押し上げ退学率を削減している．同様に，世界食料計画は各国の農業生産力を支持するために，食料の現地購入を増やしている．

人道援助と開発援助の間の潜在的なギャップは長らく認識されていた[52]．上記の事例が証明しているように，人道支援や開発援助の負託を有する国連機関や NGO は，長期的な制度構築に注意を払いつつ，移行の重要な早期局面で速やかな支援を提供するという点でかなりのことができる．もう 1 つの例は東ティモールの保健部門における回復である．目先のサービス提供に関して政府は人道的な NGO の能力を頼りにした．しかし，それは管理とサービス提供が国家機関に漸進的に譲渡されるプログラムの一環として，そうされたのである（第 5 章と第 8 章を参照）[53]．

市民の安全が優先課題として承認された場合でさえ，対応策は依然として遅いことがあり得る．2005 年に国連のスーダン使節団は，負託された水準のわずか 40％でしかないのに 3,600 人の兵員を展開するのに 9 カ月以上を要した．国連の平和維持活動局はコンゴ民主共和国における国連平和維持部隊（MONUC）について，承認された軍隊水準を達成するのに 12 カ月もかかった[54]．迅速な請負契約と採用に対する障害を克服すれば，国連や地域機関が暴力にタイムリーに対抗すべく平和維持作戦を展開する能力に大きな違いが生じるだろう．2010 年春に採択された国連の世界的な支援パッケージはこの方向に向けた重要な一歩である．

同じような遅延が二国間の治安協力にも影響している．2008-2010 年にアメリカはメリダ・イニシアティブに対して 16 億ドルを誓約した．それはメキシコを初めとする中央アメリカ諸国に対して法の執行支援の提供を目的としている．しかし 2010 年 7 月までに支出されたのは基金のわずか 9％にとどまっていた[55]．

平和構築や国家建設のための世界的な資金も，過渡期という環境下でみられる金銭的な支援の間隙を埋めるべく近年増加している．例えば，国連の平和構築基金（PBF）は，人道的な局面と過渡期と開発の局面を橋渡しする触媒的な役割を果たす一方，世界銀行の国家建設・平和構築基金（SPF）は技術的・金銭的資源を動員して，長期的な開発計画との整合性を涵養することができる[56]．例えば，ネパールでは，未成年者や休戦後に採用された新兵の除隊と社会復帰，除隊された婦人の市民生活への復帰などにかかわる触媒的な資金として，PBF は 220 万ドルを供与している．除隊プロセスは国内のなかで最も近寄りがたい地域も含む 7 つの主要な宿営地で，4 週間という時間をかけて実施された．この初期の資金調達の後には，社会復帰に向けた努力をファイナンスするためのノルウェーとイギリスの両政府による投資が続いた[57]．

紛争影響国について目標，ファイナンスの優先課題，進捗指標を設定するために，国内外が強調して戦略を策定する手段が最近出現している．早期成果に共通して焦点を当てながらも，制度的な転換を助ける措置も含んでいる．同手段は紛争後ニーズの評価（PCNA）[58] から，国際協定や戦略的平和構築の枠組みにまでわたっている[59]．効果的に実施されれば，紛争の基本的な動因に敏感で，共同で合意され調整が行き届いた優先的措置のプログラムの支援に向けて，国内外の利害関係者を活気付けることができる．

しかし，実際には，共同の立案と評価手段は一般には潜在力は完全には使われてこなかった．認識されている欠点としては，経済・治安・人道・政治などにかかわるプログラムの真の統合欠如，したがって，移行期の司法にかかわるほぼ完全な無視に加えて[60]，政治と治安の懸念事項への関心にとって有害なほど経済的・技術的な問題の重視が指摘できる．二国間政府のなかには――イギリスやアメリカなどのように[61]――，外交・開発・治安の評価手段を統合したところもあるが，それが他の国際機関や，さらに重要なこととして，各国の評価・立案のプロセスと調整がなされていることは稀である．グルジアとリベリアというわずか 2 つの PCNA の事例に限られるが，人道と開発それぞれの

パートナーが人道的なアッピールとニーズ評価のプロセスを十分に調整して，人道支援と過渡期の支援，及び開発援助の間の整合性を確保し，人道的対応から開発援助に至るまで必要な連続性を促進していた[62].

国際的な評価・立案のプロセスも，国内主体を関与させ，戦略策定プロセスに結び付けることに関しては，まちまちの結果を記録している．それらは典型的には，紛争から紛争後への個別の一回限りの移行を中心に構成されていて，進展を要する多種多様な移行を無視している．しばしば治安・司法部門の重視を忘れている．広範な状況に適合可能ではあるが，暴力の予防や相互関連のある国境をまたぐ形態の暴力（組織犯罪や麻薬違法取引など）の分析には稀にしか使われてこなかった．また，一般的には対外ストレスにも焦点を当てていない[63].

移行期の早期段階に関する国際的立案プロセスは急増している[64]．例えば，ブルンジには 2008-2010 年について独自の貧困削減戦略に加えて，国際的な戦略や計画および国内外共同のものが 13 件もあった．それぞれ時間的な枠組みが異なり，指摘されている優先課題が違っていた[65]．一部の諸国では，このようなリスクは政府立案への強力な支持や，結果に関するドナーとの緊密な対話によって最小化されている．東ティモールの 2001-2002 年の移行ベンチマークやリベリアの 2002 年の結果重視の移行枠組みはともに，期待される結果――政府とドナーの両者から――をレイアウトする単純なマトリックスの計画表を使用した[66]．このような計画には「二重協定」の効果がある（Ashraf Ghani and Clare Lockhart が最初に提唱した概念）[67]．二重協定は政府が自国民に対して提供するのを目標としている結果を単純な形で説明したもので，制度的な環境が弱い状況下で政府横断的な措置を促進する．ドナーの公約を明示的にし，このような公約が達成されているか否かをモニターする形に設計することもできる．実際には，自らの資金がどのような活動にどのように支出されているかを，受益国の内部で報告しているドナーは力が弱いことがしばしばで，公約について報告しようとしている各国改革者の努力をかえって複雑にしている[68].

制度的な転換を支援する

制度的転換が成功するための国際支援にとって必須の基礎単位は，時間と忍耐，現地の政治情勢に対して適切で最適なアプローチ，市民の安全と正義，及び雇用といった分野における重要な制度改革にかかわる支援能力である．このような基礎単位の支援ということでは，国際社会の実績はまちまちである．

時間と忍耐

最も長期的な制度転換を支援するためには，国際援助を最低でも 15 年間にわたり維持することが必要である．時間を要するということは一部の NGO がかなり前から十分認識していることであり（ボックス 6.6），二国間や多国間のドナーもより長期にわたる時間枠を採用し始めている．イギリスの DFID の 10 年間のパートナーシップ合意，10 年間にわたる治安部門改革プランにかかわる最近のオランダとブルンジの合意，世界銀行から紛争後諸国向けの 10 年間に及ぶ例外的な援助などを考えてみるとよい．しかし，ほとんどの戦略的なドナーやファイナスの枠組みは 3-5 年をカバーするにとどまり，それよりライフ・サイクルの短いプロジェクトも多い．抜本的な改革がそのような時間枠で達成されることは稀であり，したがって，戦略ないしプロジェクトが終了した時点で再交渉の対象になっている．

治安面でも長期にわたる公約は稀である．平和維持任務の大多数は次のようなもっともな理由から 2-6 年で終了している．現地における治安部隊の長期駐留は極めて高価であると同時に，受け入れるコミュニティや国家に嫌われている．数十年間にもわたって駐留している国連使節団は確かに存在するが――国連インド・パキスタン軍事監視団（1949 年以降）や国連キプロス平和維持軍（1964 年以降）――，これは規模と任務が限定的である．視界外にある軍隊や長期的な治安公約はあまりにも短い駐留やあまりにも長い駐留の代替策なのである．しかし，長期にわたって治安支援を提供するためにそのような施策を使うのは稀であった．例外は EU のコンゴ駐留部隊である．これは 2006 年の国政選挙の際に，国連コンゴ使節団に対して迅速で戦略的な支援を提供した[71].

制度構築には継続的な支援が必要であるにもか

ボックス 6.6　アーガー・ハーン開発ネットワーク：地方の知識，長寿，現実的な期待

数十年にわたってアーガー・ハーンは，北アフガニスタン，北パキスタン，東タジキスタン――それは地理的・経済的に隔離され，環境的に限界的で，民族間の緊張を特徴としている地域――における現地のイニシアティブを支援してきている．アーガー・ハーン開発ネットワーク（AKDN）は「結果的に永続的で将来に向けて持続可能な…変化を促進する」ために，自助の伝統で形成された[69]．アフガニスタン，タジキスタン，パキスタンでは，AKDN は地方・地区・国の政府との議定書，合意，条約という形でその公約を固めている．地方的・国家的・国際的な寄付金を含め多様なドナー基盤を構築し，現地の管理・実施の能力に大規模に投資し，たとえドナーの関心が低下しても地方のパートナーと機関によって維持できるアプローチとサービスを開発し，現地の需要・優先課題・備えによって牽引されない限り，地域やプログラムの拡大に関しては慎重なアプローチを採用している[70]．典型的な関与は 20 年を超えている．

コミュニティ，地方機関，政府機関と密接に協働しながら，AKDN はこれら地域とその人々にたいする証明済みの長期にわたる公約を通じて獲得された信頼に，開発アプローチの基盤を置いている．この公約はそのスタッフに反映されている．すなわち，その約 95%は受益コミュニティで長年働いているその国の国民か，あるいはその地域の海外在住者である．

出　所：Aga Khan Development Network 2003, 2010; Agence Française de Développement 他 2005; Commission on Growth and Development 2008.

かわらず，特に脆弱国では援助フローの変動性が重大な問題となっている．実務家はずっと次のように主張している．すなわち，ドナー援助の変動は予算や財政赤字を不安定化し，支出を合理的に計画する政府の能力を高めるためには，予測可能な援助が必要である[72]．不安定な状況では特に一貫した援助が必要である．というのは，中断された改革が逆転する可能性が非常に高いからである．それにもかかわらず，脆弱で紛争に影響された諸国に対する援助の方が，他の途上国に対する援助よりもずっと変動性が大きい．実は変動性が 2 倍も大きい．変動性の効率性コストが脆弱な国では制度が強固な国よりも顕著だからである（ボックス 6.7 参照）．最近の研究では，変動的な純政府開発援助に関連した経済的損失は，脆弱国では強固な国の 2 倍以上であった（対 GDP で 2.54％対 1.19％）[73]．このような推計の示唆によれば，変動性の 30-50％はドナー側に原因があり，受領国の事件や措置とは独立している．Kharas が開発した方法論を使い，控え目な前提を採用すると，ドナーが変動性を 30％削減すると，1 つの脆弱国ないし紛争影響国に対して，年間 2,700-3,900 万ドルの価値を供与することになる[74]．

プロジェクトの継続期間が短いことや，規模が小さいことも問題を複雑にしている．国際開発協会（IDA：世界銀行の「最貧国向け資金」）の平均的な運用額は 2,270 万ドルであるが，一部の二国間ドナーの場合，11 万 6,000 ドルや 6 万 5,000 ドルと非常に小額である[75]．ヨーロッパ委員会の研究によると，カンボジアにおけるドナーのプロジェクトはすべてが継続期間 3 年未満，3 分の 1 以上は 1 年未満である[76]．モザンビークにおける援助パートナーのパフォーマンス・レビューが示唆するところによれば，多年度援助プロジェクトの件数は増加しているものの，そのほとんどは依然として 2 年間にすぎない[77]．最も急ぐ状況下であっても，制度的転換の予定表を考えると，プロジェクトのライフ・サイクルをもっと長くすることが極めて重要である．

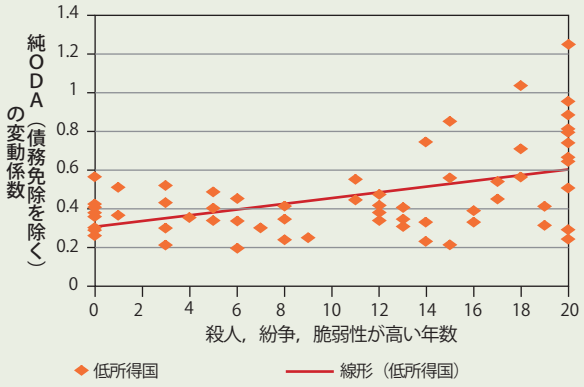
現地の状況に適合したアプローチ

国際社会は完遂すべき機能よりも形式を重んじる誘惑に依然として駆られている[78]．例えば，イラクの連合国暫定当局（CPA）は創設されて以降の 1 年間で，治安・経済・行政にかかわる広範な事項を対象に，100 を超える別個の規則や政令を発布した．国際的な起草者は複雑で流動的な環境下で即席に起草しようとしたが，アラビア語，現地の社会政治的な現実，イラクの広範な法的な原則に関する知識の欠如がそれを阻害した．アメリカのイラク復興支援特別査察官は次のように指摘している．「CPA――およびそれを支持しているアメリカ政府機関――は，イラクの文化と，多種多様なイラクのグループ相互間および各内部に存在している複雑な国内政

ボックス 6.7　ストップ・アンド・ゴーの援助：主要脆弱国における変動性

過去 20 年間，より長い期間にわたる脆弱性，暴力，紛争を経験した諸国は，援助に関してもより大きな変動性を経験していた．図 A が示しているところによると，債務免除を除く純政府開発援助（ODA）の変動係数（CV）は，1990 年以降多くの暴力を経験している諸国の方が大きくなっている．右肩上がりの傾向線に反映されているこの関係は統計的に有意であり，次のことを示唆している．すなわち，平均すると，20 年間にわたる暴力を経験した国は，暴力を経験しなかった国との比較で，2 倍もの援助の変動性を経験していた．収入の変動性はすべての政府にとって多大なコストをもたらすが，脆弱な状況下では特にそうであり，改革に向けた努力を脱線させたり，制度構築を阻害したりする可能性がある．

図 A　暴力を経験した諸国では援助の変動性が高くなっている

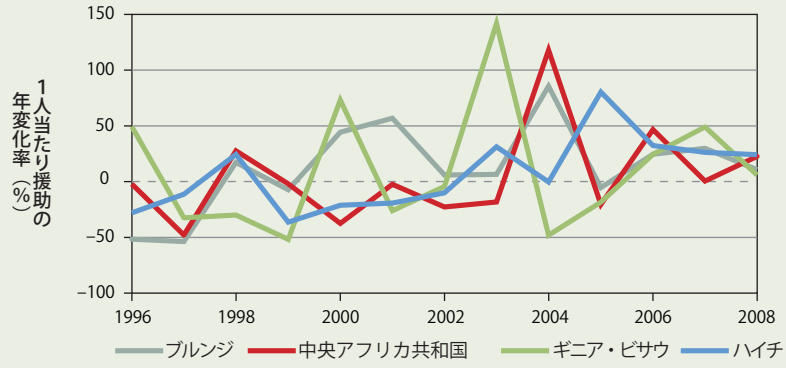


出所：OECD 2010d に基づく WDR チームの試算．

この変動性が図 B によって例示されている．ブルンジ，中央アフリカ共和国，ギニア・ビサウ，ハイチに対する援助総額が，ある年に 20-30%減少し，翌年には 50%増加するというのは稀なことではなかった（この統計から除外した人道援助と債務免除を含めると変動性はさらに大きくなるだろう）．

図 B　1 人当たりの援助支出（債務免除と人道援助を除く）の年変化率

このような 4 つの脆弱国に対する援助は過去 15 年間にわたり極めて変動が大きかった．ギニア・ビサウに対する援助は 2003 年に 2 倍以上になったが，翌年には半減した．同じく，中央アフリカ共和国は 2004 年に援助の倍増と 05 年に同 25%の削減を経験した．これはすべての脆弱国に当てはまり，そ援助の変動係数は他の途上国の 0.3 に対して 0.7 となっている．



出所：OECD 2010d に基づく WDR チームの試算．

治関係の両方に関して，不十分な理解しかもっていないことを暴露した」[79].

脆弱な状況下で行き渡っている能力不足に対する国際社会の一般的な対応は技術援助である．技術アドバイザーは短期契約で制約され，報告書提出の圧力にさらされているため，他国の経験から移植された最善慣行に焦点を当てることがしばしばである．それは状況に固有の最適に調整されたアプローチの探求を阻害することになる．脆弱国では技術援助は，リーダーや改革者が具体的に指定された分野について支援を求める移行期に，最善の機能を発揮する[80]．脆弱な環境における有効な技術援助の内容は古くから確立されている[81]．良い設計の要素については一般的な理解があるにもかかわらず，多くの技術援助は準備が十分でなかったり，実施が有効でなかったりというのが現実である．したがって次のような批判がある．

- アフガニスタン向け国際援助の4分の1は，政府の能力構築を支援することを意図した技術援助であるが，最小限のインパクトしかなかった[82].
- コソボが受領した援助の80%以上は技術援助であったが，これは政府制度内に永続的な能力を生み出していない[83].
- 2007年にシエラレオネで技術援助に関与したのはわずか5つのドナー国であったにもかかわらず，援助金額の22%しか同国のプログラムと調整されていなかった[84].
- ドナーの技術援助サービスは他の業者から入手可能なものよりも11%から30%高かった[85].

二国間や地域的な主体[86]も文民について大量の人員の動員能力を構築すべく，暴力の影響を受けた諸国に短い予告で配備できる専門家の名簿を整備した[87]．しかし，大勢の海外在住の要員が，特に当該国の状況に関する知識もなく短期間配置されれば，「正常な」技術援助の場合と同じく，持続可能な能力を構築できる可能性は低い．文民能力に関する国連の独立的レビューも最近同じような結論に到達しており，国連の文民対応にかかわる重要な原則として，各国の主体性とそれとのパートナーシップを強調している[88]．ドナーが設計したプロジェクトを提供する能力は，良質な公共サービスを提供する各国の統治制度面での能力は哲学と非常に異なっている[89].

南と南の間での学習は有効な能力開発と最適なアプローチにとって有望である．なぜなら，ごく最近に移行を経験したり，地域的・政治的・経済的・社会文化的な特性を共有していたりする諸国からの知識に依ることができるからである[90]．アフリカ開発銀行（AfDB），国連開発計画（UNDP），世界銀行はいまではすべてが南から南へのファシリティをもっており，AfDBはその規模と脆弱国重視で際立っている[91].

中所得国における最近の転換からの学習はとりわけ貴重である．ビバ・リオというブラジルのNGOはベル・エアというハイチのスラム街で，ブラジルのファベーラ（スラム街）で働いた経験を使って武装暴力を削減する活動を行っている[92]．資金を拠出するドナーと技術援助を供与する南側のパトナーを巻き込んで，南々協力を支援する三角協力も平和構築である程度の成功を示している[93]．アイルランドは紛争の防止と管理及び問題解決における女性の役割に関して，リベリアと東ティモールと三角学習パートナーシップを締結している[94]．南々協力は行政管理の支援においてとりわけ適切である可能性が大きい[95]．南々協力にとってもう1つの重要な分野は，有効なリーダーシップや行政管理の成功に向けた仲間同志での学習である[96].

国際機関の内部システム

脆弱な状況下にある現地の状況に対する感応性は，元々もっと安定的な環境向けに策定されたプロセスによっているため阻害されている．例えば，国際金融機関の公共調達手続きは，治安の維持，国家の制度的能力に関してある程度の水準，競争的な市場などの前提に基づいて策定されている．したがって，治安の条件がプロジェクトの設計と入札の間で変化した場合，少数の有資格の政府担当者が複雑な調達書類の作成で苦労している場合や，競争・動員の準備ができている有資格請負業者の数が非常に限定的な場合には，状況に適合するのが困難であろう．

同様に，国連事務局は元々は総会に対して本部ベースの助言サービスを提供し，事務局としての機

能を支援するために設計された公共調達システムを策定していた．平和維持活動が打ち出された際には，このようなシステムは現地の状況や目的の相違にもかかわらず，平和維持活動のあらゆる要求にほとんど適合されないままに拡張適用された．また，ほとんどの二国間援助機関には脆弱で紛争に影響された状況に固有な「リスク方針」がない．その代わり通常の基準を適用している．問題を認識したアプローチや手段をもっているドナーもなかにはあるが，それらは各国の戦略にわたって，あるいはプロジェクトの資金調達決定基準のなかでまだ主流化していない[97]．

環境が不安定な場合，このような標準的な手続きは（ボックス 6.4 でみるように，リベリアのエレン・ジョンソン・サーリフ大統領は「手続き上の順応主義」と呼んでいる）往々にして意図した成果を生み出さない．それはしばしば複雑で時間がかかるため，制度的な能力が弱い相手側にとっては管理が困難であろう．カンボジア，リベリア，スーダンといったような環境下では，プロジェクトに入札する有資格の国際的な請負業者を見つけるのがしばしば困難で，その動員は遅々としていた[98]．標準的な手続きは能力を開発するための最適な制度的アプローチの足を引っ張る可能性がある．あるいは，政治経済的な配慮が困難な環境下では，透明性や腐敗防止の目的を達成するのが困難なこともある（ボックス 6.8）．g7+ という脆弱国グループによる 2010 年 5 月のディリ宣言は次のように述べている．「われわれはすべて国際基準を受け入れるが，ドナー社会はわれわれの条件やニーズを認識していなければならない．われわれは自分たちの能力やシステムを強化するために，みずからに過渡的な期間を与える必要があり，複雑で緩慢な手続き要件や条件をわれわれに賦課してはならないというのがその理由である」[99]．責任あるリーダーは日和見的なレント・シーキングを大幅に削減し，ルール・ベースの行動を強化するのに，機能の良い信託システムを評価している．しかし，彼らは現地条件の現実に適合したプロセスを必要としている[100]．

「最適な」公共調達取り決めの提案はたくさん出てきており，難しいものではない．各国の経験は，次のような事情を背景に直接交渉を許容する請負プロセスの必要性を指し示している．すなわち，地域市場の知識をもつこと，動員のスピードと請負について不安定な環境下で活動する実績を重視する，公共調達手続きに関して現地の民間部門に対するより良い情報の提供，現地負請業者に能力を構築させるよう現地請負業者に対して下請けする，可変数量契約に基づく国際的な事前入札，信頼醸成のための市民社会による公共調達のモニタリング，プロセスや書類を既存のドナーの指針と整合的に簡素化する，ドナーの意思決定を出先国の事務所に分権化する，などである[101]．しかし，公共調達慣行の探求の進展はドナーによって異なり，多角的なシステムは二国間調達の革新にまだ追い付いていない．

国際援助に向けた努力の細分化も制度的な支援を十分な規模で提供することに不利に作用している．ドナーと垂直的プログラムの数が受領国の数よりも多くなっているだけでなく[102]，援助自身もさらに細分化している．コンゴ民主共和国では，30 の活動的なドナーが健康部門で 362 件のプロジェクト（うち 100 万ドル未満 262 件），司法部門については 305 件のプロジェクト（うち 100 万ドル未満 199 件）をファイナンスしている[103]．最近の OECD の研究では，15 以上のドナーから援助を受けている国が 32 カ国あった[104]．これとは対照的に，ボツワナと韓国に関する研究の主張では，開発の成功は少なくとも部分的には単一または支配的なドナーが存在したおかげである[105]．細分化された援助は能力が弱い諸国にとっては事務的に非常な負担であり，能力を構築するどころか消耗させている．

市民の安全と正義及び雇用の重視

流動的で暴力的な脅威に直面するなかで，よく統治された警察，司法，刑務所システムを整備しようと苦闘している諸国に対する援助は，軍事能力を構築するために利用可能な援助よりもずっと限定的である．人材の供給が制約されている．というのは，国家は警察や刑事司法においては，軍隊におけるような種類の予備能力をもっていないためである．司法については，文民能力に関する国連の独立的レビューにより，ギャップを埋める努力にもかかわらず，それは国際的な文民メカニズムのなかで最大の空隙を呈している，ということが発見された[106]．国連平和維持活動局（UNDPKO），二国間ドナー，米州開発銀行（IADB），国連開発計画（UNDP）な

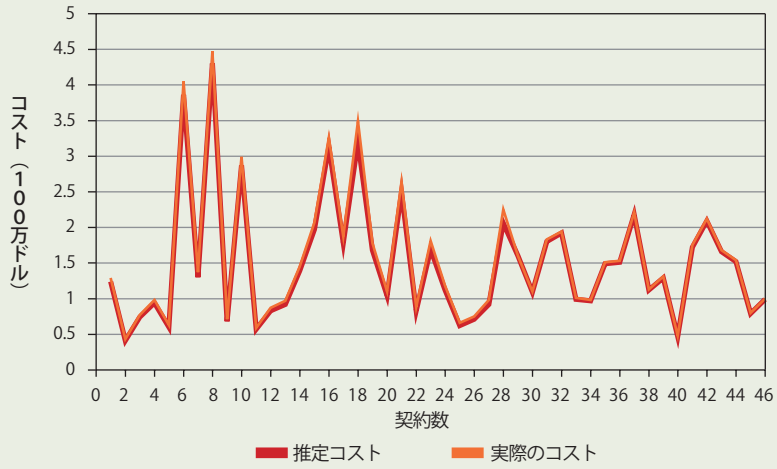
ボックス 6.8　最善慣行として費用見積もりを公表する？　透明性と共謀の間のトレードオフ

移行の要因：脆弱な状況における措置のスピードを求める圧力	**重要な利害関係者：**政府機関の入札，国内の市民，国内の会社，国際的なドナー・会社
重要なストレス：暴力のリスクを悪化させかねない契約における，特定の政治・民族・地域グループの請負業者に対するえこひいきという受け止め方	**制度的な挑戦：**不安定性が高い，制度的な能力が低い，競争が浅い，過去の腐敗した慣行の後遺症
二重の説明責任のジレンマ：国際的なドナーや投資家に受け入れ可能なプロセスを実施する一方で，地方の状況下でスピードと正当性を達成する	

世界銀行はローン契約のなかでしばしば，パートナー諸国が道路建設コストの工学的な推定値を公表するよう求めている．市場が競争的であれば，推定値の公表は入札水準の低下をもたらす．そのような公表は透明性と公平性という公共調達規範の確保にもつながる．すべての入札者は同じ立場にあり，道路当局と密接な結び付きをもっている会社でさえ，「袖の下で」推定値を入手することはできないからである．

このような利益に対して，このような公共調達の慣行は意図とは逆のこと――共謀――を促進しかねないというリスクがある．企業が共謀する価格を交渉している際には，費用見積もりは共謀の目標ないし焦点を提供してくれる．この効果は世界銀行の制度的な誠実性比較調査で劇的に暴露された．すなわち，2009-2010 年に東ヨーロッパのある国における世銀がファイナンスしたプロジェクトの下で，道路の建設・補修にかかわる 46 件の契約で落札価格と推定価格を比較したのである．両者の近接性は共謀がなければ考えられない（図参照）．その結果，公共調達規範は実際あるいは主観的な共謀のゆえに，速やかな支援（推定値の発表で遅れが生じた），あるいは正当で透明なプロセスを涵養するといういずれの目標をも達成することができなかった．

図 A　入札価格の近接性は共謀がなければ考えられない



出所：2010 年における World Bank Integrity Vice Presidency との議論からの翻案．

どはそれぞれ，市民の安全や司法に関連した提供能力を拡充させてきており，世界銀行は法律・司法問題向けの援助を若干増やしているが，人材と提供には重大なギャプが残っている．

刑事司法システムに対する支援は軍事改革や軍事能力構築に対する支援よりも，提供するのがいっそう困難である．国民国家である提供者ごとに，政策，法的枠組み，組織構造に大きな相違があるからである[107]．このような相違を受けて，警察や民事司法に対する国際支援においては，ボスニアから東ティモールに至るまで，歴史的には緊張を生む原因になってきている[108]．EU のような地域組織は国別の慣行の相違を橋渡しするための訓練を重視している．国連の 50 名から成る常備警察能力と法の支配・保安機構室も，国連の作戦に喜んで参加する警察部隊向けに標準的な原則や訓練

パッケージを策定するのに進展を見せ始めているが．より広範な国際的な能力の支援はおろか，警察配備の現在のような増加を管理するには依然として能力が小さい[109]．各国の司法関係者を違った制度や慣行に触れさせるべく，同じように共同訓練を行うというメカニズムがない．また，脆弱な状況下における制度構築へのアプローチに関する知識量が少ない．

国際体制における構造的な制約は，治安と司法に対する国際支援を限定的なものにしている．国連の平和維持予算は警察力の展開を支援することができるが，それはその国が安保理事会の委任下にある場合に限られる．これは警察部門について国際支援を求めてはいるが，安保理の議題として上程されることへの同意に躊躇している諸国にとっては，重大な政治的障害となる．平和維持活動がなければ，各国当局は国連から文民ないし助言の支援を，二国間主体からは運営に関する支援を求めることができる．しかし，前者には警察部隊の実際の配備は含まれないし，後者には国内当局が所属している多角的機関が提供する支援への正当性が欠如している．

第５章では，軍事・警察に対する支援と民事司法制度に対する支援の間の分離から生じる，各国レベルで共通する問題を検討した．国際体制における刑事司法全体にかかわる明確な焦点を置くべきポイントの欠如が，この問題の背後にはあるのかもしれない．驚いたことに，広範囲にわたる機能に関して国際機関があるのに，刑事司法問題に関するリードを担当する機関はない．治安部門や民事司法機能に対する金融支援の細分化――「DAC ルールの下で政府開発援助」に算入できる現在の分類や，平和維持任務とこの分野における自発的な支援に適用されるさまざまな金融ルールが原因――も，現場におけるバラバラのアプローチを悪化させている．

雇用創出に関しては，MDG にかかわる支援に焦点を絞るというドナーの理解可能なシフトを受けて，多くのドナーは開発援助の対象を――雇用創出重視がほとんどない――保健や教育や水や衛生など基本的サービスに充当している．国際的な経済政策助言サービスは総じて雇用よりも成長に焦点を置いている．これには貧困削減にとって重要な労働集約的な軌道の検討が含まれているが，暴力防止という観点からみた雇用の価値や社会的連帯を強化し，若者のコミュニティにおける積極的な役割を促進するような雇用の種類と質はほとんど強調されていない．その結果，脆弱な環境下で体系的に相違をもたらすことができる雇用関連の介入策の種類については，ほとんどコンセンサスがない．例外はコミュニティ・ベースの公共事業の活用である．設計は非常に多種多様ではあるが，アフガニスタン，インドネシア，ネパール，ブルンジ，ルワンダ，多種多様なラテンアメリカ諸国で，二国間ドナー，国連機関，国際金融機関が支援したプログラムは相当規模の一時的な雇用を生み出している．アメリカやインドなど一部の二国間ドナーも，脆弱国家向け援助のうち大きな割合を収入創出活動に充当している．

地方と国の両レベルで暴力の影響を緩和し，暴力から回復することについては，仮に雇用や収入の創出がドナーが資金を拠出する短期的な緊急の公共事業よりも長く継続するためには，民間部門の役割の必要性が今では広く認識されている[110]．さまざまな革新的な制度――国際金融公社（IFC）や二国間ドナー数カ国が支援しているものも含む――が，民間部門や企業家精神の能力構築に有効なことが判明している．例えば，それには地方の企業家をもっと大きな国家的ないし国際的な企業に結び付けることや，教育を企業家精神の開発に結び付けることが含まれる[111]．しかし，多国間の開発銀行，日本，中国などといったドナーは民間部門の発展を下支えするインフラに顕著な投資を実施している[112]．しかし，暴力防止にとって公平な成長と雇用創出が重要であるため正当とされる労働集約的な民間部門の発展に，国際社会は十分な関心を払ってきていない[113]．

二重の説明責任と行動のリスク管理

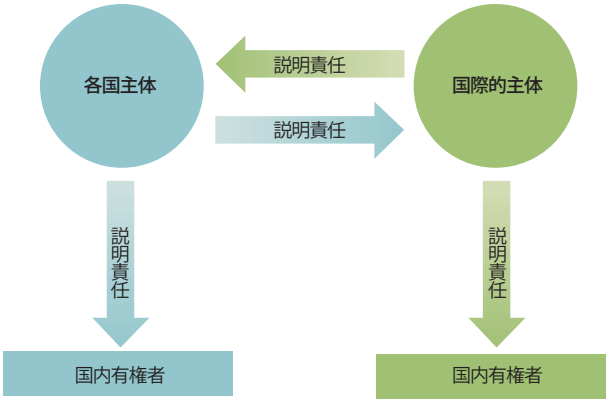
迅速な関与，長期にわたる公約，国家制度に対する支援が，暴力の反復的な連鎖を防止するのに極めて重要であることを，国際的主体は今やわかっている[114]．それなら，国際的な慣行はなぜ変化が遅いのだろうか？　それは「二重の説明責任というジレンマ」が原因である，というのがわれわれの主張である．国際的な主体は二国間主体か多国間主体かには関係なく，最初に自国の有権者層と株主に対して説明責任を負い，受益国の相手方ないし市民に対す

る説明責任はその後にくる．そのため国際的主体は行動を起こさないとか長期的な制度構築の成果をあげることへのリスクについては説明責任が小さいので，これを犠牲にして，一連のリスク――行為のリスクと相手方の制度が弱いなかでの関与がもたらすリスク――だけを強調することになる（図 6.2）．その結果は 2 つである．行動についての評判のリスクを遅延という結果的なリスクよりも重視することと，脆弱な国家制度の予算を通じたファイナンスや援助の実施を躊躇することである．

脆弱国家での仕事には必ずや不確実性，流動性，高リスク――行動のリスクと行動をしないというリスクがある――が伴う．非常に単純化した事例で問題を例証できる．10 万人を擁するあるコミュニティが悲惨な人道的脅威に直面しているとしよう．外部の世界は支援に前向きで，2 つの一般的なオプションがある．ともに 5,000 万ドルかかるものと推定されている．オプション A では，海外ドナーはすべての資金が適切に使われることを確実にするために 6 カ月待つことができるが，それでは 20%の人々しか救助されないということを意味する．オプション B では，ドナーは全員の救助に自信をもっているが，資金の使用に関して適切な説明ができると自信がもてるのは全体の 80%についてだけである．どちらのオプションを選択すべきか？　B を選択すべきである．まさに，行動を起こさないことのリスクに対する感受性とある程度の信認リスクにかかわる許容性が人道的介入策を下支えしており，ほとんどの人道的主体はオプション B を採用するであろう．

さて，この点を開発あるいは平和維持にかかわる次のような介入策について考えてみよう．軍隊空輸の支援，警察・教育・保健関係の労働者に対する給与支払いのファイナンス，電気システム機能を維持するためのファイナンス．また，学校を再開するというプログラムは暴力の広がりを防止する可能性が極めて高い．ここで同じオプションが利用可能である．オプション A は資金が適切に使われることに自信がもてるまで 6 カ月待つが，推定 20%のリスクしか回避できないという代価がある．オプション B は暴力が回避できるとの強い自信をもってただちに行動するが，資金の 80%についてしか満足のいく説明ができないだろうと思っている．やはり，ほとんどの人はオプション B を選択すべきだと言うだろう．

図 6.2　国民国家に対する国際支援――二重の説明責任のジレンマ



出所：WDR チーム．

開発にかかわる介入策が生命を救済し，暴力の広がりを防止するということに関しては確実性がない．一方，性急な介入はしばしば成功の可能性が低い．しかし，仮にリスクが差別化できたとしたらどうであろうか？　平和維持軍の到着や，給与および電気システムのためのファイナンスの遅延が，もし何の措置も取られなければ，暴力に拍車をかける可能性があると判断することができるだろう――例示のために 80%の可能性があるとしよう．しかし，学校プログラムについては，このリスクはもっと低く，プログラムの設計に関して 2-3 カ月作業した方がより良い成果が実現できると判断するかもしれない．そうなると，ほとんどの人々は空輸・給与・電気については支払うが，学校プログラムは待てと言うだろう．にもかかわらず，実際には，開発社会は電気と学校の問題を同じように扱うであろう．また，国連安保理は時には迅速な決定を下すこともあるが，平和維持活動のための支援インフラはオプション A に帰着する．戦略的な挑戦は「べき論」から「だろう論」にシフトすることである．換言すれば，リスク管理システムを修正して，リスク測定とリスク・テーキングを最適な結果とのより良い整合性を図ることである．

二重の説明責任のインパクトに関するもう 1 つの事例は，暴力に影響された脆弱国家の国家予算や国家制度を通じて援助を実施することに，制度転換の

インパクトがあるにもかかわらず，ドナーが躊躇を示すところにみられる．予算を通じた援助は並行システムのマイナス効果の回避に加えて，優先事項やトレードオフに関する政治的意思決定の制度的なメカニズムを支援し，公共財政管理・説明責任のシステムの発展を促し，国際援助を調整するための手段を作り出す[115]．しかし，ドナーはジレンマに直面する．弱い制度に対する援助は強固になるために必要とされているが，その弱さそのものが政治や信認の面でリスクとなっている[116]．したがって，このような高リスクの関与について，国際社会は通常は国家が担っている機能を果たすのに二国間や多国間の機関を頼りにする傾向がある[117]．それは支援を受けている当事者による資金の不正使用や暴力及び人権侵害に結び付けられることを回避するためである．

リスク管理のために利用可能な選択肢

各国の制度に関与するには，さまざまな水準の信託や評判のリスクに対処する幅広いアプローチが存在している．それには政府が実施するプログラムに対するより独立的な監視やモニタリングが含まれる．例えば，アフガニスタンやヨルダン川西岸・ガザでは，世界銀行が管理するマルチ・ドナー信託基金の下で，国内機関や国際的請負業者の両方による調達や支出を精査するために，独立的なモニターが活用されている[118]．関連した事例として，ウガンダ除隊兵士への自立支援プログラムで実施されているように[119]，公認の外部監査法人による毎月ないし毎四半期の監査で適正と認められないとドナー資金が支出されないという方法がある．第 3 は海外の財政管理や公共調達の機関が介在する場合である．国際的な企業がプログラムの財政管理と調達に関して全面的な責任を負い，プログラムの統合的な予算と勘定を維持している．アンゴラ，ギニア・ビサウ，シエラレオネの動員解除・社会復帰プログラムではそういう運営になっていた[120]．第 4 は，「二重鍵」プログラムで，これは国内外両方の主体が第 4 章で説明したリベリアの統治と経済管理援助プログラムのような，重要な高リスク取引を停止するものである．第 5 は，ジンバブエにおけるように国家予算の項目に対する現物支援である．二国間ドナーは国営診療所に対して医薬品を供与しているように，請負業者を通じて一定の品目を直接的にファイナンスし，調達して提供している．

このようなアプローチはドナーの信託リスクを管理すると同時に，国家制度の確立・強化の余地を提供することができる．しかし，それは国際的な専門知識を使うため総じて高価である．国内制度に関与すると同時に，さまざまな水準の信託や評判のリスクに対処するには，一連のもっと地方的な選択肢も利用可能である．それにはコミュニティ主導型開発プログラム（第 4 章）や，重要な部門における結果ベースのファイナンスや産出ベースの援助を使った NGO への外部委託が含まれる．現地スタッフを雇用している非政府機関を通じた地方の行政や援助に対する直接支援は，統治が弱い状況下で政府の予算制度の外で，地方の制度的な能力と熟練した人材に対する焦点を維持しながら , 援助を管理する別の方法である．

資金のプーリングもリスクを管理する方法を提供してくれる．マルチ・ドナー信託基金（MDTF）が脆弱で紛争に影響を受けた状況下ではますます使われるようになっている．アフガニスタン，南部スーダン（ボックス 6.9），イラク，インドネシア，ヨルダン川西岸・ガザ，ハイチなどがその例である．MDTF は二重の説明責任というジレンマの橋渡しに役立つ．各国の主体にとって，それはドナーの投資にかかわる透明性を改善し，国家計画との整合性を高め，資源動員のための根拠を提供する．ドナーにとって，MDTF は取引コストを削減し，ドナーが国内当局と協調し対話をするフォーラムを提供すると同時に，MDTF 事務局はドナーが自分自身では生み出せない可能性がある情報を首都向けに提供することができる[121]．人道援助の面では，プールするメカニズムは資金調達水準の押し上げにつながる可能性がある．というのは，ドナーは直接管理できるよりも多額を支出することが可能になるためである[122]．

しかし，紛争という状況下では，MDTF が最も重要なファイナンス手段であることは稀である．2007 年についてみると，稼動している約 18 の MDTF を通じる資金調達総額は 12 億ドルと，脆弱で紛争に影響された国家向けの国際ファイナンス総額のうち依然として小さな部分を占めるにすぎなかった[123]．加えて，MDTF のパフォーマンスは産出のスピードと提供，プロセスの質，成功に関する

ボックス 6.9　多国間信託基金：アフガニスタンと南部スーダン

暴力の種類：グループ間・民族間・政治的暴力；組織犯罪・麻薬違法取引；国境をまたぐ；超国家的：イデオロギー的	
移行の要因）：変化に向けた当初の大きな余地；ボン合意 / 包括的和平合意；選挙；国家開発予算	重要な利害関係者：連邦・地方政府，治安部隊，民兵，コミュニティ指導者，市民社会グループ，市民，女性，国際的パートナー，超国家的武装グループ
重要なストレス：暴力・トラウマの後遺症，国境をまたぐ暴力，犯罪ネットワーク，低所得，若年失業，腐敗，男女差別	制度的な挑戦：行政・安保・司法・政治の制度における説明責任や能力の深刻な制約；女性の代表欠如
二重の説明責任のジレンマ：国家レベルでの説明責任と能力の制約を受けて，多国間信託基金が魅力的な解決策になった；信託基金取り決めは国連や世界銀行の使命と権限を活用した．	

アフガニスタン

UNDP はアフガン暫定政府基金（AIAF）を創設した．これは 24 のドナーによって支援され，6 カ月という限定された期間にわたり総額 7,300 万ドルを保有して，文民サービスの再建，給与の支払い，政府建造物の修復，機材の購入など最も緊急を要するニーズを賄う．この支援は移行の早期段階で政府の能力と正当性を補強し，その後の MDTF が長期的な予算支援を提供し，投資プログラムをファイナンスできるようになる時まで，ギャップを橋渡しした．

32 のドナーが支援したアフガニスタン復興信託基金（ARTF）は，予算をファイナンスするためには（公務員の給与や施設費，特に教育・保健の），「経常的な窓口」を，政府の国家的優先プログラムを支援するためには「投資の窓口」を通じて，資金を支出している．ARTF は資金調達を調整し，政府に対する負担を削減し，透明性と説明責任を促進し，国家目的を推進するのに国家予算の役割を強化することを意図したものである．2002 年に誕生して以来，ドナーは 40 億ドルを公約しており（2010 年 12 月現在），アフガニスタンの予算にとって最大の貢献をしている．ARTF の動きは迅速で，2003-2004 年には公約した資金の 99%，2005-06 年には同 75%を支出し，政府給与の支払いに加えて，サラン・トンネルなど重要なプロジェクトや国家連帯プログラムをファイナンスする主要な手段として機能している．UNDP は主として警察の給与を賄っている補完的なアフガニスタン向けの法律と秩序信託基金（LOTFA）を管理している．LOTFA の現局面は約 3 億 600 万ドル拠出している 15 のドナーによって賄われていた．

南部スーダン

5 億 4,500 万ドルの南部スーダン多国間信託基金が 2005 年に創設され，世界銀行が信託基金の管理者として指名され，14 のドナーから資金を調達した．

南部スーダン政府，ドナー，NGO，市民社会は MDTF について，緩慢さ，非効率性，支払いの遅延，頑迷さを批判している．レビューによれば，世界銀行によるロジスティックの困難性の過小評価，制度的な欠陥，コミュニケーションの挑戦，特に重要な早期段階における整合性のない管理の監視などが指摘されている．この一因は迅速な行動がもたらすリスク（資金の不正使用の可能性）と不作為のリスク（資金を支出しない，目標を達成しないなど）をバランスさせるという世界銀行が直面したジレンマにあった．

世界銀行は基金の管理を改善するための措置を取っている．2010 年中の支払いは 1 億 8,800 万ドルにのぼり，2010 年 12 月までには総額 4 億ドル（公約された資金のほぼ 4 分の 3）に達した．

出 所：Scanteam 2007, 2010; Fenton and Phillips 2009; Randel 2010; Atos Consluting 2009; OECD 2010c; Government of Afganistan and UNDP 2010; World Bank 2005a, 2009a, 2010b, 2010j; Randel and Mowjee 2006.

利害関係の受け止め方といった点で，国別事例全体にわたり不均一である．MDTF に関する最近の評価では以下のような諸点が指摘されている．諸機関の内部と相互間で MDTF の管理にかかわる一貫性の欠如，期待にかかわる管理改善の必要性，モニタリングとインパクト評価の強化，各国の信頼醸成を支援するための資金供与の迅速化，制度構築における国家制度を通じた支援の強調など [124] である．短期的なファイナンスの提供と長期的な制度的能力の構築という競合する要請をどうやってバランスさせるかについては，南スーダンの MDTF の経験で例示されている．

MDTF は人目を引く性格と複雑な統治システムのゆえに，受入れ機関の側でリスク回避性を高めるこ

とがある．二国間ドナーは実質的に自己のリスクを多角的な MDTF 管理者に転嫁することになる [125]．MDTF のポートフォリオや資金の配分に関してドナーによる細かい管理が，国家主導の戦略や予算編成との整合性の足を引っ張ることがある [126]．

脆弱性脱却の進捗度をモニタリングする

二重の説明責任のジレンマをさらに悪化させているのは，脆弱性脱却の進捗度をモニターする制度の欠如である．開発援助の結果を測定することに関して唯一合意されている世界的な枠組みは，MDG とその関連指標である．人間と市民の安全を改善する努力の進展を評価する世界的な指標は存在しない．したがって，暴力を削減し，より良い制度を創設することにかかわる進展を測定することに関して，単純な一連の合意された指標があれば，国際社会も各国リーダーもともに，MDG と並んで暴力のリスク管理に関する進展を追跡することができるだろう．

不安定性の水準やパターンに関して信頼できる世界的なデータも存在していない．戦死に関する基本的なデータも粗悪であり，最善の推定値は 36％のケースで欠如しており，推定値の最低と最高にはしばしばとんでもない桁違いの相違がある [127]．

戦争による間接的な死亡に関するデータの質は著しく悪い――イラクにおける 2003-2006 年の犠牲者にかかわる推定値は 50 万人から 60 万人のレインジとなっている [128]．殺人の統計も暴力をモニタリングするには同じく不十分である．どの OECD 諸国も過去 5 年間のすべての年に関して殺人統計を集計しているものの，途上国の場合は過去 5 年間について 1 年でも観察値があるのは 62％のケースでしかなく，サハラ以南アフリカの脆弱国ないし紛争影響国となると，1 年でも殺人率を報告しているところはわずか 29％しかない．

現地の新聞で報道された紛争や暴力を追跡するという革新的なアプローチが，2005 年 8 月の和平合意調印以降のアチェでは使われた [129]．家庭内暴力に対する態度に関するもう 1 つの情報源は，UNICEF の定期的な複数指標クラスター調査である．これは多くが脆弱で紛争に影響された諸国である約 100 カ国をカバーしている．しかし，全体として，暴力の減少を測定するに当たって合意されているベースラインがほとんどない．データの収集が改善されれば，国際的な対応を改善するのは容易なことであろう（第 9 章）．

市民の信頼や期待を時間とともに測定するための世論調査は，脆弱な国家ではほとんど実施されていない．主観ベースの世論調査は市民の優先課題や市民の政府に対する信頼を測定するのに重要な一環となり得るだろう．そのようなデータが脆弱な国家で一貫して収集されるのは極めて稀である [130]．その理由としては，コミュニケーション体制が未整備であることや組織が資金不足であることから情報の使われ方に関して不安があるということまで，幅広い問題が指摘されている [131]．しかし，技術進歩で調査データの収集は容易になってきている．例えば，本書はコンゴ民主共和国で迅速なショート・メッセージ・サービス (SMS) 調査を利用した [132]．

国際的な関与の教訓

二重の説明責任のジレンマは，現場にいる主体には，どうやったら改善できるかという問題としてよく理解されている．過去 10 年間に紛争影響国と関係のあった国際援助に関する主要な報告書も，脆弱な状況下で紛争を削減し，制度的な転換をもたらすために国際支援ができることには限度がある，という点を強調している．本章では，すでに有用性が判明している最適な慣行の一貫した適用を要請して，次の 3 つの結論に到達している．

- 第 1 に，暴力の防止に苦闘している諸国にとって，市民の安全と正義及び雇用に対する支援について深刻なギャップがある．
- 第 2 に，国際機関における「手続き上の順応主義」は，迅速な信頼醸成の挑戦と制度的転換に対する最適なアプローチには不向きである．国内納税者と現地納税者に対する説明責任を管理するより良い方法が必要である．
- 第 3 に，新しい挑戦と変化を遂げている国際援助の状況を考えると，協働に向けた新たな努力が必要である．政治・犯罪関連の暴力を巡る複雑な問題には，外交と治安及び開発の各主体の能力を組み合わせることと，OECD 加盟諸国，低所得国，中所得国，地域パートナー相互間の理解を深めることが必要である．

フィーチャー６　２つの援助プログラムの物語――リベリアとギニア・ビサウ

リベリア：強力なリーダーシップ，決定的に重要な回復援助

暴力の種類：内戦，政治的暴力，犯罪・ギャング関連暴力，麻薬違法取引	
移行の機会：2003 年 9 月に包括的和平合意に引き続く変化に向けた著しい余地	重要な利害関係者：元戦闘員，犠牲者，政府，野党，国際パートナー，平和維持員
重要なストレス：虐待・暴力・トラウマ・不満の後遺症，腐敗，失業，民族間競争	制度的な挑戦：経済・安全・司法・政治の分野における説明責任と能力の制約
二重の説明責任のジレンマ：極端な信託リスクという環境下で国家制度の能力を増大する必要性	

国際社会は困難な過渡期に脆弱国家に対して決定的な援助を提供することができる．うまくやれば，この支援は暴力的な紛争を回避する，あるいはそれから回復することに努力している諸国にとっては重大な違いをもたらし得るが，それは国内のプロセスが肯定的な方向に向かっている場合に限られる．リベリアとギニア・ビサウに対する国際支援に関する最近の歴史が，２つのまったく対照的なストーリーを提示している（ボックス 6.10 参照）．

国際社会はアクラ包括的和平合意（CPA）の支持に重要な役割を果たした．2003 年 9 月にガーナのアクラで調印され，リベリアを蹂躙していた２つの内戦の終結をもたらした．国連は２万 5,000 人の兵士で構成される平和維持部隊を動員した．軍隊対人口の比率が平和維持の歴史のなかで最高となり，和平プロセスの反対者に対して信頼できる抑止力や，平和が維持されるだろうという第三者保証を付与している．

しかし，リベリアの暫定政府は深刻な統治・腐敗の問題を経験していた（後述）．にもかかわらず，和平合意と国際的な安全保障が整備されて，リベリアの GDP は 2004-2008 年に年率 6.4％という健全な成長をみせた（2003 年にはほぼ３分の１も縮小した後で）．同じ時期に，国際的な援助社会はリベリアに 26 億ドル，平均すると１人当たり年 146 ドルを供与した（安保も含めた国際的な支出総額は，2008 年に１人当たり 415 ドルとずっと巨額――アフリカでは今のところ最高――であった）．

それで終わりではなかった．国連や世界銀行など国際的主体は雇用を提供し，経済を再興させ，和平プロセスの具体的な証拠を提供する革新的な証拠を通じて，世論の信頼を高めるために，リベリアの政府と協働した．「国連リベリア使節団（UNMIL）による道路」は何百キロメートルにもわたって修復されて，戦争で互いに長らく分離されていた地域を再結合し，貿易の再開を可能にし，人道救助に向けた努力を促進した．政治・安全・開発の各分野におけるさまざまな機関の資源と専門知識に依拠して，プロジェクトは短期間で成果をあげる一方，中期的に輸送部門の改革を促進した．インフラ開発の分野を超えて，多数の元戦闘員や非戦闘員に対して，短期的な雇用機会を提供した．

リベリアの回復軌道も地域的組織がどのようにして助けになるかを示している．ECOWAS はリベリアの環境に合わせた信頼醸成に関してドナーと協働した．2005 年の選挙に至るまでの時期に導入された統治・経済管理援助プログラム（GEMAP，ボックス 4.2 参照）は，増収と支出の分野について「二重の鍵」を提供している．政府と国際社会の共同管理により，それは公式の略奪や腐敗が終焉し，サービスが信頼できる形で提供されるだろうということについて，懐疑的な市民や国際社会を特に安心させることを企図したものである．経済的統治は GEMAP の下で改善し，一貫した国際的公約やリスクを分担する積極性を背景に，国家制度に対する信頼強化に役立っている．批判者はこのようなプラスは認めながらも，次のような指摘を行っている．地方の自治体や利害関係者に対する知識や能力の譲渡が遅いことが依存性を生み出している可能性があり，国家制度に対する統合的で持続的な外部の関与の重要性を強調している．

CPA 調印から７年後，リベリアは世界銀行 /IMF の重債務貧困国向けイニシアティブ適格となり，１人当たりでみて史上最大の債務免除を推進した．それ以降，和平プロセスが定着し，断固とした，結果指向型の国内リーダーシップと実際的な国際支援によって，推進された．今日，リベリアは 2-3 年前には敢えて

ギニア・ビサウ：弱い国家プロセス，不均一な国際支援

暴力の種類：内戦，政治的暴力，組織犯罪・麻薬違法取引，国境をまたぐ犯罪	
移行の機会：変化に向けた反復的な短い機会：複数政党選挙，内戦後の和平合意，国家安定性協定	**重要な利害関係者：**連邦・地方政府，軍部，市民，地域機関，国際パートナー，国際麻薬カルテル
重要なストレス：暴力・トラウマの後遺症，民族間競争，国内反乱者に対する外部支援，国際的犯罪ネットワーク，低所得，若年失業，腐敗	**制度的な挑戦：**行政・安全・司法・政治の機関における深刻な説明責任と能力の制約；サービスへのアクセス欠如；多種多様なグループの包容性欠如
二重の説明責任のジレンマ：予防的な措置はリスキーにすぎると考えた国際社会；国内暴力と国際的麻薬違法取引の影響力と戦うために早期かつ持続的な支援を必要とした国内主体	

想像する人がほとんどいなかった安定化のプロセスに着手している．今や挑戦は国際支援について，この異常な成功物語があまりにも早い段階で終りを迎えることがなく，新たに出現してくるストレスを引き続き探知し，正当で説明責任のある制度が持続的な支援を享受できるよう確保することである．

リベリア向けの協調国際支援とは対照的に，近隣のギニア・ビサウでは比較できるような国際的な取り組みはなされなかった．これは国内の統治とリーダーシップに対する国際的な信頼の欠如を一部反映しているが，同じような条件は 2005 年の選挙以前にはリベリアでも存在した．過去 15 年の間に，機会の窓口が散発的にあったが，社会における亀裂を克服しようというリーダーシップの公約が大体において欠如していたため，国際社会からはわずかな支援しか享受していない．現在，ギニア・ビサウは世界で最も貧しい諸国の 1 つにとどまっている．2010 年の人間開発指数は 169 カ国中 164 位であり，「援助孤児」の 1 つといわれている．

1960 年代に独立して以来，ギニア・ビサウはクーデターや内戦（1998-99 年）によって中断されたことはあったが，主に一党体制として支配されてきている．援助の条件として民主主義を求める国際的な圧力を受けて，1991 年に試験的な動きとして複数政党制に移行した．初の複数政党制選挙で 1994 年にチャンスの瞬間が到来した．しかし，選挙について「透明，自由，公正」を宣言することを除けば，国際社会はほとんど関与しなかった．同様に，内戦の間，国際社会は距離を置く一方，ECOWAS やアフリカ連合など地域機関が調停や平和維持の執行を試みた．

1999-2000 年の和平と選挙は新たな希望を生み出し，国連はギニア・ビサウに平和構築支援事務所（UNOGBIS）を開設した．戦後の回復と再建を支援するためドナー会議が開催され，IMF と世界銀行は緊急援助を供与した．希望は貧弱な統治の継続によって足を引っ張られた．リベリアには支援メカニズムが整備されていなかったのである．

国際社会の反応は次の通りであった．いっそうの孤立化である．いよいよ危険な環境のようにみえるなかで，IMF は援助を中止し，アフリカ開発銀行と世界銀行もプログラムを削減した．予算的な支援がなくなり，公務員給与は未払いのままであった．実質 GDP は 2002 年に 4.1％，03 年に 0.6％減少した．間もなくしてクーデターが発生した．

2005 年に選挙が行われ，新しい政府が樹立され，国際社会はゆっくりと再び関与した．国連は UNOBGIS の任務を強化して，政治的対話と国民的な融和の支援や，法の支配と人権の擁護を含めることにした．新政府と同国に駐在している小数のドナーの間では戦略的な優先課題に関して合意があった．すなわち，安全部門の改革，軍人・公務員に対する給与支払い，首都向けの一部電気供給の再開などである．

IMF が援助を再開し，2005 年 2 月にはリスボンでドナー会議が開催された．しかし，誓約されたのはわずか 150 万ユーロにすぎなかった．2006 年のドナーの円卓会議はもっと成功した．麻薬貿易と犯罪ネットワークの影響力に関する懸念が高まるなかで，約 2 億 8,000 万ドルが誓約された．ただし，政治的不安の継続が資金供与の障害物として残っていた．

2007 年に大統領が憲法に違反して首相を更迭したため，議員たちが多数派連合を結成した．議会の 3 大政党が国家安定協定を公約して，数カ月にわたる交渉を経て，不信任決議を成立させ，その結果として，大統領は新首相の指名を余儀なくされた．協定の崩壊に伴って希望が打ち砕かれ，新たな政治危機と政府の崩壊にかかわる引き金を引くことになった．2008 年

に再び選挙が実施された．選挙管理員への給与支払いを確保すべく，限定的ながら国際支援を享受した．

ギニア・ビサウは極めて脆弱で不安定なままである．2009 年に大統領，トップの将軍，大臣 2 人の暗殺事件を受けて，さらなる混乱に投げ込まれた．麻薬違法取引が重大な懸念事項となっている．安全部門改革はこの暴力増大への取り組みの一環となっているが，今のところ国際的主体からは限定的な支援しか享受していない．EU と ECOWAS が一部の延滞給与の精算を助け，アンゴラと南アフリカが控え目なプログラムを実施している。しかし，国際社会はほとんど不在である．責任を負う国のリーダーシップがなければ，リスクをとって，ギニア・ビサウが自分の足で立ち上がるのを助けることができるような種類の持続的な支援の提供に消極的なのである，あるいはそれをできないのである．

出　所：AllAfrica 2009; Andersen 2010; Atkinson 2008; Bøås 2009; Dawn and Baily 2006; Jahr 2010; Government of Liberia Executive Mansion 2009; Giovine 他 2010; UNDP 2010b; International Crisis Group 2008a, 2009b; Gberie 2003b; Economist Intelligence Unit 2008b; IRIN 2005; Vulliamy 2008.

諮問委員会メンバーからの意見：世界開発報告 2011

ボックス 6.10　西アフリカにおける暴力防止と復興に対する国際支援は不均一

モハメド・イブン・チャンバス，アフリカ・カリブ海・太平洋諸国（ACP）の事務総長，西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）の元事務局長；WDR 諮問委員会メンバー

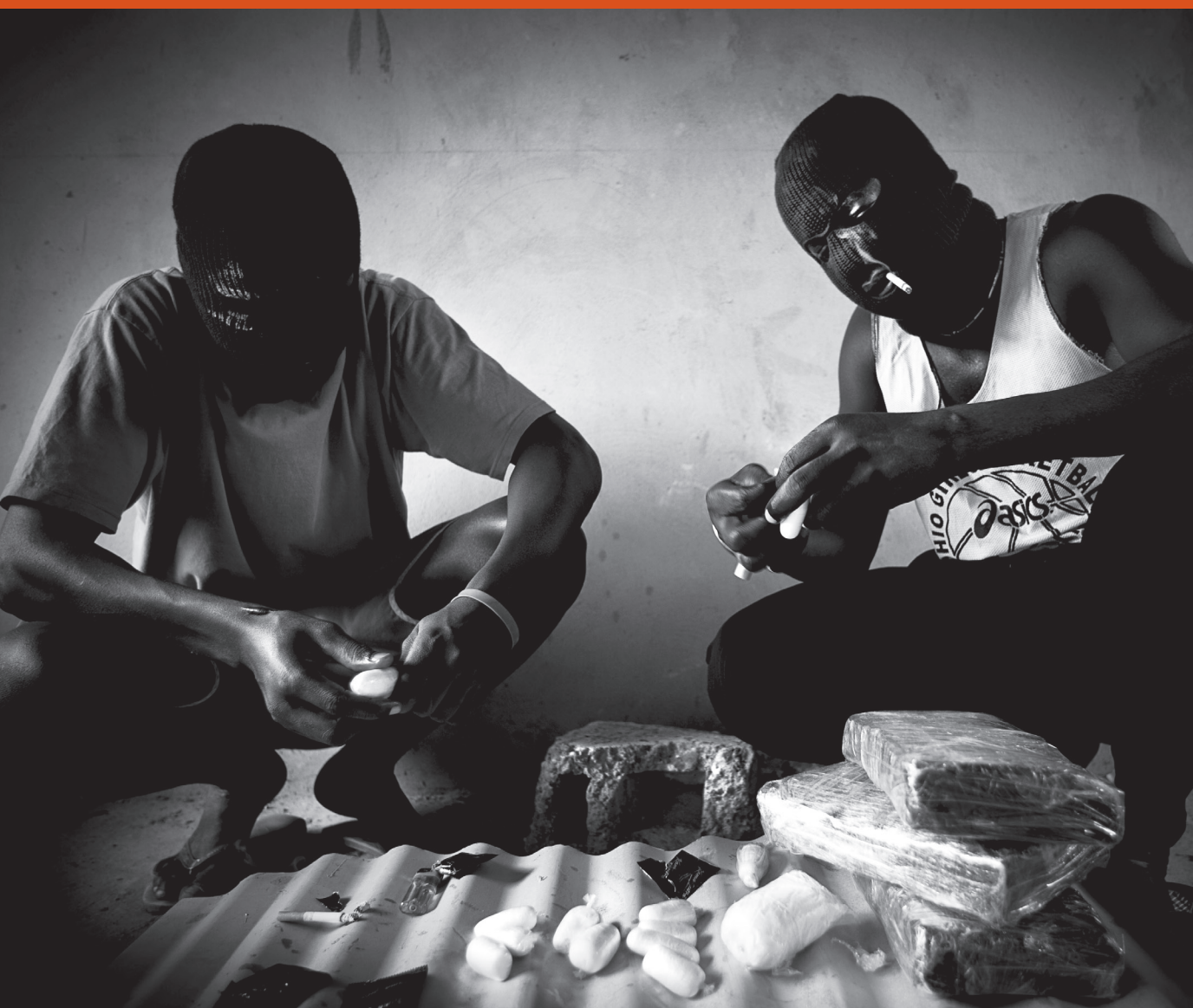
リベリアで達成された成功は，ギニア・ビサウが暴力と紛争の再発を回避することについて，国際社会から同じような速やかで強い反応が出てくることの十分正当な理由になるだろう，とわれわれは想定した．しかしそうはならなかった．その結果，麻薬違法取引がもたらしている本当の脅威を考えると，同国は依然として不安定，暴力，紛争，国家分裂の瀬戸際をよたよたしながら歩いている．

国際社会からの無視を受けて，多数の地域的イニシアティブも同国を着実な復興と最終的には離陸の軌道に乗せることが困難になっている．2006 年にジュネーブで開催された安全部門と国家再建計画向けの資金を調達するためのドナー会議は参加国が少なかった．結局，ECOWAS がほとんどの資金を誓約する羽目になった．また，麻薬違法取引との戦いに関する国家戦略も十分な資金が得られなかった．同国や地域に対するその不安定化のインパクトは明確であったし，今でもそうであるにもかかわらずに資金を得られなかった．

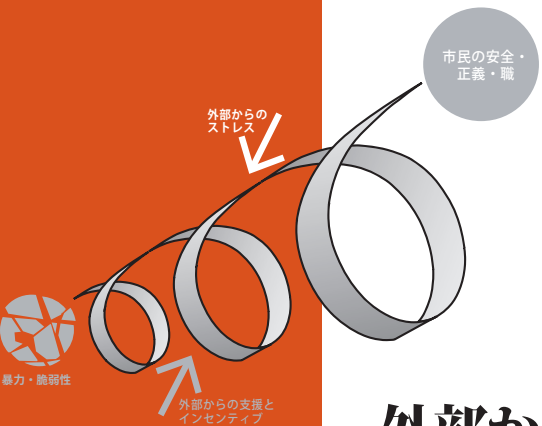
なかでも，必要性の高い安全部門の改革に対する資金供与の失敗は，特に期待外れであり不可解であった．免責と軍部による政治領域への執拗な侵入は，包括的な安全部門改革によってしか取り組むことができない．それは，さまざまな治安機関（軍部，警察，出入国管理，刑務所，税関など）と司法制度にかかわる法律・制度・能力の弱さに取り組むものでなければならない．ECOWAS はギニア・ビサウがこの戦略的な部門について緊急に必要とされている改革に着手するのに必須の資源獲得に成功できなかった．

ギニアやギニア・ビサウとの比較で好対照を成しているリベリアに対する国際支援は，非常に際立っており，ECOWAS のわれわれにとっては大きな欲求不満の種であった．

第 7 章では本報告書の分析を，暴力のリスクに関連した地域的・世界的なストレスに対処するための国際的な取り組みに拡張する．ここでわれわれは欠陥に遭遇する．国レベルの支援を取り扱う機関は世界的なストレスを無視する一方，世界的なストレスに取り組む国際機関は暴力の影響を受けた諸国の特別な性格には十分な関心を払ってこなかった．これを是正するためには，次のような二面アプローチが必要である．第 1 に，世界的なストレスに真正面から取り組むべくもっと大胆な措置を取る．第 2 に，そのような努力のなかに，世界的なショックに対する緩衝材を構築すべく，制度の弱い国家の能力を強化するための意識的な努力を組み込む．このようなアプローチは地域的レベルで着手される必要性があるかもしれない．そのレベルなら各国は能力をプールして，世界システムのインパクトを管理する努力を分担することができる．どんな国家や社会であれ孤高ということはなく，ほとんどの国家の経済は地域や世界の経済システムと深く絡み合っている．



CHAPTER 7



外部からのストレスを緩和するための国際的措置



経済のグローバル化を受けて国家は，国際的な腐敗から資源不足に至るまで，海外の経済的ストレスにさらされる．政治制度が弱い諸国は国内的な交渉であるにもかかわらず，多種多様な海外からの干渉に日常的にさらされている．国家のなかの各社会グループは支援だけでなく――政治・治安の両面における干渉についても――，重要な源泉になり得る海外の人々と結び付きをもっていることがしばしばである．イデオロギー的な動機をもつ超国家的なグループは，ますます国内グループとの関係を結成して，国家に圧力をかけたり，国家と社会の関係に暴力を導入したりしている．

対内的なストレスと同様に，外部からの治安や経済のストレスも相互に結び付いている．違法取引を考えてみよう．武器の違法な取引業者はしばしば麻薬や商品の取引も行っており[1]，詐欺・腐敗・資金洗浄などといった同じようなテクニックを使っている[2]．違法取引は国家の治安や経済のシステムにとって極めて有害な効果をもつ．

緩衝材となる制度が弱い場合，外部からのストレスは国内統治を圧倒することがある．強靭な制度を有する国家でさえ国際的な圧力にさらされる．麻薬の違法取引が欧米の都市に及ぼしている影響を考えればいい．このような圧力は深刻ではあるものの，国内制度の正当性ないし強靭性の足を引っ張ったり，大規模な暴力の引き金になったりはしていない．しかし，制度の弱い国の場合，石油や食料の価格の大幅な変動は社会的緊張を高め，国内メカニズムはそれに対応する備えが十分でないことがある．

脆弱国の多くは人口が少なく経済も小さいため，世界の市場やシステムに対するそのインパクトも小さい．麻薬の違法取引など世界的ないし超国家的な問題に焦点を当てる国際メカニズムは，脆弱国に対するインパクトを無視する傾向にあった．脆弱国に対する援助や平和維持の対応は通常はその国に限られており，各国の経済や治安の取り決めにかかわる地域的な側面と，超国家的ないし世界的な潮流のインパクトの両方を見過ごしてきている．超国家的ないし世界的なメカニズムが脆弱国と確かに相互作用し合う場合でも，政策は往々にして世界の国内総生産（GDP）にもっと大きな貢献をしている，大きく，より能力の大きな国家だけに適しており，その過程で脆弱国の能力の制約を見過ごしている．

さらに，超国家的な問題に取り組むために設計されている国際システムは，しばしば分断され重複している．十分な行政能力をもつ諸国にとっては国際システムの分断は厄介である．行政能力が弱い諸国にとっては，分断された国際システムから出てくる要求への対応は，問題が 1 つの分野への対処であるにもかかわらず，利用可能な能力のすべてを吸収し尽くしてしまうことがある．

地域的な協力があると，各国の主体が対内的な圧力をかわして，外部の圧力に立ち向かう緩衝材を構築する手助けになる．ほとんどの諸国にとっては，ほとんどの問題に関して，暴力の波及効果の矢面に立つのは世界ではなく地域である．したがって，地域協力は商品の違法な通行や，貿易の合法的で生産的な機会の拡大といった問題に関して，大きな報奨をもたらす潜在性がある．

治安面での外部ストレス

国境をまたぐ不安定性と特に小型武器と麻薬を中心とする違法取引は，統治と安定的で正当な制度の発展にとって有害性の強いインパクトをもたらすことがある．より脆弱な国家や地域は十分な額の国際支援がなければ，このような挑戦にも対抗できない．入手可能な財源と人員は単にこのような非国家的な主体によって圧倒されてしまうだろう．

国境をまたぐ不安定性

多くの脆弱国家にとっては不安定性の地域的な側面が重要である．第 2 章では，治安上の外部からのストレスがどのようにして対内的な緊張を増幅し，紛争を終結させる当初の解決策の足を引っ張るかを示した．侵略，外国軍隊の駐留，占領は国家を圧倒する．そのような事例――近年ではアフガニスタン，イラク，ヨルダン川西岸・ガザを含む――が脆弱国家を巡る議論の多くを占めている．ただし，その数は現在では少なくなっている．

より一般的には，第 1 章で示したように，脆弱国における暴力は今や国境をまたいで活動する非国家組織を巻き込んでいる．穴だらけの国境は叛徒や組織犯罪ギャングにとって，国の武装部隊からの逃げ道を提供してくれる．世界の多くの地域――南アジア，東南アジア，西アフリカ，中央アフリカ，アフリカの角，中東，中央アメリカ，アンデス地域など――で，国家は非国家集団，国内叛徒を支援する近隣諸国，麻薬違法取引業者，超国家的テロリストなどによる国境を越えた攻撃に直面している[3]．不安定と暴力が溢れている地帯の多くは国境地帯に集中している．多くの国境は植民地時代に定住パターンとはほとんど無関係な理由で確定されたため，不安定な国境のそれぞれの側にいる人々は民族的なアイデンティティ，共通の文化的規範，家族・取引の結び付きを共有している可能性がある．

第 1 章では，どれくらい多くの国内紛争が国境をまたぐ，あるいは世界的なダイナミクスによって生み出されたり，煽動されたりしているかを説明した．主体が隣国政府に感応的なら，その隣国による措置が移行の成功にとって死活問題となるだろう．コンゴ民主共和国（DRC）の東部に相対的な安定性がようやく戻ったのは，2007 年にルワンダと DRC の合意が締結されてからのことである[4]．1987 年にニカラグア戦争を終結させた中央アメリカの「エスキプラス・プロセス」は，中央アメリカ 5 国の大統領が調印した合意と，サンディニスタ政権に対するアメリカの政策変更[5]を盛り込んだものである．グループ・オブ・フレンズや同じようなメカニズムが，国境をまたぐストレスに対処する安定した対内的な協定を求める近隣諸国を何とか一堂に会したのである[6]．

にもかかわらず，国際的な治安対応策は典型的には国内の地域ではなく国家的なレベルで組織される．第 6 章で指摘したように，国際的な平和維持作戦が国境を越える治安の脅威に対処するために組織されることは稀である．不安定性の主因が国内の地域で活動するグループにある時でさえそうである．例えば，国連は 3 つの別個の平和維持活動をいわゆる神の抵抗軍が侵入しているアフリカの地域で展開している．しかし，それぞれが国家レベルで負託・管理されており，どれ 1 つとして資源を共有したり，互いの活動地域に移動したりすることはできない．この背景にある論理は安全保障理事会と国連加盟国は国家主権に敏感だということである．その皮肉な結果として，この方針は主権の国境を無視しているグループに戦術面で優位性を与えている．このような脆弱さを考えると，地域的な役割や能力を増大する必要性が明確であろう．この点については第 9 章でさらに検討する．中央アフリカにおける多国間動員解除・社会復帰プログラムは例外である（ボックス 7.1）．

開発プログラムも典型的には国家レベルで組織される．ただし，国境はしばしば社会経済的に密接な関係をもつ地域を分断する．一例として，アフガニスタンとパキスタンにまたがるパシュトゥーン族の

ボックス 7.1　多国間動員解除・社会復帰プログラム：地域的な暴力への取り組み

多国間動員解除・社会復帰プログラム（MDRP）は世界銀行主導の地域的イニシアティブで，2002-09 年に 40 を超えるパートナーが，アフリカの大湖群地帯の 30 万人近い戦闘員の武装解除，動員解除，社会復帰に協力した．コンゴ民主共和国（DRC）で起こった地域的な戦争に巻き込まれた近隣の 7 カ国――アンゴラ，ブルンジ，中央アフリカ共和国，DRC，コンゴ共和国，ルワンダ，ウガンダ――が MDRP に参加した．

この地域プログラムは国境をまたぐ地域的紛争に対する最善の対応策であった．動員解除・武装解除・社会復帰（DDR）のプログラムが国レベルで実施されたにもかかわらず，MDRP の地域的枠組みは各国のプログラムをまたいで透明性を高め，共同学習と協調的な活動を支援することによって，互恵的な武装解除に向けた信頼を醸成する助けになった．この地域的アプローチによって DDR 向けファイナンスのプーリングも可能になって，それが今度は参加国相互間で効率的な資源配分が促進された．地域的プログラムとして MDRP は国境をまたぐ活動を支援することができる．それには自国に送還される必要がある非正規軍の DDR も含まれる．

国と地域の両方の要素をもつ MDRP のようなプログラムについては，最初から地域の側面に注意を払うべきである．それには専門のチームと資源を準備することが含まれる．地域的な活動のための集団行動を起こし，主体が自国の国境を越えて考えるインセンティブを確立するのは容易ではなかった．特に各国が自国内で諸問題に直面していたからである．MDRP のような大規模で地域的な複数利害関係者イニシアティブの実施も，本来的に高リスク・高リターンの事業であった．

世界銀行，ドナー，より広範な開発社会は，紛争後の環境下でそのようなプログラムの実施に関連したリスク，困難，不確実性を受け入れる用意がなければならない．特に国家の和平プロセスや選挙が DDR 活動のスピードを規定する場合にはそうである．

出所：Correia 2010.

開発計画は，2 カ国の政府が不安定性，地方行政の弱さ，民族的・社会的なアイデンティティが強いという同じような問題に取り組むことを求めているが，学んでいる教訓を議論する国家間の交流は比較的少ない[7]．もちろん，国際的な治安や開発の活動は正しいことに，国家主権を排除ではなく強化することを企図している．隣国どうしが緊張関係にある場合，国境をまたぐプログラムをうまく統合するのは政治的に複雑である．

革新的な国境をまたぐプログラムは若干ながら確かに存在する．国境が不安定だと紛争再発の温床になることを認識して，アフリカ連合（AU）は 2007 年にアフリカ連合国境プログラムを創設して，敏感な国境地帯を区別して，紛争防止手段として国境をまたぐ協力と貿易を促進した．このプログラムは次の 4 つの部分で構成されている．第 1 に，地上と海上の両方における国境策定を追求している．アフリカの国境で正式に策定され合意されているのは 4 分の 1 以下にとどまり，将来的に石油の発見に伴って紛争が継続する可能性が高い．第 2 に，巡回的な犯罪活動に対処するために国境をまたぐ協力を促進する．第 3 に，国境をまたぐ平和構築プログラムを支持する．第 4 に，地域的な経済ネットワークの創造を通じて経済統合の利益を強化する．最初の実験プロジェクトがマリのシカソやブルキナファソのボボ・ディウラッソで打ち上げられて，経済協力を強化するために地方・民間・公的な主体が一堂に会したが，プログラムには資源が欠如していた[8]．

国境をまたぐプログラムのもう 1 つの例は国連機関の間でのイニシアティブで，2004-2009 年にエクアドルのコロンビアとの北部国境地帯を安定化させる国家的な努力を支援した．すでに対内的に社会的紛争に直面していたエクアドルは，コロンビアにおける武装集団の活動からの副作用を受けて，国境沿いのコミュニティは難民やギャングの暴力・麻薬の違法取引に蹂躙されていた．しかし，2009 年までには，国境をまたぐプログラムのおかげで，犯罪と暴力が削減され，サービスが改善し，地方の紛争を解決するための対話が確立された．より重要なことに，両国の外交関係の乱高下にもかかわらず，このような問題に関しては永続的な二国間協力が確立された[9]．

国境をまたぐ暴力への取り組みに関しては，地域機関も重要な役割を果たしている．AU の事例が示唆しているように，また，第 2 次世界大戦後のヨーロッパにおける協力の歴史が証明しているように，

表 7.1 商品の違法取引を阻止するために，商品の物理的および市場の特性に注意を払う

商品	違法取引フローの推定年商	金額・重量比（軽便性）	生産の集中	加工ないし卸売市場の集中	商品原産地追跡の容易さ	消費者識別の容易さ
ダイヤモンド	1 億 2,700 万ドル [13]	高い	高い	高い	状況次第 [14]	高い
石油	10 億ドル [15]	中程度	中程度	高い	イエス	中程度
木材	60 億ドル [16]	低い	低い	低い	イエス [17]	低い
武器	1 億 7,000 万 - 3 億 2,000 万ドル [18]	中程度	低い [19]	低い	限定的 [20]	低い
麻薬（コカイン，ヘロイン）	1 億 4,300 万ドル [21]	高い	中程度	低い	ノー	低い

出所：UNODC 2009a, 2010a; Lawson and MacFaul 2010; Small Arms Survey Project 2001; Greene 2001.

地域機関は各国が移動性の高い人々や国境をまたぐ暴力の浸透に対処するのを手助けすることができる．また，世界的原則を地域において採用するのに拍車をかけることもできる．しかし，地域機関の多くはこのような役割を果たすためには支援を必要としている．ユーロ圏の国境をまたぐ協力や統合は，他の地域における一部の国境地帯で挑戦に立ち向かうのにインスピレーションを提供することができるだろう（ボック 7.1 および地域的な経済統合に関する後の議論を参照）．

麻薬の違法取引

対内的な治安――および経済――の取り決めも，外部からの麻薬違法取引で足を引っ張られることがある．2010 年 2 月，国連安保理は次のように指摘している．「麻薬の違法取引や超国家的な組織犯罪が，世界のさまざまな地域で国際的な治安に深刻な脅威を提起している」[10]．

過去 15 年間に，違法な麻薬取引に取り組むために地域的・世界的なイニシアティブが打ち出されている．それは典型的には同活動を阻止し，犯罪者を法の裁きに従わせる 2 つのメカニズムのうちのどちらかを用いている．すなわち，密輸される商品を生産 [11]・通行・加工・消費などいずれかの時点で発見し押収する，あるいは違法な麻薬取引をファイナンスすると同時にその帰結でもある金銭的な流れを発見して阻害する，のいずれかである．最近発表された「紛争の影響を受けた高リスク地域からの鉱物資源にかかわる責任ある供給チェーン」に関して相当な注意を喚起した指針には，流れの追跡だけでなく，人権の保護や生計の損失などにも焦点を当てるという目的がある [12]．本節では商品の物理的な違法取引に対処する努力について検討し，違法取引の金銭的な側面について外部からの経済ストレスにかかわる点は次節で取り扱う．

商品の違法取引に対する取り組みに関するアプローチは，商品にかかわる物理的な特徴と市場の特性によって規定される．それで物理的な追跡や停止の容易さが決まる．生産・加工・卸売りが場所的に集中している商品の違法取引は，コントロールが相対的に容易である（表 7.1）．これが「紛争ダイヤモンド」に対処するキンバレー・プロセスの初期における成功の一因である（ボックス 7.2）．木材は宝石や点在的な資源とは異なり，足跡が大きく，多数の生産・加工の拠点が上流に存在し，合法的な木材との混合が容易であるため，原産の合法性を証明するのに詳細なシステム，制限種を特定する許可証や専門知識を必要とする．

ダイヤモンドとは対照的に，武器（特に小型銃器）は携行が非常に手軽で，多数の企業が製造しており，至るところで販売されていて，しかも安価である．冷戦の終焉以降，武器貿易のドル総額は着実に減少しているものの，小型武器・軽兵器（SALW）の国際的な移転に関しては，明らかな減少がみられない．SALW の年間総額は 40-60 億ドルと推定されるが，そのうち約 10-20％は違法取引とみられる [22]．世界全体で 9 億丁以上の小型武器が流通しているが，これは 100 カ国以上に散在する 1,000 社を超える会社によって生産されている [23]．SALW は年間約 50 万人の死亡原因となっているが，うち 5 万から 30 万人は特に貧困国を中心とする武力紛争で生じている [24]．SALW は国内紛争を引き起こす原因ではないものの，その影響を増幅するのは確かである．大量の文民犠牲者以外では，SALW の誤用も開発にマイナスのインパクトを及ぼす．SALW の違法使用は人間の不安定性に貢献し，保健ケア制

ボックス 7.2　「紛争ダイヤモンド」のキンバリー・プロセス

キンバリー・プロセスというのは，ダイヤモンド原石の原産地が紛争とは無縁であることを保証する認証制度であり，DRC のような諸国における反乱を煽るのに使われる「紛争ダイヤモンド」の流れを阻止するために導入され，市民社会グループ・産業界・政府によって共同で実施されている．これは DRC における商品の違法取引と暴力の関係を調査した国連安保理の制裁委員会の勧告から発展したものである．キンバリー・プロセスというダイヤモンド認証制度は（75 カ国を代表する）49 人のメンバーに対して，積み出されたダイヤモンド原石が暴力をファイナンスしていないことを確保するために広範な要件を課している．

ダイヤモンドの金額対重量比は高く，非常に持ち運びが容易であるにもかかわらず，ダイヤモンドの卸売市場や加工施設が特定の場所に集中していて，前者は主にアントワープ，後者は主にムンバイということになっている．ダイヤモンド原石の約 80%，研磨された石の 50%以上はアントワープを通過している．高額の石だけが今ではニューヨークで研磨されている．ほとんどの小さな低額の石はムンバイとその周辺部で磨かれている．2009 年についてみると，ムンバイの作業場が世界の研磨されたダイヤモンド生産の推定 90%を占めていた．合法的なダイヤモンド生産者の数も少ない．このような要因すべてから，人の注意を引かずに紛争ダイヤモンドを取引することは困難になっている．

出　所：Goreaux 2001; Montgomery 2010; Kimberley Process Certification Scheme 2009, 2010.

ボックス 7.3　コカイン違法取引の経済学

2008 年，平均 1 キロのコカインはメソアメリカ（中央アメリカ）の通行回廊に約 1,000 ドルの価格で入っていた [28]．同じ 1 キロは国境のアメリカ側では約 3 万 3,000 ドルで売れたであろう．このような数字は平均的な市場価額に基づいた推定であり，市場状況，純度，組織，コカインの生産・違法取引における垂直統合などに応じて大きく異なる．それでも，このような粗い推定を出発点として，1 キロのコカインをメソアメリカの交通回廊を通じてアメリカに移動することによる平均的な潜在利益は，違法取引にかかわる他のコストを控除する前で 3 万ドルを凌駕している．

仮にコストの 10-20%を輸送・警備・労働に使い，コカインの 20-30%が押収されれば，1 キロの違法取引による潜在的な利益は 1 万 5,000-2 万 1,000 ドルに削減されるだろう．このような控除を考慮に入れても，この利益のレンジはこの地域のどの国の 2008 年の 1 人当たり GDP よりもずっと高い．しかし，経済的なベースでは，麻薬取引業者は次の 2 つの潜在的なコストを考慮しなければならない．他の儲かる雇用の逸失という機会費用と，麻薬違法取引という危険で違法な職業に関連したリスク・プレミアムの 2 つがそれである．最近の押収や逮捕の増加もこのようなコストを押し上げるだろう．

出所：Demombynes 2010 に基づく WDR スタッフの試算；UNODC 2010a.

度に有害な負担をもたらし，犯罪や人権侵害を増加させている [25]．

脆弱国における武器の違法取引に関する焦点は，国際的な領域から国内の地域にシフトしている [26]．国連軍縮局は主要なドナーと協力して，国内の地域における武器の違法取引を追跡する努力を強化している．それには西アフリカにおけるように地域事務所の開設が含まれる．しかし，国連平和維持部隊駐留の性格が国固有であることから，国境をまたいで流れる武器を阻止する能力は制限を受けざるを得ない．同様に，南部レバノンにおける国連平和維持部隊は，地域の国境をまたいで非国家武装部隊に違法な小型武器・重兵器が輸送されているという主張の真偽を捜査するには，負託と政治の面で制限に直面している [27]．

麻薬の違法取引は脆弱国でもますます重要になっている．ヘロイン，コカイン，多種多様なレクリエーショナル・ドラッグは，ほぼすべての諸国で違法とされている．近年における需要の増加は価格を押し上げ，その違法取引に従事している違法ネットワークに膨大な利益をもたらしている（ボックス 7.3 参照）．ヘロインとコカインのネットワーク――競争相手や法執行当局からみずからを保護するため，準軍事的な系統に組織化されている――が，死亡と傷害が高水準になっている原因といえる．

麻薬取引業者を追跡・阻止する活動は分断されている．違法な麻薬を追跡・押収する国際的な努力は懸命に行われているものの，少量でも高額であるた

め，そのような努力は世界的な流れの阻止には失敗している．その代わりに，ある一地域に努力を集中すると，それは単に違法取引ルートをシフトさせるだけである．積み替えコストは途中の役人に対する賄賂や威嚇も含めて，違法取引から得られる利益のごくわずかでしかないため，犯罪ネットワークは最も精緻な阻止システムでさえ打ち負かしたか，あるいは適合してしまっている．このような本来的な困難性を倍化しているのは，麻薬の流れを停止する努力が分断されていることである（ボックス 7.4）．

麻薬の違法取引に対する取り組みの大半は供給――あるいは生産国や通過国による措置――に焦点を当ててきている．麻薬の消費はほとんどの諸国で違法とされているため，需要サイドの措置を通じて暴力との連動を削減するのに利用できるメカニズムは非常に限定的である．違法な麻薬の貿易やその試みに関連した極端な暴力を停止しようという世界的な試みの成果が貧弱であることから，合法化に関する議論と同提案をテストする若干の試験的な措置に拍車をかけている（主としてマリワナについてであるが，ポルトガルではもっと幅広く数種類の麻薬についてもそうである）．しかし意見は分かれている（ボックス 7.5）．

不安定性と不正義：超国家的なイデオロギーの脅威

暴力的な超国家的イデオロギー運動は暴力の影響を受けた脆弱国で繁栄することがあり[29]，現地の運動と共通の大儀を掲げて，超国家的な違法取引ルートから財源を確保している．超国家的なイデオロギー運動をそうでなければ地方的なものにとどまっている暴力に引き入れると，資源，専門知識，イデオロギーの面で力が倍加して，力の均衡を著しく変化させ，国内の対応能力に深刻な圧力を加えることになる[30]．

本報告書はテロリズムに対抗する世界的・地域的なアプローチのパフォーマンスに関して，本格的な議論に従事すべき場所ではない．昨年，国連総会がテロリズムに対抗するための包括的戦略を採択したことが，多角的な面で関与する出発点を提供し，政府は（二国間と地域的な両方のメカニズムを通じて）テロリズム対抗活動に関して協調を強化しつつある[31]．

しかし，世界的なテロリスト運動は本報告書が暴力に対する強靭性の構築にとって重要であると強調したもの――すなわち，制度的な説明責任，正当性，および能力――が欠如していると，それを餌にかえって勢いを増す．イデオロギー的な動機をもつグループは，（サヘルやアフガニスタンにおけるように）正当な政府の存在感や勢力圏が限定的なところに侵入する，という特殊な能力をもっている可能性がある．このような世界的な運動はしばしば自分たちの大儀を不正義や疎外という形で主張する[32]．それはエリート主導による排他的な政治や政策，という現地の受け止め方と共鳴するメッセージとなっている．これがテロリズムからの脅威を削減するに当たって，世界的なアプローチと地方的なアプローチのバランス問題を提起している．

テロリストの採用と動員に関する地方と国際的な次元の相互作用についての研究はあまりに限定的で，暴力，開発，制度的な転換及びテロリズムの間の関係について明確なことは言えない．しかし，われわれの既知のことから次のことが示唆される．各国の連合や制度的な転換を支援するために協働している国際的な開発の実務家や外交官は，疎外されたグループや無視された地域が，イデオロギー的な動機による新規採用者が暴力に向かう温床になる可能性に注意を払うべきである．一方，世界的なテロリズム対抗政策に関して作業している国際的な主体は，地方の暴力と制度の弱さがどのようにして世界的な運動を煽動するのに役立っているかに注意を払うべきである．

外部からの経済ストレス

脆弱な国家や地域は海外で生み出された経済的な性格のストレスにさらされることがある．そのうち顕著なのは海外企業の利害に牽引された腐敗，腐敗に関連した違法な金融フロー，脱税，麻薬違法取引である．また，食料や燃料に対する世界的な需要の増大に関連した価格ショックと，必要不可欠な天然資源（土地・水・エネルギー）へのアクセスないし所有権を取得する圧力の両方がある．さらに，統治システムや交渉力が比較的弱い国家は，世界および地域からの援助がなければ，そのような対外ストレスに対処することは期待できない．

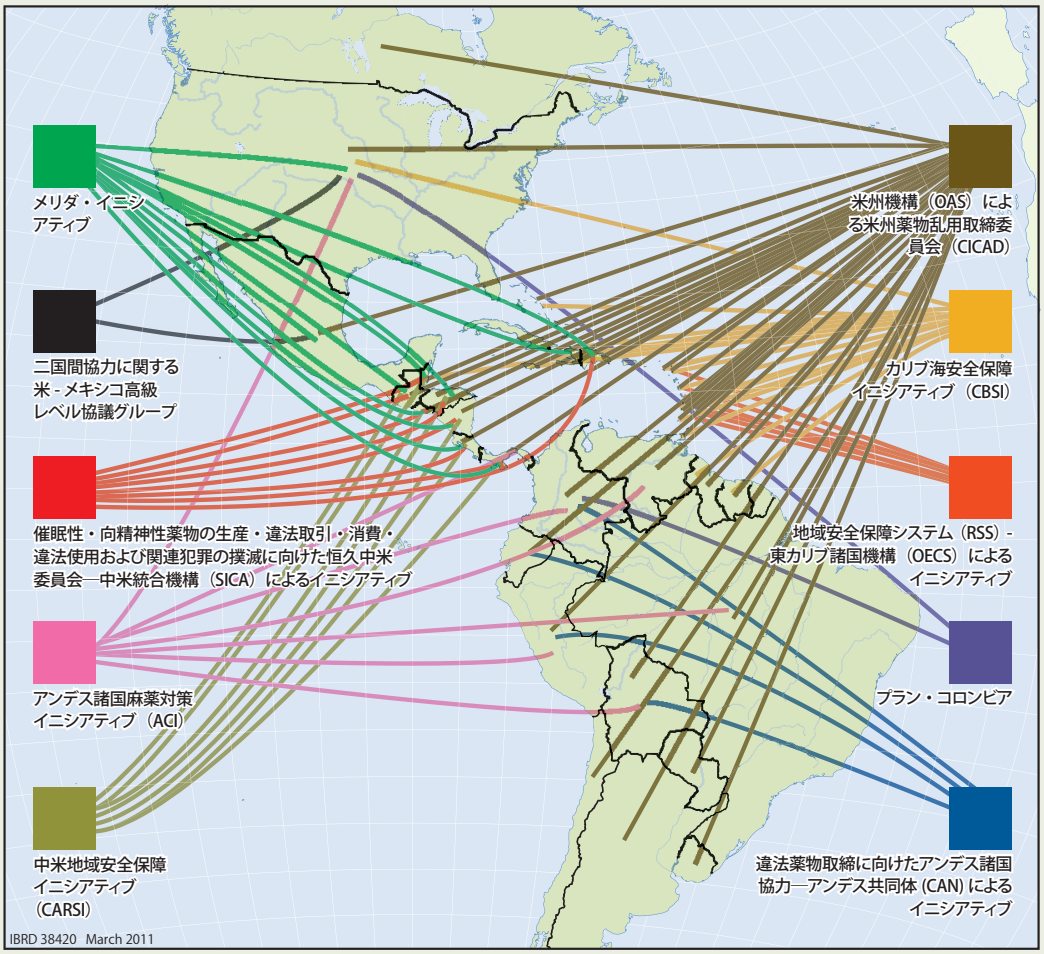
ボックス 7.4　多数の禁止に向けた取り組み：南北アメリカにおけるコカイン

南北アメリカでは，コカインの足跡は南アメリカのわずか 3 カ国における農場内生産で始まり（2008 年でコロンビアは世界生産の 51%，ペルー 36%，ボリビア 13%を占めている）[33]，中央アメリカ・メキシコ・カリブ海を経由して，アメリカで卸売および小売されている．拡散したイニシアティブがこの流れの阻止に努めている．二国間や地域的なプログラムが 10 件はあり，多数の諸国が複数のプログラムに参加している（地図参照）．

このような状況は国際的な対応策の整合性にかかわる疑問を提起する．特にある 1 つの地域における取り締まりの強化は，しばしば他の地域への迂回につながるからである．ある 1 つのカリブ海イニシアティブの導入は次のような理由から正当化された．すなわち，「（アメリカの）南西側国境に沿った麻薬取り締まりを強化する最近の努力は，輸送ルートをカリブ海に押し戻す効果を発揮しているようにみえるためである」[34]．

南北アメリカにおける麻薬に対抗する国際協調の（分断された）現状

下図は南北アメリカにおける麻薬違法取引に関連した 10 件のイニシアティブについて，焦点が分断され，使命が重複している様子を示したものである．色付きの各線は別個のイニシアティブであることを示し，イニシアティブに関与している諸国を結んでいる．



出所：UNODC 2009b; U. S. Office of National Drug Control Policy 1999; Seelke, Sun Wyler, and Beitte 2011; Central American Integration System 2009; Inter-American Drug Abuse Control Commission 2010; Andean Council of Foreign Ministers 2001; Embassy of the United States in Mexico 2010.

ボックス 7.5 専門家の意見：暴力を削減するために規制された麻薬の合法化

WDR チームはこの問題に関して著名な権威に意見を求めた.

反対論

マーク・A・R・クレイマン，UCLA 公共政策学部

仮に破綻国家の回避が唯一の政策目標であれば，すべての麻薬の合法化が明らかに望ましいであろう．破綻国家と内戦は違法な麻薬取引にとって適した条件を作り出す一方，違法な麻薬生産は国家を弱め内戦を煽り，麻薬の収入は叛徒や他の非国家主体を支援し官吏を腐敗させる．しかし，麻薬乱用は麻薬乱用者とその家族，隣人，仕事仲間にとって問題を作り出す．禁止は完璧な答えではない．そのような問題をさらに悪化させ，違法な市場を巡って（生産，通過，消費する諸国において）暴力や腐敗を生み出し，大量拘束という問題に貢献し得る．にもかかわらず，禁止は麻薬消費を削減する傾向にもある．アルコール乱用はどんな違法麻薬の乱用よりもずっと一般的で，飲酒暴力をたくさん生み出している．したがって，治安や統治と麻薬乱用取り締まりとの間には緊張がある．包括的な麻薬の合法化はテロリズムにとって打撃になるだろうが，薬物乱用に伴う無秩序の広がりを後押しするだろう．

次のように主張されることもある．禁止が薬物乱用を削減するということから確実に利益を得ることは，暴力という点で禁止のコストをこうむることなく，課税と規制の何らかの組み合わせを通じて達成できるだろう．しかし，この主張は次の誤った信念に基づいている．すなわち，税金や規制が儲かる形で挑戦を受けることはないということと，新たに合法化された麻薬産業の政治力が販売領域を制限するコントロールの侵食に成功することはないということが前提にされている．

有効な課税と規制は技術的には実現可能かもしれない．販売を禁止する，商取引を協同組合に限定する，あるいは専門家としての規制下で活動する医師や薬剤師に権限を委任する，という形になる．しかし，そのような有効なコントロールの制度が確立され，安定さが維持されるという信頼がもてる理由は何もない．

現在の国際的な麻薬乱用取り締まり体制も次の 2 つの誤謬に依存している．すなわち，第 1 に，生産国における措置は「下流」における麻薬乱用を著しく制限する，そして第 2 に，麻薬生産は治安と統治の問題を生み出すので，麻薬に対抗するどのような措置でもこの問題を解決するのに当然に役立つ．「源泉コントロール」に対する取り組みは大体において無益で，源泉国における麻薬対抗に向けた努力――執行だけでなく代替的な開発も含む――は，当然ながら，安全と統治の問題を改善するどころか悪化させる．そのような努力は価格を引き上げ（したがって収入も増やすことによって．というのは最終需要が農場における引き渡し価格に対して非常に非弾力的だからである），麻薬取引業者――テロリスト，叛徒，軍閥，武装した超国家的犯罪グループ，腐敗した官吏――に対して大量の銃器と最大の影響力で競争上の優位性を付与するからである．「代替作物」や「代替開発」についても同じことが当てはまる．アフガニスタンでは，取り締まりと開発の努力の組み合わせはタリバン支配下にあるケシ栽培地域に集中していたので，ケシ農家とヘロイン精製業者から徴収可能な何らかの「税金」で，タリバンとっては利回りが上昇したのである．

麻薬取り締まりに向けた努力が麻薬取引と治安・統治問題の交差点に集中して，違法取引業者や不安定性に最も貢献している栽培地域を追求しているのを想像することができる．しかし，税金や規制の場合と同じく，より良い政策の作成とその実施は同じことではない．

原産国で取り締まりを削減しても，豊かな消費国の麻薬問題には最低限のインパクトしかないだろう．違法な麻薬作物が栽培できる土壌は希少資源ではなく，ある生産者からの供給減少は一般にそれに対応してよそで生産が増加するということ意味する．

需要削減の努力が成功すれば，薬物乱用を減らすと同時に，違法な企業の売上も縮小する．その中には生産国政府の安定性を脅かす企業も含まれる．麻薬乱用者を他の犯罪にかかわる刑事司法の監督下に押し込む方が，総量を減らす可能性がずっと大きくなる．われわれは薬物乱用に伴う無秩序の範囲と，それが最小コストでもたらす損害を治安と統治という面で削減するという目標に寄与する麻薬コントロール体制を開発することによって，禁止を実施する政策の最適化を試みるべきである．

賛成論

ジェフリー・A・マイロン，ハーバード大学経済学部

世界的な麻薬禁止は約 100 年間続いている．この期間中に，中央・地方政府はそれを執行する試みとして，警察，検察官，刑務所に巨額の資金を支出してきている．禁止の提唱者は次のように信じている．このようなコストにもかかわらず，世界は麻薬の乱用，中毒，その他の悪いことがもっとずっと多く発生することを免れていることによって，利益を享受してきている．したがって，この観点からすれば，禁止の利益はコストを凌駕している．

実際には，禁止はずっと有害な結果を防止するどころか引き起こしている．その理由を理解するために，以下のような禁止の結果を考えてみよう．

第1に，禁止は市場を地下に潜らせるため暴力を生む．合法的な市場では参加者は不和を広告や訴訟で解決するが，地下市場ではこのような非暴力的なメカニズムは利用不可能で，参加者は代わりに暴力を使う．麻薬の違法取引業者はライバル業者と縄張り争いをしており，盗む従業員，支払わない顧客，契約に背くサプライヤーを射殺する．麻薬業者は自分たちの逮捕を試みる法執行官，アメリカへの引き渡しを支持する政治家，警察に協力する一般市民に対しても暴力を行使する．

例えば，アメリカでは1920年に連邦禁酒法が施行されると暴力が急増したが，廃止されると急減した．禁止は腐敗も生む．法に抵触している人々には，警察，判事，政治家に賄賂を贈るという力強いインセンティブが作用する．

禁止は麻薬の価格を押し上げるため，HIV，肝炎，その他の血液媒介感染症の拡散に貢献する．麻薬が高価だと，使用者はあまりリスキーでない方法で消費するよりも，注射しようというインセンティブに直面する．というのは，注射はお金に見合った最大の価値を提供するからである．インパクトは麻薬常用者だけでなく，より広範な人々全体に及ぶ．

禁止はテロリスト・グループや反乱組織を含め，暴力的なグループ向けにファイナンス源を作り出す．麻薬の違法取引業者は法執行部隊や軍隊からの保護を必要としており，そこでこれを実現するためテロリスト・グループを雇う．テロリストは所得を稼げるという利益を享受し，それで活動を支えることができる．この支えがなければ，アフガニスタンのタリバン，コロンビアのFARC，ペルーの「輝く道」などといったテロリスト・グループは，活動資金の調達についてずっと大きな困難に直面したことであろう．逆に，合法化すれば，警察や軍隊はより多くの資源を麻薬取引業者との戦いではなく，テロリストや反乱者のグループとの戦いに振り向けることが可能になるだろう．

このような効果はすべて禁止の悪影響である．したがって，禁止を唯一正当化する可能性があるのは，麻薬の利用あるいはその有害な副作用を削減するかもしれないとうことである．

しかし，豊富な証拠が示唆しているところによれば，禁止はせいぜいのところ，麻薬利用の削減に控え目なインパクトがあるというにすぎない．禁酒法の廃止は使用のわずか20%増加をもたらしたにすぎず，ポルトガルが2001年に実施した麻薬の合理的な個人消費にかかわる非犯罪化政策は目立った増加を引き起こさなかった（それどころか，それ以降利用は低下した）．各国を相互比較すると，利用率は禁止体制の厳しさとはほとんど関係がない．オランダは例えばマリワナの利用に関しては寛容な政策をとっているが，利用率はアメリカとほとんど違わない．

このような証拠は利用が合法化の下では目立って増加する可能性を排除するものではないが，利用ないし中毒が急増するという主張は証拠と整合しない．社会には善は合法化するが乱用は取り締まるという選択肢がある．無責任に使うこともできるが，ほとんどの人は責任をもって使っている，アルコールを初めとする他の財貨についてはそうなっている．したがって，整合性のためには麻薬についても同じアプローチが必要とされている．

要約すれば，禁止には広範囲にわたる有害な効果があり，利益はせいぜい控え目で思惑的である．合法化すれば，麻薬の害はこのようなリスクを選択する人々（その多くは禁止の下ですでにそうしている）に主として降りかかることになり，罪のない傍観者や法執行機関に降りかかるわけではない．したがって，禁止と合法化の間の選択は明確である．合法化は万能薬ではないが，二悪のうち小悪であるのは疑いのないところである．

超国家的な腐敗

第5章で強調したように，腐敗に対抗する努力は国家的な改革プロセスにとって，重要で政治的に困難な部分である．腐敗はしばしば単なる地方的な挑戦ではない．腐敗のダイナミクスには国際的な悪人が顕著であり，転換を目指す国家的な努力にとって著しい障害になり得る．改革の進展は腐敗の外部からの側面に取り組む国際的な努力に少なくとも部分的には依存することになるだろう．国家としては外国の高官を腐敗させる自国民の行動を違法化すべきであるという原則は，今や国際法にしっかりと定着している．ただし，その実施には改善の余地が大いにある．

2000年というごく最近についてみると，多数の途上国は自国の市民や会社が他国の政府の高官に支払った賄賂について税控除の享受を許容することによって，実際には国境をまたぐ腐敗を助長した[35]．それから10年間で状況は劇的に変化した．OECD贈賄禁止協定（外国公務員に対する賄賂と戦う協定）と国連腐敗防止条約は，国家当事者に対して外国の公務員に対する贈賄について刑事制裁を規定するよう要請している．この意外な転換は統治の弱い諸国にとっては特に重要である．鉱物開発権，武器契約，その他の儲かるビジネス機会を獲得するため

にこれら諸国の公務員に支払われた賄賂は，ほとんど常に国境外に起源がある．したがって，このような諸国の腐敗抑制にとっては，国境をまたぐ賄賂を停止することが決定的に重要なのである．

しかし，外国の公務員を腐敗させる人に対する制裁はまだいわば実施に至っていない．OECD の贈賄禁止協定に関して透明性インターナショナルによる 2010 年の評価によってわかったところによると，協定の当事国となっている 38 カ国中，外国公務員に対する贈賄を違法化すべく，国内法の規定を積極的に執行しているのはわずか 7 カ国にとどまっている．その他に 9 カ国が禁止を実施すべく何らかの努力をしている．残りの 20 カ国はほとんど何もないしまったく努力していない．これは 1 件以上の起訴を行った国がわずか 4 カ国にとどまった 2005 年の第 1 回目の報告書との比較では改善ではあるが，透明性インターナショナルは次のように結論付けている．「現在の起訴水準はあまりに低くて，協定が成功しているとはいいがたい」[36].

国際社会は国境をまたぐ腐敗に関与した公務員を訴追するために革新的な措置を開発している．にもかかわらず，脆弱国家では公務員が賄賂を受領したという証拠がある場合でさえ，立証するのは法的・技術的・兵站的に挑戦になり，脆弱な状況下では捜査官や検察官の能力をしばしば超越する．能力や政治の面の制約で起訴が阻害される場合，司法権の弱い当局はこのような障害を克服するために，諸外国の法律を活用している．例えば，イギリスの法律では，腐敗の代わり金をイギリスでの投資に使うことは資金洗浄防止法に基づいて犯罪になる．ナイジェリアの経済金融犯罪委員会がイギリス当局に情報を提供したので，盗まれたナイジェリアの国家資産に関連して，イギリスでの訴追が可能となった．ハイチの通信当局の高官がアメリカの会社から賄賂を受け取ったことに関してアメリカの法廷で有罪判決を得るために、ハイチとアメリカの当局者は協働した．アメリカ人 3 名もハイチ企業に対する支払いに関連した犯罪について有罪を認めた [37].

先進国と途上国の法執行当局間で絆が強まるにしたがって，当局は各国の訴訟手続きで利用可能な証拠を握って共同捜査も開始している．このような捜査は先進国の経験豊かな捜査官が途上国の相手方とペアを組む場合には，貴重な訓練機会を提供することになる．まさに，世界銀行の公正管理局は銀行のプロジェクトにおける腐敗の証拠を各国当局に照会する場合には，このモデルにしたがっている（ボックス 7.6）．

違法な国際的金融フロー

商品取引についての腐敗の起訴は，それや麻薬の違法取引を含む他の腐敗した活動からの金融フローを阻止する努力によって補完されている．この分野では多数の国際的イニシアティブが実施されている．多数の法律やプログラムが正当な金融システムを通じた違法な資金――腐敗，脱税，麻薬違法取引などのうち，どれで生み出されたかは問わない――の洗浄を発見・阻止することを目的としている．これは暴力防止にとっては重要である．内戦や政治的紛争における多くの武力活動はこのような資金源でファイナンスされているからである．1990 年に麻薬利益のフローをコントロールするために創設された金融活動作業部会は，違法な資金の洗浄をコントロールするためのルールを制定して，金融情報部門は国家レベルで資金洗浄と戦っている [38]．そのような部門が 116 カ国で設置されており，エグモント・グループによるイニシアティブの下で協働している [39]．このような金融情報の拡充は，顧客取引のモニターと報告という銀行を初めとする金融機関の関心の増大や，「資金の手がかり」の追跡にかかわる法執行機関の関心増大と並行して行われた [40].

総合すると，情報収集，モニタリング，証拠の蓄積にかかわるこのような措置を受けて，国境を越える組織的な犯罪に対して強力な訴訟を行う国際社会の能力が高まっている．1931 年に所得税回避でアル・カポネの起訴に適用されたのと同じ原理を使えば，違法な金融取引の証拠は暴力の証人――贈賄されたり威嚇されたりすることがある――に頼らなくても，「代理人訴追」について暴力的な犯罪人を訴追する方法を提供してくれる．2009 年 8 月，70 の国・属国が信託，会社，課税国外における他の方法を通じた脱税を削減するために，「透明性と課税目的のための情報交換に関するグローバル・フォーラム」の設置に合意した．金融活動作業部会をモデルとして，同フォーラムは加盟国と主要な非加盟国について仲間の間のレビューを実施して，少なくとも 12 の租税情報交換合意に参加し，他の条約パー

ボックス 7.6　世界銀行が資金供与したプロジェクトで，腐敗を抑制するために顧客諸国とパートナーを組む

世界銀行の公正管理担当副総裁室は，世界銀行が資金供与したプロジェクトで，腐敗・不正・強制・共謀・このような行為を隠し立てする試みに関する申し立てを捜査する．もし申し立てが証明されれば，手続きが開始され，世銀がファイナンスした契約に企業や個人が入札することを禁止する結果になることもある．それと同時に，国内法に基づく刑事訴追の可能性について該当する法執行当局に回付される．

過去 6 年間で，67 件の個人ないし企業が，世界銀行契約の入札を 2 年間から無期限にわたり禁止されている．このリストには途上国の中小企業や非政府組織から，イギリスの出版社マクミランや大手国有企業である中国路橋公司までが含まれる．この間に，世銀はジーメンス AG との和解合意に調印した．これによってジーメンス・グループは世銀がファイナンスした契約には，2 年間にわたり自発的に入札を控えることで合意した．世銀との和解の一環として，ジーメンスは不正・腐敗と戦う世界的な努力に対して，向こう 15 年間にわたり総額 1 億ドルを公約した．マクミランを初めとする他の企業は世銀のプロジェクトにおける不正や腐敗と戦う継続的な努力に協力し，腐敗防止の順守プログラムを実施することに合意している．

世界銀行・アフリカ開発銀行・アジア開発銀行・ヨーロッパ復興開発銀行・米州開発銀行は互いの締め出しを尊重することに合意し，したがって，将来的には，どれか 1 つの銀行から締め出しを受けた企業は他の銀行が資金供与した契約への入札についても不適格となる．

2001 年に創設されて以来，世銀の公正管理担当副総裁室は 112 の事件を国内法執行機関に回付している．2001-06 年の回付によって，ボリビア・ギニア・ノルウェー・アメリカの各国法廷で，収賄・横領・その他の腐敗した犯罪で有罪判決に帰結している．もっと最近では，回付によってケニアの腐敗防止委員会は 38 件の刑事捜査を開始することになり，そのうち 2 件が訴追された．世界銀行からの情報で行動したノルウェー政府はノルコンサルト社の 3 人の元従業員を収賄で有罪にし，パレスチナの検察庁は世界銀行が資金供与したプロジェクトの請負業者を詐欺の容疑で捜査を開始した．

出所：World Bank 2010h.

トナーからの情報請求に応じられるようにする法律を制定し，要請に応じて実際に情報を提供しているかどうかを見極めることになっている．

しかし，イニシアティブの数そのものが挑戦課題を提起している．今や 74 件以上の世界的・地域的・複数国のイニシアティブが，資金洗浄，国際的な腐敗，個別商品の違法取引，テロリズムに関する情報を収集・利用している．このうち，30 件は資金洗浄ないし腐敗に，他の 37 件は個別の商品（麻薬，武器，違法な鉱物，天然資源）に焦点を当てている [41]．加えて，各国の部署が無数にある．わずか 4 つの OECD 加盟国だけで，このような問題に対処するために合計で少なくとも 22 の部署を有している [42]．

資金洗浄ないしテロリストのファイナンスを発見するシステムでは，個人と取引の結び付きが確定される．データが詳しければ詳しいほど，不正行為が暴露される可能性が高まる．しかし，「基準ベース」の活動（外国為替取引や国際電信送金など）の追跡・捜査は，金融情報部門に対するデータ・フローを増加させる．このようなイニシアティブをうまく運用するためには，洗練された能力が必要とされる．国境をまたぐ金融フローを分析すれば，管轄権が異なる数カ国で使用できる情報を見出すことができ，したがって，能力が高い環境下での分析は途上国にとって利用価値が大きくなる（ボックス 7.7）．分析能力は少数の先進国では高いが，ほとんどの低・中所得国ではそうではない [43]．

洗練されたネットワークを暴くために情報を抽出するには，多くの部門で欠如している資源と分析能力を必要とする．必要な訴追や司法制度の能力も必ずしも整備されていない．有効な国際的措置は管轄区相互間の強力なネットワークや情報交換に依存している．中期的にみても途上国については，金融情報部門が成果をあげるのに必要とされる水準で運用する能力を構築できる可能性は低い．資金が脆弱国から流出するのをコントロールするよりも，守秘義務のある管轄区に資金が流入するのを停止すべく資源を充当する方が賢明であろう [44]．

国境をまたぐ協力は常に円滑とは限らない．国境をまたぐ資金洗浄や麻薬違法取引を訴追するためには，両管轄区が自国の市民や制度に影響しないデー

ボックス 7.7　オーストラリア犯罪委員会の高リスク資金移動戦略

金融犯罪プログラムの下で，オーストラリア犯罪委員会は組織犯罪に結び付いた資金を発見するのに，リスク・ベースのアプローチを実験している．オーストラリア取引報告分析センター（AUSTRAC）と一緒に開発した資金洗浄に対するこのアプローチは，「高リスク」の資金移動（違法な資金を含む可能性が最も高いもの）を発見・モニターするために，大量の金融取引データを分析する．このような流れと関連した犯罪企業の構造や機関を発見するために，委員会は AUSTRAC や国際銀行間金融通信協会（SWIFT）の銀行システムを通過する資金について，異常で予想外の金額を発見する方法を開発している．

この極めて精選されたアプローチを使うと，捜査官は資源を効率的に目標に向けることができる．このようにして発見された個人やグループは警察の記録と相互チェックされ，もし疑わしければ，監視，インタビュー，必要であれば，強制力を使って捜査が行われる．諜報があれば，捜査官はオーストラリアを出入りする高リスク取引を追跡して，資金連鎖の両端で潜在的な犯罪主体を発見することができる．

このアプローチは，2001 年に 5 週間で 1 億 2,900 万豪ドル相当の麻薬を輸入したある東南アジアの犯罪シンジケートを発見するのに役立った．同グループはそれまでの 12 カ月間で同じような輸入を行った可能性が高い．すなわち，このシンジケートだけで 10 億豪ドル以上の違法資金を動かしたものとみられる．4 つの小さな商店から成る別の東南アジア犯罪シンジケートは 2001 年に 12 カ月間にわたって，麻薬の利益 3 億豪ドルを海外に送金していた．

出所：Australian Crime Commission 2010; Government of Australia 2010.

タを共有して，他の管轄区が利害関係者にデータを漏らさないということを信頼しなければならない．ノルウェー開発協力局（NORAD）は事件に関して情報を共有し協力するために，先進国と途上国の検察官と腐敗防止機関の担当者を年 2 回一堂に会する非公式なネットワークを後援している．アジア開発銀行と OECD の共催で，東アジア・太平洋の腐敗防止担当者は共通する問題を話し合うために定期的に集まっている．世界銀行は国際的腐敗ハンターズ連合を，UNODC とともに不正資産回収イニシアティブを支援している．

現在のシステムを最大限に利用するためには忍耐が必要であろう．現在までの進展にもかかわらず，3 つの問題には注意が必要である．第 1 に，管轄区によって能力が異なり，先進国の組織のウェイトが不釣合いに大きい．第 2 に，国ごとに，また一国内でも制度ごとにインセンティブが異なる．第 3 に，多種多様な国際的イニシアティブ相互間の調和が不完全である．原則として，金融フローの分析ができるもっと統一的な世界システムを開発し，各国の金融システムを強化すれば，すべての諸国にとって利益になるだろう．特に紛争の影響を受けた諸国でより強固な司法制度によってシステムが強化されれば，その効果があるだろう．このような複雑性と規模をもつ世界的な公約は，さまざまなレベルで大幅な追加的資源と政治意思を必要とするだろう．挑戦を過小評価すべきではない．ただし，世界の取引の大半を占める世界的な管轄区の数は極めて少ない（第 9 章参照）[45]．

資源のストレス

脆弱国家はグローバルに牽引されている資源ショックに不釣合いなほど影響を受けている．脆弱国は他の低所得国とは違って食料輸入に対する依存度が高く，世界的に牽引された商品価格の上昇や必須資源の希少化に影響される．中所得国における経済成長が新しい中流階級――食料やエネルギーについて OECD と同じ消費パターンを採用している――を生み出していることを受けて，圧力が高まっている．気候変動――および適合措置の模索――がそれを増幅する可能性が大きい．

第 1 章で指摘したように，気候変動は食料生産，水の入手可能性，エネルギー需要，土地利用パターン（炭素吸収源やバイオ燃料生産）などに対する潜在的な影響のゆえに，天然資源関連の圧力を増幅するかもしれない．気候変動はすでに水システムに，また，一部の地域では可耕地の供給にも影響している．気候変動と経済圧力は別個ではないのである．富裕国も水供給の減少に直面しており，食料，水，しばしば脆弱国家で海外の土地について新たな源泉を探求している．

ボックス 7.8　食料不安にかかわる地域的・世界的なアプローチの増大

有効な早期警告システム. 不作や食料不足を予測するために衛星データを使う複数機関による食料安全保障早期警告システムには，世界食料情報早期警報システム（旱魃に陥りやすいアフリカの 22 カ国における食料安保対応計画を改善することが目的）と，飢饉早期警戒システム・ネットワーク（低所得で食料不足の 80 カ国を特に強調しながら，すべての諸国における食料の需要と供給をモニターしている.）が含まれる.

地域的な専門知識. 南部アフリカ開発共同体（SADC）のジンバブウェの首都ハラレにある遠隔探知ユニットと，ニジェールの首都ニアメーにある AGRHYMET（農業気象研究所）地域センターは，全国と地方の食料安保の評価を提供し，農業の政策・プログラム開発にかかわる地方の能力構築を支援している 2 つの専門的な研究所である. 最近の地域的な努力には，2002 年に ASEAN 加盟国と中国・日本・韓国によって創設された ASEAN 食料安保情報システム（AFSIS）が含まれる. AFSIS は食料安保関連情報の体系的な収集・分析・普及を通じて地域の食料安保を改善することを目的としている.

地域的な価格安定メカニズム. AFSIS は東アジア緊急コメ備蓄実験プロジェクトと密接に連動している. これは ASEAN と AFSIS に参加している 13 カ国の間で，コメの備蓄を共有し，不足に対処し，地域における価格安定化に資するための互恵的な援助メカニズムを構築するものである.

金融メカニズム. 天然資源へのアクセスやコントロールを巡る紛争が，旱魃・洪水・その他の気候によって不足が生じる時期に高まる諸国では，農業コミュニティ向けの保険は有効かもしれない. 指数ベースの保険は降水量（少なすぎる，あるいは多すぎる）など客観的な指標を頼りにして，農民と保険市場の間でリスクを共有するように機能する. この制度は作物損失（エチオピア）や家畜の死亡（モンゴル）の事例で実験されている. 指数ベースの保険は 15 カ国以上で実施されているものの，特に低所得国を中心に，まだ規模は拡大されておらず，持続可能にもなっていない.

出所：Bora 他 2010; Brinkman and Hendrix 2010.

食料の脆弱性は優先的な注意を必要としている. 政府開発援助に占める農業のシェアは，1980 年代の 17％という大きさから 2006-2008 年には 5％にまで減少し，しかもこのうち脆弱・紛争影響国向けのものはわずか 18％（約 12 億ドル）にとどまっている [46]. 食料の不安定性と農業の生産性に取り組む地域的・世界的な若干の努力が進行中であるが（ボックス 7.8），これらの諸国で農業を発展させるためには国レベルでもっと多くのことを実施する必要があろう.

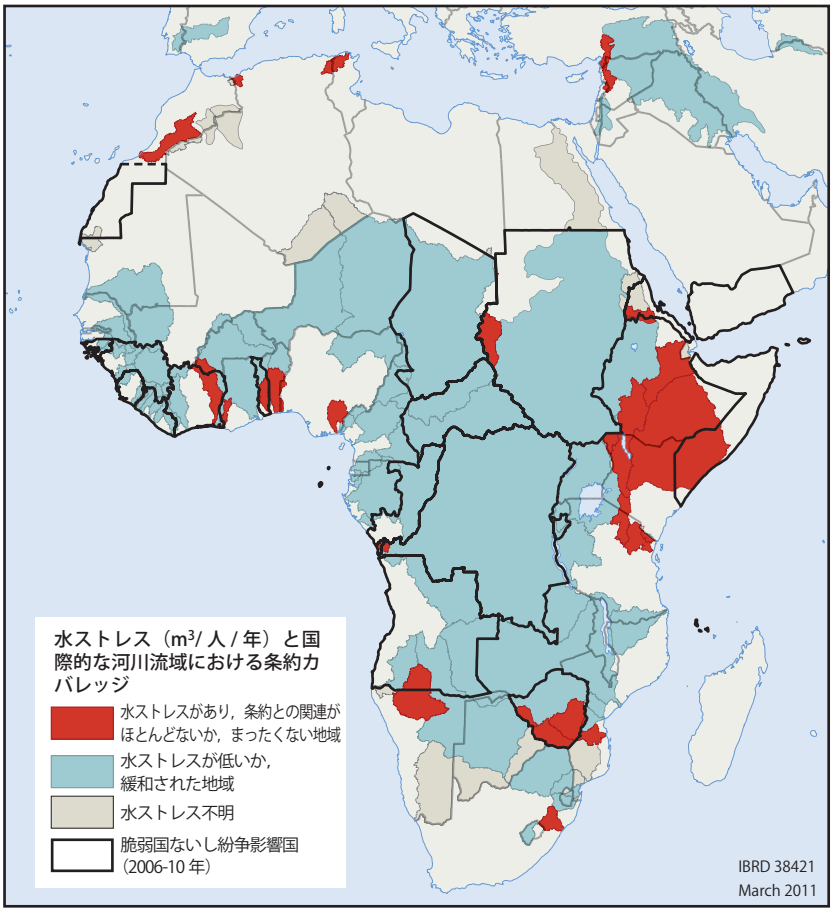
これとは対照的に，国際的な水条約は暴力のリスク削減に成功している兆候を示している. 水資源の共有はしばしば紛争よりも妥協の模索を刺激してきている. 過去 50 年間における流域国相互間の協調的作用は 2 対 1 の割合で紛争を凌駕している [47]. 国際社会も水利用など流域問題の解決を支援してきた. しかし，但し書きがある. 多くの水システムの共有には協調的な枠組みがあるものの，150 件程度にはそれが欠如している. 多くは水ストレスが高い（1 人当たりの水利用可能性が低い）ことと，1 つ以上の流域国における脆弱性の両方が特徴となっている. また，気候変動が規定された水流の具体的な量（割合ではなく）に基づく体制に影響する可能性がある（地図 7.1）. このような状況によると，既存の水条約システムにかかわる特定の要素を更新・精緻化した方が適切な場合もあるだろう（第 8 章参照）.

エネルギーと食料の供給を巡る世界的な探求は，特に制度が弱いところを中心に途上国の可耕地に対する圧力を増幅している. 土地ベースの紛争は典型的には純粋に各国の問題，あるいはせいぜい国内の地域的な問題として取り扱われているが，土地利用はますます対外的な競争圧力にさらされるようになっている. 外国政府または外国政府に支援された企業による商業的なリースや購入は，共有地の請求権と重複して緊張につながることがある. 有名なのはマダガスカルの事例であり，大規模な土地リース取引を巡るそのような取り決めが一般大衆の怒りを誘い，それが積年の緊張と組み合わさって社会不安に，そして最終的には 2009 年初めの政府の転覆につながった [48].

最近の世界銀行の研究に向けた取り組みが示唆

地図 7.1 水の入手可能性，脆弱性，アフリカの河川流域における紛争の可能性

脆弱国家は必ずしも水のストレスを受けていない．ほとんどが国際条約に調印している．それでも若干の脆弱性が残っている（地図上の赤色の地域は水ストレスがあり，条約との関連がほとんどないか，あるいはまったくない地域を示す．青色地域は水ストレスが低いか，あるいは緩和された地域を示す．



出所：De Stefano 他 2010.

するところによれば，土地に対する外国投資は他の種類の外国投資とは異なり，統治の良さを理由に増加するものではない．それどころか，土地への外国投資は，土地の統治が弱い，土地が豊富，機械化が遅れているという組み合わせがある諸国で最も多くなる傾向がある．この発見は，土地取得に対して弱者グループに十分な保護を提供できる能力が地方や国の制度にあるのか，という懸念の増大を裏付けている．

土地需要が増加している地域における統治の弱さに寄与しているのは，相応な注意なしに裁可されているプロジェクトの承認，責任が重複する機関相互間の競争，不十分な能力である．このようなすべての問題は透明性の欠如によっていっそう悪化している．土地取得に関する公式記録はしばしば不完全である．土地譲渡にかかわるデータ不足は保有権の安全性と投資を削減する一方，紛争の可能性を高めるので，土地税の徴収やプロジェクト進捗度のモニターが困難になる [49].

土地への圧力についての国際的な関心は分断化されている．国連の食糧農業機関（FAO）は食料の生産・消費パターンの変化が土地利用に及ぼすインパクトを検証している．国際移住機関（IOM）は土地パターンの変化が移住に及ぼすインパクトを追跡している．貧困層の財産権に関する国際委員会は地権の恣意的ないし無規制の譲渡が最貧層にとってもつ意義を分析している．世界銀行は国際圧力が国内の土地入手可能性と利用にどのように影響するかに関

ボックス 7.9　土地に対する世界のアプローチ

途上国や新興国における農地・水・草原・森林地の大規模利用を含む投資の急増に対応して，FAO，国際農業開発基金（IFAD），国連貿易開発会議（UNCTAD），世界銀行は，地権の責任ある大規模取得にかかわる自主的指針を策定するため，政府・市民社会・国際機関・民間部門を巻き込んだ協議プロセスを打ち出した．

この原則は国内の食料・住居・持続可能な開発にかかわるニーズを設定することによって，「飢餓や貧困を軽減し，環境を改善し，国・地方の経済開発を支援し，行政を改善する」のを援助することを意図したものである．「権利・生計・資源を尊重する責任ある農業投資原則」の草案は以下の通りである．

1. 土地と関連する天然資源に対する既存の権利は認められ尊重される．
2. 投資は食料安保を危うくするどころか強化する．
3. 土地や他の資源にアクセスし，関連した投資を行うプロセスは透明で，モニターされ，適切な事業・法律・規制の環境内で，すべての利害関係者による説明責任を確保する．
4. 重大な影響を受けるすべての人々が協議の対象となり，協議に基づく合意は記録され執行される．
5. 投資家は次のことを確保する．すなわち，プロジェクトは法の支配を尊重し，業界の最善慣行を反映し，経済的に存続可能であり，永続性のある共通の価値観を作り出す．
6. 投資は社会・分配の面で望ましいインパクトをもたらし脆弱性を高めない．
7. プロジェクトの環境へのインパクトは定量化され，持続可能な資源の利用を奨励すると同時に，負のインパクトのリスク / 規模を最小化・緩和するための措置が取られる．

指針草案は同じ関係者によるレビューのために，2011 年に入手可能となる予定である．

出所：FAO 他 2010.

して包括的な意見を提供し，ある国際的な作業部会は土地やその他の資源の統治を改善するための指針草案を提示している（ボックス 7.9）．この作業は土地への投資が現地の人々の自給自足の手段を奪うことがないようもっと深める必要がある．

食料・エネルギー・気候などに関する国際対話では，脆弱国は大きなインパクトをこうむるにもかかわらず発言権が弱い．テロリズム対抗措置に関する国際対話の場合と同じく，脆弱な地域に対するインパクトはしばしば無視され，最貧国は貢献するには控え目な能力しか持ち合わせていない．重要な例外は，アフリカ諸国がエチオピアのリーダーシップの下で外交エネルギーをプールしたことである．2010 年のカンクーンにおける気候変動交渉で，年間 1,000 億ドルに及ぶ適合化のための資金調達の合意に貢献した．これは他のフォーラムでも模倣の価値があるモデルとなっている [50]．将来を展望すると，気候・エネルギー・食料不足などに関する国際交渉は，脆弱国家に対するインパクトに注意を払っておく必要がある．

国際的なドナーも社会的保護プログラムに投資することによって，脆弱国家が対外圧力の乱高下を乗り切るのを後押しすることができる．そのような援助はさまざまな形態を取ることができる（第 8 章と第 9 章を参照）．システムは世界的であるが，ほとんどの関心を集める緩衝材のメカニズムは地域的である．資源に関連した問題だけでなく，より一般的に国家当局や社会が外部からのストレスの衝撃を和らげることができるだろう．

グローバルと国家の中間で：地域的なストレスと地域的な支援

すべての国家と同じく，脆弱国家も地域的・世界的な空間のなかに存在している．地域はいくつかの理由から重要である．小地域内での個人的関係は深いのが普通で，地域的な主体や制度が道徳的説得を行い，責任あるリーダーシップに向けたインセンティブを生み出すことが可能になる．隣人は貿易，協力，行政能力を分担する可能性の源泉である．負の側面を考えると，隣人は不安定性や政治的な干渉の源にもなり得る．

地域的な組織はますます強力な行動のプラットフォームを提供するようになっている [51]．冷戦が終わって以来，地域的な組織は目立つようになってきている．それは国連憲章の第 8 章に規

諮問委員会メンバーからの意見：世界開発報告 2011

ボックス 7.10 規範設定と暴力防止における地域の機関やイニシアティブの役割

危機防止と回復における ASEAN の経験

スリン・ピッスワン, ASEAN 事務総長；WDR 諮問委員会メンバー

ASEAN では多数の紛争が燻っている．しかし，この地域には調停や紛争解決に関して独自の経験がまったくないわけではない．ASEAN はそのような努力において重要な役割を果たしてきている．1997-99 年のカンボジア紛争における ASEAN トロイカ制度，東ティモールにおける 1999 年以降の平和維持活動，2005 年のアチェ和解，2008 年 5 月のサイクロン・ナルギスがミャンマーにもたらした大災害などは，地域や ASEAN の一部メンバーが貴重な貢献をして調停や最終的な解決を実現した事例であり，その過程で貴重な教訓を学ぶことになった．いつも外交上のジグソーパズルをするようなもので，平和のタペストリーを織りながら，手近な利用可能で適した素材から，最善の様式とパターンを即席に作ったのである．

われわれにとって 1 つの重要な教訓は，われわれ ASEAN の構造は加盟国と問題があれば，会議開催という重要な政治的な役割を果たすことができるということである．インドネシアと東ティモールの活動に参加した ASEAN 諸国の間には高水準の相互信頼があった．われわれは「ASEAN」軍指揮官が積極的なリーダーシップの役割を果たす，という共同指揮権の下に軍隊を提供することによって，「不干渉」という厳格な原則を迂回した．また，インドネシアは救援を求めるという招聘状を発行することによって，すべての ASEAN パートナーが行動しやすいようにした．ミャンマーでは，ASEAN はサイクロン・ナルギスが去った後，政府との対話で中心的な役割を果たし，被災地が国際援助を受けられるよう開放するのを手助けした．そこでは 13 万人を超える老若男女が死亡し，さらに多くの人々が外傷性の状況に直面していた．

第 2 の教訓は，われわれの現地の知識や政治的な会議開催の能力と，他のパートナーの技術的な能力の有益な組み合わせを発見できるということである．サイクロン・ナルギス後の復興支援におけるわれわれの仕事は，世界銀行からの技術チームによって支援され，国連と協調しながら行われた．アチェ監視団では，われわれは貴重な技術的知識を持ち込んだ EU からの同僚と共同で仕事を遂行した．

第 3 は，この種の活動を行えば行うほど，われわれの能力は増強するということである．東ティモールでは，フィリピン・韓国・タイの間におけるアメリカなど域外パートナーの支援を受けた，長年の共同軍事訓練・作戦が成果を発揮した．現場の軍隊は意思疎通や協力が可能で，遅滞なく共同作戦を遂行することができた．しかし，東ティモールにおける経験が彼らの能力をさらに大きくしたことは確かである．ミャンマーでは，ASEAN の役割はインドネシア・タイ・シンガポールなど他の多くの加盟国から，大災害後の復興管理に広範な経験を有する人材を招集したり，事務局自身のなかで能力を強化したりすることにあった．このような経験のおかげで，一部のドナー・パートナーによる能力構築のための長期的なプログラムの成果もあって，将来的に新たな挑戦に立ち向かうわれわれの準備体制は整ったといえる．政治的な紛争や自然災害の救済の管理にかかわるこのような努力は，その累積的な結果として，ASEAN が開発協力戦略を調整する能力を高めるのに役立ったといえる．われわれは地域内の散発的な暴力や緊張を抑制することを学んでおり，共通の安定性と持続可能な繁栄を目指す，われわれのコミュニティ開発努力を脱線させることを許さないだろう．

定されている「地域の補完性」の原則に従ったものである[52]．本報告書の第 1 章では，アフリカやラテンアメリカにおけるクーデターや虐待的な軍事支配との戦いで実現した素晴らしい進歩について検討した．アフリカ連合のアフリカにおける相互審査メカニズムや西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）の調停に向けた努力が示しているところによれば，近隣地域における支援には優位性がある[53]．アフリカにおける相互審査メカニズムの加盟国は任意ベースで参加しており，アフリカ開発のための新しいパートナーシップで設定されている目標に向けて働くためのフォーラムとしてこれを利用している．同メカニズムは一連の野心的な統治指標，経済成長，地域統合に向けた進展を評価・レビューしている[54]．行動に向けた能力の水準は地域ごとに異なっている．地域の治安・政治・経済の取り決めは，地域が共有している利害関係に応じた強固さを示している．

地域的な組織は政治的なリーダーシップにおける自分たちの比較優位を，世界の技術的な能力と組み

合わせている．例えば，東南アジアでは ASEAN は他の組織から技術的支援を得て，多数の国際的な取り決めにおいて政治的なリーダーシップを提供している．東ティモールでは，国連平和維持使節団のなかで外交と平和維持の能力に関するリード役を果たした．インドネシアのアチェ州では，ASEAN はインドネシア政府の要請で，和平合意を支援するために EU とともに共同監視使節団を率いた．サイクロン・ナルギス襲来後のミャンマーで，ASEAN は国連・アジア開発銀行・世界銀行の支援を受けながら，人道的な仕事をする人々向けにアクセスできるよう手助けをした．

紛争を経験した地域はジレンマに直面する．組織犯罪グループの国境をまたいだ叛徒に対する支援は，国境をまたがる協調の足を引っ張る．しかし，協調や行政サービスの共有を受けて，能力的にはまさにネットで利益が生み出せるため，すべての参加国が組織暴力への対処を改善することができる．中央アメリカの和平プロセスでは，近隣諸国は明示的にモニタリングや実施――自国内における実施も含む――の取り決めに結び付けられている．これは暴力削減に役立っただけでなく，一部地域の経済統合強化のお膳立てもした．緊張関係があった諸国，あるいは互いの領土をベースにしているグループによってもたらされた混乱に悩んだことのある諸国は，国境をまたぐ脅威と戦い，水のような共有資源を保護することに共通の利害を見出すことができる．中東では水資源を管理する国境をまたぐイニシアティブは，政治や治安の面における激動を乗り越えてきている[55]．タイとミャンマーは健康問題や麻薬違法取引に関する協力で成功してきている．

多くの脆弱国の物理的・人口動態的・経済的な特性を考えると，地域協力の潜在的な利回りは高くなる．世界銀行が現在脆弱と分類している 38 カ国中，24 カ国は人口が 1,000 万人以下で，13 カ国は主要な海上交通路から離れた内陸国か島嶼国家である．多くの脆弱国の経済は次のような構造的な不利が共通している．すなわち国の全体ないし一部の物理的な孤立，輸出市場までの輸送コストが高い，国内需要が限定的（規模の経済も限定的），国の制度が弱い，熟練要員が不足しているなどである．このような競争力の欠如とその結果としての低所得は，しばしば外国援助や天然資源採取によるレントによってのみ相殺されている．このような要因は「飛び地開発プラス従属」といわれている不健全な構造を生み出すことがある[56]．

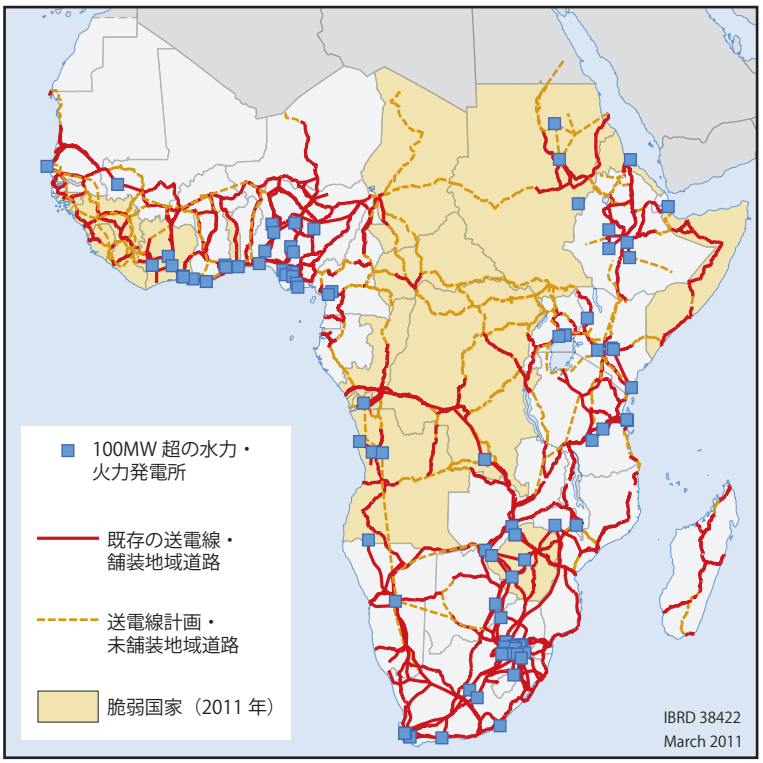
遠隔で不安定な地域にはほとんどインフラがなく，更なるインフラ整備を必要としている[57]．山岳地帯や道路がほとんどない地域は，政府にとって基本的なサービスを提供したり警察を置いたりすることが困難である．孤立はグループのアイデンティティの分裂と辺境化の両方もたらす傾向がある．加えて経済的機会も少ない．すべての内陸の途上国について 1 人当たり GDP の平均をみると，海洋国の 5 分の 3 にとどまっている[58]．経済地理に関する『世界開発報告 2009』では，サハラ以南アフリカの開発にとって距離と分裂の挑戦を強調し，統合に向けた取り組みの基盤としてスペース的な区別をしない制度を要請した[59]．世界の多くの地域では，道路を初めとするインフラがより遠隔で不安定な場所では欠如している（地図 7.2）．太平洋では小容量の貨物船に関連した輸送コストの高さが，北アフリカのサハラやサヘルの地域，およびミャンマーの麻薬を栽培している山地における道路の欠如と同じように孤立化の要因となっている．

インフラを拡充しようとする経済的なインセンティブがないことが不足の主因となっている．遠隔地でインフラの整備が進まないのは，経済活動の低さと通行の不安定さの組み合わせが理由である．そのため企業からの需要が少なく，インフラ投資の予想収益率が低くなっている．そのような投資が地域的なネットワークの一環であればインフラ投資の収益率は改善することができる．しかし，政府は主権を根拠に，厄介な国境地帯における国際的・地域的なインフラ投資を認めるのを躊躇している．

不信の問題が克服できる場合――例えば，中立的な第三者ないし共同組織を関与させることによって――，地域的なサービスの共有は好成績をあげている．一部の政府サービスを地域機関を通じて提供すれば，関係諸国は他の形で確保できるよりも良質なサービスを享受することができる．また，良質な公務員の一団を育成できる．脆弱で紛争の影響を受けた諸国にとって，サービスの地域的なプーリングは国家主権や政府に対する市民の信頼を傷付けるどころか，むしろ強化することができる（ボックス 7.11）．これはカリブやサハラ以南アフリカで例証

地図 7.2　サハラ以南アフリカの脆弱国家における地域的インフラの課題

地域的インフラはアフリカの多くの脆弱国家では非常に限定的である．この地図はサハラ以南アフリカ（脆弱国家はピンク色）における発電所，送電線，地域的道路を示したものである．インフラが欠如している地域のなかには，人口が非常に少ないところもあれば，不安定性のゆえに――中央アフリカ共和国，チャド，スーダンの間の国境地帯など――孤立している地域もある．これが国境貿易や電気へのアクセスを削減して，不安定な地域を経済的な結び付きから断ち切られた場所に閉じ込めている．



出所：Briceño-Garmendia and Foster 2010.

されている．そこでは地域的な解決策によってさまざまな公共サービスの質が改善している．東カリブ海最高裁判所は 6 つの独立国[60]と 3 つのイギリスの海外領土[61]にとって，地域で最高の記録裁判所として機能している．この裁判所の下にある諸国は世界銀行研究所による 2008 年の法の支配のランキングでは上位にある（これは企業・市民・専門家の調査に基づく）．太平洋諸島フォーラムの地域的な統合と協力のための太平洋プランには，国家的サービス（税関，保健，教育，スポーツなど）の地域的なプーリングに関する規定が盛り込まれている[62]．

行政の共有にも著しい潜在性がある．小規模で脆弱な国は行政機能のプーリングによって利益が期待できる．第 4 章で検討したように，公共サービスの質の悪さが経済成長にとって深刻な障害となっており，政府に対する市民の信頼を低下させている[63]．ほとんどの国は GDP の約 12％を政府の財・サービスに支出しているが，非脆弱国は 1 人当たりベースでみると脆弱国の倍を支出している．低所得の脆弱国ないし紛争影響国は平均すると政府の財・サービス向けに 1 人当たり 38 ドルしか支出していないが[64]，低所得の非脆弱国は平均で同 80 ドル支出している（表 7.2）．公共サービスの質の悪さが経済成長の深刻な障害になっており，市民の政府に対する信頼を蝕んでいる[65]．

共有に関する地域取り決めの締結はしばしば，中立的だと考えられる第三者の調停による支援で利益に与っている．例えば，進化を続けている EU の制度は多数の取り決めを後援しており，それが国家や地方のレベルで地域をまたぐ協力を促進してきた（ボックス 7.12 参照）．近隣諸国間の猜疑心は信頼できる第三者によって改善することができる．それは例えばアジア開発銀行が大メコン圏地域で効果的に果たした役割に見られる[68]．地域機関は各国の

ボックス 7.11　サービスを地域的にプーリングする

過去 30 年間，サハラ以南アフリカや東カリブ海では，地域機関の公共サービス提供者としての役割が増大している．政治的な独立は民族自決をもたらしたが，それまで植民地機関を介して供与されていたサービスが未熟な国家機関によって供給されなければならない，ということも意味した．数カ国は資源を地域的にプーリングしたり，新たに創設された地域機関に一部の公共サービス提供を外部委託したりするという対応をみせた．

ほとんどの場合，外部委託されたサービスは実行にかかわるものではなく助言的なものとなっている．例えば，各国は銀行監督の助言的な側面は地域機関（東カリブ中央銀行，中部アフリカ諸国銀行[66]，西アフリカ諸国中央銀行[67] など）に依存している．と同時に，勧告を執行する各主権国の政府の役割は留保している．後知恵としては，独立前に中央銀行業に協調の伝統があった時にはこのモデルはうまく機能した．

資源をプーリングすることによって，各国は個別に行動した場合よりも高質のサービスと有能な官吏を生み出している．このモデルの成功が他の実験も促進している．東カリブ海諸国機構修正条約に基づく東カリブ中央銀行，民間航空機構，最高裁判所の後には，共同の通信規制機関である東カリブ通信機構，共同の自然災害リスクのプーリング・メカニズムであるカリブ大災害リスク保険基金が続いた．このような機関は公共サービスの質について一般大衆や政治家の期待も押し上げた．同じく，地域的な中央銀行の後には 1993 年に中央・西部アフリカにおけるアフリカ商法調整機関が続いた．これは加盟国の商法を調和して，商法に関する超国家的な控訴院として機能するために創設された．2002 年に創設された西アフリカ通信規制合意は，西アフリカにおける通信市場の調和と統合を追求している．

地域機関の公共サービス提供者としての役割は太平洋では同じようには発展していないが，それは膨大な距離とより多様な歴史的・文化的な背景が一因である．南太平洋大学は他の地域の人々が学ぶことができるイニシアティブである．1968 年に開校され，太平洋の 12 島嶼国によって支援されている同校は，信頼できる高等教育機関であると国際的に認められている．

出所：Favaro 2008, 2010.

表 7.2　行政を共有すれば，脆弱で紛争の影響を受けた諸国がより良質な公共サービスを提供する手助けになる

	政府の財・サービス向け支出		
	政府消費の対 GDP 比（%）	1 人当たりドル額	1 人当たり購買力平価でみたドル額
低所得国			
脆弱で紛争の影響を受けた国	11	38	131
非脆弱国	15	80	267
低位中所得国			
脆弱で紛争の影響を受けた国	13	247	858
非脆弱国	13	470	1,296

出所：Favaro 2010.
注：88 の低所得国および低位中所得国にかかわる入手可能な最新データ（2001-08 年）の平均値（脆弱で紛争の影響を受けた国 11 カ国についてはデータ不明）．

リーダーにそのような取り決めを探究し，暴力の管理や移行の監視については第三者の援助を模索するよう奨励してきている．

海外援助は地域的イニシアティブや地域的制度が，治安と開発の結び付きに取り組むに当たって，その本格的な潜在性を認識するのを後押しすることができる．ヨーロッパの初期の統合の場合と同じく（ボックス 7.12 参照）――そこには行政能力の分担や機能ないしサービスのプーリングを探究しようという政治的な欲求があった――，そのプロセスに対する海外援助は貴重であろう．今のところ，国際援助は地域的な努力よりも各国の努力を支援する傾向にある．地域機関に対する支援は近年増加してきているが，総じて機関に対する技術援助に向けられており，地域が大規模に提供するプログラム向けではない（アフリカの平和維持活動に対するヨーロッパの援助は顕著な例外である）．地域的な取り決めが対外的な脅威に対して緩衝材となり，制度的な能力を高めるのに費用効果的な方法になる可能性は，国際援助のなかでもっと注目されてしかるべきである．これは第 9 章で検討する問題である．

ボックス 7.12　平和に共通の経済的利害を生み出すヨーロッパの早期措置

ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体（ECSC）――ヨーロッパ連合の前身――の創設は，経済統合がどのようにして平和と安全保障の下支えになり得るかを示している．ECSC は石炭と鉄鋼――戦略的に重要な財――の生産と使用について共同市場を創設し，それを共同でモニターするために形成された．ECSC 条約は 1951 年にパリで調印され，石炭や鉄鋼の自由な移動と生産源への自由なアクセスがもたらされた．共通の最高機関が市場，競争ルールの順守，価格の透明性を監督した．

ECSC のおかげで，戦後期のドイツの基幹産業では，近隣諸国の安保に脅威を与えることなく，石炭と鉄鋼の生産上限を解除することが可能になった．このような上限を撤廃して，石炭・鉄鋼市場に対する地域の信頼を醸成することは，ドイツの経済成長だけでなく，ヨーロッパの経済回復全体にとっても重要であった．投資に拍車をかけ，生産を規制し，市場を開放し，自信・信頼を醸成するために，国境をまたいで協力するという概念は，政治的な不安定性に陥りやすい，あるいは紛争から復興しようとしている他の地域にも適用可能である．

その他の形のヨーロッパ協力も，国境や個別地域をまたぐ生産的な交流を何とか発展させた．「ユーロ地域」は 1950 年代後半に革新的な形での国境を越える（共通の国境地域を共有する 2 つ以上の諸国間の）協力として始まった．国境をまたぐ経済・社会文化・レジャー面での協力を促進する目的をもって，ユーロ地域のモデルは拡大し，ヨーロッパ共同市場の創設と最近の民主化の動きを通じて後押しを受けた．現状，ヨーロッパ全体にわたって 100 以上のユーロ地域が存在しており，最近ではこのモデルは中央および東ヨーロッパでも模倣されている．これまで紛争の影響を受けていた地域では協力も問題がなかったわけではないが，少数民族が数カ国にまたがって居住している地域や，過去に国家間戦争や内戦のトラウマを経験したことのある地域をカバーするもので，開発・社会・治安の面で国境をまたぐ協力プログラムの優れた事例も多数ある．

出　所：Lockhart 2010; Eichengreen 2010; Kelley 2004; Kubicek 2003; Schimmelfenning and Sedelmeier 2002; European Union 1951; Greta and Lewandowski 2020; Octocan 2010; Council of Europe and Institute of International Sociology of Gorizia 2003; Bilcik 他 2000.

フィーチャー７　中央アジア：外からの圧力と外部からの援助

暴力の種類：政治的暴力，現地のグループ間紛争，超国家的イデオロギーの結び付きをもつ地方の紛争	
移行の瞬間：変化に向けて控え目な余地	重要な利害関係者：政府，野党，地域的パートナー
重要なストレス：植民地の過去の後遺症，国境を越えた天然資源管理，人権侵害，実際のあるいは把握された差別，腐敗	制度的な挑戦：政治的な説明責任と包容性の欠如，地域的なフォーラムや制度の限定的な能力

地域協力は紛争を防止し，経済成長を促進し，地域内で，また国際社会と，国の統合を促進するプロセスかつ手段であると広く認められている．最も成功しているモデルはヨーロッパ連合（EU）である．それは半世紀にわたり，元々は６カ国のヨーロッパ石炭鉄鋼共同体（ECSC）から発展してきたものである．東南アジア諸国連合（ASEAN）や他の下位地域グループも，中央アジアにおける紛争防止や経済協力のために従うべきモデルとして，やはりしばしば引き合いに出されている．しかし，カザフスタン，キリギスタン，タジキスタン，タジキスタン，トルクメニスタン，ウズベキスタンが旧ソ連から独立国家として台頭してからのほぼ 20 年間，中央アジアにおける地域協力にはほとんど進展はなく，紛争リスクが増大している可能性がある．

文化的な結び付きがあり，20 世紀のほとんどの期間について大規模な中央計画経済の一環として開発経験を共有しているにもかかわらず，中央アジアの５カ国は経済的・政治的な移行に関しては多種多様な軌道やペースを追求してきた．政策の選択とソ連の後遺症がともにそれぞれ一因なっている．アプローチの違いと天然資源賦存状況の不均一性から，結果として，成長，貧困，最終的には安定性に関して大きな違いをもたらすことになっている．加えて，これら諸国の時として相矛盾する利害――例えば，国境を越える水の利用や管理において――が，地域協力の強化に対する態度，したがって，その展望に影響する．

地域的協力は重要か？

中央アジアはその内陸という地位と，ソ連から継承した統合的なエネルギー・輸送・水のインフラに加えて，地理，歴史，人々が一緒になって，５カ国は著しく相互依存的になっている．実際，国境を越える石油・ガスのパイプライン，送電，水配分にかかわる日々の調整といったような些事は実際上の必然なのである．

経済規模が小さいこと，比較的孤立していること，一次産品輸出の依存度が高いことを考えると，これら諸国の地域統合と市場開発は原則として，サプライヤーや補完的な公共サービスの集積を発展させるのに役立ち，５カ国すべての世界市場へのアクセスを改善することができるだろう．ソ連時代にフェルガナ渓谷など経済的な下位地域の輪郭に基づいて発展した地方の自治会やネットワークは――今では３カ国の国境で区切られている――，地域内貿易増加のベースとして復活させ，国境をまたぐ紛争のリスクを削減することができるだろう．

もし地域的なアプローチが採用・強化されれば，いくつかの負の外部性はより有効かつ効率的に取り組むことができるだろう．これには環境の悪化（瀕死のアラル海は単に最も目に付く事例にすぎない），土地の劣質化・砂漠化（穀物収量と可耕地の入手可能性を削減する），麻薬の通行・貿易，最終的には気候変動のインパクトなどが含まれる．

２つの国際的な研究の推定によれば，地域協力を改善すれば，中央アジアの地域的な GDP は約 10 年間で 50-100％――地域の１人当たり所得は 100％――増加する．取引コストの低下で，中国，イラン，ロシアなど近隣の大国，および間接的に南アジアとの貿易が増加するだろう．国境を越える水，灌漑農業，関連する水力やその他のエネギー資源を管理・開拓する方がより費用効果的になるであろう．また，生物多様性，環境，公衆衛生など地域的な公共財について協調的なアプローチを採用すれば，規模の経済の利益が享受できるだろう．安全の強化，自然災害の管理，麻薬貿易の抑制について同じであろう．

もしそうなら，なぜ協力が後退しつつあるのか？

独立後 20 年も経過していないのに，協力関係が進展しない，それどころか後退している．その理由は，

地域協力に対する各国の関心が異なっており，個々の国家建設が依然として進行中だというところにある．他の要因には以下のものが含まれる．

- 経済的な移行に対するアプローチとそのテンポが多種多様であること．これはカザフスタンの相対的に開放的な経済とウズベキスタンの相対的に閉鎖的な経済の対照によって，最も明白に例示されている．
- 地域の２つの重要な国境を越える水資源（アムダリア川とシルダリア川およびそれらの支流）のそれぞれ水力発電と灌漑向け管理を巡る，上流２カ国（キリギスタンとタジキスタン）と下流３カ国（カザフスタン，トルクメニスタン，ウズベキスタン）の意見が異なる．
- 地域外の世界的な同一の市場を巡って競争的な探究が行われている．しかも，それが地域の主要な外部主体がもっている競合的な利害や動機付けによってしばしば複雑になっている．
- ソ連時代の 70 年間にわたる抑圧の後，５つの名目だけであった国民性の文化的・民族的・宗教的なアイデンティティが復活して，近代国家建設にかかわるストレスや緊張と相まっている．

やや具象性に欠けるが，それでも重要なのは，２つの大国（カザフスタンとウズベキスタン）が地域的なリーダーシップを巡って競合していることと，２つの最も小さく最も脆弱な国（タジキスタンとキルギスタン）では不安定性が増大していることである．特にキリギスタンでは政治的混乱や民族間暴力が最近目立っている．このように利害が異なる結果として，地域的なフォーラムや制度の効力や影響力は低下し，管理や意思決定の能力は限定的にとどまっている．

制度的な制約

５カ国すべてを含む唯一の地域的な機関はアラル海救済国際基金である．アラル海が干上がることがもたらす環境・人道・社会面でのインパクトを緩和するための財源を動員すべく，1990 年代初めに創設された単一目的の機関である．加えて，国連は次の３つの地域的なグループを後援している．すなわち，中央アジア経済向けの特別プログラム――元々はカザフスタンが契機となった定期的対話の枠組み――には非常に限られた財源しかない．トルクメニスタンの首都アシガバートに本拠を置く国連の地域的紛争解決センターは，地域的な対話，安全，理解を促進している．そして，カザフスタンのアルマトゥイ市を本拠として最近創設された中央アジア地域情報調整センターは，麻薬違法取引ネットワークを発見・崩壊させるための諜報を交換し，地域的な刑事司法能力を強化している．アジア開発銀行が提唱し，主に資金を供与している中央アジア地域経済協力プログラムは，輸送，貿易円滑化，貿易政策，エネルギーにかかわる地域協力を促進・円滑化するために，８カ国と６つの国際機関が組織したパートナーシップである．

どのような教訓が学べるか？

世界中の地域協力機関に関する 2008 年の調査は，中央アジアにも当てはまる次の５つの重要な教訓を指摘している．

- 有効な地域協力の発展には時間と努力が必要であり，逓増的・漸進的で柔軟な目に見える成果を伴う実施を必要とする．
- 国・機関・個人の各レベルで，持続的なリーダーシップも必要とする．
- 地域機関の規模とメンバーは管理可能な範囲内にとどめるべきである．
- 地域的な投資と協力を支援するためには金銭的な資源と手段が必要である．
- 海外主体は可能な限り援助すべきである．

このような発見に加えて，地域的なプログラム――中央アジアの２つを含む――を 2007 年に分析した世界銀行の独立評価グループは，以上のような原則と整合的で成功しているプログラムについて，次のような５つの設計上の特徴を列挙している．すなわち，地域協力に対する国としての強力な公約，国や地域の能力に合致する目的，国や地域の機関の役割に関する明確な定義と調整，説明責任のある統治取り決め，プログラム成果の持続可能性に向けた計画．

中央アジアはこのような基準をほとんど達成していない．特に地域協力に対する国としての公約がほとんど，あるいはまったくない．それは各国の統合されたインフラの有効な機能を確保するのに必要とされる官僚的・技術的な最低限の調整という範囲内にとどまっ

たままである．それどころか，過去２年間に関係は悪化している．特にソ連時代の２つの水力発電プロジェクトを完成させる計画を巡って，一部の諸国間では緊張関係がある．一部の諸国はそのうち１つのプロジェクトについて，経済的・環境的・技術的な実現可能性にかかわる外部からのファイナンスされた独立評価を受け入れることに合意している．これは相互に受け入れ可能な二国間解決策に対する関心を明らかに示したものである．

紛争から協力へ

Matveeva (2007) という中央アジアの少なくとも１人の学者の分析は，経験によって確認されているようである．地域協力は理論的にいくら望ましくても外部から指図することはできない，というのが彼の結論である．５カ国が継承している紛争の調停は，解決策にはならないかもしれないが，もっと幅広いベースの地域協力のためには大前提になる．また，地域協力は自明の相互利害ないし懸念のある限定的な定義の明確な地域内でこそ，進展する可能性が高い．

Linn and Pidufala (2008) というもう１組の学者は，５カ国の関係を主として――影響力，リーダーシップ，市場，資源，をめぐる――競争や競合とみており，さらに，これは国家建設に関連した一時的な現象ではないかもしれないと警告している．この見方によると，中央アジアの地域的な問題は近い将来に解決される可能性は低く，対外主体にとっての主要な優先課題は，それが悪化して真の紛争を引き起こすリスクを削減することにある．

中央アジアにおける――紛争を防止し，地域の安定性を維持・強化するための――協調強化の必要性は，特にこれまでのところ手に負えないことが判明しているエネルギーと水，それに貿易と輸送においては，これまでになく大きく，かつ緊急を要する可能性が大きい．協調強化の展望は悪化しているかもしれないが，それだけに外部主体による焦点の見直しや努力の調整がいよいよ重要になっている．この文脈で，中央アジア地域経済協力プログラムにおける２カ国以上に利益をもたらすエネルギー・輸送のインフラに対する各国固有の投資の調整にかかわる実際的な強調は，他のパートナーが従うべきモデルになる可能性があろう．

仮に協力がまさにより場当たり的で，共通の利害ないし懸念のある定義の狭い分野――しかも５カ国すべてを巻き込まない――になる可能性があれば，精緻な地域計画や戦略よりも，柔軟な運営の枠組みの方が，海外主体の行動を形作るのに適切な方法である．海外主体は会議を開催し，調停し，問題を解決することについて多くのことができるが，これら諸国に互恵的な利害と政治意思がなければ，海外主体の役割は限定されるだろう．

出所：Houdart and Pearce 2010; 脚注にあるその他の文献[69].

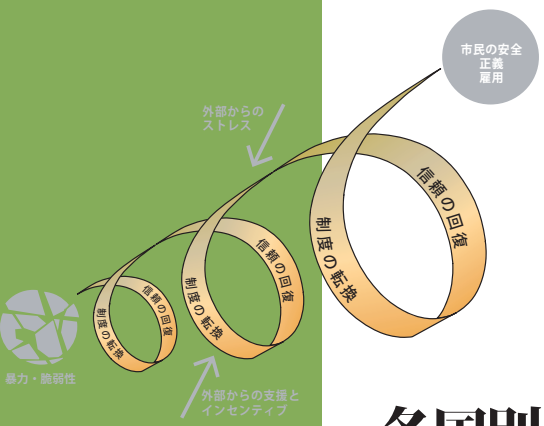
PART Ⅲ

実際的な選択肢と勧告

第 8 章では，組織犯罪や政治的暴力を防止し，その影響から回復するために，得られた国別の実際的な教訓と選択肢を取りまとめる．その聴衆は暴力と格闘したり，その防止に躍起となったりしている各国の戦略的な意思決定者である．すなわち，政府や市民社会にいる各国の改革者に加えて，現場にいる国際的な代表者である．本報告書がずっと強調してきているように，市民の安全と正義及び雇用のために信頼を醸成し制度を転換する努力は，それぞれの移行の時期において，各国の現地の政治的な状況に適合していなければならず，謙虚さも必要である．というのは，反復的な暴力のパターン変化とどのように戦うかについての教訓は，常に現場において精緻化され拡充されているからである．したがって，本章では各国の教訓から抽出される基本的な原則と選択肢の道具箱を並べて，それがさまざまな状況にどのように適合できるかを例示する．



CHAPTER 8





各国別の実際的な指針と選択肢

調理法のレシピではなく，原則と選択肢

本報告書では，脆弱な状況下における暴力防止と回復に対するアプローチについて多種多様な考え方を提示する．調理法を指図する「料理本」を目指すものではない．各国の歴史や政治情勢は異なり，1 つのサイズですべてに当てはまる解決策などあり得ない．既述の通り，脆弱な状況からの回復は短い線形のプロセスではない．各国は制度的な強靭性を達成するまでには，少なくとも一世代を要する長期間にわたり，多種多様な移行プロセスを経過している．高リスク環境下では信頼が低いため，変化の各ラウンドで利害関係者の間で信頼と政治的支持を構築することが制度的な転換の序奏となる．このような複雑なダイナミックスと多種多様な変移を管理することが，政治的手腕の基礎であり，本章は第 4 章と第 5 章でみた各国の改革者や経験から得られた教訓に大きく依拠することになる．政治的判断，各主体に関する詳しい知識，革新，各国の改革者だけができる戦術的計算の賢明な調合に取って代わるものはない．

第 1 節では，社会が暴力を阻止して，そこから回復し，制度的な強靭性を発展させることができた，という多種多様な状況から出てきた基本原則に加えて，そのような原則を国家戦略のなかで区別する枠組みを提示する．第 2 節では，信頼醸成のための実際的な手段を要約し，それが各国のさまざまな状況にどう適合されているかという事例を示す．第 3 節では，早期成果をもっと長期にわたる制度構築に連動させるというプログラム設計からの洞察について，やはり共通の手段がどのように各国の状況に適合されているかを例示しながら検討する．最後の第 4 節では，ごく簡単に，対外ストレスへの取り組みと対外財源の動員にかかわる教訓を検討する．海外援助と地域的・世界的なストレスに関係した挑戦の一部は，個別国家やドナーの現場代表者の解決能力を超えている．そこで，本章は世界の政策動向を検討している第 9 章と合わせて読むべきである．

持続的な暴力防止と復興のための基本原則と各国固有の枠組み

基本的な原則

本報告書の分析では次の点が強調されている．すなわち，開発一般にとって重要な制度と統治は，脆弱な状況下では作用が異なる．包容性を通じた信頼の回復と，より広範な制度改革を実施する前に，地方レベルにおいて早期の目に見える成果をあげることが重要である．各国の改革者やそのパートナーが，暴力や脆弱性が最近増大しているなかで信頼を

回復するために使ってきた主要な戦術は，「十分に包容的な」連合の構築ということである．連合構築の努力は，反復的な暴力連鎖のリスクを高める基本的な弱さ――安全と正義及び雇用創出の不十分さ――に取り組むことができて初めて，成功を維持することができる．信頼醸成と制度的な転換は時の流れにしたがって反復する．反復的な暴力や制度的能力の弱さという深刻な挑戦に直面しているなかで，この「好循環」を刺激して維持するためには，次の 4 つの重要な原則がある．

- **包容性は信頼回復にとって重要ではあるが，連合は「すべてを包容する」必要はない**．十分に包容的な連合は 2 つの働きをする．広いレベルでは，変化に向けて国民的な支持を構築するが，それは支援が必要とされる当該の国際的な利害関係者を呼び込むことによってである．地方のレベルでは，それは優先課題を発見しプログラムを実現するために，コミュニティの指導者や構造と協働する．十分に包容的な連合はコミュニティ指導者や企業や国会及び市民社会，さらには地域の近隣諸国・ドナー・投資家との協力を通じて，政治的な暴力と同じくらいに犯罪的な暴力にもちょうど当てはまる．
- **市民の信頼を醸成して，より長期にわたる制度的な転換に向けて弾みを付けるためには，何らかの早期成果が必要である**．信頼が低い場合，人々は改革に向けた壮大な計画が機能するとは信じない．成功の潜在性を例示する何らかの早期成果があれば，信頼を生み，集団的な行動の展望に関して自信を回復し，より深い制度的な転換に向けた弾みをつけることができる．制度の転換には一世代を要するが，政治サイクルはもっと短い．早期成果は政治的な至上命題に適うとともに，制度構築という長期的なプロジェクトに向けてインセンティブを生み出すことができる．
- **市民に安全と正義及び雇用（および関連するサービス）を提供する基本的な制度的機能を最初に確立し，新しいイニシアティブが腐敗で信頼性を失わないようにするのは道理に適っている**．このような分野における進展とそれらの間の調整は，より広範な変化に向けた基盤になる．より大きな社会的なコンセンサスや能力の蓄積を必要とする他の改革――政治改革，分権化，より深い経済改革，弱者グループに対する社会的態度の変化など――は，このような基盤にかかわる改革がある程度進展してから，時間をかけて体系的に取り組むのが最善である．
- **完璧主義を進展に対する敵に回してはいけない――目先の挑戦課題に取り組むための実際的で最適な選択肢を採用せよ**．不安定な状況下では，安全・正義・開発に対するアプローチで技術的な完璧を達成するのは総じて不可能である．政治的な現実のなかで目先の挑戦に取り組むためには，時間をかけて改善することができるアプローチで，実際的になる必要がある．時として，このようなアプローチにはそれに関連して次善の策の側面があるだろう．例えば，創出された雇用は高水準のスキルと賃金という長期的な目標をただちに充足しないかもしれない．コミュニティや伝統的な構造には女性や若者の代表という点で欠陥があるかもしれない．腐敗防止イニシアティブは重大な腐敗に焦点を絞っていて，他の分野では金銭面での弱さを許容しているかもしれない．

各国固有の戦略を調整するための枠組み

このような一般原則の範囲内で，各国は個別の状況を評価して，独自の道を発見する必要がある．各国の改革者は多種多様な暴力，多種多様な組み合わせの内外ストレス，多種多様な制度的挑戦，違いをもたらすために巻き込む必要のある多種多様な利害関係者，多種多様な移行機会に直面するだろう．本報告書では全体を通して，単純な評価によって各国の状況に関して最も重要な相違の一部をカバーしている（表 8.1）．調整した戦略の適用に当たって考慮すべき 5 つの要因がある．それぞれは当然ながら政治的判断によって加減する必要がある．

第 1 は，変化に向けた移行の動因と機会である．政治・経済・治安にかかわる要因のために，変化や過去との決定的な決別に向けて，より大きな余地を提供する状況もなかにはある．和平合意，リーダーシップの継承・選挙による後継，危機などは，変化に向けた機会に拍車をかける．他の状況が提供する変化に向けた余地はもっと限定的である．議論に拍

表 8.1　状況固有の挑戦と機会

暴力の種類：市民，犯罪，国境をまたぐ，地域的，イデオロギー的	
移行の機会：機会は漸進的かつ限定的，または変化に向けてただちに，あるいは重大な余地を提示.	**重要な利害関係者：**利害関係者のバランスには，国内対海外の利害関係者，国家対非国家の利害関係者，低所得対中所得の利害関係者が含まれる.
重要なストレス：状況は次の点で構成が多種多様：国内対海外のストレス；民族的・社会的・地域的・宗教的なアイデンティティ・グループ相互の高水準対低水準の分裂.	**制度的な挑戦：**国家・非国家の制度における能力・説明責任・包容性にかかわる制約の程度と構成

車をかけるような問題が累増しているという感覚，政府外のグループによる改革を求める圧力，新しい政府の改革案などがそれである．唱導される戦略の種類はこのような空隙を考慮に入れる必要がある．これは転換にかかわる長期的なビジョンを打ち出す時だろうか，それとも漸進的な歩みを重ねる時だろうか？

第２は，ストレスの種類である．民族・宗教・社会・地理の面からみたグループ間の国内における分裂が，暴力のための動員における重大な要因となっている状況下では，戦略には政治的・経済的・社会的な包容性に取り組む部分が必要である．麻薬違法取引ネットワークや世界的な経済ショックからの影響など外部からのストレスは，明らかに地域的・世界的なパートナーとの協働を必要としている．

第３は暴力的な脅威の種類である．政治・コミュニティ・犯罪にかかわる暴力に取り組むアプローチで成功しているものをみると，制度面で暴力の反復的連鎖を許容しているという基本的な欠陥があるという共通の特徴があり，市民に安全と正義及び雇用を提供する制度を発展させるということが共通の優先課題になっている．しかし，多種多様な暴力の構成が変われば話が変わってくる．警察や民事司法制度における正式な捜査や起訴の能力の方が，例えば，組織犯罪にかかわる暴力の場合には内戦やコミュニティ紛争の場合よりも重要である．ただし，両方において重要であることは間違いない．イデオロギーが動機となっている暴力の場合には，安全と正義及び社会的包容性をもっと強調することが必要かもしれない．というのは，この形の暴力は雇用や経済にかかわる配慮が動機になっている度合いが低いように思われるからである．

第４は，制度面の挑戦課題の種類である．かなり強固な能力を有してはいるが包容性が弱い国家の場合，改革措置は弱者グループを意思決定に引き入れて，彼らが国家の成長，サービス提供，福祉改善で利益が享受できるようにする必要がある．説明責任の欠如が緊張の原因である場合，戦略は市民に対する感応度に焦点を当てて，乱用を取り締まる必要がある．能力と説明責任の両方が弱い場合，早期の改革に向けた努力の実現・モニタリングについて，国家対コミュニティ，国家対市民社会，国家対民間部門，国家対海外といったメカニズムの活用の強化が道理に適うだろう．

第５は，利害関係者の顔ぶれである．国・地方の政治的・経済的リーダーと現在及び以前の戦闘員――最貧層には属していないが――は，治安と早期成果を達成するには決定的に重要な利害関係者であろう．また，彼ら自身が当初の改革を支持するためには，それに伴う利益を目にする必要があるかもしれない．近隣諸国，国際的ドナー，投資家が改革の成功に影響を与える場合，それらを早期成果にかかわる戦略や実現にかかわる議論に参加させる必要がある．

各国の状況のより深い分析のためには，各国のリーダーや国際的パートナーにはリスクを評価し，優先課題を決定し，行動計画を策定するための手段が必要となる．各国の政府は，南アフリカが 1993 年と 94 年に復興・開発プログラムの策定についてしたそうしたように，あるいはコロンビアが 2000 年代初めに暴力に取り組むそれまでの努力の長所と短所をレビューした際にそうしたように，みずからの担当省庁や政党から専門知識を引き出すことができる [1].

海外主体が重要な役割を演じる場合，各国リーダーは地域機関，国連，国際金融機関，あるいは二国間パートナーの支援を受けて，国内外共同の評価

に着手することができる．リビアでは 2003 年の包括和平合意を受けて，パキスタンでは 2009-2010 年の危機後のニーズ評価でそれがみられた．このような目的のためには , 世界銀行，国連，ヨーロッパ委員会が開発した紛争後 / 危機後のニーズ評価など，多くの良い国際的評価手段が存在している．より公式的な国内外共同のプロセスには国際的パートナーから，金銭的な援助の可能性に加えて，支持を生み出す利点がある．ただし，彼らは注意深い管理を要する目先の金融支援に関しては高い期待を設定する可能性があろう．

評価や立案のプロセスに関する 1 つの重要な教訓は，それはしばしば時間のかかる作業であり，後に新たな挑戦に適合するのが困難だということである．暴力の脅威の反復的な性格や，それに取り組むために各国が通過する多種多様な変移の連続に関する本報告書の分析を認識すれば，もっと軽くもっと規則的なリスクや機会の評価が道理に適っている．評価は以下の措置によっても強化することができる．

- 移行機会のスペクトル，ストレス，制度的な挑戦，利害関係者などに関して，社会がどこに立っているかを検討する．
- 過去の努力の歴史やかつての暴力事件の後遺症を明示的に検討する．
- 利害関係者の信頼醸成に必要な早期成果と長期的な制度転換に向かう道の両方を発見する．
- 国連及び世銀と EU が共同した危機後のニーズ評価で勧告された変更にみるように，戦略は単純にし，特定された優先課題の数と予定表に関しては現実的になる
- 政治・治安・開発の主体が各国と国際的な両方のレベルで，評価と戦略策定に関して共同して主体性をもつことを確保する．例えば，評価やプランをわずか 1 つの省庁がリードしている場合，他の省庁は実施に抵抗する可能性があろう．同じく，戦略が一定レインジの外交・治安・開発にかかわる援助を海外パートナーから引き出すためには，その準備について全員が相談に関与する必要がある．

信頼醸成に対する実際的なアプローチ

基本的な手段

危機や移行機会の増大に直面した各国の改革者や国際的なパートナーには，広範な国の経験からの教訓に基づいて，信頼醸成や「十分に包容的な」連合開発のために多種多様な手段が利用可能である（表 8.2）．連合形成においてしばしば支援が求められる重要な利害関係者グループ（各国の状況に応じて組み合わせはそれぞれである）には，リーダーと暴力の影響を受けたりその標的にされたりしている人々，治安にかかわる主体（政府系と非政府系，戦闘員と非戦闘員のそれぞれ両方），影響力をもつ政治リーダー（与党と野党の両方），企業，市民社会（改革の実施にはその支持が必要かもしれない），近隣諸国や国際的パートナーなどが含まれる．女性リーダーや女性グループを含めた場合については，変化に向けて継続的な圧力を生み出すという点で良い実績が残っている．

国と地方のレベルで支持を構築するためには，過去との決別を例証する政治・政策の面での合図（シグナル）が重要である．利害関係者グループの間で政治的支持を結集するのに役立つシグナルは，単なる意図の表明にとどまらず，即座の行動に基づく場合には特に有効である．

即座の行動を通じたシグナルは，利害関係者グループから信頼を得られる確かな政府指名を含むことができる．治安部隊の再配備は文民保護の強化を合図することによって，信頼を回復することができる．コロンビアが 2002-2003 年に文民の道路通行を保護するために予備軍隊を再派遣したのがその例である [2]．コミュニティと虐待ないし不信の歴史を有する部隊を除去することによっても同じような効果が達成できる．場合によっては，差別的ないし虐待的と思われる合法的な体制――アパルトヘイト法制，集団的懲罰，特定のアイデンティティ・グループからの採用に関する政府規制など――の早急な撤廃が，信頼回復に役立つこともある．予算や支出における透明性は統治改善にとって重要な合図になり得る．東ティモールで 2006-2007 年に暴力と不安定性が再発した後，国会に上程された予算の審議と報告制度の場合がそうであった [3]．ほとんどの成功しているシグナルは，治安・政治・経済の内容の混合を要求してお

表 8.2　信頼回復のためのコアな手段

シグナル：将来の政策と優先課題	シグナル：即時の行動	公約メカニズム	支持的な行動
・市民の安全という目標 ・政治改革，分権化，腐敗，基本的な司法サービス，過渡期の司法に取り組む基本的な原則や現実的な予定表 ・国家・コミュニティ・NGO・国際的な能力を活用する	・参加型プロセス ・地方での安全・司法・開発にかかわる成果 ・信頼できる政府の指名 ・支出の透明性 ・治安部隊の再配備 ・差別的政策の廃止	・重要な執行機関の独立性 ・独立的な第三者によるモニタリング ・二重鍵システム ・機能の国際的な執行	・リスク・優先課題の評価 ・不作為のコストにかかわるコミュニケーション ・２つ３つの早期成果に関する単純な計画と進展指標 ・戦略的なコミュニケーション

出所：WDR チーム.
注：NGO ＝非政府組織.

り，例えば，信頼できる財源配分と透明性の措置が政治・治安のプランを下支えしている．

過去との決別のシグナルを送る際の選択肢の一部は，即座の行動ではなく将来の行動の表明にならざるを得ないだろう．例えば，政治・治安部門改革，分権化，移行期の司法にかかわるアプローチや予定表に関する明確なシグナルは，しばしば信頼醸成の一環であった．しかし，第３章で説明した包括的な改革を完遂するには，一世代にわたる予定表を描く訓練が必要であった．

政治改革に関するシグナルには選挙に向けた迅速な行動や一連の準備措置の提示が含まれるかもしれない．南アフリカでは暫定行政機構や憲法改革のプロセスがそれであり，それが和平合意を通じた政治プロセスの時期に市民教育と治安維持のための国や地方の措置によって下支えされた．選挙が速やかに実施される場合，それは目的ではなく，制度の転換と民主的な慣行に向けた措置にすぎない（第５章のボックス 5.11 でラクダール・ブラヒミとニティン・デサイが説明しているように）ことを指摘しておくことが重要である．地方の準備プロセス――暴力の影響を受けたコミュニティにおける優先課題の特定とプログラムの実現に関しては彼らを関与させるという公約など――に対しては特別な注意を払う価値がある [4].

信頼が低い環境下で利害関係者の支持を喚起するためには，計画は実行されるということを重要な政治的・経済的な利害関係者や市民に納得させる特別な公約メカニズムが有益であることが判明している．これには，アチェにおけるインドネシアの復興庁のように，プログラム実施のための特別な独立機関の創設や [5]，独立的な第三者による公約のモニタリングが含まれる．第三者は――独立機関や地方の市民社会によるモニタリングのように――国内的なものでもいいし，あるいは内外共同による協調的なものでもいい．後者の例としては，リベリアの統治及び経済管理行動計画や [6]，グアテマラの免責防止委員会 [7] が指摘できる．それは単純に国際的なものでもよく，暫定的な期間にわたりモニタリングないし直接的な執行機能を提供する．その例としては，国連ないし地域的な平和維持使節団による選挙のモニタリングや，アチェ和平合意の実施を支援した ASEAN-EU アチェ監視団があげられる [8].

信頼醸成や協調の実を上げるために支持が求められる利害関係者の説得に役立つ支援措置がいくつかある．場合によっては，国家的な対話のなかで，暴力がエスカレートする懸念や挑戦の大きさを認めるのに大きな躊躇があろう．危機がエスカレートするリスクが国のリーダー全員によって十分に認識されていない場合，不作為の結果に関する正確で，いかんともしがたいメッセージを提供すれば，進展に向けた弾みに拍車をかけるのに役立つだろう [9]．例えば，暴力のコストや治安回復の利益に関する技術的な分析を作成することができよう．アフガニスタンの平和がもたらす地域的な利益や数カ国における犯罪が企業にもたらすコストについては，そういう試みがあった [10]．経済的・社会的な分析は暴力の増加や制度の不備が原因で，国や地方が開発の進展という点でなぜ近隣諸国におくれを取っているのかや，脅威の増大に取り組まなかった諸国がなぜ深刻で永続的な開発結果に直面しているのかを示すこともできる．

本報告書の分析は世界の経験から，利害関係者に行動の緊急性を説得する努力を下支えするのに，以下のような明確なメッセージも提供している．

- 暴力の反復的な連鎖が溢れている，あるいは市民が国家から遊離しているからといって，そういった地区を無視できる国や地域は存在しない．
- 失業・腐敗・疎外は暴力のリスクを高める．一方，国家の繁栄についてすべての人々に持ち分を付与する正当な制度や統治は，多種多様な暴力から保護してくれる免疫システムとなる．
- 正義と雇用に下支えされた市民の治安は一番の目標である．
- リーダーは暴力がエスカレートする，あるいは再発する前に，機会をつかまえる必要がある．

変化や将来に関する前向きなビジョンの必要性にかかわる戦略的なコミュニケーションが決定的に重要である．新しいイニシアティブが存在することを知らなければ，その意図・内容が報道の過程で歪曲されていれば，だれかにそれを支持するよう説得することは不可能である．戦略的なコミュニケーションに関して共通する教訓には以下のものが含まれる．多種多様な政府の部局が変化や具体的なプランにかかわるビジョンに関して，整合性のあるコミュニケーションをすることを確保する，市民社会や国際的パートナーから支援のメッセージを喚起する，懸念を和らげる一方で守れない約束は回避するようコミュニケーションを指揮するなど．伝統的な協議メカニズムや新しい技術も，広範な市民の意見を議論のなかに動員する可能性を提供している．例えば，西アフリカでは伝統的なコミュニティ会議が利用された[11]，あるいはコロンビアでは若い活動家が社会的ネットワーク手段を使って，一般大衆の支持を動員しFARCの暴力的な行動に反対した[12]．

それは早期成果だけでなく，長期的な制度構築に向かうアプローチを，予定表や財源の入手可能性にかかわる現実感をもって，早くから特定する明確な計画や予算を作成するのに役立つ．国別経験からの重要な教訓は，すべての分野で早期成果を達成する必要はないということである．信頼醸成の各時期に早期成果が２つ３つあれば十分である．このような成果の追求がひとたび適切な資金手当てにより達成されれば，他の利用可能な能力（リーダーシップ，しかも管理・技術・金融にかかわるもの）は制度的な転換を目標にすることができよう．もちろん，成果は規則的な間隔で反復され，長期的な制度構築を阻害ではなく支援しなければならない[13]．

早期成果は政治と正義と安全及び開発にかかわる進展という形を取ることができ，しばしば３つすべての組み合わせで成功したものが含まれる．南アフリカでは，暫定期間における政治と治安及び経済の意思決定について広範な参加を確保した暫定メカニズムが重要な役割を果たした．コソボでは，高速道路の安全が貿易，したがって雇用の増加を支援するのに決定的に重要な早期成果であった[14]．リベリアでは，治安・電気・腐敗防止措置の基本的な改善が，信頼回復にとって極めて重要であった[15]．アフガニスタンと[16]，また，コンゴ民主共和国では[17]，治安と開発を連動させた努力を通じる輸出入にとって重要な輸送ルートの再開は，首都における供給を増やし，生産者価格を低下させた．チリとアルゼンチンでは，責任あるマクロ経済管理，社会的保護，暫定的な司法措置の開始が，軍事支配からの移行に引き続き信頼を回復する助けになった．

早期成果の選択とその実現方法は，後の制度構築に向けてインセンティブを決定するため重要である．例えば，仮にサービスや公共事業が国家のトップ・ダウン方式のプログラムを通じてのみ，社会的保護が国際的人道援助を通じてのみ提供されるものであれば，コミュニティには暴力防止について責任を取るインセンティブがほとんどない．国家機関の側にも脆弱な市民すべてを保護することに責任を負うというインセンティブはない．市民社会・コミュニティ・宗教系組織・民間部門などとのパートナーシップを利用して，早期成果を実現すれば次の２つの利益がある．すなわち，国家が利用できる能力の幅が拡大する，危機防止・復興に関してより広範な利害関係者や市民が関与しているという感覚を生む．このような理由から，短期的な信頼醸成に向けた努力と制度を転換する長期的な努力は連動している必要がある．

各国の状況に合わせて信頼醸成手段を区別する

移行機会，ストレス，利害関係者，制度的挑戦の組み合わせが多種多様であるため，信頼醸成アプローチの種類の選択も異なってくる．政治力に争いがあり，反対グループに進展を脱線させる潜在力がある場合，政党間で協調能力を発展させることが決

定的に重要である．政治的なリーダーシップを巡る競争がない場合，与党とその支持が必要とされる重要な利害関係者（地方的リーダー，市民社会，軍部，企業など）の間で連合を形成することにもっと焦点を当てたアプローチは，変化の弾みを付けるべく十分に包容的になることがある．海外パートナー――投資家，ドナー，外交パートナー，近隣諸国など――の関与が追加的な支援を提供できる，あるいは外部からのストレスの管理においても役に立つことができる場合，その信頼を醸成するシグナルがより一層重要になる（ボックス 8.1 は初期の信頼醸成と十分に包容的な連合の建設について，コロンビアと南アフリカの経験を比較したものである）．

信頼を醸成するのに包容性の戦略を使うことに関して，各国ごとの状況において決定すべき２つのトレードオフがある．それは過去の侵害者にかかわる包容性か正義かということと，包容性か効率性かということである．グループの包容性と正義に関して各国の経験は次のことを示唆している．すなわち，そのグループが政治対話から排除されているのは正当である．というのは，同グループは過去の侵害ゆえに参加する権利を犠牲にした，という考え方が人々の間にあるからである．コロンビアで FARC が政治対話から排除されたのがその適例である．しかし，排除が現地で強い支持を得ているグループの関与に対する国際的な反対によって牽引されている場合，排除は危険性を生む可能性がある．移行期の司法プロセスは新しい方向性に関する対話の一環になり得るし，そうあるべきであることが多い．しかし，包容性の戦略は時とともに変わり得る．というのは，シオラレオネの革命統一戦線（RUF）の場合のように，虐待的なグループを一貫して排除することが可能になるからである [18]．

包容性と効率性のトレードオフに関して，重要な問題はどこで線を引くかということである．コアな連合からあるグループや地域を排除すると，怒りを誘発したり，将来的に異議申し立てや暴力に向けたうっ積圧力を醸成したりするリスクがある．しかし，全てを包容すると，協調的な意思決定能力を無理にあまりに遠くまで引き延ばす，というリスクを犯すことになる．このような緊張は政治的リーダーが権力の座についての指名を拡張する場合に，具体的な形を取るのが普通である．すなわち，新しい上級ポストを設置したり，意思決定への参加を拡大したりするということである．しかも，このような措置が成果の実現を遅らせる可能性があるということがわかっている場合には，特にそういえる．国の政策に関しては，政党や政府は意思決定には階層制があることをはっきり認識している．テーブルについている多くの人々は意見を述べ，戦略を実施する行動には関与するが，１つの機関として最終決定を下している．現地参加型の意思決定については，コミュニティの関与という単なる事実がしばしば前向きなシグナルとみられので，現地の支持を獲得するのに必要な時間をかけるだけの価値がある．

早期の成果を制度の転換に連動させるプログラム・アプローチ

基本的な手段

プログラムの設計方法は各国の状況によって違っていなければならないが，経験が示唆するところによると，全国的ないし地域的に大規模に実施される基本的なプログラム手段についてのコアになるセットは，多種多様な各国の状態――所得の多寡や，暴力について犯罪関連と政治関連の構成が違うにもかかわらず――に適合させることができる（表 8.3）．このようなプログラムは反復的な成功というリズムを作り出し，信頼醸成のための規則的な早期成果を長期的な制度的転換に連動させる，という考え方に基づいている．それは市民の安全と正義及び雇用といった優先分野に関する各国の教訓を反映して，意図的に数を少なく抑えてある．このような基本的なプログラム手段は組み合わせて実施されるように設計されている．治安に関する措置だけでは，現場において長期的な成果という点で芳しい実績をあげていない．経済プログラムもそれだけでは暴力の問題に取り組むのに十分ではない．プログラム設計に関する以下の５つの共通する洞察があれば，速やかな信頼醸成を長期的な制度転換に連動させることができる．

洞察１：開発の改善を実現するだけでなく，国家 - 社会の関係をボトム・アップ方式で構築するためには，多部門にわたるコミュニティのエンパワメント・プログラムが重要である．国家を通じたトップ・ダ

ボックス 8.1 南アフリカ（1990-94 年）とコロンビア（2002 年以降）における信頼醸成

暴力の種類：両国とも積年の内戦と高水準の犯罪的暴力に直面していた.	
移行の機会：南アフリカは 1994 年の選挙とアパルトヘイトの終焉に至る前段階でより根本的な移行に直面した．コロンビアは 2002 年の選挙以前には，和平交渉の失敗と暴力の増大を反映して危機の増大に直面したが，当初は重大な制度変化の余裕がなかった.	**重要な利害関係者：**南アフリカでは，支配的な 2 人の主役といえる国民党（NP）とアフリカ民族会議（ANC）にとって重要な利害関係者は，みずからの党員と関連支持層，インカタを初めとする中小政党，治安部隊，国内外の企業，近隣諸国であった．コロンビアでは，大統領選挙の前と最中に新しい方向性を設定した重要な利害関係者は，与党，企業，軍部，一部の市民社会グループであった.
重要なストレス：南アフリカのストレスは主として対内的なものであった．黒人と白人の間の膨大な不平等；民族間の緊張；高失業．コロンビアは対内的に高水準の社会的不平等と，対外的には組織犯罪網からのストレスにも直面していた.	**制度的な挑戦：**両国とも能力は比較的高かったが，社会的一体感が低いことに加えて，国家制度における説明責任が低かった.

南アフリカ

南アフリカでは，1994 年の選挙に至る準備期間における十分に包容的な連合の形成というのは，自国の将来に関する議論にすべての政党と市民社会を参加させるということを意味した．ただし，ANC 連合や統一民主戦線の他のメンバーとの間における意思決定については，ANC は自分がリードしていた階層制を維持した．コロンビアでは，新しい政府の民主的治安政策を実施するための十分に包容的な連合は，すべての当事者を含むものではなかった．FARC の叛徒はコロンビア政府によって政治的な組織としては認められていなかったため自動的に排除された．与党はその代わりに，暴力の影響を受けた地域のコミュニティ・リーダーに加えて，軍部，ほとんどの企業団体，一部の市民社会グループ（治安に関する措置を要求する大衆の抗議運動をリードするのにも与って力があった）からの支持を喚起した．企業グループは新しい政府の富裕税支持という点で重要であった．民主的治安政策にとって重要な財源を提供することになっていたからである.

両国ではともに，主役が過去との決別を証明するシグナルを発信した．南アフリカでは，これには次のようなことが含まれた．他の政党や利害に対して包容的なアプローチを採用するという ANC 内での動き，集団の権利に関する対話から個人の権利に関する対話へのシフトという国民党の動き，ANC による武装闘争の一方的な停止，国民党によるネルソン・マンデラを釈放し，ANC・共産党・汎アフリカ主義会議（PAC）・アザニア人民機構（AZAPO）を合法化する決定などの即時措置，中小政党に権力の機会・白人公務員に雇用保証・幅広く人々に無償の母子保健ケアを提供するために地方政府を創設するなど，将来の政策に関する発表など.

コロンビア

コロンビアでは，治安に関するアプローチを説明するのに「民主的」という言葉を使ったのは，過去にはコロンビアを初めとするラテンアメリカ諸国では一般的であった人権侵害を，将来の政策が含まないことを示すためであった．市民の道路通行を保護するために軍隊の再配備や軍事予算の増加を実施したのは，企業・軍部・一般大衆の支持を喚起することを意図したからであった．しかし，南アフリカでは，社会的・制度的な転換を復興開発プログラムのなかで公約したという点で，将来の政策にかかわる発表はコロンビアよりもずっと深いものになった．これは ANC 連合の結成という政治的な背景に加えて，移行時点で変化に向けた大きな意欲を反映したものである．両国では，このような当初のシグナルが長期にわたって維持されている度合はいまだに議論の種になっているが，支援を動員するに当たって重要であったことは間違いない.

各国のリーダーは政策発表が逆転されることはないという保証を提供するために，それぞれ違った種類の公約メカニズムを使った．南アフリカでは，より包容的な連合形成を反映して，暫定的な意思決定，憲法・法律の改正，選挙のモニタリングという一般的なメカニズム，コロンビアでは，新しい調整の枠組みである大統領直属の統合措置調整センター（CCAI）の創設など，軍部と文民機関の調整を確保するためのより狭いメカニズムが使われた.

出所：南アフリカ—WDR チームによる南アフリカにおける ANC Alliance と National Party の重要な元交渉者との協議 , 2010; Eades 1999; Piron and Curran 2005; Roque 他 2010. コロンビア—Arboleda 2010; Guerrero 1999; Centro de Coordinación de Acción Integral 2010; WDR チームによるコロンビアにおける政府高官，市民社会代表者，治安要員との協議 , 2010; WDR チームによるアルバロ・ウリベ元大統領との面談 , 2010.

表 8.3　制度を転換するためのコアな手段

市民の安全	司法	雇用・同関連サービス
根本的な改革と「最適な」アプローチ		
安全部門の改革： ・ 市民に安全の利益を実現すべく設計 ・ 現実的なパフォーマンス実績や司法機能の反復に連動した能力の増加 ・ 市民の監視，審査，予算支出の透明性を通じた犯罪ネットワークの解体 ・ 農村部・コミュニティの取り締まり向けに低資本システムの利用	**司法部門の改革：** ・ 独立性と安全改革との連動 ・ 基本的な事案処理の強化 ・ 伝統的 / コミュニティ・メカニズムを援用した司法サービスの拡張 **腐敗防止措置の段階的導入：** ・ レント・システムを解体する前に公益のためなら国家資源が使えることを証明 ・ レント占有のコントロール ・ 社会的責任メカニズムの活用	**多部門にわたるコミュニティのエンパワメント・プログラム：**市民の安全，雇用，司法，教育，インフラを組み合わせる **雇用プログラム：** ・ 民間部門雇用創出のために規制の簡素化とインフラ修復 ・ 長期的な公的プログラム ・ 資産拡大 ・ 価値連鎖プログラム ・ 非公式部門支援 ・ 労働移住 ・ 女性の経済的エンパワメント **人道的提供と社会的保護：**国際的な提供からの計画的な移行 **マクロ経済政策：**消費者物価の変動性と雇用に焦点を当てる
漸進的で体系的なプログラム		
・ 特殊な安全機能にかかわる段階的な能力と説明責任	・ 政治・選挙の改革 ・ 分権化 ・ 移行期における正義 ・ 包括的腐敗防止改革	・ 民営化など構造的な経済改革 ・ 教育・保健改革 ・ 弱者グループの包容

出所：WDR チーム.

ウン方式による計画策定は技術的な能力の構築には役立つだろうが，国家制度や国家と社会関係に対する信頼を醸成し強化するというプロセスにはなじまない可能性がある．一方，ボトム・アップ方式のプログラム設計はコミュニティ構造と協働して，暴力防止のための優先課題を発見して実現する．最も明確なシグナルはアフガニスタンの国家連帯プログラムにおけるように，コミュニティ構造にみずからの資金を預けて，現地の活動を指定し実施させることである．第２のモデルでコミュニティ一括交付金と組み合わせることができるのは，国家機関と NGO が協働して活動に関してコミュニティ協議会と協議することである．その実例はラテンアメリカにおける多部門暴力防止プログラムであり，それはコミュニティの取り締まりに地方の司法・紛争解決サービスへのアクセスを組み合わせて，物理的に安全な環境（公共の取引スペースや交通など），雇用と職業訓練，市民教育，社会的・文化的な活動を生み出すものである．コミュニティのメンバーであることを「認める」活動は，出生や死亡の届出のような単純なプログラムを通じてこの重要な一環になり得る．

洞察２：基本的な治安と司法を改革するプログラムを優先するのは，各国が暴力に対する強靭性を発展させるために使うコアな手段の一部になっている．コミュニティ・ベースのプログラムは重要であるが，それ自身は幅広い制度変化を実現することはできない．治安及び司法改革からの教訓によると，以下のように，信頼とパフォーマンスを構築する基本的な機能に集中すべきである。

- 決定的に重要な早期措置には次のようなことが含まれ得る．治安部隊に関しては能力増強と並んで文民統制の強化，法廷における刑事事件処理，取り締まりに当たっては十分な基本的な捜査・逮捕の手続き，治安と刑事司法機能全体にわたって隠れた，ないし犯罪的なネットワーク

を排除するために予算と支出の透明性に関する精査など．予算と支出の分析やこのような分野における公的財政プロセスの強化は，早期改革の一環になる．状況によっては，治安分野における特大の賃金要求額を許容することが（南アフリカの早期改革の場合のように），かつての治安部隊の要員を文民生活に再び融合させる機会が出現してくるまでは必要である．洞察を提供することができる各国の経験には，アルゼンチン，ボスニア・ヘルツェゴビナ，チリ，エルサルバドル，インドネシア，モザンビーク，ニカラグア，シエラレオネなどが含まれる．

- 治安と司法の改革を連動することは重要である．各国の経験で最も一般的な弱点の 1 つは，司法制度を改革するという補完的な措置なしで，治安の全システムを改革する措置を強化していることである．これはいくつか問題を引き起こす．第 1 に，治安部隊による逮捕が増加しても法廷における処理が進展しないと，法の正当な手続きによらない拘留の長期化に対して不満をもつか，あるいは 1990 年代から 2000 年代おけるハイチの比較的成功した警察改革のように，犯罪者をコミュニティに釈放する結果につながってしまう [19]．第 2 に，不安定な地域で民事司法制度が存在していない場合には，軍部と警察がみずからの使命と能力を超えて司法や更生の機能を果たすことになり，おそらく乱用につながるだろう．
- 治安と司法改革は表面的な改革を超越して地方コミュニティにまで届くべきである．整備されていない地域にまで正式な司法制度へのアクセスを拡張するのは，移動式法廷の場合と同じく有益である．しかし，地方の紛争解決に対処する正式な司法制度の能力は限定的なことがしばしばである．公式制度と非公式制度の混交がこの分裂の橋渡しに役立つが，その実例には以下のものがある．東ティモールでは伝統的な司法措置を公式制度に組み込み [20]，コミュニティの法律事務職員（paralegal）を活用すしている．また，ニカラグアやシエラレオネでは貧困層の司法アクセスを支援するのに NGO の能力を活用している [21]．

洞察 3：雇用創出の基本に立ち返ることで，若者に生産的な役割と職業を提供することによって物質的利益を凌駕する．雇用の創出や繁栄に対する経済的な持ち分の拡大に関して，何が機能するかについてはいまだに議論がある．それは脆弱な地域だけでなく，世界的な金融危機を受けて世界全体の問題となっている．雇用を創出できる――不安定性が貿易や投資の制約になっている環境下ではもっと少なくなる――正確な一連の政策に関してはコンセンサスがないため，プログラム設計はうまく機能した実際的な介入策に関してわかっていることから行う必要がある．第 5 章で述べた経験から抽出したここでの教訓には以下が含まれる．

- 暴力防止における雇用の役割は，インドやインドネシアにおけるように，雇用プログラムの賢明な公的ファイナンスを主張している．これらが長期的な雇用創出と整合的で，社会的連帯を強化するのを確保するために，雇用プログラムはコミュニティ制度を通じて提供し，賃金は民間部門の活動やプログラムを歪曲しないように設定し，設計は行政能力に合致するよう簡素に維持し，プログラムを職業や生活スキルの訓練で補完するのは道理に適っている [22]．
- 民間部門の活動に対するインフラの制約を緩和することも，早期成果と長期にわたる労働集約的な成長にとっては重要である．貿易と道路や港湾などの交通インフラは民間部門活動にとって決定的に重要であるが，暴力的な地域の企業に対する世界銀行の調査で企業が指摘している第一番の制約は電気である [23]．電気の能力を復旧するアプローチには，内戦後のレバノンやリベリアの経験でみるように，たとえ早い時期においては技術的に最適以下であっても，迅速なプログラムが含まれるかもしれない [24]．
- ボスニア・ヘルツェゴビアの企業活動に対する官僚的な制約の撤廃におけるように，規制の簡素化によって企業の信頼を獲得することができる [25]．企業規制については複雑性の追加ではなく簡素化が，速やかな成果を証明し，制度的な能力制約に適合化するのに決定的に重要である．
- 労働集約的な部門の価値連鎖への投資は――生

産者・貿易業者・消費者を一まとめにすることによって――，ルワンダのコーヒーに対する投資やコソボの酪農に対する投資のように[26]，雇用創出を支援し，暴力の影響を受けている地域的・社会的・民族的にさまざまなグループ間の結び付きに取り組むことができる．

- 農業と非公式部門の雇用は公式部門との比較では次善の策とみなされることがしばしばである．しかし，それこそ大規模な雇用創出について，唯一より現実的な展望を提示していることがしばしばである．支援策には以下のものが含まれる．ファイナンスや訓練に対するアクセス，思いやりのある規制，基本的な市場・交通インフラなどへの支援である．
- 資産拡大プログラムは，韓国や日本の土地改革やシンガポールの住宅プログラムなど[27]，一部の暴力から脱却する移行事例では有益で成功を収めた．しかし，再分配に成功するためには，相当な公的財源，民間ファイナンスへのアクセス，制度的な能力に加えて，政治的資本が必要である（韓国や日本では土地所有階級の力は相当弱体化していた）．東ティモールの退去者に対する移転支出のように，暴力の犠牲者に対する移転支払いを提供するもっと小規模なプログラムは，資産拡大にかかわるより簡素なモデルを示している[28]．
- 労働移住合意も状況によっては最適な政策の例を示すことになる．すべての諸国は自国で雇用を創出するのを好むだろうが，大量の若年失業が存在するところでは，労働者に情報を提供し保護する管理された移住合意は優れた「最適な」代替策になる[29]．

洞察４：安全と正義及び経済エンパワメントのプログラムに女性を関与させると，成果をあげて，長期的な制度変革を支援することができる．改革に女性を参加させるタイミングは現地の情勢によって異なるであろうが，さまざまな地域や暴力の種類についての経験が示すところによれば，一般に女性の関与を加速化した方が大きな価値がある．暴力の影響を受けたコミュニティでは女性が世帯主となっている家計が多いため，女性はしばしば必要に迫られて経済活動に従事している．女性の経済的なエンパワメントを目標にするのは，ネパールにおけるように，雇用創出プログラムのコアな部分になり得るし[30]，女性の地位にとって国家の男女平等対策プランよりも永続的な効果を発揮する可能性があろう．ニカラグア，リベリア，シエラレオネ，それに都市部で暴力に直面している多くの高所得国の警察のように，治安部隊や司法制度について女性スタッフや女性固有のサービスを増やすための改革は好成績をあげている[31]．コミュニティ主導のプログラムでの意思決定に女性を関与させると，性差に対する態度をシフトさせることができる．しかし、第５章のアフガニスタンの事例が示すように，それには時間がかかる．

洞察５：新しいプログラムがうまく統治されることを証明する，焦点を絞った腐敗防止イニシアティブが，信頼性のためには決定的に重要である．これは一度にあらゆる腐敗に取り組むことを意味するものではない．腐敗が蔓延している途上国でそれを一夜にして排除するのは不可能である．OECD 諸国の社会でも発展の早期段階ではそうであった．さらに，根深い庇護のシステムはたとえ不完全であっても潜在的には，暴力的な状況を１つにまとめておく方法なのである．したがって，他のもっと透明な制度が取って代わって定着する前に，それを排除するのはリスクを高めることになる．しかし，高水準の腐敗は暴力のリスクを高めるので，腐敗に関して行動を起こすことは重要である．極めて脆弱な状況下で腐敗に対するコントロールを改善するためには，次の２つの主要なメカニズムが現実的な早期の方法として浮上してくる．

- 第１は，天然資源にかかわるものも含めて，重要な新しい利権や契約では深刻な腐敗を防止するようにしておくことである．そのためには，プロセスをもっと透明にし，民間部門の監査及び検査の能力を活用することである．
- 第２は，資金の使途をモニターするために社会的説明責任メカニズムを使うことである．コミュニティ主導型プログラムで地方予算の透明性を高めるように，予算を透明にし，それをモニターするためにコミュニティや市民社会の能力を使うのである．

トレードオフを管理する：より体系的な改革に向けて

急速な信頼醸成をより長期にわたる制度転換に連動させる最適なアプローチについての重要なトレードオフは，肯定的な影響と潜在的に否定的で歪曲的な影響の間のバランスである．治安部門が非常に大きければ他の生産的な活動から資源を奪う．非政府グループや民間部門が提供するサービスは高価かもしれない．公的資金が創出した雇用は設計が悪いと人々を民間部門の仕事から引き離すであろう．

最適なアプローチに利益を超過するコストがある場合，治安と国家の制度的能力及び競争的市場が一たび正常に戻れば，明確で柔軟な出口戦略を設計するのに役立つであろう．これには非政府システムから政府システムへ，あるいは非公式システムから公式システムへの移行が含まれるだろう．

次に，否定的な結果を緩和する．例えば，労働移住についての合意の後には労働者向けの情報や保護を整備する．また，雇用を支援する公的措置は賃金を自己選択水準に維持したり，雇用者による漸進的な雇用創出に対するコントロールを用いたりすることによって，民間部門に対する圧力を回避するように設計することができる．

同様の教訓は体系的ではあるが，もっと漸進的な改革にも当てはまる（表 8.3 参照）．このような分野に「体系的・漸進的」という印を付けても，それが重要ではないということを意味するものではない．北アイルランドの権限委譲から南アフリカやドイツにおける移行期の司法及び教育改革に至るまで[32]，それが移行期の成功に大きな役割を果たした．しかし，これらに共通しているのは，複雑で多種多様な制度や社会的規範が絡んでいることである．したがって，ほとんどの場合，体系的で漸進的な行動が最もうまく機能するようである．

結果をモニターする

各国の改革者やそこに駐在している国際的パートナーは，このようなプログラムの成果をモニターする効率的な方法を必要としている．それは成功を証明するとともに，遅れている分野に関してフィードバック・ループを作るためである．ミレニアム開発目標（MDG）は貧困や社会問題に関心をシフトさせるのに極めて重要で，最も脆弱な状況下でも重要な長期的な目標にとどまっている．しかし，それは政策立案者がフィードバック・ループとして行動を起こすには動きが遅すぎる．また，市民の安全と正義及び雇用に焦点を絞っていない．

表 8.4 はプログラムによる介入策の早期成果を測定する指標を見本として示したものである．このような結果指向型の指標は各国の状況によって異なるであろうが，例えば，交通路に沿った移動の自由，電気普及率，企業の登記件数，創出された雇用日数などが含まれるであろう．しかし，これらはリスクや進展に関してもっと体系的な姿は示してくれない．以下のような有用な補完指標で，短期および長期における市民の安全と正義及び雇用に最も直接的に関係した分野をカバーした方がよい．不安定性にかかわる実際の水準，雇用，司法へのアクセス，民族的・宗教的・地理的・社会的なグループ別にみた福祉と主観的な福祉の相違など，表 8.4 に示したものがそれである．それは信頼，国家と社会の関係，制度的な正当性の進展もカバーするであろう．統治指標はシフトに時間がかかる．有益な短期的指標は制度に関する市民の受け止め方を調査することであろう．ハイチは警察のパフォーマンスに関する早期のシフトの測定にこれを用いた[33]．そのような世論調査のデータは高所得国や中所得国では，政府にとって政策情報の規則的な一環となっているが，おそらく政策立案者にとって最も有用とみられる脆弱な低所得国ではあまりそうはなっていない．

早期成果の議論と同じく，進歩にかかわる指標が後の制度構築に向けて適切なインセンティブになることが重要である．例えば，治安部隊について殺害ないし捕虜にした反乱側戦闘員の数や逮捕した犯罪者数に基づいて設定された目標があれば，主として威圧的なアプローチを頼りにして，コミュニティと長期的な信頼を構築するというインセンティブは湧かないだろう．それとは対照的に，市民の安全（移動の自由など）に基づく目標があるなら，治安部隊の役割として有効な国家と社会の関係を下支えするのに長期的なインセンティブが生まれるであろう．同様に，仮に安全と正義及び雇用に関する進展がアクセスの指標だけでモニターされているとすれば，国家制度にとって暴力防止についてコミュニティと協働したり，制度が市民のニーズに敏感であるという市民の信頼に注

表 8.4　成果測定のために考えられる指標

指標	市民の安全	司法	雇用・同関連サービス
プログラム指標の例：成果指向型の結果 （例に関連したプログラムは括弧のなか）	• 交通ルートに沿った移動の自由（治安部隊の再配備，市民の安全重視） • 犯罪率に関する統計値の低下	• 司法サービス（移動法廷，コミュニティ法律事務職員，伝統的な司法制度など）にアクセスのある追加的な人数 • 起訴 / 積み残しの件数（司法事案の処理） • 意思決定の透明性と目標の達成（予算，支出，監査の公表）	• 国家やコミュニティの意思決定メカニズム（多部門にわたるコミュニティ・プログラム）のカバレッジと代表 • 生み出された雇用日数や小規模なインフラないし所得創出のプロジェクト（雇用プログラム）数 • 登記され操業中の企業数，不安定な（安全，規制簡素化，インフラのボトルネックなど）地域で操業を再開した大規模な労働集約的企業を含む • 国家機関を通じたサービスや移転（コミュニティの社会的保護，人道援助，予防接種など）が届いた弱者グループの割合 • 電気普及率 / 停電時間数 • 消費者物価にかかわる水準 / 変動性の削減（マクロ政策，インフラのボトルネック）
制度に対する信頼の短期的で体系的なモニタリング	• 暴力死者数 • 安全に関するトレンドや治安部隊に対する信頼にかかわる意識調査データ	• 自分たちの福祉が他の人々との比較で，時とともに増大しているかどうかに関するグループ（民族，地理，宗教，階級など）別の意識調査 • 国家制度に対する信頼，司法部門，腐敗に関する意識調査データ（全国的，地域別・グループ別）	• 雇用機会が増加しているかどうかに関する受け止め方 • 企業信頼感調査
制度的な転換の長期的で体系的なモニタリング	• 犠牲者調査	• 垂直的・水平的な不平等や司法サービスに対するアクセスに関する家計調査データ • 歴史的に現実的な時間枠内での進捗度に再焦点を当てた統治指標	• 雇用と労働力参加に関する家計データ

出所：WDR チーム.

意を払ったりするインセンティブは小さくなる．進歩をモニターするには，市民の受け止め方と安全と正義と雇用の結果を測定する両方の指標を合わせてみることが助けになるだろう．

プログラム設計を状況に合わせる

本書では全体を通して最適なアプローチの考えが使われている．他の領域で使われているプログラムを模倣するのではなく，その設計を現地の状況に適合させた方が，現地の政治的なダイナミクスのかなで成果の実現を確保することができる．例えば，多部門にわたるコミュニティ・アプローチはコートジボワール，グアテマラ，北アイルランドなど多種多様な状況で有効であり得るものの，地理的ないし宗教的な分裂に結び付いたコートジボワールや北アイルランドに固有のストレスのことを考えると，活動が 1 つの民族的ないし宗教的グループを対象にしているとみられないように注意して，グループ間の絆を形成することがプログラム設計にとって至上命題となっている．ボックス 8.2 は多部門にわたる国家とコミュニティのプログラムのコアな手段が，多種多様な状況にどのように適合化されているかを示している．

ストレスや制度的挑戦の種類によってやり方が異なってくる．ボックス 8.3 はリベリアとモザンビークにおける腐敗防止アプローチの事例を示したものであり，ともに重要な機能をモニターするために非政府の能力を援用している．リベリアでは，天然資源採取による資金が腐敗したという歴史があることに加えて，2003 年の包括和平合意を受けて公的資金の流用リスクが発生したことから，腐敗が扇動する暴力の再発を防止するために，国家と民間部門および国家及び海外部門の本格的なパートナーシップを活用することが良いと考えられた．モザンビークでは，紛争の時期には腐敗はそれほど分裂を生じる問題ではなく，復興プログ

ボックス 8.2　コミュニティ・レベルのプログラム設計を各国の状況に適合させる：アフガニスタン，ブルンジ，カンボジア，コロンビア，インドネシア，ネパール，ルワンダ

暴力防止・復興のためのコミュニティ・ベース・プログラムの基本的な要素は単純で，幅広いレンジの国情に適合化できる．国家の指揮下で実施されているすべてのコミュニティ・プログラムは，基本的に，優先課題と資金提供に関するコミュニティの意思決定メカニズム，およびそれを実施する技術支援で構成されている．このモデルのなかでも大きな違いがあり，多種多様な移行機会に加えて，さまざまなストレスや制度的な能力に適合させることができる．大きな相違が生じる 3 つの重要な原因としては，コミュニティの意思決定をどのようにして行うか，だれが資金をコントロールするか，プログラムが政府のなかでどのように位置付けられているかが指摘できる．

ストレス・制度的能力・説明責任が異なれば，コミュニティの意思決定も異なってくる．多くの暴力的な地域では，かつて存在していたコミュニティ協議会は破壊されていたか，またはすでに信用を失っていた．極めて重要な第 1 歩は信頼できる参加型の代表制を再建することである．例えば，ブルンジでは，地元の NGO が民族グループを超えて参加しているコミューンにおいて代表的なコミュニティ開発委員会の選挙を組織した．同様に，アフガニスタンの国家連帯プログラムは，コミュニティ開発協議会に向けた村全体の選挙で始まった．しかし，インドネシアのアチェ，カリマンタン，マルク，スラウェシの紛争の影響を受けた地域に向けたプログラムには，新しいコミュニティ選挙の実施は含まれていなかった．コミュニティ協議会はほとんど手付かずで，地方については国法ですでに民主的な村落選挙が規定されていた．インドネシアはコミュニティ間の緊張を最小化するべく，村に対する補助金をイスラム教系とキリスト教系で分けるという実験をしたが，最終的には両コミュニティの分裂を橋渡しするために共通の資金と協議会を使った．

制度的な挑戦が異なると，資金をだれが管理するかにも影響する．プログラムは信頼醸成という第 1 目標と，資金の紛失やエリート層による財源の支配というリスクのトレードオフを比較考量しなければならない．状況に合ったプログラム設計にかかわるさまざまなアプローチには以下が含まれる．

- インドネシアでは，地方の能力がかなり高く，下位地区の協議会は規則的に監査を受ける財政管理ユニットを創設したが，財政パフォーマンスのあらゆる側面について全面的な責任を負っている．
- ブルンジでは，分権化全体にかかわる進展が欠如していたことと，コミュニティ構造を通じる資金のモニタリングが困難だったことから，資金管理の責任は NGO のパートナーに残っていた．ルワンダでは，対照的に，大虐殺を受けて変化の余地が大きくなったことから，協議会は最初から政府の分権化計画のなかに統合することができた．
- アフガニスタンの国家連帯プログラムでは，協議会が簿記の訓練を受けている間，やはり NGO が資金管理を行うという責任を最初は負った．しかし，1 年も経たないうちに，一括交付金は協議会宛に直接交付されることになった．
- コロンビアでは，国家をコミュニティに接近させて，治安機関と文民政府機関の間の不信を克服することが主な制度的な課題であった．資金は個別の政府省庁が保有しているが，活動の承認は多部門チームがコミュニティと協議の上で行う．
- ネパールでは，コミュニティ・プログラムにはあらゆるレンジの設計オプションが認められている．資金監視の一義的な責任をパートナーに与えているプログラムもあれば，コミュニティの学校委員会が学校施設の法的所有者となっている大規模な村の学校プログラムもある．後者の場合，同委員会が資金を使ってスタッフを採用・訓練することができる．
- カンボジアのセイラ（Seila）・プログラムでは，協議会が UNDP の指揮下で創設され，その後に政府の新たに形成されたコミューン構造に移された．

移行の動因や統治環境の種類もコミュニティの意思決定構造が，正式な政府行政とどのように整合性をとるのかに影響する．紛争から立ち上がってきた多くの諸国は，ちょうど早期対応のコミュニティ・プログラムが打ち出されている時に，重要な憲法上や行政上の改革も経験することになるだろう．国と地方の統治の間で，また中央やコミュニティの権力所有者の間で緊張があるかもしれない．アフガニスタンでは，中央 - 辺境問題が紛争の重要な動因であり，軍閥が引き続き安定性にとって脅威であるが，コミュニティ主導型開発（CDD）プログラムは国対地方のダイナミクスに敏感でなければならない．アフガニスタンのコミュニティ開発協議会が 2007 年の副大統領令に基づいて設置されたが，国家の行政構造のなかへの正式な統合に向けて依然として審査中である．

長引いた危機ないし独裁的なシステムなど他の状況下の場合，CDD プログラムは国家レベルの進展がないというなかでは，人的資本を維持し，地方レベルの議論に向けた道を提供するように設計することができる．変化に向けた余地がもっと限定的な環境下で設計された CDD プログラムは，非政府によるサービスの提供にもっと大きく依存し，スキル構築のために地元の労働者を雇用し，コミュニティにおける議論では「中立的」で非政治的な問題に焦点を当てる可能性がある．

出所：Guggenheim 2011.

ボックス 8.3　リベリアとモザンビークにおける腐敗防止アプローチ

暴力の種類：両国とも長年にわたり内戦に直面してきた.	
移行の要因：両国とも重大な移行を通過した：和平合意とそれに引き続く選挙までの移行期間.	**重要な利害関係者：**両国では政府・野党・市民社会・ドナーが腐敗問題に関する重要な利害関係者であった．地域機関は腐敗関連問題に関してリベリアではモザンビークよりもリスクの高い役割を果たした.
重要なストレス：リベリアにおける 2002-04 年暫定政府下における腐敗は極めて高い割合に達して，同国の大量の天然資源を剥奪し，選挙に絡んだ暴力の再発を潜在的にファイナンスすることによって，和平合意の進展を脅かした．モザンビークにおける貿易の増加は税関収入増加の可能性を生み出したが，腐敗に対する脆弱性も増大させた．高失業と地域的・民族的な緊張が両国では問題であり，公的ファイナンスを補完するためには，それに見合った投資家やドナー資金を引き付ける必要があった.	**制度的な挑戦：**両国とも国家の能力が低く国家の歳入も少ない．説明責任の問題はリベリアの方がモザンビークよりも大きい.

両国とも一部の重要な機能を民間部門に外部委託して，腐敗を警戒し収入を増やすために追加的なモニタリングを実施している．しかし，選ばれた機能と対外的なモニタリングは両国の間では異なる．リベリアは暴力のファイナンスに天然資源の収入が果たしている役割を反映して，林業の検査と天然資源の利権に焦点を当てた．一方，モザンビークは追加的な収入源として腐敗に弱い税関に焦点を当てた.

リベリアは統治・経済管理支援プログラムを通じて，主要な契約や利権に関する地域的・国際的な専門家による「二重鍵」の監視を実施した．アフリカ連合と西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）は，この取り決めに関する合意をまとめるのに，国際金融機関，国連，アメリカ，ヨーロッパ連合とともに与って力があった．腐敗の増大が地域的な波及効果をもたらす可能性を懸念したからである．この取り決めは初期段階では，当時の腐敗に存在していた深刻な性格を反映して，能力移転よりも説明責任に大きな焦点を置いていた．このプログラムが能力移転をより強調するようになったのはもっと最近になってからのことである．選挙後の新しい政府は，すべての木材を採取地点から輸送を経て売却に至るまで追跡できるシステムを，構築・運用するために民間の検査会社と契約した．このシステムでは政府がすべての歳入を徴収することが確保される．というのは，政府としては中央銀行がすべての税金が支払済みであることを確認するまで，輸出許可証を交付しないからである．モザンビークでは，税関検査機能を果たし関税収入を徴収するために民間会社と契約した．両戦略とも成果をあげ，国内の歳入とドナーの資金が増加している.

出所：Giovine 他 2010; Dwan and Bailey 2006; Jahr 2010; Government of the Republic of Liberia Executive Mansion 2009; Hubbard 2005; Mosse 2007; De Wulf and Sokol 2004; Crown Agents 2007.

ラムと連動した貿易の増加が，例えば，税関機能に新たな腐敗リスクを発生させた.

外部からの要因：外部からのストレスを削減し外部の支援を動員する

社会は孤立してみずからの制度を転換する贅沢は許されていない．同時に，変化に向けて海外援助を動員し，経済的ショック，麻薬の違法取引，国際的な腐敗など外的圧力を管理するする必要がある．海外援助にかかわる制約や外部からのストレス管理の多くは，各国民国家が取り組むにはコントロール外にあろう．第９章ではこのような問題にかかわる国際的な政策の方向性について検討する．しかし，各国のリーダーや国レベルの国際的なパートナーは，海外援助を動員し，海外パートナーと一緒になって，共通のストレスに取り組むための協力プログラムに拍車をかける手助けができる.

外部からのストレスを考慮に入れる

国家の開発戦略が潜在的な外部からのストレスや，それに取り組む他の関係者との協調行動にかかわる評価を含むことは稀である．にもかかわらず，外部からのストレスにかかわる措置が効果的な暴力防止の鍵を握っている可能性がある．前述のように，リスクや機会の規則的な評価も，可能性のあ

表 8.5 コアな手段――外部からのストレスに取り組む国家的な措置

市民の安全	司法	雇用・同関連サービス
・ 国境における協力 ・ 軍事・警察・金融の諜報	・ 供給と需要の各サイドの対応策にかかわる調整 ・ 管轄区をまたぐ共同の捜査・起訴 ・ 公式・非公式両システム間で結び付きを形成	・ プールされた補完的な行政能力 ・ 国境をまたぐ開発計画策定 ・ 世界的な経済ストレスを緩和するための社会的な保護

る外部からのストレスの検討及び対応策を含むべきである．一例は，食料価格の乱高下など経済的ストレスが治安に対して及ぼす潜在的なインパクトである．もう 1 つの例は，近隣諸国の不安定性の増大である．例えば，ソマリアの海賊行為が近隣の経済や漁業に及ぼす経済的な波及効果をどのように緩和するかという問題である [34]．さらに他の例としては，皮肉なことに，麻薬の違法取引や反乱グループに対する措置の成功が近隣諸国に及ぼす影響を検討することがあげられる．例えば，コロンビアの麻薬カルテル崩壊が中央アメリカやメキシコに影響したように，このような措置が不安定性を国境の向こうに押しやるかどうかである．

外部からのストレスに取り組む措置というのは，治安と司法と開発の分野で採用することができる（表 8.5）．外部からの潜在的なストレスや機会に取り組むための措置のなかには，純粋に外交や治安の領域に入るものもある（本報告書ではそれに詳しく取り組むことはしないが，海外利害関係者の信頼醸成にとっては極めて重要である）．国境に関する協力，共通の治安アプローチに対する不干渉あるいは関与を合図するための軍隊の再配備，単純な外交上のシグナル（大統領指名直後の 2010 年 3 月にソマリアのシェイク・シャリフがエチオピア政府を訪問したこと，東ティモールのインドネシア政府に対する接近）などはすべて，信頼回復に向けた基本的な手段の重要な一部を成すことができる．

治安と開発のアプローチを連動させる国境をまたぐプログラムに着手できるのは，各国の中央政府である．市民の安全と正義及び雇用という共通の目標に基づいて，不安定な国境地帯をまたぐ治安と開発の両面について協力を議論する開放性があれば，成果をあげる潜在性があるだろう．大メコン圏地域イニシアティブの下で中国の南東部の省と近隣 ASEAN 諸国の間の協力は，依然として拡大の可能性を秘めながら，このような問題の一部に取り組んでいる [35]．EU 加盟国には国境をまたぐ協力の取り組みに関しては幅広いモデルがある．一部のモデルが適切なのは経済や制度の環境が先進的な地域に限定さるかもしれないが，大部分は歴史的に未開発で，紛争に影響された地域（第 2 次世界大戦後，あるいはバルカン戦争後というもっと最近のこと）にかかわるものである [36]．ヨーロッパにおける国境を越える協力からの教訓には以下のことが含まれているようである．経済的及び社会的な問題（大学にプールされた行政能力を含む）で開始する必要性があること，国境警備及び麻薬違法取引に関する措置を共有すること，特に国境をまたいで居住する民族グループを巻き込んだものを中心に，政治的及び文化的な緊張を引き起こしかねない措置は回避することなど．

遠く離れた外部からのストレスに取り組むための二国間協力の有望な形は，共同の捜査や起訴を通じて腐敗や資金洗浄の複雑な網に取り組むことであろう．強力な管轄区と制度が弱い管轄区とがペアを組む場合，このようなイニシアティブは免責の縮小で実際的な成果を上げるとともに，能力を構築する潜在性をもっている．麻薬の違法取引にかかわる捜査や起訴はこの種の協力を増やすことができるが，ハイチやナイジェリアにおけるように，環境が異なれば内容が異なってくるだろう（ボックス 8.4）．

国際支援を動員する

国際支援に対する制約の一部は多角的機関やドナー諸国の本部に原因がある（第 9 章）．各国のリーダーやその現場のパートナーは個別には，国際システムに対してこのような広範な変更を決定することはできないが，既存の支援の利益を最大化するための措置を取ることはできる．

各国のリーダーや現場にいるその国際的パート

ボックス 8.4　ハイチとナイジェリアにおける腐敗と資金洗浄を防止するための二国間協力

重要なストレス：両国では国際的な資金洗浄の結び付きをもった腐敗が，暴力と戦う国家制度の能力の足を引っ張っている．

重要な利害関係者：ハイチの腐敗問題に関連する重要な利害関係者は政府・野党・市民社会・ドナーであり，特にアメリカが重要な役割を果たした．ドナーはナイジェリアではさほど重要でなかったが，市民社会はハイチの場合よりも強力であった．

制度的な挑戦：両国とも重大な腐敗の訴追にかかわる政治的障害は高かった．複雑な腐敗事件を訴追する刑事司法制度の能力はナイジェリアには存在していたが，ハイチには欠如していた．

両国とも諸外国の法執行機関との結び付きを発展させてきている．ハイチの政府は捜査の段階だけでなく訴追においてもアメリカの能力を頼りにしている．ナイジェリアでは，それとは対照的に，ナイジェリアの法廷で有罪判決に使える証拠を収集するために，現地の官吏は主としてイギリスの捜査能力を頼りにしている．

ジャン＝ベルトラン・アリスティド前大統領が 2004 年に亡命して以降，歴代のハイチ政府はアメリカの通信会社との腐敗した合意で失われた資金を回収しようと努めている．政府によると，ハイチの国有通信企業であるハイチ・テレコは，アメリカのプロバイダーに割引料金でサービスを提供し，見返りに政府の上級官吏とテレコの幹部がリベートを受け取っていた．この事件は複雑な優遇料金体系を含み，リベートは仲介者のオフショア銀行勘定を経由して支払われていた．これをハイチの法廷で証明するのは困難だったことであろう．というのは，警察や検察には複雑な金融犯罪を取り扱った経験がなかったからである．また，2010 年 1 月に地震に襲われると，証明するのはほぼ不可能になった．2009 年 12 月，アメリカ法務省は資金洗浄の犯行でリベートを受け取ったとされるテレコの元従業員 2 名を告発した．2010 年 6 月，2 人のうち 1 人が有罪となり，禁固 4 年，ハイチ政府に対して 180 万ドルの賠償金支払い，別途 160 万ドルの没収の判決を受けた．もう 1 人の従業員は公判を待っている．

ナイジェリアでは，経済金融犯罪委員会（EFCC）は国内 3 州の腐敗した知事に対する証拠固めのために，イギリス検察庁およびロンドン警視庁と緊密に協働した．EFCC は知事たちが腐敗した資金をロンドンの銀行，または不動産投資に隠匿している可能性についてイギリス当局に警告した．1 つの事例では，知事はイギリスにおいて資金洗浄の罪で訴追された．それ以外では証拠はナイジェリアで訴追するために使われた．ナイジェリア憲法によると，州知事は在職中は免責を享受する．別の事例では，イギリスの刑事司法機関が固めた証拠がイギリスの法執行官吏によって，ナイジェリアの当該州の委員会に提出され，同委員会が知事の解職について投票し，知事の免責権を撤廃することによって，ナイジェリア国内での訴追が可能となった．このような捜査期間中，EFCC はイギリスの官吏と密接に協働し，実際の作業を通じて訓練を受けた．

出所：Messick 2011.

ナーが，治安と司法及び開発の分野をまたいで，明確なプログラム・レベルの優先課題を提示すれば役に立つ．各国のリーダーたちが優先課題で意見が分かれていると（例えば，省庁ごとに要望事項が異なる，あるいはドナーの現場の代表が優先課題全体に関して意見が異なるなど），国際的な首都や多角的機関の統治機構は，努力の焦点を絞るための明確なメッセージを受け取ることができないだろう．優先課題は非常に限られた数の明確なプログラムで提示した方がいい．内戦後のリベリアや，2002 年以降に犯罪的な暴力の増加に直面したコロンビアではそうであった[37]．優先プログラムを決定する国家予算プロセスを使えば，治安と開発を担当する省庁の間で，メッセージと実行を調整する手段が生まれる．

成果を示し，リスクを管理しなければならない，という国際的パートナーのニーズに警戒していれば，やはり国際援助による成果を改善することができる．国際的パートナーも独自の国内圧力にさらされている．援助資金が誤用されていないことを証明し，成果は自分たちの努力の賜物であると言えなければならないのである．リスクや成果に関する率直な意見交換は相違の橋渡しする方法を発見するのに役立つであろう．インドネシアでは，津波とアチェ和平合意を受けて，受け入れた援助はインドネシア復興庁とドナーの「共同ブランド」にすることで――ただし特別な透明性措置を整備する――，政府はドナーと合意した．このおかげで両サイド共に目に見える成果を示し，リスクを管理する一方，危機の後遺症のなかで国家と社会の関係を強化することができた．援助依存度が非常に高い諸国にかかわるドナーの調整の取り決めでは，第 6 章で説明した「二

重の協約」が有用な手段になるだろう．このような合意は政府が自国の市民に対して提供することを目指す成果を提示するとともに，政府とドナーの間の相互公約を明確にする．

各国改革者や国際的パートナーにとって重要なトレードオフは，国際的な提供能力が国家制度の正当性増大を支援しながら，速やかな成果の実現を助けられるようにすることにある．例えば，国際的な人道援助は生命を救済できるだけでなく，信頼醸成に関して速やかな成果を実現するのに大きな助けにもなる．しかし，輸入食料の人道的な提供は現地市場における生産を歪めることもあり，保健や教育や水及び衛生サービスの長期にわたる国際的な人道的提供は，現地制度の信頼性を高めようという努力の足を引っ張りかねない．しかしこのような問題の多くは，人道的な能力から現地制度への段階的な移行，という形を取ることで回避できる（ボックス 8.5）．同じようなアプローチが他の部門でも使える．例えば，グアテマラにおける免責問題対策国際委員会は，捜査及び起訴を支援するために現地の司法能力構築に，国際的なスタッフの活用を組み合わせている[38]．リベリアの統治及び経済管理プログラムは，公的資源に関する説明責任のための国際的な行政支援という当初の焦点から，国家制度における能力構築にシフトしてきている[39]．

各国の改革者とその国に駐在している国際的なパートナーには，自国の過去における評価に向けた取り組みと世界中の経験を適合化するという両方の面で，参考にすべき豊富な経験事例がある．本章で示した手段はこの適合化についての選択肢を意味する．協調的なアプローチと早期成果，および市民に安全と正義及び雇用を提供できる根本的な改革を通じた信頼醸成には，共通している要素がいくつかある．しかし，それは現地の政治状況にうまく適合化されている必要がある．各国の改革者と現場にいる国際的な代表者の課題は，世界の政策と二国間主体や国際機関の本部における支持的な環境によって簡単になっている――あるいはむずかしくなっている．第 9 章では，暴力の防止とそれからの復興に現場で苦闘している諸国を支援するために，世界の政策の方向性を検討する．

ボックス 8.5　国際的な人道援助から地方制度への段階的な移行：アフガニスタンと東ティモール

暴力の種類：両国とも対外紛争と内戦の歴史がある．アフガニスタンでは重大な暴力が継続中であり，東ティモールでも 2005-06 年にもっと限定的ではあるが，政治的・コミュニティ紛争の再発やギャング・ベースの暴力の波があった．	
移行の機会：両国では顕著な移行が起こった．特に顕著だったのは，ティモールの場合であり，国連暫定機構の下で 1999-2002 年に変化に向けた余地がうまれた．	**重要な利害関係者：**政府，市民社会，人道的・開発のドナー．
重要なストレス：サービス提供が限定的なこと，能力の制約が深刻なこと，ドナーが多すぎることなどが重大な挑戦である．	

東ティモール

1999 年 8 月の独立に関する国連監督下の国民投票を受けて，東ティモールは幅広い暴力とインフラの破壊や国家サービスの崩壊を経験した．しかし，2002 年の独立前後の移行期間中，東ティモールは保健部門で何とか速やかな成果と長期的な制度構築を 4 段階に分けて実現することができた．

第 1 段階では，ティモール全土にわたる緊急医療サービスの提供に関して，国内外の NGO が中心的な役割を占めた．その資金は人道援助から独立的に調達された．第 2 段階では，2000 年に設立された暫定保健局が保健計画とパフォーマンス指標を策定し，NGO と了解覚書を取り交わした．これは依然として独立的な人道援助の下で，領土の各地で提供されているサービスの標準化を図るためであった．第 3 段階では，地方で管理とサービス提供の両機能を遂行すべく，NGO は暫定機構と直接契約することになった．第 4 段階では，暫定保健局は新しい保健省で置き換えられ，地区におけるシステムや施設の管理を担当することになった．NGO は専門的サービスの提供と能力開発について引き続き役割を担ったが，時間とともに現地要員は減少傾向をたどった．保健部門の主要な国際機関すべてがこの枠組みのなかで協働した．

2004 年までに，責任と能力構築にかかわるこのような段階的導入を受けて，人口の 90%が徒歩 2 時間以内で医療施設にアクセスできるようになった．2000-04 年についてみると，このような施設の利用率（1 人当たりの外来患者来診数）は 0.75 から 2.13 に増加した．保健省と地区の運営は 2005-06 年に再発した暴力に対して強靭さを維持した数少ない国家機能の 1 つで，運営を継続し，まさしく退去させられた人々向けの支援を提供した．

アフガニスタン

2002 年のタリバンの崩壊後，アフガニスタンの基本的な保健サービスは悲惨な状況にあり，妊産婦死亡率は 10 万人当たり推定 1,600 人に達していた．これに対応してアフガニスタンの公衆衛生省は優先的保健サービスのパッケージを規定し（年 1 人当たり 4 ドルのコスト），その供給に関して NGO と契約すると同時に，厳格なモニタリングと評価を導入した．NGO は競争選抜されパフォーマンスが悪ければ制裁を受けた．

早期の成果は楽観的で，2002-07 年に機能している一次医療施設の数は 136%もの増加をみせた．2004-07 年には治安状態の悪化にもかかわらず，外来患者来診数が約 400%も増加した．このような成果は政治的支持だけでなく，公衆衛生省によるプロセスをミクロ管理しないという公約のおかげである．

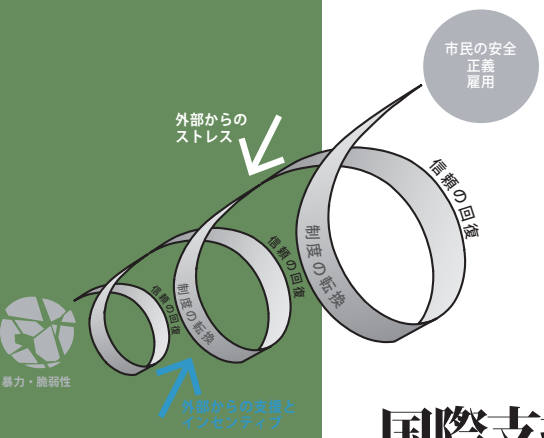
自律的に運営されている NGO と契約すると同時に説明責任を確保することによって，アフガニスタン政府は保健部門において政策のリーダーシップを獲得・維持した．その結果として，公衆衛生省は稀少な人材，物理的な施設の不足，兵站面での障害に取り組むことができた．アフガニスタンで継続している暴力の深刻さは，東ティモールでみるように，NGO が長らく果たしている役割を国家機関が担当することを許してこなかった．しかし，アフガニスタン政府と公衆衛生省は不安定性と制度的な挑戦が支配する不確実な環境下で，大いに必要とされる健康面での成果を依然として何とか達成している．

出所：Baird 2010; Rohland and Cliffe 2002; Tulloch 他 2003.

第 9 章では国際的な政策についての新しい方向性を述べる．市民に安全と正義及び雇用を提供する国家の制度と統治を強化し，その足を引っ張る要因を緩和するための国際援助は，本報告書で説明した暴力の反復的な連鎖を打破するのに極めて重要である．しかし，それには国際システムが 21 世紀型の暴力に取り組めるように適合している必要がある．ということは，次のことを意味する．すなわち，安全と正義及び雇用に対するもっと大きく統合された支援を通じて，犯罪的・政治的な暴力を防止することにかかわる援助に再び焦点を当てること，国際機関の手続きを改革すること，そして，低・中・高所得国相互間の協調的な努力を一新することである．



CHAPTER 9



国際支援の新しい方向



国際システムは 20 世紀型の暴力削減に関して素晴らしい進展を達成した．国家間での戦争の総合的な減少は，第 2 次世界大戦後における国際的な体制の創設と発展に負うところが大きい．この体制は，平和と繁栄は連動しており，脅威に対処する集団的措置について共有される世界標準と新しい方法を体現したものと考えることができる．冷戦の終焉に伴う同システムの適合化は新たな手段を提供しており，それがそれ以降の内戦の数と厳しさの削減に貢献した．本報告書では次のように強調している．暴力の克服やリスクの削減にかかわる進展はとりわけ国家的なプロセスであり，国家主体が制度転換において主体性をもつ必要がある．にもかかわらず，本報告書の「国家的・国際的な対応からの教訓」と題するパート 2 で分析した各国の対応策の多くは，国際的な支援で達成されていた．海外からの援助がなければ，第 2 次世界大戦後のヨーロッパ，インドネシア，韓国，リベリア，モザンビーク，北アイルランド，シンガポール，東ティモールなどの献身的なリーダーたちが，自分たちの国ないし地域をどうやって安定化させたかを想像するのはむずかしい．

しかし，国際システムは第 6 章と 7 章で説明したように，現在の挑戦に十分適合していない構造やプロセスによって動きが阻害されている．暴力防止に向けたコアな制度的挑戦――市民の安全と正義及び雇用――を支援するのに，国際的にみて比較的小さな能力しかない．国際機関の内部的なプロセスは信頼醸成を支えるには，しばしばあまりに遅すぎると同時に，脱出があまりに速い．国家制度構築への関与が不十分で，現地の政治状況に機能的に適合しておらず，技術的な「最善慣行」に夢中になっている．外交と治安及び開発にかかわる機関の区別や，政治的紛争と犯罪的暴力に対処するイニシアティブの区別が，現場ではこのような問題相互間では実際的な連動があるにもかかわらず，執拗に続いている．努力は地域的なレベルよりも国レベルの対象になっており，腐敗や麻薬違法取引に関する世界的なイニシアティブには，脆弱な管轄区をまたぐ「お金の跡を付ける」ための確固たる手段を欠いている．援助予算に対する制約という現在の環境を考えると，もっとスマートな援助手段に注目することが特に緊急に必要である．

国際的な勢力バランスの変化も影響力をもつ主体の環を広げている．低・中所得国の経済及び外交面での影響力増大に伴って，各国の措置に対する影響力の焦点はシフトしつつある．中所得国は，その多くが受領する連帯支援や援助プログラムの増大という歴史をもっているが，自国の国境を越えた結果を形作るのに大きな責任を引き受けつつある．また，地域機関も大きな役割を演じつつある．脆弱な状況下では，OECD のドナー国・受領

国・中所得国などが直面している国内圧力――第 6 章で説明したように，「二重の説明責任のジレンマ」という国内の支持者層や利害関係者と，受領国のリーダーや市民の両方に対する説明責任の圧力――がそれぞれ異なるため，優先課題や各国主体に何を期待するのが妥当なのかについての意見が分かれている．

総合すると，このような制約は次のことを意味する．すなわち，反復的で相互に結び付いた暴力と統治の弱さという 21 世紀の挑戦に取り組むのに必要な財源を，国際援助はまだ動員できていない．アプローチに対して真の変化を達成するために，本報告書では治安と開発にかかわる世界的な対応策を改善するために，以下の 4 つの軌道を検討する．

- **軌道 1**：市民の安全と正義及び雇用に投資することによって暴力の反復的な連鎖を防止する．
- **軌道 2**：信頼と長期的な制度構築を回復するための迅速な措置を支援するために，国際機関の内部のシステムを改革する．
- **軌道 3**：外からのストレスに関しては地域的・世界的に行動する．
- **軌道 4**：国際的な政策や援助にかかわる情勢の変化を反映させるべく，低・中・高所得国や世界的及び地域的な機関から経験や支援を動員する．

軌道 1：市民の安全と正義及び雇用に投資することによって暴力の反復的な連鎖を防止する

大規模な政治的及び犯罪的な暴力を防止するために苦闘している地域を手助けする，国際支援に対する需要には大きなものがある．防止というのはこれまで平和だった地域における新たな暴力の発生を防止することだけでなく，例えば，グアテマラやイエメンなど過去にすでに暴力を経験した諸国において，それが再発するリスクを削減することも意味する．政治的及び犯罪的な暴力の反復的な連鎖は既存の枠にとらわれない，伝統的な開発のパラダイムを超越した思考を必要としている．市民の安全にかかわる問題は「主流の」開発にとって瑣末なことではない．それはもっと大きく繁栄している諸国の一部地域，紛争を脱して再発を阻止する必要のある諸国，新たな脅威ないし脅威の再燃に直面している地域にとっては，いろいろな形で問題となっている．リスク削減に対する国際支援がもっと効果的になるためには，①市民の安全と正義及び雇用と同関連サービスをリンクさせる統合的な手段と，②司法や雇用の能力に対する構造的な投資が必要である．

能力にかかわる運用上のギャップ――統合的措置のための新しい手段

国際的機関等の主体は開発と治安は手に手をとって行進するという認識を強めている．しかし，ほとんどの国際的な手段はそうではない．第 8 章で提示した暴力連鎖の反復を防止するための基本的な手段は，政治と治安と開発及び人道面の主体による連携した措置を必要としている．にもかかわらず，このような主体は一般的には優先課題を評価して，独自のプログラムを別個に策定しており，国内改革者が統合的なプログラムを構築するのを手助けする努力は原則ではなくて例外となっている．開発と外交及び治安にかかわる戦略と運営を統合する挑戦に取り組むために，国連の「統合使節団」や多種多様な二国間や地域機関による「全政府的」イニシアティブが台頭してきている．しかし，このようなモデルは次のような現実とまだ戦っている．すなわち，分野が異なれば，目標，ビジネス・モデル，立案の時間枠，意思決定プロセス，資金調達の流れ，リスク計算もそれぞれ異なってくる．措置は現場の努力を統合するプログラムに移行するのではなく，軽度の「調整」という水準にとどまっていることが多い [1]．

暴力の反復的な連鎖を防止するための統合的なアプローチを支援する，ということで国際システムにおいて利用可能な実務的経験の幅は改善している．世界的及び地域的な調停の増加，治安部門改革の重視，警察能力の構築強化，平和維持と文民向け援助の連動強化などがみられる．革新的なプログラムがいくつか開発されており，その例をあげれば次の通りである．国連開発計画（UNDP）と国連政治局（UNDPA）が支援している「平和インフラ」[2]，米州開発銀行（IADB）による市民の安全のためのコミュニティ・プロジェクト，世界銀行と国連平和維持使節団の安全な通行に関する協調など．このようなイニシアティブはしばしば市民の安全と正義及び

雇用に関連する統合的な措置を支持しているが，外交と治安及び開発にかかわる現場での実施という点ではまだ主流になっていない．

仕事のやり方を変える必要がある．現在の慣行を単に微調整することから離れて，開発と治安，開発と調停，開発と人道援助などを連動させる根本的に新しい一連の実際的な手段を採用する方向に向かう必要がある．新しい手段は信頼醸成と長期的な制度転換を支援するのに触媒的な効果をもつことを狙うべきである．

国際援助に関する各国の経験から得られた重要な教訓は，不安定な状況下では，開発と治安と政治及び人道の各分野の主体による統合的な努力を要する4種類のプログラムが必要だということである（表9.1）．これらは現場で統合的な行動を目標としている国際的なパートナーにとって，最優先の運用上の手段になるだろう．全国的あるいは地域的に大規模に提供できる触媒的な商品の特殊な一そろいが開発できれば，暴力の反復的な連鎖を防止するための援助にかかわる政府の要請に，効果的に対応する国際機関の能力が高まるだろう．国際機関に加盟している諸国の間で，多角的統治機構のなかで取っている立場の一貫性と整合性が高まれば，そのような統合的な活動を涵養するのに役立つであろう．

統合的運用の原則

統合的運用の管理に関しては原則――やはり単なる「調整」を超越したもの――を共有しておくことも必要である．国内の管理に関しては，多くの国際的な措置が膠着状態に陥ったままであり，次の格言がその特徴をうまく言い当てている．すなわち，「だれもが調整したがっているが，調整されたいと思っている人はだれもいない」．この場合，本報告書は従属性の原則を使うよう提案している．暴力に近ければ近いほど，現地の優先課題がより良く理解できるし，統合的な管理もより効果的に運営できる．一般的に，これは援助の調整に関しては各国のリーダーシップをエンパワーし，彼らがエンパワーするための支援を確実に得られるようにする，ということを意味する．場合によっては，従属性の考えは各国政府の調整役を補完するために地域機関をエンパワーする，ということを意味する．

各国の調整メカニズムがより強力な国際的主体に影響を与える十分な権威ないし能力を欠いている場合，世界及び地方あるいは世界と地域と地方という共同のリーダーシップにすれば，信頼と牽引力を改善することができるだろう．ASEAN・国連・ミャンマー政府の三者コアグループがその1例であり，国際的パートナーと政府高官を含むボスニア・プリンシパル会議（Bosnia Board of Principals）[3]の構造がもう1つの例である．地域代表者ないし国連の特別代表に調整の課題が任されている場合，世界銀行はみずからの現地代表者の仕事を彼らのリーダーシップの背後においてより密接に調整することができる．代わりに，国連や地域機関の政治的な集約を行う役割を支援する資源の動員に関しては，明確なリーダーシップを発揮することができる．

能力にかかわる構造的なギャップ――司法と雇用

本報告書を通じて主張しているように，市民に安全と正義及び雇用を提供する制度は暴力の反復的な連鎖に対する強靭性を作り上げるのに極めて重要である．残念ながら，このような優先分野は財源が不足しており，現在の国際体制の下では主体性に欠けている．各分野において，知識と運用上の能力に構造的なギャップがある．経済政策援助は依然として雇用よりも成長に焦点を置いているようである．失業して無為に過ごしている若者が多いことが理由で脆弱な状況にある諸国からは，雇用政策に関する援助を求める要求が増えているにもかかわらずそのようなことが行われている．流動的で暴力的な脅威に直面しているなかで，良く統治された警察と民事司法及び矯正のシステムを発展させようと苦闘している諸国に対する援助は，軍事能力の構築に関して入手可能な援助に比べてずっと限定的である．また，警察と民事司法の分野は分断されている．次のセクションでは雇用と法の支配の支援に向けて，ギャップに取り組むための勧告を提示する．

雇用

第5章と第8章で説明したように，高失業に直面しているなかで，持続的な労働集約的な成長を生み出すことができる一連の確かな政策に関してはほとんどコンセンサスがなく，暴力的な環境下についてはコンセンサスはさらに希薄であろう．利用可能なものとしてわれわれが手にしているのは，多種多

表 9.1 信頼醸成と制度的転換を政治・治安・開発・人道の領域にわたって連動させるための国際的手段

リスク・機会の評価	**反復的な暴力の連鎖に関して早期警告制度から不足事態対応計画へのシフト.** 国際機関や学者の早期警告モデルは引き続き有益な進歩をみせているが，どんなモデルでも暴力開始の正確なタイミングを予測したり，あるいは場所によるすべての相違を把握したりすることはできない．もっと有用なのは，制度の弱い国家や国内の小地域が幅広いストレスに引き続き圧倒されるというリスクを出発点として受け入れる計画モードである． **統合的な措置のベースとして立案・評価の手段を変更.** 反復的な暴力の連鎖や多種多様な移行という現実に適合するためには，リスクや機会について規則的で反復的な評価を提供すべく，評価プロセスはより軽く柔軟なものになるだろう．評価には次のようなメリットがあるだろう．すなわち、優先課題や予定表にかかわる現実，政治経済面における強固な分析，市民の安全と司法及び雇用にかかわる目標の重視.
治安・司法・雇用	**開発活動に加えて警察や司法を含む多部門型のコミュニティ・プログラムに対する技術援助とファイナンス.** このような努力はラテンアメリカやアフリカにおける，地方的な紛争解決・司法サービス，コミュニティ警察，雇用・訓練，安全な公共の取引スペース，寛容を促す社会的・文化的なプログラムを提供するイニシアティブを土台にすることができよう． **治安・司法部門の制度改革にかかわる戦略・技術・公的ファイナンスの側面を支援するための統合的な技術チームやファイナンス.** 加えて，治安・警察・司法の要員による努力を補完する経済・統治・財政の専門家．このような努力は本報告書で示した洞察を土台として，信頼とパフォーマンス（予算・支出の機能を含む）を構築する基本的な機能，警察・民事司法・刑務所システムの間の結び付き，公式・非公式のシステムを混交させることを通じることも含め，地方レベルでの司法サービスへのアクセスなどに焦点を絞ることになるだろう．
持続的な調停との連動	**調停や連合形成に向けた国や地方の能力を支援する.** 急速な移行や暴力の連鎖に直面している諸国は，多数の挑戦に取り組む有効な政策を巡って，新しい国内協定を交渉し，コンセンサスを形成する必要があるだろう．このような交渉は今度は，対話と紛争の解決策のために，当事者が国内の調停者やみずからのスキルと自律的な基盤へのアクセスをもっていることを必要とするだろう．そのような能力の構築・適用を助けることによって、開発援助は，2004 年以降いくつかの事例ではすでに平和な選挙に，また，最近では 2010 年のケニアにおける憲法に関する国民投票の際に貢献している．したがって，循環的な紛争，段階的な変化，急速な移行を管理する国や地方の能力を発展させることは，必要不可欠であるばかりか実現可能なのである． **国際的調停のための専門知識を支援する.** このような努力が持続的な成果を実現するためには，これらに向けた取り組みは信頼醸成や制度的転換を提供できる開発援助と連動されているべきであり，長期にわたって政府にとって利用可能になっていなければならない．二国間機関，国際金融機関（IFI），国連や市民社会による地域使節団や調停者の専門知識増大を後援すれば，政治・治安・経済面での支援におけるギャップを橋渡しするのに役立つだろう． **危機増大期における開発援助.** 犯罪的・政治的な暴力のエスカレーションを防止しようと苦闘している諸国は，時宜を得た金融面での支援を必要としていることがしばしばである．ただし，これは次のような措置で部分的には充足することができる．調停向け資金調達の予測可能性を改善する，計画的な開発支援に着手する，脅威が増大している場所で治安や開発の活動に焦点を当てるなど．例外的に追加的な金融支援が必要な場合（例えば、対外ストレスが高いとか制度が弱いとかいった状況下），各国改革者の責任あるリーダーシップは発信する用意のあるシグナルによって測定することができる――例えば，彼らは暴力の影響を受けた地域への国際的なアクセスや，受け入れられている地域的な防止計画の下で予算・支出データの透明な報告を歓迎するかもしれない（防止向けの投資に関してボックス 9.1 を参照）.
国家制度構築に対する人道支援	**長期的に国家の制度的能力を構築するための段階的な人道援助にかかわる指針.** 国家の制度的能力と統治が改善している場合，指針は UNDP，UNICEF，WHO、WFP，その他多数の NGO パートナーによる良い慣行を土台にすればよい．そしてこれは，人道サービス提供と能力構築とが組み合わさったものになっているべきである．国際的な人道援助から国家の制度的な能力への段階的移行にかかわる予定表は国によって異なるだろう． **次のような枠組みの強化：国際的な人道支援が現地機関と「共同ブランド」にできる，人道的物資の現物援助にできる，適切なモニタリング制度をもった国家の社会的保護業務を支援するためにスタッフを提供できる.** これが可能でない場合，人道支援を提供するのにコミュニティ牽引型メカニズムと現地スタッフの利用を拡大すれば，強靭な現地能力の構築に役立つだろう．

諮問委員会メンバーからの意見：世界開発報告 2011

ボックス 9.1　暴力の防止：市民の安全と司法改革への投資を優先する国のアプローチ

防止への投資

大島賢三，日本国際協力機構（JICA）副理事長，元国連特命全権大使；諮問委員会メンバー

紛争防止の重要性は古くから理解されており，それを熱心に主張している人もいる．しかし，国連憲章の第 1 条が起草され，「平和に対する脅威を防止・除去するために有効な集団的措置を取る」という任務が明記された時，懸念の主たる焦点は国家間の戦争であった．それ以降，武力紛争の性格は変化している．われわれは長いこと規模に気付かなかったけれども，国家間の紛争から国内の紛争に，また，その後は「古典的な」内戦から犯罪的・政治的な暴力が入り混じった問題へという顕著なシフトが生じており，われわれの暴力防止の焦点についても付随的なシフトが要請されている．

アフガニスタンの事例がこの不注意の結末を例証している．ソ連が撤退した後，国際社会は継続中であった内戦のことをほとんど忘れていた．すると，2000 年代の初め，その「忘れられていた紛争」は世界の安全保障にとって深刻な脅威となった．ある国が紛争に陥るリスクを予測し，そのリスクをタイムリーに緩和する，というわれわれの国際的な能力は弱く，その弱さが紛争発生防止の失敗に寄与してきた．

国際社会としては調整するのにより良い方法を見出すことが重要である．それは国連機関だけでなく，国際金融機関や AU・ASEAN・ECOWAS など地域 / 小地域の組織も含めたメカニズムを通じることになる．WDR 2011 が紛争防止への投資にかかわる協調が緊急に必要とされていることについて，このような利害関係者を説得することになるだろうというのが私の心からの願いである．

国連安保理事会が，国際法の下では武力紛争の防止に関して一義的な権限を保持しているが，他の機関も重大な役割を果たすことができる．これは重要な点であり，これには各国の政府そのものが含まれる．暴力を管理する一義的な責任は最終的には各国政府にある．このような主体は全員が国連平和構築委員会（PBC）の国別会議に参加している．これは脅威・挑戦・変化に関する国連事務総長ハイレベル・パネルの勧告を受けて 2005 年に創設された．しかし，ハイレベル・パネルは 2 つの任務を指摘したのに，新たな紛争のリスクが高まっていることへの対応策に焦点を当てた任務――「国家が破綻や戦争への陥落を回避するのを手助けすること」――が，そのコアな機能から除かれていた．このような制限があるため，国連の平和構築体制に関する 2010 年のレビューは，任務の狭さを認識しながらも，防止の役割を拡張すべく既存の任務によって付与されている潜在力を最大限活用するよう，委員会に対して勧告している．このルートを取るのか他のルートを取るのかは別として，政治・治安・経済の主体が連携することは，各国が紛争の新たな脅威やその他の形の暴力を阻止する際に，国際システムがもっとうまく支援できる方法の一つとして極めて重要である．

根本的な改革としての治安と司法：暴力と犯罪に取り組む

ザイード・ラード・アルフセイン，ヨルダンの国連大使；WDR 諮問委員会メンバー

戦争は犯罪を生み出す．戦争で通常連想される残虐な犯罪のことではなく，戦争の最古の仲間であり実務家である「死の商人」である．武器・燃料・自動車・麻薬などの密輸業者は戦争になると，しばしば他の業者とともに非常に効率的な闇市場活動のネットワークを作り出して，平和が戻って来るまでには，彼らは組織を固めて戦争を無傷で乗り切るだけでなく，その権力拡大には弾みが付くようになっている．

影響を受けた国の新政府が彼らに対抗できる，いや長期的には克服ないし打倒できるのは，国際社会による重要な措置を背景に，次の 2 つの早期条件が達成された場合に限られるだろう．

当該国は第 1 に治安援助を享受することができ，第 2 に人々に対して警察と刑務所を含め，有効な司法制度を提供する状況になければならない．仮に新政権が後者を実施できないとなると――そうするにはあまりも脆弱な場合が多い――，国際社会がそれを実施しなければならない．国際社会は政府が刑務所施設に加えて，警察・司法機能を実施するのを支援するための迅速で柔軟な行政援助だけでなく，国際的な取り締まりと刑事司法支援活動のための原則を提示しなければならない．それがすべてである．それ以上のことは何も必要ない．

治安と機能する司法制度が整備されれば，戦争から復興しつつある国は公職の腐敗を最低水準に維持し，組織犯罪を根絶し，外国直接投資（FDI）やその他の形の金融援助の流入を確保する準備が整うであろう．治安と司法が平和構築という事業全体にとっていかに根本的なことであるかを把握できていないと，その無知の唯一の受益者は，彼らにとってはうれしいことに，引き続き戦争自体の落とし子である組織犯罪となるだろう．

様な国情の下で雇用の創出に成果をあげているとみられる一連の「適例」といえる政策やプログラムである．国際的なレベルでは，このようなプログラムによる介入策やそれが実施できるマクロ経済的な環境を，もっとよく評価することが重要な優先課題であろう．

国レベルでは，リーダーたちは雇用政策に関して，もっと包括的な国際的コンセサスが生まれてくるのを待っているわけにはいかない――不安定な地域における若年失業という課題に，利用可能な手段に基づいて今取り組む必要がある．賢明なアプローチは第８章で説明したような種類のプログラムを支援し，それに政策やプログラム設計を精緻化するための情報を提供する評価やフィードバック・ループを組み合わせることであろう．

このアプローチが適用されるべき雇用創出のための優先プログラムには，インフラの支援，特に電気と交通が含まれる．２つ目のプログラム群は，スキルに投資するもの，生産者や貿易業者や消費者の間で結び付きを発展させるもの，金融や資産へのアクセスを拡大するものなどである．最後に，労働市場への若い参入者を吸収するのに十分な民間部門主導型の成長は，多くの脆弱な状況下では一世代かかる可能性があることを認識すれば，暫定的な雇用措置を同時に支援・評価する必要がある．

雇用に対する国際支援を強化するための取り組みは，治安と司法及び経済を統合した手段に依拠すべきである．失業は伝統的には単に経済状況の関数であるとみられている．しかし，非常に不安定な地域では，国際的な治安支援は安全な貿易や交通の確保を助けることができ，国内外からの生産的な投資を可能にする．暴力防止に関しては，雇用と司法及びアイデンティティ問題の間の連動もある．何もせずにすごしている若者のコミュニティ・メンバーとしての役割を強化し，社会的・文化的な活動で雇用創出を支援するプログラムは，投資や再評価の価値があろう．

このようなアプローチは助けになるだろう．しかし，もっと大きい国際的な努力が打ち出されない限り，大量の若年失業者という圧力が継続する可能性は大きい．もっと大胆なアプローチをすれば，開発機関・民間部門・財団・非政府組織（NGO）の能力をまとめて，高失業や社会的疎外が紛争リスクに貢献している諸国やコミュニティにおける投資に拍車をかけるべく，新しい世界的なパートナーシップを支援することができるだろう．プロジェクト・ファイナンス，中小企業に対する助言的な支援，訓練，保証を通じて，主として雇用創出に焦点を当てれば，そのイニシアティブはコミュニティで協調能力，社会的寛容，若者の社会的・経済的な役割の認識を促進する社会的及び文化的なイニシアティブも支援することになるだろう．頼りにできる能力のある民間部門には，不安定な地域で取引や投資をしている（地元の企業家と結び付きを作っている）大手企業や，遠隔の不安な地域の接続性や訓練を援助することができる技術系の会社が含まれる

警察と司法

刑事司法問題に関する援助を求める需要の増大を満たすためには，警察や司法に支援を提供するシステムは柔軟であるべきである．それは次の３つの意味においてである．第１に，一部の諸国では警察の能力は十分であるが，民事司法制度のその他の側面にギャップがある．あるいはギャップは司法制度ではなく警察の能力にある．その他の諸国ではすべてに関してギャップがある．第２に，紛争管理支援という広範なパッケージの一環として，援助を必要とする諸国もなかにはある．その支援は国連安全保障理事会ないし地域機関の指揮下となっていることがしばしばである．それ以外の諸国は広範な政治的関与なしに，警察及び民事司法部門を強化するための特別な援助を必要とするだろう．第３に，地域内で援助を求める国と世界的なメカニズムの方を好む国とに分かれるだろう．援助を提供する国際的な能力を深化させるすべての努力は，この反応の柔軟性を組み込んでおくべきである．その援助は各国当局が特殊な国境をまたぐ挑戦――金融犯罪から麻薬違法取引問題に至るまで――に対処するのを助けるために利用可能となっているべきであろう．このような特殊な挑戦は次節で扱う．

刑事司法能力の構築に対する国際的な反応を改善するための出発点は，人材の供給を増加させることである．高所得国と中所得国両方の政府が二国間あるいは多国間プログラムを通じて，海外派遣に利用可能な警察や他の刑事司法要員のプールの増加に（引き続き）投資すれば有益であろう．この供給

を増やすためには次の３つの主要な選択肢があり，すべてが望ましい．退職した官吏をアドバイザーとして活用する，現役メンバーを出向させる，武装警察隊を派遣する．武装警察隊の派遣を要請したのは，国連の平和維持活動対象となっている比較的少数の諸国にとどまっているが，近年，軍事的展開と関連して需要は明らかに高まっている．現役メンバーの出向は国際的な経験を認め報奨する昇給昇進制度によって後押しすることができる．３つのすべての分野で，女性警察官の活用は貴重であることが判明している．

民事司法制度の他の機能に関しては，人材を供給する現在の能力は警察の場合よりも弱い．民事の専門知識をもっている人員名簿を作成する継続的な努力のなかで，司法の専門家と法律事務員の入手可能性には引き続き特別な関心を払うべきであるが，政治的な競争という困難な環境下における脆弱な制度の改革という経験を提供することができる，南側からの能力に焦点を当てておきたい．

警察や司法の要員はやはり適切な訓練を受けてから配属されなければならない．警察やもっと一般的な民事司法の両方について，各国の制度は組織構造，法的枠組み，慣行の面で大きく異なっている．軍事能力の場合よりも相違が大きいであろう．第６章で説明したように，国連常設警察の能力と法の支配・治安機構室は，国連活動に喜んで参加する警察部隊の原則や訓練の標準化について進展を見せ始めた．しかし，各国の司法要員を多種多様な制度や慣行にさらす共同訓練については，同じようなメカニズムがない．脆弱な状況下における制度構築に対するアプローチの知識となるとなおさらである．世界的及び地域的なセンターを通じて両方の分野について訓練を拡張すれば，追加的な人的能力のインパクトは改善できるだろう．二国間援助プログラムのなかで，技術援助を提供する外国機関と国内の対応機関の間の長期にわたる制度的なパートナーシップが，現地の状況に対する援助の感度を強化するためのもう１つのメカニズムになるかもしれない．

雇用の場合と同じく，司法問題を支援するには治安と開発のアプローチを組み合わせることが必要であろう．政府や世界銀行を初めとする国際金融機関（IFI）がみずからの任務のなかで，暴力防止という開発の土台を支援するのにより大きな役割を果たすことを検討できる分野がある．例えば，次のような分野である．公的財政管理と治安部門改革・制度構築，法的行政，司法制度開発，コミュニティの取り締まり・司法サービスと社会的連帯・開発・雇用創出のプログラムを組み合わせたコミュニティ・レベルの多部門アプローチなどである．

しかし，IFI は刑事司法制度の運営上のコアな側面を支援するのに適した立場にはない．そこでは国連システム内における明確なリードが役立つ．この分野におけるより柔軟な選択肢には現在議論されている「世界的なサービス・プロバイダー」のモデルが含まれる．１つの機関が警察に関してリードし，民事司法制度の他の側面に関しては他の機関がリードする，あるいは，１つが行政機能の開発について，制度的な転換については別の機関がリードするというものである．本報告書を通じて一貫しているテーマは，警察と民事司法の制度に対する支援を連動させる必要があるということであり，国際システムにおける分業は理想的には能力をさらに分割するのではなく，この連動を促進した方が良いであろう．変化に向けたもっと大胆な選択肢は，警察と司法にかかわる援助の垣根を取り払うということであろう．国レベルでは警察と司法にかかわる支援のファイナンスとプログラム管理の統合を促進することによるか，または単一の組織上の責任を特定することによるかのいずれかになるだろう[4]．

軌道２：国際機関の内部システムを改革する

市民の安全と正義及び雇用の結び付きを組み合わせるプログラムに対する新しい国際公約と，司法や雇用の挑戦を支援するための構造的な能力の増加は，国際機関が各国の制度的な発展を支援するのに必要な援助を迅速に提供でき，リスクを取ることができる限りにおいてのみ効果的である．そのような措置がなければ，防止をいっそう強調しても現場でのパフォーマンス改善には反映されないだろう．これに取り組むためには，国際機関の内部改革，リスクと結果を管理するための新しい手段，国際援助の断続的なパターンに終止符を打つメカニズムが必要である．

国際機関における内部改革の原則

速やかな信頼醸成のための援助や長期にわたる制度転換で各国を支援するためには，国際機関は感応度を改善すべく内部改革が必要とされる．脆弱で紛争の影響を受けた諸国に関係した仕事をしている大勢の個々人は，各国の努力を支援しようとしている献身的な専門家である．しかし，彼らは多種多様な状況や目的のために設計された構造，手段，手続きによって躊躇を余儀なくされている．現地の状況に適するよう設計された最適アプローチは，国内改革にとってと同じくらい国際的アプローチにとっても重要である．ほとんどすべての多角機関と多くの二国間機関では，脆弱な状況下で最適性を達成するためには，予算編成・人員計画・成果の測定・受託システムは大幅な変更が必要とされている．暗黙裡にリスクを回避している既存のシステム――もっと安定した能力の高い諸国向けに当初は開発された精緻なコントロールを主張し，リスクが高い場合には援助の先送りをしばしば選択する――は，一貫した成果を実現してない．平和構築と国家建設に関する国際対話の一環として定期的に集まり始めた脆弱国家リーダーの集まりである g7+ グループにとって[5]，国際機関内部の特に公共調達手続きを中心とする改革は，国際的な改革にとって第 1 の提案であった．リスクに関するドナーと受益国のさまざまな意見を橋渡しし，本報告書の分析から浮上してくる国際機関の内部改革にとって指針となる原則は以下の通りである．

- 第 1 に，治安と開発の成果の間には結び付きがあるということを受け入れる．しかし内部システムが治安と開発の成果の結び付きを支援するために設計されている，というような多角的機関はほとんどない．プログラムの目的は狭く設定される傾向にある．不安定な状況下における経済的及び社会的な介入策は当然のことながら，市民の安全や司法の成果（例えば殺人の減少など）に寄与すべく設計されているだろう．治安プログラムは開発の成果（例えば貿易の増加など）に寄与するよう設計することもできる．このためには，機関は自分の伝統的な「技術的」領域外の成果指標を使い，上述した統合的なプログラムの枠組みのなかで協働する必要があるだろう．パートナーシップに向けてスタッフを報奨することも協力促進に役立つだろう．
- 第 2 に，脆弱な状況下では，治安と制度的な能力及び完全に競争的な市場が欠如している，という現実に適合する．不安定性が高い場合，介入策の費用便益の両方は短期間で激変し得る．これは管理予算や人員計画について大きな柔軟性をみておくべきだということである．プログラム予算については順序には注意が必要であり，これはもっと先になってからの方が有益なプログラムもあるということを意味する．また，迅速な措置にかかわる利益が大きい人員や資材や作業及びサービスの契約については，スピードを（費用効率や質の問題よりも）もっと重視するということも意味する．競争的な市場が非常に閑散としていて透明でない場合，違った形の調達コントロール――可変量に基づく国際的な事前入札や，地域市場の知識をもった直接交渉を許容する契約プロセスなど――の方が適切であろう．制度的能力が不十分な場合，手続きは最も単純なレベルの法の適正な過程にまで昇華されている必要がある．また，それには受益機関に代わって一部の活動を執行できる柔軟なメカニズムを伴っていなければならない．
- 第 3 に，行動するリスクと行動しないリスクのバランスを図る．この原則の第 1 の意義は，援助を必要としている諸国とその国際的なパートナーは，リスクに関するそれぞれの懸念を受け入れなければならないということである．脆弱な状況下にある国の首相は，治安部隊の給与を支払い，機器を供与するために，ただちに助けを求めても必ずしも悪くはない．開発協力担当大臣は腐敗や人権侵害のリスクを懸念しても悪くない．彼らの利害を調整するためには，互いの制約を理解しなければならない．第 2 の意義は，解決策はリスク回避が支配的になるのではなく，このようなニーズのバランスを図らなければならない，ということであろう．より大きな責任と説明責任を現場の国際的スタッフに分権化すれば，行動しないリスクに対する感応度を増加させることができる．ドナーの資金

支出や活動に関して目標とする予定表との比較でみた達成度――および遅延の理由――の透明な公表も，国際的なインセンティブを行動の方に向けてシフトさせるのに役立つだろう．ただし，ドナーは違った方法で自分たちの関与のリスクを管理する必要があるだろう．

- 第４に，なかには失敗するプログラムがあるということを受け入れて，それに応じて速やかに適合することである．援助プログラムの成功率は脆弱な状況下では，安定的な状況下におけるよりも低くなるだろう．というのは現在の状況でのリスクが定義からして高いためである．これはプログラムがうまく行った場合には利回りもずっと大きくなるので正当化される．――平和と安全の面だけでなく開発の面でもそういえる．というのは，これら諸国はミレニアム開発目標（MDG）に関して非常に低いベースラインから出発するからである．ドナーがある程度の失敗を受け入れることの政治的な問題は，国際的主体はリスクに関してナイーブで，問題が発生した時に行動が遅いという受け止められ方をするということである．失敗が発生した時に方式を速やかにシフトする選択肢のメニューをもっていることが，各国機関に対する支援を放棄することなく，ドナー・リスクを管理する上で極めて重要である．プログラムの連続性を妨害することを回避するためには，次節で検討するように，不測事態への対応を最初からプログラム設計に組み込んでおくことが非常に重要である．

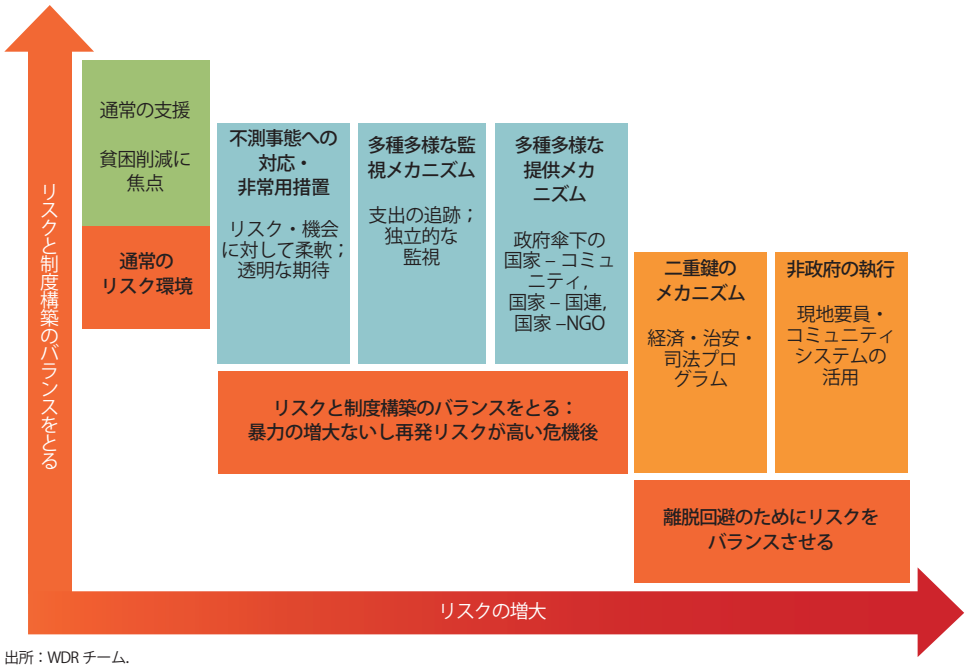
このような原則を採択すれば，二国間および多国間の機関がリスクの管理と成果の改善という両面で，内部システムを適切な形で改革するのに役立つであろう．このような原則は次のようないくつかの方法で当該機関の手続きに組み込んでおくことができよう．①適切な監視下に置かれた十分な予備資金の利用を増加させる．②コミュニティ調達など市場が薄く制度的な能力が低い場合にすでに適応しているモデルを，各国の調達プロセスのなかで適合させる．③透明性とコントロール・コストを増やすために，非競争的な調達プロセスで妥当な地域の価格をモニターできるスタッフなど，効果的な最適措置を導入する．④プロセスを簡素化し，権限を委任し，転換時間を加速化する．⑤失敗から学んで速やかに適合する人が確実に報いられるように，スタッフにとってインセンティブとパフォーマンスをモニターするメカニズムを変更する．対応は機関によって異なり，それが当然であろうが，共通の原則があれば国際機関の支援の補完性を改善するのに有益であろう．

リスクと成果の管理

現行のドナーのリスク管理は主として次の２つのメカニズムに依存している．１つは，リスクがあまりに高い場合には援助を延期ないし中止する．もう１つは，現地情勢に適合化した最適な提供メカニズムではなく本部コントロールを使う．両方とも主として，腐敗・浪費・乱用のリスクを回避するために，国内支持層からの二重の説明責任の圧力に応えることが動因となっている．これでドナーのリスクは管理できるかもしれないが，現場における制度構築にかかわる真の進展を制約することになる．援助の連続性が必要な場合，リスクは確かに存在するので，国家戦略が政治的な文脈に適合するには革新が必要とされる（図 9.1 参照）．代替策は国家制度を通じてより迅速かつ一貫した関与を行うことであろう．ただし，リスクと成果を管理するために，援助を供与する方法を変更すべきである．リスク許容度が高く，各国の予算や制度を直接通じる方法を選択できるドナーもあれば，提供にもっと大きな監視ないし非国家の関与を必要とするドナーもある．リスク管理には以下を含め多種多様な選択肢が存在する．

- **透明な立案を前提として予算の中の予備費を増額する**．統治が不安定な場合，政治・平和維持使節団の予算に加えて開発プログラム予算も，予備費の増額で利益を享受し，活動や提供メカニズムは新たなリスクや機会が出現した時に，支援全体を妨害することなく調整することができる．そのような予備費のための立案の前提――例えば，もし一定の合意されている統治指標が悪化すれば，追加的な監視メカニズムが採用されるというような――は，受益国政府と国際機関の統治機構の両方にとって透明でなければ

図 9.1　援助の形態をリスクに適合させる



出所：WDR チーム.

ならない.

- **各国の予算や制度を通じて関与する場合には監視メカニズムを変更する**．リスクに適合した監視メカニズムには以下が含まれる．予算支援から政府システムを通じる「追跡された」支出[6]，規則的な報告・内部的な統制のメカニズムから独立的な財務モニタリング機関の活用，苦情についての独立したモニタリング，独立した技術機関へのシフト.
- **各国の制度を通じて関与する場合，提供メカニズムを変更する**．提供メカニズムの諸形態には以下が含まれる．コミュニティ構造，市民社会，民間部門，国家機関と共同でプログラムを運営している国連を初めとする国際的な執行機関，等である.

ドナーが通常関与しないような極端なリスクがある状況下では，以下の選択肢を検討するべきであろう.

- **国家の統制システムを補完するための執行能力を検討する**．それは国際的な担当部署の管理能力は各国の主体と協働し，国際機関のプロセスは各国と国際的な共同理事会によって統治されている「二重鍵」メカニズムの場合と同じである.
- **現地の人材とコミュニティ構築を活用する人道的・経済的・社会的なプログラム**――依然として現地の制度的な能力に対するある程度の焦点を維持して，現地スキルの海外への頭脳流出を緩和している――の運営には現地の人材とコミュニティ構造を活用する.

リスクは資金をプールすることによっても分担することができる．成果を大規模に実現するのに資金をプールすれば，受益国政府に単一の大きなプログラムを，国際的なパートナーには国家に対する自分たち独自の貢献を大きく凌駕するプログラムを支援する方法を提供することができる．資金のプールはリスクをプールするのに有効な方法になれるので，浪費や乱用や腐敗のリスク責任という重荷を，個々のドナーの肩から多角的システムにシフトする．マルチ・ドナー信託基金（MDTF）は一部の状況下で優れた成果を実現している．しかし，このような基金のパフォーマンスはまちまちで，遅いとか，手続きや統治の取り決めが煩瑣である，成果にかかわる

表 9.2　必須で入手可能な短期指標

		現在のデータ・カバレッジ：直近の 5 年間		
		暴力		国家機関に対する信頼
		戦死者	殺人率	
低所得国	脆弱国	100%カバー，正確性は低い	24%カバー	多くは 3-4 年ごと，一部はもっとまれ
	非脆弱国	100%カバー，正確性は低い	48%カバー	2 年ごと
中所得国		100%カバー，正確性は中程度	64%カバー	毎年，一部はもっと頻繁
高所得国		100%カバー，正確性は高い（発生が少ない）	78%カバー	毎月 / 毎週

出所：WDR チームの試算.

強固なモニタリングと評価が欠如している，国家制度を通じる支援が限定的であるなど，批判も広範囲にわたっている．暴力の影響を受けた諸国における国際援助のうち MDTF を通じて流れているのはほんのわずかであり，そのインパクトは限定的である．治安や司法及び開発を統合したプログラムと上述した国際機関の内部改革があれば，このような挑戦の一部を緩和するのに役立つだろう．

移行の進捗度の測定――第 8 章で検討したように各国の改革者の観点から――も，国際的主体がリスクに反応するのを助けることができる．各国の改革者やドナーは成果を議会・メディア・納税者・市民に示す必要がある．経済成長や MDG など標準的な開発指標は優れた長期的な目標や指標ではあるが，短期的には脆弱な状況下では必ずしも有用ではない．このような指標は進歩のスピードや方向性に関して，政府や国際的なパートナーにフィードバックをもたらすにはあまりに動きが遅すぎる．また，治安や不平等や失業や国家制度に対する信頼などといった問題にかかわる市民の懸念を直接測定するものではない．

短期的な進歩を示せる指標の開発は単に技術的な問題ではない．短期的な改善を示し，継続的な投資――および時折のリスクを伴う困難な制度改革――に対する支援を維持することは，政治的なレベルで中央政府とドナーの両方にとって重要である．治安と国家制度に対する信頼，転換が他の諸国ではどれくらいかかったのかという歴史的な記録との関係でみた統治の進展など，第 8 章で提示した指標は，若干の挫折が発生するかもしれないが，確かに進展があることを示すことによって，各国の改革者だけでなくドナーに対しても役立つことができる．

国際的な主体は各国がこのような指標を測定する能力を発展させる手助けについて，一定の役割を果たすこともできるだろう（表 9.2 参照）．WDR の推定値が示すところによると，内戦による戦死者に関する情報はすべての途上国について入手可能であるが，殺人データがある脆弱国はその 24%にすぎず，戦死情報の正確さは低い可能性がある．加盟国，国連薬物犯罪事務所（UNODC），IFI，大学，データを収集している NGO のパートナーシップが，これを前進させることができるだろう．同じような努力でもう 1 つの有益な指標を開発できそうである．それは世論調査を通じて制度に対する信頼を測定するものである．制度に対する信頼に関しては，治安全と国家にかかわる市民の意識について定期的な情報が，ほとんどの高所得国と一部の中所得国で入手可能であるが，それがぜひとも必要な脆弱国では入手できることは稀である．世論調査は安価で頻繁な実施が可能であり，携帯電話で調査を実施できる新しい技術が出現している（本報告書はコンゴ民主共和国で背景研究の一環として実施した）[7]．報告書の推定が示唆するところによれば，ほとんどの諸国には何らかの世論調査データがあるが，脆弱国ではデータの収集は頻度が非常に少ない．地域バロメーター，「統計 40」，IFI のパートナーシップがあれば，

諮問委員会メンバーからの意見：世界開発報告 2011

ボックス 9.2 柔軟な平和維持取り決め

ラムテーン・ラマムラ，アフリカ連合平和・安全保障担当委員；諮問委員会メンバー；アラン・ルロワ，国連平和維持活動担当事務次長

暴力を脱却しようとしている社会は，不信，不確実性，国家の基本的な制度に対する信頼の欠如という深刻な問題に直面している．本報告書の表現で言う「公約メカニズム」として調停や平和維持活動を使えば，解決にかかわるこのような障害を克服するのに役立つことができる．国家の権威を拡張して法の支配の確立に貢献することもできる．

この文脈で，われわれは本報告書のメッセージを歓迎する．それは国家が暴力を脱却するのを平和維持活動が支援する際の役割に関するもので，それは総じてわれわれの経験に合致している．国際的な平和維持部隊の展開は政治的な解決策の持続期間を引き延ばす，という報告書の発見はわれわれの経験に合致している．それがプラスの経済成長にも貢献するという結論は，開発と治安は並んで進展するという主張を補強するものである．国家制度を長期的に治安と繁栄の保証人に転換していくことの重要性を，本報告書が強調していることにもわれわれは賛同したい．

このような目標を達成するためには，平和維持部隊は適切な権限を付与される必要がある．AU と国連の任務は異なり，それぞれ違う要請に直面しているものの，成功に必要なフル・レンジの権限もなしに，困難な地域で展開される平和維持活動の管理という挑戦を共有している．国際社会は 1990 年代半ばに，平和維持部隊を任務遂行に必要な資源で装備しなかったことに伴う人的・政治的なコストを，苦労して学ぶことになった．それは規模の問題だったり，あるいは質や柔軟性の問題だったりした．緩衝地帯や議論のある国境沿いにおける静態的な平和維持活動の冷戦時代とはまったく異なり，現代の活動はダイナミックで，政治的には複雑な環境下で展開され，往々にして広大な地域をカバーしている．

国連と AU はそのような挑戦に対応するため，スーダンとソマリアでは共同作戦を展開している．2 つの組織間の重要なパートナーシップは複雑さや議論を引き起こさないわけではないが，目前の挑戦に対処しようという共通の決意を示している．

WDR は次のような事実を指摘している．すなわち，暴力の温床となる不確実性と弱い制度というのは，集中的な平和維持活動という伝統的な期間が終わってからも，数十年間という長きにわたって社会のなかで持続する．短命な復興期を経て新たな暴力連鎖への逆行が続き，平和維持部隊が呼び戻されなければならないことがあまりにも多かった．

ここでのジレンマは，各国当局と国際機関がもっと長期にわたる平和維持活動の考慮をしばしば躊躇していることにある．もっと創造的な解決策を発見しなければならない．これには治安部門の開発・改革，軽度のモニタリング，超地平線的な増援など，長期的なプログラムの組み合わせが含まれるだろう．超地平線的な取り決めは平和維持活動の集中的な局面で効果的に活用されたことがある．例えば，コンゴ民主共和国におけるヨーロッパ連合のアルテミス作戦が指摘できる．仮に開発と治安が本当に手に手をとって進展するものならば，平和維持と国家制度を転換するプロセス――例えば，治安部門改革や天然資源の管理に関する共同プログラムを通じることも含めて――に対する経済支援もそうであろう．暴力のリスクからの恒久的な脱却を目指す国家的な主体に対する，長期的な治安・政治上の支援にかかわる取り決めの可能性と費用便益を深く検討しよう，という本報告書の要請をわれわれは歓迎する．

富裕諸国が活用している世論調査を貧しく脆弱な諸国が使うのを助けることができるだろう．

援助の断続的なパターンに終止符を打つ

国際機関はコストの増大を回避しながら，一世代にわたる制度転換の現実に応えるために，援助の継続期間をどうやって延長するかを慎重に考える必要もあるだろう．アフリカ連合の平和・安全担当委員であるラムテーン・ラマムラ大使と国連平和維持担当事務次長であるアラン・ルロワが指摘しているように（ボックス 9.2），地平線を超えた能力を含め，平和維持にかかわる代替的な様式の柔軟な使用はこの点で大きな支援になり得る．増大している協力関係に依拠して，多角的な安全保障機関――アフリカ連合安全保障理事会，国連平和維持活動局，EU，NATO など――は，脆弱な状況下で長期的な援助を妥当なコストで提供するために，IFI と協働して超地平線レーダーの配備やその他の柔軟な平和維持の費用便益の徹底的な検証を実施することができるだろう．

調停や外交的円滑化のための財源の改善も容易に成果が上がるだろう．というのは，それは常に低コストであり，暴力のエスカレーションのリスクを削減できるからである．これは調停ないし円滑化の支援を現状のパターンよりも長期にわたって待機態勢におき，継続的な信頼醸成を危機の直接的な解決を超えて促進するために利用可能にする，という規範を育成する努力と連動させることができるだろう．

開発機関にとって，市民に安全と正義及び雇用について成果を実現している，あるいは単に社会的連帯や人的・制度的な能力を維持しているプログラムについて，断続的なパターンでの援助に終止符を打てば，コスト全体を増やすことなくインパクトを大きくすることができる．前述したように，変動性は援助の有効性を著しく削減するが，脆弱で紛争の影響を受けた諸国の場合，社会や国家の制度を構築するには一貫性のニーズがより大きいにもかかわらず，その変動性は他の途上国の場合の２倍に達している．しかし，変動性を削減するさまざまな選択肢があり（ボックス 9.3 参照），それには以下が含まれる．適切な様式に基づいて最下限の援助を提供する，特定種類のプログラムが有効かつ大規模に提供できる能力を証明した場合，最も脆弱な国家に対する援助の配分を追加する（世界開発センターの最近の研究報告書が提案しているように）[8]，OECD-DAC の枠組みに基づいて，脆弱で紛争に影響された諸国における規模の大きい長期的なプログラムに対する援助に，目標とする割合を充当するなど．第 6 章で概要をしたように，変動性が 30％減少すると，脆弱で紛争に影響された国に対して年約 3,000 万ドルの価値をもたらす．

軌道 3：外部からのストレスを削減する：新しい地域的・世界的な措置

国家に対する直接援助は外部からのストレスを削減するために，地域的・世界的なレベルでの措置によって補完される必要がある．本報告書の分析では一貫して次の点を強調してきている．すなわち，外部からのストレスには暴力のリスクを高める役割があるので，行動に向けた勧告はこの重要な分野を無視しないことが重要である．毅然とした，実際的で，調整された行動があれば，安定性を阻害する外部からのストレスを短期的にも長期的にも減少させることができる．また，このようなストレスを吸収し緩和するための地域的・世界的な「緩衝材」を発展させるために，支援を拡充することもできる．本報告書の分析はそのような行動を次の３つの分野について指摘している．すなわち，国境をまたぐ協力，暴力を扇動し得る麻薬の違法取引や違法な金融フローを防止する行動の強化，脆弱国の食料・資源ショックからの保護の３点である．

国境をまたぐ公共財：開発と治安及び行政のプーリング

地域的な公共財向けの支援は財源不足に陥っている．暴力に対する外部からのストレスの重要性を認識すれば，ドナーは行政と経済の面でさまざまな形の地域的協力に加えて，国境をまたぐ開発プログラムや地域的インフラ向けの金融的及び技術的な支援の割合を，暴力の影響を受けた地域を優先しながら増やすことができるであろう．そのような支援は次のような形を取り得るであろう．

- **貿易と交通のインフラ**．紛争と暴力の影響を受けた数多くの地域は，生産者と消費者の地域の間の貿易向けや，海港や空港のためのインフラは，明白に不足している．そのような地域には，中央アフリカや中央アジアといった広大なところだけでなく，インドの北東諸州など貿易へのアクセスがほとんどないもっと狭い小地域もある．暴力の影響を受けた地域でインフラを建設する場合，利益を巡る緊張を回避するために，労働集約的な技術を使って現地労働を調達するよう配慮すべきである．一部の地域では，共同利益をもらす共有型の経済インフラに関して議論しておくと，後に政治や治安に関する議論を始める余地も生み出される．ほとんどの場合，若干の単純な政策改革を並行的に実施することが必要である．というのは，それもインフラの欠如と同じくらい国境をまたぐ貿易にとって大きな制約になり得るからである．
- **国境をまたぐ開発の立案**．多くの不安定な国境地帯は類似した社会的及び経済的な構造を共有しており，共有している地形や民族性や歴史が自然な絆を生み出している．にもかかわらず，

諮問委員会メンバーからの意見：世界開発報告 2011

ボックス 9.3 暴力を防止する：市民の安全と司法改革への投資を優先する

ドナーのリスクと結果のジレンマを解決する：ティンバーゲンの法則から学ぶ

ポール・コリエ，経済学教授兼アフリカ経済研究センター所長，オックスフォード大学；諮問委員会メンバー

援助の配分に当たって，ドナーは現状に関して次の 2 つの根本的な目的――援助はニーズに従うとともに，適切に使われるべきである――を考慮している．残念ながら，脆弱国家では，この 2 つの目的は通常は衝突する．ニーズはどこよりもずっと大きいのに，政府には援助を適切に支出する能力が欠如している．その結果は往々にして次の通りである．すなわち，ドナーがニーズの懸念と有効性の懸念の間で揺れ動くため，援助の量は不十分な平均の回りを変動する．

ノーベル経済学賞受賞のなかでも最も尊敬されている 1 人といえるヤン・ティンバーゲンは，ドナーのジレンマに光を当てて解決策を示している単純な原則を定式化した．彼が示したのは，一定数の目的は少なくとも同数の独立的な政策手段があって初めて達成可能になるということであった．ところが，ドナーは単一の手段で，ニーズに応えるとともに有効性を確保する，という 2 つの目的を達成しようとしてきている．

その手段というのは援助提供の形態であり，形態は政府の能力に応じて異なっているべきである．安全で統治の良い国家であれば，無条件かつモニタリングなしの予算支援，あるいは急がないプロジェクト投資が適当であろうが，脆弱な状況下では援助を誘導するために，代替的なメカニズムを開発することが必要不可欠であろう．新しい種類の手段が必要で，善意ではあるが不安定さと脆弱な制度を抱えている政府からもっと虐待的な政府に至るまでの，リスクのスペクトルを認識すべきである．仮に政府が市民の目からみて正当性を取り戻すとすれば，経常支出は支援可能であろうし，まさにその必要性があろうが，支援措置を安定化に連動させ，支出を追跡する追加的な監視メカニズムを導入することによってのみ供与されるべきである．政府からの資金は地方レベルに直接流され，コミュニティ報告を通じてモニターすることができる．社会サービスはもし援助が，政府・市民社会など第三者・ドナーによる共同監督下で，通常の官僚制度外の公的機関を通じて提供されているのであれば，規模を拡大することができる．同機関は公的な説明責任と合意された品質基準を見返りとして，教会・NGO・地方コミュニティが運営する診療所，学校，公共事業に対して資金供与ができる．

ティンバーゲンの法則は目的がどのように手段に結び付いているべきかについても意見を述べている．ドナーのジレンマはニーズを満たすという目的を援助の量に連動させることによって，また，援助を適切に使うという目的は提供形態の選択に連動させることによって解決できる．脆弱国家は多額の援助を必要としているが，援助の提供は政府官庁が有効であるという状況下とはまったく異なっているべきである．脆弱国家でお金を有効に支出するのは複雑なことではない．例えば，コミュニティ主導型アプローチ，ミッション・スクール，診療所などは，最も困難な環境下で長年にわたって成功裡に運営されている．ニーズは他の環境下におけるよりも明らかに大きいが，それに比例して援助にかかわる利回りも高い．しかし，そのニーズがまさに費用効果的に充足され，長期にわたる制度的な強靭性を構築できているかを証明するためには，実験を奨励し，成否の経験に素早く対応すべく適合化できる提供形態が必要である．

WDR による注記：変動性を削減するための追加的なアプローチ

世界開発センターは脆弱で紛争の影響を受けた諸国で成功しているプロジェクトの規模拡大を提案している．Gelb 2010 で概要が示されているように，これにはプロジェクトについてタイムリーなモニタリング，完全な透明性，独立した評価が必要であろう．早期成果を示したプロジェクトは，規模拡大向けのトランシュとして指定されている特別なマルチ・ドナー信託基金を通じた追加的なファイナンスを引き出すことができる．プロジェクトのモニタリングと評価にかかわるフィードバック・ループの長さを削減することによって，このアプローチは援助を供与する側と援助を享受する側にとってのインセンティブを調整し，プロジェクト・サイクルの早期成功を報奨し，このアプローチを産出ベースの援助と完全に整合的にする．

OECD-DAC 公約．さらなる可能性としては，援助プログラムの一定割合を長期にわたる大規模な支援に充当する，という OECD-DAC の枠組み内での公約を探究することである．脆弱な状況下では小さい迅速な介入策には価値があり，この種の援助を供与する柔軟性を失うのは望ましくないであろう．しかし，小さい，細切れの，短期的な援助の割合が現状ではあまりに大きすぎて，長期的な制度構築の利益にならない（第 6 章参照）．アクラ行動計画に基づいて，ドナーは「有能で，説明責任のある，感応的な国家」の建設を支援するための長期的な形態の開発を公約している．

不安定な国境地帯の両側で開発の立案のために教訓を共有すべく，これを有利に活用している諸国はほとんどない．例えば，コミュニティ主導型開発プログラムは，民間部門と同じく，コミュニティ組織の長所と短所に直面する可能性が高い．地域的・国際的な公共財の側面をもっている保健といった開発部門が，国境をまたぐ協力になり得ることは議論の余地があるまい．国境をまたぐ開発立案には単に教訓を共有するための特別な取り決めをする，あるいは場合によってはプログラムを設計しモニターするために，正式な共同取り決めに移行するということが含まれよう．

- **地域的な治安支援**．暴力は国境をしばしばまたいでいるのに，国際的な対応は大体において国境内にとどまっている．実験中である次の２つのアプローチについてはさらなる検討が正当化される．１つは，地域的な政治使節団である――これにはアフリカと中央アジアにおける国連事務所が含まれる．後者には国境と税関管理や麻薬違法取引に対抗するイニシアティブに連動した予防的な外交の使命がある．２つ目は，組織犯罪に関する国連・ECOWAS 共同の西アフリカ沿岸イニシアティブなど，麻薬違法取引防止のための地域的イニシアティブである．
- **技術的・行政的な能力の地域的共有**．第７章で指摘したように，小地域の行政能力をプールングすると，国家は独自には管理できない制度的な能力を発展させることができる．この分野では地域的なニーズに応じて実施できる次のような広範なイニシアティブがある．治安と司法部門の改革に向けた特殊な援助を提供するプログラム，地域レベルでの多部門にわたるコミュニティ・プログラム，大学施設の共有などのように若者のスキル向上及び訓練に取り組むための行政能力プーリングなど．

個別の国境をまたぐイニシアティブに対するどちらかといえば漸進的なアプローチではなく，国際的なドナーは地域的なアプローチをファイナンスするためにもっと大きな措置を取ることができるだろう．そのようなイニシアティブの原則は，世界的な機関の技術的・財務的な能力を組み合わせながら，現地の政治的知識と地域的機関の正当性に依拠することであろう．世界的な機関と協調して地域的機関を通じて提供されたため，このアプローチはカリブにおける司法のように，発達した共通の地域的能力をすでに成功裡にプールしているイニシアティブからの教訓を適応化することができた[9]．大メコン圏地域，西アフリカの麻薬違法取引や経済統合に関するイニシアティブ，EU のこれまで紛争の影響を受けていた国境地帯向けのプログラムなど，既存の国境をまたぐ協力から教訓を引き出すことができた[10]．地域的機関の政治的なイニシアティブ（アフリカ連合の国境プログラム[11] や ASEAN の小地域イニシアティブなど）を，世界的なパートナーからの財政的及び技術的な専門知識で支援することになるだろう．そのような地域的イニシアティブの拡大は設計が良ければ，国家統治にかかわる変動性を原因とする援助の変動の一部から活動を保護できるという利点もあるだろう．

暴力を扇動させる麻薬の違法取引と違法な金融フローを阻止する

お金を追跡せよ．麻薬や天然資源の違法な取引を防止する措置の中心にあるのは，違法な金融フローを追跡することである．中央アメリカや西アフリカなど違法な麻薬取引や腐敗に深刻な影響を受けている地域では，ほとんどの諸国は金融取引に関する情報を収集し処理する，あるいは犯罪者を捜査し起訴するのに必要な国家能力に近いものは何ももっていない．腐敗ハンター国際連合や盗難資産回収イニシアティブ（STAR）など，国際社会が腐敗問題に取り組むのを支援するイニシアティブと並んで，次の３つの措置が暴力とそれを下支えする違法な金融フローを削減するための努力の助けになるだろう：

- **世界的な金融移転の大半が行われる重要国におけるこのようなフローについて，戦略的な分析を実施する能力を強化する**．このような分析を実施する誠実性・独立性・技術的能力をもっているのは，主要な金融市場ないしハブにおける約１ダースの金融情報ユニットにすぎない．疑わしいフローを分析し情報を交換する協調的な努力は，違法な金融フローを探知する能力を大いに押し上げることができるだろう．

- **世界的な金融センターは盗難資産回収プロセスについて，情報提供の開放性と協力を高めることができる**．この努力の一環として，世界的な金融機関は戦略的な分析を実施して，影響を受けている諸国に対してそれを利用可能にすることができる．プライバシーを尊重するために，この分析は個別勘定の情報ではなくフロー集計値のシフトに基づくことができる．腐敗ないし資金洗浄で生み出された違法なフローにかかわるオーストラリアの分析について第 7 章でみたように，分析手段は存在する．しかし，このようなアプローチはまだ世界的には適用されていない．
- **先進国や金融センターは次の点の確保を公約することができる．すなわち，腐敗の代わり金を自国に投資するのは自国の資金洗浄防止法に違反する**．この公約の一環として，彼らは脆弱国家の法執行当局との協力を強化することもできる．これは第 8 章でみたように，イギリスとナイジェリア，アメリカとハイチの間における共同の並行的な捜査という最近の先例に依拠することになるだろう [12]．

国内政策が国際的に波及効果を及ぼすのを調整するメカニズムが極めて重要である．ある 1 国における違法な麻薬取引に対抗する措置が成功すると，それに伴う波及効果は他の国に悪影響を及ぼすことがある――麻薬カルテルに対するコロンビアの措置は中央アメリカ全体，メキシコ，さらには西アフリカにさえ波及効果をもたらした [13]．同じような効果は他の商品にも当てはまる．例えば，ある 1 国における伐採の禁止ないし制限は，同じような政策を採用していない他の諸国に対する需要を増加させるだろう．各国間で対話を行うプラットフォームがあれば，主権国家の決定を制限することなく，政府が潜在的なインパクトを事前に発見し，地域レベルで費用便益を議論し，他の諸国の決定によって影響を受ける諸国のインパクトを緩和すべく政策を調整する，あるいは措置を取る選択肢を検討するのに役立つであろう．地域機関は UNODC など世界機関と同じく，そのような対話をリードすることができるだろう．

天然資源の違法取引に関する共同の取り組みももっと有効な措置を生み出すことができる．新しい天然資源憲章は幅広いコミュニケーションや市民圧力に焦点を当てることによって，キンバリー・プロセスや採取産業の透明性イニシアティブなど従来のイニシアティブに依拠するのに有効な方法である [14]．国際的な市場規制要件は消費国が違法取引と戦うもう 1 つの形である．木材でいえば，このような制度には，アメリカのレーシー法に基づく認証要件，ヨーロッパの公共調達政策（政府機関は合法的な木材であることが検証可能な木材のみの購入を義務付けられている），EU で導入が予定されている主要な生産国との二国間協力を伴う相当な注意の規則などが含まれる．そのような市場要件システムは消費国が疑わしい出荷に対抗するのを支援するために，生産国と消費国の執行機関の間で情報を共有する取り決めによって強化することができた．消費国と国際的主体は原産が違法な商品を供給チェーンから排除すべく，有効な加工及び流通過程の制度を実施する能力を生産国のなかに構築するため，追加的な援助を提供すべきである．

麻薬違法取引への対抗に関して新しい共同の責任感を形成することも，選択肢のより良い分析につながるだろう．例えば，合法性を含め麻薬に関する需要サイドの選択肢を供給サイドの取り締まりと組み合わせることに関する，現在の議論の意義を理解しようとする生産国と消費国の共同努力は価値がある．そのためには消費パターンのトレンドに加えて，合法化された麻薬使用が各種規制体制の下で，健康と社会及び経済の面にもたらす意味を深く分析することが必要であろう．また，合法化される麻薬を規制しコントロールするシステムと，麻薬が違法にとどまる場合にはその取り締まりを確保するシステムについても分析が必要であろう．

脆弱国家を食料不安や資源ショックから保護するための新たな措置

食料・エネルギー・資源などのショックがもたらすインパクトに関する知識は限定的である．食料やエネルギーに対する世界需要の増加は，脆弱で暴力の影響を受けた諸国には深刻なインパクトをもたらす可能性がある．新しい分析的な努力がこの現象を理解するのに当たっての重要な第一歩となる．1 つの前向きな措置は関連機関――世界銀行，国連エネ

ルギー・プログラム，国際エネルギー機関など――が，すでに独立的に行っている複数のレポートや分析を取りまとめて，『世界資源展望』に関して協働することであろう[15]．そのようなレポートは政策立案者に現在欠如している貴重な統合的分析を提示することができる．それは以下のようことを検討することができるだろう．すなわち，石油・食料・水・潜在的に土地など重要な資源の入手可能性に関する科学的知識の現状とともに，気候変動がそれぞれにどう影響するか，価格高騰のリスク，インフレのトレンド，資源価格が国際経済の広範なトレンドとどう相互作用するのかを含め，資源の入手可能性の経済的な側面，暴力の影響を受けた貧しい人々や地域における希少化のトレンドに対する脆弱性など．このような分析がなければ，政策から意図せざる結果が生じるリスクは対処されないままとなるであろう．バイオ燃料の場合がそれであった．エネルギー安保を促進する措置が食料安保にもたらす意義への配慮が不十分だったのである．

包括的な食料安保イニシアティブを支えられない脆弱国にとっては，最適な選択肢が望ましいかもしれない．信頼できる世界的な食料在庫システムが理想的であろうが，もっと小規模な独立的な緊急用の備蓄――地域で管理――があれば，食料援助対応策の遅れを橋渡しすることができる．戦略的な場所にある各国の既存の貯蔵所に保有されているそのような備蓄で，迅速な対応が可能になる．ASEAN 加盟 10 カ国，中国，日本，韓国が創設した東アジア緊急コメ備蓄プログラムはその 1 例であり，緊急時に，また貧困削減のために，食料援助を提供し，食料安保を強化することが目的である[16]．

効果的な早期警告制度も食料不安に取り組むのに次善のアプローチになり得る．食料価格ショックの可能性とインパクトを削減することが最善の選択肢であろうが，食料や農業に関する効果的な早期警告制度は特に脆弱国では，紛争リスクや食料安保水準の推移を特定し評価しモニターするために導入することができよう．不作や食料不足を予想するのに衛星データを使う早期警告制度の例としては次の 2 つが指摘できる．1 つは国連が後援している世界食料情報早期警報システムであり[17]，アフリカの旱魃になりやすい 22 カ国における食料安保対応計画の改善を目的としている．もう 1 つはアメリカの国際開発庁（USAID）が後援している飢饉早期警報システム網であり[18]，低所得で食料不足の 80 カ国を中心にすべての諸国について，食料の需要と供給をモニターしている．

国際取引システムは土地やエネルギーの探査を巡る国際的な資源競争の圧力から，脆弱国家を保護すべきである．採取産業透明性イニシアティブ（EITI），赤道原則[19]，サンチャゴ原則[20]など，このような問題に取り組んでいるイニシアティブは，特定部門への関与を指導すべく基準を策定し，多数の機関や大企業が独自の指針を作成している．しかし，そのような継続的な民間イニシアティブに基づいてもっと幅広い努力が必要である．自主規制に関して業界としての取り決めが達成されていなかった大規模な農業投資について，世界銀行，国連食料農業機関（FAO），国際農業開発基金（IFAD），国連貿易開発会議（UNCTAD），その他のパートナーは，最近，以下の諸点を強調した責任ある農業投資に関する一連の原則を制定した．すなわち，土地・資源にかかわる権利の尊重，食料安保，透明性，良い統治，適切で対応可能な環境，協議と参加，社会的・環境的な持続可能性（ボックス 7.9）である[21]．

気候変動からの新しいインパクトに先駆けて，脆弱国が河川の国境を共有している場合，国際支援を小地域に対して供与することができよう．この努力は状況に応じて，正確な数量に基づく合意から，減少した流れの潜在的なインパクトに対応するために比率に基づく合意，すべての流域住民に利益をもたらす流域の開発拡大からの利益を共有することに基づく合意，新たな利益が何も存在しない場合の新しい合意へのシフトを含むことができる．国境をまたぐ，あるいは小地域の水管理の取り決めを涵養する努力は，たとえ気候変動が流量に影響を与えない結果になっても，地域的な緊張を緩和することができる．

軌道 4：低・中・高所得国や世界的及び地域的な機関からの支援を動員する

脆弱で暴力の影響を受けた諸国に対する国際援助の状況は過去 20 年間で変化しており，連帯支援を受けた歴史のある中所得諸国からの援助や政策支援が増加している．いくつかの地域機関も治安や開発

の問題では大きな役割を果たしている．にもかかわらず，世界の紛争や暴力，それに対応すべき責任を負っているリーダーシップの規範，国際援助の形などに関する議論は，南側の主体ではなく北側の主体によって牽引されている部分が大きい．この不足に取り組むのを後押しすべく，「平和構築と国家建設に関する国際対話」が創設されている．WDR プロセスとしても，伝統的なドナー・パートナーに加えて，暴力の影響を受けた低・中所得国，地域的な政策立案者，地域機関との広範な協議を実施している．意見が一致した分野が多数ある――市民の安全と正義及び雇用に関する制度構築と統治に焦点を当てること――と同時に，意見が相違した分野もいくつかあることがわかった．

WDR の協議では，統治の改善に関して各国のリーダーシップから何が現実的に期待できるか，どのくらいの期間をかけてするのか，良い統治の「形」対「機能」などについて（例えば，選挙か，それともより広範な民主的な慣行やプロセスか，実際に腐敗を最小化することか，それとも公共調達法を制定したり，腐敗防止委員会を設置したりすることかなど），各国の主体・地域機関・中所得国・OECD 諸国の主体間で意見が分かれていることがしばしば暴露された．

WDR の協議相手は二重基準とみられることも批判した．これは，みずからの国内的な統治の挑戦に直面しているドナーの諸国や機関は，脆弱な途上国における欠陥にもっと謙虚さをもってアプローチすべきである，という感じ方を反映したものである．先進国も腐敗や賄賂や人権侵害及び公的財政に関して，説明が不十分であることを免れているわけではない．つまり，良い統治の基準の有効な実施は先進国にとって挑戦だということである．暴力の影響を受けた地域で国際社会が行政府ないし治安部隊の機能を果たしている場合には，いっそうの挑戦なのである．

責任あるリーダーシップの規範にかかわる協調的な支持の欠如は懸念すべきである．というのは，暴力リスクの削減には世界的な規範の進展が極めて重要だからである．特に報奨と説明責任を提供する国内制度の能力が弱い場合には，合憲性・人権・腐敗にかかわる認識と制裁のメカニズムに加えて，地域的及び世界的な基準が各国のリーダーシップに支持とインセンティブを提供してきた．例えば，人権の基準は改革者にとって重要な参照点であった．彼らは多数の地域で独裁的な軍事体制をもっと説明責任のある体制に転換し，市民の安全とより広範な開発に利益をもたらすための努力を率いてきた．2000 年のロメ宣言は政府変更が違憲な場合に対するアフリカの基準と地域的な対応メカニズムを確立した．それが前述の通り，1990 年代以降におけるクーデターの著減と，合憲の政府を支持する強力な大陸ベースの行動を下支えしている [22]．

暴力や開発という共通の問題に対して，高・中・低所得国の間で，世界と地域の両レベルで協調を強化するための控え目な措置としては以下のものがある．

- **暴力防止に関して南々および南北両方で意見交換を増やす**．南々意見交換には現在の脆弱で暴力の影響を受けている状況下で，適切な能力や教訓を提供するという大きな潜在性がある [23]．移行という経験をみずから最近通過してきた低・中所得国は，同じような他の諸国に多くのことを提供することができる．本報告書で示したように，ラテンアメリカ諸国は都市部における暴力防止や治安と司法改革，中国は雇用創出，インドは地方の公共事業と民主的な慣行，東南アジアやアフリカの諸国は紛争地域におけるコミュニティ主導型開発に関して，それぞれ独自の見方を提示している．しかし，南北の意見交換も重要である．制度的な能力は互いに異なっているものの，南北の多くの諸国，州，都市は同じように何らかのストレスに直面している．プログラムのアプローチは他の人にとって適切な教訓をもっているだろう．そのような意見交換があれば，暴力の挑戦は途上国に固有なものではなく，解決策を発見しようと苦闘しているのは何も途上国だけではない，という理解が深まるだろう．
- **国際援助を地域的な統治に向けた努力の背後に並ぶようにうまく調整する**．アフリカ連合（AU）が合憲性に関わっているように，地域機関がイニシアティブを取っている場合，加盟国に対する影響力という点では大きな比較優位がある．地域機関がもっている潜在的な会

諮問委員会メンバーからの意見：世界開発報告 2011

ボックス 9.4　規範設定や暴力防止における地域的な組織とイニシアティブの役割

国際的な規範や基準に関するコンセンサスを再確認する――地域的組織の役割

ルイーズ・アルブール, 理事長，国際危機グループ；元国連人権高等弁務官；WDR 諮問委員会メンバー

人命の尊さなど普遍的な価値か，国際的な法律のルールに基づくかは別として，普遍的な規範がいくつかあり，それは国際連合やその他の国際的な法律文書に反映されている．

このような規範は自動的に実施されるものではなく，文化的な多様性の権利を含んでいるため，その解釈は地方的・国家的・地域的な多様性を反映していなければならない．「西洋の価値観」の輸出に対する抵抗は，規範そのものの拒否というよりも，特定の規範にかかわる外来の表現方法の拒否を意味するだけかもしれない．

地域機関は普遍的な規範と地方的な習慣の距離を橋渡しすることができる．そのような習慣ないし慣行は，内容的に，国際社会が一体感を引き出しているコアな国際原則に適合していなければならない．そうでなければ、文化的な多様性は国際的な枠組みを単に無視し，足を引っ張ることになってしまう．

例えば，司法部門では，制度的なモデルや手続きの統一性は，正義の実際の実現における根本的な相違をあいまいにするかもしれない．しかし，公正性・不偏性・透明性・一貫性・哀れみ・最終的には説明責任といった原則に基づく紛争の裁決は多種多様な形を取り得る．

開発に対する援助に当たって，国際的な主体としては内容ではない形式の輸出には抵抗して，その本当の普遍的な性格を阻害するのではなく，それを高めてくれる規範の地域化を許容しなければならない．同じ精神で，地域的な主体は国際的な規範を文化的に適切な形で翻訳して，順応していない慣行を拒否しなければならない．

そして，普遍的な規範が設定している基準は大志であることを万人が認めなければならない．パフォーマンスの指標は一国が共通の普遍的な理想に向かう進歩，停滞，あるいは退歩を反映すべきである．

議開催の役割も，WDR 協議のなかで高・中・低諸国の各面談者によって広く認められていた（ボックス 9.4 参照）．統治規範の適用に関して議論する地域的なプラットフォームを支援するのは，主体性を高めるのに有効な方法である．統治について重大な改善や悪化（クーデターなど）への対応策を，二国間や多国間の主体の間で議論するためにより明確な構造を採用すれば，国際的な主体に対して受け入れがたい拘束力のある責務を作り出すことなく，情報の共有と協調的な対応策の可能性を改善することができるだろう [24].

- **責任あるリーダーシップを認めるイニシアティブを拡大する**．率直で透明な批判には常に一定の役割があるものの，脆弱な状況下における批判に不釣合いな焦点が当たっているように思える北側からのアプローチは分裂をもたらしかねない．アフリカのリーダーシップのためのイブラヒム賞などのイニシアティブは，多種多様な役割におけるリーダーを認めるべく模倣することができよう（例えば，腐敗に永続的なインパクトを与えた大臣，治安部門改革を成功裡に実施した軍事リーダーなど）．採取産業透明性イニシアティブなど多数の利害関係者がいるイニシアティブは，政府や市民社会や会社のいずれであろうと，資源にかかわる収入や支出の透明性を改善した個々のリーダーないし指導層を認める規定を検討することができよう．

統治改善の予定表にもっと焦点を絞った現実的な期待が組み込まれていれば，国際援助を享受する諸国，中・高所得の国際的なパートナー，世界的及び地域的な機関の間にある見解の相違を橋渡しするのにやはり役立つだろう．根強い不満と統治の変化に関する期待――治安や開発にかかわる進展の標準的な分析では探知されていなかった――を例証している最近の社会的抗議運動を考えると，これは特に重大である．第 8 章で説明した指標はこの欠陥に対処することを目的としている．各国が制度や統治にかかわる改善を実現する軌道

に乗っているかどうかや，政治的な安定性や開発の領域にわたる各国制度の正当性やパフォーマンスのトレンドを，市民がどのように受け止めているかに焦点を当てることになる．

これはボックス 9.4 でルイーズ・アルブールが指摘しているように，進展と停滞と悪化を比較するのに単純な方法であろう．そのような指標が単に制度の形式（法律の制定や腐敗防止委員会の設置）ではなく結果を測定することを確保することが重要である．それが革新的な国家的措置を抑圧するのではなく促進し，低・中・高所得国の機関の間で学習を涵養することの確保につながるからである．国連平和構築委員会――脆弱国・ドナー・軍隊派遣国・地域機関を一堂に会している――には，現実的な予定表について助言する未開拓の潜在性がある．

継続的な世界学習プラットフォーム

本報告書は治安と開発に関して多種多様の既存研究を一まとめにして，それに新しい定量的・定性的な分析を追加したものである．しかし，それを準備する過程で知識にギャップがあることが明確になった．そのギャップには，組織犯罪と政治的な暴力の結び付き（それは顕著な研究不足状態にある）などの変化している問題から，制度的な転換に関する確固とした概念モデルやそのプロセスの実験の欠如や，司法や雇用に関する介入策など重要な政策やプログラムの選択肢に関する評価データの欠如までが含まれる．将来の研究や政策の仕事にとっての優先課題は以下の通りである．

- **データのギャップを埋める**．暴力（なかでも犯罪的暴力）と国家制度に対する市民の信頼に関するデータにはギャップがある．概念モデルを十分にテストし，政策オプションを評価するための他の変数も欠如している．WDR の作業をフォローアップするための優先課題は，刑事司法制度，治安・刑事司法制度における能力・説明責任に関する制度的なパフォーマンスの指標，雇用データに支出することであろう．
- **概念モデルをテストする**．入手可能な各国比較データや定性的な事例分析と整合的な，地域や各国との協議から得られた仮説を WDR には提示してある．成功する改革の詳しい経路と失敗の理由を特定するための，さらなるテストや研究からすべての人々が利益を享受する．それには以下が含まれる．継続的な暴力防止のためには国家制度の転換や統治の成果が重要であること，幅広い制度的な転換の序奏曲としての信頼醸成，脆弱な状況下における改革に向けた十分に包容的な連合の特性，これを多数の移行段階にわたってどのように適合し統合するのか，市民の安全と正義及び雇用に関する早期の制度的措置の設計と利益．第 2 章で検討したように（ボックス 2.5），雇用と暴力防止の関係などについてはさらなる研究が必要である．
- **政策・プログラムの選択肢を評価する**．個別の政策やプログラムの介入策と治安の成果の間の関係についても，インパクト評価が不足している．マクロ経済政策のレベルでは，不安定性と制度的な脆弱性が存在する状況下における次善の改革にかかわる費用便益にはいっそうの注意が必要である．歳入を増やし政府支出を拡大する改革の順序や，地域統合の費用便益についても同じことがいえる．プログラムのレベルでは，迅速な開発の成果や治安・開発を統合したアプローチの重要性を評価すれば，政策立案者にとって大きな助けになるだろう．紛争ないし暴力増加という状況下で，失業に取り組むプログラムを通じた介入策のインパクトを分析するという焦点を絞った評価の課題も，雇用創出に対するもっと積極的な国際的アプローチ（民間部門の発展の役割を含む）に貢献できるであろう．アフリカ連合の平和・安保担当ラマムラ委員や国連の平和維持活動担当ルロワ事務次長が提案したような柔軟な平和維持オプションの経済的な費用便益の分析は，将来の政策動向にとって有益な情報を提供することができよう [25]．
- **新しい現象がもたらすインパクトの変化を追跡する**．これには気候変動に加えて，エネルギーや希少資源に対する需要の急増が，暴力のリスクがある地域に及ぼす影響が含まれる．

将来の研究課題はまさに非常に豊富にあり [26]，公的機関やシンクタンクや大学や NGO の強固な

ネットワークがそれとの戦いについて生産的に協調することができよう．暴力と脆弱性及び開発に関する知識にかかわる協調的なプラットフォームの共有は，政治学や経済学を含む社会学と，この最も学際的な分野における政治・治安・人道・開発にかかわる機関が牽引している研究を統合できる利点もあるであろう．そのようなプラットフォームは脆弱で紛争の影響を受けた国家や，暴力を経験したことのある中所得国の研究所による研究を促進することができ，重要な規範や各国の状況への適合に関する新たなコンセンサスに情報を提供するだけでなく，ここで強調したような教訓や学習を生み出すのに有益であろう．このプラットフォームは「開発経済学の民主化」という新しい研究イニシアティブから教訓を引き出すこともできるであろう．これは世界銀行の研究グループのイニシアティブであり，共通の挑戦課題や解決策に関する南々の学習や協調的研究を支援するために，「オープンなデータ，オープンな知識，オープンな解決策」を促進している[27]．

行動に向けて必須の課題

国際社会は反復的な，あるいは新しい脅威に直面している諸国が強靭性を構築するのを手助けすることができるのだろうか？　重要な地域――北アフリカや中東，中央アフリカ，アフリカの角，西アフリカ，南西及び中央アジア，中央アメリカ――が現在，新しいか反復的な暴力連鎖のリスクに直面している．国際社会は単に１つの深刻な事態を停止させるだけでなく，継続的な連鎖のリスクを削減することができるであろうか？　平常通りでは持続的な成果を実現できる可能性は低い．必要なのは国際的な主体の間で，理に適っていると同時に現実的な期待に基づいて，各国のリーダーとの対話のなかでコンセンサスを新たにすることである．実際的なレベルでこのコンセンサスを支えるためには，暴力のエスカレーションを防止するのに役立つ機関に対して，焦点を絞ったタイムリーな援助が必要になるであろう．また，国家制度の正当性を構築するのを手助けするために，人道・開発・治安・調停にかかわる援助について新たなやり方を試行する積極性も必要であろう．さらに，このような諸国の外部からのいストレスが脆弱な進展を圧倒するのを防止するためには，断固たる措置が必要であろう．

本報告書の勧告のすべてには，その中心に世界的なリスクを分担するという概念がある．リスクは変化しており，安定性に対する新たな脅威が国際的な組織犯罪や世界経済の不安定性から発生してくる．国際的な勢力関係の情勢も変化し，低・中所得国が世界経済のなかに占めるシェアや政策思想に対する貢献度を高めている．国際的な主体が世界的なリスクを集団的に管理する――平等なパートナーとして――アプローチに関しては，根本的な再考が必要である．

勧告についての実施は容易ではない．先進国と途上国双方からの明確な政治的なリーダーシップと，二国間開発機関や多角的機関における変化に対する持続的な注視を必要とする．真の変化を実現するためには，政治的なリーダーシップに対する強力な論拠が必要であろう．しかし，二重の論拠が存在している．１つには，脆弱性と暴力は開発にとって重大な障害であり，もはや貧しい遠隔の地域や都市景観に限定されていない．この 10 年間に世界中で生活における不安定性が高まっている．テロリズムの脅威があり，麻薬取引が拡大し，国際的に移動する難民の数が増加している．したがって，反復的な暴力の連鎖を打破することは，緊急行動を要する共通の挑戦なのである．

注

概観

1. 『世界開発報告 2011』では組織暴力のことを，グループによる次を含む物理的な力の行使ないしその脅威と定義している．すなわち，他の国家や市民に対する国家の行為，内戦，敵対陣営間の選挙暴力，地域・民族・宗教・その他の集団アイデンティ・経済的利害の競合に基づくコミュニティ間の分紛争，ギャング・ベースの暴力と組織犯罪，イデオロギーを目的とする国際的な非国家の武力運動など．WDR では開発にとって重要な話題ではあるが家庭内暴力や個人間暴力は扱わない．時として，暴力ないし紛争はこのように理解された組織暴力の省略表現として使われている．非国家の武力運動によるテロ攻撃など一定の形の暴力は，多くの諸国で国内での刑法に服する問題として扱われている．
2. Uppsala/PRIO Armed Conflict Database (Harbom and Wallensteen 2010; Lacina and Gleditsch 2005); Sundberg 2008; Gelditsch and Ward 1999; Human Security Report Project 近刊 ; Gleditsch 他 2002.
3. 脆弱性・紛争・暴力に影響されている諸国には次のような状況の諸国が含まれる．(1) 殺人率が 1 年間に人口 10 万人当たり 10 人以上；(2) 重大な内戦（戦死者が年 1,000 人以上と 2006-09 年に定義）；(3) 国連ないし地域組織に負託された平和構築ないし平和維持の活動；(4)2006-09 年の制度的能力の水準が低くて（世界銀行の CPIA3.2 未満），暴力・紛争の高リスクとの相関関係が大きい低所得国．以下を参照．Uppsala/PRIO Armed Conflict Database (Lacina and Gleditsch 2005; Harbom and Wallensteen 2010); UNDPKO 2010b; UNDP 2010c; World Bank 2010e.
4. 内戦の開戦と終戦のトレンドに関する議論については次を参照．Hewitt, Wilkenfeld, and Gurr 2010, Sambanis 2004; Elbadawi, Hegre, and Milante 2008; Collier 他 2003.
5. Demombynes 2010; UNODC 2010a.
6. Leslie 2010; Harriott 2004, 2008; International Crisis Group 2008b; Ashforth 2009.
7. Bayer and Rupert 2004．Baker 他 2002 の発見によれば，紛争の効果は 33％の関税障壁に等しい．紛争が成長にもたらす影響の決定についての方法論と，第 1 次的および第 2 次的な隣国に基づく理論と新しい分析の最新の議論に関しては次を参照．De Groot 2010; Murdoch and Sandler 2002.
8. U. S. Committee for Refugees and Immigrants 2009; Internal Displacement Monitoring Centre 2008.
9. Gomez and Christensen 2010; Harild and Christensen 2010.
10. Global Terrorism Database 2010; National Counter Terrorism Center 2010; WDR チームの試算.
11. Gaibulloev and Sandler 2008.
12. Davies, von Kemedi, and Drennan 2005.
13. U.S. Energy Information Administration 2011 が報告している北海ブレント原油のスポット価格（バーレル当たりドル）に基づく WDR チームの試算.
14. UNODC 2010b.
15. UNODC 2010b.
16. Hanson 2010; Bowden 2010.
17. World Bank 2010d.
18. Chen, Ravallion, and Sangraula 2008 の貧困データ（以下で入手可能．POVCALNET, http://iresearch.worldbank.org）に基づく WDR スタッフの試算.
19. Narayan and Petesch 2010.
20. UNDP 2006.
21. 紛争や暴力のコストに関する概観については，Skaperdas 他 2009 を参照．紛争に関連した経済コストの具体的な推計値は以下を参照．Hoeffler, von Billerbeck and Ijaz 2010; Collier and Hoeffler 1998; Cerra and Saxena 2008; Collier, Chauvet, and Hegre 2007; Riascos and Vargas 2004; UNDP 2006.
22. Martin, Mayer, and Thoenig 2008.
23. UNICEF 2004; UNEPA 2002; Anderlini 2010a.
24. Beijing Declaration and Platform for Action 1995; Women's Refugee Commission 2009; UNICEFF 2004.
25. American Psychological Association 1996; Dahlberg 1998; Verdú 他 2008.
26. WDR チームの試算.
27. 紛争の原因に関する理論は本文の第 2 章で探求する．そこで議論されている文献のなかで，主要な推奨図書には以下が含まれる．Gurr 1970; Hirshleifer 1995; Skaperdas 1996; Grossman 1991; Fearon 1995; Collier and Hoeffler 2004; Satyanath, Miguel, and Sergenti 2004; Blatman and Miguel 2010; Keefer 2008; Besley and Persson 2009, 2010; Toft 2003; Murshed and Tadjoeddin 2007; Arnson and Zartman 2005．政治・治安・経済のダイナミクスの間の結び付きは政策の世界でも認識されている．Zoellick 2010b 参照.
28. 所得不平等と内戦リスクの関係については Fearon 2010a を参照．所得不平等と犯罪的暴力の関係については以下を参照．Loayza, Fajnzylber, and Lederman 2002a, 2002b; Messner, Raffalovich, and Shrock 2002.
29. Fearon 2010b; Bøås, Tiltnes, and Flatø 2010; Neumayer 2003; Loayza，Fajnzylber, and Lederman 2002a, 2002b; Messner, Raffalovich, and Shrock 2002; WDR チームの試算.
30. Stewart 2010.
31. Satyanath, Miguel, and Sergenti 2004.
32. 制度的な弱さと暴力的な紛争との関係については次を参照．Fearon 2010a, 2010b; Johnston 2010; Walter 2010.
33. 加えて，紛争リスクを高める構造的で漸進的な要因がある．このなかには暴動がやりやすくなる物理的な地形の特徴も含まれる．このような特徴は言葉の常識的な意味では戦争の原因ではなく，単に可能性を高めるだけである．山岳地形は暴動の実現性を高めることによって，リスクを大きくすることが判明している．近隣地域も問題となる．他の戦争ないし暴力的な犯罪や不法な麻薬取引が高率な諸国に近接していることに伴うマイナス効果と，大体において平和な近隣地域に所在することに伴うプラス効果の両方がある．以下を参照．Buhaug and Gleditsch 2008; Gleditsch and Ward 2000; Salehyan and Gleditsch 2006; Goldstone 2010．近隣地域が内戦に及ぼす効果については Hegre and Sambanis 2006; Gleditsch 2007.
34. McNeish 2010; Ross 2003.
35. これは国家建設に関する最近の特に以下の文献に基づく．North, Wallis, and Weingast 2009; Dobbins 他

2007; Fukuyama 2004; Acemoglu, Johnson, and Robinson 2001, 2005, 2006. この学習は次の最近の政策文書にも反映されている．OECD 2010a, 2010g, 2011.

36. 制度とは WDR では公式・非公式の「ゲームのルール」と定義されており，正式なルール，成文法，組織，非公式な行動規範や共通の信条などに加えて，このような規範を実施・執行するために存在する組織形態（国家組織と非国家組織の両方）を含む．制度は暴力を促進し得る利害，インセンティブ，行動を形作る．エリート間協定とは違って，制度は非人格的であり――特定のリーダーの存在にもかかわらず機能し続け，したがって，暴力に対する継続的な強靭性というより大きな保証を提供する．制度は社会のすべてのレベル――地方・国家・地域・世界――で機能する．
37. Fearon 2010a, 2010b; Walter 2010.
38. Arboleda 2010; WDR チームによるカンボジアにおける政府高官，市民社会代表者，治安要員との協議，2010.
39. Gambino 2010.
40. UNDP が 2010 年に開催してケニアに参集した英語圏とフランス語圏の代表者による会議は「協調能力」という言葉を作り出し，暴力防止・復興にかかわる制度を「相互依存する構造，メカニズム，資源，価値観，スキルのダイナミックなネットワークで，それは対話と協議を通じて，社会における紛争の防止と平和構築に貢献するもの」と定義した．UN Interagency Framework for Coordination on Preventive Action 2010, 1.
41. Barron 他 2010.
42. World Bank 2010m; Buhaug and Urdal 2010.
43. Schneider, Buehn, and Montenegro 2010 を参照．食料抗議のデータはニュース報道に基づく．統治の有効性に関するデータは Kaufmann, Kraay, and Mastruzzi 2010a を参照．
44. Menkhaus 2006, 2010.
45. 経済成長と開発における制度の役割に関しては，Acemoglu, Johnson, and Robinson 2005 を参照．Zoellick 2010b も参照．
46. North, Wallis, and Weingast 2009.
47. 旧植民地諸国における近代的な制度の発展に植民地主義が及ぼしたインパクトに関しては，Acemoglu, Johnson, and Robinson 2001 を参照．
48. Special Inspector General for Iraq Reconstruction 2009.
49. Margaret Levi はこう言っている．「信頼というのは実際には，個々人が他人とのやり取りでリスクを取る，集団行動問題を解決する，自己利益の標準的な定義に矛盾するような形で行動することを可能にするさまざまな現象をひとまとめにする言葉である」．さらに，Levi は次のように指摘している．「問題になっているのは協調的な事業である．これはきちんとした信頼があれば前向きな報酬があるだろうという妥当な信念を信頼する側はもつことができ，その信念に基づいて喜んで行動するだろうということを意味する」．Braithwaite and Levi 1998, 78.
50. Pritchett and de Weijer 2010.
51. 治安と開発の相互関係は，恐怖からの自由，困窮からの自由，威厳をもって生きる自由を包摂する「人間の安全保障」という概念の下で議論されてきている．人間の安全保障は人類の安全と繁栄を中心に置くことによって，貧困と暴力の両方，またその相互作用からの広範な脅威に取り組む．人間の安全保障の重要性と人々を焦点の中心に置くことの重視を認めながらも，本報告書では「市民の安全保障」という用語をもっと頻繁に使っている．これは物理的な暴力からの自由と暴力の恐怖からの自由に対する焦点を鮮明にするためである．期待されるのは，人間の安全保障という概念のなかで恐怖からの自由という側面にかかわる議論を補完することである．Commission on Human Security 2003 に基づいて，人間の安全保障の重要性が次のような場で認められている．2005 年の世界サミットで採択された国連総会 2005 年決議，国連総会 2009 年報告書，国連総会 2010 年決議，その他のフォーラム（アジア太平洋経済協力会議，G8，世界経済フォーラム）．以下も参照．Commission on Human Security 2003; UN General Assembly 2005b, 2009b, 2010.
52. 調停用語で言う「信頼醸成」は敵対者どうしの間で信頼を醸成することを意味する．金融の文脈では，「信頼」という用語は政府は健全な政策を採用しており，それを実施する能力があるだろう，という市場参加者による信頼を意味する．WDR ではこの用語を暴力によって分断されていた市民グループ間で，市民と国家の間で，国家とその他の重要な利害関係者（近隣諸国，国際パートナー，投資家など．前向きな成果をあげるにはそれらの政治・行動・金融の面での支援が必要）の間で信頼を醸成することとして定義されている．
53. 信頼の醸成と期待の変更に関しては Hoff and Stiglitz 2008 を参照．
54. Bedeski 1994; Cumings 2005; Kang 2002; Chang and Lee 2006.
55. Stedman 1996; Nilsson and Jarstad 2008 を参照．エリート間協定，政治的な解決策，包容性に関しては，Di John and Putzel 2009 を参照．
56. Anderlini 2000.
57. World Bank 2008f, 2009d; Republic of Lebanon Ministry of Environment 1999.
58. UNDPKO 2010a.
59. 日本の土地改革に関しては Kawagoe 1999; Tsunekawa and Yoshida 2010，日本におけるより広範な国家建設の経験に関しては Tsunekawa and Yoshida 2010 を参照．韓国の土地改革に関しては Shin 2006 を参照．
60. Braud and Grevi 2005.
61. リベリアで 2005 年の選挙戦の際に導入された統治・経済管理支援プログラム（GEMAP）は，歳入と歳出の分野について「二重の鍵」権限を規定している．これは政府と国際社会の共同管理によって，具体的には懐疑的な人々やドナーに対して，長年にわたる公然の略奪と腐敗は終焉し，サービスの提供は信頼できる，という安心感を与えるように設計されている．Dwan and Bailey 2006; Government of the Republic of Liberia Executive Mansion 2009.
62. 腐敗と犯罪と戦うために，グアテマラは 2007 年に国連との合意に基づき，グアテマラ免責問題対策国際委員会（スペイン語の略号 CICIG）を創設した．その任務は「違法な治安部隊や内密の治安組織の活動に関連して犯された罪の捜査・起訴に責任を有するグアテマラ国家の制度を支援・強化・後援する」ことにある．UN 2006a を参照．
63. アフガニスタンの国家連帯プログラムに関しては以下を参照．Beath 他 2010; Ashe and Parrott 2001; UN Assistance Mission in Afghanistan and UNOHCHR 2010．ラテンアメリカの多部門暴力防止プログラムに関しては以下を参照．Alvarado and Abizanda 2010; Beato 2005; Fabio 2007; International Centre for the Prevention of Crime 2005; Duailibi 他 2007; Peixoto, Andrade, and

Azevedo 2007; Guerrero 2006; Llorente and Rivas 2005; Formisano 2002.

64. インドについては India Ministry of Rural Development 2005, 2010，インドネシアについては Barron 2010; Guggenheim 2011，コソボについては Grygiel 2007; Institute for State Effectiveness 2007，ルワンダについては Boudreaux 2010 をそれぞれ参照.
65. ニカラグアについては Bastick, Grimm, and Kunz 2007, ネパールについては Ashe and Parrott 2001 をそれぞれ参照.
66. リベリアについては Blundell 2010, モザンビークについては Crown Agents 2007 をそれぞれ参照.
67. 東ティモールの保健プログラムに関しては Rohland and Cliffe 2002; Baird 2010 を参照.
68. Messick 2011.
69. Giovine 他 2010.
70. Guerrero 2006; Mason 2003; Predidencia República de Colombia 2010.
71. Ashraf Ghani and Clare Lockhart は Fixing Failed States という著書のなかで，「二重の協定」というレンズを通じて，脆弱で紛争の影響を受けた国家における正当性の確立と主権ギャップの穴埋めという問題を分析している．二重協定は「…主権に対する国家の主張を下支えしている権利と責務のネットワーク」に焦点を当てて，第 1 に，「一貫した一連のルールのなかに埋め込まれている…国家と市民の間の…協定」，第 2 に，「国際的な規範や説明責任・透明性にかかわる基準の順守を確保するために，国家と国際社会との間の協定」に言及している．Ghani and Lockhart 2008, 8.
72. Agoglia, Dziedzic, and Sotirin 2008.
73. WDR チームによる南アフリカにおける ANC 連合や国民党のかつての主要な交渉者との協議 , 2010.
74. Barron 他 2010.
75. WDR チームによるハイチにおける協議，2010; UNDPKO 2010a.
76. 南アフリカについては Kambuwa and Wallis 2002; WDR チームによる南アフリカにおける ANC 連合や国民党のかつての主要な交渉者との協議 , 2010; パキスタンについては World Bank and ADB 2010 をそれぞれ参照.
77. WDR チームによるコロンビアにおける政府高官，市民社会代表者，治安要員との協議，2010.
78. このような手段としては以下がある．UNDPA 調停ユニット；AU を初めとする地域的な調停能力；人道対話センターなど「軌道 2 の調停」.
79. Ojielo 2007; Odendaal 2010; UNDPA 2010a.
80. フィンランドの独立的な非営利組織である危機管理イニシアティブ（CMI）は，紛争を解決し，持続可能な平和を構築するために活動している．CMI の会長で元フィンランド大統領のアハティサーリは 2005 年に，インドネシア政府とアチェ州の自由アチェ運動との和平合意をとりまとめた．Crisis Management Initiative 2011 を参照.
81. 国連の「統合使節団」については Eide 他 2005,「全政府」アプローチについては OECD-DAC 2006; DFID 2009, 2010,「ホール・システム」アプローチについては OECD-DAC 2007 をそれぞれ参照．地域的な手段に関しては African Union 2006, 2007b を参照.
82. Stewart and Brown 2007.
83. OECD-DAC 2008.
84. OECD-DAC 2010a.
85. 援助の変動性が受領国にもたらすコストに関しては最近の研究がある．これは政府歳入と開発プログラム両方の変動性を含む．ネット ODA の変動性に伴う効率性の損失は脆弱な国では強い国の 2 倍と高く，対 GDP 比は 1.2% に対して 2.5%となっていた（Kharas 2008 参照）.
86. 麻薬の違法取引は本質的な性格からして地域的・世界的であり，生産国，通過国，消費国の間には連鎖反応が生じている．コロンビアが麻薬カルテルに対して措置を取ると，中米，メキシコ，西アフリカにさえ影響が及ぶ．カリフォルニアにおける麻薬合法化に関する最近の政策論議は生産国にインパクトを与える可能性がある．他の商品でも同様の効果が生じるものがある．ある国における伐採規制は同じような政策のない他の諸国における需要を押し上げ，それに伴って腐敗や暴力に対する脆弱性が高まることがある.
87. キンバリー・プロセスはコンゴ民主共和国などといった諸国で暴動を扇動するのに使われる「紛争ダイヤモンド」の流れを阻止するために，市民社会グループ，産業界，政府が共同で実施している．輸出されたダイヤモンド原石が暴力を煽動することにつながらないように，このプロセスには参加メンバー 49 名（75 カ国を代表する）に対して広範な要件を課している独自のダイヤモンド認証制度がある．Kimberley Process Certification Scheme 2010 を参照.
88. OECD-DAC 2010a.
89. WDR チームによる東ティモールにおける同国担当チームとの協議，2010.
90. UNOHCHR 2006.
91. g7+ は「脆弱で紛争に影響された国・地域の独立的・自律的なフォーラムで，世界的な舞台で単一の集団的な発言権を形成するために結束している」．2008 年に創設された G7+ には以下が含まれる．アフガニスタン，ブルンジ，中央アフリカ共和国，チャド，コートジボワール，コンゴ民主共和国，ハイチ，リベリア，ネパール，ソロモン諸島，シエラレオネ，南スーダン，東ティモール．International Dialogue on Peacebuilding and Statebuilding 2010 を参照.
92. この種のシフトの実際的な事例は 2005 年のエチオピアである．政府とドナーは通常の予算支援から地方政府向け移転プログラムへの変更に合意した．プログラムには国内のすべての地域が，選挙における投票動向にかかわらず，継続的な中央政府からの支援を享受できるようにする措置が盛り込まれていた.
93. Garassi 2010 参照．アフガニスタンについては Atos Consulting 2009，ヨルダン川西岸・ガザについては World Bank 1999a，ネパールについては UNOHCHR 2010; Government of Nepal, UNDP, and UNDG 2010 をそれぞれ参照.
94. OECD 2010i; Scanteam 2010 を参照.
95. Gelb 2010.
96. Messick 2011.
97. Favaro 2008, 2010 参照.
98. 大メコン圏地域(GMS)諸国(カンボジア，中国，ラオス，ミャンマー，タイ，ベトナム）は，広範囲にわたる次の分野を対象とする一連の地域的なプロジェクトを実施している．運輸，電力，通信，環境管理，人的資源開発，観光，貿易，民間部門投資，農業．GMS は越境貿易を活発化させるとともに，貧困水準を引き下げ，経済的な安定と平和に対する共通の利害を生み出したものと認められている.
99. 西アフリカ沿岸イニシアティブ（WACI）は，西アフリカにおける違法な麻薬取引，組織犯罪，麻薬乱用の問題と戦うために，UNODC，国連西アフリカ事務所，国連政治局，国際刑事警察機構（インターポール）が共同で運営しているプログラムである．イニシアティブは以下で構成されている．すなわち，法の執行，法医学，国境管理，資金洗浄防止，刑法司法制度の強化，平和構築イニシアティブへの貢献，治安部門改革などの分野における，各国および地域のレベルにおける能力開発を目的とした一連の包括的な活動.

100.「ユーロ地域」は 1950 年代後半に革新的な形態の越境協力を（同一の国境地帯を共有している 2 つ以上の諸国間で）開始した．経済・社会文化・レジャーの面で国境をまたいだ協調を刺激する目的で，ユーロ地域のモデルは拡張し，ヨーロッパ共同市場の創設や最近の民主制への移行を通じて後押しを受けた．現在ではヨーロッパ全体にわたって 100 カ所以上のユーロ地域があり，このモデルは最近になると東・中央ヨーロッパの領域でも模倣されている．協力はこれまで紛争に影響されていた地域では問題がないわけではないが，国境をまたぐ開発・社会・治安面でのプログラムとしては模範例もある．それらは少数民族が数カ国にまたがって居住している，あるいは過去に国家間戦争や内戦のトラウマで苦しんでいる地帯に居住している地域を含んでいる．以下を参照．Greta and Lewandowski 2010; Otocan 2010; Council of Europe 1995; Council of Europe and Institute of International Sociology of Gorizia 2003; Bilcik 他 2000.

101. 不安定な国境が紛争の温床に繰り返しなってきたことを認識して，アフリカ連合は 2007 年のアフリカ連合国境プログラムを導入して，不安定な国境地帯について境界を設定し，紛争防止手段として国境をまたぐ協調と貿易を促進している．プログラムは次の 4 つの部分から構成されている．第 1 に，地上と海上両方の国境線画定を追求する．というのはアフリカの国境で正式に設定・合意されているのは全体の 4 分の 1 以下にとどまっており，石油の将来的な発見に伴って紛争が継続する可能性があるためである．第 2 に，巡回性の犯罪活動に対処するために国境をまたぐ協調を促進する．第 3 に，国境をまたぐ平和構築プログラムを支援する．第 4 に，地域的な経済コミュニティを通じた経済統合の利益を強化する．この最初の実験プロジェクトはマリのシカソ州とブルキナファソのボボ・デュラッソ市が実施中で，協調を強化するために地方の官民両主体が力を合わせている．African Union 2007a 参照.

102. ASEAN は東南アジア地域において調停や紛争解決に重要な役割を果たしている．その事例としては以下が指摘できる．1997-99 年のカンボジア紛争にかかわる支援，1999 年以降の東ティモールにおける平和維持活動，2005 年のアチェ和解，2008 年 5 月にサイクロン・ナルギスがミャンマーにもたらした大災害など.

103. Powell and Thyne 2011 のデータセットに基づく WDR チームの試算.

104. 南々協力の諸形態のなかでは技術援助が最も一般的である．多くの技術援助プロジェクトは経済社会開発に焦点を置いているが，グローバル・サウスに参加している諸国は紛争後の平和構築に関して特殊能力を開発している．その実例としては，ブルンジ・ルワンダ・南スーダンでは仲間学習を通じて公共サービス向けの構造的な能力を構築しようとしているが，それに対する南アフリカの支援が指摘できる．エルサルバドル・グアテマラ・ホンジュラスの 45 自治体の間における協力は，トリフィニオ地域の水など地域的な公共財の管理に役立っている．アフリカ開発銀行にも脆弱国における南々協力のための特別なファシリティがある．OECD 2010e も参照.

105. 例えば，最近クーデターを経験した西アフリカ諸国では，アフリカ連合の意見は次の通りである．すなわち，社会プログラムや貧困削減プログラムに対するドナーの支援はこのような諸国に対して継続されるべきであるが，憲法的な軌道への復帰を支援するためにはもっと大規模な支援が割り当てられるべきである．実際には，ドナーは援助を完全に中断したところと，何の変化もなく援助を継続したところに分かれた．WDR チームによるアジスアババにおけるアフリカ連合高官との協議 , 2010.

第1章　反復的暴力が開発を脅かす

1. この数字には Uppsala/PRIO Armed Conflict Dataset (Lacina and Gleditsch 2005; Harbom and Wallensteen 2010) からの戦死にかかわる最良の推定値が含まれる.
2. 殺人率の地域別トレンドの詳細に関しては，本報告書のために Fearon 2010b が作成した殺人にかかわる背景論文と 2008 Global Burden of Armed Violence report (Geneva Declaration 2008) を参照．殺人率はラテンアメリカ・カリブを除いて，世界のほとんどすべての地域で低下している．しかし，サハラ以南アフリカの現在および過去の殺人率に関しては，地域的なトレンドを確定するのに十分なデータが入手不可能である.
3. Powell and Thyne 2011 に基づく WDR チームの試算.
4. OAS 2001.
5. クーデター未遂事件も減少しており，1990 年代には 22 件あったが 2000-09 年には 12 件になっている．クーデターの平均成功率は 1990 年代には 40%であったが，2000-09 年には 29%となっている（Powell and Thyne 2011 参照）.
6. Luz and Reiger 2009.
7. World Bank 2010n に基づく WDR チームの試算.
8. 本書を通じて，脆弱性・暴力・紛争に影響された諸国には以下が含まれる．(1) 高水準の犯罪的な暴力に影響された諸国――殺人率が人口 10 万人当たり 10 件以上の諸国，(2) 紛争に影響された諸国――2006-09 年に重大な内戦＜ Uppsala/PRIO Armed Conflict Dataset (Lacina and Gleditsch 2005; Harbom and Wallensteen 2010) の定義により，年間の戦死者が 1,000 人以上＞を経験した諸国，(3) 国連ないし地域機関から平和構築ないし平和維持の非国境任務を負託された部隊が駐留する諸国，(4) 脆弱諸国――2006-09 年の制度的な水準が低い（世界銀行の CPIA が 3.2 以下）低所得国.「低所得の脆弱で紛争に影響された諸国」は最後の 3 つの基準を充足している（殺人データは多くの低所得国では一貫して入手可能とは限らない）低所得国のことである.「途上国」には世界銀行の定義にしたがって，低所得国と中所得国の両方が含まれる.
9. Human Security Report Project 近刊.
10. Ross 2003; McNeish 2010.
11. Ross 2003.
12. Demombynes 2010; UNODC 2010a.
13. Harriott 2004; Shanty and Mishra 2008; UNODC 2010a; Duffield 2000; Gberie 2003a; International Crisis Group 2008b; Ashforth 2009; Porter, Andrews, and Wescott 2010.
14. 例えば戦死者数を制限したり，暴力を行使できる当事者を制限したりする役割を果たしているミラネシアの儀式化された戦闘では，制約が作用する傾向にあった．国際赤十字委員会は暴力の行使に関するこのような「伝統的な」制約を，現代の国際的な人道法における制約と比較している．Dinnen, Porter, and Sage 2010 参照.
15. Brands 2009; Parson 2010.
16. International Crisis Group 2009c.
17. Thapa 2010.
18. 事務総長の脅威・挑戦・変革に関するハイパネルはテロを次のように定義している．すなわち，「テロリズムの側面に関する既存の条約ですでに明記されている行為に加えて，文民や非戦闘要員に死を，あるいは重大な肉体的危害をもたらすことを意図したあらゆる行為である．ただし，そのような行為の目的は，その性格や状況からして，人々を威嚇したり，政府や国際組織をして何らかの行為を強制したり，あるいは差し控えさせたりすることにある（UN 2004a, 52）．従来の議論では定義は非国家主体だけに基づくべきかどうかに焦点が当たっていた.

ハイレベル・パネルの指摘によれば，国家が平民に対して武力を行使するという問題は，戦争に関する国際法，国際刑事法，国際人道法でカバーされている．次も参照．Geneva Conventions 1949; UN 1998.

19. 最も顕著なのは，1995 年のオクラホマ市の爆破であった．アメリカの民兵運動と提携したテロリストがアルフレッド・P・ミューラー連邦ビルを攻撃したもので，168 人が死亡した．2001 年 9 月 11 日以前にアメリカの国土で行われた最も破壊的な攻撃であった．Foxnews.com 2001 参照．
20. UNODC 2010a.
21. UNODC 2010a, 235-36.
22. UNODC 2010b.
23. Jordan 1999; Lupsha 1991.
24. Demombynes 2010 参照．
25. Demombynes 2010.
26. World Bank 2010c に掲載されている Comisión de Jefes y Jefas de Policía de Centroamérica y El Caribe にあるギャング・メンバーの推定人数．軍事力（兵員数）をみると，ニカラグアとホンジュラスはそれぞれ約 1 万 2,000 人，エルサルバドルは 1 万 3,000 人，グアテマラ 2 万 7,000 人となっている（Rodgers, Muggah, and Stevenson 2009）．
27. UNODC 2010a．この数字は犯罪活動（麻薬，武器，人身売買，密輸，通貨・財貨の偽造，ゆすり）の不法な流れだけをカバーしている．腐敗と詐欺的な商業活動を含めると，不法な流れは金額的に年間 1 兆 1,000 億ドルと高水準にまで増加している．Baker 2005 も参照．
28. Van der Elst and Davis 2011; Glenny 2008; Garzón 2008; Naim 2006; Schneider, Buehn, and Montenegro 2010.
29. UNODC 2010b.
30. UNODC 2010b.
31. UNODC 2010b.
32. Uppsala/PRIO Armed Conflict Dataset (Lacina and Gleditsch 2005; Harbom and Wallensteen 2010) を参照．内戦の勃発・終了のトレンドに関する議論については以下を参照．Hewitt, Wilkenfeld, and Gurr 2010; Sambanis 2004; Elbadawi, Herge, and Milante 2008; Collier 他 2003.
33. 表 1.2 の統計は第 2 次世界大戦後の内戦に基づいているので，1960 年代にかつて内戦状態にあったという諸国は 1945-59 に内戦に陥っていた，70 年代にかつて内戦状態にあったという諸国は 1945-69 年に内戦に陥っていたなどとなる．
34. このようなコストとその測定方法に関するより深い探求については，Skaperdas 他 2009; Geneva Declaration 2008 を参照．内戦やその他の紛争に関連した直接的および間接的な死亡の測定方法にかかわる議論については，Human Security Report Project 近刊も参照．
35. Geneva Declaration 2008, 1.
36. 当該国を代表する標本はコートジボワール，シエラレオネ，コロンビアについて使われた．調査が実施されたのはコンゴ民主共和国とマリの地域である．ヨルダン川西岸・ガザでは独立的な代表標本が使われた．当初の標本にはハイチが含まれていた．しかし，2010 年 1 月の地震を受けて調査の実施は不可能になった．
37. Justino and Verwimp 2008; Blattman 近刊を参照．家計や個人に対するミクロ・レベルの紛争の影響に関するより広範な分析については，Households in Conflict Network (http://hicn.org) を通じて発表されている論文も参照．
38. この結果は 1981-2005 年について途上国のパネルにかかわる国・年の固定効果一般化最小二乗法に基づく．同パネルは次からの貧困データに基づく．すなわち，Chen, Ravallion, and Sangraula 2008 (POVCALNET (http://iresearch.worldbank.org で入手可能)；WDR データベース．大規模な暴力（大規模な内戦ないし暴力的な死者が大規模な内戦に等しい 10 万人当たり 10 人以上）が 3 年以上続いている諸国は，貧困率の点で他の諸国に 2.7% ポイントおくれを取っている．小規模な内戦（あるいはそれに等しい殺人率）の諸国は，暴力のない諸国に 1.29% ポイント遅れている．このような結果は $p<0.10$ 水準で統計的に有意であり，時代効果とタイム・トレンドに対して頑健である．
39. Anderlini 2010a.
40. Beijing Declaration and Platform for Action 1995; Women's Refugee Commission 2009; UNICEF 2004.
41. UNFPA 2002; Plümper and Neumayer 2006; Murray 他 2002; Bastick, Grimm, and Kunz 2007; El Jack 2003.
42. American Psychological Association 1996; Dahlberg 1998; Verdú 他 2008.
43. UN 2000, 2011.
44. Human Security Centre 2005.
45. Bastick, Grimm, and Kunz 2007.
46. 以下を参照．UNDP 2005b; Peruvian Truth and Reconciliation Commission 2003.
47. Bijleveld, Morssinkhof, and Smeulers 2009.
48. 本表の効果は次のような多様な出所に基づく．Amnesty International 2005; Brück and Schindler 2008; Carpenter 2006; Chamarbagwala and Morán 2011; Bijleveld, Morssinkhof, and Smeulers 2009; Chun and Skjelsbæk 2010; El Jack 2003; Falch 2010; Finegan and Margo 1994; Guerrero-Serdán 2009; Heuveline and Poch 2007; Ibáñez and Moya 2006; ICRC 2001; International Displacement Monitoring Centre 2007; International Alert and Eastern Africa Sub-Regional Support Initiative for the Advancement of Women 2007; ILO 2009; Jayaraman, Gebreselassie, and Chandrasekhar 2009; Kelly 2010; Lamb and Dye 2009; Lewis 2009; Menon and Rodgers 2010; Peltz 2006; Murray 他 2002; Ndulo 2009; Plümper and Neumayer 2006; Prieto-Rodríguez and Rodríguez-Gutiérrez 2003; Li and Wen 2005; Rehn and Johnson Sirleaf 2002; Shemyakina 2006; Torres 2002; UNFPA 2007; UN 2002, 2006b; Verwimp and Van Bavel 2005; Verpoorten 2003; Ward and Marsh 2006; Willman and Makisaka 2010, Women's Refugee Commission 2008; Verdú 他 2008; WHO 2010.
49. Ward and Marsh 2006.
50. Lewis 2009; Willman and Makisaka 2010; Anderlini 2010a; Carpenter 2006.
51. Internal Displacement Monitoring Centre 2010.
52. UNHCR 2009.
53. Gomez and Christensen 2010; Harild and Christensen 2010.
54. 「復興国」は過去 10 年間に脆弱性・紛争・暴力に影響されていた諸国．
55. 同じような効果は Bowman 他 2008 でも発見されている．
56. Geneva Declaration 2010 も参照．
57. 10 年後の 2010 年に，脆弱な紛争影響国はミレニアム開発目標（MDG）に到達する格差のわずか 20% を縮小したにすぎなかったが，暴力の影響を受けなかった低所得国は MDG 格差を 40-70% 縮小していた（World Bank 2010e 参照）．2010 年の MDG サミット向けに収集された現行データが示すところによれば，低所得の脆弱国や

紛争影響国でMDGを1つでも達成しているところはまったくない．近年劇的な進展を遂げて目標に接近しているので，目標を達成することが可能な諸国がなかにはある．詳細は以下を参照．World Bank 2010n; UNSTAT 2010; UN 2007.

58. 基礎的な保健サービスは戦争地帯でさえ進展している．世界のトレンドに関しては，Human Security Report Project 近刊を参照.
59. Lacina, Gleditsch, and Russett 2006.
60. RAND Corporation 2009.
61. Hoeffler, von Billerbeck, and Ijaz 2010.
62. Armed Conflict Database におけるコード化はすべての政治的な暴力を含んでいるわけではない．ブルンジの経験が示すように，1991 年にブルンジで勃発した政治的な暴力は内戦とコード化される戦死者を出したものの，1960 年代から 80 年代を通じて暴力は一方的なものであった．Uppsala/PRIO Armed Conflict Dataset (Lacina and Gleditsch 2005; Harbom and Wallensteen 2010) を参照.
63. Narayan and Petesch 2010, 12.
64. Hoeffler, von Billerbeck, and Ijaz 2010.
65. Martin, Mayer, and Thoenig 2008.
66. この指数に詳細に関しては Gingranelli and Richards 1999 を参照.
67. Hoeffler, von Billerbeck, and Ijaz 2010.
68. Hoeffler, von Billerbeck, and Ijaz 2010.
69. 紛争・暴力のコストに関する概観については Skaperdas 他 2009 を参照．紛争に関連した経済的コストの具体的な推計値は以下にある．Hoeffler, von Billerbeck, and Ijaz 2010; Imai and Weinstein 2000; Collier and Hoeffler 1998; Stewart, Huang, and Wang 2001; Cerra and Saxena 2008; Collier, Chauvet, and Herge 2007. 犯罪のコストの推計値に関する概観は Skaperdas 他 2009，具体的な推計値は Riascos and Vargas 2004; UNDP 2006 にある.
70. Skaperdas 他 2009 は犯罪のコストに関する最近の文献をサーベイしている．負傷，財物損壊，窃盗を含む犯罪の物質的なコストは，ラテンアメリカ・カリブでは GDP の 3.6%，アメリカでは同 2.1%と推定されている.
71. Hoeffler, von Billerbeck, and Ijaz 2010.
72. Patrick 2006.
73. Bayer and Rupert 2004．一方，Baker 他 2002 は紛争の効果が 33%の関税障壁に等しいとしている．紛争の成長効果を決定する方法論や理論と，第 1 次および第 2 次近隣諸国に基づく新しい分析に関する最新の議論については，De Groot 2010; Murdoch and Sandler 2002; Bayer and Rupert 2004 を参照．紛争が貿易に及ぼす効果は Glick and Taylor 2005 でレビューされている.
74. 同研究は 1960-93 年の 200 を超える諸国の二国間貿易フローを調査している (Nitsch and Schumacher 2004 参照).
75. Europol 2007.
76. Gilpin 2009 参照.
77. 方法論に関しては Bowden 2010，アメリカ海軍にとってのコストに関しては U. S. Government Accountability Office 2010a，追加情報に関しては European Affairs 2010; Hanson 2010 を参照.
78. この数字は抑止的な防犯設備のコスト，海軍力のコスト，海賊訴追のコスト，海賊防止組織の運営コストなどを含む (Bowden 2010 参照).
79. この数字には以下のコストが含まれる．身代金，保険料，航路変更，抑止的防犯設備，海軍力，海賊訴追，海賊防止組織 (Bowden 2010; Chalk 2008 参照).
80. Gomez and Christensen 2010; Harild and Christensen 2010.
81. 2009 年末現在のガーナにおける難民 13,658 人中，11,500 人近く（84%）がリベリア，1,600 人（12%）がトーゴからであった．UNHCR 2010.
82. International Crisis Group 1999; Salehyan and Gleditsch 2006.
83. Patrick 2006 参照．以下も参照．Collier 他 2003; Garrett 2005; National Intelligence Council 2000, 37.
84. Gaibulloev and Sandler 2008.
85. Mufson 2009.
86. U. S. Energy Information Administration 2011 が報告している北海ブレント原油スポット価格（バーレル当たりドル）に基づく WDR チームの試算.
87. Harriott 2004.
88. 以下を参照．Curtis and Karacan 2002; Shanty and Mishra 2008; Andreas 2004; International Crisis Group 2003.
89. UNODC 2008.
90. UNODC 2010a.
91. Anastasijevic 2006.
92. UNODC 2010a; Harwell 2010.
93. Special Court for Sierra Leone Office of Prosecutor 2007, 5.
94. Lipman 2009; Coalition for International Justice 2005; Duffeld 2000.
95. Gberie 2003a.
96. Even-Zohar 2003.
97. Davies, von Kemedi, and Drennan 2005.
98. International Crisis Group 2008b; Ashforth 2009.
99. Porter, Andrews, Wescott 2010.
100. Kohlmann 2004.
101. International Crisis Group 2009c.

第2章　暴力に対する脆弱性

1. Ballentine and Nitzschke 2006; Murshed and Tadjoeddin 2007.
2. それに加えて，例えば，紛争リスクを高める構造要因があり，それには反乱が容易になる物理的な地形の特徴が含まれる．このような特徴は言葉の通常の意味では戦争を引き起こすわけではなく，単にその可能性を高めるものである．例えば山岳地帯は反乱の可能性を高めることによって，リスクを高めてきたことが示されている．以下を参照．Buhaug and Gleditsch 2008; Gleditsch and Ward 2000; Salehyan and Gleditsch 2006．Murdoch and Sandler 2004 も参照．地形の近隣効果については次を参照．Fearon 2010a; Fearon and Laitin 2003; Goldstone 他 2010．近隣諸国が内戦に及ぼす効果については次を参照．Hegre and Sambanis 2006; Gleditsch 2007.
3. Dahlberg and Krug 2002 参照.
4. 次を参照．Strassler 1996; Herz 1950; Jervis 1978.
5. Posen 1993; Snyder and Jervis 1999; Walter 1999; de Figueiredo and Weingast 1999.
6. Stedman 1996; Jones 1999; Posen 1993.
7. Brown 1996; Stedman 1996; Fearon and Laitin 2003; Horowitz 2000．国民性に関して変化している性格については Laitin 1998 を参照.
8. Kumar and Skaperdas 2009.
9. この反応の多くは重要な議論という形をとっている．例

えば，Nathan 2005 を参照．特に有益な「研究のなかの研究」は Sambanis 2004 であり，1 人当たり GDP と政治的な不安定性が内戦勃発を一貫して予測している唯一の変数であるとしている．天然資源に注目している研究者の結果はまちまちである．内戦勃発と最も一貫して相関関係があるのは石油である．Satyanath, Miguel, and Sergenti 2004 の最近の研究は，降雨と農業ショックを内戦勃発に結び付けている．一方，Besley and Persson 2009 は国際的な価格ショックが紛争勃発に及ぼす効果を探求している．Arnson and Zartman 2005 は強欲対不満の議論におけるコアな主張の多くをカバーしている．

10. 水平的不平等に関しては次を参照．Stewart 2005; Østby 2008; Stewart 2010．分極化に関しては次を参照．Esteban and Ray 2008; Montalvo and Reynal-Querol 2005.
11. この話題に関する思索は Gellner 1983 にまで遡ることができる．この討論に対する最近の反応には Toft 2003; Laitin 2007 が含まれる．
12. Brücker and Ciccone 2010 は社会が暴力を回避するために天然資源の価格ショックを乗り切るのを制度が手助けする，ということを強調した点でも際立っている．
13. Clark and Kaufman 2011; IRIN 2010; Gettleman 2009.
14. Rubin 2002; Straus 2010.
15. 例えば次を参照．Menkhaus 2007; Lockhart and Glencorse 2010.
16. Buhaug and Gleditsch 2008; Gleditsch and Ward 2000; Salehyan and Gleditsch 2006．以下も参照．Murodch and Sandler 2004; Fearon 2010a; Hegre and Sambanis 2006; Gleditsch 2007.
17. 弱い近隣諸国，ライバルのいる近隣諸国，難民・離散者の存在は，超国家的な反乱（TNR）組織の出現，交渉の失敗，内戦に決定的に重要な役割を果たす．Salehyan 2007 を参照．
18. Becker 1968 参照
19. Collier and Sambanis 2005, 193; Garang 1987 も参照．
20. Collier 他 2003 参照
21. Fearon 2010a.
22. Fearon 2010a.
23. Keefer 2008; Fearon 2010a.
24. World Bank 2006f, 10.
25. Narayan and Petesch 2010.
26. Sirleaf 2007a, 4.
27. 途上国の労働市場データは不規則で信頼できない．例えば，サハラ以南アフリカ諸国で労働力調査を実施している国はほとんどない．人口についての国勢調査（労働力参加率や失業率に関する主張の重要な情報源）は一般的に古く，最近のものでも信頼性が劣る．さらに，貧困国の農業における賃金労働はほとんどの通常のデータベースでは「目に見えない」ものとなっている．Cramer 2010 参照．
28. Macmillan and Gartner 1999; Panda and Agarwarl 2005; Jeyaseelan 他 2007; Krishnan 他 2010; Silberschmidt 1999, 2000; Cramer 2010.
29. これは相対的剥奪理論と整合的である．Solow 1990; Argandoña 2001 も参照．
30. 以下を参照．Loayza, Fajnzylber, and Lederman 2002a, 2002b; Messner, Raffalovich, and Shrock 2002.
31. Fearon and Laitin 2003; Collier and Hoeffler 2002, 2004; Anyanwu 2004.
32. Berman 他 2009, 1.
33. Moser 2009, 240.
34. Gutiérrez-Sanín 2008, 22.
35. World Bank 2010m; William 2010.
36. Collier and Hoeffler 1998, 2002; Anyanwu 2004; Fearon and Laitin 2003; de Soysa 2002; Bannon and Collier; McNeish 2010.
37. Ross 2003.
38. Keefer 近刊を参照．
39. Fearon 2005 は次のように主張している．石油は内戦リスクを予言しているが，それは反乱者にとって始動のためのファイナンス源になっているからではなく，1 人当たり所得の水準を考えると，生産者が国家の能力が比較的低いことを証明しているからである．
40. Satyanath, Miguel, and Sergenti 2004.
41. Brinkman and Hendrix 2010.
42. Besley and Persson 2010 参照．
43. さらに，Fearon and Laitin 2003 で指摘されているように，暴力の動機と勃発の間には複雑な関係がある．
44. Cederman, Wimmer, and Min 2010; Goldstone 他 2010.
45. この結果は Henrich 他 2010 が収集した 2 番目の比較研究からのものである．
46. この現象を研究する困難は，アイデンティティに関するわれわれの理解とデータセットが弱いという事実によって倍加されている．Hegre and Sambanis 2006 が示しているように，民族性のさまざまな特徴――言語別のグループ化，所属の指標など――が研究ではどのように処理されているかについて少しでも変更すると，因果関係やその方向性についての発見に大きな影響を与える．アイデンティティの所属がどのように形成されるかについては，Fearon 2006; Berman and Iannaccone 2006 を参照．
47. 民族性・宗教・地域に代わるグループを定義し，各定義ごとに人々の水平的不平等と暴力的な紛争勃発の間に顕著な関係を発見している Østby 2008 を参照．経済的な不平等は家計の平均資産で，社会的な不平等は教育の平均年数で測定されている．不平等の効果は非常に高い．すべての変数が平均的な値を取っている場合に，予想される紛争勃発の事実と比較すると，民族グループの間の資産の水平的不平等の程度が 100 番のなかで 95 番目にある場合と比較して，紛争の確率は 3 倍に増加する．地域内不平等の場合，紛争の確率は不平等が中位値から 95 番目の値に上昇するのに伴って 2.5 倍に上昇する．Stewart 2010 も参照．
48. Stewart 2010.
49. Gurr 1968; Herbst 2000; Stewart 2010; Strom and MacDonald 2007.
50. 政治的な監禁者と法的手続きを踏んでいない殺人に関するデータは，Cignarelli and Richards Human Rights データセット（Cignarelli and Richards 2010）から入手した．各指標は 0-2 のコードが付けられ，0 は大きな / 顕著な度合いの人権侵害を示し，2 は侵害がないことを示す．
51. Walter 2010, 21.
52. 以下を参照．Gurr 1968; Herbst 2000; Stewart 2010; Strom and MacDonald 2007; Brown 1996; Stedman 1996．この話題に関する最近の定量的文献については Bhavnani and Miodwnik 2009．以下も参照．Abbink and Herrmann 2009; Kalyvas 2006; Sambanis 2001.
53. Langer 2005; Stewart 2010.
54. De Silva 2005.
55. Barron 他 2010.
56. WDR が各国高官やリーダーから入手した情報だけでな

く，定性的な事例研究でも一貫して，紛争にとって重要な要因としては政治的な不正義，社会的疎外，社会グループ間の不平等が強調されている．多くの定性的な事例研究のなかでは，例えば次を参照．Heraclides 1990; Murshed and Gates 2006; Salehyan and Gleditsch 2006．測定の困難性に関しては次を参照．Laitin 2000; Cramer 2002; Posner 2004.

57. 以下を参照．Loaza, Fajnzylber, and Lederman 2002a, 2002b; Messner, Raffalovich, and Shrock 2002.
58. Pape 2003; Krueger and Laitin 2008; Abadie 2006.
59. Stern 2003.
60. Atran 2003; Berrebi 2007.
61. Krueger and Maleckova 2003; Hassan 2001; Kimhi and Even 2004.
62. Smith 2004; Wright-Neville 2004.
63. World Bank and ADB 2010; WDR チームによるパキスタンにおける政府高官，ドナー社会・多国間機関・市民組織の代表者との協議 , 2010 も参照．Abbas 2008, 2010 も参照.
64. North, Wallis, and Weigast 2009; Fearon and Laitin 2003; Goldstone 他 2010.
65. 以下を参照．Fearon 2010a; Walter 2010; Hoeffler, von Billerbeck, and Ijaz 2010．統治や制度的能力を測定するには広範な指標を使うことができる．Users' Guide on Measuring Fragility は文献や概念に関する素晴らしい現代的な在庫調べを提示している（Mata and Ziaja 2009）．世界銀行の国別政策制度評価（CPIA）の得点は内部的に作成されたものであるが，国際開発協会(IDA)諸国の 2005 年以降現在までについては公に入手可能である．世界銀行は脆弱性の定義を地域開発銀行（アジア開発銀行とアフリカ開発銀行）と整合的にする年次調和作業を最近実施した．統治と制度の質にかかわる他の有名な指標には，PRS グループが作成している世界ガバナンス指標や国際国別リスク・ガイド（ICRG）がある．世界ガバナンス指標は多種多様な情報源で構成される指標であるが，ICRG という指標は政治・経済・金融という多くの側面からみたリスクにかかわる専門家の評価である．脆弱性に関するさまざまな指標や定義の間に，「正当性，権威，有効性」という国家に共通する 3 つの属性を突き止めて，その結果を指数にわたって比較している．Kaufmann, Kraay, and Mastruzzi 2010b を参照．統治の結果に関する指標（代表や参加，決定や違法行為にかかわる説明責任，腐敗や人権侵害などにかかわる実際の水準）と，制度的な特性（法の支配の下で国家と社会の関係を規制し，侵害の訴追を規定するようなシステムと能力があるかどうか）の間には，指標について曖昧な線がある．ほとんどの統治指標は実際には両方を測定している．すなわち，システムが整備されているか否か（例えば，腐敗防止に関する憲法ないし法律の規制，公平なサービス提供に関する政府の政策）に加えて，このようなシステムが実際に良い統治の成果（腐敗の水準が低い，自由で公正な選挙の実施，人権侵害にかかわる免責の回避など）をもたらしているか否かに関する，しばしば不完全ではあるが，何らかの指標がある.
66. 以下を参照．Stedman 1996; Brown 1996; Posen 1993; Snyder 2000; Goldstone and Ulfelder 2004; Goldstone 他 2010; Besley and Persson 2009, 2010.
67. 国家の正当性は参加ないし庇護を通じて，市民に対する説明責任を促進する合意されたルールやプロセスに結び付いている．庇護は国家能力が弱いという脆弱な状況下では特に一般的である．それにもかかわらず，庇護がもし不公正で水平的不平等を大きくするとみなされると，国家の正当性を弱くすることもあり得る（OECD 2010g, 2011）．共有されている信念も国家とその社会を建設的な形で結び付けるのに必須である（Bellina 他 2009）．例えば，選挙はそれが「人々の意思」を表明するという共通の確立した信念があって初めて，意見を集約する公式な手段以上のものとなる．集団的なアイデンティティや宗教とともに，「伝統」は国家の正当性を「根付かせる」のに非常に重要な方法である（Clements 2010）．正当性のこのような源泉は孤立して存在しているわけではない．サービス供給の改善はもし他の要素が欠けていれば，必ずしも国家の正当性を増やさない．国家の正当性はこのような源泉の組み合わせから生じるものであり，文脈に応じて多種多様な形を取る可能性があろう.
68. 開発社会の脆弱性への関心は切迫した状況下にある低所得国のイニシアティブに基づいて，Paul Collier and Ngozi Okonjo-Iweala が行った先駆的な研究と関係がある．同研究の政策的意義は OECD の開発援助委員会（DAC）内の組織である紛争と脆弱性に関する国際ネットワーク（INCAF）に加えて，国連や特に顕著なのはイギリスの国際開発省（DFID）を中心としたさまざまな二国間機関によって幅広く精緻化された．INCAF は安全システム改革，脆弱な状況下におけるサービス提供，国家の正当性，ドナーの役割に関して，革新的な思索を生み出した．国連は特に紛争防止と平和構築の分野を中心に，より安全で発展した世界に向けて早い段階での制度構築の必要性を認めていた．脆弱性と国家建設に関する新しい思索は，過去 10 年間にわたり DFID が資金を供与した研究から際立った支持を得てきている．統合については Garassi 2010 を参照.
69. North, Wallis, and Weingast 2009.
70. 現在の CPIA の締め切りは，過去に時とともに変化した CPIA の方法論を考慮して年によって正規化させている.
71. 統治や制度，及び脆弱性の測定に関するさらなる議論に関しては Mata and Ziaja 2009 を参照.
72. 以下を参照．North 1990; Williamson 1985; Rodrick, Subramanian, and Trebbi 2004.
73. Mayard 1997.
74. 上流階級であるバフン・チェトリ派はネパールの人口の 28%を占めている.
75. ネパールの共産党（毛沢東派）は 2009 年 1 月におけるネパールの共産党（単一性の中心マサル）との合併を受けて，ネパールの統一共産党（毛沢東派）すなわち UCPN（毛沢東派）に名称を変更した.
76. Sharma 2008.

第3章　暴力から強靭性へ：信頼を回復し制度を転換する

1. Margaret Levi は次のように述べている．「信頼というのは，実際には，個々人が他人とのやり取りでリスクを取り，集団行動問題を解決し，自己利益の標準的な定義とは異なるように思える形で行動することを可能にさせる，多種多様な現象を包括する言葉である」．同氏はさらに次のように指摘している．「問題になっているのは協調的な事業であり，信頼者は適切な信頼はプラスのリターンをもたらすだろうという妥当な信念をもっており，その信念に基づいて喜んで行動する，ということを意味する」（Braithwaite and Levi 1998, 78）.
2. 同様の問題は共産主義から法の支配による国家への移行期にも発生する．思考プロセスはおそらく次の通りであろう．「仮に私が国家の資産を剥奪するのではなく，新しい企業に価値を構築するのであれば，法の支配が確立して初めて私は利益が得られるだろう．そうなるのは他人も法の支配を要求する時である．もし他人が法の支配が確立されることを信じないなら，価値を構築するよりも資産の剥奪を好むだろう．したがって，彼らが法の支配を要求する可能性は低く，その場合，新しい会社に価値を形成すれば私は狂気と言われるだろう．つまり，ほとんどの人々は無法国家で資産を剥奪するよりも，法が支配するなかで価値を形成する方が得をするだろう.

しかし，政治動向に関する予想からすると，私としては資産を剥奪した方がよい」．

3. 今後 12 カ月間に成長が改善すると信じている人々が 30%増加すると，翌年に現実の成長率が 1%高まるという相関関係がみられ，この関係は5%水準で有意である．
4. 国家能力は非常に強固であるが，極めて排他的であるため統治指標の得点が低いという諸国――アパルトヘイト下の南アフリカが適例である――が少数存在する．このような諸国は約束を実施するのに大きな困難に遭遇しないだろう．というのは，当該国の軍部や文民の組織が有能だからである．しかし，このような場合でさえ，共有されている価値感や連帯感にかかわる制度的な弱さのゆえに，変化の実現が困難なことがあり得る．まさに，南アフリカでは変化は単純なプロセスではなかった．
5. Collier, Hoeffler, and Söderbom 2008; Fearon 2010a; Acemoglu and Robinson 2006.
6. Goldstone 2010.
7. de Figueiredo and Weingast 1999; Acemoglu, Johnson, and Robinson 2005.
8. Rich 2010.
9. 暴力的な手段を使う積極性を高める免責という概念の結果については，経済理論がわれわれの理解を助けてくれる．第 2 章では，不安定性のダイナミクスが「囚人のジレンマ」を生み出す方法に言及した．それは 2 人の主体の間で信頼が欠如していることが，相互に有益な結果をもたらすべく協調する能力を阻害するということであった．経済理論が示すところによれば，仮に当該の主体が将来的にも同じジレンマに遭遇すると信じるなら，彼らの計算は違ってくるだろう．現在の相手方を信頼することによってリスクを取ることが，将来的に重要な利益をもたらすことにつながると認識する可能性がある．いわゆる繰返し型の囚人のジレンマは協力を可能にする．ただし，保証があるわけではない．もし，多くの主体が社会のなかの他人が，変化に抵抗するために暴力を行使するかもしれないと信じる状況に社会が直面しているなら，将来の協力に賭ける積極性は減少する．不安定性が目先の問題でない場合，将来の利益に賭けるのは道理に適っている．将来が非常に不確実な場合，論理は集団的な利益のためにプレミアムをリスクにさらすのではなく，既存の特権や資源の保護に過度なプレミアムを置くよう命じる．Axelrod 1984 を参照．
10. Keefer, Neumayer, and Plümper 2010.
11. UN Security Council 2010a; WDR チームによるハイチにおける政府高官，国連ドナー代表者，地方の非政府組織，コミュニティ・ベース組織との協議，2010.
12. 制度と暴力の間の絡み合った関係に関する代替的な視点は Cramer 2006 にある．
13. WDR では「市民の安全」を物理的な暴力からの自由と暴力の恐怖からの自由という両方として定義している．社会のすべてのメンバー（当該国の国民であろうとなかろうと）の生命に適用され，家庭，職場，政治・社会・経済の面における国家や社会のその他のメンバーとの相互作用における安全も含む．人間の安全保障と同様に，「市民の安全」は暴力の防止とそれからの回復にかかわる努力の中心に人々を置いている．Frühling, Tulchin, and Golding 2003 も参照．
14. 調停における信頼醸成は敵対者どうしの間に信頼を醸成するということを意味する．金融危機においては，市場における信頼とは政府が健全な政策を採用し，それを実施する能力があるということを意味する．WDR ではこの用語を，肯定的な成果を実現するためには政治・行動・金融にかかわる面での支援が必要とされる，暴力によって分断されていた市民グループの間，市民と国家の間，国家とその他の重要な利害関係者（近隣諸国，国際パートナー，投資家など）との間で，信頼を醸成することとして定義している．
15. このようなインセンティブは常に十分なわけではない．第 4 章では，危機が切迫していることを認めたり，行動を起こしたりすることにリーダーが消極的な事例や，そのような状況を解消するために使われるアプローチを検討する．
16. Commission on Human Security 2003 のレポートに基づいて，人間の安全の重要性が以下のようなフォーラムで採択された UN General Assembly 2005b 決議で認識されている．2005 World Summit, UN General Assembly 2009b, UN General Assembly 2010 Resolution, Asia-Pacific Economic Cooperation, G8, World Economic Forum.
17. 本報告書を通じて，「最適」（best-fit）という言葉はその瞬間おける社会の文脈に適している解決策を表し，他の基準による第 1 の最善の解決策ではない可能性がある．つまり，このような解決策は経済理論で使われる「次善」（second best）という概念を想起させる．改革はすべての歪みと事柄を考慮して初めて最適になり得る．このようにして，すべての経済的・政治的・物理的・制度的な制約や条件を考えると，最適（best-fit）な解決策が最善（optimal）になる可能性がある．
18. Bedeski 1994; Cumings 2005; Chang and Lee 2006.
19. 歴史的な CPIA の得点に基づくと，40 カ国は 1977-89 年に 5 年以上にわたって脆弱であると分類されたことであろう．ボックス 2.10 の示すところでは，これら諸国のうち 17 カ国は 2009 年まで脆弱なままにとどまり，16 カ国は規模の大小は違うが内戦を経験した．脆弱性を「免れた」23 カ国のうち，15 カ国では 1990-2009 年に戦争がなく，4 カ国では小規模な内戦があり，4 カ国では大規模な内戦があった．WDR チームの試算．Mata and Ziaja 2009 も参照．
20. Odendaal 2010; Ojielo 2007; UNDPA 2010a.
21. Encyclopedia of the Nations 2010a.
22. Pritchett and de Weijer 2010.
23. 指標は Quality of Government Institute の「政府の質」の指標である（以下の指標に由来する．国際的国別カントリー・リスク・ガイドのデータ；Kaufman, Kraay and Mastruzzi による「政府の有効性」にかかわる指標；破綻国家指数の「公共サービスの漸進的な悪化」指標；ベルテルスマン改革指標の「資源効率性」指標）．Pritchett and de Weijer 2010 を参照．
24. Pritchett and de Weijer 2010.
25. 国際的・地域的な規範はリーダーシップによる権力の乱用を制約することによって暴力を防止し，特定の制度的な形態ではなく，目標や機能に対する焦点を維持するのを助けることによって，現地の制度的な転換を手助けするのに，必要不可欠な役割を果たしている．このような規範は正式な国際合意の形態を取ることができるし，オトポール運動（セルビアの抵抗運動）などのような社会運動としても表明されることがある．
26. 例えば，ミャンマーと北朝鮮の両方が――程度は異なるが――通信や旅行の禁止を使って情報へのアクセスを制限し，国内的なコントロールを維持したが，情報を制限する能力は近年劇的に低下している．というのは，ミャンマーにおけるインターネット・アクセスと両国における衛星テレビが外部世界の映像を伝えているからである．Horsey and Win Myint 2010 を参照．
27. 「色の革命」というのは，2000 年代初めに旧ソ連のいくつかの共和国とバルカン半島のある 1 カ国で起こった一連の自然発生的な運動のことを指す．これは主として腐敗しているか，あるいは独裁的，あるいはその両方であるとみられた政府に対して，民主主義を主張した非暴力的な抗議運動であった．この運動は小さな自然発生的な行動として始まったが，数日間から数週間で大規模な動きに発展し，政府を転覆させたり，新しい民主的な政権を樹立させたりすることにつながった．個々

の運動が個別の色ないし花をシンボルとして使い，このような運動の中心には非政府組織（NGO）と特に学生活動家がいた．このような運動が成功を収めた諸国は次の通りである．セルビア（2000 年），グルジア（バラ革命，2003 年），ウクライナ（オレンジ革命，2004 年），キルギス（チューリップ革命，2005 年）．以下を参照．Kuzio 2006; D'Anieri 2006; Michalcik and Riggs 2007.

28. Mungiu-Pippidi and Munteanu 2009.
29. 例えば Ashari and Underwood 2009.
30. Goldstein and Rotich 2008.
31. MDRP 2006.
32. Bedeski 1994; Cumings 2005; Chang and Lee 2006.
33. North 1989, 1995; Rodrik 2000; Acemoglu, Johnson, Robinson 2005.
34. 本報告書の主張と Collier 他 2003 が説明している「紛争の罠」の間には重要な相違がある．「紛争の罠」では，低所得は紛争につながり，紛争は低所得につながって，低水準の均衡をもたらす．WDR は制度面での不足に焦点を当てている．脆弱な環境下では，競争の平和的な解決を可能にする制度が欠如している．主体が改革について信頼できる公約をする手段を欠いているため，社会としては暴力の脅威から脱却することができない．したがって，機能不全の制度と反復的な暴力という低水準の均衡が生み出されている．
35. Arboleda 2010.
36. WDR チームの試算．
37. Arboleda 2010 を参照．
38. Kaufmann, Kraay, and Mastruzzi 2010a.
39. World Bank 2010n に基づく WDR チームの試算．
40. Municipio de Medellín 2010.

第4章　信頼を回復する：瀬戸際から決別する

1. 本報告書向けの背景作業には低・中所得国約 30 カ国にかかわる事例研究が含まれている．暴力との決別に向けた努力に成功したものとそれほど成功してないものの両方が含まれ，第 1 章と第 2 章でみたように経験したストレスや暴力の形や種類はさまざまである．事例は制度的な特性の面で大きな広がりがあり，説明責任が比較的小さい制度をもつ能力の低い諸国から，説明責任のメカニズムが弱いが能力の高い諸国までをカバーしている．この研究は国別・地域別の政治家や政府・非政府機関のアナリストとの協議によって補完された．
2. WDR のガイドで指摘されているように，公約メカニズムとは意図が覆されることはない，ということを利害関係者に納得させる手段のことである．これは公約メカニズムないし公約方法にかかわる普通の経済的な定義に沿ったものである．以下を参照．Dixit 1980; Schelling 1960; Spence 1977.
3. 以下を参照．Hartzell, Hoddie, and Rothchild 2001; Walter 2004; Nilsson and Jarstad 2008; Wennmann 2009.
4. 以下を参照．Stedman 1996; Adam and Mesnard 2003; Nilsson 2008.
5. Fearon 2004; Keefer 2008．また，和平合意に関しては，Suhrke, Wimpelmann, and Dawes 2007 を参照．権限分担合意に関しては次を参照．Papagianni 2009; Gates and Strøm 2008; Spears 2002; Sawyer 2004．治安部門改革に関しては Azam and Mesnard 2003 を参照．多極共存主義に関しては次を参照．Lijphart 1969, 1977; Andeweg 2000.
6. International Crisis Group 2008b; Friends Committee on National Legislation 2009.
7. Odendaal 2010; Ojielo 2007; UNDPA 2010a.
8. Seely 2001; Keita 1998; Straus 2010.
9. リーダーシップ開発に関する文献によれば，有効なリーダーシップの 3 つの質は次のとおりである．①設定する能力（関係する個人やグループの間におけるビジョンを定義したり審査したりすることを含む），②整合性を取る能力（この広範な方向性 / ビジョンの職務に服している集団の知識や仕事の調整を含む），③この広範な方向性 / ビジョンに対する公約を維持する能力（個人的な目標だけでなく集団的な目標を達成するために，グループの努力拡張を通じることも含む）．リーダーシップ理論に関する詳細については以下を参照．Northouse 2008; Hughes, Ginnett, and Curphy 2005; McCauley and Van Velsor 2004.
10. Knox 1996.
11. Timor-Leste Ministry of Finance 2010; WDR チームによる東ティモールにおける協議 , 2010.
12. Dupuy and Binningsbø 2008.
13. de Waal and Flint 2008.
14. Sapelli 2000 を参照．他の事例としてはアルゼンチンが含まれる．アルフォンシン政権下で，治安部門のなかで移行期の司法についていっそう迅速な進展を図る努力は，4 回にわたるクーデター未遂と政治的な危機を誘発したため，その後，メネム政権は改革に関してより慎重なアプローチを採用した．Addison 2009; de Greiff 2010 を参照．
15. WDR チームによるコンロンビアにおけるアルバロ・ウリベ元大統領との面談 , 2010；WDR チームによるコロンビアにおける政府高官，市民社会組織代表者，治安要員との協議 , 2010.
16. Jeffries and Thomas 1993.
17. Kimani 2008; International Crisis Group 2009d; Cheeseman and Tendi 2010.
18. Mack 2003.
19. WDR チームによるコロンビアにおける政府高官，市民社会組織代表者，治安要員との協議 , 2010；WDR チームによる東ティモールにおける協議，2010.
20. Walter 1997.
21. これには以下が含まれる．ソマリランドにおける部族間協定；マリにおける国家レベルの伝統的な紛争解決法；パプアニューギニアのブーゲンビルにおけるコミュニティの行動が仲介した停戦合意；南アフリカにおける平和委員会．以下も参照．Menkhaus 2010; Bradbury 2008; Van der Graaf 2001; Dinnen, Porter, and Sage 2010; Carl and Garasu 2002.
22. ウガンダにおける戦死のデータは UCDP/PRIO Armed Conflict データセット（Lacina and Gleditsch 2005; Harborn and Wallensteen 2010）から．殺人に関するデータは次に基づく統計から．LA County Sheriff's Department, California Department of Justice and Los Angeles Police Department, and compiled by the Los Angeles Almanac (Thornton 他 2011).
23. Anderlini 2010b.
24. Sirivi and Havini 2004.
25. Hunt and Posa 2001.
26. 「広場の母たち」（Las Madres de la Plaza）がはっきりしたグループとして初めて登場したのは 1977 年 4 月 30 日であった．女性 14 人がブエノスアイレスの繁華街のマヨ広場のピラミッド近くに集まって，息子たちの所在を明かすように抑圧的な軍事政権に対して要求することを決意をしたのである．息子たちは政治的な理念や関係のゆえに軍部によって誘拐され，その後行方不明になっていた．最初は無視され，次に嘲笑され，後に残忍な虐待を受けた母たちのメンバーは増加を続け，公衆への表

現や異論を唱えたり，抗議したりというあらゆる伝統的な手段が禁止され，沈黙に陥っていた社会のなかで，非暴力的な示威運動のゆえに国際的な認知を受けるようになった．時間とともに，母親たちのグループは政治運動に変質し，軍事独裁に反対する抵抗運動の象徴となった．Navarro 2001 を参照．

27. 例えば，市民と国家の間で前向きで包容的な関係を形成することが，2007 年以降の東ティモールにおける制度的・政治的な課題のなかでは重要な部分を占めることになった．政府は意思疎通と関与の能力改善に積極的に取り組んでいる．国語政策の緩和（ほとんどの若いティモール人はインドネシア語を話し，ポルトガル語はほとんど話せない．にもかかわらず，2000 年以降の公用語政策ではポルトガル語が教育と行政の国語とされていた．これが結果として，行政サービス機能の貧弱さ，メディアの発展欠如，国家と国民との間の意思疎通不足につながっていた）は政府のアプローチの全般的なシフトを象徴している．同時に，国際社会は対話を促進するイニシアティブに対してより一貫した支援を供与し始めている（Von Kaltenborn-Stachau 2008 を参照）．
28. Hartzell 2006; Paris 2004.
29. Cadeado and Hamela 2009.
30. Cadeado and Hamela 2009.
31. U. S. Government Accountability Office 2007.
32. Agence France-Presse 1999.
33. 次のように述べている de Greiff 2010, 11 を参照．「過渡的な司法措置が市民のこのような信頼感をどのようにして促進するのだろうか？　訴追は犯罪者が違反した規範，自然人をまさに権利の主張者に転換する規範，の適切さを再確認することによって，市民の信頼を促進するものと考えることができる．司法制度は，特にそれが伝統的に基本的には権力の道具であった状況では，法律よりも勝る人はいないということを確立できれば，信頼性を示すことになる．真実告知の作業を通じて過去と対峙する制度的な努力は，かつては暴力を受ける側にいた人々によって，本音を吐き，社会化の長いパターンを理解して，この意味で今度は本当に共有されている規範や価値感を巡る，新しい政治的なプロジェクトに着手するための誠実な努力とみなされるかもしれない．社会復帰は制度が人々の権利の侵害を取り扱う真剣さを示すことによって市民の信頼を醸成することができ，…審査は制度を新しい顔で「再適用する」ことによってだけでなく，従業員の採用や維持，規律の管理，えこひいきの防止などに関するシステム上の規範に対する公約を証明することによって，市民の信頼を誘発することができる」．
34. 過渡的な司法措置は国連によって次のように定義されている．「説明責任やサービスの正義を確保し融和を達成するために，大規模な過去の虐待の後遺症と折り合いを付けるための社会の試みに関連したフルレインジのプロセスやメカニズム．これには司法と非司法の両方のメカニズムや，個人の訴追，賠償，真実探求，制度改革，審査・解雇，あるいは以上の組み合わせが含まれる」．UN 2004b, 4．次も参照．Orentlicher 2004, 2005; UN General Assembly 2005a.
35. Gonçalve 2008.
36. Sirleaf 2007b.
37. Porter and Rab 2010.
38. Kanungo 2004.
39. Sapelli 2000.
40. WDR チームによる南アフリカにおける ANC Alliance と National Party の重要であった元の交渉責任者との協議，2010.
41. 社会連帯政策が成功するためには，あるグループが体系的に疎外・軽視されていると感じている場合，言語と文化的慣行の両方ないしいずれかを認知することが必要である．その際，さらなる溝を作り出したり，女性やカースト・グループなどの市民権を削減するような慣行を固定化したりすることを回避すべく用心しなければならない．次を参照．Easterly, Ritzen, and Woolcock 2006; Gupta 1970.
42. Pakistan Ministry of Information and Broadcasting 2010, 10.
43. Latinobarómetro survey (1993-2008) と Afrobarometer survey (1999-2009) からのデータに基づく WDR の試算．Afrobarometer 2009; Latinobarómetro 2009 を参照．
44. WDR チームによるベルリンにおける紛争の影響を受けた諸国・地域の現在およびかつてのリーダーとの協議，2009.
45. 国家復興政策（PNR）は共和国大統領のプログラムであり，平和の確立，国家的な融和，開発の不均衡・国家の制度的な存在感不足・社会的紛争などに影響されている地域の正常化を目指すものであった．Presidencia República de Colombia 1993 参照．
46. Pavanello and Othieno 2008; Baird 2010 を参照．
47. Barron 2010.
48. 脆弱性と紛争という状況下におけるコミュニティ主導型開発に関する文献は広範囲にわたる．例えば次を参照．Baird 2010; Cliffe, Guggenheim, and Kostner 2003.
49. CDD プログラムに関する試験的な評価は稀である．1 例は Fearon, Macartan, and Weinstein 2009 であり，リベリアの 42 のコミュニティでコミュニティ主導型の再建プログラムのインパクトに関する研究を実施した．「北部リベリアの村が無作為に割り当てられて国際的な開発援助を受け入れる野外実験は次のような証拠を提示している．すなわち，新しい地方レベルの制度を導入すれば，プログラムが完結した後でも持続して，社会的協調のパターンを変えることができる．コミュニティ主導型再建プログラムの対象になっている村は，コミュニティ全域にかかわる公共財ゲームを通じて測定したように，対照となったグループよりも高水準の社会的協調の水準を示している．これは驚くべき結果である．それはコミュニティの連帯についての変化が短期間で発生し得る，外部の介入に反応して起こり得る，経済関係の構造やもっとマクロ的なレベルの政治的プロセスのどちらにも，根本的な変化なしに，起こり得るということを示唆しているからである．取り扱いに関してはコミュニティが無作為に割り当てられているので，因果関係に関する信頼がもたらされている．また，行動の成果にかかわる指標を使用しているので，効果が本物であるというわれわれの感覚が強められている．このような発見が示唆しているのは，紛争後の開発援助は社会的連帯に無視できないインパクトをもたらすことができる，ということである」（Fearon, Macartan, and Weinstein 2009, 12）．暴力的な紛争と社会資本の転換に関する幅広い議論については，Colletta and Cullen 2000 を参照．
50. 国家連帯プログラム（NSP）のランダム化インパクト評価は，変化――経済活動，農業生産，インフラやサービスに対するアクセス，地方の統治にかかわる構造や受け止め方などといった指標について――を定量化することを企図した数年間にわたる研究である．250 の「処置のあった村」における指標の変化を NSP に参加していない村と比較したものである．評価を指揮したのは次の方々である．Andrew Beath of Harvard University, Professor Fotini Christia of Massachusetts Institute of Technology (MIT), Shahim Kabuli of the World Bank, Professor Ruben Enikolopov of the New Economic School．また，実施は脆弱性分析ユニット（VAU）との共同で行われた．これは世界銀行，国連食糧農業機関（FAO），アフガニスタン政府の農村復興開発省（MRRD）から支援をも享受している．さらなる情報に関しては，

国家連帯プログラムのウェブサイト（http://www.nsp-ie.org/index.html）を参照.

51. 「シューラー」（shura）はアラビア語で「協議」ないし「合議」を意味する．言葉自体は会議，参加者の組織化された機構，行政機構ないし評議会，あるいは意思決定プロセスを意味することもある．アフガニスタンでは1978年に政府機能が欠如して以降，部族のシューラーがコミュニティの治安と統治に重要な役割を果たし，司法の提供では引き続き枢要な役割を演じている．
52. Patel and Ross 2007, 43.
53. Melville 2003を参照.
54. Verhey 2001.
55. Carter and Clark 2010; Siddiqui 2011.
56. 第1章で指摘したように，WDRチームはノルウェーの労働社会研究所（Fafo）に対して，7つの国・地域における調査の実施を依頼した．これは暴力に影響を受けた国内地域と代表的な国の事例という混合となっている．調査項目の1つは失業削減や国家的な安全の保護など公共財の提供に責任を負うべき機関に焦点を当てていた．調査では回答者として広範な主体（中央政府，民間企業，伝統的な当局など）を掲げた．「土地の割当に責任を負う主たる機構あるいは機関はどこであるべきか?」という質問に答えるに当たって，回答者は全体として（次の6カ所にわたる．コロンビア，コートジボワール，コンゴ民主共和国<南北キブ地方>，マリ，シエラレオネ，ヨルダン川西岸・ガザ），土地の割当に関しては伝統的なリーダーを中央政府の次に最も重要な機関として選択している．一部の諸国(例えばコートジボワール)では，伝統的なリーダーを選んだ回答者の割合（57%）が実際に中央政府を選んだ割合（30%）を凌駕した．すべての責任のなかで，土地割当が平均すると伝統的なリーダーにとって最も一般的に指摘されている分野であり，河川・森林の保護が続いている．Bøås, Tiltnes, and Flatø 2010.
57. プロトコル・ベースの学校運営システムというのは，コントロールが分権化されている学校運営システムである．政府は民間の機関（ほとんどの場合信条ベースのグループ）に対して，具体的な政府の指針や規制の下で学校を運営する認可を付与する．このような指針は教育課程，クラスの規模などに関する規範，教員の資格・給与，評価制度などといった分野をカバーしている．
58. Baird 2010.
59. 外部委託は政策立案者とサービス提供者の間で説明責任を確保する1つのメカニズムであり，両者が結果を重視して正式なプロセスを軽くしておけば，より良く機能する傾向がある．パフォーマンスの良い人を報奨し，良くない人を改善ないし交替させるためには，結果の効果的なモニタリングと評価が必須である．Baird 2010参照.
60. 例えばWood 2008を参照．これには敵対者が国家より下のレベルのネットワークをどのように活用しているか，また，紛争の後遺症がどのようにして，このネットワークを通じて政治的・軍事的な生活，地方のアイデンティティや権限の構造，男女の役割，政治的な関係に，伝達されているのかが示されている．Peterson and Zuckerman 2010も参照．Blattmanはこの話題に関してはいっそうのミクロ・レベルの研究が必要であるとしている．Blattman近刊；Spear and Harborne 2010を参照.
61. 調停活動，平和維持活動，取り締まりにかかわる一定の警備機能を民営化することに関する議論について，Gerson and Colletta 2002を参照.
62. Gómez 2008; Medéndez 2007; Muñoz 2010; Arias 2009.
63. Nwana 2000, 1.
64. McCall 2004, 1.
65. World Bank 2010a.
66. Government of Republic of Indonesia and Free Aceh Movement 2005.
67. MSR 2009.
68. この金額は津波再建に向けた取り組みに供与された金額のわずか7分の1に相当するにすぎない．ただし，紛争の推定経済コスト（107.4兆ルピア）は2004年12月の津波がもたらした損害・損失にかかわるコストのほぼ2倍であった（MSR 2009）.
69. MSR 2009.
70. MSRレポートは次のような仮説を立てている．すなわち，こうなるのは紛争時に雇用されていた人々は標的になる可能性が高い，あるいは非犠牲者はおそらく学生である可能性が高いためである．さらに，紛争の犠牲者を対象にした雇用創出プロジェクトは，やはり援助を必要としている非犠牲者を見過ごしている可能性がある（MSR 2009）.
71. Barron 2010.
72. Barron 他 2009.
73. Morel, Watanabe, and Wrobel 2009.
74. Barron 他 2009.

第5章　市民に安全と正義，及び雇用を提供するために制度を転換する

1. World Bank 2006c; WDRチームによるハイチにおける政府高官，国連，ドナー代表者，現地非政府組織，コミュニティ・ベース組織代表者との協議，2010.
2. Special Inspector General for Iraq Reconstruction 2009.
3. Porter and Rab 2010.
4. Lockhart and Glencorse 2010.
5. Spear and Harborne 2010; Harbone and Sage 2010; de Greiff 2010; Guehenno 2010; Sherman 2010; Sage and Desai 2010; Roque 他 2010; Dobbins 他 2007; Collier 他 2003; Collier 2007; Johnston 2010.
6. Narayan and Petesch 2010.
7. Guerrero 2006; Llorente and Rivas 2005; Formisano 2002.
8. Crawford 1999; Sutton, Cherney, and White 2008; Willman and Makisaka 2010; Mano dura（「鉄拳」）政策は短期的には有効かもしれないが，長期的に否定的な結果をもたらす可能性がある．若者の監禁を促進すれば，短期的には犯罪を削減するが，長期的にみて最終的には常習的な犯行の増大とより重大な犯罪につながる懸念がある（Cunningham 他 2008を参照）.
9. Guehenno 2010, 2.
10. Pan 2005.
11. OECD-DAC 2007a.
12. UN Security Council 2006.
13. Ball and Holmes 2002; Transparency International 2011.
14. 公共財政管理（PFM）のレビューは治安部門における透明性と統治を改善するのに有用な手段である．中央アフリカ共和国におけるPFMのレビューにより次のようなことが発見された．国家予算の25%が治安部門に支出され，そのうち21%は軍部と憲兵（警察の職務を担当する法執行機関であるが軍事系統にそって組織されている）向けで，警察向けはわずか3%，しかも治安部門向け支出の75%は給与で，相対的に明確にコントロールされていた．経常支出の大きな流出要因になっていたのは標準年齢を超える部分で，軍部の3分の1以上に達し

ていた．懸念のある主な分野は受け取りと所得に関するもので，人や取引の流れに対する課税を含め，予算外のままとされていた．この報告書の結果，ヨーロッパ委員会は軍隊の標準年齢を超えた高齢者の退職年金のファイナンスに着手し，世界銀行は治安部門の幹部に対して公共財政管理慣行についての訓練を提供している．後者は政府の公的財政システムの能力と機能を改善するプログラムの一環として行われている（World Bank 2009f）．

15. Perry 2008; International Crisis Group 2009a; Human Rights Watch 2009; Reyntjens 2007; Kelly 2010.
16. Colletta, Kostner, and Wiederhofer 1996.
17. South Africa Ministry of Defence 1996; Williams 2005; Batchelor and Dunne 1998.
18. Rozema 2008.
19. Guehenno 2010.
20. Guehenno 2010, 5.
21. OECD-DAC 2007a.
22. International Center for Transitional Justice 2010; Mayer-Rieckh and de Greiff 2007; Patel, de Greiff, and Waldorf 2009; de Greiff 2006; Hayner 2010.
23. de Greiff 2010.
24. Addison 2009.
25. 紛争後の諸国で警察を初めとする治安機関における女性比率の一般的な目標は 30%である．しかし，特にほとんどの先進国がこの目標に達成していないことを考えると，これはに時間がかかり，実現可能ではない可能性があろう．例えば，フィンランド 10%，アメリカ 12-14%，カナダ 18%となっている．Mobekk 2010.
26. Mobekk 2010.
27. Bastick, Grimm, and Kunz 2007.
28. UNIFEM, UN Action Against Sexual Violence in Conflict, and UNDPKO 2010.
29. OECD-DAC 2007a.
30. OECD-DAC 2007a.
31. Sherman 2010.
32. OECD-DAC 2007a.
33. Willman and Makisaka 2010; International Centre for the Prevention of Crime 2008.
34. O Dia Online 2010; Jornal O Globo 2010.
35. UNIFEM, UN Action Against Sexual Violence in Conflict, and UNDPKO 2010. 同様に，暫定的な紛争解決制度は女性に対する暴力に対処するように適合させることができる．例えば，shalishi プロセス（コミュニティの紛争解決制度）が西ベンガル州で農村部の女性グループによって導入された際，90％の女性が満足し，3 分の 2 が豊かになったと感じ，90％近くが夫による肉体的な暴力が減少ないし停止したと述べた．International Center for Research on Women 2002; Bott, Morrison, and Ellsberg 2005 を参照．shalishi プロセスの詳細に関しては Samity 2003 を参照．
36. WDR チームによるハイチの Jean-Max Bellerine 首相とのインタビュー , 2010.
37. 例えば，OECD Handbook on Security System Reform は次のことを提唱した際に，このアプローチを強調している．すなわち，警察の改革は司法や刑務所を含む総合的な司法部門の改革の一環として実施しなければならない．OECD-DAC 2007a; UNODC and the World Bank 2007 を参照．
38. Dinnen, Porter, and Sage 2010; Wainwright 2005.
39. International Center for Transitional Justice 2010; Mayer-Rieckh and de Greiff 2007; Patel, de Greiff, and Waldorf 2009; de Greiff 2006; Hayner 2010.
40. 詳細に関しては第 3 章のフィーチャー 3 を参照．
41. Guehenno 2010; OECD-DAC 2007a.
42. International Center for Transitional Justice 2010; Mayer-Rieckh and de Greiff 2007; Patel, de Greiff, and Waldorf 2009; de Greiff 2006; Hayner 2010.
43. World Bank 2010i.
44. 2001-09 年にアフガニスタン政府は，244 件の法律，立法令，規則，および法律や規則の改訂・追加・廃止を施行した．さらに，政府は 19 件の憲章，条約，合意，議定書に加入している．World Bank 2010g 参照．
45. 特に最も不利なグループに対して司法へのアクセスを改善するのに，治安判事と移動裁判所の利用が成功したもう 1 つの事例はホンジュラスである．これは司法府を近代化するプロジェクトの一環として行われたもので，プロジェクトの成果には以下が含まれる．(1) 弱者グループの司法アクセス増加（年間利用者 3 万人），農村地帯における第 1 審裁判所利用者増加（年間 1,000 人），都市部辺境地帯における移動裁判所利用者増加（年間 7,000 人）；(2) 家庭裁判所における女性 1 万人に対する特別サービス；(3) 家庭内暴力に対する 1 万 5,000 人の婦女子の保護改善；(4) 弱者グループの 1,500 人に対する特別サービス；(5) 裁判所の透明性と効率性を促進する統合的財政管理制度の確立；(6) 人材の選抜・分類・評価に関してマニュアルが整備された司法職の開発（3,200 名の人材について透明で競争的な選抜が可能になる）；(7)1,200 名の裁判官のモニタリングと評価が可能になる事件管理のための新しい管理モデル採用；(8)IT システムと司法情報キオスクを通じて裁判所の内外利用者に対するサービス改善．Scheye 2009.
46. Dale 2009.
47. 例えば，アンゴラでは，子供の 70％以上は 1990 年代半ば現在で未登録である．UNICEF 2007.
48. Comunità di Sant'Egidio 2010.
49. UNICEF 2007.
50. OECD 2007.
51. Berger 2003; Coldham 1984.
52. Straus 2010.
53. Bastick, Grimm, and Kunz 2007.
54. Everett 2009, 33.
55. Timor-Leste Independent Comprehensive Need Assessment Team 2009; WDR チームによる東ティモールの Ana Pessoa 司法長官との協議 , 2010; Everett 2009, 33.
56. OECD 2010e; World Bank 2006a を参照．
57. Blundell 2010.
58. インドネシアについては SUCOFINDO 2002，モザンビークについては Crown Agents 2007 を参照．
59. Porter and Rab 2010.
60. Boko 2008.
61. Barron and Burke 2008．もう 1 つの手段としては，政府記録のクロスチェックにコミュニティを関与させる社会監査がある．National Rural Employment Guarantee Scheme in Andhra Pradesh, India の下で成功裡に利用された（Centre for Good Governance 2009）．
62. Agarwal, Heltberg, and Diachok 2009.
63. World Bank 2004.
64. Herzberg 2004.
65. BizCLIR 2007.
66. 紛争の影響を受けた環境下における価値連鎖プロジェクトからの実際的な教訓に関しては Parker 2008 を参照．以下も参照．Bagwitz 他 2008; The SEEP Network 2009; Stramm 他 2006.
67. 価値連鎖プロジェクトが社会的連帯に対して及ぼすインパクトに関する証拠はまちまちである．例えばネパール

では，新鮮野菜の価値連鎖プロジェクトの参加者は共通利害の拡大に伴うコミュニティ関係が改善したと指摘した．ルワンダにおける共同の努力や研究が示しているのは，コーヒーの価値連鎖プロジェクトへの参加が民族間の距離と不信の減少と関係があったということである．それとは対照的に，ギニアにおけるピーナッツの価値連鎖プロジェクトは 2 つの民族グループの結び付きを強めはしたものの，現地の緊張にとって重要な当事者となっている難民を含んでいなかった．ギニアとネパールに関しては Parker 2008，ルワンダに関しては Boudreaux and Tobias 2009 を参照．

68. 例えば，ヨルダン川西岸・ガザでは，イギリスの国際開発省と世界銀行が共同で資金供与を行っている新市場開拓ファシリティ（FNMD）は，2008 年以降，製品ラインと市場の拡大を目指しているパレスチナの民間会社に対して，同額の補助金と技術支援を供与している．2 年強の間に財政支援が 240 万ドルに達するなかで，プロジェクトに参加した企業はプロジェクトが支援した市場開拓計画のおかげで，輸出と国内売上について 3,270 万ドルの増加を実現した．内訳をみると，42 社が 5 大陸の 34 の輸出市場に参入，48 の製品が改良され（うち 15 品目が国際および国内の基準機関の認証取得済み），92 の新製品が開発され，事業拡大のために 670 名が採用され，85 社の事業サービス提供者が FNMD Online Roster を通じてサービスを提供している．Development Alternatives Incorporated 2010.
69. 企業調査に含まれる 181 カ国のうち 22 カ国は脆弱で紛争の影響を受けた諸国である．このうち 10 カ国は，企業が直面している環境面で最重要な制約として電気を指摘している（通常は電気が他の問題よりもずっと大きい）．また，評価対象 22 カ国のうち 17 カ国では重要問題上位 3 つのなかに入っている．環境面で上位 6 つの制約要因に電気が入っていないのは，コートジボワールとトンガの 2 カ国だけである．他の制約としては，ファイナンスの獲得，政治的な不安定性，非公式部門の慣行，腐敗などがある．World Bank 2010d.
70. BBC News 2010.
71. World Bank 2011a.
72. 紛争後という環境下における雇用創出プログラムの詳細なレビューは ILO 2010 にもある．
73. エチオピアが 2005 年に打ち出した生産的セーフティネット・プログラムは，食料供給が慢性的に不安定な何百万人という農村部の人々を緊急食料援助から，もっと安定した，予測可能で，主として社会的保護の現金ベースの形態にシフトするための，政府やドナーによる重要な政策イニシアティブである．Sharp, Brown, and Teshome 2006 を参照．インドでは全国農村雇用保証法が 2006 年 2 月に，第 1 段階として 200 の最貧地区で施行された．追加的に 130 の地区が第 2 段階の 2007-08 年に対象となった．残りの地区もそれ以降漸次対象になっている．以下を参照．Ninno, Subbarao, and Milazzo 2009; India Ministry of Rural Development 2005, 2010; Blum and LeBleu 2010.
74. Giovine 他 2010; Arai, Cissé, and Sock 2010; Sayigh 2010.
75. Lockhart and Glencorse 2010; UNOPS 2009.
76. Wilson 2002; McLeod and Dávalos 2008; Centre for Good Governance 2009; India Ministry of Rural Development 2005, 2010.
77. del Ninno, Subbarrao, and Milazzo 2009.
78. Lamb and Dye 2009; Tajima 2009.
79. Beasly 2006.
80. Cunningham 他 2008.
81. Mattero and Campbell-Patton 2008.
82. Cross 2010 はこのアプローチの機会と挑戦の両方を検討している．
83. Mills and Fan 2006.
84. Demirgüc-Kunt, Klapper, and Panos 2011; Cunningham 他 2008.
85. Heinemann-Grüder, Pietz, and Duffy 2003.
86. 紛争後の状況下における自営業や地方経済を回復させる他の活動の詳細な分析に関しては，例えば ILO 2010 を参照．
87. M パイサはケニアおける M ペサの経験に依拠している．Mas and Radcliffe 2010 を参照．
88. 例えば World Bank 他 2009 を参照．中小企業向けの経営管理研修プログラムで成功しているのは国際金融公社（IFC）が実施している「ビジネス・エッジ」である．これは現地に適合させ翻訳された成人学習用の教材を入手可能にして，現地のトレーナーを訓練し，現地研修会社（それ自身も中小企業であることが多い）の能力を開発し，現地の会社が現地の人々を研修できるように品質保証メカニズムを確立している．ビジネス・エッジは脆弱で紛争の影響を受けたいくつかの諸国で運営されているが，それにはイラク，パプアニューギニア，ヨルダン川西岸・ガザ，イエメンなどが含まれる．イエメンでは 2006-10 年に 3 万人の参加者が研修を受けた．独立評価の発見によれば，同プログラムには当該国に対して永続的なインパクトがあった．ビジネス・エッジが活気のある経営管理研修市場を育成し，それは補助金が停止された後でも活況を呈している．パキスタンでは，プログラムの評価が示すところでは，研修を受けてキャッシュ・フロー計算書を作成する中小企業の数が 20％増加し，過去に異常な信用履歴のあった参加者の 71％は研修を受けてから 6 カ月経過すると，借入残高を完済したか，または削減している．Peschka 2010 参照．
89. Cunningham 他 2008.
90. 日本の土地改革に関しては Kawagoe 1999; Tsunekawa and Yoshida 2010, 日本における幅広い国家建設に関しては Tsunekawa and Yoshida 2010，韓国の土地改革に関しては Shin 2006 をそれぞれ参照．
91. Lipton 2009; Rosset, Patel, and Courville 2006; IRIN 2009.
92. 緊急状況下における現金移転プログラムの設計と実施に関しては，World Bank 2008d を参照．
93. 65 万人強のタジク人がロシアで生活・仕事をしていると推定される．これはタジキスタンの成人人口の 18%，海外在住の全タジク人の 80%にも達する．送金は GDP の約 50％を占めていると推定される．これは世界最高の水準である（Kireyev 2006, 3, 7）．
94. Economic Times 2008.
95. 次の 4 つの要素が制度成功の土台であると考えられている．(1) 制度を踏み台に使う可能性の高い高資格の労働者を採用するのではなく，スキルが適切な採用を確実にすべく労働者を選別する；(2) 海外雇用における 1 回限りのチャンスを提供するのではなく，良い従業員がそれ以降も戻ってこられるように，労働者の循環的な移動を認め，合意に違反するインセンティブを削減する；(3) 旅費関連コストを雇用者と分担することで移住者が負担する固定費が非常に高くなるため，長居が魅力的になることがないようにする；(4) 商業的な存続の可能性を確保して，行き先国の労働市場条件が変化したら陳腐化する裁量的な割当によるのではなく，制度が民間主導型にとどまり労働市場条件を反映したものにする（World Bank 2006b）．
96. Kingma 1997.
97. International Alert and Women Waging Peace 2004.
98. 「例えばコンゴ民主共和国では女性が運営している小企業はわずか 18％を占めているにすぎない．家族法における差別的な規定によって既婚女性は，次のようなことを

するのに配偶者の許可が必要とされる．民事事件で裁判所に訴える，不動産を売買する，会社設立を含め何らかの責務を負う．銀行は女性がローンを取得するためには，夫の共同署名ないしその承認を求めるのが一般的である．家族法は就職を希望するすべての女性の能力に影響する．婚姻状況の証明書が必要とされるからであるが，身分証明書がほとんど入手不可能という状況下ではそれは困難である．これとは対照的に，隣のルワンダにはそのような規則は存在せず，女性が小企業の 41%を運営している」．IFC 2008, 3.

99. IFC 2008.

100. Fearon 2010a.

101. Eades 1999; WDR チームによる南アフリカにおけるアフリカ民族会議連合と国民党の元重要な交渉者との協議 , 2010.

102. 例えば以下を参照．Snyder 2000; Fearon and Laitin 2003; Epstein 他 2006; Goldstone 他 2010; Zakaria 2003; Mansfield and Snyder 2005．イラクに関しては Special Inspector General for Iraq Reconstruction 2009，ケニアに関しては International Crisis Group 2008b をそれぞれ参照．

103. 国民大会議(loya jirga) はアフガニスタンに固有のフォーラムで，そこでは伝統的に，部族グループが一堂に会して，国家の問題を解決したり，大儀の背後に結集したりする．歴史的には，部族間の不和を解決し，社会改革を議論し，新しい憲法を承認するのに利用されてきた．もっと最近では，タリバン政府の崩壊とボン合意を受けて 2002 年に国民大会議が招集され，自国の新しい暫定政府を選択した．BBC News 2002 を参照．

104. しかし，成功は普遍的ではなく，平和的な移行への制度的な道を作り出せなかった会議もなかにはあった (Robinson 1994; Clark 1994; van de Walle and Bratton 1997)．

105. Harbom and Wallensteen 2010.

106. 歴史的にみると，スーダンの第 1 次内戦は 1955 年に始まり，72 年のアジス・アババ合意で終結した (Gadir, Elbadawi, and El-Batahani 2005 を参照)．しかし，南部の叛徒 (主としてアニャ・ニャ) は 1960 年代前半まで組織化されておらず，暴力に伴う戦死は 62 年まで大規模な内戦の下限にさえ到達もしなかったし，73 年までは減少もしなかった (Harbom and Wallensteen 2010)．

107. Horowitz 2000; Barron 他 2010 も参照.

108. OECD 2010c, 24.

109. OECD 2010a.

110. Narayan and Petesch 2010.

111. Narayan and Petesch 2010.

112. Wilkinson 他は次のように主張している．すなわち，比例代表制は多種多様な民族間で，小数の極めて人気のある政治的ポスト，限定的な経済資源，社会的地位のあるポストを巡る抗争に拍車をかける可能性がある．また，民族リーダーがライバルと激しい交渉をして，自分の力量以上のことをやろうとすることがある (Wilkinson 2000; de Zwart 2000)．別の人は次のように主張している．分権化は民族的なアイデンティティを強化し，差別的な法律を生み出し，反乱向けに資源を提供し，分離に必要な集団行動を促進する．国家統一を維持するための方法として，権限委譲を支持することにした人々は但し書きを付けている．すなわち，Brancati の主張では，分権化は分離と民族紛争の可能性を削減するが，もし地域的な政党があまりに強すぎると逆効果になる．Lustick 他はシミュレーションを実施したが，その結果の示唆によると，多文化的な諸国における権限分担は分離の可能性を低減させることができるが，その過程おいて民族的な小数派を動員することになるだろう (Brancati 2006; Lustick, Miodownik, and Eidelson 2004; OECD 2004.

113. Crook and Manor 1998.

114. Schelnberger 2005; Tukahebwa 2000.

115. Crook and Manor 1998; Ndegwa and Levy 2004.

116. Grimm 2010.

117. 真実委員会は非司法的で，独立した審問のパネルであり，典型的には当該国の過去における人権や国際人道法の深刻な侵害の事実や背景を確認するために設置される．委員会のメンバーは通常は調査を実施し，被害者を支援し，犯罪の再発を防止するために政策勧告を行う権限が付与されている．International Center for Transitional Justice 2010 を参照．

118. 例えば，Filippini 2009 を参照.

119.「真実探求」は社会が紛争や独裁政権の時期に，社会が苦しんだ残虐性を理解し，将来的な不正義を防止しようとするプロセスである．真実探求プロセスを通じて，被害者は自分が苦しんだ事件に関して，例えば，行方不明になった人々の運命や，なぜ特定の人々が虐待の標的になったのかなど，もっと学習することによってけじめを付けることができる．それには証拠の保護，文書館の開館・維持，国家情報の公開・出版，包括的な報告書の作成も含まれる．このような努力は普通は真実委員会という公式の審理グループによって実施される．International Center for Transitional Justice 2010 を参照.

120. 最近の数字に関しては，例えば Estrada 2010 を参照.

121. Roque 他 2010.

122. Hayner 2010; UNOHCHR 2006 を参照.

123. de Greiff 2006 参照

124. Mayer-Rieckh and de Greiff 2007.

125. 例えば Huyse and Salter 2008 を参照.

126. Roque 他 2010.

127. Roque 他 2010.

128. Svensson 2000.

129. UNDP 2008b.

130. ある世界銀行の研究によって次のことが発見されている．「一部の紛争後の状況下では即時かつ広範な民営化に高い優先度を置く傾向があった．研究対象になった諸国の歴史には，国有企業の民営化に付与されている優先度を支持すべき多くの要素があったものの，包括的で全面的な民営化は真っ先に実施する改革に含まれていなければならない，ということを必ずしも示唆するものではない」(Kreimer 他 1998, 34)．

131. 水平的不平等はグループ間ではなく，個人ないし家計の間の不平等にかかわる指標である．一方，垂直的不平等はしばしばグループ間の所得ないし消費に限定されているので，両指標は互いに異なる．Stewart 2010.

132. Stewart 2010.

133. Mehta 2010, 23.

134. INEE 2010.

135. INEE 2010.

136. Betancourt and Williams 2008; Melville 2003.

137. 1999 年の国民投票後，東ティモールは深刻な健康問題，破壊されたインフラ，実質的に訓練された人材の払底といった状況に直面した．暫定保健当局は各地区について国際的な NGO と協定を締結して，合理的な計画の策定，実施のモニタリング，保健スタッフの新しい集団の訓練に焦点を絞って取り組むことにした．当初の優先課題は基礎的な保健ケア・サービスを提供することであった．第 1 段階では国内外の NGO が東ティモール全土にわたる緊急保健サービスの提供に関して中心的な役割を果たした．これに要する資金は人道援助を通じて独立的に調達された．第 2 と第 3 の段階では，東ティモー

ルは 100 日間の計画サイクルを使うことによって学習環境を涵養した．領土内のどこの場所にあっても提供されるサービス・パッケージを標準化して（目標を明確にするとともに結果を特に重視して），目標を達成することによって，信頼と能力を構築する努力を払った．時間が経過して，暫定保健当局は新しい保健省に取って代わられ，そこが地区にかかわるシステムと施設の管理を担当することになった．この枠組みの結果として，2001 年後半にまでに完全なティモール保健省は 800 人を超える保健スタッフを採用し，人口の 60%に対して自宅から徒歩 2 時間以内で基礎サービスへのアクセスを提供し，外来患者の医療施設利用率を 1 人当たり 1.0 回にまで押し上げた．この 2 つの数字は 2004 年までにそれぞれ推定 90%，2.13 回へとさらに上昇した．保健省と地区の運営は 2005-06 年に再発した暴力に対して強靭な抵抗力を維持した数少ない国家機能の 1 つであり，操業を継続して，まさに難民に対して援助を提供した．World Bank 2002a, 2008h; Baird 2010; Rohland and Cliffe 2002; Tulloch 他 2003.

138. World Bank 2008c.

139. 経済政策に関しては Rodrik 2007，社会政策に関しては Grindle 2010，制度構築に関しては Andrews 2010 をそれぞれ参照.

140. Christensen 2003.

141. Banerjee and Duflo 2009; Demombynes and Clemens 2010.

142. ペテン県の殺人率はグアテマラ国家警察が収集した殺人統計によると，2008 年 101，09 年 96 であった．WDR チームによる試算.

143. 和平合意は 1997 年に基準の 4 万 5,000 人から 3 万 1,000 人へと 3 分の 1 の削減を規定していた．しかし，協定調印の直後，軍部は軍隊の水準は実際には 3 万 5,000 人であったので，4,000 人の削減が必要なだけで，それは実際に実行されたと報告している（兵士レベルについては将校レベルよりもより系統的に行われた）（Stanley and Holiday 2002）．活動を段階的に終了させつつある国連グアテマラ検証団のレポート（UN Verification Mission in Guatemala 2003, 2004）を参照.

第6章　信頼醸成と制度転換に対する国際支援

1. 1990 年に Freedom House は 1-7 の尺度で，モザンビークの市民的自由に最悪の得点，政治的権利については 2 番目に最悪の得点を付けた．ただし，ともに 2009 年には 3 点にまで改善した．Freedom House は 1-7 の尺度を使っており，7 は最低水準の自由を示す．それは時には内戦との組み合わせで，政府による厳しい抑圧のために，政治的権利がほとんどない，あるいはまったくないということを示している．反対側の尺度で 1 の格付けを得ている国や領域は，自由で公正な選挙を含め広範囲にわたる政治的権利を享受している.

2. モザンビークの大型プロジェクトにはモザール（Mozal）のアルミ精錬所，カオラ・バッサ（Cahora Bassa）の水力発電所，サソール（Sasol）のガス・プロジェクトなどが含まれる．Cadeado and Hamela 2009; World Bank 2005b を参照.

3. UNDPKO 2010b, 2010c.

4. OECD 2010d に基づく WDR チームの試算.

5. Davies 他 2008; Meidan 2006.

6. 南々二国間援助は 2004-08 年に約 68%増加して推定 6 億 2,600 万ドルに達した．この推定値には，中国やインドなど主要な非 DAC 開発パートナー数カ国のデータは含まれていない（OECD-DAC 2010b 参照）.

7. 次の多国間組織や政府は 2009-2010 年時点で，アフガニスタンに，またはアフガニスタンとパキスタンの両方に，特別の使節団ないし代表者を送っている．それらはイギリス，アメリカ，国連，EU，オランダ，スウェーデン，ノルウェー，フランス，オーストラリア，ベルギー，中国，ドイツ，日本，デンマークである.

8. New York University Center on International Cooperation 2009.

9. Harvey 他 2010.

10. この相互依存は，例えば，危機や非常事態に対する世界銀行の迅速対応枠組みでは明示的に認識されていた．この枠組みの下では，世界銀行はコアな権限の分野で関与を維持しながら，権限外の分野との重要な結び付きをもつプログラム向けに統合的な国際支援への取り組みに参加することが可能になる（World Bank 2007d, 2008b; Stewart and Brown 2007）.

11. 国連統合使節団は，多種多様な主体やアプローチを総合的な政治的・戦略的な危機管理の枠組みのなかに組み入れることによって，国連がそれを通じて戦争から永続的な平和への移行期にある諸国を支援する，あるいは国連システム全体にわたる対応を必要とする同じように複雑な状況に取り組むための手段である．以下を参照．Eide 他 2005; Cambell, Kaspersen, and Weir 2007.

12. 「全政府アプローチ」というのは，危機下の脆弱国家に対する包括的な対応策を策定するために，政府内の機関や省庁が整合的に協働する方法を指す.

13. 「全システム・アプローチ」というのは，地域的・国際的組織や国際体制一般が，危機下の脆弱国家に対する政策の一貫性と包括的な対応策を最もうまく策定できる方法を指す.

14. それにはイギリスの安定化ユニット（2004 年に紛争後復興ユニットとして創設），アメリカの復興・安定化調整室，カナダの安定化・復興タスクフォース，国連の平和構築委員会と平和構築支援室，オーストラリア開発庁（AusAID）脆弱国ユニット（2005 年創設）などが含まれる.

15. OECD-DAC 2006.

16. Wainwright 2005; Dinnen, Porter, and Sage 2010.

17. Stewart and Brown 2007.

18. OECD-DAC 2007b.

19. Harborne 他 2010.

20. Chalmers 2007.

21. Peixoto, Andrade, and Azevedo 2008.

22. 国連の政治使節団，ヨーロッパ安全保障協力機構（OSCE）使節団，EU 代表団について，ニューヨーク大学国際協力研究所（Center on International Cooperation）が作成した年間予算コスト.

23. 軽度調停開始予算（LMSB）は，限定的な紛争に対処するのに必要とされる小規模な調停チームのコストをカバーしている．そのような紛争は典型的には明らかに 2 つの国家間か，あるいは一国内のまとまった当事者どうし（ただし地域的な側面はない）の間であり，短期間（おそらく 1 年以内）での解決が容易である．LMSB があれば，国連政治局（UNDPA）は調停へ向けた取り組みを速やかに確立して 3 カ月間は継続することができる．その間に，イニシアティブの全部コスト計算が実施され資金手当てが行われる．重度の調停開始予算（HMSB）は複雑な紛争状況に取り組むための初期コストをカバーする．複雑な紛争には典型的には地方的・地域的な側面があり，調停チームは複数の場所に配備される可能性が大きい．複雑な紛争は首都にはより大きなプレゼンスを必要とし，地域や近隣諸国にもプレゼンスが必要であろう．この点で，HMSB は国連が現場で 1 年間にわたる初期のプレゼンスを迅速に確立できることを意図したものである．同時に，本格的な調停チームのコスト計算が初年度だけでなく，次年度以降についても実施され資金手

当てが行われる.

24. この問題に関する初期のものではあるが，依然として妥当性を有する批評が de Soto and del Castillo 1994 にある.
25. World Bank 2008b.
26. 人権と調停機関との相互作用や，和平合意に人権に関する規定が挿入される事例が徐々に増えていることに関する議論については，Stedman 1996 を参照.
27. Stedman 1996.
28. UN 2000, 2011.
29. 例えば，グアテマラの和平合意には女性差別の排除を目指して，男女平等に向けた有意義な公約が盛り込まれている．それには女性の政治参加促進，教育・健康・住居・他の資源へのアクセスなどが含まれる．この成功は和平交渉に参加した唯一の女性のおかげであった．Potter 2005 参照.
30. UNIFEM, UN Action Against Sexual Violence in Conflict, and UNDPKO 2010.
31. International Alert and Women Waging Peace 2004.
32. UNDP が 2010 年にケニアで開催した英語圏と仏語圏の代表者会議で，「協調能力」という語句が作られ，さらに暴力の防止・回復に関連した制度のことが，「対話と協議を通じて，社会で紛争防止や平和構築に貢献する，相互依存的な構造・メカニズム・資源・価値感・スキルのダイナミックなネットワーク」として再定義された（UN Interagency Framework for Coordination on Preventive Action 2010, 1）.
33. Commonwealth Secretariat 2006; The Carter Center 2007; UNDPA 2010b.
34. Wolpe and McDonald 2006.
35. WDR の用語集では，公約メカニズムは過去の政策と決別する意図が撤回されることはないだろう，ということを利害関係者に得心させる方法として定義されており，合意の実施ないしモニタリングのために独立的な機能を設置することが含まれる．これは公約メカニズムないし公約措置に共通する経済的な定義にしたがったものである（例えば，Dixit 1980; Shelling 1960; Spence 1977 を参照）．Doyle and Sambanis (2006, 111) は次のように指摘している．すなわち，条約と国連使節団は協働しており，「国連の任務と平和条約の調印の間には（大きくはないが）正の相関関係がある．というのは，特定の国連活動には条約が必要だからである」と指摘している．国連は当事者の間で平和条約を促進し，合意が破綻した際には平和を執行することができる．というのは，「条約や転換を推進する国連使節団がなければ，成功の確率は約 80％という当初の値から交戦状態の極端な値では 5％以下に著減するからである」（Doyle and Sambanis 2006, 130）．次も参照．Human Security Centre 2005; Fortna 2008; Walter and Kydd 2002.
36. Hartzell, Hoddie, and Rothchild 2001.
37. Walter and Kydd 2002.
38. 採取産業透明性イニシアティブ（EITI）は，政府・会社・市民社会グループ・投資家・国際機関の連携による．石油・ガス・鉱業における透明性の世界的な基準の確立を通じて，採取産業の透明性と説明責任を改善することによって，統治を強化することを目的としている．EITI 2009 を参照.
39. 天然資源憲章は天然資源が開発のために生み出した機会をどのように管理するのが最善かについて，政府や社会が従うべき一連の経済原則を規定したものである．同憲章は 12 の戒律ないし原則で構成されており，それが選択肢を限定し，天然資源の採取によって持続的な経済開発の展望を高めるために政府が追求すべき戦略を提案している．Natural Resource Charter 2010 参照.
40. リベリアの統治・経済管理援助プログラムに関する詳しい情報は，第 4 章のボックス 4.3 にある.
41. 1914-2006 年に賦課された 204 件の制裁事例に関する包括的な研究．その半数は 1990 年以降の実施であるが，約 3 分の 1 が成功している（Hufbauer 他 2007）.
42. Nossal 1999; Wallensteen 他 2007.
43. Van Genugten and de Groot 1999; Bessler, Garfield, and McHugh 2004.
44. Cortright, Lopez, and Gerber 2002.
45. UN 2006a, 3.
46. CICIG はグアテマラ議会に 2 つの法改正パッケージを提示している．それは CICIG の管轄範囲に入る犯罪の刑事訴追にかかわる法的・制度的な枠組みの改善を目指すものである．現在までのところ，議会は次の 4 つの基本法を承認している．武器・弾薬に関する法律，刑事訴追を強化するための法律，高リスクの刑事訴訟における管轄権に関する法律，組織犯罪・事件を取り締まる法律の改正．CICIG 2009 参照.
47. 例えば次を参照．Lomé Declaration on the Framework for an OAU Response to Unconstitutional Change of Government (Organization of African Unity 2000); Inter-American Democratic Charter (OAS 2001).
48. 国連と国際金融機関はともに政府に対するアプローチについては地域のスタンスを考慮しているが，これについて地域の機関と議論する体系的なメカニズムは存在しない.
49. 過去における人道援助の重大な焦点は次の 4 つの致命的な疾病群発であった．急性呼吸器感染症・下痢症・マラリア・麻疹．これらはすべて戦時中重要な死因であった．過去 30 年あまりの間に世界的に予防接種が増加したことが，このような疾病による死亡を削減するのに大きな役割を果たしている．1974-2006 年について 6 つの主要なワクチンで防げる病気の予防接種率をみると，世界人口の 5％以下から 75％以上に上昇している．人道援助予算の大きなシェアは病気の予防・治療に加えて，深刻な栄養失調の治療に充当されている．重度の栄養失調児童の致死率はこれと治療法改善のおかげで低下している．平和時の予防接種運動は人道援助の救命インパクトと共に，戦時下においても病気や栄養失調を原因とする死亡の削減に貢献している．次を参照．Human Security Report Project 近刊 ; Guha-Sapir and D'Aoust 2010.
50. このような例外には，ブランド化が「独立性ないし中立性がプログラムや素材の本質的な側面であるにもかかわらず，その本質的な独立性ないし中立性を傷付ける」可能性がある場合が含まれる.
51. Stoddar, Harmer, and Haver 2006.
52. 「ブルッキングス・プロセス」は，2000 年に UNHCR, UNDP, 世界銀行を一堂に会して，救援 - 開発プログラム・資金調達・戦略の間に生じる「ギャップ」にもっと有効に取り組もうとしたものである.
53. 第 5 章のなかで，極めて重要な中期的な挑戦課題として教育・保健の改革を扱った節を参照．World Bank 2002a, 2008g も参照.
54. Jones, Gowan, and Sherman 2009.
55. U. S. Government Accountability Office 2010b.
56. Garassi 2010.
57. Government of Nepal, UNDP, and UNDG 2010.
58. World Bank and UN 2007.
59. 国際紛争・脆弱評価の枠組みには以下が含まれる：アメリカ：Interagency Conflict Assessment Framework 2009; United Kingdom: Strategic Conflict Assessment; DFID: Conducting Conflict Assessments: Guidance Notes, 2002; SIDA: Manual for Conflict Analysis,

2006; UNDP: Conflict-Related Development Analysis, 2003; USAID: Conducting a Conflict Assessment, 2005; World Bank, Conflict Analysis Framework, 2002.

60. Chandran, Slotin, and Sorensen 2010.
61. U. S. Department of State 2009; DFID 2002.
62. World Bank and UN 2008.
63. OECD-DAC 2010a
64. World Bank and UN 2007; International Dialogue on Peacebuilding and Statebuilding 2010.
65. 以下が策定した戦略（同文書）を参照．African Development Bank (Country Strategy Paper 2008-2011); EC (Country Strategy Paper and Indicative Programme, 2008-2013); UN (UN Development Assistance Framework 2010-2014); World Bank (Poverty Reduction Strategy Paper, 2006-2009; 2008 Country Assistance Strategy); Austria (Three Year Program on Austrian Development Policy, 2006-2008); Belgium (Indicative Cooperation Program, 2007-2009, Indicative Cooperation Program 2010-2013); France (Framework Partnership Agreement, 2006-2010); Sweden (Strategy to Great Lakes Region, including Burundi, 2004-2008); United States (Strategic Statement 2006-2008). 以下を参照．AfDB 2008; European Commission and Republic of Burundi 2007; Government of Burundi and UN 2009; Republic of Burundi 2006; World Bank 2008e; Austrian Federal Ministry for European and International Affairs 2006; Belgium Development Agency 2006, 2009; French Ministry of Foreign Affairs 2006; SIDA 2005; Government of Burundi 2005.
66. ドナーの援助戦略の細分化にかかわる顕著な例外は，コンゴ民主共和国における国別援助枠組みの作成である．2006 年の選挙を受けて，ドナーは脆弱で不確実な政治的風景のなかで，選挙後の時期にかかわる計画を策定し始める必要性に直面した．貧困削減戦略プログラムで指摘された 5 つの柱に依拠した共同の戦略枠組みが，コンゴのパートナーにリスクを緩和する方法としてアピールすると同時に，新しい政府が組成され次第，事前に指摘され合意された問題に関して，パートナーがその政府と実質的な対話に入る下地を作ることになった．国連コンゴ平和維持使節団と世界銀行のなかの国連統合事務所によるイニシアティブの下で，国別援助枠組みが回復と開発援助に対する共通の戦略的アプローチとして策定され，17 の国際的パートナーによって合意された．しかし，そのようなドナーによる共同計画の挑戦は，その後のコンゴで出現したように，新たな挑戦に対応するのに十分な柔軟性を維持しておくことである．Rohland and Cliffe 2002; Republic of Liberia and UN 2007.
67. Ashraf Ghani and Clare Lockhart は著作 Fixing Failed States のなかで，「二重協定」のレンズを通して，脆弱で紛争に影響された諸国において正当性を確立し，主権ギャップを埋める問題を分析している．二重協定は「国家の主権請求を下支えしている権利と義務のネットワーク…」に焦点を当てて，第 1 に，「一連の一貫したルールに埋め込まれている…国家と市民の間の協定」を指し，第 2 に，「説明責任と透明性に関する国際的な規範や基準の順守を確保するための国家と国際社会の間の協定」を指す（Ghani and Lockhart 2008, 8）．
68. Cox and Thornton 2010.
69. Aga Khan Development Network 2003.
70. 近年実施された多数の開発評価や研究の発見と完全に整合的である．それには次も含まれる．Agence Française de Développement 他 2005; Commission on Growth and Development 2008.
71. Gowan 2007.
72. これは 2002 年と 03 年に開催された 2 つの紛争後の学習イベントで，紛争の影響を受けたアフリカ 12 カ国の財務大臣が強く主張した点であった（World Bank 2002b, 2003）．
73. Kharas 2008.
74. 変動性はリスク・プレミアムに反映された期待を伴うあらゆる経済活動にコストをもたらす．変動性に関連した損失はファイナンス管理にかかわる追加的なコストという形で表われてくる．すなわち，遊休資金の機会費用（タナボタ），投資機会の逸失（不足），必要金額に関して不確実性がある場合や譲許的な信用を使った場合の過剰借り入れや債務累増に関連したコスト，援助の変動性に伴う財政支出や実質為替相場の変動性に関連したコストなどがある（Kharas 2008）．このようなコストはドナーの「群衆心理」によってさらに増幅され得る．それは政治的な不安と暴力に感応的であることがしばしばである．さらに，脆弱で紛争の影響を受けた諸国では不足のコストはより高いかもしれない．典型的な途上国における援助不足は上述したようなコストにつながるが，脆弱ないし紛争に影響された国では，そのような不足は移行の動因を完全に逸脱させ，改革を中断させ，おそらく政治的な危機につながる可能性さえある．
75. Birdsall 他 2010.
76. Council for the Development of Cambodia 2010.
77. Killick, Castel-Branco, and Gerster 2005.
78. しかし，一部の形式は広く受け入れられている．例えば，秘密投票や刑務所における女性の男性からの分離などは，ほとんどの場合，理にかなった結果を支持している．
79. Special Inspector General for Iraq Reconstruction 2009, 326．しかし，国際社会は複雑な紛争という環境下で多数の最適な措置を支援してきている（第 5 章参照）．さらなる実例として，2003-04 年に，ハイチでは包括的な武装解除の条件がまだ整っていなかった時に，UNDP は革新的なプロジェクトを実施した．それは武装解除をコミュニティ・アプローチ（情報キャンペーン，コミュニティの紛争解決メカニズムに対する支援，武装ギャングの元メンバーだけでなくコミュニティのグループに利益をもたらす小型プロジェクトも含む）に連動させたものである．2002 年以降のヨルダン川西岸・ガザで，世界銀行とドナー数カ国は財政・経済危機の深刻化に対応して，緊急サービス支援プログラム MDTF を通じて，保健・教育・高等教育・社会問題担当省庁の給与を除く経常支出をファイナンスしている．
80. Collier 2007.
81. 属性には例えば以下が含まれる．専門家の質と経験（政府は困難な環境下で働くことができる極めて有能で献身的な専門家を期待し受け入れるべきである）；速やかな実施が可能な単純で熟慮されたプログラム；整合的な政策助言を確保するためにドナー間の有効な調整；プロセスを推進すべく国家的な先導者の参加；個別プログラムとの連動（助言や訓練が新しいイニシアティブを強化）（World Bank 2000）．
82. Waldman 2008, 10; Michailof 2007.
83. Institute for State Effectiveness 2007.
84. OECD 2008.
85. National Academy of Public Administration 2006.
86. 文民の緊急対応能力は典型的には常備能力（難局から 72 時間以内に入国し最低 60 日間は駐留可能），予備能力（60 時間以内に入国し最低 180 日間は駐留可能），勤務名簿能力（180 日以内に入国可能で駐留期間は契約にしたがう）に分類されている（次を参照．Chandran 他 2009; Sisk 2010; Korski and Gowan 2009）．例えば，オーストラリアの国際展開グループ（IDG）は，平和維持任務のために訓練され展開準備ができているオーストラリア連邦警察官 500 名強で構成さている常備部隊であ

る（Peake and Brown 2010）．アメリカの復興安定化調整室は機関の間の要員で構成される文民の予備能力を構築しつつある．

87. 例えば，アメリカ，イギリス，EU，オーストラリア．
88. UN 近刊．
89. Baird 2010.
90. 南々協力の多種多様な形態のうち最も一般的なのは技術援助である．多くの技術援助プロジェクトは経済的・社会的な開発に焦点を置いているものの，「グローバル・サウス」に属している諸国も紛争後の平和構築に関して特殊な能力を発展させている．次のような事例を指摘することができる．ブルンジ・ルワンダ・南スーダンの行政省における公共部門学校（経営開発研究所）間の仲間学習を通じて，公共サービスに関して構造的な能力を構築するための南アフリカの支援，トリフィニオ地域における水など地域的な公共財の管理を支援するための，エルサルバドル・グアテマラ・ホンジュラスにおける 45 都市間の協力．OECD 2010f を参照．
91. 2008 年にアフリカ開発銀行グループ（AfDB）は，「有資格の脆弱国が平和を強化し，経済を安定化し，持続可能な貧困削減と長期にわたる経済成長に向けた基盤を築くのを有効に支援するために」，脆弱国フィシリティ（FSF）を創設した（AfDB 2011, 1）．FSF には 3 の大きな柱がある．第 1 の柱は，インフラへの資金供与と国家能力構築及び説明責任にかかわる補完的な支援の窓口である．第 2 の柱は，延滞清算の窓口である．第 3 の柱は，技術援助・能力構築の窓口である．有資格国家は AfDB/ 世界銀行が調和させた CPIA 格付けで 3.2 以下の諸国，あるいは過去 3 年間に国連か地域機関による平和構築・平和維持・調停活動を経験した諸国である．第 3 の柱では，厳選された公共部門領域における重大なギャップを埋めることを目的に，技術的な援助や能力を提供している．それは，改革の管理や実施の能力をもっている脆弱国に対して，近隣諸国からベテランの専門家が出向したり，持続可能な上級官吏グループを構築する目的で実地訓練の機会を提供したりする形をとっている．このようなプログラムは通常は，包括的な能力構築計画の一部分として実施されている．2010 年 3 月までに，この南々協力ファシリティは 8,539 万 UA（計算単位）と，FSF 総額の 13.2％に相当する財源を享受した（AfDB 2010, 5）．
92. Viva Rio は 14 の敵対グループの間で和平合意を交渉し，ベル・エアの殺人率は 2006-07 年の 10 万人当たり 26 人から 2008-09 年の同 17 人へと，他の主要なラテンアメリカのどの都市よりも低い水準にまで低下した（OECD 2010f）．
93. UNPBSO 2010.
94. OECD 2010f.
95. UN 近刊．
96. 例えば，暴力影響国でその能力を構築するために UNDP と UNDPA によって共同で活用されている「平和・開発アドバイザー」のほぼ 3 分の 1 は，南アフリカの「モン・フレール」（地名）におけるビジョンを描く作業で，国際的な調停者ないし進行役を務めた人々である．その作業自体は別個の国連援助で実施されたか，それで訓練を受けたかしたものである．UNDP 2010a を参照．
97. USAID の移行イニシアティブ室を通じて提供されている資金がその 1 例である．この移行の資金調達は USAID によって提供されている他のファイナンスと同じ方針や手続きに則っていない．DFID の中東・北アフリカ局は紛争のプログラミングにおけるリスク要因を評価する，リスク評価マトリクスというプログラムを作成した．EU は現状，脆弱国家に対する予算支援と関連リスクを分析するための枠組みを策定しつつある．
98. カンボニアについては Jones 2009，リベリアについては World Bank 2010k を参照．
99. International Dialogue on Peacebuilding and Statebuilding 2010, 9.
100. Colletta and Tesfamichael 2003.
101. Colletta and Tesfamichael 2003.
102. World Bank 2007a.
103. 援助の有効性に関するキンシャサで開催された 2009 年のワークショップ向けに作成された世界銀行の分析．
104. OECD-DAC 2008.
105. Azam, Devarajan, and O'Connell 2002; Bräutigam 2000.
106. UN 近刊．
107. Etzioni 1999．例えば，アメリカはほとんどが地方政府の統制下にある数層にわたる警察庁を使うのに対して，多くのヨーロッパ諸国は特殊部隊をもっている国家的な警察部隊を好む．治安規定の背景にある原則も，それ以外では同じようにみえる社会であっても非常に異なっていることがある．ヨーロッパの多数の都市における市民を追跡する街頭カメラの遍在的な利用は，歴史と伝統が個人のプライバシーに特権を付与しているアメリカでは，侵略的であると考えられるだろう．
108. Lemay-Hébert 2009; Graydon 2005; Greenfell 2006; Wisler 2005; Vetschera and Damian 2006.
109. UNPOL 2011.
110. 紛争後の民間部門の特性や開発社会がそれに関与できる方法に関するレビューについては，MacSweeney 2008 を参照．
111. 例えば，国際金融公社（IFC）は世界中のコーヒー部門の小規模農家を支援するためにネスレや ECOM（非金属商品取引業者）と協働したり，パキスタンの中小企業家の実際的なビジネス・スキルを強化するためにスタンダード・チャータード銀行とパートナーを組んだりしている．IFC は BBC とパートナーを組み，アフガニスタンのラジオで「教育・娯楽」番組シリーズを手がけている．これは失業・インフラの欠如・サービス提供の不十分さなどといった問題に関して，教育と娯楽を組み合わせたもので，中小企業の利益に関する認識を高め，中小企業関連問題に関する実際的な情報を提供することを目指したものである．最近の視聴者のフィードバック調査の結果によれば，視聴者は話の筋や他人の経験を通じて，どのようにして小規模事業を開始したり所得を生み出したりするのかを学んでおり，多くは自分の財政状況を改善するために，番組で得た情報に基づいて行動を起こしている（BBC World Services Trust 2010）．
112. OECD and WTO 2008; Kawai and Takagi 2004; Davies 他 2008; Meidan 2006.
113. Battle 2008; World Bank 2011b.
114. OECD-DAC 2007b.
115. World Bank and AfDB 2010.
116. 予算はまさに政治的交渉の手段であるがゆえに，政府が予算内で利用可能な財源をほとんどもっていない場合，十分に包容的な協定を交渉する余地は狭まる．同じく狭まるのはもっと包容的な制度――社会サービスの提供が最も重要な手段――を構築するプロセスのバランスを取る能力である（Ghani, Lockhart, and Carnahan 2005 も参照）．
117. 次を参照．Boyce and Forman 2010; Porter, Andrews, and Westcott 2010.
118. ヨルダン川西岸・ガザのホルスト基金の説明に関しては，Schiavo-Campo 2003 を参照．
119. Mondo 1995; Colletta, Kostner, and Wiederhofer 1996.
120. アンゴラに関しては World Bank 2009c，ギニアビサウに関しては Arzeni, Cesanelli, and Pes 2004.
121. Scanteam 2010; Garrasi 2010.

122. OECD 2010i; Scanteam 2010; Garrasi 2010.
123. Boyce and Forman 2010.
124. OECD 2010i; Scanteam 2010; Garrasi 2010.
125. OECD 2010i.
126. Garrasi 2010.
127. Harbom and Wallensteen 2010 参照.
128. イラクの推定値の議論に関しては Roberts 2010，1996 年から現在のコンゴ民主共和国の推定値にかかわる Human Security Report Project の Andrew Mack による同様の議論に関しては Butty 2010 を参照.
129. アチェ州における紛争や暴力に関する最新情報については，インドネシアの紛争・開発プログラムのウェブサイトを参照（http://www.conflictanddevelopment.org）.
130. 1 例 は Near East Consulting (http://www.neareastconsulting.com) によるパレスチナ人の政治的・経済的・社会的状況に関する受け止め方に関する毎月のモニタリングである.
131. Scheye and Chigas 2009; Agoglia, Dziedzic, and Sotirin 2008.
132. DRC Speaks! は調査を実施するのに携帯電話技術を利用した geo-polling プロジェクトである．Mobile Accord 社が WDR と共同で，Vodacom Congo による寛大な SMS の寄付で創作したものである．プロジェクトでは携帯電話を通じた SMS を使って 14 万人以上のコンゴ人が，何のフィルターもなしに，自分たちの考え，感じ方，心配事を共有することができた.

第 7 章　外部からのストレスを緩和するための国際的措置

1. このような結び付きに関しては，例えば Naim 2006 参照.
2. Baker 2005 参照.
3. Rubin 2002; Small Arms Survey Project 2005, 2009.
4. Gambino 2010; U. S. Department of State 2010.
5. Oliver 1999.
6. 国連の「Groups of Friends」は冷戦後の時期に，紛争の防止ないし脱却を試みている諸国にとっての調停手段として始まった．同グループは過去 20 年間にわたり活動しており，平和解決を促進するために，外交的な説得――アメとムチ――の適用に関心をもった諸国で構成されるコア・グループを提供している．これらはほとんどの場合，非公式なグループで，厳格な使命があるわけではなく，当該国の状況に基づいて，解決策を交渉し，さまざまに調整している．Whitfield 2007.
7. Patel and Ross 2007; O'Loughlin, Witmer, and Linke 2010.
8. African Union 2007a 参照.
9. UNDP 2010a.
10. UN Security Council 2010b.
11. ほぼすべての諸国で違法とされているヘロインとコカインの場合.
12. OECD 2010h 参照.
13. 紛争と違法ダイヤモンドの推定金額．2008 年に紛争ダイヤモンドは，127 億ドルといわれるダイヤモンド原石の世界総生産額の 0.1%を占めていたと推定されている．Kimberley Process Certification Scheme 2009, 2010 参照.
14. 宝石鑑定士は一般的に同一地域から来た宝石の包みをいくつか受け取れば，ダイヤモンドの原産地を特定することができる．異なる地域からの宝石が混ぜ合わされてしまうと，原産地の特定が非常にむずかしくなるし，研磨された宝石の原産地を特定することはまったく不可能である（Goreaux 2001）.
15. これはこの問題が集中しているナイジェリアだけで違法取引された石油に関する推定値である．推定日量 15 万バーレル，バーレル当たり 20 ドル――大型の買い手を引き付けるべく石油の世界価格に対して大幅な割引――が前提（UNODC 2009a 参照）.
16. 違法に輸入された木材製品にかかわる 2008 年の推定金額（Lawson and MacFaul 2010, 125 参照）.
17. 木材の原産地を追跡することは技術的には可能であるが（それがまさに多数の「責任ある木材イニシアティブ」の焦点となっている），その方法は原産国でタグを貼付して管理の連鎖を確実にするか，あるいはもっと複雑な DNA 分析のいずれかに依存している.
18. UNODC 2010a, 129.
19. 小型銃器の合法的なメーカー数は，1980 年の 200 社以下から 2000 年には 600 社以上にまで増えたものと推定されている．2001 年現在，小型銃器の合法的な生産に従事できる能力をもっている諸国は少なくとも 95 カ国存在している．Small Arms Survey Project 2001.
20. すべてではないが，ほとんどの小型銃器・軽兵器は製造地点で刻印される．例えば，連続番号やメーカーの符号が兵器の金属部分にスタンプ，エッチング，あるいは彫刻される．しかし，それが存在していても，符号には固有の識別や信頼できる追跡のためには不十分な情報しか含まれておらず，集中的な記録保管の仕組みはない．Greene 2001 参照.
21. UNODC 2010a, 82, 111.
22. 小型銃器・軽兵器（SALW）の違法貿易は黒色と灰色の両市場で行われている．両市場の定義に関しては Stohl and Grillot 2009 を参照．SALW に関する詳しい情報に関しては Small Arms Survey Project 2006 を参照．違法部分の推定値は Marsh 2002 に報告されている.
23. Small Arms Survey Project 2011.
24. Cukier 2002; Markowski 他 2009 を参照.
25. SALW の開発インパクトに関しては Bourne 2007 を参照.
26. Small Arms Survey Project 2009 参照.
27. Ben-Ari 2010; Worsnip 2009; UN Security Council 2009.
28. Demombynes 2010.
29. テロリズムの定義は問題が多く，どのグループをテロリスト組織と呼ぶべきかについては論争があるものの，総会が採択している 12 の国連条約はテロリズムとして分類される戦術を規定している.
30. 今日におけるこの事例は，インドネシアとフィリピンの地域的な紛争にアルカイダと密接な関係をもつ，超国家的なテロリスト組織の存在にみられる（以下を参照．Putzel 2003; Kilcullen 2009; Acharya and Acharya 2007）.
31. UN General Assembly 2006.
32. Berman 他 2009; Berman 2009; Berman and Innaccone 2006.
33. UNODC 2009b, 65.
34. U. S. Office of National Drug Control Policy, 1999, 26.
35. OECD 1996, 2009; Greenberger 1995; Gantz 1998; Hines 1995.
36. Transparency International 2010, 8.
37. Messick 2011．本書第 8 章のボックス 8.4 も参照.
38. 金融活動作業部会（FATF）は違法な麻薬取引と資金洗浄の問題と国際協調の強化を通じて戦うために，G7 各国の財務大臣によって 1990 年に創設された．FATF の当初の使命は資金洗浄を目的として，銀行システムやそ

の他の金融機関を利用するのを防止することに焦点を当てていた．最初の措置として，既存状況の分析に基づき，FATF は具体的な措置に関してシリーズで勧告を策定した．それには国内の法規制体系の適合化が含まれる．資金洗浄目的で金融システムが悪用されるのを探知し，防止し，罰するのを助けるためである．9 月 11 日のテロ攻撃を受けて，FATF はテロリストのファイナンスに対抗すべく追加的な指針を発表した．FATF は世界中の 180 を超える管轄区をカバーするユニークな協力のネットワークに依存している．これには G20，国連，世界銀行，IMF などの多角的機関も含まれる．さらに，年月の経過に伴い，8 つの FATF スタイルの地域機関がこのネットワークの一環として創設されている．Financial Action Task Force 2010 を参照.

39. エグモント・グループは 1995 年に創設された各国金融情報部門（FIU）の非公式な国際的な集まりである．FIU は，疑わしいまたは異常な金融活動に関する情報を，金融業界および資金洗浄やテロリズム・ファイナンスを疑われる取引について報告が義務化されているその他の機関や専門職から収集するための各国のセンターである．FIU は通常は法執行機関ではない．その使命は受領した情報の分析にある．もし違法な活動の十分な証拠が発見されれば，問題は検察庁に引き渡される．エグモント・グループの目標は，資金洗浄やテロリズムのファイナンスとの戦いに関して協力を改善し，この分野における国内プログラムの実施を促進するためのフォーラムを，世界中の FIU に提供することにある．Intscher 2010.
40. Intscher 2010.
41. WDR チームの試算.
42. 例えば，アメリカの金融犯罪取り締まりネットワーク（FINCEN），イギリスの重大組織犯罪対策機構（SOCA），オーストラリアの取引報告分析センター（AUSTRAC），カナダの金融取引報告分析センター（FINTRAC）などである.
43. FIU の大部分（60-65％程度）は疑わしい取引報告だけを受け取っている．それは容疑に関する一定のテストに合致し，大体において国内取引であり，通常は比較的控え目な金額となっている．これが FATF 勧告の義務的な最低報告要件である．相当な割合（約 25-30％）の FIU は大口現金取引報告も受領しているか，またはそれにアクセスしている．これは法規制で明示された下限金額を超過する取引に基づいて報告されるものである．FIU の少数（おそらく 10-15％）は一部の外国為替取引報告も受領している．通常は規定された下限金額を超過するものである．ごく小さな割合（多分 5-8％）の FIU は電子資金振替（「電信送金」）報告を受け取っているか，あるいはアクセスしている．通常は一定の下限を超過するもので，ほとんどが国際的であるが，なかには国内送金もある．Intscher 2010.
44. 守秘性管轄区とは，賄賂，犯罪活動，国境をまたぐ貿易にかかわる価格の不正建て値，という 3 つの互いに重複する源泉から生じている違法な金融フローに便宜を提供している管轄区を指す．守秘性管轄区は最貧国の開発にとって有害である．というのは，このような管轄区を活用する個人は，以下のような広範囲にわたる罪を犯すことができるからである．脱税，手当ての不払い，資金洗浄，テロリストのファイナンス，麻薬違法取引，人身売買，違法な武器取引，偽造，インサイダー取引，密輸，破産命令の回避，詐欺など.
45. プライバシーに関する障壁の 1 つを考えてみよう．例えば，電信送金に関する情報へのアクセスは，まったく合法的な手段として電信送金を使っている何百万人という顧客のプライバシー侵害を意味する.
46. OECD 2010b; William 2010.
47. De Stefano 他 2010.
48. Cooke and Brown 2010.
49. World Bank 2010f.
50. グリーン気候基金はテーマ別の資金調達窓口を使った途上国当事者によるプロジェクト，プログラム，政策，その他の活動を支援する．同基金は 24 名のメンバーおよびその代理メンバー――メンバー数は途上国と先進国とで半々――で構成されるグリーン気候理事会によって統治される予定である．同基金の資産は信託人によって管理される予定であり，世界銀行は暫定的な信託人になることを要請する招聘を受けた．基金の運用開始から 3 年後に審査に服することになっている．カンクーンの交渉では，独立的な事務局が基金の運営を支援することも決定された．さらに，グリーン気候基金は 40 名のメンバーから成る暫定委員会によって設計されることも決定された．メンバーの内訳は先進国から 15 名，途上国 25 名とされた.
51. 紛争防止という大儀のための地域協力の顕著な事例は，現在のヨーロッパの生成にみられる．そのようなヨーロッパの出現は，何世紀にもわたる国家間暴力が歴史上最も破壊的な戦争という頂点に達してから後のことである．マーシャル・プランや OECD からヨーロッパ連合の創設や旧ソ連圏諸国の吸収に至るまで，この変転する社会契約は今のところ広範な不安定な政治的・社会的な動向を何とか乗り切って，65 年前には予測した人がほとんどいなかったある程度の政治的・経済的な統一性をもたらしている．現在の加盟プロセスは候補国にとって，規定された統治・治安・人権の基準を達成する強力なインセンティブを提供している．Lochhart 2010; Eichengreen 2010; Grimm 2010.
52. Wulf and Debiel 2009 参照.
53. Shiawl-Kidanekal 2004 参照.
54. 詳細については NEPAD 2010 を参照.
55. World Bank 2007b; Kramer 2008.
56. 「小規模，人的資源や制度の未発達，市場からの距離に関係したいわゆるコストの『くさび』は，工業品やサービスについて輸出の余地がほとんどないということを意味している．太平洋における国家経済の存続可能性は，その代わりに，次の 3 つの対外的な所得の流れに依存している．i) 天然資源採取によるレント；ii) 援助・財政フロー；iii) 輸出された労働からの送金．World Bank 2009b 参照.
57. 例えば Fearon and Laitin 1999, 2003.
58. Faye 他 2004.
59. World Bank 2008h.
60. アンティグア･バーブーダ，ドミニカ，グレナダ，セントキッツ･ネビス，セントルシア，セントビンセント･グレナディン.
61. アングイラ，イギリス領バージン諸島，モントセラト．Byron and Dakolias 2008 参照.
62. Pacific Island Forum Secretariat 2005.
63. 以下も参照．La Porta 他 1999; Acemoglu, Johnson, and Robinson 2001; Hall and Jones 1999.
64. この結果は低所得国と低位中所得国の両方について，また，名目でも購買力平価調整ベースでも妥当する.
65. Favaro 2010.
66. 中部アフリカ諸国銀行（BEAC）は次の 6 カ国をカバーしている．カメルーン，中央アフリカ共和国，チャド，赤道ギニア，ガボン，コンゴ共和国.
67. 西部アフリカ諸国中央銀行（BCEAO）は次の 8 カ国をカバーしている．ベニン，ブルキナファソ，コートジボワール，ギニアビサウ，マリ，ニジェール，セネガル，トーゴ.
68. 大メコン圏地域(GMS)諸国(カンボジア, 中国, ラオス, ミャンマー，タイ，ベトナム）は，輸送・電力・通信・環境管理・人材開発・観光・貿易・民間部門投資・農業などをカバーする広範囲にわたる一連の地域的なプロジェク

トを実施している．このようなプロジェクトはアジア開発銀行の援助で実施されている．同行は各国とは二国間ベースで仕事をしたという実績があったので，対話の基盤に加えて技術的な知識・専門知識を提供することができた．それが全員にとって受け入れ可能な一貫した基準を設定するのに役立った．GMS は国境をまたぐ貿易を増加させるとともに，貧困水準を削減し，経済的な安定性と平和に関して共通の利害を生み出したものと認められている．

69. UNDP 2005a; Asian Development Bank 2006; Linn and Pidufala 2008; World Bank 2007c; Matveeva 2007; Olcott 2010.

第8章　各国別の実際的な指針と選択肢

1. WDR チームによる南アフリカにおける ANC Alliance と National Party の重要な元交渉者との協議 , 2010；WDR チームによるアルバロ・ウリベ元大統領との面談 , 2010；WDR チームによるコロンビアにおける政府高官・市民社会組織の代表者・治安要員との協議 , 2010.
2. Arboleda 2010; WDR チームによるコロンビアにおける政府高官・市民社会組織の代表者・治安要員との協議 , 2010.
3. Porter and Rab 2010.
4. より深い議論に関しては第 4 章の早期成果の実現に関するセクションを参照.
5. Barron and Burke 2008; World Bank 2010a.
6. Dwan and Bailey 2006; Jahr 2010; Government of the Republic of Liberia Executive Mansion 2009. 第 4 章のボックス 4.3 も参照.
7. CICIG 2009; Férnandez 2010; Donovan 2008; UN 2006a; Hudson 2010. 第 6 章のボックス 6.4 も参照.
8. Braud and Grevi 2005; Schulze 2007. 第 4 章のフィーチャー 4 も参照.
9. 第 6 章の十分に包容的な連合形成に対する支援に関するセクションを参照.
10. UNODC 2010a; Duffield 2000; Kohlmann 2004. 第 1 章における暴力の波及効果に関するセクションとフィーチャー 1 も参照.
11. Robinson 1994; Kingah and Kingah 2010.
12. Salazar 2007; Murphy 2008; Bronstein 2007.
13. 詳細に関しては第 4 章の早期成果の実現に関するセクションを参照.
14. Cousens and Harland 2006; Statistical Office of Kosovo 2010; Chesterman 2004. 第 4 章のボックス 4.7 も参照.
15. Dwan and Bailey 2006; Jahr 2010; Government of the Republic of Liberia Executive Mansion 2009; Baily and Hoskins 2007. 第 4 章のボックス 4.3 と 4.6 も参照.
16. BBC News 2010.
17. World Bank 2011a.
18. Dupuy and Binningsbø 2008. 第 4 章の十分に包容的な連合に関する議論を参照.
19. UNDPKO 2010a. 第 4 章のボックス 4.5 も参照.
20. Graydon 2005; Greenfell 2006; Timor-Leste Independent Comprehensive Need Assessment Team 2009.
21. ニカラグアに関しては Scheye 2009 を参照．シエラレオネに関しては Dale 2009 を参照．もっと詳しい議論に関しては，第 5 章の司法についてのセクションも参照.
22. Lamb and Dye 2009; Tajima 2009; 詳しい議論に関しては第 5 章の雇用の公的ファイナンスにかかわるセクションを参照.
23. World Bank 2010d.
24. レバノンに関しては次を参照．World Bank 2008f, 2009d; Republic of Lebanon Ministry of Environment 1999; 第 5 章のボックス 5.9. リベリアに関しては次を参照．Bailey and Hoskins 2007; McCandless 2008; 第 4 章のボックス 4.6；第 6 章のボックス 6.5.
25. Herzberg 2004. 第 5 章の雇用に関するセクションも参照.
26. USAID Rwanda 2006; Grygiel 2007; Parker 2008; Chohan-Pole 2010; Boudreaux 2010. 第 5 章のボックス 5.8 も参照.
27. 日本の土地改革に関しては Kawagoe 1999 を参照．日本におけるもっと広範な国家建設の経験に関しては Tsunekawa and Yoshida 2010. 韓国の土地改革に関しては Shin 2006 を参照．シンガポールに関しては第 5 章のボックス 5.2 を参照.
28. Lopes 2009.
29. World Bank 2006b; Kireyev 2006; Economic Times 2008. 第 5 章の雇用の公的ファイナンスにかかわるセクションも参照.
30. Ashe and Parrott 2001. 第 5 章のボックス 5.10 も参照.
31. Mobekk 2010; Bastick, Grimm, and Kunz 2007. 詳しい情報に関しては第 5 章の治安にかかわるセクションも参照.
32. 北アイルランドに関しては Barron 他 2010 を参照．第 5 章の分権化と権限委譲にかかわるセクションも参照．南アフリカに関しては Hayner 2010; UNOHCHR 2006 を参照．ドイツに関しては Grimm 2010 を参照．第 5 章の「過去の犯罪を認める移行期の司法」と題するセクションも参照.
33. UNDPKO 2010a. 第 5 章のボックス 5.5 も参照.
34. Bowden 2010; Gilpin 2009. 第 1 章の暴力の波及効果に関するセクションも参照.
35. World Bank 2006d. 第 7 章の「世界と国家の間：地域的なストレス，地域的な支援」と題するセクションを参照.
36. Greta and Lewandowski 2010; Otocan 2010; Council of Europe 1995; Council of Europe and Institute of International Sociology of Gorizia 2003; Bilcik 他 2000. 第 7 章のボックス 7.11 も参照.
37. リベリア：Giovine 他 2010; 第 4 章のボックス 4.6. コロンビア：WDR チームによるアルバロ・ウリベ元大統領との面談，2010；WDR チームによるコロンビアにおける政府高官・市民社会組織の代表者・治安要員との協議 , 2010.
38. CICIG 2009; Férnandez 2010; Donovan 2008; UN 2006a; Hudson 2010. 第 6 章のボックス 6.4 も参照.
39. Dwan and Bailey 2006; Jahr 2010; Government of the Republic of Liberia Executive Mansion 2009. 第 4 章のボックス 4.3 も参照.

第9章　国際支援の新しい方向

1. Stewart and Brown 2007.
2. Ojielo 2007; Odendaal 2010; UNDPA 2010a.
3. 和平履行評議会の要請で上級代表事務所（ボスニア・ヘルツェゴビナにおける和平履行を主に担当する文民機関）が実施した広範な研究を受けて，ボスニア・ヘルツェゴビナにおける国際社会の調整構造は 2002 年に「簡素化」されて，重複する取り組みや責任を排除して有効性が引き上げられた．このプロセスの一環として，上級代表を議長としてプリンシパル会議（board of principals）が創設されて，ボスニア・ヘルツェゴビナにおける国際社会の活動に関して主要な調整機関として機能すること

となった．プリンシパル会議は毎週 1 回サライボで会議を開催するが，それに出席するのは次の機関である．上級代表事務所，NATO 主導の平和安定化部隊（SFOR），ヨーロッパ安全保障協力機構（OSCE），ヨーロッパ連合警察使節団，国連難民高等弁務官（UNHCR），ヨーロッパ委員会，世界銀行，国際通貨基金（IMF），国連開発計画（UNDP）．Office of the High Representative and European Union Special Representative 2011 を参照．

4. OECD-DAC がこの分野における援助の報告について別の経路を提供するという形で検討しているように，治安にかかわる一部の援助がもっている公共財としての利益を認識することも役立つ．
5. g7+ というのは紛争や脆弱性を経験している低所得国のオープンなグループである．2008 年に創設され，次の諸国で構成される．アフガニスタン，ブルンジ，中央アフリカ共和国，チャド，コートジボワール，コンゴ民主共和国，ハイチ，リベリア，ネパール，ソロモン諸島，シエラレオネ，南スーダン，東ティモール．
6. この種のシフトの実際的な例は 2005 年のエチオピアである．この時，政府とドナーは通常の予算支援から地方及び自治体政府に対する移転プログラムに移行することに合意した．このプログラムには国内のすべての地域が，選挙でどう投票したかに関係なく，継続的な中央政府支援を受領できることを保証した措置が含まれる．
7. WDR チームは Mobile Accord と共同で，Vodacom Congo によるショート・メッセージ・サービス（SMS）の気前のいい寄付を受けて，「コンゴ民主共和国は話す！」（DRC Speaks!）として知られる geo-polling のプロジェクトを実施した．これは調査実施に携帯電話技術を使うプロジェクトであった．携帯電話で SMS を使うことによって，プロジェクトでは，14 万人を超えるコンゴ人が，いかなるフィルターもなしに，考え方，感情，懸念を共有した．詳しい情報に関しては第 6 章における脆弱性脱却の進展に関するセクションを参照．
8. Gelb 2010.
9. Favaro 2010 参照．
10. 大メコン圏地域に関しては World Bank 2006d; 第 7 章の地域的なストレスと支援にかかわるセクションを参照．西アフリカに関しては Favaro 2008, 2010; 第 7 章のボックス 7.10 を参照．ヨーロッパの国境地帯に関しては以下を参照．Greta and Lewandowski 2010; Otocan 2010; Council of Europe 1995; Council of Europe and Institute of International Sociology of Gorizia 2003; Bilcik 他 2000; 第 7 章のボックス 7.11.
11. アフリカ連合国境プログラム協力に関しては African Union 2007a を参照．
12. Messick 2011; 第 8 章のボックス 8.4 を参照．
13. 以下を参照．Arboleda 2010; UNODC 2010a; WDR チームによるコロンビアにおける政府高官・市民社会代表者・治安要員との協議 , 2010; 第 3 章のフィーチャー．
14. 天然資源憲章は「資源の呪い」を免れるための，一連の一般原則と実際的な段階的指針である．政治的な遺産や後援はもっておらず，経済的に持続可能な資源採取に関する世界的な専門家の独立的グループによって作成された．同グループはオックスフォード大学アフリカ経済研究センター理事長の Paul Collier が召集したものである．同憲章は行動のための統一的で支配的な枠組みを提供することによって，採取から支出までの意思決定チェーンに沿って，また、国際的な主体や利害関係者の間の両方で調整を促進することを目的としている．このような減少傾向にある資源の誤った管理を回避し，永続的な利益がもたらされることを確保するのに必要な手段や知識ベースを提供する．憲章は 12 の規則で構成されており，一般原則，具体的な勧告，実際的な指針を詳述している．また，政府や社会に対して天然資源の使用に関して指針を提供する情報の道具箱ともなっており，資源が提供する機会は市民にとって最大限の持続的な利益に帰結するような形でとらえられる．憲章は資源が豊富な諸国の統治や管理にかかわる情報や最善慣行の収集と普及について交換所の役割を担う．憲章に関する詳細な情報についてそのウェブサイト（http://www.naturalresorucecharter.org/）を参照．
15. Evans 2010.
16. Brinkman and Hendrix 2010; Bora 他 2010.
17. FAO 2010.
18. USAID Famine Early Warning Systems Network 2010.
19. 赤道原則（EP）はプロジェクト・ファイナンスにおける社会的・環境的リスクを決定し評価し管理するための，一連の任意の基準を示したものである．EP は持続可能なプロジェクト・ファイナスにとって金融産業の「金本位」と考えられており，国際金融公社（IFC）の社会的・環境的な持続可能性に関するパフォーマンス基準と，世界銀行の環境・健康・安全に関する一般ガイドラインに依拠している．この原則は各採択機関がプロジェクト・ファイナンス活動に関連した独自の内部的な社会・環境政策，手続き，基準を実施する際に，共通のベースラインや枠組みとして機能することを意図したものである．このような原則は官民を問わず，いかなる人や機関も，IFC や世界銀行に依存せずに，あるいは訴求権なしに，EP を採択・実施するいかなる権利ないし責務を生むものではない．赤道原則は全文が以下に掲載されている．http://www.equator-principles.com/documnets/Equator_Principles.pdf.
20. サンチャゴ原則は国富ファンド（SWF）国際作業部会が 2008 年に策定したもので，SWF の活動に関する明確な理解を提供することを目指して，24 条の自発的な「最善慣行」の指針につき包括的な枠組みを制定するために、先進国・新興国・途上国による協調的な努力を示すものである．任意ベースでの採択は原則に対する強固な公約を意味するものであり、その実施は SWF が金融市場で演じている安定化作用をさらに高め，国境をまたぐ投資の自由な流れを維持するのに役立つ．現時点では 23 カ国が参加している．詳細な情報に関しては国富ファンド国際作業部会のウェブサイト（http://www.iwg-swf.org）を参照．
21. FAO 他 2010.
22. Organization of African Unity 2000 参照。第 1 章の「国家間戦争と内戦は 1990 年代初めにピークを打ってから減少している」と題するセクションも参照．
23. 南々協力が取っているさまざまな形のうちでは，技術援助が最も一般的である．多くの技術援助プロジェクトとは経済的・社会的な開発に焦点を置いているものの，「世界的な南」に属する諸国も紛争後の平和構築に関して特殊な能力を発展させてきている．その実例には以下がある．1 つは，ブルンジ・ルワンダ・南スーダンなどを初めとする暴力的な紛争を脱却してきたすべての諸国の行政省に対する南アフリカの支援である．これは公立学校が仲間学習（経営開発研究所）を通じて公共サービスのための構造的能力を構築するものである．もう 1 つは，エルサルバドル，グアテマラ，ホンジュラスの 45 自治体の間の協力で，トリフィニオ地域における水などの地域的な公共財の管理に役立っている．トリフィニオでは，地域的な南々協力が多数の緊張地帯（危険な武装地帯）を統合し開発地帯に転換している．OECD 2010f 参照．
24. 最近クーデターを経験した西アフリカ諸国に関するアフリカ連合の見方は，このような諸国における社会プログラムや貧困削減プログラムに対するドナーの支援は継続すべきであるが，もっと大規模な支援は「合憲的な軌道」への復帰を支援するよう歩調を合わせるべきであるということであった．実際には、ドナーは援助を完全に停止したところと，何の変化もなく援助を継続したところとに分かれた（WDR チームによるアジスアババにおけるアフ

リカ連合高官との協議，2010）.

25. 脆弱国家における評価にかかわる最近の進歩の例としては，新しい開発インパクト評価（DIME）イニシアティブが指摘できる．これはアチェ（インドネシア）・アフガニスタン・アンゴラ・中央アフリカ共和国・カンボジア・ギニアにおける公的機関の正当性や利用の問題，公的なサービス提供，地方の集団行動，社会的資本，プロジェクトで選挙された高官に対する信頼に焦点を当てている．
26. 本報告書は 2011 年に刊行される次の研究を補完することになる．ジュネーブ宣言に伴う Global Burden of Armed Violence の第 2 号，本報告書が印刷に回付された際に刊行された Human Security Report の次号，Oxford Handbook of the Economics of Peace and Conflict の次号.
27. Zoellick 2010a.

参考文献についての注

本報告書は世界銀行の各種文献と多数の外部資料に依拠してまとめられている．背景分析に貢献したのは以下の方々である：Beatriz Abizanda, Aga Khan Development Network, Nathalie Alvarado, Sanam Naraghi-Anderlini, Matthew Andrews, Jairo Arboleda, Paul Arthur, Claus Astrup, Alexandra Avdeenko, Kathryn Bach, Mark Baird, Patrick Barron, Peter Bartu, Christina Biebesheimer, Arthur G. Blundell, Morten Bøås, Saswati Bora, James Boyce, Henk-Jan Brinkman, Tilman Brück, Rex Brynen, Iride Ceccacci, Brian Center, Pinki Chaudhuri, Asger Christensen, James Cockayne, Tara Cooper, Maria C. Correia, David Craig, Christopher Cramer, Martha Crenshaw, Olivia D'Aoust, Victor A.B. Davies, Pablo de Greiff, Alex de Waal, Dimitri F. De Pues, Frauke de Weijer, Christopher Delgado, Gabriel Demombynes, Deval Desai, Peter Dewees, Sinclair Dinnen, Le Dang Doanh, Barry Eichengreen, Gregory Ellis, Sundstøl Eriksen, FAFO, Alexander Evans, Doug Farah, Edgardo Favaro, James D. Fearon, Ministry of Foreign Affairs of Finland, Hedda Flatø, Shepard Forman, Paul Francis, Anthony Gambino, Esther Garcia, Scott Gates, Alan Gelb, Luigi Giovine, Blair Glencorse, Jack A. Goldstone, Margarita Puerto Gomez, Sonja Grimm, Jean-Marie Guehenno, Scott Guggenheim, Debarati Guha-Sapir, Paul-Simon Handy, Bernard Harborne, Niels Harild, Emily Harwell, Håvard Hegre, Cullen S. Hendrix, Anke Hoeffler, Karla Hoff, Richard Horsey, Fabrice Houdart, Yasheng Huang, Elisabeth Huybens, Inter-American Development Bank, Syeda S. Ijaz, Horst Intscher, Kremena Ionkova, Michael Jacobson, Prashant Jha, Japan International Cooperation Agency (JICA), Michael Johnston, Patricia Justino, Tarcisius Kabutaulaka, Gilbert Khadaglia, Anne Kielland, Robert Krech, Christof P. Kurz, Sarah Laughton, Constantino Lluch, Norman V. Loayza, Clare Lockhart, Megumi Makisaka, Alexandre Marc, Keith Martin, Omar McDoom, Mike McGovern, John-Andrew McNeish, Pratap Bhanu Mehta, Kenneth Menkhaus, Richard Messick, Ministry of Rural Development of India, Nadir Mohammed, Hannah Nielsen, Håvard Mokleiv Nygård, OECD International Network on Conflict and Fragility (OECD/INCAF), David Pearce, Mary Porter Peschka, Nicola Pontara, Douglas Porter, Ministry of Foreign Affairs of Portugal, Monroe Price, Habib Rab, Clionadh Raleigh, Martha Ramirez, Anne Sofie Roald, Esther Rojas-Garcia, Paula Roque, Narve Rotwitt, Caroline Sage, Yezid Sayigh, Mark Schneider, Richard Scobey, Jake Sherman, Sylvana Q. Sinha, Judy Smith-Höhn, Joanna Spear, Anna Spenceley, Radhika Srinivasan, Frances Stewart, Håvard Strand, Scott Straus, Nicole Stremlau, Naotaka Sugawara, Deepak Thapa, Åge Tiltnes, Monica Toft, Robert Townsend, Bakary Fouraba Traore, Keiichi Tsunekawa, the United Nations Development Programme (UNDP), the United Nations Department of Peacekeeping Operations (UNDPKO), the United Nations Department of Political Affairs (UNDPA), Bernice van Bronkhorst, Philip Verwimp, Joaquin Villalobos, Sarah von Billerbeck, Henriette von Kaltenborn-Stachau, Barbara F. Walter, Jusuf Wanandi, Xueli Wang, Clay Wescott, Teresa Whitfield, Alys Willman, Michael Woolcock, Michael Wyganowski, Kohei Yoshida.

本報告書のための背景論文は世界銀行のウェブサイト（www.worldbank.org/wdr2011）で，あるいは世界開発報告書事務局を通じて入手可能である．そこで述べられている意見と，世界銀行あるいは本報告書の見解とが必ず一致するとは限らない．

本報告書の作成チームは世界銀行内外の多数の方々からコメントをいただいた．貴重なコメント，指針，貢献を提供してくれたのは以下の方々である．Patricio Abinales, Ségolène Adam, James W. Adams, Douglas Addison, Ozong Agborsangaya-Fiteu, Sanjeev S. Ahluwalia, Ahmad Ahsan, Bryant Allen, Noro Andriamihaja, Edward Aspinall, Laura Bailey, Bill Battaile, Ferid Belhaj, Eric Bell, Christina Biebesheimer, Anna Bjerde, Brian Blankespoor, Chris Blattman, Edith H. Bowles, Mike Bourke, Sean Bradley, Cynthia Brady, Anne Brown, Gillie Brown, Colin Bruce, Paola Buendia, Roisín de Burca, William Byrd, Charles Call, Otaviano Canuto, Michael Carnahan, Francis Carneiro, Paloma Anos Casero, Mukesh Chawla, Judy Cheng-Hopkins, Fantu Cheru, Punam Chuhan-Pole, Laurence Clarke, Kevin Clements, Cybèle Cochran, Colombia's Departamento Nacional de Planeación (DNP), Daniele Conversi, Louise Cord, Pamela Cox, Jeff Crisp, Geoffrey Dabelko, Beth Daponte, Monica Das Gupta,

Elisabeth David, Martin David, John Davidson, Scott Dawson, Shanta Devarajan, James Dobbins, Joost Draaisma, Gregory Keith Ellis, Ibrahim Elbadawi, Obiageli Kathryn Ezekweli, Kene Ezemenari, Judith Fagalasuu, Oscar Fernandez-Taranco, Ezzedine Choukri Fishere, Cyprian F. Fisiy, Ariel Fiszbein, Robert L. Floyd, Verena Fritz, Francis Fukuyama, Ivor Fung, Varun Gauri, Madhur Gautam, Germany's Deutscher Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit (GTZ), Coralie Gevers, Indermit S. Gill, Chiara Giorgetti, Giorgia Giovannetti, Edward Girardet, Jack Goldstone, Kelly Greenhill, Pablo de Greiff, Scott E. Guggenheim, Tobias Haque, Bernard Harborne, David Harland, Jenny Hedman, Joel Hellman, Bert Hofman, Virginia Horscroft, Elisabeth Huybens, Elena Ianchovichina, Patchamuthu Illangovan, Sana Jaffrey, Martin Jelsma, Emmanuel E. Jimenez, Hilde Johnson, Mary Judd, Sima Kanaan, Alma Kanani, Phil Keefer, Caroline M. Kende-Robb, Homi Kharas, Young Chul Kim, Mark Kleiman, Steve Knack, Sahr Kpundeh, Aart Kraay, Keith Krause, Aurélien Kruse, Arvo Kuddo, Sibel Kulaksiz, Julien Labonne, Tuan Le, Theodore Leggett, René Lemarchand, Anne-Marie Leroy, Brian Levy, Esther Loening, Ana Paula Fialho Lopes, Chris Lovelace, Andrew Mack, Charles Maier, Sajjad Malik, David Mansfield, Alexandre Marc, Roland Marchal, Ernesto May, Alastair McKechnie, Dave McRae, Pratap Mehta, Piers Merrick, Jeffrey Miron, Peter Moll, Mick Moore, Adrian Morel, Edward Mountfield, Robert Muggah, Izumi Nakamitsu, Eric Nelson, Carmen Nonay, Antonio Nucifora, Liam O'Dowd, the OECD/International Network on Conflict and Fragility (OECD/INCAF), Adyline Waafas Ofusu-Amaah, Patti O'Neill, Robert Orr, Marina Ottaway, Phil Oxhorn, Kiran Pandey, Andrew Parker, Martin Parry, Borany Penh, Nadia Piffaretti, Nicola Pontara, Rae Porter, Ben Powis, Giovanna Prennushi, Gérard Prunier, Vikram Raghavan, Bassam Ramadan, Peter Reuter, Joey Reyes, Dena Ringold, David Robalino, Michael Ross, Mustapha Rouis, Jordan Ryan, Joseph Saba, Abdi Samatar, Nicholas Sambanis, Kirsti Samuels, Jane Sansbury, Mark Schneider, Colin Scott, John Sender, Yasmine Sherif, Janmejay Singh, David Sislen, Eduardo Somensatto, Radhika Srinivasan, Scott Straus, Camilla Sudgen, Vivek Suri, the Swiss Agency for Development and Cooperation (SDC), Almamy Sylla, Stefanie Teggemann, Thomas John Thomsen, Martin Tisné, Alexandra Trzeciak-Duval, Anne Tully, Carolyn Turk, Oliver Ulich, the United Kingdom's Department for International Development (DFID), the United States Agency for International Development (USAID), Peter Uvin, Manuel Vargas, Antonius Verheijen, Thierry Vircoulon, M. Willem van Eeghen, Axel van Trotsenburg, Juergen Voegele, Femke Vos, Tjip Walker, John Wallis, El Ghassim Wane, Dewen Wang, Achim Wennmann, Alys Willman, Andreas Wimmer, Susan Wong, Rob Wrobel, Tevfik Yaprak, and Philip Zelikow.

世界各地で協議に参加してコメントを提供してくれた方々に感謝したい．さらに，われわれのブログ（http://blogs.worldbank.org/conflict/）にコメントを投稿してくれたゲスト・ブロガーや一般の方々にもお礼を申し上げる．

完璧なリストの作成に努めたつもりではあるが，貢献いただいた方々の名前がわれわれの不注意から一部記載されていないかもしれない．その場合にはお詫びするとともに，本報告書の作成に貢献してくれたすべての人々に対して、改めてお礼を申し上げたい．

参考文献

「処理済み」（processed）という用語は，非公式に複製されていることを意味しており，図書館では一般には入手できない可能性がある．

The word processed describes informally reproduced works that may not be commonly available through libraries.

Abadie, Alberto. 2006. “Poverty, Political Freedom, and the Roots of Terrorism.” *American Economic Review* 96 (2): 50–56.

Abbas, Hassan. 2008. “From FATA to the NWFP: The Taliban Spread Their Grip in Pakistan.” *CTC Sentinel* 1 (10): 3–5.

———. 2010. “Inside Pakistan’s North-West Frontier Province: The Political Landscape of the Insurgency.” Counterterrorism Strategy Initiative Policy Paper, New America Foundation, Washington, DC.

Abbink, Klaus, and Benedikt Herrmann. 2009. “Pointless Vendettas.” Center for Research in Experimental Economics and Political Decision-Making, University of Amsterdam, Amsterdam.

Acemoglu, Daron, Simon Johnson, and James A. Robinson. 2001. “The Colonial Origins of Comparative Development: An Empirical Investigation.” *American Economic Review* 91 (5): 1369–401.

———. 2005. “Institutions as the Fundamental Cause of Long-Run Growth.” In *Handbook of Economic Growth,* ed. Philippe Aghion and Stephen N. Durlauf. Amsterdam: Elsevier.

Acemoglu, Daron, and James A. Robinson. 2006. *Economic Origins of Dictatorship and Democracy*. New York: Cambridge University Press.

Acharya, Amitav, and Arabinda Acharya. 2007. “The Myth of the Second Front: Localizing the ‘War on Terror’ in Southeast Asia.” *The Washington Quarterly* 30 (4): 75–90.

Addison, Tony. 2009. “The Political Economy of the Transition from Authoritarianism.” In *Transitional Justice and Development: Making Connections*, ed. Pablo de Greiff and Roger Duthie. New York: International Center for Transitional Justice.

Advancement Project. 2009. “Advancement Project.” Advancement Project, Washington, DC. http:// www.advancementproject.org.

African Development Bank. 2008. “Burundi: 2008–2011 Country Strategy Paper.” African Development Bank, Tunis.

———. 2010. “The Fragile States Facility (FSF) Guidelines on Administration of the Technical Assistance and Capacity Building (TCB) Program of Pillar III Operations.” African Development Bank, Tunis.

———. 2011. “Accompanying States Towards Sustainable Development.” African Development Bank, Tunis. http://www.afdb.org.

African Union. 2006. “Draft Policy Framework for Post-conflict Reconstruction and Development (PCRD).” African Union, Addis Ababa.

———. 2007a. “Declaration on the African Union Border Programme and its Implementation Modalities as Adopted by the Conference of African Ministers in Charge of Border Issues Held in Addis Ababa.” African Union, Addis Ababa.

———. 2007b. “Framework for Post-conflict Reconstruction and Technical and Vocational Education and Training (TVET).” African Union, Addis Ababa.

Afrobarometer. 2009. “Afrobarometer.” Afrobarometer, Accra.

Afshari, Ali, and H. Graham Underwood. 2009. “The Green Wave.” *Journal of Democracy* 20 (4): 6–10.

Aga Khan Development Network. 2003. “Speech by His Highness the Aga Khan.” Annual Meeting of The European Bank for Reconstruction and Development. Tashkent, May 5.

———. 2010. “The Aga Khan Development Network: A Long-Term Approach to Development in Conflict-prone Areas.” Background note for the WDR 2011.

Agarwal, Sanjay, Rasmus Heltberg, and Myrtle Diachok. 2009. “Scaling up Social Accountability in World Bank Operations.” Social Development Department, World Bank, Washington, DC.

Agence Française de Développement, Bundesministerium für Wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung, DFID (U.K. Department for International Development), and World Bank. 2005. “Pro-poor Growth in the 1990s: Lessons and Insights from 14 Countries.” World Bank, Washington, DC.

Agence France-Presse. 1999. “East Timorese Rebels Vow to Confine Troops to Barracks: UN.” *Agence France-Presse*, July 28.

Agoglia, John, Michael Dziedzic, and Barbara Sotirin, eds. 2008. *Measuring Progress in Conflict Environments (MPICE): A Metrics Framework.* Washington, DC: United States Institute of Peace.

Alda, Erik, and José Cuesta. 2010. “A Comprehensive Estimation of Costs of Crime in South Africa and Its Implications for Effective Policy Making.” *Journal of International Development (Online Edition).*

Alden, Christopher. 2001. *Mozambique and the Construction of the New African State: From Negotiations to Nation Building.* London: Palgrave Macmillan.

AllAfrica. 2009. “Liberia: GEMAP Has Succeeded.” *AllAfrica.com*, October 30.

Altbeker, Antony. 2005. “Paying for Crime: South African Spending on Criminal Justice.” ISS Working Paper 115, Institute for Security Studies, Pretoria.

Alvarado, Nathalie, and Beatriz Abizanda. 2010. “Some Lessons Learnt in Citizen Security by the IADB.” Background note for the WDR

2011.

American Psychological Association. 1996. "Violence and the Family: Report of the American Psychological Association Presidential Task Force on Violence and the Family." American Psychological Association, Washington, DC.

Amnesty International. 2005. "Israel and the Occupied Territories: Conflict, Occupation and Patriarchy: Women Carry the Burden." Amnesty International, London.

Anastasijevic, Dejan. 2006. "Organized Crime in the Western Balkans." Paper presented at the First Annual Conference on Human Security, Terrorism and Organized Crime in the Western Balkan Region, Ljubljana, November 23.

Andean Council of Foreign Ministers. 2001. "Andean Cooperation Plan for the Control of Illegal Drugs and Related Offenses." Andean Community General Secretariat, Cartagena, Colombia.

Anderlini, Sanam. 2000. "Women at the Peace Table: Making a Difference." UN Development Fund for Women, New York.

———. 2010a. "Gender Background Paper." Background paper for the WDR 2011.

———. 2010b. "What the Women Say: Participation and UNSCR 1325." International Civil Society Action Network, Washington, DC; Center for International Studies, Massachusetts Institute of Technology, Cambridge, MA.

Andersen, Louise. 2010. "Outsiders Inside the State. Post-conflict Liberia between Trusteeship and Partnership." *Journal of Intervention and Statebuilding* 4 (2): 129–52.

Andeweg, Rudy B. 2000. "Consociational Democracy." *Annual Review of Political Science* 3: 509–36.

Andreas, Peter. 2004. "The Clandestine Political Economy of War and Peace in Bosnia." *International Studies Quarterly* 48 (1): 29–52.

Andrews, Matthew. 2010. "Good Government Means Different Things in Different Countries." *Governance* 23 (1): 7–35.

Anyanwu, John C. 2004. "Economic and Political Causes of Civil Wars in Africa: Some Econometric Results." *Peace, Conflict, and Development* 4: 1–15.

Arai, Yukiko, Ata Cissé, and Madjiguene Sock. 2010. "Promoting Job Creation for Young People in Multinational Enterprises and Their Supply Chains: Liberia." Employment Sector Report 7, International Labour Organization, Geneva.

Arboleda, Jairo. 2010. "Security and Development in Colombia." Background note for the WDR 2011.

Argandoña, Antonio. 2003. "The Social Dimensions of Labour Market Institutions." In *The Social Dimensions of Employment: Institutional Reforms in Labor Markets*, ed. Antonio Argandoña and Jordi Gual. Cheltenham, U.K.: Edward Elgar Publishing.

Arias, Patricia. 2009. "Seguridad Privada en América Latina: El Lucro y los Dilemas de una Regulación Deficitaria." Facultad Latinoamericana de Ciencias Sociales, Santiago.

Arnson, Cynthia J., and I. William Zartman, eds. 2005. *Rethinking the Economics of War: The Intersection of Need, Creed and Greed.* Washington, DC: Woodrow Wilson International Center for Scholars.

Arzeni, Simone, Enrico Cesanelli, and Stefano Pes. 2004. "Programme de Démobilisation, Réinsertion et Réintégration des Ex-combatants (PDRRI): Rapport Final." International Organization for Migration, Bissau.

Ashe, Jeffrey, and Lisa Parrott. 2001. "Impact Evaluation: PACT's Women's Empowerment Program in Nepal: A Savings and Literacy Led Alternative to Financial Institution Building." Brandeis University; Freedom from Hunger, Waltham, MA.

Ashforth, Adam. 2009. "Ethnic Violence and the Prospects for Democracy in the Aftermath of the 2007 Kenyan Elections." *Public Culture* 21 (1): 9–19.

Asian Development Bank. 2006. "Central Asia: Increasing Gains from Trade through Regional Cooperation in Trade Policy, Transport, and Customs Transit." Asian Development Bank, Mandaluyong City, Philippines.

Aspinall, Edward. 2005. *The Helsinki Agreement: A More Promising Basis for Peace in Aceh?* Washington, DC: East-West Center.

Atkinson, Philippa. 2008. "Liberal Interventionism in Liberia: Towards a Tentatively Just Approach?" *Conflict, Security and Development* 8 (1): 15–45.

Atos Consulting. 2009. "Evaluation of the Law and Order Trust Fund for Afghanistan (LOTFA) Phase

IV: Report." Atos Consulting, Paris. Atran, Scott. 2003. "Genesis of Suicide Terrorism." *Science* 299 (5612): 1534–39. AusAID. 2009. "Australian Aid to Water Supply and Sanitation Service Delivery in East Timor and Indo

nesia: Evaluation Report." AusAID, Canberra.

Australian Crime Commission. 2010. "Australian Crime Commission: Unite the Fight Against Nationally Significant Crime." Australian Crime Commission, Sydney.

Austrian Federal Ministry for European and International Affairs. 2006. "Three Year Programme on Austrian Development Policy 2006–2008." Austrian Federal Ministry for European and International Affairs, Vienna.

Axelrod, Robert. 1984. *The Evolution of Cooperation*. New York: Basic Books.

Azam, Jean-Paul, Shantayanan Devarajan, and Stephen A. O'Connell. 2002. "Equilibrium Aid Dependence." University of Toulouse, Toulouse, France. Processed.

Azam, Jean-Paul, and Alice Mesnard. 2003. "Civil War and the Social Contract." *Public Choice* 115 (3–4): 455–75.

Bagwitz, Daniel, Reinhold Elges, Helmut Grossmann, and Gabriele Kruk. 2008. "Private Sector Development in (Post-) Conflict Situations: Guidebook." Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit, Eschborn, Germany.

Baily, Virginia, and Veronica Hoskins. 2007. "Liberia: Peacebuilding Fund." *Africa Research Bulletin: Economic, Financial and Technical Series* 44 (9): 17550B.

Baird, Mark. 2010. "Service Delivery in Fragile and Conflict-Affected States." Background paper for the WDR 2011.

Baker, Paul, Friedrich von Kirchbach, Mondher Mimouni, and Jean-Michel Pasteels. 2002. "Analytical Tools for Enhancing the Participation of Developing Countries in the Multilateral Trading System in the Context of the Doha Development Agenda." *Aussenwirtschaft* 57 (3): 343–69.

Baker, Raymond W. 2005. *Capitalism's Achilles Heel: Dirty Money and How to Renew the Free-Market System*. Hoboken, NJ: John Wiley & Sons.

Ball, Nicole, and Malcolm Holmes. 2002. "Integrating Defense into Public Expenditure Work." U.K. Department for International Development, London.

Ballentine, Karen, and Heiko Nitzschke. 2006. "Beyond Greed and Grievance: Policy Lessons from Studies in the Political Economy of Armed Conflict." In *Security and Development: Investing in Peace and Prosperity*, ed. Robert Picciotto and Rachel Weaving. Oxfordshire, U.K.: Routledge.

Banerjee, Abhijit V., and Esther Duflo. 2009. "The Experimental Approach to Development Economics." *Annual Review of Economics* 1: 151–78.

Bannon, Ian, and Paul Collier. 2003. *Natural Resources and Violent Conflict: Options and Actions*. Washington, DC: World Bank.

Barakat, Sultan. 2006. "Mid-term Evaluation Report of the National Solidarity Programme." Post-war Reconstruction and Development Unit, University of York, York, U.K.; Ministry of Rural Rehabilitation and Development, Islamic Republic of Afghanistan, Kabul.

Barron, Patrick. 2010. "Community-Driven Development in Post-conflict and Conflict-Affected Areas." Background paper for the WDR 2011.

Barron, Patrick, Paul Arthur, Peter Bartu, and Teresa Whitfield. 2010. "Sub-national Violence in Middle-and Higher-Income Countries." Background paper for the WDR 2011.

Barron, Patrick, and Adam Burke. 2008. "Supporting Peace in Aceh: Development Agencies and International Involvement." Policy Studies 47, East-West Center, Washington, DC.

Barron, Patrick, Macartan Humphreys, Laura Paler, and Jeremy Weinstein. 2009. "Community-Based Reintegration in Aceh: Assessing the Impacts of BRA-KDP." Indonesian Social Development Paper 12, World Bank, Washington, DC.

Bartoli, Andrea. 2005. "Learning from the Mozambique Peace Process: The Role of the Community of Sant'Egidio." In *Analyzing Successful Transfer Effects in Interactive Conflict Resolution*, ed. Ron Fisher. Lanham, MD: Lexington Books.

Bastick, Megan, Karin Grimm, and Rahel Kunz. 2007. *Sexual Violence in Armed Conflict: Global Overview and Implications for the Security Sector*. Geneva: Geneva Centre for the Democratic Control of Armed Forces.

Batchelor, Peter, and Paul Dunne. 1998. "The Restructuring of South Africa's Defence Industry." *Africa Security Review* 7 (6): 27–43.

Bateson, Regina. 2010. "Summary of Recent Research: Public Security in Post War Guatemala." PhD thesis, Yale University, New Haven, CT.

Battle, Clare. 2008. "'Fighting Talk': The DCED Expert Meeting on Private Sector Development in Post-conflict Situations." The Donor Committee for Enterprise Development, Cambridge, U.K.

Bayer, Resat, and Matthew C. Rupert. 2004. "Effects of Civil Wars on International Trade, 1950–92." *Journal of Peace Research* 41 (6): 699–713.

BBC News. 2002. "What is Loya Jirga?" *BBC News*, July 1.

———. 2010. "The Salang Tunnel: Afghanistan's Lifeline." *BBC News*, February 10.

BBC World Service Trust. 2010. "Afghan Education Projects." BBC World Service Trust, London. http:// www.bbc.co.uk.

Beasley, Kenneth W. 2006. "Job Creation in Postconflict Societies." Issue Paper 9, Center for Development Information and Evaluation, U.S. Agency for International Development, Washington, DC.

Beath, Andrew, Christia Fotini, Ruben Enikolopov, and Shahim Ahmad Kabuli. 2010. "Randomized Impact Evaluation of Phase-II of Afghanistan's National Solidarity Program: Estimates of Interim Program Impact from First Follow-up Survey." World Bank, Washington, DC. http://www.nsp-ie.org/ reportsimpacts.html.

Beato, Claudio C. 2005. "Case Study 'Fico Vivo' Homicide Control Project in Belo Horizonte." World Bank, Washington, DC.

Becker, Gary S. 1968. "Crime and Punishment: An Economic Approach." *Journal of Political Economy* 76 (2): 169–217.

Bedeski, Robert. 1994. *The Transformation of South Korea: Reform and Reconstitution in the Sixth Republic Under Roh Tae Woo, 1987–1992*. London: Routledge.

Beijing Declaration and Platform for Action. 1995. "Chapter IV. E. Women and Armed Conflict." Fourth World Conference on Women, United Nations, Beijing.

Belgium Development Agency. 2006. "Indicative Cooperation Programme (2007–2009)." Belgium Development Agency, Brussels.

———. 2009. "Indicative Cooperation Programme (2010–2013)." Belgium Development Agency, Brussels.

Bellina, Séverine, Dominique Darbon, Stein S. Eriksen, and Ole J. Sending. 2009. "The Legitimacy of the State in Fragile Situations." Report 20/2009 Discussion, Norwegian Agency for Development Cooperation, Oslo; The French Ministry of Foreign and European Affairs, Paris.

Ben-Ari, Benyamin. 2010. "An International Band-Aid: UNIFIL II and the Endeavor into Southern Lebanon." Publications in Contemporary Affairs, Provo, UT.

Berger, Rachel. 2003. "Conflict over Natural Resources Among Pastoralists in Northern Kenya: A Look at Recent Initiatives in Conflict Resolution." *Journal of International Development* 15 (2): 245–57.

Berman, Eli. 2009. *Radical, Religious and Violent: The New Economics of Terrorism*. Cambridge, MA: Massachusetts Institute of Technology.

Berman, Eli, Joseph Felter, Jacob N. Shapiro, and Michael Callen. 2009. "Do Working Men Rebel? Insurgency and Unemployment in Iraq and the Philippines." Working Paper 15547, National Bureau of Economic Research, Cambridge, MA.

Berman, Eli, and Laurence R. Iannaccone. 2006. "Religious Extremism: The Good, the Bad, and the Deadly." *Public Choice* 128 (1): 109–29.

Berrebi, Claude. 2007. "Evidence About the Link Between Education, Poverty, and Terrorism among Palestinians." *Peace Economics, Peace Science, and Public Policy* 13 (1): 1–38.

Besley, Timothy, and Torsten Persson. 2009. "Repression or Civil War?" *American Economic Review* 99 (2): 292–97.

———. 2010. "State Capacity, Conflict and Development." *Econometrica* 78 (1): 1–34.

Bessler, Manuel, Richard Garfield, and Gerard Mc Hugh. 2004. "Sanctions Assessment Handbook: Assessing the Humanitarian Implications of Sanctions." UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs; Inter-Agency Standing Committee, New York.

Betancourt, Theresa S., and Timothy Williams. 2008. "Building an Evidence Base on Mental Health Interventions for Children Affected by Armed Conflict." *Intervention* 6 (1): 39–56.

Bhavnani, Ravi, and Dan Miodownik. 2009. "Ethnic Polarization, Ethnic Salience, and Civil War." *Journal of Conflict Resolution* 53 (1): 30–49.

Bijleveld, Catrien, Aafke Morssinkhof, and Alette Smeulers. 2009. "Counting the Countless: Rape Victimization during the Rwandan Genocide." *International Criminal Justice Review* 19 (2): 208–24.

Bilcik, Vladimir, Alexander Duleba, Michal Klyap, and Svitlana Mitryayeva. 2000. "Role of the Carpathian Euroregion in Strengthening Security and Stability in Central and Eastern Europe." Paper presented at the Carpathain Euroregion: Prospects and Challenges workshop, Truskavets, Ukraine, November 23–25.

Birdsall, Nancy, Homi Kharas, Ayah Mahgoub, and Rita Perakis. 2010. "Quality of Official Development Assistance Assessment." Brookings Institution; The Center for Global Development, Washington, DC.

BizCLIR (Business Climate Legal and Institutional Reform). 2007. "Overhauling Contract Enforcement: Lessons from Rwanda." BizCLIR Issues Paper 17, U.S. Agency for International Development, Washington, DC.

Blattman, Christopher. Forthcoming. "Post-conflict Recovery in Africa: The Micro Level." In *Oxford Companion to the Economics of Africa*, ed. Shantayanan Devarajan, Ernest Aryeetey, Ravi Kanbur, and Louis Kasekende. Oxford, U.K.: Oxford University Press.

Blattman, Christopher, and Edward Miguel. 2010. "Civil War." *Journal of Economic Literature* 48 (1): 3–57.

Blum, Rachel, and Jerome LeBleu. 2010. "Employment Generation in Post-conflict Environments: Linking Short- and Long-Term Initiatives." In *Civil Power in Irregular Conflicts*, ed. Franklin D. Kramer, Thomas Dempsey, Joseph Gregoire, and Susan Merrill. Alexandria, VA: CNA Analysis & Solutions; Carlisle, PA: U.S. Army Peacekeeping and Stability Operations Institute; Arlington, VA: Association of the U.S. Army.

Blundell, Arthur G. 2010. "Forests and Conflict: The Financial Flows That Fuel War." Background paper for the WDR 2011.

Bøås, Morten. 2009. "Making Plans for Liberia: A Trusteeship Approach to Good Governance." *Third World Quarterly* 30 (7): 1329–41.

Bøås, Morten, Åage Tiltnes, and Hedda Flatø. 2010. "Comparing the Cases." Background paper for the WDR 2011.

Boko, Sylvain H. 2008. "Social Accountability in Post-conflict and Fragile States." Paper presented at the Affiliated Network for Social Accountability: Africa Annual Stakeholder Conference, Addis Ababa, May 19–20.

Bora, Saswati, Robert Townsend, Iride Ceccacci, and Christopher Delgado. 2010. "Food Security and Conflict." Background paper for the WDR 2011.

Bott, Sarah, Andrew Morrison, and Mary Ellsberg. 2005. "Preventing and Responding to Gender-Based Violence in Middle- and Low-Income Countries: A Global Review and Analysis." Policy Research Working Paper 3618, World Bank, Washington, DC.

Boudreaux, Karol C. 2010. "A Better Brew for Success: Economic Liberalization in Rwanda's Coffee Sector." World Bank, Washington, DC.

Boudreaux, Karol C., and Jutta Tobias. 2009. "The Role of Entrepreneurship in Conflict Reduction in the Post-genocide Rwandan Coffee Industry: Quantitative Evidence from a Field Study." Working Paper 09-24, Mercatus Center, George Mason University, Arlington, VA.

Bourne, Mike. 2007. *Arming Conflict: The Proliferation of Small Arms*. New York: Palgrave Macmillan.

Bowden, Anna. 2010. "The Economic Cost of Maritime Piracy." One Earth Future Foundation, Louisville, CO.

Bowman, Brett, Richard Matzopoulos, Alexander Butchart, and James A. Mercy. 2008. "The Impact of Violence on Development in Low- to Middle-Income Countries." *International Journal of Injury Control and Safety Promotion* 15 (4): 209–19.

Boyce, James, and Shepard Forman. 2010. "Financing Peace: International and National Resources for Post-conflict Countries and Fragile States." Background paper for the WDR 2011.

Bradbury, Mark. 2008. *Becoming Somaliland*. Bloomington, IN: Indiana University Press.

Braithwaite, Valerie, and Margaret Levi, eds. 1998. *Trust and Governance.* New York: Russell Sage Foundation.

Brancati, Dawn. 2006. "Decentralization: Fueling the Fire or Dampening the Flames of Ethnic Conflict and Secessionism?" *International Organization* 60 (3): 651–85.

Brands, Hal. 2009. "Los Zetas and Mexico's Transnational Drug War." *World Politics Review (Online Edition).*

Braud, Pierre-Antoine, and Giovanni Grevi. 2005. "The EU Mission in Aceh: Implementing Peace." Occasional Paper 61, European Union

Institute for Security Studies, Paris.

Bräutigam, Deborah. 2000. *Aid Dependence and Governance*. Stockholm: Almqvist & Wiksell International.

Briceño-Garmendia, Cecilia, and Vivien Foster, eds. 2010. *Africa's Infrastructure: A Time for Transformation*. Washington, DC: World Bank.

Brick, Jennifer. 2008. "The Political Economy of Customary Village Organizations in Rural Afghanistan." Paper presented at the Annual Meeting of the Central Eurasian Studies Society, Washington, DC, September 18–21.

Brinkman, Henk-Jan, and Cullen S. Hendrix. 2010. "Food Insecurity and Conflict: Applying the WDR Framework." Background paper for the WDR 2011.

Bronstein, Hugh. 2007. "Outraged Colombians March Against Rebel Kidnappers." *Reuters*, July 5.

Brown, Michael E. 1996. "Introduction." In *The International Dimensions of Internal Conflict*, ed. Michael E. Brown. Cambridge, MA: Center for Science and International Affairs, John F. Kennedy School of Government, Harvard University.

Brück, Tilman, Valpy Fitzgerald, and Arturo Grigsby. 2000. "Enhancing the Private Sector Contribution to Post-War Recovery in Poor Countries." Queen Elizabeth House Working Paper 45, University of Oxford, Oxford, U.K.

Brück, Tilman, and Kati Schindler. 2008. "The Impact of Conflict and Fragility on Households: A Conceptual Framework with Reference to Widows." Research Paper 2008/83, United Nations University– World Institute for Development Economic Research Paper, Helsinki.

Brückner, Markus, and Antonio Ciccone. 2010. "International Commodity Prices, Growth and the Outbreak of Civil War in Sub-Saharan Africa." *The Economic Journal* 120 (544): 519–34.

Buhaug, Halvard, and Kristian S. Gleditsch. 2008. "Contagion or Confusion? Why Conflicts Cluster in Space." *International Studies Quarterly* 52 (2): 215–33.

Buhaug, Halvard, and Henrik Urdal. 2010. "An Urbanization Bomb? Population Growth and Social Disorder in Cities." Paper presented at the Urban Affairs Association Annual Conference, Honolulu, HI, March 10.

Butchart, Alexander, David Brown, Alexis Khanh-Huynh, Phaedra Corso, Nicolas Florquin, and Robert Muggah. 2008. "Manual for Estimating the Economic Costs of Injuries Due to Interpersonal and Self-Directed Violence." World Health Organization, Geneva; Department of Health and Human Services, Washington, DC; Centers for Disease Control and Prevention, Atlanta, GA.

Butty, James. 2010. "A New Study Finds Death Toll in Congo War Too High." *Voice of America*, January 21.

Byron, Dennis, and Maria Dakolias. 2008. "The Regional Court Systems in the Organization of Eastern Caribbean States and the Caribbean." In *Small States, Smart Solutions: Improving Connectivity and Increasing the Effectiveness of Public Services*, ed. Edgardo Favaro. Washington, DC: World Bank.

Cadeado, Calton, and Hipolito Hamela. 2009. "A Suis Generis Case of Power-Sharing in Mozambique." Peace and Development Research, World Bank, Washington, DC.

Campbell, Susanna P., Anja T. Kaspersen, and Erin Weir. 2007. "Integrated Mission Revisited: Synthesis of Findings." Norwegian Ministry of Foreign Affairs, Oslo.

Carl, Andy, and Lorraine Garasu. 2002. "Weaving Consensus: The Papua New Guinea–Bougainville Peace Process." Conciliation Resources, London.

Carpenter, R. Charli. 2006. "Recognizing Gender-Based Violence against Civilian Men and Boys in Conflict Situations." *Security Dialogue* 37 (1): 83–103.

Carter, Stephen, and Kate Clark. 2010. "No Shortcut to Stability: Justice, Politics and Insurgency in Afghanistan." Chatham House, London.

Cederman, Lars-Erik, Andreas Wimmer, and Brian Min. 2010. "Why Do Ethnic Groups Rebel?: New Data and Analysis." *World Politics* 62 (1): 87–119.

Central American Integration System. 2009. "Central American Integration System." General Secretariat of Central American Integration System, Antiguo Cuscatlán, El Salvador. http://www.sica.int.

Centre for Good Governance. 2009. "Social Audit of NREGS (AP) in Andhra Pradesh." Centre for Good Governance, Hyderabad, India.

Centro de Coordinación de Acción Integral. 2010. "Reporte Ejecutivo Plan Nacional de Consolidación." Centro de Coordinación de Acción Integral, Bogotá.

Cerra,Valerie,and Sweta C. Saxena.2008."Growth Dynamics: The Myth of Economic Recovery." *American Economic Review* 98 (1): 439–57.

Chalk, Peter. 2008. "The Maritime Dimensions of International Security: Terrorism, Piracy and Challenges for the United States." RAND Corporation, Santa Monica, CA.

Chalmers, Malcolm. 2007. "Spending to Save? An Analysis of the Cost Effectiveness of Conflict Prevention." *Defense and Peace Economics* 18 (1): 1–23.

Chamarbagwala, Rubiana, and Hilcías E. Morán. 2011."The Human Capital Consequences of Civil War: Evidence from Guatemala." *Journal of Development Economics* 94 (1): 41–61.

Chandran, Rahul, Jake Sherman, Bruce Jones, Shepard Forman, Anne le More, Andrew Hart, and Yochino Funaki. 2009. "Rapid Deployment of Civilians for Peace Operations: Status, Gaps and Options." Center on International Cooperation, New York University, New York.

Chandran, Rahul, Jenna Slotin, and Gigja Sorensen. 2010. "Strategic Planning, Peacebuilding and State-building: Background Paper for

the International Dialogue." Center on International Cooperation, New York University, New York.

Chang, Yun-Shik, and Steven H. Lee. 2006. *Transformations in Twentieth Century Korea*. New York: Routledge.

Chauveau, Jean-Pierre, and Paul Richards. 2008. "West African Insurgencies in Agrarian Perspective: Côte d'Ivoire and Sierra Leone Compared." *Journal of Agrarian Change* 8 (4): 515–52.

Cheeseman, Nic, and Blessing-Miles Tendi. 2010. "Power-Sharing in Comparative Perspective: The Dynamics of 'Unity Government' in Kenya and Zimbabwe." *Journal of Modern African Studies* 48 (2): 203–29.

Chen, Shaohua, Martin Ravallion, and Prem Sangraula. 2008. "Dollar a Day Revisited." *World Bank Economic Review* 23 (2): 163–84.

Chesterman, Simon. 2004. *You, the People: The United Nations, Transitional Administration, and State-Building*. New York: Oxford University Press.

Christensen, Clayton M. 2003.*The Innovator's Dilemma: The Revolutionary Book that Will Change the Way You Do Business*. New York: HarperCollins.

Chuhan-Pole, Punam. 2010. "Yes Africa Can: Success Stories from a Dynamic Continent." Office of the Chief Economist, Africa Region, World Bank, Washington, DC.

Chun, Suk, and Inger Skjelsbæk. 2010. "Sexual Violence in Armed Conflicts." Policy Brief I/2010, International Peace Research Institute of Oslo, Oslo.

CICIG (Comisión Internacional Contra la Impunidad en Guatemala). 2009. "Two Years of Work: A Commitment to Justice." CICIG, Guatemala City.

———. 2010."Mensaje a los Jóvenes de Guatemala Acerca de la Elección de Fiscal General de la Nación." CICIG, Guatemala City.

Cincotta, Richard, Robert Engelman, and Daniele Anastasion. 2003. "The Security Demographic: Population and Civil Conflict after the Cold War." Population Action International, Washington, DC.

Cingranelli, David L., and David L. Richards. 1999. "Measuring the Level, Pattern, and Sequence of Government Respect for Physical Integrity Rights." *International Studies Quarterly* 43 (2): 407–17.

———. 2010. "CIRI Human Rights Data Project." Cingranelli-Richards (CIRI) Human Rights Data Project, Binghamton, NY. http://ciri.binghamton.edu/.

Clark, John F. 1994. "The National Conference as an Instrument of Democratization in Francophone Africa." *Journal of Third World Studies* 11 (1): 304–35.

Clark, Phil, and Zachary A. Kaufman. 2011. "Rwanda: Recent History." In *Africa South of the Sahara 2012,* ed. Iain Frame. London: Routledge.

Clements, Kevin P. 2010. *Traditional, Charismatic and Grounded Legitimacy*. Eschborn, Germany: Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit.

Cliffe, Sarah, Scott Guggenheim, and Markus Kostner. 2003. "Community-Driven Reconstruction as an Instrument in War-to-Peace Transitions." Conflict Prevention and Reconstruction Series Working Paper 7, Social Development Department, World Bank, Washington, DC.

Coalition for International Justice. 2005. "Following Taylor's Money: A Path of War and Destruction." Coalition for International Justice, Washington, DC.

CODEH (Comité de Defensa para los Derechos Humanos en Honduras). 2008. "Crimen, Delincuencia e Impunidad: Manifestaciones de Violencia y Conflictividad Social." CODEH, Tegucigalpa.

Coldham, Simon. 1984. "The Settlement of Land Disputes in Kenya: An Historical Perspective." *The Journal of Modern African Studies* 22 (1): 59–71.

Colletta, Nat J., and Michelle L. Cullen. 2000. *Violent Conflict and the Transformation of Social Capital: Lessons from Cambodia, Rwanda, Guatemala, and Somalia*. Washington, DC: World Bank.

Colletta, Nat J., Markus Kostner, and Ingo Wiederhofer. 1996. "Case Studies in War-to-Peace Transition: The Demobilization and Reintegration of Ex-combatants in Ethiopia, Namibia and Uganda." Discussion Paper 331, Africa Technical Department Series, World Bank, Washington, DC.

Colletta, Nat J., and Gebreselassie Tesfamichael. 2003. "Bank Engagement after Conflict: A Client Perspective." World Bank, Washington, DC.

Collier, Paul. 2007. *The Bottom Billion: Why the Poorest Countries Are Failing and What Can Be Done about It*. New York: Oxford University Press.

Collier, Paul, Lisa Chauvet, and Håvard Hegre. 2007. "The Security Challenge in Conflict-prone Countries." Challenge Paper, Copenhagen Consensus 2008, Copenhagen.

Collier, Paul, Lani Elliott, Håvard Hegre, Anke Hoeffler, Marta Reynal-Querol, and Nicholas Sambanis. 2003. *Breaking the Conflict Trap: Civil War and Development Policy*. Washington, DC: World Bank.

Collier, Paul, and Anke Hoeffler. 1998. "On Economic Causes of Civil War." *Oxford Economic Papers* 50 (4): 563–73.

———. 2002. "On the Incidence of Civil War in Africa." *Journal of Conflict Resolution* 46 (1): 13–28.

———. 2004. "Greed and Grievance in Civil War." *Oxford Economic Papers* 56 (4): 563–95.

Collier, Paul, Anke Hoeffler, and Mans Söderbom. 2008. "Post Conflict Risks." *Journal of Peace Research* 45 (4): 461–78.

Collier, Paul, and Nicholas Sambanis, eds. 2005. *Understanding Civil War: Evidence and Analysis.* Washington, DC: World Bank.

Commission on Growth and Development. 2008. "The Growth Commission Report: Strategies for Sustained Growth and Inclusive Development." Commission on Growth and Development, Washington, DC.

Commission on Human Security. 2003. "Human Security Now: Protecting and Empowering People." Commission on Human Security, New York.

Commonwealth Secretariat. 2006. "Guyana General and Regional Elections: Report of the Commonwealth Observer Group." Commonwealth Secretariat, London.

Comunità di Sant'Egidio. 2010. "The BRAVO! (Birth Registration for All Versus Oblivion) Programme." Comunità di Sant'Egidio, Rome.

Cooke, Julian, and Mervyn Brown. 2011. "Recent History: Madagascar." Europa World Online, London. http://www.europaworld.com.

Correia, Maria C. 2010. "MDRP and Regionality." Background note for the WDR 2011.

Cortright, David, George Lopez, and Linda Gerber. 2002. "Sanctions Sans Commitment: An Assessment of UN Arms Embargoes." In *Sanctions and the Search for Security Challenges to UN Action*, ed. David Cortright, George Lopez, and Linda Gerber. Boulder, CO: Lynne Reinner.

Council for the Development of Cambodia. 2010. "The Cambodia ODA Database." Cambodian Rehabilitation and Development Board, Government of Cambodia, Phnom Penh. http://cdc.khmer.biz.

Council of Europe. 1995. "Examples of Good Practice of Transfrontier Co-operation Concerning Members of Ethnic Groups Residing on the Territory of Several States." Council of Europe, Strasbourg, France.

Council of Europe and Institute of International Sociology of Gorizia. 2003. "Cross-Border Cooperation in the Balkan/Danube Area: An Analysis of Strengths, Weaknesses, Opportunities and Threats." Council of Europe, Strasbourg, France; Institute of International Sociology of Gorizia, Gorizia, Italy.

Cousens, Elizabeth, and David Harland. 2006. "Post-Dayton Bosnia and Herzegovina." In *Twenty-First Century Peace Operations*, ed. William J. Durch. Washington, DC: United States Institute of Peace.

Cox, Marcus, and Nigel Thornton. 2010. "Applied Knowledge: Managing Results in Conflict-Affected and Fragile States: A Stock-Take of Lessons, Experience, and Practice." U.K. Department for International Development, London.

Cramer, Christopher. 2002. "Homo Economicus Goes to War: Methodological Individualism, Rational Choice and the Political Economy of War." *World Development* 30 (11): 1845–64.

———. 2006. *Violence in Developing Countries: War, Memory, Progress*. Bloomington, IN: Indiana University Press.

———. 2010. "Unemployment and Participation in Violence." Background paper for the WDR 2011.

Crawford, Adam. 1999. *The Local Governance of Crime: Appeals to Community and Partnerships*. New York: Oxford University Press.

Crisis Management Initiative. 2011. "Aceh." Crisis Management Initiative, Helsinki. http://www.cmi.fi/.

Crook, Richard C., and James Manor. 1998. *Democracy and Decentralisation in South Asia and West Africa: Participation, Accountability and Performance*. Cambridge, U.K.: Cambridge University Press.

Cross, Tim. 2010. "Youth Violence Prevention around the World: The Youth Build Case Study." In *Beyond Suppression: Global Perspectives on Youth Violence*, ed. Robert Cohen, Joan S. Hoffman, and Lyndee Knox. Santa Barbara, CA: ABC-CLIO.

Crown Agents. 2007. "Customs Reform Programme 1997–2006: The Modernisation of Alfândegas de Moçambique." Crown Agents, Sutton, U.K.

Cukier, Wendy. 2002. "Small Arms and Light Weapons: A Public Health Approach." *Brown Journal of World Affairs* 9 (1): 261–80.

Cumings, Bruce. 2005. "State Building in Korea: Continuity and Crisis." In *States and Development: Historical Antecedents of Stagnation and Advance*, ed. Matthew Lange and Dietrich Rueschemeyer. New York: Palgrave Macmillan.

Cunningham, Wendy, Lorena M. Cohen, Sophie Naudeau, and Linda McGinnis. 2008. "Supporting Youth at Risk: A Policy Toolkit for Middle-Income Countries." World Bank, Washington, DC.

Curtis, Glenn. E., and Tara Karacan. 2002. "The Nexus among Terrorists, Narcotics Traffickers, Weapons Proliferators, and Organized Crime Networks in Western Europe." Federal Research Division, Library of Congress, Washington, DC.

D'Anieri, Paul. 2006. "Explaining the Success and Failure of Post Communist Revolutions." *Communist and Post-Communist Studies* 39 (3): 331–50.

Dahlberg, Linda L. 1998. "Youth Violence in the United States: Major Trends, Risk Factors, and Prevention Approaches." *American Journal of Preventive Medicine* 14 (4): 259–72.

Dahlberg, Linda L., and Etienne G. Krug. 2002. "Violence: A Global Public Health Problem." In *World Report on Violence and Health*, Etienne G. Krug, Linda L. Dahlberg, James A. Mercy, Anthony B. Zwi, and Rafael Lozano. Geneva: World Health Organization.

Dale, Pamela. 2009. "Delivering Justice to Sierra Leone's Poor: An Analysis of the Work of Timap for Justice." World Bank, Washington, DC.

Davies, Martyn, Hannah Edinger, Nastasya Tay, and Sanusha Naidu. 2008. "How China Delivers Development Assistance to Africa." Centre for Chinese Studies, University of Stellenbosch, Matieland, South Africa.

Davies, Stephen, Dimieari von Kemedi, and Mark Drennan. 2005. "Illegal Oil Bunkering in the Niger Delta." Niger Delta Peace and Security Strategy Working Group, Port Harcourt, Nigeria.

de Figueiredo, Rui J. P. Jr., and Barry R. Weingast. 1999. "The Rationality of Fear: Political Opportunism and Ethnic Conflict." In *Civil Wars, Insecurity and Interventions*, ed. Jack Snyder and Barbara F. Walter. New York: Columbia University Press.

de Greiff, Pablo. 2006. *The Handbook of Reparations*. New York: Oxford University Press.

———. 2010. "Transitional Justice, Security, and Development." Background paper for the WDR 2011.

De Groot, Olaf J. 2010. "The Spillover Effects of Conflict on Economic Growth in Neighbouring Countries in Africa." *Defence and Peace Economics* 21 (2): 149–64.

De Silva, K. M. 2005.*A History of Sri Lanka*. New York: Penguin Books.

de Soto, Alvaro, and Graciana del Castillo. 1994. "Obstacles to Peacebuilding." *Foreign Policy* 94: 69–83.

de Soysa, Indra. 2002. "Paradise Is a Bazaar? Greed, Creed, and Governance in Civil War, 1989–99." *Journal of Peace Research* 39 (4): 395–416.

De Stefano, Lucia, James Duncan, Shlomi Dinar, Kerstin Stahl, Kenneth Strzepek, and Aaron T. Wolf. 2010. "Mapping the Resilience of International River Basins to Future Climate Change: Induced Water Variability." Water Sector Board Discussion Paper 15, World Bank, Washington, DC.

de Waal, Alex, and Julie Flint. 2008. *Darfur: A New History of a Long War*. London: Zed Books; London: International African Institute.

De Wulf, Luc, and José B. Sokol, eds. 2004. *Customs Modernization Initiatives: Case Studies.* Washington, DC: World Bank.

de Zwart, Frank. 2000. "The Logic of Affirmative Action: Caste, Class and Quotas in India." *Acta Sociologica* 43 (3): 235–49.

del Ninno, Carlo, Kalanidhi Subbarao, and Annamaria Milazzo. 2009. "How to Make Public Works Work: A Review of Experiences." Social Protection Discussion Paper 905, World Bank, Washington, DC. Demirgüc-Kunt, Asli, Leora F. Klapper, and Georgios A. Panos. 2011. "Entrepreneurship in Post-conflict Transition: The Role of Informality and Access to Finance." *Economics of Transition* 19 (1): 27–78.

Demombynes, Gabriel. 2010. "Drug Trafficking and Violence in Central America and Beyond." Background paper for the WDR 2011.

Demombynes, Gabriel, and Michael Clemens. 2010. "When Does Rigorous Impact Evaluation Make a Difference? The Case of the Millennium Villages." Working Paper 225, Center for Global Development, Washington, DC.

Development Alternatives Incorporated. 2010. "Facility for New Market Development (FNMD)." Development Alternatives Incorporated, Bethesda, MD.

DFID (U.K. Department for International Development). 2002. "Conducting Conflict Assessments: Guidance Notes." DFID, Center for Conflict Analysis and Prevention, London.

———. 2009. "Building the State and Securing the Peace." DFID, London.

———. 2010. "Working Effectively in Conflict-Affected and Fragile Situations." DFID, London.

Di John, Jonathon, and James Putzel. 2009. "Political Settlements." Governance and Social Development Resource Centre, International Development Department, University of Birmingham, Birmingham, U.K.

Dinnen, Sinclair, Douglas Porter, and Caroline Sage. 2010. "Conflict in Melanesia: Common Themes, Different Lessons." Background paper for the WDR 2011.

Dixit, Avinash. 1980. "The Role of Investment in Entry Deterrence." *Economic Journal* 90 (357): 95–106.

Dobbins, James, Seth G. Jones, Keith Crane, and Beth C. DeGrasse. 2007. *The Beginner's Guide to Nation-Building*. Santa Monica, CA: RAND Corporation.

Dobbins, James, Seth G. Jones, Keith Crane, Andrew Rathmell, Brett Steele, Richard Teltschik, and Anga Timilsina. 2005. *The UN's Role in Nation-Building: From the Congo to Iraq*. Santa Monica, CA: RAND Corporation.

Donovan, Megan K. 2008. "The International Commission against Impunity in Guatemala: Will Accountability Prevail?" *Arizona Journal of International and Comparative Law* 25 (3): 779–824.

Doyle, Michael W., and Nicholas Sambanis. 2006. *Making War and Building Peace: United Nations Peace Operations*. Princeton, NJ: Princeton University Press.

Duailibi, Sergio, William Ponicki, Joel Grube, Ilana Pinsky, Ronaldo Laranjeira, and Martin Raw. 2007. "The Effect of Restricting Opening Hours on Alcohol-Related Violence." *American Journal of Public Health* 97 (12): 2276–80.

Dudley, Steven S. 2010. "Drug Trafficking Organizations in Central America: Transportistas, Mexican Cartels and Maras." In *Shared Responsibility: U.S.-Mexico Policy Options for Confronting Organized Crime*, ed. Erik L. Olson, David A. Shirk, and Andrew Selee. Washington, DC: Woodrow Wilson International Center for Scholars; San Diego, CA: Trans-Border Institute, University of San Diego.

Duffield, Mark. 2000. "Globalization, Transborder Trade, and War Economies." In *Greed and Grievance: Economic Agendas in Civil Wars*, Mats R. Berdal and David M. Malone. Boulder, CO: Lynne Rienner.

Dupuy, Kendra, and Helga M. Binningsbø. 2008. "Buying Peace with Diamonds? Power-sharing Agreements in Sierra Leone." CSCW Policy Brief 7, Center for the Study of Civil War, Peace Research Institute of Oslo, Oslo.

Dwan, Renata, and Laura Bailey. 2006. "Liberia's Governance and Economic Management Assistance Program (GEMAP): A Joint Review by the Department of Peacekeeping Operations' Peacekeeping Best Practices Section and the World Bank's Fragile States Group." Fragile States Group, World Bank, Washington, DC; Best Practices Section, Department of Peacekeeping Operations, United Nations, New York.

Eades, Lindsay M. 1999.*The End of Apartheid in South Africa*. Westport, CT: Greenwood Press.

Easterly, William, Jozef Ritzen, and Michael Woolcock. 2006. "Social Cohesion, Institutions, and Growth." *Economics and Politics* 18 (2): 103–20.

Economic Times. 2008. "Australia Announces Pacific Guest Worker Scheme." *Economic Times*, August 17.

Economist Intelligence Unit. 2008a. “Country Profile: Burundi.” Economist Intelligence Unit, London. http://www.eiu.com.

———. 2008b. “Country Profile: Guinea-Bissau.” Economic Intelligence Unit, London. http://www.eiu .com.

———. 2010. “Country Profiles.” Economist Intelligence Unit, London. http://www.eiu.com.

Edis, Richard. 1995. “Mozambique’s Successful Peace Process: An Insider’s View.” *Cambridge Review of International Affairs* 9 (2): 5–21.

Eichengreen, Barry. 2010. “Lessons from the Marshall Plan.” Background paper for the WDR 2011.

Eide, Espen B., Anja T. Kaspersen, Randolph Kent, and Karen von Hippel. 2005. “Report on Integrated Missions: Practical Perspectives and Recommendations.” UN Executive Committee on Humanitarian Affairs, New York.

EITI (Extractive Industries Transparency Initiative). 2009. “What is the EITI?” EITI, Oslo.

Ekeh, Peter. 2002. “A Review of HRW’s and CLEEN’s Report *The Bakassi Boys: The Legitimization of Murder and Torture* on State Sponsored Vigilante Groups in Nigeria.” Dawodu.com, May 27.

El Jack, Amani. 2003. “Gender and Armed Conflict Overview Report.” Institute of Development Studies, University of Sussex, Brighton, U.K.

Elbadawi, Ibrahim, Håvard Hegre, and Gary J. Milante. 2008. “The Aftermath of Civil War.” *Journal of Peace Research* 45 (4): 451–59.

Embassy of the United States in Mexico. 2010. “Borders and Law Enforcement. A Border Community United: The U.S.-Mexico Border.” U.S. Department of State, Mexico City. http://mexico.usembassy. gov/.

Encyclopedia of the Nations. 2010. “Benin-History.” Encyclopedia of the Nations. http://www.nations encyclopedia.com/.

Epstein, David L., Robert H. Bates, Jack A. Goldstone, Ida Kristensen, and Sharyn O’Halloran. 2006. “Democratic Transitions.” *American Journal of Political Science* 50 (3): 551–69.

Esteban, Joan, and Debraj Ray. 2008. “Polarization, Fractionalization and Conflict.” *Journal of Peace Research* 45 (2): 163–82.

Estrada, Daniela. 2010. “Unfinished Business.” *Inter Press Service News Agency* July 30.

Etzioni, Amitai. 1999. *The Limits of Privacy*. New York: Basic Books.

Europa Publications. 2001. “Europa World Online.” Europa Publications. http://www.europaworld.com.

European Affairs. 2010. “Led by the EU and NATO, International Efforts to Stem Maritime Piracy Begin to Pay Off.” European Affairs, European Institute, Washington, DC.

European Commission and Republic of Burundi. 2007. “République du Burundi: Communauté Européenne: Document de Stratégie Pays et Programme Indicatif National 2008–2013.” European Commission, Lisbon.

European Union. 1951. “Treaty Establishing the European Coal and Steel Community, ECSC Treaty.” European Union, Brussels. http://europa.eu.

Europol. 2007. “EU Terrorism Situation and Trend Report 2007.” Europol, The Hague, Netherlands.

Evans, Alex. 2010. “Resource Scarcity, Climate Change and the Risk of Violent Conflict.” Background paper for the WDR 2011.

Even-Zohar, Chaim. 2003. “Sierra Leone Diamond Sector Financial Policy Constraint.” Management Systems International, Washington, DC; Peace Diamond Alliance, Freetown, Sierra Leone.

Everett, Silas. 2009. “Law and Justice in East Timor: A Survey of Citizen Awareness and Attitudes regarding Law and Justice.” The Asia Foundation, San Francisco, CA.

Fabio, Sanchez. 2007. *Las Cuentas de la Violencia*. Bogotá: Grupo Editorial Norma.

Falch, Åshild. 2010. “Women’s Political Participation and Influence in Post-conflict Burundi and Nepal.” Peace Research Institute of Oslo, Oslo.

FAO (Food and Agriculture Organization of the United Nations). 2010. “Global Information Early Warning System on Food and Agriculture.” FAO, Rome.

FAO (Food and Agriculture Organization of the United Nations), IFAD (International Fund for Agricultural Development), UNCTAD (UN Conference on Trade and Development), and World Bank. 2010. “Principles for Responsible Agricultural Investment That Respects Rights, Livelihoods and Resources.” Discussion Note, FAO, Rome; IFAD, Rome; UNCTAD, Geneva; World Bank, Washington, DC.

Farrell, Graham, and Ken Clark. 2004. “What Does the World Spend on Criminal Justice?” HEUNI Paper 20, European Institute for Crime Prevention and Control, Helsinki.

Favaro, Edgardo, ed. 2008. *Small States, Smart Solutions: Improving Connectivity and Increasing the Effectiveness of Public Services.* Washington, DC: World Bank.

———. 2010. “Using Regional Institutions to Improve the Quality of Public Services.” Background paper for the WDR 2011.

Faye, Michael L., John W. McArthur, Jeffrey D. Sachs, and Thomas Snow. 2004. “The Challenges Facing Landlocked Developing Countries.” *Journal of Human Development and Capabilities* 5 (1): 31–68. Fearon, James D. 1995. “Rationalist Explanations for War.” *International Organization* 49 (3): 379–414.

———. 2004. “Why Do Some Civil Wars Last So Much Longer than Others?” *Journal of Peace Research* 41 (3): 275–301.

———. 2005. “Primary Commodity Exports and Civil War.” *Journal of Conflict Resolution* 49 (4): 483–507.

———. 2006. “Ethnic Mobilization and Ethnic Violence.” In *Oxford Handbook of Political Economy*, ed. Barry R. Weingast and Donald A. Wittman. New York: Oxford University Press.

———. 2010a. “Governance and Civil War Onset.” Background paper for the WDR 2011.

———. 2010b. "Homicide Data." Background note for the WDR 2011.

Fearon, James D., and David D. Laitin. 1999. "Weak States, Rough Terrain, and Large-Scale Ethnic Violence Since 1945." Paper presented at the 1999 Annual Meetings of the American Political Science Association, Atlanta, GA, September 2.

———. 2003. "Ethnicity, Insurgency, and Civil War." *American Political Science Review* 97 (1): 75–90.

Fearon, James D., Macartan Humphreys, and Jeremy Weinstein. 2009. "Can Development Aid Contribute to Social Cohesion after Civil War? Evidence from a Field Experiment in Post-conflict Liberia." *American Economic Review* 99 (2): 287–91.

Fenton, Wendy, and Melissa Phillips. 2009. "Funding Mechanisms in Southern Sudan: NGO Perspectives." *Humanitarian Exchange Magazine* 42: 25–7.

Férnandez, Carlos Castresana. 2010. "CICIG Review: A Report on CICIG's Activities." Paper presented at the Central American Regional Workshop on the World Development Report 2011: Conflict, Security, and Development, Mexico City, June 21.

Filippini, Leonardo. 2009. "Criminal Prosecutions for Human Rights Violations in Argentina." International Center for Transitional Justice, Buenos Aires.

Financial Action Task Force. 2010. "20 Years of the FATF Recommendations: 1990–2010." Financial Action Task Force, Paris; Organisation for Economic Co-operation and Development, Paris.

Finegan, T. Aldrich, and Robert A. Margo. 1994. "Added and Discouraged Workers in the Late 1930s: A Re-examination." *Journal of Economic History* 54: 64–84.

Formisano, Michel. 2002. "Econometría Espacial: Características de la Violencia Homicida en Bogotá." El Centro de Estudios sobre Desarrollo Económico, Bogotá.

Fortna, Virginia P. 2008. *Does Peacekeeping Work? Shaping Belligerents' Choices after Civil War*. Princeton, NJ: Princeton University Press.

Foxnews.com. 2001. "The Oklahoma City Bombing: Fast Facts." *FoxNews.com*, September 5. http://www. foxnews.com/.

French Ministry of Foreign Affairs. 2006. "Framework Partnership Document: France; Republic of Burundi (2006–2010)." French Ministry of Foreign Affairs, Paris.

Friends Committee on National Legislation. 2009. "Kenya: Temporary Ceasefire or Lasting Peace?" Policy Brief, Friends Committee on National Legislation, Washington, DC.

Frühling, Hugo, Joseph S. Tulchin, and Heather A. Golding, eds. 2003. *Crime and Violence in Latin America: Citizen Security, Democracy, and the State*. Washington, DC: Woodrow Wilson International Center for Scholars.

Fukuyama, Francis. 2004. *State-Building: Governance and World Order in the 21st Century*. Ithaca, NY: Cornell University Press.

Gadir, Ali A., Ibrahim A. Elbadawi, and Atta El-Batahani. 2005. "Sudan's Civil War: Why Has It Prevailed for So Long?" In *Understanding Civil War: Evidence and Analysis*, ed. Paul Collier and Nicholas Sambanis. Washington, DC: World Bank.

Gaibulloev, Khusrav, and Todd Sandler. 2008. "Growth Consequences of Terrorism in Western Europe." *Kyklos* 61 (3): 411–24.

Gambino, Anthony W. 2010. "Democratic Republic of Congo." Background paper for the WDR 2011. Gantz, David. 1998. "Globalizing Sanctions Against Foreign Bribery: The Emergence of a New International Legal Consensus." *Northwestern Journal of International Law and Business* 18 (2): 457–97.

Garang, John. 1987. *John Garang Speaks*. London: Kegan Paul International.

Garrasi, Donata. 2010. "Funding Peacebuilding and Recovery: A Comparative Review of System-wide Multi-donor Trust Funds and Other Funding Instruments for Peacebuilding and Post-conflict Recovery." U.K. Department for International Development, London.

Garrett, Laurie. 2005. "HIV and National Security: Where Are the Links?" Council on Foreign Relations, Washington, DC.

Garzón, Juan C. 2008. "Mafia and Co.: The Criminal Networks in Brazil, Mexico, and Colombia." Woodrow Wilson International Center for Scholars, Washington, DC.

Gates, Scott, Håvard Hegre, Håvard M. Nygård, and Håvard Strand. 2010. "Human, Economic, and Social Consequences of Fragility and Conflict." Background paper for the WDR 2011.

Gates, Scott, and Kaare Strøm. 2008."Power Sharing and Civil Conflict." CSCW Policy Brief I/2008, Center for the Study of Civil War, Peace Research Institute of Oslo, Oslo.

Gberie, Lansana. 2003a. "L'Afrique de l'Ouest: Entre Pierres et Étincelles. L'Économie Politique des Diamants et la Déstablisation Régionale." Partenariat Afrique Canada, Ottawa.

———. 2003b. "ECOMOG: The Story of an Heroic Failure." *African Affairs* 102 (406): 147–54.

Gelb, Alan. 2010. "How Can Donors Create Incentives for Results and Flexibility for Fragile States? A Proposal for IDA." Working Paper 227, Center for Global Development, Washington, DC.

Gellner, Ernest. 1983. *Nations and Nationalism*. Ithaca, NY: Cornell University Press.

Geneva Conventions. 1949. "Geneva Conventions Relative to the Protection of Civilian Persons in Time of War." Diplomatic Conference of Geneva of 1949, Geneva.

Geneva Declaration. 2008. "Global Burden of Armed Violence." Geneva Declaration on Armed Violence and Development, Geneva.

———. 2010. "More Violence, Less Development: Examining the Relationship between Armed Violence and MDG Achievement." Geneva Declaration on Armed Violence and Development, Geneva.

Gerson, Allan, and Nat J. Colletta. 2002. *Privatizing Peace: From Conflict to Security*. Ardsley, NY: Transnational Publishers.

Gettleman, Jeffrey. 2009. "Radical Islamists Slip Easily Into Kenya." *New York Times*, July 21.

GhanaWeb. 2006. "Workshop on Conflict Resolution Ends at Dodowa." *GhanaWeb*, April 1. http:// ghanaweb.net.

Ghani, Ashraf C., and Clare Lockhart. 2008. *Fixing Failed States: A Framework for Rebuilding a Fractured World*. New York: Oxford University Press.

Ghani, Ashraf C., Clare Lockhart, and Michael Carnahan. 2005. "Closing the Sovereignty Gap: An Approach to State-Building." Working Paper 253, Overseas Development Institute, London.

Gilpin, Raymond. 2009. "Counting the Costs of Somali Piracy." Center for Sustainable Economics Working Paper, United States Institute for Peace, Washington, DC.

Giovine, Luigi, Robert Krech, Kremena Ionkova, and Kathryn Bach. 2010. "Holding on to Monrovia: Protecting a Fragile Peace through Economic Governance and Short-Term Employment." Background paper for the WDR 2011.

Gleditsch, Kristian S. 2007."Transnational Dimensions of Civil War." *Journal of Peace Research* 44 (3): 293–309.

Gleditsch, Kristian S., and Michael D. Ward. 1999. "Interstate System Membership: A Revised List of the Independent States since 1816." *International Interactions* 25 (4): 393–413.

———. 2000. "War and Peace in Space and Time: The Role of Democratization." *International Studies Quarterly* 44 (1): 1–29.

Gleditsch, Nils P., Peter Wallensteen, Mikael Eriksson, Margareta Sollenberg, and Håvard Strand. 2002. "Armed Conflict 1946–2001: A New Dataset." *Journal of Peace Research* 39 (5): 615–37.

Glenny, Misha. 2008. *McMafia: A Journey through the Global Criminal Underworld*. New York: Alfred A. Knopf.

Glick, Reuven, and Alan M. Taylor. 2005. "Collateral Damage: Trade Disruption and the Economic Impact of War." NBER Working Paper 11565, National Bureau of Economic Research, Cambridge, MA.

Global Terrorism Database. 2010. "Global Terrorism Database." National Consortium for the Study of Terrorism and Responses to Terrorism, University of Maryland, College Park, MD. http://www.start. umd.edu/gtd/.

Goldstein, Joshua, and Juliana Rotich. 2008. "Digitally Networked Technology in Kenya's 2007–2008 Post-Election Crisis." Research Publication No. 2008–09, Berkman Center for Internet and Society, Harvard University, Cambridge, MA.

Goldstone, Jack A. 2010. "Representational Models and Democratic Transitions in Fragile and Post-conflict States." Background paper for the WDR 2011.

Goldstone, Jack A., Robert H. Bates, David L. Epstein, Ted R. Gurr, Michael B. Lustik, Monty G. Marshall, Jay Ulfelder, and Mark Woodward. 2010. "A Global Model for Forecasting Political Instability." *American Journal of Political Science* 54 (1): 190–208.

Goldstone, Jack A., and Jay Ulfelder. 2004. "How to Construct Stable Democracies." *Washington Quarterly* 28 (1): 9–20.

Gómez, Armando C. 2008. "Diagnóstico de la Seguridad Pública y Privada en Guatemala, Honduras y El Salvador." Organization of American States, Washington, DC.

Gomez, Margarita P., and Asger Christensen. 2010. "The Impacts of Refugees on Neighboring Countries: A Development Challenge." Background paper for the WDR 2011.

Gonçalve, Danyelle N. 2008. "Os Processos de Anistia Política No Brasil: Do Perdão à 'Reparação.'" *Revista Ciencia Sociais* 39 (1): 38–48.

Goreaux, Louis. 2001. "Conflict Diamonds." Africa Region Working Paper Series 13, World Bank, Washington, DC.

Government of Aceh, Syiah Kuala University, and World Bank. 2008. "Managing Resources for Better Outcomes in a Special Autonomy Region: Aceh Public Expenditure Analysis Update 2008." Government of Aceh; Syiah Kuala University; World Bank, Jakarta.

Government of Afghanistan and UNDP (UN Development Programme). 2010. "ARTF Administrator's Report on Financial Status: As of December 21, 2010." Government of Afghanistan; UNDP, Kabul.

Government of Australia. 2010. "Australian Transaction Reports and Analysis Centre." Government of Australia, West Chatswood, Australia.

Government of Burundi, and UN (United Nations). 2009. "Strategie Integree D'Appui des Nations Unies au Burundi 2010-2014: Consolidation de las Paix et Relévement Communautaire." Government of Burundi; UN, Bujumbura.

Government of Nepal, UNDP (UN Development Programme), and UNDG (UN Development Group). 2010. "Third Consolidated Annual Report on Activities Implemented Under the United Nations Peace Fund for Nepal: Report of the Administrative Agent of the United Nations Peace Fund for Nepal for the Period 1 January to 31 December 2009." Government of Nepal; UNDP; UNDG, Kathmandu.

Government of the Republic of Indonesia and Free Aceh Movement. 2005. "Helsinki Memorandum of Understanding." Government of Republic of Indoesia; Free Aceh Movement, Helsinki.

Government of the Republic of Liberia Executive Mansion. 2009. "Liberia Makes Progress on Corruption, Transparency International Index Shows." Government of the Republic of Liberia Executive Mansion, Monrovia. http://www.emansion.gov.lr.

Gowan, Richard. 2007. "EUFOR RD Congo, UNIFIL and Future European Support to the UN." Paper presented at the Security and Defence Agenda: The EU's Africa Strategy: What are the Lessons of the Congo Mission? Brussels, March 7.

Graydon, Carolyn. 2005. "Local Justice Systems in Timor-Leste: Washed Up, or Watch this Space?" *Development Bulletin* 68: 66–70.

Greenberger, Robert S. 1995."Foreigners Use Bribes to Beat U.S. Rivals in Many Deals, New Report Concludes." *Wall Street Journal*, October 12.

Greene, Owen. 2001. "Enhancing Traceability of Small Arms and Light Weapons Flows: Developing an International Marking and Tracing Regime." Biting the Bullet Briefing Paper 5, British American Security Information Council; International Alert; Saferworld, London.

Greenfell, Laura. 2006. "Legal Pluralism and the Rule of Law in Timor Leste." *Leiden Journal of International Law* 19: 305–37.

Greta, Maria, and Krzysztof Lewandowski. 2010. "Euroregion's 'Mission' and the Success of the Lisbon Strategy." *Business and Economic Horizons* 1 (1): 14–20.

Grimm, Sonja. 2010. "Germany's Post-1945 and Post-1989 Education Systems." Background note for the WDR 2011.

Grindle, Merilee S. 2010."Good Governance: The Inflation of an Idea." Faculty Research Working Papers RWP10-023, John F. Kennedy School of Government, Harvard University, Cambridge, MA.

Grossman, Herschel I. 1991. "A General Equilibrium Model of Insurrections." *American Economic Review* 81 (4): 912–21.

Grygiel, Julie. 2007. "Kosovo Dairy Value Chain Case Study: Guided Case Studies in Value Chain Development for Conflict-Affected Environments." Micro Report 95, U.S. Agency for International Development, Washington, DC.

Guehenno, Jean-Marie. 2010. "Public Security, Criminal Justice, and Reforming the Security Sector." Background paper for the WDR 2011.

Guerrero, Rodrigo. 1999. "Programa Desarrollo, Seguridad y Paz DESEPAZ de la Ciudad de Cali." Paper presented at the Banco Interamericano de Desarrollo Programas Municipales para la Prevención y Atención de la Violencia, Rio de Janeiro, July 29–30.

———. 2006. "Violence Prevention Through Multi-sectoral Partnerships: The Cases of Cali and Bogotá." *African Safety Promotion: A Journal of Injury and Violence Prevention* 4 (2): 88–98.

Guerrero-Serdán, Gabriela. 2009. "The Effects of the War in Iraq on Nutrition and Health: An Analysis Using Anthropometric Outcomes of Children." Households in Conflict Network Working Papers 55, Institute of Development Studies, University of Sussex, Brighton, U.K.

Guggenheim, Scott. 2011. "Community-Driven Development versus Flexible Funding to Communities in Conflict and Post-conflict Environments." Background note for the WDR 2011.

Guha-Sapir, Debarati, and Olivia D'Aoust. 2010. "Demographic and Health Consequences of Civil Conflict." Background paper for the WDR 2011.

Gupta, Jyotirindra D. 1970. *Language Conflict and National Development: Group Politics and National Language Policy in India*. Berkeley, CA: University of California Press.

Gurr, Ted R. 1968. "A Causal Model of Civil Strife: A Comparative Analysis Using New Indices." *American Political Science Review* 62 (4): 1104–24.

———. 1970. *Why Men Rebel*. Princeton, NJ: Princeton University Press.

Gutiérrez Sanín, Francisco. 2008. "Telling the Difference: Guerrillas and Paramilitaries in the Colombia War." *Politics and Society* 36 (1): 3–34.

Hall, Robert E., and Charles I. Jones. 1999. "Why Do Some Countries Produce So Much More Output per Worker Than Others?" *Quarterly Journal of Economics* 114 (1): 83–116.

Hanson, Stephanie. 2010. "Combating Maritime Piracy." Council on Foreign Relations, Washington, DC.

Harbom, Lotta, and Peter Wallensteen. 2010. "Armed Conflicts, 1946–2009." *Journal of Peace Research* 47 (4): 501–09.

Harborne, Bernard, and Caroline Sage. 2010. "Security and Justice Overview." Background paper for the WDR 2011.

Harborne, Bernard, Mike McGovern, Gilbert Khadaglia, and Paul Francis. 2010. "Avoidance or Prevention." Background paper for the WDR 2011.

Harild, Niels, and Asger Christensen. 2010. "The Development Challenge of Finding Durable Solutions for Refugees and Internally Displaced People." Background note for the WDR 2011.

Harriott, Anthony, ed. 2004. *Understanding Crime in Jamaica: New Challenges for Public Policy.* Kingston, Jamaica: University of West Indies Press.

———. 2008. *Organized Crime and Politics in Jamaica: Breaking the Nexus*. Kingston, Jamaica: Canoe Press, University of West Indies.

Hartzell, Caroline, Mathew Hoddie, and Donald Rothchild. 2001. "Stabilizing the Peace after Civil War: An Investigation of Some Key Variables." *International Organization* 55 (1): 183–208.

Hartzell, Caroline A. 2006."Structuring the Peace: Negotiated Settlements and the Construction of Conflict Management Institutions." In *Conflict Prevention and Peacebuilding in Post-War Societies: Sustaining the Peace*, ed. T. David Mason and James D. Meernik. New York: Routledge.

Harvey, Paul, Abby Stoddard, Adele Harmer, Glyn Taylor, with Victoria DiDomenico, and Lauren Brander. 2010. "The State of the Humanitarian System: Assessing Performance and Progress." Active Learning Network for Accountability and Performance in Humanitarian Action, London.

Harwell, Emily. 2010. "Forests in Fragile and Conflict-Affected States." Background paper for the WDR 2011.

Hassan, Nasra. 2001. "An Arsenal of Believers: Talking to the 'Human Bombs.'" *The New Yorker* November 19, 2001.

Hayner, Priscilla. 2010. *Unspeakable Truths: Transitional Justice and the Challenge of Truth Commissions*. New York: Routledge.

Hegre, Håvard, and Nicholas Sambanis. 2006. "Sensitivity Analysis of Empirical Results on Civil War Onset." *Journal of Conflict Resolution* 50 (4): 508–35.

Heimann, Fritz, and Gillian Dell. 2010. "Progress Report: Enforcement of the OECD Anti-Bribery Convention 2010." Transparency International, Berlin.

Heinemann-Grüder, Andreas, Tobias Pietz, and Shay Duffy. 2003. "Turning Soldiers into a Work Force: Demobilization and Reintegration in Post-Dayton Bosnia and Herzegovina." Brief 27, Bonn International Center for Conversion, Bonn, Germany.

Henrich, Joseph, Jean Ensminger, Richard McElreath, Abigail Barr, Clark Barrett, Alexander Bolyanatz, Juan C. Cardenas, Michael Gurven, Edwins Gwako, Natalie Henrich, Carolyn Lesorogol, Frank Marlowe, David Tracer, and John Ziker. 2010. "Markets, Religion,

Community Size, and the Evolution of Fairness and Punishment." *Science* 327 (5972): 1480–84.

Heraclides, Alexis. 1990. "Secessionist Minorities and External Involvement." *International Organization* 44 (3): 341–78.

Herbst, Jeffrey. 2000. *States and Power in Africa: Comparative Lessons in Authority and Control*. Princeton, NJ: Princeton University Press.

Herz, John. 1950. "Idealist Internationalism and the Security Dilemma." *World Politics* 2 (2): 157–80.

Herzberg, Benjamin. 2004. "Investment Climate Reform: Going the Last Mile: The Bulldozer Initiative in Bosnia and Herzegovina." Policy Research Working Paper 3390, World Bank, Washington, DC.

Heuveline, Patrick, and Bunnak Poch. 2007. "The Phoenix Population: Demographic Crisis and Rebound in Cambodia." *Demography* 44 (2): 405–26.

Hewitt, J. Joseph, Jonathan Wilkenfeld, and Ted R. Gurr. 2010. *Peace and Conflict 2010*. Boulder, CO: Paradigm Publishers.

Hines, James R. 1995. "Forbidden Payment: Foreign Bribery and American Business After 1977." NBER Working Paper 5266, National Bureau of Economic Research, Cambridge, MA.

Hirshleifer, Jack. 1995. "Anarchy and Its Breakdown." *Journal of Political Economy* 103 (1): 26–52.

Hobbes, Thomas. 1651. "Leviathan or The Matter, Forme and Power of a Common Wealth Ecclesiasticall and Civil." Andrew Crooke, London.

Hoeffler, Anke, Sarah von Billerbeck, and Syeda S. Ijaz. 2010. "Post-conflict Recovery and Peace Building." Background paper for the WDR 2011.

Hoff, Karla. 2010. "Experiments and the Study of Conflict." Background note for the WDR 2011.

Hoff, Karla, and Joseph E. Stiglitz. 2004a. "After the Big Bang? Obstacles to the Emergence of the Rule of Law in Post-Communist Societies." *American Economic Review* 94 (3): 753–63.

———. 2004b. "The Transition Process in Postcommunist Societies: Toward a Political Economy of Property Rights." In *Toward Pro-Poor Policies: Aid, Institutions and Globalization*, Bertil Tungodden, Nicholas Stern, and Ivar Kolstad. Washington, DC: World Bank; New York: Oxford University Press.

———. 2008. "Exiting a Lawless State." *Economic Journal* 118 (531): 1474–97.

Horowitz, Donald L. 2000. *Ethnic Groups in Conflict*. Berkeley, CA: University of California Press.

Horsey, Richard, and Nikolas Win Myint. 2010. "Engaging with Countries in Situations of Political Impasse." Background paper for the WDR 2011.

Houdart, Fabrice, and David Pearce. 2011. "World Bank Staff Analysis for the WDR 2011." Background note for the WDR 2011.

Huang, Yasheng, and Xueli Wang. 2010. "Employment and Social Capital Formation in China: Evidence from Rural Migrant Worker Surveys." Background paper for the WDR 2011.

Hubbard, Michael. 2005. "Changing Customs: Lessons from Mozambique." International Development Department, University of Birmingham, Birmingham, U.K.

Hudson, Andrew and Alexandra W. Taylor. 2010. "The International Commission against Impunity in Guatemala: A New Model for International Criminal Justice Mechanisms." *Journal of International Criminal Justice* 8 (1): 53–74.

Hufbauer, Gary C., Jeffrey J. Schott, Kimberly A. Elliott, and Barbara Oegg. 2007. *Economic Sanctions Reconsidered*. Washington, DC: Peterson Institute for International Economics.

Hughes, Richard L., Robert C. Ginnett, and Gordon J. Curphy. 2005. *Leadership: Enhancing the Lessons of Experience*. New York: McGraw-Hill Irwin.

Human Rights Watch. 2009. "Soldiers Who Rape, Commanders Who Condone: Sexual Violence and Military Reform in the Democratic Republic of Congo." Human Rights Watch, New York.

Human Security Report Project. 2005. *Human Security Report 2005: War and Peace in the 21st Century*. New York: Oxford University Press.

———. eds. forthcoming. "*Human Security Report 2009/2010: The Causes of Peace and the Shrinking Costs of War*." Vancouver: Human Security Report Project.

Hume, Cameron R. 1994. *Ending Mozambique's War: The Role of Mediation and Good Offices*. Washington, DC: United States Institute of Peace.

Hunt, Swanee, and Cristina Posa. 2001. "Women Waging Peace." *Foreign Policy* 124: 38–47.

Huntington, Samuel P. 1968. *Political Order in Changing Societies*. New Haven, CT: Yale University Press.

Huyse, Luc, and Mark Salter, eds. 2008. *Traditional Justice and Reconciliation after Violent Conflict: Learning from African Experiences*. Stockholm: International Institute for Democracy and Electoral Assistance.

Ibáñez, Ana María, and Andrés Moya. 2006. "The Impact of Intra-state Conflict on Economic Welfare and Consumption Smoothing: Empirical Evidence for the Displaced Population in Colombia." Household in Conflict Network Working Paper 23, Institute of Development Studies, University of Sussex, Brighton, U.K.

ICRC (International Committee of the Red Cross). 2001. "Women Facing War." ICRC, Geneva.

IFC (International Finance Corporation). 2008. "IFC Smart Lessons: Creating Opportunities for Women Entrepreneurs in Conflict-Affected Countries." IFC, Washington, DC.

Igreja, Victor, and Beatrice Dias-Lambranca. 2008. "Restorative Justice and the Role of Magamba Spirits in Post-Civil War Gorongosa, Central Mozambique." In *Traditional Justice and Reconciliation After Violent Conflict: Learning from African Experiences*, ed. Luc

Huyse and Mark Salter. Stockholm: International Institute for Democracy and Electoral Assistance.

ILO (International Labour Organization). 2009. "Socio-Economic Reintegration of Ex-combatants: Guidelines." ILO, Geneva.

———. 2010. "Local Economic Recovery in Post-conflict: Guidelines." ILO, Geneva.

Imai, Kosuke, and Jeremy Weinstein. 2000. "Measuring the Economic Impact of Civil War." Working Paper 51, Center for International Development, Harvard University, Cambridge, MA.

Indian Ministry of Rural Development. 2005. "The Mahatma Gandhi National Rural Employment Guarantee Act." Government of India, New Delhi. http://www.nrega.nic.in/netnrega/home.aspx.

———. 2010. "Background Material for the World Development Report on Conflict, Security and Development." Background note for the WDR 2011.

INEE (Inter-Agency Network for Education in Emergencies). 2010. "Multiple Faces of Education in Conflict-Affected and Fragile Contexts." INEE, New York, Paris, and Geneva.

Institute for State Effectiveness. 2007. "Kosovo: Developing a Strategy for the Future." Institute for State Effectiveness, Washington, DC.

Instituto Universitario en Democracia Paz y Seguridad. 2010. "Observatorio de la Violencia en Honduras, Muertes Violentas y No Intencionales." Instituto Universitario en Democracia Paz y Seguridad Observatorio Nacional de la Violencia Edición, Tegucigalpa.

Inter-American Drug Abuse Control Commission. 2010. "Statute of the Inter-American Drug Abuse Control Commission (CICAD)." Organization of American States, Washington, DC.

Internal Displacement Monitoring Centre. 2007. "International Displacement: Global Overview of Trends and Developments in 2006." Internal Displacement Monitoring Centre of the Norwegian Refugee Council, Geneva.

———. 2008. "Internal Displacement: Global Overview of Trends and Developments in 2007." International Displacement Monitoring Centre of the Norwegian Refugee Council, Geneva.

———. 2010. "International Displacement: Global Overview of Trends and Developments in 2009." International Displacement Monitoring Centre of the Norwegian Refugee Council, Geneva.

International Alert and Eastern Africa Sub-Regional Support Initiative for the Advancement of Women. 2007. "Women's Political Participation in Countries Emerging from Conflict in the Great Lakes Region of Africa: Report of the Consultation Workshop." International Alert; Eastern Africa Sub-Regional Support Initiative for the Advancement of Women, London.

International Alert and Women Waging Peace. 2004. "Inclusive Security, Sustainable Peace: A Toolkit for Advocacy and Action." International Alert, London.

International Center for Research on Women. 2002. "Women-Initiated Community Level Responses to Domestic Violence: Summary Report of Three Studies." International Center for Research on Women, Washington, DC.

International Center for Transitional Justice. 2010. "Truth Seeking." International Center for Transitional Justice, New York. http://www.ictj.org.

International Centre for the Prevention of Crime. 2005. "Urban Crime Prevention and Youth at Risk: Compendium of Promising Strategies and Programmes from Around the World." Paper presented at the 11th United Nations Congress on Crime and Criminal Justice, Bangkok, April 18–25.

———. 2008. "Crime Prevention and Community Safety: Trends and Perspectives." International Centre for the Prevention of Crime, Montreal.

International Crisis Group. 1999. "Macedonia: Towards Destabilization?" Europe Report 67, International Crisis Group, Brussels.

———. 2003. "Serbia After Djindjic." Europe Briefing 46, International Crisis Group, Brussels.

———. 2005. "Aceh: So Far So Good." Asia Briefing 44, International Crisis Group, Brussels.

———. 2007. "Burundi: Finalizing Peace with the FNL." Africa Report 131, International Crisis Group, Brussels.

———. 2008a. "Guinea-Bissau: In Need of a State." Africa Report 142, International Crisis Group, Brussels.

———. 2008b. "Kenya in Crisis." Africa Report 137, International Crisis Group, Brussels.

———. 2009a. "Congo: Five Priorities for a Peacebuilding Strategy." Africa Report 150, International Crisis Group, Brussels.

———. 2009b. "Guinea-Bissau: Building a Real Stability Pact." Africa Briefing 57, International Crisis Group, Brussels.

———. 2009c. "Yemen: Defusing the Saada Time Bomb." Middle East Report 86, International Crisis Group, Brussels.

———. 2009d. "Zimbabwe: Engaging the Inclusive Government." Africa Briefing 59, International Crisis Group, Brussels.

International Dialogue on Peacebuilding and Statebuilding. 2010. "Dili Declaration and Annex: Statement by the g7+." International Dialogue on Peacebuilding and Statebuilding, Dili.

Intscher, Horst. 2010. "Financial Intelligence Unit Capabilities." Background note for the WDR 2011.

IRIN (UN Integrated Regional Information Networks). 2005. "Guinea-Bissau: Donors to Firm up Aid Pledges after 2005 Presidential Election." UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs, Bissau.

———. 2009. "South Africa 2009: Land Reform: Same Problem, Different Approach." UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs, Johannesburg.

———. 2010. "Kenya-Somalia: Insecurity without Borders." UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs, Garissa/Mandera.

Jahr, Nicholas. 2010. "Can Liberia's Anti-corruption Program Serve as New Model?" *World Politics Review*, May 14.

Jayaraman, Anuja, Tesfayi Gebreselassie, and S. Chandrasekhar. 2009. "Effect of Conflict on Age at Marriage and Age at First Birth in Rwanda." *Population Research and Policy Review* 28 (5): 551–67.

Jeffries, Richard, and Clare Thomas. 1993. "The Ghanaian Elections of 1992." *African Affairs* 92 (368): 331–66.

Jervis, Robert. 1978. "Cooperation under the Security Dilemma." *World Politics* 30 (2): 167–214.

Jeyaseelan, L., Shuba Kumar, Nithya Neelakantan, Abraham Peedicayil, Rajamohanam Pillai, and Nata Duvvury. 2007. "Physical Spousal Violence against Women in India: Some Risk Factors." *Journal of Biosocial Science* 39 (5): 657–70.

Jha, Prashant. 2010. "Politics and Violence in the Tarai." Background note for the WDR 2011.

Johnston, Michael. 2010. "Anti-Corruption Strategies in Fragile States." Background paper for the WDR 2011.

Jones, Bruce D. 1999. "Military Intervention in Rwanda's Two Wars: Partisanship and Indifference." In *Civil Wars, Insecurity, and Intervention*, ed. Barbara F. Walter and Jack Snyder. New York: Columbia University Press.

Jones, Bruce D., Richard Gowan, and Jake Sherman. 2009. "Building on Brahimi: Peacekeeping in an Era of Strategic Uncertainty." Center on International Cooperation, New York University, New York.

Jones, David S. 2009."Public Procurement in Cambodia." In *International Handbook of Public Procurement*, ed. Khi V. Thai. Boca Raton, FL: Auerbach Publications.

Jones, Sam. 2008. "Sustaining Growth in the Long Term." In *Post-stabilization Economics in Sub-Saharan Africa: Lessons from Mozambique*, ed. Jean A. P Clément and Shanaka J. Peiris. Washington, DC: International Monetary Fund.

Jordan, David C. 1999. *Drug Politics: Dirty Money and Democracies*. Norman, OK: University of Oklahoma Press.

Jornal O Globo. 2010. "Cálculo Mostra ser Viável Beneficiar com UPPs Moradores de Todas as Favelas do Rio." *Jornal O Globo*, December 14.

Justino, Patricia, and Philip Verwimp. 2008. "Poverty Dynamics, Violent Conflict and Convergence in Rwanda." Research Working Paper 4, MICROCON, Brighton, U.K.

Kalyvas, Stathis. 2006. *The Logic of Violence in Civil War*. New York: Cambridge University Press.

Kambuwa, Marvin, and Malcolm Wallis. 2002. "Performance Management and Integrated Development Planning in South Africa." Paper presented at the Twenty-Fourth Round Table Conference of the African Association for Public Administration and Management (AAPAM). Maseru, November 25–29.

Kang, David. 2002. *Crony Capitalism: Corruption and Development in South Korea and the Philippines*. Cambridge, U.K.: Cambridge University Press.

Kanungo, Prameeta. 2004. "Public Expenditure Tracking Surveys: Application in Uganda, Tanzania, Ghana, and Honduras." Working Paper 51468, World Bank, Washington, DC.

Kaplan, Seth D. 2008. *Fixing Fragile States: A New Paradigm for Development*. Westport, CT: Praeger Security International.

Kaufmann, Daniel, Aart Kraay, and Massimo Mastruzzi. 2010a. "Governance Matters 2009: Worldwide Governance Indicators 1996–2008." World Bank, Washington, DC.

———. 2010b. "The Worldwide Governance Indicators: Methodology and Analytical Issues." Policy Research Working Paper 5430, World Bank, Washington, DC.

Kawagoe, Toshihiko. 1999. "Agricultural Land Reform in Postwar Japan: Experiences and Issues." Policy Research Working Paper 2111, World Bank, Washington, DC.

Kawai, Masahiro, and Shinji Takagi. 2004. "Japan's Official Development Assistance: Recent Issues and Future Directions." *Journal of International Development* 16 (2): 255–80.

Keefer, Philip. 2008. "Insurgency and Credible Commitment in Autocracies and Democracies." *The World Bank Economic Review* 22 (1): 33–61.

———. Forthcoming. "Why Follow the Leader? Action, Credible Commitment and Conflict." In *Oxford Handbook of the Economics of Peace and Conflict*, ed. Michelle Garfinkel and Stergios Skaperdas. Oxford, U.K.: Oxford University Press.

Keefer, Philip, Eric Neumayer, and Thomas Plümper. 2010. "Earthquake Propensity and the Politics of Mortality Prevention." Policy Research Working Paper 5182, World Bank, Washington, DC.

Keita, Kalifa. 1998. "Conflict and Conflict Resolution in the Sahel: The Tuareg Insurgency in Mali." Strategic Studies Institute, U.S. Army War College, Carlisle, PA.

Kelley, Judith G. 2004. *Ethnic Politics in Europe: The Power of Norms and Incentives*. Princeton, NJ: Princeton University Press.

Kelly, Jocelyn. 2010. "Rape in War: Motives for Militia in DRC." USIP Special Report 243, United States Institute of Peace, Washington, DC.

Kenya Ministry of Public Health and Sanitation. 2007. "An Estimate of the Economic Costs of Injuries Due to Interpersonal and Self-Directed Violence in Kenya, 2007." Government of Kenya. Nairobi. Processed.

Kharas, Homi. 2008. "Measuring the Cost of Aid Volatility." Wolfensohn Centre for Development Working Paper 3, Brookings Institution, Washington, DC.

Kilcullen, David. 2009. *The Accidental Guerrilla: Fighting Small Wars in the Midst of a Big One*. New York: Oxford University Press.

Killick, Tony, Carlos N. Castel-Branco, and Richard Gerster. 2005. "Perfect Partners? The Performance of Programme Aid Partners in Mozambique, 2004." Programme Aid Partners; U.K. Department for International Development, Maputo.

Kimani, Mwaura. 2008. "Kenya: MPs Push for Cut in Cabinet Size." *Norweigian Council of Africa: Africa News Update*, May 15.

Kimberley Process Certification Scheme. 2009. "Kimberley Process Rough Diamond Statistics." Kimberley Process Certification Scheme, Kinshasa.

———. 2010. "The Kimberley Process." Kimberley Process Certification Scheme, Kinshasa. http://www. kimberleyprocess.com.

Kimhi, Shaul, and Shemuel Even. 2004. "Who Are the Palestinian Suicide Bombers?" *Terrorism and Political Violence* 16 (4): 815–40.

Kingah, Petronilla K., and Stephen S. Kingah. 2010. "African Traditions and the Modern Human Rights Mechanisms: The Case for Women in Cameroon and Africa." *Cameroon Journal on Democracy and Human Rights* 4 (2): 81–105.

Kingma, Kees. 1997. "Post-War Demobilization and the Reintegration of Ex-combatants into Civilian Life." Paper presented at the USAID Conference: Promoting Democracy, Human Rights, and Reintegration in Post-conflict Societies, Washington, DC, October 30–31.

Kireyev, Alexei. 2006. "The Macroeconomics of Remittances: The Case of Tajikistan." IMF Working Paper 06/2, International Monetary Fund, Washington, DC.

Knox, Colin. 1996. "Emergence of Power Sharing in Northern Ireland: Lessons from Local Government." *Journal of Conflict Studies* 16 (1): 7–29.

Kohlmann, Evan F. 2004. *Al-Qaida's Jihad in Europe: The Afghan-Bosnian Network*. Oxford, U.K.: Berg.

Korski, Daniel, and Richard Gowan. 2009. "Can the EU Rebuild Failing States? A Review of Europe's Civilian Capacities." European Council on Foreign Relations, London.

Kramer, Annika. 2008. "Regional Water Cooperation and Peacebuilding in the Middle East." Initiative for Peacebuilding; Adelphi Research, Brussels.

Kreimer, Alcira, John Eriksson, Robert Muscat, Margaret Arnold, and Colin Scott. 1998. "The World Bank's Experience with Post-conflict Reconstruction." World Bank, Washington, DC.

Krishnan, Suneeta, Corinne H. Rocca, Allan E. Hubbard, Kalyani Subbiah, Jeffrey Edmeades, and Nancy

S. Padian. 2010. "Do Changes in Spousal Employment Status Lead to Domestic Violence? Insights from a Prospective Study in Bangalore, India." *Social Science and Medicine* 70 (1): 136–43.

Krueger, Alan B., and David L. Laitin. 2008. "Kto-Kogo?: A Cross-Country Study of the Origins and Targets of Terrorism." In *Terrorism, Economic Development, and Political Openness*, ed. Philip Keefer and Norman Loayza. New York: Cambridge University Press.

Krueger, Alan B., and Jitka Maleckova. 2003. "Education, Poverty, and Terrorism: Is There a Causal Connection?" *Journal of Economic Perspectives* 17 (4): 119–44.

Kubicek, Paul J., ed. 2003. *The European Union and Democratization*. London: Routledge.

Kumar, Vimal, and Stergios Skaperdas. 2009. "On the Economics of Organized Crime." In *Criminal Law and Economics*, ed. Nuno Garoupa. Northampton, MA: Edward Elgar Publishing.

Kuzio, Taras. 2006. "Civil Society, Youth and Societal Mobilization in Democratic Revolutions." *Communist and Post Communist Studies* 39 (3): 365–86.

La Porta, Rafael, Florencio Lopez-de-Silanes, Andrei Shleifer, and Robert Vishny. 1999. "The Quality of Government." *Journal of Law, Economics, and Organization* 15 (1): 222–79.

Lacina, Bethany, and Nils P. Gleditsch. 2005. "Monitoring Trends in Global Combat: A New Dataset of Battle Deaths 2005." *European Journal of Population* 21 (2–3): 145–66.

Lacina, Bethany, Nils P. Gleditsch, and Bruce Russett. 2006. "The Declining Risk of Death in Battle." *International Studies Quarterly* 50 (3): 673–80.

Laitin, David D. 1998. *Identity in Formation: The Russian-Speaking Populations in the Near Abroad*. Ithaca, NY: Cornell University Press.

———. 2000. "What Is a Language Community?" *American Journal of Political Science* 44 (1): 142–55.

———. 2007. *Nations, States, and Violence*. New York: Oxford University Press.

Lamb, Guy, and Dominique Dye. 2009. "Security Promotion and DDR: Linkages between ISM, DDR, and SSR within a Broader Peacebuilding Framework." Congeso Internacional de Desarme, Demovilización y Reintegración, Cartagena, Colombia; Republic of Colombia, Cartagena, Colombia.

Langer, Arnim. 2005. "Horizontal Inequalities and Violent Group Mobilization in Côte d'Ivoire." *Oxford Development Studies* 33 (1): 25–45.

Latinobarómetro. 2009. "Latinobarómetro: Opinion Pública Latinoamericana." Latinobarómetro, Santiago. http://www.latinobarometro. org.

Lawson, Sam, and Larry MacFaul. 2010. "Illegal Logging and Related Trade: Indicators of the Global Response." Chatham House, London.

Lemay-Hébert, Nicolas. 2009. "UNPOL and Police Reform in Timor-Leste: Accomplishments and Setbacks." *International Peacekeeping* 16 (3): 393–406.

Leslie, Glaister. 2010. "Confronting the Don: The Political Economy of Gang Violence in Jamaica." Occasional Paper 26, Small Arms Survey, Graduate Institute of International and Development Studies, Geneva.

Lewis, Dustin A. 2009. "Unrecognized Victims: Sexual Violence against Men in Conflict Settings under International Law." *Wisconsin International Law Journal* 27 (1): 1–49.

Li, Quan, and Ming Wen. 2005. "The Immediate and Lingering Effects of Armed Conflict on Adult Mortality: A Time-Series Cross-National Analysis." *Journal of Peace Research* 42 (4): 471–92.

Lijphart, Arend. 1969. "Consociational Democracy." *World Politics* 21 (2): 207–25.

———. 1977. *Democracy in Plural Societies: A Comparative Exploration*. New Haven, CT: Yale University Press.

Linn, Johannes, and Oksana Pidufala. 2008. "The Experience with Regional Economic Cooperation Organizations: Lessons for Central

Asia." Wolfensohn Center for Development Working Paper 4, Brookings Institution, Washington, DC.

Lipman, Janna. 2009. "Charles Taylor's Criminal Network, Exploiting Diamonds and Children." Graduate Student Research, Terrorism, Transnational Crime and Corruption Center, George Mason University. Fairfax, VA. Processed.

Lipton, Michael. 2009. *Land Reform in Developing Countries: Property Rights and Property Wrongs*. New York: Routledge.

Llorente, Maria V., and Angela Rivas. 2005. "Case Study of Reduction of Crime in Bogotá: A Decade of Citizen's Security Policies." Policy Research Working Paper, World Bank, Washington, DC.

Loayza, Norman, Pablo Fajnzylber, and Daniel Lederman. 2002a. "Inequality and Violent Crime." *Journal of Law and Economics* 45 (1): 1–40.

———. 2002b. "What Causes Violent Crime?"*European Economic Review* 46 (7): 1323–57.

Lockhart, Clare. 2010. "EU Accession: Norms and Incentives." Background note for the WDR 2011.

Lockhart, Clare, and Blair Glencorse. 2010. "Afghanistan and Its Neighbors: State-Building and State Failure in the Post-Taliban Period." Background paper for the WDR 2011.

Lopes, Ibere. 2009. "Land and Displacement in Timor-Leste." *Humanitarian Exchange Magazine* 43: 12–4.

Lund, Michael. 2010. *Engaging Fragile States: An International Policy Primer*. Washington, DC: Woodrow Wilson International Center for Scholars.

Lupsha, Peter A. 1991. "Drug Lords and Narco-Corruption: The Players Change but the Game Continues." *Crime, Law, and Social Change* 16 (1): 41–58.

Lustick, Ian S., Dan Miodownik, and Roy J. Eidelson. 2004. "Secessionism in Multicultural States: Does Sharing Power Prevent or Encourage It?" *American Political Science Review* 98 (2): 209–29.

Lutz, Ellen L., and Caitlin Reiger, eds. 2009. *Prosecuting Heads of State*. New York: Cambridge University Press.

Mac Sweeney, Naoise. 2008. "Private Sector Development in Post-conflict Countries: A Review of Current Literature and Practice." The Donor Committee for Enterprise Development, Cambridge, U.K.

Mack, Andrew. 2003. "Re-building Business: The World Bank and Private Sector Development in Post-conflict Nations." World Bank, Washington, DC.

Macmillan, Ross, and Rosemary Gartner. 1999. "When She Brings Home the Bacon: Labor-Force Participation and the Risk of Spousal Violence against Women." *Journal of Marriage and Family* 61 (4): 947–58.

Manning, Carrie, and Monica Malbrough. 2009. "Learning the Right Lessons from Mozambique's Transition to Peace." *Taiwan Journal of Democracy* 5 (1): 77–91.

Mansfield, Edward D., and Jack Snyder, eds. 2005. *Electing to Fight: Why Emerging Democracies Go to War*. Cambridge, MA: MIT Press.

Markowski, Stefan, Stephanie Koorey, Peter Hall, and Jurgen Brauer. 2009. "Multi-channel Supply Chain for Illicit Small Arms." *Defence and Peace Economics* 20 (3): 171–91.

Marsh, Nicholas. 2002. "Two Sides of the Same Coin: The Legal and Illegal Trade in Small Arms." *Brown Journal of World Affairs* 9 (1): 217–28.

Martin, Philippe, Thierry Mayer, and Mathias Thoenig. 2008. "Civil Wars and International Trade." *Journal of the European Economic Association* 6: 541–55.

Mas, Ignacio, and Dan Radcliffe. 2010. "Mobile Payments Go Viral: M-PESA in Kenya." Bill and Melinda Gates Foundation, Seattle, WA.

Mason, Ann. 2003. "Colombia's Democratic Security Agenda: Public Order in the Security Tripod." *Security Dialogue* 34 (4): 391–409.

Mata, Javier F., and Sebastian Ziaja. 2009. "Users' Guide on Measuring Fragility." Deutches Institut für Entwicklungspolitik, Oslo; UN Development Programme, New York.

Mattero, Minna, and Charmagne Campbell-Patton. 2008. "Measuring the Impact of Youth Voluntary Service Programs: Summary and Conclusions of the International Experts' Meeting." World Bank, Washington, DC; Innovations in Civic Participation, Washington, DC.

Matveeva, Anna. 2007. "The Regionalist Project in Central Asia: Unwilling Playmates." CSRC Series 2, Working Paper 13, Crisis States Research Centre, London School of Economics and Political Science, London.

Mayer-Rieckh, Alexander, and Pablo de Greiff, eds. 2007. *Justice as Prevention: Vetting Public Employees in Transitional Societies*. New York: Social Sciences Research Council: International Center for Transitional Justice.

Maynard, Kimberly A. 1997. "Rebuilding Community: Psychosocial Healing, Reintegration, and Reconciliation at the Grassroots Level." In *Rebuilding Societies After Civil War: Critical Roles for International Assistance*, ed. Krishna Kumar. Boulder, CO: Lynne Rienner.

McCall, John C. 2004. "Juju and Justice at the Movies: Vigilantes in Nigerian Popular Videos." *African Studies Review* 47 (3): 51–67.

McCandless, Erin. 2008. "Lessons from Liberia Integrated Approaches to Peacebuilding in Transitional Settings." ISS Occasional Paper 160, Institute for Security Studies, Pretoria.

McCauley, Cynthia D., and Ellen Van Velsor, eds. 2004. *The Center for Creative Leadership Handbook of Leadership Development*. San Francisco, CA: Jossey-Bass.

McLeod, Darryl, and Maria E. Dávalos. 2008. "Post-conflict Employment Creation for Stabilization and Poverty Reduction." UN Development Programme, New York.

McNeish, John-Andrew. 2010. "Natural Resource Management: Rethinking Resource Conflict." Background paper for the WDR 2011.

MDRP (Multi-Country Demobilization and Reintegration Program). 2006. "Reinsertion: Bridging the Gap between Demobilization and

Reintegration." MDRP, Washington, DC.

Mehta, Pratap B. 2010. "Some Notes on Conflicts and Decentralisation in India." Background note for the WDR 2011.

Meidan, Michal. 2006. "China's Africa Policy: Business Now, Politics Later." *Asian Perspective* 30 (4): 69–93.

Mejia, Daniel, and Daniel M. Rico. 2010. "La Microeconomía de la Producción y Tráfico de Cocaína en Colombia." Universidad de los Andes, Bogotá; El Centro de Estudios sobre Desarrollo Económico, Bogotá.

Meléndez, Quiñónez. 2007. "Una Visión sobre la Situación de la Seguridad en Nicaragua, Costa Rica y Panamá." Instituto de Estudios Estrategicos y Politicas Públicas. Managua. Processed.

Melville, Amanda. 2003. "Psychosocial Interventions: Evaluations of UNICEF Supported Projects (1999– 2001)." UN Children's Fund Indonesia, Jakarta.

Menkhaus, Ken. 2006. "Governance without Government in Somalia: Spoilers, State Building, and the Politics of Coping." *International Security* 31 (3): 74–106.

———. 2010. "Somalia and the Horn of Africa." Background paper for the WDR 2011.

Menon, Nidhiya, and Yana van der Meulen Rodgers. 2010. "War and Women's Work: Evidence from the Conflict in Nepal." Working Paper Series 19, Department of Economics and International Businesss School, Brandeis University, Waltham, MA.

Messick, Richard. 2011. "Anti-Corruption Approaches in Nigeria and Haiti." Background note for the WDR 2011.

Messner, Steven F., Lawrence E. Raffalovich, and Peter Shrock. 2002. "Reassessing the Cross-National Relationship between Income Inequality and Homicide Rates: Implications of Data Quality Control in the Measurement of Income Distribution."*Journal of Quantitative Criminology* 18 (4): 377–95.

Michailof, Serge. 2007. "Review of Technical Assistance and Capacity Building in Afghanistan: Discussion Paper for the Afghanistan Development Forum." World Bank, Kabul.

Michalcik, Vladislav, and Ceara Riggs. 2007. "People Power: Country Studies and Lessons Learned from National Non-Violent Movements 2003–2005." Occasional Paper 18, Institute for Multi-Track Diplomacy, Washington, DC.

Mills, Rob, and Qimiao Fan. 2006. "The Investment Climate in Post-conflict Situations." Policy Research Working Paper 4055, World Bank, Washington, DC.

Mobekk, Eirin. 2010. "Gender, Women and Security Sector Reform." *International Peacekeeping* 17 (2): 278–91.

Mondo, Emilio. 1995. "Uganda's Experience in National Management of Demobilisation and Reintegration." Paper presented at the Workshop on Demobilisation in South Africa, Institute for Defence Policy; The Hanns Seidel Foundation; and the German Agency for Technical Cooperation (GTZ), Pretoria, May 17–18.

Montalvo, José G., and Marta Reynal-Querol. 2005. "Ethnic Polarization, Potential Conflict, and Civil Wars." *American Economic Review* 95 (3): 796–816.

Montgomery, Michael. 2010. "India's Diamond Industry Strengthening." *Diamond Investing News*, March 15.

Moran, Mary H., and M. Anne Pitcher. 2004. "The 'Basket Case' and the 'Poster Child': Explaining the End of Civil Conflicts in Liberia and Mozambique." *Third World Quarterly* 25 (3): 501–19.

Morel, Adrian, Makiko Watanabe, and Rob Wrobel. 2009. "Delivering Assistance to Conflict-Affected Communities: The BRA-KDP Program in Aceh." Indonesian Social Development Paper 13, World Bank, Jakarta.

Morfit, Michael. 2007. "The Road to Helsinki: The Aceh Agreement and Indonesia's Democratic Development." *International Negotiation* 12 (1): 111–43.

Morozzo Della Rocca, Roberto. 2003. *Mozambique: Achieving Peace in Africa*. Washington, DC: Georgetown University Press.

Morozzo Della Rocca, Roberto, and Luca Riccardi. 2003. "The Peace Process in Mozambique." In *Community and the State in Lusophone Africa*, ed. Malyn Newitt, Patrick Chabal, and Norrie Macqueen. London: King's College.

Moser, Caroline O. N. 2009.*Ordinary Families, Extraordinary Lives: Assets and Poverty Reduction in Guayaquil, 1978–2004*. Washington, DC: Brookings Institution.

Mosse, Marcelo. 2007. "Corruption and Reform in the Customs in Mozambique." Centro de Integridade Publica, Maputo.

MSR (Multi-Stakeholder Review). 2009. "Multi-Stakeholder Review of Post-conflict Programming in Aceh: Identifying the Foundations for Sustainable Peace and Development in Aceh." MSR, Jakarta.

Mufson, Steven. 2009. "Nigerian Rebels Drive Up Oil Prices." *Washington Post*, June 30.

Mungiu-Pippidi, Alina, and Igor Munteanu. 2009. "Moldova's 'Twitter Revolution.'" *Journal of Democracy* 20 (3): 136–42.

Muñoz, Mercedes G. 2010. "Las Jornadas de Trabajo en Las Empresas de Seguridad Privada: Flexibilidad Laboral o un Sistema de Explotación del Sudor?" *Diálogos Revista Electrónica de Historia* 11 (2): 233–63.

Murdoch, James C., and Todd Sandler. 2002. "Economic Growth, Civil Wars, and Spatial Spillovers." *Journal of Conflict Resolution* 46 (1): 91–110.

———. 2004. "Civil Wars and Economic Growth: Spatial Dispersion." *American Journal of Political Science* 48 (1): 138–51.

Murphy, Helen. 2008. "Colombians Stage 'Million Voices' March Against FARC: Update 3." *Bloomberg*, February 4.

Murray, Christopher J. L., Gary King, Alan D. Lopez, Niels Tomijima, and Etienne G. Krug. 2002. "Armed Conflict as a Public Health Problem." *British Medical Journal* 324 (7333): 346–49.

Murshed, S. Mansoob, and Scott Gates. 2006. "Spatial-Horizontal Inequality and the Maoist Insurgency in Nepal." In *Spatial Disparities in Human Development*, ed. Ravi Kanbur, Anthony Venables, and Guanghua Wan . Tokyo: UN University Press.

Murshed, S. Mansoob, and Mohammad Z. Tadjoeddin. 2007. "Reappraising the Greed and Grievance Explanations for Violent Internal Conflict." Research Working Paper 2, MICROCON, Brighton,

U.K. Naim, Moises. 2006. *Illicit: How Smugglers, Traffickers, and Copycats Are Hijacking the Global Economy*. New York: Anchor. Narayan, Deepa, and Patti Petesch, eds. 2010. *Moving Out of Poverty: Rising from the Ashes of Conflict.* Washington, DC: World Bank.

Nathan, Laurie. 2005. "The Frightful Inadequacy of Most of the Statistics: A Critique of Collier and Hoeffler on Causes of Civil War." Discussion Paper 11, Crisis States Research Centre, London School of Economics and Political Science, London.

National Academy of Public Administration. 2006. "Why Foreign Aid to Haiti Failed: A Summary Report of the National Academy of Public Administration." Academy International Affairs Working Paper 06-04, National Academy of Public Administration, Washington, DC.

National Counterterrorism Center. 2010. "Worldwide Incidents Tracking System." National Counterterrorism Center, McLean, VA. http://wits.nctc.gov.

National Intelligence Council. 2000. "National Intelligence Estimate: Global Infectious Disease Threat and Its Implications for the United States." National Intelligence Council, Washington, DC.

Natural Resource Charter. 2010. "The Twelve Precepts." Natural Resource Charter, London. http://www. naturalresourcecharter.org.

Navarro, Marysa. 2001. "The Personal Is Political: Las Madres de Plaza de Mayo." In *Power and Popular Protest: Latin American Social Movements*, ed. Susan Eckstein. Berkeley, CA: University of California Press.

Ndegwa, Stephen, and Brian Levy. 2004. "The Politics of Decentralization in Africa: A Comparative Analysis." In *Building State Capacity in Africa: New Approaches, Emerging Lessons*, ed. Brian Levy and Sahr Kpundeh. Washington, DC: World Bank.

Ndulo, Muna B. 2009. "The United Nations Responses to the Sexual Abuse and Exploitation of Women and Girls by Peacekeepers during Peacekeeping Missions." *Berkeley Journal of International Law* 27: 127–61.

NEPAD (The New Partnership for Africa's Development). 2010. "African Peer Review Mechanism (APRM)." NEPAD, Midrand. http://www.nepad.org.

Neumayer, Eric. 2003. "Good Policy Can Lower Violent Crime: Evidence from a Cross-National Panel on Homicide Rates, 1980–97." *Journal of Peace Research* 40 (6): 619–40.

New York University Center on International Cooperation. 2009. *Annual Review of Global Peace Operations 2009*. Boulder, CO: Lynne Rienner.

Nilsson, Desirée. 2008. "Partial Peace: Rebel Groups Inside and Outside of Civil War Settlements." *Journal of Peace Research* 45 (4): 479–95.

Nilsson, Desirée, and Anna K. Jarstad. 2008. "From Words to Deeds: The Implementation of Power-Sharing Pacts in Peace Accords." *Conflict Management and Peace Science* 25 (3): 206–23.

Nitsch, Volker, and Dieter Schumacher. 2004. "Terrorism and International Trade: An Empirical Investigation." *European Journal of Political Economy* 20 (2): 423–33.

North, Douglass C. 1989. "Institutions and Economic Growth: An Historical Introduction." *World Development* 17 (9): 1319–32.

———. 1990. *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*. New York: Cambridge University Press.

———. 1995. "The New Institutional Economics and Third World Development." In *The New Institutional Economics and Third World Development*, ed. John Harris, Janet Hunter, and Colin M. Lewis. London: Routledge.

North, Douglass C., John J. Wallis, and Barry R. Weingast. 2009. *Violence and Social Orders: A Conceptual Framework for Interpreting Recorded Human History*. New York: Cambridge University Press.

Northouse, Peter G. 2008. *Introduction to Leadership: Concepts and Practice*. Thousand Oaks, CA: Sage Publications, Inc.

Nossal, Kim R. 1999. "Liberal-Democratic Regimes, International Sanctions, and Global Governance." In *Globalization and Global Governance,* ed. Raimo Väyrynen. Lanham, MD: Rowman and Littlefield Publishers.

Nunn, Nathan. 2008. "The Long-Term Effects of Africa's Slave Trades." *Quarterly Journal of Economics* 123 (1): 139–76.

Nunn, Nathan, and Leonard Wantchekon. Forthcoming. "The Slave Trade and the Origins of Mistrust in Africa." *American Economic Review*.

Nwana, Harry. 2000. "Who Are the Bakassi Boys?" *Vanguard*, December 28.

O Dia Online. 2010. "Rio Assina Convênio para Investimentos Privados nas UPPs." *O Dia Online*, August 24.

O'Loughlin, John, Frank D. W. Witmer, and Andrew M. Linke. 2010. "The Afghanistan-Pakistan Wars, 2008–2009: Micro-geographies, Conflict Diffusion, and Clusters of Violence." *Eurasian Geography and Economics* 51 (4): 437–71.

OAS (Organization of American States). 2001. "Inter-American Democratic Charter." OAS, Lima.

Odendaal, Andries. 2010. "Local Peacebuilding in Ghana." Paper presented at the Experience-sharing Seminar on Building Infrastructures for Peace, Naivasha, Kenya, February 2–4.

OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development). 1996. "Recommendation of the Council on the Tax Deductibility of Bribes to Foreign Public Officials." OECD, Paris.

———. 2004. "Lessons Learned on Donor Support to Decentralisation and Local Governance." OECD, Paris.

———. 2007. "Enhancing the Delivery of Justice and Security." OECD, Paris.

———. 2008. "Sierra Leone." In *2008 Survey on Monitoring the Paris Declaration: Making Aid More Effective by 2010*, ed. OECD. Accra: OECD.

———. 2009. “Recommendation of the Council on Tax Measures for Further Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions.” OECD, Paris.

———. 2010a. “Do No Harm: International Support for Statebuilding.” OECD, Paris.

———. 2010b. “Focus on Aid to Agriculture.” OECD, Paris. http://www.oecd.org/dac/stats/agriculture.

———. 2010c. “Monitoring the Principles for Good International Engagement in Fragile States and Situations: Fragile States Principles Monitoring Survey Global Report.” OECD, Paris.

———. 2010d. “OECD Stat Extracts.” OECD, Paris. http://stats.oecd.org.

———. 2010e. “Second Round of Monitoring: Georgia Monitoring Report.” Anti-Corruption Network for Eastern Europe and Central Asia, Istanbul Anti-Corruption Action Plan, OECD, Paris.

———. 2010f. “South-South Cooperation in the Context of Aid Effectiveness: Telling the Story of Partners Involved in More Than 110 Cases of South-South and Triangular Cooperation.” OECD, Paris.

———. 2010g. “The State’s Legitimacy in Fragile Situations: Unpacking Complexity.” OECD, Paris.

———. 2010h. “Towards Clean Minerals from Conflict Zones.” OECD, Paris.

———. 2010i. “Transition Financing: Building a Better Response.” OECD, Paris.

———. 2011. “Supporting Statebuilding in Situations of Conflict and Fragility: Policy Guidance.” OECD, Paris.

OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development), and WTO (World Trade Organization). 2008. “Japan.” In *Aid for Trade at a Glance 2007: Country and Agency Chapters*, ed. OECD and WTO. Paris: OECD; Geneva: WTO.

OECD-DAC (Organisation for Economic Co-operation and Development–Develompent Assistance Committee). 2006. “Whole of Government Approaches to Fragile States.” OECD-DAC, Paris.

———. 2007a. “OECD-DAC Handbook on Security System Reform: Supporting Security and Justice.” OECD-DAC, Paris.

———. 2007b. “Principles for Good International Engagement in Fragile States and Situations.” OECDDAC, Paris.

———. 2008. “Scaling Up: Aid Fragmentation, Aid Allocation, and Aid Predictability: Report of 2008 Survey of Aid Allocation Policies and Indicative Forward Spending Plans.” OECD-DAC, Paris.

———. 2010a. “Aid Risks in Fragile and Transitional Contexts: Key Messages from the Forthcoming Publication Aid Risks in Fragile and Transitional Contexts.” International Network on Conflict and Fragility, OECD-DAC, Paris.

———. 2010b. “Resource Flows to Fragile and Conflict-Affected States: Annual Report 2008.” International Network on Conflict and Fragility, OECD-DAC, Paris.

Office of the High Representative and European Union Special Representative. 2011. “Basic Information.” Office of the High Representative; European Union Special Representative, Sarajevo. http:// www.ohr.int.

Ojielo, Ozonnia. 2007. “Designing an Architecture for Peace: A Framework of Conflict Transformation in Ghana.” Paper presented at the First Biennial Conference and General Assembly of the Society for Peace Studies and Practice, Abuja, January 22–25.

Olcott, Martha B. 2010. “Rivalry and Competition in Central Asia: Bringing People Together to Accelerate Growth and Well-Being in Emerging Markets.” Paper presented at the Eurasia Emerging Markets Forum, Thun, Switzerland, January 23–25.

Oliver, Johanna. 1999. “The Esquipulas Process: A Central American Paradigm for Resolving Regional Conflict.” *Ethnic Studies Report* 17 (2): 149–79.

Orentlicher, Diane. 2004. “Independent Study on Best Practices, Including Recommendations, to Assist States in Strengthening Their Domestic Capacity to Combat All Aspects of Impunity.” UN Economic and Social Council, New York.

———. 2005. “Report of the Independent Expert to Update the Set of Principles to Combat Impunity.” UN Economic and Social Council, New York.

Organization of African Unity. 2000. “Lomé Declaration on the Framework for an OAU Response to Unconstitutional Change of Government.” Organization of African Unity, Lomé.

Østby, Gudrun. 2008. “Inequalities, the Political Environment and Civil Conflict: Evidence from 55 Developing Countries.” In *Horizontal Inequalities and Conflict: Understanding Group Violence in Multi-ethnic Societies*, ed. Frances Stewart. Basingstoke, U.K.: Palgrave Macmillan.

Otocan, Mariano. 2010. “Euroregion as a Mechanism for Strengthening Transfrontier and Interregional Co-operation: Opportunities and Challenges.” Paper presented at the European Commission for Democracy Through Law (Venice Commission) and Council of Europe’s Interregional and Trans-frontier Co-operation: Promoting Democratic Stability and Development Seminar, Trieste, Italy, February 22–25.

Oxford Reference Online. 2001. “The Oxford Companion to the Politics of the World.” Oxford University Press. http://www.oxfordreference.com.

Pacific Island Forum Secretariat. 2005. “The Pacific Plan for Strengthening Regional Cooperation and Integration.” Pacific Island Forum Secretariat, Fiji.

Padilla, Felix M. 1992.*The Gang as an American Enterprise*. Piscataway, NJ: Rutgers University Press.

Pakistan Ministry of Information and Broadcasting. 2010. “Promise, Policy, Performance: Two Years of People’s Government 2008–2010.” Government of Pakistan, Islamabad, Pakistan.

Pan, Esther. 2005. “Middle East: Reorganizing the Palestinian Security Forces.” Council on Foreign Relations, Washington, DC.

Panda, Pradeep, and Bina Agarwal. 2005. “Marital Violence, Human Development and Women’s Property Status in India.” *World*

Development 33 (5): 823–50.

Papagianni, Katia. 2009. "Political Transitions after Peace Agreements: The Importance of Consultative and Inclusive Political Processes." *Journal of Intervention and Statebuilding* 3 (1): 47–63.

Pape, Robert R. 2003. "The Strategic Logic of Suicide Terrorism." *American Political Science Review* 97 (3): 343–61.

Paris, Roland. 2004. *At War's End: Building Peace after Civil Conflict*. New York: Cambridge University Press.

Parker, Joan C. 2008."A Synthesis of Practical Lessons from Value Chain Projects in Conflict-Affected Environments." Micro Report 105, U.S. Agency for International Development, Washington, DC.

Parson, Devin. 2010. "In the Wrong Hands: Los Zetas and the Gun Laws that Help Them Thrive." Council on Hemispheric Affairs, Washington, DC.

Patel, Ana C., Pablo de Greiff, and Lars Waldorf, eds. 2009. *Disarming the Past: Transitional Justice and Ex-combatants.* New York: Social Science Research Council.

Patel, Seema, and Steven Ross. 2007. "Breaking Point: Measuring Progress in Afghanistan." Center for Strategic and International Studies, Washington, DC.

Patrick, Stewart. 2006. "Weak States and Global Threats: Assessing Evidence of Spillovers." Working Paper 73, Center for Global Development, Washington, DC.

Pavanello, Sara, and Timothy Othieno. 2008. "Improving the Provision of Basic Services for the Poor in Fragile Environments." Overseas Development Institute, London.

Peake, Gordon, and Kaysie Studdard Brown. 2010. "Policebuilding: The International Deployment Group in the Solomon Islands." *International Peacekeeping* 12 (4): 520–32.

Peixoto, Betânia Totino, Mônica Viegas Andrade, and João Pedro Azevedo. 2007. "Avaliação Do Programa Fica Vivo No Município De Belo Horizonte."Associação Nacional dos Centros de Pós-Graduação em Economia, Rio de Janeiro.

———. 2008. "Avaliação Econômica do Programa Fica Vivo: O Caso Piloto." Textos para Discussão Cedeplar, UFMG td336, Cedeplar, Universidade Federal de Minas Gerais, Belo Horizonte.

Peltz, Amelia T. 2006."Gender Based Violence in Palestine." MIFTAH (The Palestinian Initiative for the Promotion of Global Dialogue and Democracy), Jerusalem.

Perry, Alex. 2008. "Congo: The Forgotten Conflict." *Time.com*, June 18.

Peruvian Truth and Reconciliation Commission. 2003. "Peruvian Truth and Reconciliation Commission Report." Peruvian Truth and Reconciliation Commission, Lima.

Peschka, Mary. 2010. "The Role of the Private Sector in Fragile and Conflict-Affected States." Background paper for the WDR 2011.

Peterson, Roger, and Sarah Zuckerman. 2010. "Revenge or Reconciliation: Theory and Method of Emotions in the Context of Colombia's Peace Process." In *Law in Peace Negotiations*, ed. Morten Bergsmo and Pablo Kalmanovitz. Oslo: Forum for International Criminal and Humanitarian Law.

Piron, Laure-Hélène, and Zaza Curran. 2005. "Public Policy Responses to Exclusion: Evidence from Brazil, South Africa, and India." Overseas Development Institute, London.

Plümper, Thomas, and Eric Neumayer. 2006. "The Unequal Burden of War: The Effect of Armed Conflict on the Gender Gap in Life Expectancy." *International Organization* 60 (3): 723–54.

Popkin, Margaret. 2000. *Peace Without Justice: Obstacles to Building the Rule of Law in El Salvador*. University Park, PA: Pennsylvania State University Press.

Porter, Douglas, Matt Andrews, and Clay Wescott. 2010. "Public Finance Management in Fragile and Conflicted Settings." Background paper for the WDR 2011.

Porter, Douglas, and Habib Rab. 2010. "Timor-Leste's Recovery from the 2006 Crisis: Some Lessons." Background note for the WDR 2011.

Posen, Barry. 1993. "The Security Dilemma and Ethnic Conflict." *Survival* 35 (1): 27–47.

Posner, Daniel N. 2004. "Measuring Ethnic Fractionalization in Africa." *American Journal of Political Science* 48 (4): 849–63.

Potter, Antonia. 2005. "We the Women: Why Conflict Mediation is Not Just a Job for Men." Centre for Humanitarian Dialogue, Geneva.

Powell, Jonathan M., and Clayton L. Thyne. 2011. "Global Instances of Coups from 1950 to Present: A New Dataset." *Journal of Peace Research* 48 (2): 249–59.

Presidencia República de Colombia. 1993. "Decreto Numero 2707 de 1993." Presidencia República de Colombia, Bogotá.

———. 2010. "La Agencia Presidencial para la Acción Social y la Cooperation Internacional." Presidencia República de Colombia, Bogotá. http://www.accionsocial.gov.co.

Prieto-Rodríguez, Juan, and Cesar Rodríguez-Gutiérrez. 2003. "Participation of Married Women in the European Labor Markets and the 'Added Worker Effect' in Europe." *Journal of Socio-Economics* 32 (4): 429–46.

Pritchett, Lant, and Frauke de Weijer. 2010. "Fragile States: Stuck in a Capability Trap?" Background paper for the WDR 2011.

Putzel, James. 2003. "The Philippine-US Alliance in Post September 11 Southeast Asia." In *Global Response to Terrorism: 9/11, Afghanistan and Beyond*, ed. Mary Buckley and Rick Fawn. London: Routledge.

Quinn, Michael J. 2007. "Mozambique 1975–1992." In *Civil Wars of the World: Major Conflicts since World War II, Volume 1*, ed. Karl DeRouen Jr. and Uk Heo. Santa Barbara, CA: ABC-CLIO.

Raleigh, Clionadh. 2010. "Conflict Contagion Patterns." Background paper for the WDR 2011.

Raleigh, Clionadh, Andrew Linke, Håvard Hegre, and Joachim Carlsen. 2010. "Introducing ACLED: An Armed Conflict Location and Event Dataset." *Journal of Peace Research* 47 (5): 651–60.

RAND Corporation. 2009. "National Socioeconomic Survey (SUSENAS)." RAND Corporation, Santa Monica, CA.

Randel, Judith. 2010. "Experience with Humanitarian Funds." Paper presented at the OECD-INCAF/EU Risk Management Conference, Brussels, June 15.

Randel, Judith, and Tasneem Mowjee. 2006. "Review of Trust Fund Mechanisms for Transition Financing." Development Initiatives, Somerset, U.K.

Rehn, Elisabeth, and Ellen Johnson Sirleaf. 2002. "Violence Against Women." In *Women, War and Peace: The Independent Experts' Assessment on the Impact of Armed Conflict on Women and Women's Role in Peace Building*, ed. Elizabeth Rehn and Ellen Johnson Sirleaf. NewYork: UN Development Fund for Women.

Republic of Burundi. 2006. "Poverty Reduction Strategy Paper (PRSP)." Republic of Burundi, Bujumbura.

Republic of Lebanon Ministry of Environment. 1999. "Lebanon's First National Communication Report." Government of Lebanon, Beirut.

Republic of Liberia and UN (United Nations). 2007. "United Nations Development Assistance Framework Liberia 2008–2012: Consolidating Peace and National Recovery for Sustainable Development." Republic of Liberia; UN, Monrovia.

Reyntjens, Filip. 2007. "Briefing: Democratic Republic of Congo: Political Transition and Beyond." *African Affairs* 106 (423): 307–17.

Riascos, Alvaro J., and Juan Vargas. 2004. "Violence and Growth in Colombia: What Do We Know After 10 Years of Quantitative Research?" Webpondo.org: Recursos para Economistas & Colombia. http:// www.webpondo.org/files_ene_mar04/rgc.pdf.

Rich, Patricia. 2010. "Politician's Assassination Raises Doubts over Mexico Drug Policy." Open Security: Contemporary Conflict. http:// www.opendemocracy.net/opensecurity/security_briefings/290610.

Richards, Paul. 1996. *Fighting For the Rainforest: War, Youth and Resources in Sierra Leone*. Oxford, U.K.: Heinemann Educational Books.

Roberts, Adam. 2010. "Lives and Statistics: Are 90% of War Victims Civilians?" *Survival* 52 (3): 115–36.

Robinson, Pearl T. 1994."The National Conference Phenomenon in Francophone Africa." *Comparative Studies in Society and History* 36 (3): 575–610.

Rodgers, Dennis, Robert Muggah, and Chris Stevenson. 2009. "Gangs of Central America: Causes, Costs, and Interventions." Occasional Paper 23, Small Arms Survey, Graduate Institute of International and Development Studies, Geneva.

Rodrik, Dani. 2000. "Institutions for High-Quality Growth: What They Are And How to Acquire Them." NBER Working Paper 7540, National Bureau of Economic Research, Cambridge, MA.

———. 2008. *One Economics, Many Recipes: Globalization, Institutions, and Economic Growth*. Princeton, NJ: Princeton University Press.

Rodrik, Dani, Arvind Subramanian, and Francesco Trebbi. 2004. "Institutions Rule: The Primacy of Institutions over Geography and Integration in Economic Development." *Journal of Economic Growth* 9 (2): 131–65.

Rohland, Klaus, and Sarah Cliffe. 2002. "The East Timor Reconstruction Programme: Successes, Problems and Tradeoffs." CPR Working Paper 26361, World Bank, Washington, DC.

Roque, Paula, Judy Smith-Höhn, Paul-Simon Handy, Le Dang Doanh, David Craig, and Omar McDoom. 2010. "Exit Pathways: South Africa, Mozambique, Vietnam, Cambodia, Rwanda." Background paper for the WDR 2011.

Ross, Michael. 2003. "The Natural Resource Curse: How Wealth Can Make You Poor." In *Natural Resources and Violent Conflict,* ed. Ian Bannon and Paul Collier. Washington, DC: World Bank.

Rosset, Peter, Raj Patel, and Michael Courville, eds. 2006. *Promised Land: Competing Visions of Agrarian Reform*. Oakland, CA: Food First: Institute for Food and Development Policy.

Rozema, Ralph. 2008. "Urban DDR Processes: Paramilitaries and Criminal Networks in Medellín, Colombia." *Journal of Latin American Studies* 40 (3): 423–52.

Rubin, Barnett R. 2002. *Blood on the Doorstep: The Politics of Preventive Action*. Washington, DC: Century Foundation: Council on Foreign Relations.

Sage, Caroline, and Deval Desai. 2010. "Public Security, Criminal Justice, and Reforming the Security Sector." Background paper for the WDR 2011.

Salazar, Hernando. 2007. "Colombians Against Kidnapping." *BBC News*, July 15.

Salehyan, Idean. 2007. "Transnational Rebels: Neighboring States as Sanctuary for Rebel Groups." *World Politics* 59 (2): 217–42.

Salehyan, Idean., and Kristian S. Gleditsch. 2006. "Refugees and the Spread of Civil War." *International Organization* 60 (2): 335–66.

Sambanis, Nicholas. 2001. "Do Ethnic and Nonethnic Civil Wars Have the Same Causes? A Theoretical and Empirical Inquiry (Part I)." *Journal of Conflict Resolution* 45 (3): 259–82.

———. 2004. "What Is Civil War? Conceptual and Empirical Complexities of an Operational Definition." *Journal of Conflict Resolution* 48 (6): 814–58.

Samity, Sharmajibee M. 2003."'Shalishi' in West Bengal A Community-Based Response to Domestic Violence." *Economic and Political Weekly* 38 (17): 1665–73.

Sapelli, Claudio. 2000. "The Political Economy of the Chilean Transition to Democracy." *Cuadernos de Economía* 37 (112): 537–56.

Satyanath, Shanker, Edward Miguel, and Ernest Sergenti. 2004. "Economic Shocks and Civil Conflict: An Instrumental Variables Approach." *Journal of Political Economy* 112 (4): 725–53.

Sawyer, Amos. 2004. "Violent Conflicts and Governance Challenges in West Africa: The Case of the Mano River Basin Area." *Journal of*

Modern African Studies 42 (3): 437–63.

Sayigh, Yezid. 2010. "The West Bank and Gaza Strip." Background paper for the WDR 2011.

Scanteam. 2007. "Review of Post-crisis Multi-Donor Trust Funds: Final Report." Scanteam, Oslo.

———. 2010. "Flexibility in the Face of Fragility: Programmatic Multi-Donor Trust Funds in Fragile and Conflict-Affected Situations." World Bank, Washington, DC.

Schelling, Thomas C. 1960. *Strategy of Conflict*. Cambridge, MA: Harvard University Press.

———. 1971. "Dynamic Models of Segregation." *Journal of Mathematical Sociology* 1 (2): 143–86.

———. 1978. *Micromotives and Macrobehavior*. New York: W. W. Norton & Company.

Schelnberger, Anna K. 2005. "Decentralisation as a Means of Conflict Management: A Case Study of Kibaale District, Uganda." IEE Working Papers 181, Institute of Development Research and Development Policy, Ruhr University, Bochum, Germany.

Scheye, Eric. 2009. "State-Provided Service, Contracting Out, and Non-State Networks: Justice and Security as Public and Private Goods and Services." The International Network of Conflict and Fragility, Development Assistant Committee, Organisation for Economic Co-operation and Development, Paris.

Scheye, Eric, and Diana Chigas. 2009. "Development of a Basket of Conflict, Security, and Justice Indicators." Online Publication. http://www.scribd.com/doc/23391272/Conflict-Security-Justice-GlobalIndicators-Final-Report.

Schiavo-Campo, Salvatore. 2003. "Financing and Aid Management Arrangements in Post-conflict Situations." CPR Working Papers 6, World Bank, Washington, DC.

Schimmelfennig, Frank, and Ulrich Sedelmeier. 2002. "Theorizing EU Enlargement: Research Focus, Hypotheses, and the State of Research." *Journal of European Public Policy* 9 (4): 500–28.

Schneider, Friedrich, Andreas Buehn, and Claudio E. Montenegro. 2010. "New Estimates for the Shadow Economies all over the World." *International Economic Journal* 24 (4): 443–61.

Schulze, Kirsten E. 2007. "Mission Not So Impossible: The Aceh Monitoring Mission and Lessons Learned for the EU." Internaitonal Policy Analysis, Friedrich Ebert Stiftung, Berlin.

Secretaría de Gobierno de Medellín. 2010. "Informe de Indicadores Objetivos sobre Seguridad Ciudadana." Medellín Como Vamos, Medellín. http://www.medellincomovamos.org.

Seelke, Clare R., Liana Sun Wyler, and June S. Beittel. 2011. "Latin America and the Caribbean: Illicit Drug Trafficking and U.S. Counterdrug Programs." Congressional Research Service, Washington, DC.

Seely, Jennifer. 2001. "A Political Analysis of Decentralisation: Co-opting the Tuareg Threat in Mali." *Journal of Modern African Studies* 39 (3): 499–524.

Selvarajan, S. 2008. "Ex-post Economic Analysis of the National Solidarity Programme (NSP)." World Bank, Washington, DC.

Shanty, Frank, and Patit P. Mishra, eds. 2008. *Organized Crime: From Trafficking to Terrorism.* Santa Barbara, CA: ABC-CLIO.

Sharma, Gopal. 2008. "Nepalis Face 16 Hour Daily Power Cuts by February." *Reuters*, August 24.

Sharp, Kay, Taylor Brown, and Amdissa Teshome. 2006. "Targeting Ethiopia's Productive Safety Net Programme (PSNP)." Overseas Development Institute, London.

Shemyakina, Olga. 2006. "The Effect of Armed Conflict on Accumulation of Schooling: Results from Tajikistan." HiCN Working Papers 12, Institute of Development Studies, University of Sussex, Brighton, U.K.

Sherman, Jake. 2010. "Criminal Justice." Background paper for the WDR 2011.

Shiawl-Kidanekal, Teferra. 2004. "Conflict Prevention and Management in Africa." In *Conflict Prevention: From Rhetoric to Reality*, ed. Albrecht Schnabel and David Carment. Lanham, MD: Lexington Books.

Shin, Gi-Wook. 2006. "Agrarian Roots of Korean Capitalism." In *Transformations in Twentieth Century Korea*, ed. Chang Yun-Shik and Steven H. Lee. New York: Routledge.

SIDA (Swedish International Development Cooperation Agency). 2005. "Strategy for Swedish Support to the African Great Lakes Region Including Country Strategies for Rwanda, the Democratic Republic of the Congo and Burundi: November 2004–December 2008." SIDA, Stockholm.

Siddiqui, Niloufer. 2011. "Broken Justice." *Foreign Policy*, February 1.

Silberschmidt, Margrethe. 1999. *Women Forget that Men are the Masters: Gender Antagonism and Socio-Economic Change in Kisii District, Kenya*. Uppsala, Norway: Nordiska Afrikainstitutet.

———. 2001. "Disempowerment of Men in Rural and Urban East Africa: Implications for Male Identity and Sexual Behavior." *World Development* 29 (4): 657–71.

Sirivi, Josie T., and Marilyn T. Havini. 2004. *As Mothers of the Land: The Birth of The Bougainville Women For Peace And Freedom*. Canberra: Pandanus Books, Research School of Pacific and Asian Studies.

Sirleaf, Ellen Johnson. 2007a. "Challenges for New Leadership Teams in Fragile States." Capacity Development Briefs 21, World Bank Institute, World Bank, Washington, DC.

———. 2007b. "Key Note Address by Her Excellency Ellen Johnson Sirleaf, President of the Republic of Liberia." UN Institute for Training and Research, Torino Retreat, Turin, Italy, August 31.

Sisk, Timothy D. 2010. "Cooperating for Peace: The Challenge and Promise of Partnerships in Peace Operations." Geneva Centre for Security Policy, Geneva.

Skaperdas, Stergios. 1996. "Contest Success Functions." *Economic Theory* 7 (2): 283–90.

Skaperdas, Stergios, Rodrigo Soares, Alys Willman, and Stephen C. Miller. 2009. "The Costs of Violence." World Bank, Washington, DC.

Small Arms Survey Project. 2001. *Small Arms Survey 2001: Profiling the Problem*. Oxford, U.K.: Oxford University Press.

———. 2005. *Small Arms Survey 2005: Weapons at War*. Oxford, U.K.: Oxford University Press.

———. 2006. *Small Arms Survey 2006: Unfinished Business*. Oxford, U.K.: Oxford University Press.

———. 2009. *Small Arms Survey 2009: Shadows of War*. Cambridge, U.K.: Cambridge University Press.

———. 2011. "Small Arms Survey: Weapons and Markets." Small Arms Survey, Geneva. http://www .smallarmssurvey.org/weapons-and-markets.html.

Smith, Anthony L. 2004. "Trouble in Thailand's Muslim South: Separatism, not Global Terrorism." *Asia-Pacific Security Studies* 3 (10): 1–4.

Snyder, Jack. 2000. *From Voting to Violence: Democratization and Nationalist Conflict*. New York: W.W. Norton & Company.

Snyder, Jack, and Robert Jervis. 1999. "Civil War and the Security Dilemma." In *Civil Wars, Insecurity, and Intervention*, ed. Barbara F. Walter and Jack Snyder. New York: Columbia University Press.

Solow, Robert M. 1990.*The Labor Market as a Social Institution*. Malden, MA: Blackwell Publishing.

South Africa Ministry of Defence. 1996. "White Paper on National Defence for the Republic of South Africa." Government of South Africa, Pretoria. http://www.info.gov.za/whitepapers/1996/defencwp.htm.

Spear, Joanna, and Bernard Harborne. 2010. "Improving Security in Violent Conflict Settings." Background paper for the WDR 2011.

Spears, Ian S. 2002. "Africa: The Limits of Power-Sharing." *Journal of Democracy* 13 (3): 123–36.

Special Court for Sierra Leone Office of the Prosecutor. 2007. "The Prosecutor vs. Charles Ghankay Taylor–Indictment." Special Court for Sierra Leone, Freetown, Sierra Leone. http://www.sc-sl.org/ CASES/ProsecutorvsCharlesTaylor/tabid/107/Default.aspx.

Special Inspector General for Iraq Reconstruction. 2009. "Hard Lessons: The Iraq Reconstruction Experience." U.S. Independent Agencies and Commissions, Washington, DC.

Spence, A. Michael. 1977. "Entry, Investment, and Oligopolistic Pricing." *Bell Journal of Economics* 8 (2): 534–44.

Stanley, William, and David Holiday. 2002. "Broad Participation, Diffuse Responsibility: Peace Implementation in Guatemala." In *Ending Civil Wars: The Implementation of Peace Agreements*, ed. Stephen Stedman, Elizabeth Cousens, and Donald Rothchild. Boulder, CO: Lynne Reinner.

Statistical Office of Kosovo. 2010. "Export-Import." Kosovo Ministry of Public Administration, Pristina, Kosovo. http://esk.rks-gov.net/eng/index.php?option=com_content&view=article&id=46&Itemid=36.

Stedman, Stephen. 1996. "Negotiation and Mediation in Internal Conflict." In *The International Dimensions of Internal Conflict*, ed. Michael E. Brown. Cambridge, MA: Center for Science and International Affairs, John F. Kennedy School of Government, Harvard University.

Stern, Jessica. 2003. *Terror in the Name of God: Why Religious Militants Kill*. New York: Harper Collins.

Stewart, Frances. 2005. "Horizontal Inequalities: A Neglected Dimension of Development." In *Wider Perspectives on Global Development*, ed. UNU-WIDER (United Nations University–World Institute for Development Economics Research). Helsinki: UNU-WIDER.

———. 2010. "Horizontal Inequalities as a Cause of Conflict: A Review of CRISE Findings." Background paper for the WDR 2011.

Stewart, Frances, Cindy Huang, and Michael Wang. 2001. "Internal Wars: An Empirical Overview of Economic and Social Consequences." In *War and Underdevelopment*, ed. Frances Stewart and Valpy Fitzgerald. Oxford, U.K.: Oxford University Press.

Stewart, Patrick, and Kaysie Brown. 2007. *Greater than the Sum of its Parts?: Assessing 'Whole of Government' Approaches to Fragile States*. New York: International Peace Academy.

Stoddard, Abby, Adele Harmer, and Katherine Haver. 2006. "Providing Aid in Insecure Environments: Trends in Policy and Operations." HPG Briefing Paper 23, Overseas Development Institute, London.

Stohl, Rachel, and Suzette Grillot. 2009. *The International Arms Trade*. Cambridge, U.K.: Polity Press.

Stramm, Andreas, Christoph Jost, Konstanze Kreiss, Katharina Meier, Mike Pfister, Philipp Schukat, and Henning A. Speck. 2006. "Strengthening Value Chains in Sri Lanka's Agribusiness: A Way to Reconcile Competitiveness with Socially Inclusive Growth?" Deutsches Institut für Entwicklungspolitik, Bonn, Germany.

Strassler, Robert, ed. 1996. *The Landmark Thucydides: A Comprehensive Guide to the Peloponnesian War.* New York: Free Press.

STRATFOR. 2009. "Central America: An Emerging Role in the Drug Trade." STRATFOR, Austin, TX.

Straus, Scott. 2010. "Mali and Its Sahelian Neighbors." Background paper for the WDR 2011.

Strom, Kevin J., and John M. MacDonald. 2007. "The Influence of Social and Economic Disadvantage on Racial Patterns in Youth Homicide Over Time." *Homicide Studies* 11 (1): 50–69.

SUCOFINDO (Superintending Company of Indonesia). 2002. "Sucofindo International Certification Services." SUCOFINDO, Jakarta. http://222.124.12.244/sics.htm.

Suhrke, Astri, Torunn Wimpelmann, and Marcia Dawes. 2007. "Peace Processes and State Building: Economic and Institutional Provisions of Peace Agreements." Chr. Michelsen Institute, Bergen, Norway.

Sundberg, Ralph. 2008. "Collective Violence 2002–2007: Global and Regional Trends." In *States in Armed Conflict 2007*, ed. Lotta Harbom and Ralph Sundberg. Uppsala, Sweden: Universitetstryckeriet.

Sutton, Adam, Adrian Cherney, and Rob White. 2008. *Crime Prevention: Principles, Perspectives and Practices*. New York: Cambridge University Press.

Svensson, Jakob. 2000. "The Cost of Doing Business: Firms' Experience with Corruption in Uganda." Africa Region Working Paper 6, World Bank, Washington, DC.

Tajima, Yuhki. 2009. "Background Paper on Economic Reintegration." Congeso Internacional de Desarme, Demovilización y Reintegración, Cartagena; Republic of Colombia, Cartagena, Colombia.

Thapa, Deepak. 2010. "Nepal." Background paper for the WDR 2011.

The Carter Center. 2007. "Final Report to the Guyana Elections Commission on the 2006 General and Regional Elections." The Carter Center, Atlanta, GA.

The Economist. 2010. "Crime and Punishment in Guatemala: Kamikaze Mission: The UN's Prosecutor Resigns, Taking an Enemy with Him." *The Economist,* June 17.

The PRS Group. 2010. "International Country Risk Guide." The PRS Group, East Syracuse, NY. http:// www.prsgroup.com.

The SEEP Network. 2009. "Minimum Standards for Economic Recovery after Crisis." The SEEP Network, Washington, DC.

Thornton, Gary, Ray Yannone, Larry Martinez, and Vanessa Trevino. 2011. "Los Angeles Almanac." Los Angeles Almanac, Los Angeles, CA. http://www.laalmanac.com.

Timor-Leste Independent Comprehensive Need Assessment Team. 2009. "The Justice System of Timor-Leste: An Independent Comprehensive Need Assessment." UN Integrated Mission in East Timor, Dili.

Timor-Leste Ministry of Finance. 2010. "Timor-Leste Development Partners Meeting: Background Paper." Government of Timor-Leste, Dili.

Toft, Monica D. 2003.*The Geography of Ethnic Violence: Identity, Interests, and the Indivisibility of Territory*. Princeton, NJ: Princeton University Press.

Torres, Anastasia B. 2002. "Gender and Forced Migration." Forced Migration Online, Oxford, U.K.

Transparency International. 2011. "Building Integrity and Countering Corruption in Defence and Security: 20 Practical Reforms." Defence and Security Programme, Transparency International, London.

Tsunekawa, Keiichi, and Kohei Yoshida. 2010. "State Building, Economic Development, and Democracy: The Japanese Experience." Background note for the WDR 2011.

Tukahebwa, Geoffrey B. 2000. "The Role of District Councils in Decentralisation." In *Decentralisation and Civil Society in Uganda: The Quest for Good Governance*, ed. Apolo Nsibambe. Kampala: Fountain Publishers.

Tulloch, Jim, Fadia Saadah, Rui M. de Araujo, Rui P. de Jesus, Sergio Lobo, Isabel Hemming, Jane Nassim, and Ian Morris. 2003. *Initial Steps in Rebuilding the Health Sector in East Timor*. Washington, DC: National Academies Press.

U.S. Committee for Refugees and Immigrants. 2009. "World Refugee Survey 2009." U.S. Committee for Refugees and Immigrants, Arlington, VA.

U.S. Department of State. 2008. "Interagency Conflict Assessment Framework." Office of the Coordinator for Reconstruction and Stabilization, U.S. Department of State, Washington, DC. ———. 2010. "Background Note: Democratic Republic of the Congo." U.S. Department of State, Washington, DC.

U.S. Energy Information Administration. 2011. "Petroleum & Other Liquids." Independent Statistics and Analysis, U.S. Energy Information Administration, Washington, DC.

U.S. Government Accountability Office. 2007. "Stabilizing and Rebuilding Iraq: U.S. Ministry Capacity Development Efforts Need an Overall Integrated Strategy to Guide Efforts and Manage Risk." Report to Congressional Committees, U.S. Government Accountability Office, Washington, DC.

———. 2010a. "Maritime Security: Actions Needed to Assess and Update Plan and Enhance Collaboration among Partners Involved in Countering Piracy off the Horn of Africa." U.S. Government Accountability Office, Washington, DC.

———. 2010b. "Mérida Initiative: The United States Has Provided Counternarcotics and Anticrime Support but Needs Better Performance Measures." U.S. Government Accountability Office, Washington, DC.

U.S. Office of National Drug Control Policy. 1999. "FY1999 Drug Budget Program Highlights." U.S. Office of National Drug Control Policy, Rockville, MD. http://www.ncjrs.gov/ondcppubs/publications/ policy/budget99/spending.html.

UN (United Nations). 1998. "Rome Statute of the International Criminal Court." UN, Rome.

———. 2000. "UN Security Council Resolution 1325." UN, New York.

———. 2002. "Women, Peace and Security." UN, New York.

———. 2004a. "A More Secure World: Our Shared Responsibility: Report of the Secretary General's High-Level Panel on Threats, Challenges and Change." UN, New York.

———. 2004b. "The Rule of Law and Transitional Justice in Conflict and Post-conflict Societies: Report of the Secretary General." UN, New York.

———. 2006a. "Agreement between the United Nations and the State of Guatemala on the Establishment of an International Commission Against Impunity in Guatemala." UN, New York.

———. 2006b. "Integrated Disarmament, Demobilization and Reintegration Standards." UN, New York.

———. 2007. "MDG Monitor: Tracking the Millennium Development Goals." UN, New York. http:// www.mdgmonitor.org/.

———. 2011. "UN Security Council Resolution 1960." UN, New York.

———. Forthcoming. "United Nations Review of International Civilian Capacities." UN, New York.

UN Assistance Mission in Afghanistan and UNOHCHR (UN Office of the High Commissioner on Human Rights). 2010. "Harmful Traditional Practices and Implementation of the Law on Elimination of Violence against Women in Afghanistan." UN Assistance Mission in Afghanistan; UNOHCHR, Kabul.

UN General Assembly. 2005a. "Basic Principles and Guidelines on the Right to a Remedy and Reparation for Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of the International Humanitarian Law." UN, New York.

———. 2005b. "Resolution Adopted by the General Assembly: 2005 World Summit Outcome." UN, New York.

———. 2006. "Resolution Adopted by the General Assembly: The United Nations Global Counter-Terrorism Strategy." UN, New York.

———. 2009a. "Activities of the International Commission Against Impunity in Guatemala: Report of the Secretary General." UN, New York.

———. 2009b. "Human Security: Report of the Secretary General." UN, New York.

———. 2010. "Resolution Adopted by the General Assembly: Follow-up to Paragraph 143 on Human Security of the 2005 World Summit Outcome." UN, New York.

UN Inter-Agency Information and Analysis Unit. 2010. "Electricity in Iraq Factsheet." UN Inter-Agency Information and Analysis Unit, New York.

UN Inter-Agency Framework for Coordination on Preventive Action. 2010. "The United Nations Interagency Framework Team for Preventive Action." UN Interagency Framework Team for Preventive Action, New York.

UN Security Council. 2006. "Report of the Secretary-General on Timor-Leste pursuant to Security Council resolution 1690." UN, New York. ———. 2009. "Ninth Semi-annual Report of the Secretary-General on the Implementation of Security Council Resolution 1559 (2004)." UN, New York. ———. 2010a. "Haiti Can Return to 'Path of Stability' in Two Years, Given Necessary Support in Weathering Risks of Next 18 Months, Security Council Told." UN, New York. ———. 2010b. "Statement by the President of the Security Council." UN, New York.

UN Verification Mission in Guatemala. 2003. "Fourteenth Report on Human Rights of the United Nations Verification Mission in Guatemala." UN Verification Mission in Guatemala, Guatemala City.

———. 2004. "Informe de Verificación: El Estado de Cumplimiento de las Recomendaciones de la Comisión para el Esclarecimiento Histórico." UN Verification Mission in Guatemala, Guatemala City.

UNDP (UN Development Programme). 2005a. "Central Asia Human Development Report: Bringing Down Barriers: Regional Cooperation for Human Development and Human Security." Regional Bureau for Europe and the Commonwealth of Independent States, UNDP, Bratislava.

———. 2005b. "International Cooperation at a Crossroads: Aid, Trade and Security in an Unequal World." Human Development Report Office, UNDP, New York.

———. 2005c. "¿Cuánto Cuesta la Violencia a El Salvador?" UNDP, San Salvador.

———. 2006. "El Costo Económico de la Violencia en Guatemala." UNDP, Guatemala City.

———. 2008a. "Informe Estadístico de la Violencia en Guatemala: Programa de Seguridad Ciudadana y Prevención de la Violencia del PNUD en Guatemala." UNDP, Guatemala City.

———. 2008b. "Post-conflict 'Economic Recovery: Enabling Local Ingenuity." Bureau for Crisis Prevention and Recovery, UNDP, New York.

———. 2010a. "Building 'Collaborative Capacity': UN Development Assistance for Conflict Prevention through Internally Negotiated Solutions to Crises." Background note for the WDR 2011.

———. 2010b. "The Real Wealth of Nations: Pathways to Human Development." Human Development Report Offices, UNDP, New York.

UNDPA (UN Department of Political Affairs). 2010a. "Input to World Development Report on the Theme of Fragility and Conflict: Conflict Prevention Efforts in West Africa." Background note for the WDR 2011.

———. 2010b. "Lessons Learned from Guatemala and Guyana." Background note for the WDR 2011.

UNDPKO (UN Department of Peacekeeping Operations). 2010a. "Haiti Police Reform." Background note for the WDR 2011.

———. 2010b. "List of Operations." UNDPKO, New York.

———. 2010c. "United Nations Peacekeeping Fact Sheet." UNDPKO, New York. http://www.un.org/en/ peacekeeping/resources/statistics/factsheet.shtml.

UNFPA (UN Population Fund). 2002. "The Impact of Conflict on Women and Girls: A UNFPA Strategy for Gender Mainstreaming in Areas of Conflict and Reconstruction." Paper presented at the Impact of Conflict on Women and Girls: A Consultative Meeting on Mainstreaming Gender in Areas of Conflict and Reconstruction, Bratislava, November 13–15.

UNHCR (UN High Commissioner for Refugees). 2009. "2008 Global Trends: Refugees, Asylum-Seekers, Returnees, Internally Displaced and Stateless Persons." UNHCR, Geneva.

———. 2010. "Global Appeal 2010–2011: Real People, Real Needs." UNHCR, Geneva.

UNICEF (UN Children's Fund). 2004. "The Situation of Women and Girls: Facts and Figures." UNICEF, New York. http://www.unicef.org/gender/index_factsandfigures.html.

———. 2007. "Birth Registration and Armed Conflict." Innocenti Research Centre, UNICEF, Florence, Italy.

UNIFEM (UN Development Fund for Women), UN Action Against Sexual Violence in Conflict, and UNDPKO (UN Department of Peacekeeping Operations). 2010. "Addressing Conflict-Related Sexual Violence: An Analytical Inventory of Peacekeeping Practice."

UNIFEM; UN Action Against Sexual Violence in Conflict; UNDPKO, New York.

UNODC (UN Office on Drugs and Crime). 2007. "Crime and Development in Central America: Caught in the Crossfire." UNODC, Vienna.

———. 2008. "Crime and its Impact on the Balkans and Affected Countries." UNODC, Vienna.

———. 2009a. "Transnational Trafficking and the Rule of Law in West Africa: A Threat Assessment." UNODC, Vienna.

———. 2009b. "World Drug Report 2009." UNODC, Vienna.

———. 2010a. "The Globalization of Crime: The Threat of Transnational Organized Crime." UNODC, Vienna.

———. 2010b. "World Drug Report 2010." UNODC, Vienna.

UNODC (UN Office on Drugs and Crime) and World Bank. 2007. "Crime, Violence, and Development: Trends, Costs, and Policy Options in the Caribbean." UNODC, Geneva; Latin America and the Caribbean Region, World Bank, Washington, DC.

UNOHCHR (UN Office of the High Commissioner for Human Rights). 2006. "Rule of Law Tools for Post-conflict States: Truth Commissions." UNOHCHR, Geneva.

———. 2010. "Voice of Victims: Transitional Justice in Nepal." UNOHCHR, Geneva.

UNOPS (UN Office for Project Services). 2009. "Rural Roads Connect Villages to the World." UNOPS, New York.

UNPBSO (UN Peacebuilding Support Office). 2010. "Background Note: The Role of the PBC in Marshalling Resources for Countries on Its Agenda." UNPBSO, New York.

UNPOL (UN Police Division). 2011. "Office of Rule of Law and Security Institutions." UNPOL, New York. http://www.un.org/en/peacekeeping/sites/police/orolsi.shtml.

UNSTAT (UN Statistics Division). 2010. "United Nations Statistics Division." UNSTAT, New York. http:// unstats.un.org/unsd/default.htm.

Uppsala University. 2009. "Uppsala Conflict Data Program Database." Uppsala University, Uppsala, Sweden. http://www.ucdp.uu.se/gpdatabase.

Urdal, Henrik. 2004. "The Devil in the Demographics: The Effect of Youth Bulges on Domestic Armed Conflict, 1950–2000." Social Development Papers 14, World Bank, Washington, DC.

USAID (U.S. Agency for International Development). 2009a. "ADS Chapter 320: Branding and Marking." USAID, Washington, DC.

———. 2009b. "Bringing Justice to Rural Colombia." USAID, Washington, DC.

———. 2010. "USAID Branding." USAID, Washington, DC. http://www.usaid.gov/branding/.

USAID Burundi. 2005. "Burundi Strategy Statement 2006–2008." USAID, Bujumbura.

USAID Famine Early Warning Systems Network. 2010. "USAID Famine Early Warning Systems Network." USAID, Washington, DC. http://www.fews.net.

USAID Guatemala. 2008. "Fact Sheet: 24-Hour Courts Rule of Law Program." USAID, Pinula, Guatemala.

USAID Rwanda. 2006. "Restoring Hope through Economic Opportunity: Final Report of the Agribusiness Development Assistance to Rwanda (ADAR) Project." USAID, Kisali.

van de Walle, Nicolas, and Michael Bratton, eds. 1997. *Democratic Experiment in Africa: Regime Transformations in Comparative Perspectives.* Cambridge, U.K.: Cambridge University Press.

Van der Elst, Kristel, and Nicholas Davis, eds. 2011. *Global Risks 2011: An Initiative of the Risk Response Network.* Geneva: World Economic Forum, 6th ed.

Van der Graaf, General Henny. 2001. "Flames of Peace: Disarmament and post-Conflict Peacebuilding in Mali." In *Managing the Remnants of War: Micro-disarmament as an Element of Peacebuilding*, ed. Sami Faltas and Joseph Di Chiaro III. Bonn, Germany: Bonn International Center for Conversion.

Van Genugten, Willem J. M., and Gerard A. de Groot, eds. 1999. *United Nations Sanctions: Effectiveness and Effects, Especially in the Field of Human Rights.* Antwerp, Belgium: Intersentia.

Verdú, Rodrigo G., Wendy Cunningham, Linda McGinnis, Cornelia Tesliuc, and Dorte Verner. 2008. *Youth at Risk in Latin America and the Caribbean. Understanding the Causes, Realizing the Potential*. Washington, DC: World Bank.

Verhey, Beth. 2001. "Child Soldiers: Preventing, Demobilizing and Reintegrating."Africa Region Working Paper 23, World Bank, Washington, DC.

Verpoorten, Marijke. 2003. "The Determinants of Income Mobility in Rwanda, 1990–2002." Katholieke Universiteit, Leuven, Belgium. Processed.

Verwimp, Philip, and Jan Van Bavel. 2005. "Child Survival and Fertility of Refugees in Rwanda after the Genocide: Special Issue of the Demography of Violent Conflict." *European Journal of Population* 21 (2–3): 271–90.

Vetschera, Heinz, and Matthieu Damian. 2006. "Security Sector Reform in Bosnia and Herzegovina: The Role of the International Community." *International Peacekeeping* 13 (1): 28–42.

Villaveces, Andrés, Peter Cummings, Victoria E. Espitia, Thomas D. Koepsell, Barbara McKnight, and Arthur L. Kellermann. 2000. "Effect of a Ban on Carrying Firearms on Homicide Rates in Two Colombian Cities." *Journal of the American Medical Association* 283 (9): 1205–09.

Von Kaltenborn-Stachau, Henriette. 2008. "The Missing Link: Fostering Positive Citizen-State Relations in Post-conflict Environments." Brief for Policy Makers, Communications for Governance and Accountability Program, World Bank, Washington, DC.

Vulliamy, Ed. 2008. "How a Tiny West African Country Became the World's First Narco State." *The Observer*, March 9.

Wainwright, Elsina. 2005. "How is RAMSI Faring? Progress, Challenges, and Lessons Learned." Australian Strategic Policy Institute, Canberra.

Walby, Sylvia. 2004. "The Cost of Domestic Violence." Women and Equality Unit, Department of Trade and Industry, London.

Waldman, Matt. 2008. "Falling Short: Aid Effectiveness in Afghanistan." Agency Coordinating Body for Afghan Relief, Kabul.

Wallensteen, Peter, Damien Fruchart, Paul Holtom, Siemon Wezeman, and Daniel Strandow. 2007. "United Nations Arms Embargoes: Their Impact on Arms Flows and Target Behaviour." Stockholm International Peace Research Institute, Stockholm; Uppsala University, Uppsala, Sweden.

Walter, Barbara, and Andrew H. Kydd. 2002. "Sabotaging the Peace: Politics of Extremist Violence." *International Organization* 56 (2): 263–96.

Walter, Barbara F. 1997."The Critical Barrier to Civil War Settlement." *International Organization* 51 (3): 335–64.

———. 1999. "Designing Transitions from Civil War." In *Civil Wars, Insecurity, and Intervention*, ed. Barbara F. Walter and Jack Snyder. New York: Columbia University Press.

———. 2004. "Does Conflict Beget Conflict? Explaining Recurring Civil War." *Journal of Peace Research* 41 (3): 371–88.

———. 2010. "Conflict Relapse and the Sustainability of Post-conflict Peace." Background paper for the WDR 2011.

Ward, Jeanne, and Mendy Marsh. 2006. "Sexual Violence Against Women and Girls in War and Its Aftermath: Realities, Responses, and Required Resources." Paper presented at the Symposium on Sexual Violence in Conflict and Beyond, Brussels, June 21–23.

Weingast, Barry. 1997. "The Political Foundations of Democracy and the Rule of Law." *American Political Science Review* 91 (2): 245–63.

Wennmann, Achim. 2009. "Getting Armed Groups to the Table: Peace Processes, the Political Economy of Conflict and the Mediated State." *Third World Quarterly* 30 (6): 1123–38.

Whitfield, Teresa. 2007. *Friends Indeed? the United Nations, Groups of Friends, and the Resolution of Conflict*. Washington, DC: United States Institute of Peace.

Wilkinson, Steven I. 2000. "India, Consociational Theory and Ethnic Violence." *Asian Survey* 40 (5): 767–91.

Williams, Rocky. 2005. "Demobilisation and Reintegration: The South African Experience." *Journal of Security Sector Management*, Rocky Williams Tribute Issue. http://www.ssronline.org/jofssm/issues/ jofssm_sp_04_rocky_ddr.pdf?CFID=2695055&CFTOKEN=53045118.

Williamson, Oliver E. 1985. *The Economic Institutions of Capitalism: Firms, Markets, Relational Contracting*. New York: Free Press.

Willman, Alys. 2010. "Preventing and Reducing Armed Violence in Urban Areas: OECD Programming Note." Organisation for Economic Co-operation and Development, Paris.

Willman, Alys, and Megumi Makisaka. 2010. "Interpersonal Violence Prevention: A Review of the Evidence and Emerging Lessons." Background paper for the WDR 2011.

Wilson, Scott. 2002. "Re-opening Mozambique: Lessons Learned from the Feeder Road Programme." International Labour Organization, Geneva; UN Development Programme, Maputo; Swedish International Development Cooperation Agency, Stockholm; and Administraçao Nacional de Estradas, Maputo.

Wisler, Dominique. 2005. "The Police Reform in Bosnia and Herzegovina." In *After Intervention: Public Security Management in Post-Conflict Societies: From Intervention to Sustainable Local Ownership*, ed. Anja Ebnother and Philipp Fluri. Vienna: Bureau for Security Policy, Austrian Ministry of Defence; Geneva: Geneva Centre for the Democratic Control of Armed Forces; and Partnership for Peace Consortium of Defense Academies and Security Studies, Garmisch-Partenkirchen, Germany.

Wolpe, Howard, and Steve McDonald. 2006. "Burundi's Transition: Training Leaders for Peace." *Journal of Democracy* 17 (1): 126–32.

Women's Refugee Commission. 2008. *Disabilities Among Refugees and Conflict-Affected Populations*. New York: Women's Refugee Commission.

Women's Refugee Commission. 2009. *Refugee Girls: The Invisible Faces of War*. New York: Women's Refugee Commission.

Wood, Elisabeth J. 2003. *Insurgent Collective Action and Civil War in El Salvador*. Cambridge, U.K.: Cambridge University Press.

———. 2008. "The Social Processes of Civil War: The Wartime Transformation of Social Networks." *American Review of Political Science* 11: 539–61.

World Bank. 1999a. "Aid Coordination and Post-conflict Reconstruction: The West Bank and Gaza Experience." Precís 185, Operations Evaluation Department, World Bank, Washington, DC.

———. 1999b. *Violence in Colombia: Building Sustainable Peace and Social Capital*. Washington, DC: World Bank.

———. 2000. "The Economics of War-to-Peace Transition." Post-conflict Unit Discussion Note 4, World Bank, Washington, DC.

———. 2002a. "East Timor SP: Third Community Empowerment Project." World Bank, Washington, DC.

———. 2002b. "Post-conflict Learning Event." World Bank, Dar Es Salaam, Tanzania.

———. 2003. "Post-conflict Workshop." World Bank, Maputo.

———. 2004. "West Bank and Gaza: Country Financial Accountability Assessment." West Bank and Gaza Operational Core Services Unit, Middle East and North Africa Region, World Bank, Washington, DC.

———. 2005a. "Memorandum of the President of the International Bank for Reconstruction and Development to the Executive Directors on a Proposal for the World Bank to Administer Two Multi-Donor Trust Funds for Sudan." World Bank, Washington, DC.

———. 2005b. "Mozambique Country Economic Memorandum: Sustaining Growth and Reducing Poverty." Poverty Reduction and

Economic Management, Africa Region, World Bank, Washington, DC.

———. 2006a. "Anti-Corruption in Transition 3: Who is Succeeding and Why?" World Bank, Washington, DC.

———. 2006b. "At Home and Away: Expanding Job Opportunities for Pacific Islanders Through Labor Mobility." World Bank, Washington, DC.

———. 2006c. "Engaging with Fragile States: An IEG Review of World Bank Support to Low-Income Countries Under Stress." World Bank, Washington, DC.

———. 2006d. "Labor Migration in the Greater Mekong Sub-Region Synthesis Report: Phase I." World Bank, Washington, DC.

———. 2006e. "Project Appraisal Document for a Proposed Loan in the Amount of US$29.3 Million to Jamaica for an Inner City Basic Services for the Poor Project." World Bank, Washington, DC.

———. 2006f. *World Development Report 2007: Development and the Next Generation.* Washington, DC: World Bank.

———. 2007a. "Aid Architecture: An Overview of the Main Trends in Official Development Assistance Flows." World Bank, Washington, DC.

———. 2007b. "Making the Most of Scarcity: Accountability for Better Water Management in the Middle East and North Africa." MENA Development Reports, Office of the Chief Economist, Middle East and North Africa Region. World Bank, Washington, DC.

———. 2007c. "The Development Potential of Regional Programs: An Evaluation of World Bank Support of Multicountry Operations." World Bank, Washington, DC.

———. 2007d. "Toward a New Framework for Rapid Bank Response to Crises and Emergencies." World Bank, Washington, DC.

———. 2008a. "Aceh Poverty Assessment 2008: The Impact of the Conflict, the Tsunami, and Reconstruction on Poverty in Aceh." World Bank, Jakarta.

———. 2008b. "Activities within World Bank Core Competencies in the Context of Crises and Emergencies: A Good Practice and Guidance Note." World Bank, Washington, DC.

———. 2008c. "Burundi: Investing in Leadership Development through the Rapid Results Approach." World Bank, Washington, DC.

———. 2008d. "Cash Transfer Programs in Emergency Situations: A Good Practice and Guidance Note." World Bank, Washington, DC.

———. 2008e. "Country Assistance Strategy for the Republic of Burundi for the Period of FY09–FY12 ." World Bank, Washington, DC.

———. 2008f. "Republic of Lebanon: Electricity Sector Public Expenditure Review." World Bank, Washington, DC.

———. 2008g. "State (Trans-) Formation in Timor-Leste: Building Institutions that Contribute to Peace." OPCFC Occasional Note 3, Fragile and Conflict-Affected Countries Unit, World Bank, Washington, DC.

———. 2008h. *World Development Report 2009: Reshaping Economic Geography*. Washington, DC: World Bank.

———. 2009a. "Afghanistan Reconstruction Trust Fund: Newsletter Issue 01." World Bank, Washington, DC.

———. 2009b. "Blue Water: Towards a World Bank Group Pacific Strategy." World Bank, Washington, DC.

———. 2009c. "Implementation, Completion and Results Report on an IDA Grant in the Amount of SDR 24 Million (US$3 Million Equivalent) and a MDRP Grant in the Amount of US$48.4 Million and a European Commission Grant in the Amount of EUR 13.4 Million (US$16.6 Million Equivalent) to the Republic of Angola for an Emergency Demobilization and Reintegration Project." Sustainable Development Department, Fragile States, Conflict and Social Development Unit, Africa Region, World Bank, Washington, DC.

———. 2009d. "Lebanon: Social Impact Analysis for the Electricity and Water Sectors." World Bank, Washington, DC.

———. 2009e. "Nepal: Bringing the Poorest into Schools." World Bank, Washington, DC. http://web. worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/COUNTRIES/SOUTHASIAEXT/0,,contentMDK:22324235 ~menuPK:158937~pagePK:2865106~piPK:2865128~theSitePK:223547,00.html

———. 2009f. "Rapport sur l'Évaluation de la Gestion Financière des Forces de Défense et de Sécurité en République Centrafricaine." World Bank, Washington, DC.

———. 2010a. "Background Brief on Aceh." Background note for the WDR 2011.

———. 2010b. "Business Warehouse Data." World Bank, Washington, DC. http://go.worldbank.org/ Q8GHD25UA0.

———. 2010c. "Crime and Violence in Central America." World Bank, Washington, DC.

———. 2010d. "Enterprise Surveys." World Bank, Washington, DC. http://www.enterprisesurveys.org.

———. 2010e. *Global Monitoring Report 2010: The MDGs after the Crisis*. Washington, DC: World Bank.

———. 2010f. "Implementation and Completion and Results Report (IDA Grant Nos. H246, H325, H451) to the Republic of Tajikistan." World Bank, Washington, DC.

———. 2010g. "Index of Legislative Instruments Applicable from the Beginning of Afghanistan Interim Administration 2001 until 2009." Background note for the WDR 2011.

———. 2010h. "Integrity Vice Presidency Annual Report: Fiscal 2010." World Bank, Washington, DC.

———. 2010i. "LCSPS Comments to the 2011 WDR on Justice Sector Reform in Latin America." Background note for the WDR 2011.

———. 2010j. "Multi-Donor Trust Fund for Southern Sudan: Taking Stock and a Way Forward." World Bank, Washington, DC.

———. 2010k. "Project Paper on a Proposed Additional Grant in the Amount of SDR 13.6 MIllion (US$29 Million Equivalent) from the Pilot Crisis Response Window Resources (As a Part of a Total of US$47 Million Equivalent, including US$27 from Liberia Reconstruction Trust Fund) to the Republic of Liberia for the Urban and Rural Infrastructure Rehabilitation Project." World Bank, Washington, DC.

———. 2010l. "The Global Land Rush: Can it Yield Sustainable and Equitable Benefits?" World Bank, Washington, DC.

———. 2010m. "Violence in the City: Understanding and Supporting Community Responses to Urban Violence." World Bank, Washington, DC.

———. 2010n. "World Development Indicators 2010." World Bank, Washington, DC.

———. 2011a. "In DR Congo, a Bridge Proves Key to Lower Food Prices." World Bank, Washington, DC.

———. 2011b. "World Investment and Political Risk 2010." World Bank Group Multilateral Investment Guarantee Agency, Washington, DC.

World Bank and ADB (Asian Development Bank). 2010. "Post Crisis Needs Assessment." World Bank, Washington, DC; ADB, Islamabad.

World Bank and AfDB (African Development Bank). 2010. "Providing Budget Aid in Situations of Fragility: A World Bank–African Development Bank Common Approach paper." World Bank, AfDB, Washington, DC.

World Bank and UN (United Nations). 2007. "In Support of Peacebuilding: Strengthening the Post Conflict Needs Assessment." World Bank, Washington, DC; UN, New York.

———. 2008. "Georgia: Joint Needs Assessment." World Bank, Washington, DC; UN, New York.

World Bank, USAID (U.S. Agency for International Development), IFC (International Finance Cooperation), and MIGA (World Bank Multilateral Investment Guarantee Agency). 2009. "A Rough Guide to Investment Climate Reform in Conflict-Affected Countries." World Bank, USAID, IFC, and MIGA, Washington, DC.

WHO (World Health Organization). 2010. "Violence and Injury Prevention and Disability." World Health Organization, Geneva. http://www.who.int/violence_injury_prevention/en/.

Worsnip, Patrick. 2009. "UN Council Extends Lebanon Force with Same Mandate."*Reuters*, August 27.

Wright-Neville, David. 2004. "Dangerous Dynamics: Activists, Militants and Terrorists in Southeast Asia."*Pacific Review* 17 (1): 27–46.

Wulf, Herbert, and Tobias Debiel. 2009. "Conflict Early Warning and Response Mechanisms: Tools For Enhancing the Effectiveness of Regional Organisations? A Comparative Study of the AU, ECOWAS, IGAD, ASEAN/ARF and PIF." Crisis States Research Centre Working Paper 49, Development Studies Institute, London School of Economics and Political Science, London.

Zakaria, Fareed. 2003. *The Future of Freedom: Illiberal Democracy at Home and Abroad*. New York:

W.W. Norton & Company.

Zamora, Ruben, and David Holiday. 2007. "The Struggle for Lasting Reform: Vetting Processes in El Salvador." In *Justice as Prevention: Vetting Public Employees in Transitional Societies*, ed. Alexander Mayer-Rieckh and Pablo de Greiff . New York: Social Science Research Council.

Zoellick, Robert. 2010a. "Democratizing Development Economics: An Address by the Honorable Robert Zoellick, President of the World Bank." Georgetown University, Washington, DC, September 29. ———. 2010b. "Keynote Speech at the International Institute for Strategic Studies 6th Global Strategic Review Conference." International Institute for Strategic Studies, Washington, DC, September 12.

主要指標　2011

表 A1　治安
テクニカル・ノート

主要世界開発指標

序
国の地域別・所得別分類（2010 年度）
表 1　主要開発指標
表 2　貧困
表 3　ミレニアム開発目標：貧困の撲滅と生活の改善
表 4　経済活動
表 5　貿易，援助，金融
表 6　その他諸国の主要指標
テクニカル・ノート

表 A1 治安

	戦死者数	故意の殺人人口 10 万人当たり	難民数		国内避難民数	平和構築・平和維持		軍事支出		自然災害数	自然災害による死者数	若年人口	
			避難先国別	発生国別		作戦名[a]	軍隊・警察・軍事監視団（人数）	対中央政府支出比（%）	対 GDP 比（%）			15-34 歳人口の対総人口比（%）	15-34 歳男子人口の対総人口比（%）
	(2000-08)	(2000-09)	(2009)	(2009)	(2008)	(2010)	(2009)	(2009)	(2009)	(2000-08)[b]	(2000-08)	(2009 年)	(2009 年)
アフガニスタン	26,589	4.5	37	2,887,123	200,000	UNAMA[c]	18	9.2	*2.1*	..	..	34	18
アンゴラ	3,535	..	14,734	141,021	*61,700*			..	4.6	..	..	34	17
アルメニア	0	2.5	3,607	18,000	8,000			16.1	4.0	..	..	37	19
バングラデシュ	0	2.6	228,586	10,432	65,000			10.8	1.1	137	13,241	34	15
ベリーズ	0	32.7	230	17	..			..	*1.1*	..	..	36	19
ベニン	0	..	7,205	411	..			6.8	*1.0*	..	..	34	17
ブータン	0	1.4	..	89,070	..			..	..	..	..	40	21
ボリビア	0	12.6	679	573	..			*7.9*	1.6	39	916	36	18
ブルキナファソ	0	3.6	543	990	..			12.1	1.3	..	..	34	17
ブルンジ	4,937	..	24,967	94,239	100,000	BINUB	13	..	*3.8*	36	833	33	17
カンボジア	0	..	135	17,025	..			*12.8*	*1.2*	..	..	39	20
カメルーン	0	5.9	99,957	14,766	..			..	1.6	..	..	36	18
カーボベルデ	0	..	..	24	..			2.1	*0.6*	..	..	38	19
中央アフリカ共和国	350	..	27,047	159,554	108,000	MINURCAT[d]	1,456	..	1.8	..	..	35	17
チャド	4,328	..	338,495	55,014	186,000	MINURCAT		..	6.5	..	..	32	15
中国	0	1.2	300,989	180,558	..			*17.9*	2.0	731	111,029	*32*	17
コモロ	0	..	..	268	..			..	..	14	187	*33*	*17*
コンゴ民主共和国	75,118	..	185,809	455,852	1,400,000	MONUSCO	19,008	..	1.1	126	8,164	*34*	*17*
コンゴ共和国	116	..	111,411	20,544	7,800			*5.3*	*1.3*	..	..	*33*	*17*
コートジボワール	1,265	3.9	24,604	23,153	621,000	UNOCI	9,080	8.8	*1.6*	..	..	*36*	18
ジブチ	0	0.7	12,111	622	..			..	*3.7*	..	..	*38*	*17*
エクアドル	0	18.0	116,557	1,027	..			..	3.3	..	..	*35*	*17*
エジプト	0	0.6	94,406	6,990	..			7.6	2.1	98	3,189	*37*	*19*
エルサルバドル	0	51.8	30	5,051	..			2.9	0.6	28	1,813	*36*	17
エリトリア	57	..	4,751	209,168	32,000			..	..	..	..	*34*	*17*
エチオピア	3,555	3.3	121,886	62,889	200,000			..	1.3	..	..	*33*	*16*
ガンビア	0	..	10,118	1,973	..			..	*0.7*	..	..	*33*	*17*
グルジア	648	7.1	870	15,020	300,000			29.3	5.6	..	..	*29*	15
ガーナ	0	1.8	13,658	14,893	..			1.9	0.7	..	..	*36*	*18*
グアテマラ	0	46.0	131	5,768	..			3.6	0.4	41	2,216	33	16
ギニア	1,174	..	15,325	10,920	*19,000*			..	..	35	1,103	*33*	*17*
ギニアビサウ	0	..	7,898	1,109	..	UNIOGBIS		..	..	..	..	*35*	17
ガイアナ	0	20.7		727	..			..	..	..	..	*34*	*18*
ハイチ	244	18.6	3	24,116	*6,000*	MINUSTAH	11,797	..	0.0	..	..	*36*	*18*
ホンジュラス	0	58.0	19	1,166	..			3.8	0.8	31	435	*37*	*19*
インド	31,599	2.8	185,323	19,514	500,000			16.3	2.8	365	63,679	*35*	18
インドネシア	1,940	1.1	798	18,213	150,000			..	0.9	232	182,209	*34*	*18*
イラク	124,002	..	35,218	1,785,212	2,842,000	UNAMI	233	..	6.3	..	..	*37*	*19*
ヨルダン	0	1.8	450,756	2,129	160,000			16.1	6.1	..	..	*36*	*19*
ケニア	0	4.8	358,928	9,620	400,000			8.9	1.8	85	2,075	*37*	*19*
キリバス	0	5.2	..	33	..			..	..	..	..	*36*	*18*
北朝鮮	0	..	..	..	*30,000*			..	..	..	..	31	16
コソボ	0	..	423	..	..	UNMIK	16	..	..	..	..	*37*	*19*
キリギス	0	7.8	..	2,612	..			21.4	*3.6*	16	323	*38*	*19*
ラオス	0	..	..	8,398	..			*3.7*	*0.4*	..	..	*35*	*18*
レソト	0	34.8	..	10	..			3.1	2.6	..	..	40	19
リベリア	2,487	1.3	6,952	71,599	6,000	UNMIL	9,369	..	0.8	10	103	*33*	*16*
マダガスカル	0	..	..	274	..			*9.9*	*1.1*	..	..	*34*	*17*
マラウイ	0	..	5,443	130	..			..	*1.2*	38	2,390	*35*	*17*
モルディブ	0	1.1	..	16	..			..	..	..	..	48	30
マリ	97	..	13,538	2,926	..			14.4	2.0	..	..	*32*	*16*
マーシャル諸島	0	..	..	..	..			..	..	..	..	*36*	*18*
モーリタニア	0	..	26,795	39,143	..			..	3.8	..	..	*35*	*17*
ミクロネシア連邦	0	..	1	..	..			..	..	..	..	36	18
モルドバ	0	7.7	141	5,925	..			1.9	0.5	..	..	*35*	*18*
モンゴル	0	11.9	11	1,495	..			*5.8*	*1.4*	..	..	*39*	*20*
モロッコ	0	0.5	73	2,286	..			11.0	3.4	52	1,545	*36*	*18*
モザンビーク	0	..	3,547	136	..			..	0.9	50	2,017	*33*	*17*
ミャンマー	2,833	0.2	..	406,669	503,000			..	..	17	138,968	*37*	*19*

			難民数			平和構築・平和維持		軍事支出				若年人口	
	戦死者数	故意の殺人人口 10 万人当たり	避難先国別	発生国別	国内避難民数	作戦名[a]	軍隊・警察・軍事監視団（人数）	対中央政府支出比（%）	対 GDP 比（%）	自然災害数	自然災害による死者数	15-34 歳人口の対総人口比（%）	15-34 歳男子人口の対総人口比（%）
	(2000-08)	(2000-09)	(2009)	(2009)	(2008)	(2010)	(2009)	(2009)	(2009)	(2000-08)[b]	(2000-08)	(2009 年)	(2009 年)
ネパール	11,520	1.8	108,461	5,108	50,000	UNMIN	72	*12.8*	1.6	51	3,120	*36*	*17*
ニカラグア	0	13.0	120	1,478	..			..	0.7	20	335	*39*	*20*
ニジェール	128	..	325	822	..			*10.6*	..	..	..	33	17
ナイジェリア	124	1.3	9,127	15,609	100,000			..	0.9	..	..	*35*	*18*
パキスタン	11,107	7.3	1,740,711	35,132	50,000			*21.8*	2.9	123	78,582	*36*	*19*
パプアニューギニア	0	8.8	9,703	70	..			..	0.5	25	397	*35*	*18*
パラグアイ	0	12.3	89	77	..			5.0	0.8	..	..	*36*	*18*
フィリピン	5,433	3.8	95	993	314,000			4.9	0.8	163	10,331	*36*	*18*
ルワンダ	3,800	1.5	54,016	129,109	..			..	1.5	..	..	*36*	*18*
サモア	0	..	..	..	..			..	..	..	..	*33*	*17*
サントメ・プリンシペ	0	..	..	33	..			..	..	..	..	*34*	*17*
セネガル	184	3.0	22,151	16,305	10,000			..	*1.6*	..	..	*35*	*17*
シエラレオネ	212	2.4	9,051	15,417	*3,000*			..	*2.3*	..	..	*34*	*16*
ソロモン諸島	0	..	..	66	*4,000*			..	..	..	..	*37*	*19*
ソマリア	3,983	..	1,815	678,309	1,100,000			..	..	53	3,161	*32*	*16*
スリランカ	24,807	7.4	251	145,721	500,000			18.5	3.5	25	35,891	*33*	*17*
スーダン	12,363	..	186,292	368,195	6,000,000	UNMIS[e]	10,592	..	*4.2*	68	3,794	*36*	*18*
スワジランド	0	1.0	759	32	..			..	*2.1*	..	..	*38*	*20*
シリア	0	3.0	1,054,466	17,914	65,000			..	4.2	..	..	*38*	*19*
タジキスタン	0	2.3	2,679	562	..			..	..	31	180	*39*	*20*
タンザニア	0	1.0	118,731	1,204	..			..	1.0	67	1,466	*36*	*18*
タイ	2,067	7.9	105,297	502	..			8.3	1.8	79	9,929	*32*	*16*
東ティモール	0	..	1	7	30,000	UNMIT	1,518	..	11.8	..	..	*36*	*19*
トーゴ	0	..	8,531	18,378	1,000			13.0	*2.0*	..	..	*37*	*18*
トンガ	0	..	..	5	..			..	..	..	..	*40*	*21*
チュニジア	0	1.2	92	2,260	..			4.4	1.4	..	..	*38*	*19*
トルクメニスタン	0	2.9	60	743	..			..	..	..	..	*39*	*19*
ツバル	..	..	..	..	..			..	..	..	..	..	..
ウガンダ	5,432	8.7	127,345	7,554	869,000			17.1	2.2	75	1,817	*34*	*17*
ウクライナ	0	6.3	7,334	24,522	..			*7.2*	2.9	..	..	*30*	*15*
ウズベキスタン	247	2.5	555	6,669	3,000			..	..	..	..	*39*	*20*
バヌアツ	0	..	4	..	..			..	..	..	..	*38*	*20*
ベトナム	0	1.9	2,357	339,289	..			..	2.2	..	..	*38*	*19*
ヨルダン川西岸・ガザ	0	3.9	..	95,201[f]	100,000			..	..	..	..	*37*	*19*
イエメン	0	4.0	170,854	1,934	..			..	*4.4*	..	..	*37*	*19*
ザンビア	0	7.5	56,785	206	..			*5.7*	1.7	..	..	*38*	*19*
ジンバブエ	0	8.4	3,995	22,449	880,000			..	..	..	..	*35*	*15*
低所得国	..	..	..	..	..			..	1.5	..	..	..	..
低位中所得国	..	..	..	..	..			*16.1*	2.1	..	..	..	..

a. データは 2010 年 10 月現在．UNAMA: 国連アフガニスタン支援使節団，BINUB: 国連ブルンジ統合事務所，MINURCAT: 国連中央アフリカ・チャド使節団，MONUSCO: 国連コンゴ共和国安定化使節団，UNOCI: 国連コートジボワール活動使節団，UNIOGBIS: 国連ギニアビサウ統合平和構築事務所，MINUSTAH: 国連ハイチ安定化使節団，UNMOGIP: 国連インド・パキスタン軍事監視団，UNAMI: 国連イラク支援使節団，UNMIK: 国連コソボ暫定行政使節団，UNMIL: 国連リベリア使節団，UNMIN: 国連ネパール支援使節団，UNMIS: 国連スーダン使節団，UNMIT: 国連東ティモール統合使節団．b. 当該期間にわたる総計．c. 国連平和維持活動局が管理している政治使節団．d. チャドの平和維持部隊を含む．e. ダルフールにいるアフリカ連合・国連合同活動向けの合計 2 万 2,061 人の軍隊・警察・軍事監視団は含まない．f. 含まれる難民は国連難民高等弁務官事務所の任務に基づくもののみ．

テクニカル・ノート

表 A1 治安

戦死者数

2000-2008 年の内戦における戦死者総数に関する最善の推定値．複数の内戦があった諸国では，戦死者総数に関する最善の推定値はすべての紛争に伴うものが算入されている．出所：PRIO Battle Deaths Dataset Version 3.0．この情報源に最善の推定値が欠けている場合には，UCDP Battle Death dataset（v5）から最善の推定値が使われた．最善の推定値が PRIO 戦死者数データセット（v3）と UCDP 戦死者データセット（v5）の両方から入手不可能である場合，PRIO 戦死者データセット（v3）の最低と最高の推定値の加重平均を最善の推定値として採用した．

故意の殺人

これは 2000-2009 年でデータが入手可能な最新年における，人口 10 万人当たりの殺人率を示す．この比率は保健・刑事司法の両部門も含めて，殺人統計を収集しているあらゆる情報源からのデータを単一の数字に調整したものである．国連薬物犯罪事務所（UNODC）の犯罪動向調査（CTS）や世界保健機関（WHO）のデータを殺人統計にかかわる 2 つの主要な出所として使ったが，カバレッジに優れている UNODC の CTS が選好されている．他の刑事司法 / 警察ベースの出所や保健ベースの出所とデータの 2 つの主要な出所との相関度をみるために回帰分析を行った．他の出所との相関度が高かった場合，それを使ってデータの主要な出所で欠如している観察値を導出した．ギャップが埋まると，両データの出所は新しいか回帰分析に基づく一連の殺人率に総合され，後に各国出所の統計で補完された．出所：UNODC-CTS; Eurostat (Health and Criminal Justice); Archer and Gartner Comparative Crime Data (1978); World Health Organization (WHO) and United Nations Children's Fund (UNICEF); Pan American Health Organization; TransMONEE Database; 各国出所.

避難先国別難民数

2009 年末現在で当該国が受け入れている難民数を示す．出所：国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）.

発生国別難民数

当該国から発生している難民数を示す．出所：UNHCR.

国内避難民数

2008 年末現在でみて当該国で国内的に退去させられている人々の数を示す．出所：U. S. Committee for Refugees and Immigrants.

国連平和維持活動使節団ないし政治使節団

2010 年 10 月現在で存在していた国連平和維持活動使節団ないし政治使節団の名称．出所：国連.

国連の人員

2010 年 10 月現在でみた国連の軍隊，文民警察，軍事監視団の人数．出所：国連.

軍事支出の対中央政府支出比

軍事支出が年間の中央政府支出に占める割合．ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）の軍事支出データは北大西洋条約機構（NATO）の定義に基づくもので，平和維持部隊を含め武装部隊，防衛省・防衛プロジェクトに従事しているその他政府機関，準軍事部隊（軍事作戦のために訓練・装備されていると判断される場合），軍事宇宙活動などにかかわる経常および資本支出を含む．同支出には軍人・文民向け費用（軍人退職年金や要員向けの社会的サービスを含む），作戦・修繕維持，公共調達，軍事研究開発，軍事援助（ドナー国の軍事支出）が含まれている．除外されているのは，民間防衛，かつての軍事活動に対する現在の支出（退役軍人の付加給付，武器の動員解除・転換・破壊など）である．しかし，この定義はすべての諸国に適用可能というわけではない．というのは，軍事予算や予算外の軍事支出項目に何が含まれているかついて，入手可能なものよりずっと詳細な情報が必要になるからである（例えば，軍事予算が民間防衛，予備隊，補助部隊，警察・準軍事部隊，憲兵・文民警察など二重目的の部隊，現物による軍事補助金，軍事要員の年金，政府のある部門が他部門のために支払っている社会保険料などが，軍事予算に含まれているか否か）．出所：Stockholm International Peace Research Institute (SIPRI), Yearbook: Armaments, Disarmament and International Security（注：一部諸国のデータは部分的ないし不確実なデータ，あるいは大雑把な推定に基づいている）.

軍事支出の対 GDP 比

軍事支出の GDP に対する比率．SIPRI の軍事支出は NATO の定義に基づき，平和維持部隊を含め武装部隊，防衛省・防衛プロジェクトに従事しているその他政府機関，準軍事部隊（軍事作戦のために訓練・装備されていると判断される場合），軍事宇宙活動などにかかわる経常および資本支出を含む．同支出には軍人・文民向け費用（軍人退職年金や要員向けの社会的サービスを含む），作戦・修繕維持，公共調達，軍事研究開発，軍事援助（ドナー国の軍事支出）が含まれている．除外されているのは，民間防衛，かつての軍事活動に対する現在の支出（退役軍人の付加給付，武器の動員解除・転換・破壊など）である．しかし，この定義はすべての諸国に適用可能というわけではない．というのは，軍事予算や予算外の軍事支出項目に何が含まれているかついて，入手可能なものよりずっと詳細な情報が必要になるからである（例えば，軍事予算が民間防衛，予備隊，補助部隊，警察・準軍事部隊，憲兵・文民警察など二重目的の部隊，現物による軍事補助金，軍事要員の年金，政府のある部門が他部門のために支払っている社会保険料などが，軍事予算に含まれているか否か）．出所：Stockholm International Peace Research Institute (SIPRI), Yearbook: Armaments, Disarmament and International Security（注：一部諸国のデータは部分的ないし不確実なデータ，あるいは大雑把な推定に基づいている）．

自然災害数

当該国の 2000-2008 年における自然災害の件数の総計．これには生物学的・水文学的・気象学的・技術的・気候学的・地球物理学的な災害が含まれる．出所：災害疫学研究センター（CRED）．

自然災害による死者数

当該国の 2000-2009 年におけるすべての自然災害による死者総数．これには生物学的・水文学的・気象学的・技術的・気候学的・地球物理学的な災害が含まれる．出所：CRED.

若年（15-34 歳）人口の対総人口比

若年（15-34 歳）人口が総人口（男女合計）に占める割合．出所：United States Census International Database のデータに基づく試算.

若年（15-34 歳）男子人口の対総人口比

若年（15-34 歳）男子人口が総人口に占める割合．出 所：United States Census International Database のデータに基づく試算.

人権（肉体的）尊厳インデックス

この指標は当該国における人権侵害の程度を測定している．拷問，政治的動機による行方不明，法手続きを踏んでいない殺人，政治的動機による監禁といった 4 つの下位部分で構成される合成指標である．指数は 0（政府はこのような権利をまったく尊重していない）から 8（政府はこのような権利を十分尊重している）までの値をとる．出所：CIRI (Cingranelli-Richards) Human Rights Data Project, University of Birmingham, New York.

各リーダーが政権の座にいた年数．以下に基づき 試 算．Archigos Dataset of Political Leaders (H. E. Goemans, Kristian Skrede Gleditsch, and Giacomo Ghiozza) and the Central Intelligence Agency World Factbook.

主要開発指標

本年度版の主要世界開発指標では比較可能な社会経済データを示す 6 つの表によって，130 カ国以上にかかわる開発データを示した．データは可能な限り最新年のものであるが，前年分を示した指標もなかにはある．データが乏しい，あるいは人口が 300 万人未満の 78 カ国については，基礎データだけを追加表に示した．

ここに示した指標は *World Development Indicators 2010* に掲載されている 800 以上の指標から選択したものである．毎年刊行されている World Development Indicators（WDI）は開発プロセスを包括的にみるためのものである．WDI の 6 つのセクションでは，ミレニアム開発目標（MDG）の進捗状況と人的資本の開発，環境の持続可能性，マクロ経済パフォーマンス，民間部門の開発と投資環境，および開発の外部環境に影響するグローバルな結び付きなど，さまざまな要因の役割が検討されている．

これとは別に公表されているデータベースでは，237 の国や地域に関して 900 以上の時系列指標にアクセス可能である．このデータベースはオープン・データのウェブサイト（http://data.worldbank.org）で入手可能である．

データの出典と方法

ここに示した社会経済データや環境データは，世界銀行が収集した一次データ，加盟国の統計出版物，研究機関，国連とその専門機関，IMF，および OECD などの国際機関に依拠している（完璧なリストに関しては表の後のテクニカル・ノートのなかの出典を参照）．各国や国際機関の統計のほとんどは，対象，定義，分類に関して国際基準を適用しているものの，基礎データの収集と編集に割くことができる能力と資源には相違があるため，適時性や信頼性にはどうしても格差ができる．テーマによっては，より信頼できるデータを掲載するために，世界銀行スタッフが出典の異なる競合するデータを吟味する必要がある．しかし，利用可能なデータが水準や傾向について，信頼できる測定値とするには根拠薄弱な場合，あるいは国際基準への準拠が不十分な場合には，データを掲載しなかった．

掲載データは WDI 2010 にほぼ一致している．しかし，新しいデータが入手できた場合には，データは修正ないし更新されている．時系列の修正や方法の変更が理由で，相違が生じていることもある．したがって，世界銀行の刊行物でも版が違えば，データそのものの年代が異なる．異なる刊行物，あるいは同一刊行物の版が異なるものから，時系列データを取り出すことは避けていただきたい．一貫性のある時系列データは，オープン・データのウェブサイト（http://data.worldbank.org）で入手可能である．

特記がない限り，すべてのドル表示は現在の米ドルによる．各国通貨の数値を換算する際に使用した各種方法については，表の後のテクニカル・ノートで説明している．

世界銀行の主要業務は低および中所得国に対して融資や政策助言を提供することにあるため，表が対象としている問題は主としてこのような諸国に焦点を当てている．高所得国に関する情報も，それが入手可能なときには比較のために掲載している．これら高所得国に関してさらに詳しい情報を知りたい方は，各国の統計刊行物，および OECD や EU の出版物を参照していただきたい．

国の分類と総括値

各表の末尾にある総括値には，上部に掲載されている諸国が 1 人当たり所得や地域ごとに分類されて含まれている．2009 年の 1 人当たり国民総所得（GNI）に基づいて，995 ドル以下が低所得国，996-12,195 ドルが中所得国，12,196 ドル以上が高所得国という分類がなされている．1 人当たり GNI が 3,945 ドルの水準で，さらに低位中所得国と高位中所得国の区別がなされている．1 人当たり所得に基づく国の分類は毎年行われているので，各所得グループに含まれる国の構成も毎年変化している可能性がある．このような分類の変更が最新の推計値に基づいて行われた場合には，新しい所得分類に基づく集計値は過去に遡及して再計算してあるので，時系列データの一貫性は確保されている．本報告書の各グループに含まれる諸国（人口 300 万人未満の諸国を含む）のリストについては，315 ページの分類表を参照されたい．

総括値は各グループごとの合計値（データがない場合や報告されていない諸国に関する推定値が含まれていれば t，入手データの単純合計ならば s で区別），加重平均値（w），あるいは中央値（m）のいずれかである．主要表から除外されている諸国（表 6 に掲載されている諸国）のデータも，入手可能であればそのデータが，あるいは入手可能な諸国と同じ傾向をたどるという前提に立った推定値が含まれている．そうすれば，各期間について対象国の範囲が標準化され，より一貫性のある集計値が得られる．ただし，欠けている情報

が集計値全体の 3 分の 1 以上を占めている場合には，グループの総括値は入手不能と表示されている．集計方法の詳細については，テクニカル・ノートのなかの統計手法で説明している．集計値を算出するために用いられたウェイトは，各表の脚注に示されている．

用語と対象国

国という用語は政治的な独立性を示唆するものではなく，当局が社会ないし経済について個別の統計を作成している領域をいう．掲載されたデータは 2009 年現在で成立している経済圏に関するものであり，過去のデータについても現在の政治的な取り決めを反映するよう修正されている．すべての表について，例外があれば注記されている．特記がない限り，中国のデータには香港（中国），マカオ（中国），および台湾（中国）は含まれていない．インドネシアのデータには特記がない限り，1999 年までは東ティモールが含まれている．モンテネグロは 2006 年 6 月 3 日にセルビア・モンテンネグロからの独立を宣言している．入手可能なものについては，各国別々のデータが掲載されている．しかし，セルビアにかかわる一部の指標は 2005 年までは引き続きモンテネグロの分を含んでいる．そのようなデータには脚注を付けてある．さらに，1999 年以降のデータは，ほとんどの指標についてセルビアのなかにあるコソボを除外してある．これは 1999 年の国連安全保障理事会決議 1244 号に基づいて，コソボが国際管理下に置かれたためである．これについて例外があれば注記されている．なお，コソボは 2009 年 6 月 29 日に世界銀行の加盟国となり，そのデータは入手可能な限り表のなかで示されている．

テクニカルノート

データの質や各国間比較にはしばしば問題があるため，なるべくテクニカル・ノート，地域・所得による国の分類，および各表の脚注を参考にされたい．さらに詳しい説明については，WDI 2010 を参照されたい．

記号

.. データが入手不可能であること，あるいは当該年のデータが欠けているため合計が算出できないことを意味する．
0 または 0.0 はゼロまたは表示単位の半分未満であることを意味する．
/ 2003/04 年におけるように，通常は 12 カ月間に及ぶ時期が 2 つの暦年にまたがっていることを意味し，収穫年度，調査年度，あるいは財政年度などをさす．
$ （ドル）は特記のない限り現行の米ドルを意味する．
＞「超（より大きい）」を意味する．
＜「未満（より小さい）」を意味する．

WDI 2010 には詳しい情報が掲載されており，この購入については，オンライン，電話，またはファックスで下記に照会されたい．

さらに詳しい情報およびオンライン購入について：
http://data.worldbank.org/data-catalog/world-development-indicators.

電話による購入について：
1-800-645-7247

ファックスによる購入について：
1-703-661-1501

郵便による購入について：
The World Bank, P.O. Box 960, Herndon, VA 20172-0960, U.S.A.

地域・所得による国の分類（2011 年度）

東アジア・太平洋

米領サモア	UMC
カンボジア	LIC
中国	LMC
フィジー	UMC
インドネシア	LMC
キリバス	LMC
北朝鮮	LIC
ラオス	LIC
マレーシア	UMC
マーシャル諸島	LMC
ミクロネシア連邦	LMC
モンゴル	LMC
ミャンマー	LIC
パラオ	UMC
パプアニューギニア	LMC
フィリピン	LMC
サモア	LMC
ソロモン諸島	LIC
タイ	LMC
東ティモール	LMC
トンガ	LMC
ツバル	LMC
バヌアツ	LMC
ベトナム	LMC

ヨーロッパ・中央アジア

アルバニア	UMC
アルメニア	LMC
アゼルバイジャン	UMC
ベラルーシ	UMC
ボスニア・ヘルツェゴビナ	UMC
ブルガリア	UMC
グルジア	LMC
カザフスタン	UMC
コソボ	LMC
キリギス共和国	LIC
リトアニア	UMC
マケドニア	UMC
モルドバ	LMC
モンテネグロ	UMC
ルーマニア	UMC
ロシア連邦	UMC
セルビア	UMC
タジキスタン	LIC
トルコ	UMC
トルクメニスタン	LMC
ウクライナ	LMC
ウズベキスタン	LMC

ラテンアメリカ・カリブ

アンティグア・バーブーダ	UMC
アルゼンチン	UMC
ベリーズ	LMC
ボリビア	LMC
ブラジル	UMC
チリ	UMC
コロンビア	UMC
コスタリカ	UMC
キューバ	UMC
ドミニカ	UMC
ドミニカ共和国	UMC
エクアドル	LMC
エルサルバドル	LMC
グレナダ	UMC
グアテマラ	LMC
ガイアナ	LMC
ハイチ	LIC
ホンジュラス	LMC
ジャマイカ	UMC
メキシコ	UMC
ニカラグア	LMC
パナマ	UMC
パラグアイ	LMC
ペルー	UMC
セントクリストファー・ネイビス	UMC
セントルシア	UMC
セントビンセント・グレナディーン諸島	UMC
スリナム	UMC
ウルグアイ	UMC
ベネズエラ・ボリバル共和国	UMC

中東アフリカ・北アフリカ

アルジェリア	UMC
ジブチ	LMC
エジプト	LMC
イラン	UMC
イラク	LMC
ヨルダン	LMC
レバノン	LMC
リビア	UMC
モロッコ	LMC
シリア	LMC
チュニジア	LMC
ヨルダン川西岸・ガザ	LMC
イエメン	LMC

南アジア

アフガニスタン	LIC
バングラデシュ	LIC
ブータン	LMC
インド	LMC
モルディブ	LMC
ネパール	LIC
パキスタン	LMC
スリランカ	LMC

サハラ以南アフリカ

アンゴラ	LMC
ベニン	LIC
ボツワナ	UMC
ブルキナファソ	LIC
ブルンジ	LIC
カメルーン	LMC
カーボベルデ	LMC
中央アフリカ共和国	LIC
チャド	LIC
コモロ	LIC
コンゴ民主共和国	LIC
コンゴ共和国	LMC
コートジボワール	LMC
エリトリア	LIC
エチオピア	LIC
ガボン	UMC
ガンビア	LIC
ガーナ	LIC
ギニア	LIC
ギニアビサウ	LIC
ケニア	LIC
レソト	LMC
リベリア	LIC
マダガスカル	LIC
マラウイ	LIC
マリ	LIC
モーリタニア	LIC
モーリシャス	UMC
マヨット	UMC
モザンビーク	LIC
ナミビア	UMC
ニジェール	LIC
ナイジェリア	LMC
ルワンダ	LIC
サントメ・プリンシペ	LMC
セネガル	LMC
セーシェル	UMC
シエラレオネ	LIC
ソマリア	LIC
南アフリカ	UMC
スーダン	LMC
スワジランド	LMC
タンザニア	LIC
トーゴ	LIC
ウガンダ	LIC
ザンビア	LIC
ジンバブエ	LIC

高所得 OECD

オーストラリア
オーストリア
ベルギー
カナダ
チェコ共和国
デンマーク
フィンランド
フランス
ドイツ
ギリシャ
ハンガリー
アイスランド
アイルランド
イタリア
日本
大韓民国
ルクセンブルク
オランダ
ニュージーランド
ノルウェー
ポルトガル
スロバキア共和国
スペイン
スウェーデン
スイス
イギリス
アメリカ

その他高所得

アンドラ
アンティグア・バーブーダ
アルバ
バハマ
バーレーン
バルバドス
バミューダ
ブルネイ
ケイマン諸島
チャンネル諸島
クロアチア
キプロス
赤道ギアナ
エストニア
フェロー諸島
仏領ポリネシア
グリーンランド
グアム
香港（中国）
マン島
イスラエル
クウェート
リヒテンシュタイン
マカオ（中国）
マルタ
モナコ
オランダ領アンティル
ニューカレドニア
北マリアナ諸島
オマーン
プエルトリコ
カタール
サンマリノ
サウジアラビア
シンガポール
スロベニア
台湾（中国）
トリニダード・トバゴ
アラブ首長国連邦
ヴァージン諸島（米領）

出所：World Bank データ.

本表は世界銀行の全加盟国 / 地域と人口が 3 万人を超える非加盟国 / 地域を分類したものである．各国 / 地域は世界銀行アトラス方式を用いて算出された 2009 年の 1 人当たり GNI に基づき，次の各所得グループに分類されている．すなわち，995 ドル以下は低所得国（LIC），996-3,945 ドルは低位中所得国（LMC），3,946-12,195 ドルは上位中所得国（UMC），12,196 ドル以上は高所得国とされている．

表 1 主要開発指標

	人口			人口の年齢別構成 0-14 歳の割合（%） 2009 年	国民総所得（GNI）[a]		PPP 表示の国民総所得（GNI）[b]		1 人当たり国民総生産（GDP）（増加率 %） 2008 - 09 年	出生時余命		成人識字率（対 15 歳以上人口比 %） 2008 年
	（100 万人） 2009 年	（平均増加率 %） 2000 - 09 年	（km² 当たり人口密度） 2009 年		（10 億ドル） 2009 年	（1 人当たりドル） 2009 年	（10 億ドル） 2009 年	（1 人当たりドル） 2008 年		男（年数） 2008 年	女（年数） 2008 年	
アフガニスタン	30	2.6	44	46	*10.6*	*370*	*32.1*[c]	*1,110*[c]	*−0.4*	44	44	..
アルバニア	3	0.3	115	24	12.5	3,950	25.8	8,170	1.8	74	80	99
アルジェリア	35	1.5	14	27	154.2	4,420	283.6[c]	8,130[c]	0.6	71	74	*73*
アンゴラ	18	2.9	14	45	64.5	3,490	91.9	4,970	−2.3	45	49	70
アルゼンチン	40	1.0	15	25	304.7	7,570	568.8	14,120	−0.1	72	79	98
アメリカ	3	0.0	109	20	9.5	3,100	16.7	5,420	−14.6	70	77	100
オーストラリア	22	1.5	3	19	957.5	43,770	835.7	38,210	−0.8	79	84	..
オーストリア	8	0.5	101	15	391.8	46,850	322.5	38,550	−3.8	78	83	..
アゼルバイジャン	9	1.0	105	24	42.5	4,840	79.3	9,030	8.0	68	73	*100*
バングラデシュ	162	1.6	1,229	31	95.4	590	256.2	1,580	4.4	65	67	55
ベラルーシ	10	−0.4	48	15	53.5	5,540	119.6	12,380	0.4	65	77	100
ベルギー	11	0.6	354	17	488.8	45,310	394.0	36,520	−3.7	77	83	..
ベナン	9	3.3	78	43	6.7	750	13.5	1,510	0.6	60	63	41
ボリビア	10	1.9	9	36	16.0	1,620	42.0	4,260	1.6	64	68	*91*
ボスニア・ヘルツェゴビナ	4	0.2	74	15	17.7	4,700	32.9	8,740	−3.2	73	78	98
ブラジル	194	1.2	23	26	1,557.2	8,040	1,988.1	10,260	−1.1	69	76	*90*
ブルガリア	8	−0.7	70	13	43.7	5,770	93.2	12,290	−4.6	70	77	98
ブルキナファソ	16	3.3	56	46	8.0	510	18.4	1,170	0.1	52	54	*29*
ブルンジ	8	2.8	314	38	1.2	150	3.3	390	0.6	49	52	66
カンボジア	15	1.7	82	33	9.7	650	27.4	1,850	−3.7	59	63	78
カメルーン	20	2.3	40	41	22.8	1,170	43.0	2,200	0.1	51	52	76
カナダ	34	1.0	4	17	1,423.0	42,170	1,268.2	37,590	−3.7	79	83	..
中央アフリカ共和国	4	1.8	7	41	2.0	450	3.3	750	0.5	45	49	55
チャド	11	3.2	9	46	6.9	610	13.8	1,230	−1.1	47	50	33
チリ	17	1.1	23	23	159.9	9,420	227.9	13,430	−2.5	76	82	99
中国	1,331	0.6	142	20	4,778.3	3,590	9,018.8	6,770	8.5	71	75	94
香港（中国）	7	0.6	6,696	12	*219.2*	*31,420*	*307.5*	*44,070*	*1.6*	79	86	..
コロンビア	46	1.5	41	29	225.2	4,930	388.1	8,500	−0.9	69	77	93
コンゴ民主共和国	66	2.9	28	47	10.7	160	19.6	300	0.0	46	49	*67*
コンゴ共和国	4	2.1	11	40	6.7	1,830	10.8	2,940	5.6	53	55	..
コスタリカ	5	1.7	89	26	28.5	6,230	50.1[c]	10,940[c]	−2.8	77	81	96
コートジボワール	21	2.2	65	41	22.4	1,060	34.5	1,640	1.4	56	59	55
クロアチア	4	0.0	82	15	61.2	13,810	84.9	19,170	−5.8	72	80	99
チェコ共和国	10	0.2	135	14	181.5	17,310	247.7	23,610	−4.8	74	81	..
デンマーク	6	0.4	129	18	325.8	58,930	208.5	37,720	−5.5	77	81	..
ドミニカ共和国	10	1.5	206	31	45.5	4,510	81.8[c]	8,100[c]	2.0	70	75	*88*
エクアドル	14	1.1	49	31	53.4	3,920	109.5	8,040	−0.7	72	78	*84*
エジプト・アラブ共和国	83	1.9	82	32	172.0	2,070	471.9	5,690	2.8	68	72	*66*
エルサルバドル	6	0.4	296	32	20.8	3,370	39.2[c]	6,360[c]	−3.0	67	76	84
エリトリア	5	3.6	49	42	*1.5*	*300*	*3.1*[c]	*640*[c]	*−1.0*	57	62	65
エチオピア	83	2.6	81	44	27.0	330	77.4	930	5.9	54	57	36
フィンランド	5	0.3	17	17	243.9	45,680	183.8	34,430	−8.2	76	83	..
フランス	63[d]	0.7[d]	114[d]	18	2,754.6	42,680	2,192.9	33,980	−3.2	78	85	..
グルジア	4	−1.2	62	17	11.1[e]	2,530[e]	20.6[e]	4,700[e]	−4.1[e]	68	75	100
ドイツ	82	0.0	235	14	3,484.7	42,560	3,026.7	36,960	−4.7	78	83	..
ガーナ	24	2.2	103	38	16.6	700	35.3	1,480	1.4	56	58	66
ギリシャ	11	0.4	87	14	323.1	28,630	320.8	28,440	−2.4	78	82	97
グアテマラ	14	2.5	128	42	36.8	2,620	64.4[c]	4,590[c]	−2.1	67	74	74
ギニア	10	2.0	40	43	3.8	370	9.5	940	−2.6	56	60	38
ハイチ	10	1.7	358	36	..	..[f]	..	..	1.3	59	63	..
ホンジュラス	7	2.0	65	37	13.6	1,820	27.9[c]	3,730[c]	−3.9	70	75	*84*
ハンガリー	10	−0.2	112	15	130.1	12,980	186.1	18,570	−6.2	70	78	99
インド	1,155	1.4	383	31	1,368.7	1,180	3,768.1	3,260	6.2	62	65	*63*
インドネシア	230	1.3	125	27	513.4	2,230	933.2	4,060	3.4	69	73	*92*
イラン・イスラム共和国	73	1.5	44	24	330.6	4,530	837.7	11,490	0.5	70	73	*82*
イラク	31	2.5	70	41	69.7	2,210	105.1	3,340	1.6	64	72	78
アイルランド	4	1.7	64	21	197.2	44,310	148.1	33,280	−6.5	78	82	..
イスラエル	7	1.9	338	28	191.6	25,740	201.2	27,040	−1.1	79	83	..
イタリア	60	0.6	203	14	2,112.5	35,080	1,886.6	31,330	−5.7	79	85	99
日本	128	0.1	350	13	4,830.3	37,870	4,245.7	33,280	−5.1	79	86	..
ヨルダン	6	2.4	66	34	22.3	3,740	34.8	5,840	0.4	71	75	*92*
カザフスタン	16	0.7	6	24	107.1	6,740	163.2	10,270	−0.2	61	72	100
ケニア	40	2.6	68	43	30.7	770	62.7	1,570	−0.5	54	55	87
大韓民国	49	0.4	502	17	966.6	19,830	1,331.4	27,310	−0.1	77	83	..
キルギス共和国	5	0.9	28	29	4.6	870	11.7	2,200	1.5	63	72	99
ラオス人民民主共和国	6	1.7	27	38	5.6	880	13.9	2,210	4.5	64	66	*73*
レバノン	4	1.3	410	25	33.6	7,970	55.9	13,230	7.2	70	74	*90*
リベリア	4	3.7	39	43	0.6	160	1.2	290	0.3	57	60	58
リビア	6	2.0	4	30	77.2	12,020	105.5[c]	16,430[c]	0.1	72	77	88
リトアニア	3	−0.5	54	15	38.1	11,410	55.9	16,740	−14.6	66	78	100
マダガスカル	20	2.8	33	43	*7.9*	*420*	*20.1*	*1,050*	−2.2	59	62	71
マラウイ	15	2.8	158	46	4.2	280	11.6	760	4.8	52	54	73
マレーシア	27	1.8	82	29	198.7	7,230	371.8	13,530	−3.3	72	77	92
マリ	13	2.4	10	44	8.9	680	15.4	1,190	1.9	48	49	*26*
モーリタニア	3	2.6	3	39	3.2	960	6.5	1,960	−3.4	55	59	57
メキシコ	107	1.0	55	28	958.8	8,920	1,515.5	14,110	−7.5	73	78	93

	人口				国民総所得（GNI）[a]		PPP 表示の国民総所得（GNI）[b]			出生時余命		
	（100 万人）2009 年	（平均増加率 %）2000 - 09 年	（km² 当たり人口密度）2009 年	人口の年齢別構成 0-14 歳の割合（%）2009 年	（10 億ドル）2009 年	（1 人当たりドル）2009 年	（10 億ドル）2009 年	（1 人当たりドル）2008 年	1 人当たり国民総生産（GDP）（増加率 %）2008 - 09 年	男（年数）2008 年	女（年数）2008 年	成人識字率（対 15 歳以上人口比 %）2008 年
モルドバ	4	–1.4	110	17	5.7g	1,590g	10.9g	3,060g	–6.4g	65	72	98
モロッコ	32	1.2	71	28	90.7h	2,790h	144.8h	4,450h	3.7h	69	74	56
モザンビーク	23	2.5	28	44	10.0	440	20.1	880	3.9	47	49	54
ミャンマー	50	0.8	76	27	..	..f	..	..	11.8	59	64	92
ネパール	29	2.0	201	37	13.0	440	34.7	1,180	2.8	66	67	58
オランダ	17	0.4	487	18	815.8	49,350	669.6	40,510	–4.5	78	82	..
ニュージーランド	4	1.2	16	20	*114.5*	*26,830*	*112.8*	*26,430*	–1.6	78	82	..
ニカラグア	6	1.3	47	35	5.8	1,000	14.1c	2,450c	–2.3	70	76	*78*
ニジェール	15	3.6	12	50	5.2	340	10.1	660	–2.9	51	52	*29*
ナイジェリア	155	2.4	166	43	175.8	1,140	305.7	1,980	0.6	47	48	60
ノルウェー	5	0.8	16	19	417.3	86,440	270.6	56,050	–2.8	78	83	..
パキスタン	170	2.3	215	37	172.9	1,020	459.4	2,710	1.5	66	67	54
パナマ	3	1.7	46	29	23.2	6,710	43.3c	12,530c	0.8	73	78	94
パプアニューギニア	7	2.5	15	40	7.9	1,180	15.3c	2,270c	2.1	59	63	60
パラグアイ	6	1.9	16	34	14.4	2,270	28.1	4,430	–5.5	70	74	*95*
ペルー	29	1.3	23	30	120.9	4,150	237.5	8,140	–0.2	71	76	*90*
フィリピン	92	1.9	303	34	164.5	1,790	326.1	3,540	–0.9	70	74	94
ポーランド	38	–0.1	125	15	467.5	12,260	703.5	18,440	1.6	71	80	100
ポルトガル	11	0.4	116	15	222.6	20,940	243.1	22,870	–2.8	76	82	95
ルーマニア	21	–0.5	94	15	178.9	8,330	310.6	14,460	–8.4	70	77	98
ロシア	142	–0.3	9	15	1,329.7	9,370	2,609.0	18,390	–7.8	62	74	100
ルワンダ	10	2.5	394	42	4.6	460	10.6	1,060	2.4	48	52	70
サウジアラビア	25	2.3	12	32	*439.0*	*17,700*	*595.4*	*24,000*	–2.2	71	75	86
セネガル	13	2.6	63	44	12.9	1,030	22.4	1,790	–1.1	54	57	*42*
セルビア	7	–0.3	83	18	43.8	5,990	83.6	11,420	–2.5	71	76	..
シエラレオネ	6	3.3	78	43	1.9	340	4.5	790	1.5	46	49	40
シンガポール	5	2.4	6,943	16	185.7	37,220	248.6	49,850	–4.2	78	83	95
スロバキア共和国	5	0.1	112	15	87.4	16,130	117.1	21,600	–6.4	71	79	..
ソマリア	9	2.3	14	45	..	..f	..	..	..	48	51	..
南アフリカ	49	1.3	40	31	284.5	5,770	496.4	10,060	–2.8	50	53	89
スペイン	46	1.5	91	15	1,464.7	31,870	1,453.6	31,630	–4.5	78	84	98
スリランカ	20	0.9	312	24	40.4	1,990	95.9	4,720	2.8	70	78	91
スーダン	42	2.1	17	39	51.6	1,220	84.6	2,000	1.7	57	60	69
スウェーデン	9	0.5	22	17	455.2	48,930	358.7	38,560	–5.7	79	83	..
スイス	8	0.8	191	15	*431.1*	*56,370*	*319.9*	*41,830*	*0.5*	80	85	..
シリア・アラブ共和国	21	2.7	112	35	50.9	2,410	97.5	4,620	1.5	72	76	84
タジキスタン	7	1.3	49	37	4.8	700	13.5	1,950	1.7	64	69	100
タンザニア	44	2.8	48	45	21.3i	500i	57.5i	1,350i	2.5i	55	56	73
タイ	68	0.9	132	22	254.7	3,760	518.0	7,640	–2.8	66	72	*94*
トーゴ	7	2.6	119	40	2.9	440	5.6	850	0.0	61	64	65
チュニジア	10	1.0	66	23	38.8	3,720	81.5	7,820	2.1	72	76	78
トルコ	75	1.3	96	27	653.1	8,730	1,027.3	13,730	–5.9	70	74	*89*
トルクメニスタン	5	1.4	11	29	17.5	3,420	35.7c	6,990c	6.6	61	69	100
ウガンダ	33	3.2	161	49	15.0	460	39.0	1,190	3.6	52	53	75
ウクライナ	46	–0.7	80	14	128.8	2,800	284.8	6,190	–14.6	63	74	100
アラブ首長国連邦	5	3.9	54	19	..	..j	..	..	–3.2	77	79	*90*
イギリス	62	0.5	254	17	2,567.5	41,520	2,310.5	37,360	–5.6	78	82	..
アメリカ	307	0.9	33	20	14,502.6	47,240	14,345.3	46,730	–3.3	76	81	..
ウルグアイ	3	0.1	19	23	31.3	9,360	43.2	12,910	2.5	72	80	98
ウズベキスタン	28	1.3	64	29	30.5	1,100	80.2c	2,890c	6.3	65	71	99
ベネズエラ	28	1.7	32	30	288.1	10,150	351.1	12,370	–4.8	71	77	*95*
ベトナム	87	1.3	278	26	88.0	1,010	249.1	2,850	4.2	72	76	93
ヨルダン川西岸・ガザ	4	3.3	654	45	..	..k	..	..	..	72	75	94
イエメン共和国	24	2.9	43	44	25.0	1,060	55.1	2,340	0.8	61	65	61
ザンビア	13	2.4	17	46	12.6	970	16.5	1,280	3.7	45	46	71
ジンバブエ	13	0.1	32	40	..	..f	..	..	..	44	45	91
世界全体	**6,775s**	**1.2w**	**52w**	**27w**	**59,219.0t**	**8,741w**	**72,038.7t**	**10,633w**	**–3.0w**	**67w**	**71w**	**83w**
低所得国	846	2.2	48	39	425.7	503	1,014.5	1,199	2.5	56	58	66
中所得国	4,813	1.2	61	27	16,231.0	3,373	30,593.8	6,357	1.4	67	71	83
低位所得国	3,811	1.2	122	28	8,757.7	2,298	18,130.0	4,758	5.6	66	70	80
高位所得国	1,002	0.9	21	25	7,483.6	7,471	12,500.6	12,479	–3.4	68	75	93
低・中所得国	5,659	1.3	58	29	16,671.5	2,946	31,607.3	5,586	1.3	65	69	80
東アジア・太平洋	1,944	0.8	122	23	6,109.6	3,143	11,640.7	5,989	6.6	70	74	93
ヨーロッパ・中央アジア	404	0.1	18	19	2,746.1	6,793	5,104.6	12,628	–6.2	65	74	98
ラテンアメリカ・カリブ	572	1.2	28	28	3,970.9	6,936	5,920.5	10,342	–2.9	70	77	91
中東・北アフリカ	331	1.8	38	31	1,189.2	3,594	2,623.1	7,927	1.6	69	73	74
南アジア	1,568	1.6	324	32	1,704.9	1,088	4,658.6	2,972	5.4	63	65	61
サハラ以南アフリカ	840	2.5	35	43	919.8	1,096	1,675.7	1,996	–1.2	51	53	62
高所得国	1,117	0.7	33	17	42,583.9	38,139	40,723.8	36,473	–3.9	77	83	98

注：データの比較可能性とカバレッジに関してはテクニカル・ノートを参照．イタリック体の数字は表示年以外のもの．

a. 世界銀行アトラス方式を用いて算出． b. ppp は購買力平価．テクニカル・ノートを参照． c. 回帰分析による推定値．その他の推定値は最新の「国際比較プログラム」に基づくベンチマーク推定値からの外挿による． d. データは仏領ギアナ，グアドループ，マルチニーク，およびレユニオンというフランス海外県を除く． d. データはアブハーズと南オセティアを除く．f. 低位中所得国（995 ドル以下）と推定される． g. トランスニストリアのデータを除く．h. データは旧西領サハラを含む． i. タンザニア本土だけのデータ． j. 高所得国（12,196 ドル以上）と推定される． k. 低位中所得国（996-3,935 ドル）と推定される．

表2 貧困

	各国の貧困線				国際的貧困線							
	各国の貧困線未満の人口											
	調査年	割合（%）	調査年	割合（%）	調査年	1日1.25ドル未満の人口（%）	1日1.25ドル未満での貧困格差（%）	1日2ドル未満の人口（%）	調査年	1日1.25ドル未満の人口（%）	1日1.25ドル未満での貧困格差（%）	1日2ドル未満の人口（%）
アフガニスタン	2007	42.0		..		..	..	..		..	..	..
アルバニア	2002	25.4	2005	18.5	2002[a]	<2	<0.5	8.7	2005[a]	<2	<0.5	7.8
アルジェリア	1988	12.2	1995	22.6	1988[a]	6.6	1.8	23.8	1995[a]	6.8	1.4	23.6
アンゴラ		..		..	2000[a]	54.3	29.9	70.2		..	..	..
アルゼンチン		..		..	2005[b, c]	4.5	1	11.3	2006[b, c]	3.4	1.2	7.3
アメリカ	1998–99	55.1	2001	50.9	2003[a]	10.6	1.9	43.4	2007[a]	3.7	0.7	21
オーストラリア		..		..	2001[a]	6.3	1.1	27.1	2005[a]	<2	<0.5	<2
オーストリア		..		..		..	..	..		..	..	..
アゼルバイジャン	1995	68.1	2001	49.6		..	..	..		..	..	..
バングラデシュ	2000	48.9	2005	40.0	2000[a]	57.8[d]	17.3[d]	85.4[d]	2005[a]	49.6[d]	13.1[d]	81.3[d]
ベラルーシ	2002	30.5	2004	17.4	2005[a]	<2	<0.5	<2	2007[a]	<2	<0.5	<2
ベルギー		..		..		..	..	..		..	..	..
ベナン	1999	29.0	2003	39.0	2003[a]	47.3	15.7	75.3		..	..	..
ボリビア	2000	45.2	2007	37.7	2005[c]	19.6	9.7	30.3	2007[c]	11.9	5.6	21.9
ボスニア・ヘルツェゴビナ	2001–02	19.5		..	2004[a]	<2	<0.5	<2	2007[a]	<2	<0.5	<2
ブラジル	1998	22.0	2002–03	21.5	2005[c]	7.8	1.6	18.3	2007[c]	5.2	1.3	12.7
ブルガリア	1997	36.0	2001	12.8	2001[a]	2.6	<0.5	7.8	2003[a]	<2	<0.5	<2
ブルキナファソ	1998	54.6	2003	46.4	1998[a]	70	30.2	87.6	2003[a]	56.5	20.3	81.2
ブルンジ	1998	68.0		..	1998[a]	86.4	47.3	95.4	2006[a]	81.3	36.4	93.4
カンボジア	2004	34.7	2007	30.1	2004[a]	40.2	11.3	68.2	2007[a]	25.8	6.1	57.8
カメルーン	2001	40.2[e]	2007	39.9[e]	1996[a]	51.5	18.9	74.4	2001[a]	32.8	10.2	57.7
カナダ		..		..		..	..	..		..	..	..
中央アフリカ共和国		..		..	1993[a]	82.8	57	90.7	2003[a]	62.4	28.3	81.9
チャド	1995–96	43.4		..	2002–03[a]	61.9	25.6	83.3		..	..	..
チリ	2003	18.7[e]	2006	13.7[e]	2003[c]	<2	<0.5	5.3	2006[c]	<2	<0.5	2.4
中国												
香港（中国）		..		..	2002[a]	28.4[f]	8.7[f]	51.1[f]	2005[a]	15.9[f]	4[f]	36.3[f]
コロンビア	2002	55.7	2006	45.1	2003[c]	15.4	6.1	26.3	2006[c]	16	5.7	27.9
コンゴ民主共和国	2004–05	71.3		..	2005–06[a]	59.2	25.3	79.5		..	..	..
コンゴ共和国	2005	42.3		..	2005[a]	54.1	22.8	74.4		..	..	..
コスタリカ	1989	31.7	2004	23.9	2005[c]	2.4	<0.5	8.6	2007[c]	<2	<0.5	4.3
コートジボワール		..		..	1998[a]	24.1	6.7	49.1	2002	23.3	6.8	46.8
クロアチア	2002	11.2	2004	11.1	2001[a]	<2	<0.5	<2	2005[a]	<2	<0.5	<2
チェコ共和国		..		..	1993[c]	<2	<0.5	<2	1996[c]	<2	<0.5	<2
デンマーク		..		..		..	..	..		..	..	..
ドミニカ共和国	2000	36.5[e]	2007	48.5[e]	2005[c]	5	0.9	15.1	2007[c]	4.4	1.3	12.3
エクアドル	1999	52.2[e]	2006	38.3[e]	2005[c]	9.8	3.2	20.4	2007[c]	4.7	1.2	12.8
エジプト・アラブ共和国	1995–96	22.9	1999–2000	16.7	1999–00[a]	<2	<0.5	19.3	2004–05[a]	<2	<0.5	18.4
エルサルバドル	2000	38.8[e, g]	2006	30.7[e, g]	2005[c]	11	4.8	20.5	2007[c]	6.4	2.7	13.2
エリトリア	1993–94	53.0		..		..	..	..		..	..	..
エチオピア	1995–96	45.5	1999–2000	44.2	1999–00[a]	55.6	16.2	86.4	2005[a]	39	9.6	77.5
フィンランド		..		..		..	..	..		..	..	..
フランス		..		..		..	..	..		..	..	..
グルジア	2002	52.1	2003	54.5	2002[a]	15.1	4.7	34.2	2005[a]	13.4	4.4	30.4
ドイツ		..		..		..	..	..		..	..	..
ガーナ	1998–99	39.5	2005–06	28.5	1998–99[a]	39.1	14.4	63.3	2006[a]	30	10.5	53.6
ギリシャ		..		..		..	..	..		..	..	..
グアテマラ	2000	56.2	2006	51.0	2002[c]	16.9	6.5	29.8	2006[c]	11.7	3.5	24.3
ギニア	1994	40.0		..	1994[a]	36.8	11.5	63.8	2003[a]	70.1	32.2	87.2
ハイチ	1987	65.0	1995	..	2001[c]	54.9	28.2	72.1		..	..	..
ホンジュラス	1998–99	52.5	2004	50.7	2005[c]	22.2	10.2	34.8	2006[c]	18.2	8.2	29.7
ハンガリー	1993	14.5	1997	17.3	2002[a]	<2	<0.5	<2	2004[a]	<2	<0.5	<2
インド	1993–94	36.0	1999–2000	28.6	1993–94[a]	49.4[f]	14.4[f]	81.7[f]	2004–05[a]	41.6[f]	10.8[f]	75.6[f]
インドネシア	1996	17.6	2004	16.7	2005[a]	21.4[f]	4.6[f]	53.8[f]	2007[a]	29.4	7.1	60
イラン・イスラム共和国		..		..	1998[a]	<2	<0.5	8.3	2005[a]	<2	<0.5	8
イラク		..		..		..	..	..		..	..	..
アイルランド		..		..		..	..	..		..	..	..
イスラエル		..		..		..	..	..		..	..	..
イタリア		..		..		..	..	..		..	..	..
日本		..		..		..	..	..		..	..	..
ヨルダン	1997	21.3	2002	14.2	2002–03[a]	<2	<0.5	11	2006[a]	<2	<0.5	3.5
カザフスタン	2001	17.6	2002	15.4	2003[a]	3.1	<0.5	17.2	2007[a]	<2	<0.5	<2
ケニア	1997	52.0	2005/06	46.6	1997[a]	19.6	4.6	42.7	2005–06[a]	19.7	6.1	39.9
大韓民国		..		..		..	..	..		..	..	..
キルギス共和国	2003	49.9	2005	43.1	2004[a]	21.8	4.4	51.9	2007[a]	3.4	<0.5	27.5
ラオス人民民主共和国	1997–98	38.6	2002–03	33.5	1997–98[a]	49.3[d]	14.9[d]	79.9[d]	2002–03[a]	44[d]	12.1[d]	76.8[d]
レバノン		..		..		..	..	..		..	..	..
リベリア		..		..	2007[a]	83.7	40.8	94.8		..	..	..
リビア		..		..		..	..	..		..	..	..

	各国の貧困線				国際的貧困線							
	各国の貧困線未満の人口											
	調査年	割合（%）	調査年	割合（%）	調査年	1日1.25ドル未満の人口（%）	1日1.25ドル未満での貧困格差（%）	1日2ドル未満の人口（%）	調査年	1日1.25ドル未満の人口（%）	1日1.25ドル未満での貧困格差（%）	1日2ドル未満の人口（%）
リトアニア		..		..	2002[a]	<2	<0.5	<2	2004[a]	<2	<0.5	<2
マダガスカル	1999	71.3[e]	2005	68.7[e]	2001[a]	76.3	41.4	88.7	2005[a]	67.8	26.5	89.6
マラウイ	1997–98	65.3	2004–05	52.4	1997–98[a]	83.1	46	93.5	2004–05[a, h]	73.9	32.3	90.4
マレーシア	1989	15.5		..	1997[c]	<2	<0.5	6.8	2004[c]	<2	<0.5	7.8
マリ	1998	63.8		..	2001[a]	61.2	25.8	82	2006[a]	51.4	18.8	77.1
モーリタニア	1996	50.0	2000	46.3	1995–96[a]	23.4	7.1	48.3	2000[a]	21.2	5.7	44.1
メキシコ	2002	50.6	2004	47.0	2006[a]	<2	<0.5	4.8	2008[c]	4	1.8	8.2
モルドバ	2001	62.4	2002	48.5	2004[a]	8.1	1.7	28.9	2007[a]	2.4	0.5	11.5
モロッコ	1990–91	13.1	1998–99	19.0	2000[a]	6.3	0.9	24.3	2007[a]	2.5	0.5	14
モザンビーク	1996–97	69.4	2002–03	55.2	1996–97[a]	81.3	42	92.9	2002–03[a]	74.7	35.4	90
ミャンマー	2004–05	32.0		..		..	..	..		..	..	..
ネパール	1995–96	41.8	2003–04	30.9	1995–96[a]	68.4	26.7	88.1	2003–04[a]	55.1	19.7	77.6
オランダ		..		..		..	..	..		..	..	..
ニュージーランド		..		..		..	..	..		..	..	..
ニカラグア	1998	47.9	2001	45.8	2001[c]	19.4	6.7	37.5	2005[c]	15.8	5.2	31.8
ニジェール	1989–93	63.0		..	1994[a]	78.2	38.6	91.5	2005[a]	65.9	28.1	85.6
ナイジェリア	1985	43.0	1992–93	34.1	1996–97[a]	68.5	32.1	86.4	2003–04[a]	64.4	29.6	83.9
ノルウェー		..		..		..	..	..		..	..	..
パキスタン	1993	28.6	1998–99	32.6	2001–02[a]	35.9	7.9	73.9	2004–05[a]	22.6	4.4	60.3
パナマ	1997	37.3	2003	36.8	2004[c]	9.2	2.7	18	2006[c]	9.5	3.1	17.8
パプアニューギニア	1996	37.5		..	1996[a]	35.8	12.3	57.4		..	..	..
パラグアイ	1990	20.5[i]		..	2005[c]	9.3	3.4	18.4	2007[c]	6.5	2.7	14.2
ペルー	2003	52.2	2004	51.6	2005[c]	8.2	2	19.4	2007[c]	7.7	2.3	17.8
フィリピン	1994	32.1	1997	25.1	2003[a]	22	5.5	43.8	2006[a]	22.6	5.5	45
ポーランド	1996	14.6	2001	14.8	2002[a]	<2	<0.5	<2	2005[a]	<2	<0.5	<2
ポルトガル		..		..		..	..	..		..	..	..
ルーマニア	1995	25.4	2002	28.9	2002[a]	2.9	0.8	13	2007[a]	<2	<0.5	4.1
ロシア	1998	31.4	2002	19.6	2002[a]	<2	<0.5	3.7	2007[a]	<2	<0.5	<2
ルワンダ	1999–2000	60.3[e]	2005–06	56.9[e]	1984–85[a]	63.3	19.7	88.4	2000[a]	76.6	38.2	90.3
サウジアラビア		..		..		..	..	..		..	..	..
セネガル	1992	33.4		..	2001[a]	44.2	14.3	71.3	2005[a]	33.5	10.8	60.3
セルビア		..		..	2003[a]	<2	<0.5	<2	2008[a]	<2	<0.5	<2
シエラレオネ	1989	82.8	2003–04	70.2	1989–90[a]	62.8	44.8	75	2003[a]	53.4	20.3	76.1
シンガポール		..		..		..	..	..		..	..	..
スロバキア共和国	2004	16.8		..	1992[c]	<2	<0.5	<2	1996[c]	<2	<0.5	<2
ソマリア		..		..		..	..	..		..	..	..
南アフリカ	2000	38.0[e]	2008	22.0[e]	1995[a]	21.4	5.2	39.9	2000[a]	26.2	8.2	42.9
スペイン		..		..		..	..	..		..	..	..
スリランカ	1995–96	25.0	2002	22.7	1995–96[a]	16.3	3	46.7	2002[a]	14	2.6	39.7
スーダン		..		..		..	..	..		..	..	..
スウェーデン		..		..		..	..	..		..	..	..
スイス		..		..		..	..	..		..	..	..
シリア・アラブ共和国		..		..		..	..	..		..	..	..
タジキスタン	2003	72.4	2007	53.5	2003[a]	36.3	10.3	68.8	2004[a]	21.5	5.1	50.8
タンザニア	1991	38.6	2000–01	35.7	1991–92[a]	72.6	29.7	91.3	2000–01[a]	88.5	46.8	96.6
タイ	1994	9.8	1998	13.6	2002[a]	<2	<0.5	15.1	2004[a]	<2	<0.5	11.5
トーゴ	1987–89	32.3		..	2006[a]	38.7	11.4	69.3		..	..	..
チュニジア	1990	7.4	1995	7.6	1995[a]	6.5	1.3	20.4	2000[a]	2.6	<0.5	12.8
トルコ	1994	28.3	2002	27.0	2002[a]	2	<0.5	9.6	2006[a]	2.6	<0.5	8.2
トルクメニスタン		..		..	1993[c]	63.5	25.8	85.7	1998[a]	24.8	7	49.6
ウガンダ	2002–03	38.8[e]	2005–06	31.1[e]	2002[a]	57.4	22.7	79.8	2005[a]	51.5	19.1	75.6
ウクライナ	2000	31.5	2003	19.5	2005[a]	<2	<0.5	<2	2008[a]	<2	<0.5	<2
アラブ首長国連邦		..		..		..	..	..		..	..	..
イギリス		..		..		..	..	..		..	..	..
アメリカ		..		..		..	..	..		..	..	..
ウルグアイ		..		..	2005[b, c]	<2	<0.5	4.5	2007[c]	<2	<0.5	4.3
ウズベキスタン	2000–01	31.5	2003	27.2		..	..	..		..	..	..
ベネズエラ	1989	31.3	1997–99	52.0	2003[c]	18.4	8.8	31.7	2006[c]	3.5	1.2	10.2
ベトナム	1998	37.4	2002	28.9	2004[a]	24.2	5.1	52.5	2006[a]	21.5	4.6	48.4
ヨルダン川西岸・ガザ		..		..		..	..	..		..	..	..
イエメン共和国	1998	41.8		..	1998[a]	12.9	3	36.3	2005[a]	17.5	4.2	46.6
ザンビア	1998	72.9	2004	68.0	2002–03[a]	64.6	27.1	85.1	2004–05[a]	64.3	32.8	81.5
ジンバブエ	1990–91	25.8	1995–96	34.9		..	..	..		..	..	..

注：データの比較可能性とカバレッジに関してはテクニカル・ノートを参照.

a. 支出ベース.　b. 都市部のみカバー.　c. 所得ベース.　d. 空間的な消費者物価指数情報で調整済み.　e. 治安上の理由から調査は農村部の村の 56%，同人口の 65%しかカバーしていない.　f. 都市部と農村部の推計値の加重平均.　g. 農村部のみカバー.　h. 調査設計の変更が理由で，最近年の調査は従来のものと厳密には比較不可能.　i. 調査はアスンシオン首都圏をカバーしたもの.

表 3 ミレニアム開発目標：貧困の撲滅と生活の改善

	極貧と飢餓の撲滅			普遍的初等教育の達成	男女平等の促進	幼児死亡の削減	妊産婦保健の改善	HIV/ エイズ・その他疾病との戦い		持続可能な環境の確保		開発のための世界的なパートナーシップ形成
	最貧 20% が消費 / 所得に占める割合（%）1995-2008 年 [b]	脆弱な雇用の割合（%）2008 年	5 歳未満児の栄養失調の割合（%）2000-08 年 [b]	初等教育修了率（%）2008 年	小中学校就学者の男女比率（%）2008 年	1,000 人当たり 5 歳未満児死亡率 2009 年	10 万人当たり出産時死亡者率 2008 年	HIV 感染率（%，15-49 歳人口）2007 年	10 万人当たり結核罹患率 2008 年	1 人当たり二酸化炭素排出量（トン）2007 年	改善された衛生設備へのアクセスがある人口の割合（%）2008 年	100 人当たりインターネット利用率 [a] 2008 年
アフガニスタン	..	..	32.9	..	*58*	199	1,400	..	190	0.0	37	1.7
アルバニア	7.8c	..	6.6	..	..	15	31	..	16	1.4	98	23.9
アルジェリア	6.9c	..	11.1	114	..	32	120	0.1	58	4.1	95	11.9
アンゴラ	2.0c	..	27.5	..	..	161	610	2.1	290	1.4	57	3.1
アルゼンチン	3.6d,e	19f	2.3	*102*	*105*	14	70	0.5	30	4.6	90	28.1
アメリカ	8.6c	..	4.2	*98*	104	22	29	0.1	73	1.6	90	6.2
オーストラリア	..	*9*	..	..	97	5	8	0.2	7	17.7	100	70.8
オーストリア	8.6e	9	..	99	97	4	5	0.2	0	8.3	100	71.2
アゼルバイジャン	13.3c	*53*	8.4	121	98	34	38	0.2	110	3.7	45	28.2
バングラデシュ	9.4c	..	41.3	54	*106*	52	340	..	220	0.3	53	0.3
ベラルーシ	8.8c	..	1.3	96	*101*	12	15	0.2	43	6.9	93	32.1
ベルギー	8.5e	10	..	86	98	5	5	0.2	9	9.7	100	68.1
ベナン	6.9c	..	20.2	65	..	118	410	1.2	92	0.5	12	1.8
ボリビア	2.7c	..	5.9	*98*	*99*	51	180	0.2	140	1.4	25	10.8
ボスニア・ヘルツェゴビナ	6.7c	..	1.6	..	102	14	9	<0.1	51	7.7	95	34.7
ブラジル	3.0e	*27*	2.2	..	103	21	58	0.6	46	1.9	80	37.5
ブルガリア	8.7c	9	1.6	90	97	10	13	..	43	6.8	100	34.7
ブルキナファソ	7.0c	..	37.4	38	85g	166	560	1.6	220	0.1	11	0.9
ブルンジ	9.0c	..	38.9	45	91	166	970	2.0	360	0.0	46	0.8
カンボジア	6.5c	..	28.8	79	*90*	88	290	0.8	490	0.3	29	0.5
カメルーン	5.6c	..	16.6	73	84	154	600	5.1	190	0.3	47	3.8
カナダ	7.2e	*10*f	..	*96*	*99*	6	12	0.4	5	16.9	100	75.3
中央アフリカ共和国	5.2c	..	21.8	35	69	171	850	6.3	340	0.1	34	0.4
チャド	6.3c	..	33.9	*31*	*64*	209	1,200	3.5	290	0.0	9	1.2
チリ	4.1e	24	0.5	*95*	*99*	9	26	0.3	11	4.3	96	32.5
中国	5.7e	..	6.8	96	104	19	38	0.1h	97	5.0	55	22.5
香港（中国）	5.3e	*7*	..	..	..	..	..	..	91	5.8	..	67.0
コロンビア	2.3e	46	5.1	110	104	19	85	0.6	36	1.4	74	38.5
コンゴ民主共和国	5.5c	..	28.2	53	76	199	670	..	380	0.0	23	..
コンゴ共和国	5.0c	..	11.8	73	..	128	580	3.5	390	0.4	30	4.3
コスタリカ	4.4e	*20*	..	93	102	11	44	0.4	11	1.8	95	32.3
コートジボワール	5.0c	..	16.7	48	..	119	470	3.9	410	0.3	23	3.2
クロアチア	8.8c	*16*f	..	*102*	*102*	5	14	<0.1	25	5.6	99	50.5
チェコ共和国	10.2e	13	2.1	95	101	4	8	..	9	12.1	98	57.8
デンマーク	8.3e	5	..	*101*	*102*	4	5	0.2	7	9.1	100	83.3
ドミニカ共和国	4.4e	*42*	3.4	91	103	32	100	1.1	73	2.1	83	21.6
エクアドル	3.4e	*34*f	6.2	106	100	24	140	0.3	72	2.2	92	28.8
エジプト・アラブ共和国	9.0c	*25*	6.8	*95*	..	21	82	..	20	2.3	94	16.6
エルサルバドル	4.3e	*36*	6.1	89	98	17	110	0.8	32	1.1	87	10.6
エリトリア	..	..	34.5	47	77	55	280	1.3	97	0.1	14	4.1
エチオピア	9.3c	*52*f	34.6	52	85	104	470	2.1	370	0.1	12	0.4
フィンランド	9.6e	9	..	98	102	3	8	0.1	7	12.1	100	82.5
フランス	7.2e	6	..	..	100	4	8	0.4	6	6.0	100	67.9
グルジア	5.4c	*62*	2.3	100	96	29	48	0.1	110	1.4	95	23.8
ドイツ	8.5e	7	1.1	104	98	4	7	0.1	5	9.6	100	75.5
ガーナ	5.2c	..	13.9	82	96	69	350	1.9	200	0.4	13	4.3
ギリシャ	6.7e	27	..	*101*	*97*	3	2	0.2	6	8.8	98	43.1
グアテマラ	3.4e	..	17.7	80	94	40	110	0.8	63	1.0	81	14.3
ギニア	5.8c	..	22.5	55	77	142	680	1.6	300	0.1	19	0.9
ハイチ	2.5e	..	18.9	..	..	87	300	2.2	250	0.2	17	10.1
ホンジュラス	2.5e	..	8.6	90	107	30	110	0.7	64	1.2	71	13.1
ハンガリー	8.6c	7	..	95	98	6	13	0.1	16	5.6	100	58.5
インド	8.1c	..	43.5	*94*	*92*	66	230	0.3	170	1.4	31	4.5
インドネシア	7.4c	*63*	19.6	106	98	39	240	0.2	190	1.8	52	7.9
イラン・イスラム共和国	6.4c	*43*	..	*117*	116	31	30	0.2	20	7.0	..	32.0
イラク	..	..	7.1	..	..	44	75	..	64	3.3	73	1.0
アイルランド	7.4e	12	..	99	103	4	3	0.2	9	10.2	99	62.7
イスラエル	5.7e	*7*	..	99	101	4	7	0.1	6	9.3	100	47.9
イタリア	6.5e	19	..	*101*	*99*	4	5	0.4	7	7.7	..	41.8
日本	..	*11*	..	..	100	3	6	..	22	9.8	100	75.2
ヨルダン	7.2c	..	3.6	100	102	25	59	..	6	3.8	98	27.4
カザフスタン	8.7c	..	4.9	105g	98g	29	45	0.1	180	14.7	97	10.9
ケニア	4.7c	..	16.5	..	96	84	530	..	330	0.3	31	8.7
大韓民国	7.9e	*25*	..	99	97	5	18	<0.1	88	10.4	100	75.8
キルギス共和国	8.8c	*47*	2.7	92	100	37	81	0.1	160	1.2	93	16.1
ラオス人民民主共和国	8.5c	..	31.6	75	87	59	580	0.2	150	0.3	53	8.5
レバノン	..	..	4.2	87	103	12	26	0.1	14	3.2	..	22.5
リベリア	6.4c	..	20.4	58	86	112	990	1.7	280	0.2	17	0.5
リビア	..	..	5.6	..	*105*	19	64	..	17	9.3	97	5.1
リトアニア	6.8c	9	..	92	100	6	13	0.1	71	4.5	..	54.4
マダガスカル	6.2c	..	36.8	71	97	58	440	0.1	260	0.1	11	1.7
マラウイ	7.0c	..	15.5	*54*	99	110	510	11.9	320	0.1	56	2.1
マレーシア	6.4e	*22*	..	*96*	*103*	6	31	0.5	100	7.3	96	55.8
マリ	6.5c	..	27.9	57	78	191	830	1.5	320	0.0	36	1.6
モーリタニア	6.2c	..	23.2	64	*103*	117	550	0.8	320	0.6	26	1.9

	極貧と飢餓の撲滅			普遍的初等教育の達成	男女平等の促進	幼児死亡の削減	妊産婦保健の改善	HIV/ エイズ・その他疾病との戦い		持続可能な環境の確保		開発のための世界的なパートナーシップ形成
	最貧 20% が消費 / 所得に占める割合（%）1995-2008 年[b]	脆弱な雇用の割合（%）2008 年	5 歳未満児の栄養失調の割合（%）2000-08 年[b]	初等教育修了率（%）2008 年	小中学校就学者の男女比率（%）2008 年	1,000 人当たり 5 歳未満児死亡率 2009 年	10 万人当たり出産時死亡者率 2008 年	HIV 感染率（%，15-49 歳人口）2007 年	10 万人当たり結核罹患率 2008 年	1 人当たり二酸化炭素排出量（トン）2007 年	改善された衛生設備へのアクセスがある人口の割合（%）2008 年	100 人当たりインターネット利用率[a] 2008 年
メキシコ	3.8c	*30*	3.4	104	102	17	85	0.3	19	4.5	85	22.2
モルドバ	6.7c	*32*	3.2	91	102	17	32	0.4	170	1.3	79	23.4
モロッコ	6.5c	*51*	9.9	81	*88*	38	110	0.1	120	1.5	69	33.0
モザンビーク	5.4c	..	21.2	59	87	142	550	12.5	420	0.1	17	1.6
ミャンマー	..	..	29.6	99	*99*	71	240	0.7	400	0.3	81	0.2
ネパール	6.1c	..	38.8	..	..	48	380	0.5	160	0.1	31	1.7
オランダ	7.6e	9	..	..	98	4	9	0.2	7	10.6	100	87.0
ニュージーランド	6.4e	*12*	..	..	103	6	14	0.1	8	7.7	..	71.4
ニカラグア	3.8e	*45*	4.3	*75*	102	26	100	0.2	46	0.8	52	3.3
ニジェール	5.9c	..	39.9	40g	74	160	820	0.8	180	0.1	9	0.5
ナイジェリア	5.1c	..	27.2	..	*85*	138	840	3.1	300	0.6	32	15.9
ノルウェー	9.6e	6	..	98	99	3	7	0.1	6	9.1	100	82.5
パキスタン	9.1c	*62*	31.3	60	80	87	260	0.1	230	1.0	45	11.1
パナマ	2.5e	*28*	..	102	101	23	71	1.0	47	2.2	69	27.5
パプアニューギニア	4.5c	..	18.1	..	..	68	250	1.5	250	0.5	45	1.8
パラグアイ	3.4e	*47*	..	*95*	*99*	23	95	0.6	47	0.7	70	14.3
ペルー	3.6e	*40* f	5.4	101	99	21	98	0.5	120	1.5	68	24.7
フィリピン	5.6c	*45*	26.2	*92*	102	33	94	..	280	0.8	76	6.2
ポーランド	7.3c	19	..	*96*	*99*	7	6	0.1	25	8.3	90	49.0
ポルトガル	5.8e	19	..	..	*101*	4	7	0.5	30	5.5	100	42.1
ルーマニア	7.9c	31	3.5	96	99	12	27	0.1	130	4.4	72	28.8
ロシア	5.6c	*6*	..	95	98	12	39	1.1	110	10.8	87	31.9
ルワンダ	5.4c	..	18.0	54	100	111	540	2.8	390	0.1	54	3.1
サウジアラビア	..	..	5.3	95	91	21	24	..	19	16.6	..	31.3
セネガル	6.2c	..	14.5	56	96	93	410	1.0	280	0.5	51	8.4
セルビア	9.1c, i	*23*	1.8	100	102	7	8	0.1	18	..j	92	44.9
シエラレオネ	6.1c	..	28.3	*88*	*84*	192	970	1.7	610	0.2	13	0.3
シンガポール	5.0e	*10*	3.3	..	..	3	9	0.2	39	11.8	100	69.6
スロバキア共和国	8.8e	11f	..	96	100	7	6	<0.1	12	6.8	100	66.0
ソマリア	..	..	32.8	..	*53*	180	1,200	0.5	390	0.1	23	1.1
南アフリカ	3.1c	*3*	..	*86*	*100*	62	410	18.1	960	9.0	77	8.6
スペイン	7.0e	12	..	107	103	4	6	0.5	17	8.0	100	55.4
スリランカ	6.8c	*41*f	21.1	98	..	15	39	..	66	0.6	91	5.8
スーダン	..	..	31.7	57g	89g	108	750	1.4	120	0.3	34	10.2
スウェーデン	9.1e	7	..	94	99	3	5	0.1	6	5.4	100	87.7
スイス	7.6e	*10*	..	94	97	4	10	0.6	5	5.0	100	75.9
シリア・アラブ共和国	..	..	10.0	114	97	16	46	..	22	3.5	96	17.3
タジキスタン	7.8c	..	14.9	98	91	61	64	0.3	200	1.1	94	8.8
タンザニア	7.3c	*88* f	16.7	*83*	..	108	790	6.2	190	0.1	24	1.2
タイ	6.1c	*53*	7.0	*87*	103	14	48	1.4	140	4.1	96	23.9
トーゴ	5.4c	..	22.3	*61*	*75*	98	350	3.3	440	0.2	12	5.4
チュニジア	5.9c	..	3.3	93	103	21	60	0.1	24	2.3	85	27.1
トルコ	5.4c	35	3.5	93	93	20	23	..	30	4.0	90	34.4
トルクメニスタン	6.0c	..	..	..	..	45	77	<0.1	68	9.2	98	1.5
ウガンダ	6.1c	..	16.4	56	99	128	430	5.4	310	0.1	48	7.9
ウクライナ	9.4c	..	4.1	99	99	15	26	1.6	100	6.8	95	10.5
アラブ首長国連邦	..	..	..	*105*	*101*	7	10	..	6	31.0	97	65.2
イギリス	6.1e	11	..	..	101	6	12	0.2	12	8.8	100	76.0
アメリカ	5.4e	..	1.3	95	100	8	24	0.6	5	19.3	100	75.8
ウルグアイ	4.3e	*25*	6.0	*104*	*98*	13	27	0.6	22	1.9	100	40.2
ウズベキスタン	7.1c	..	4.4	95	98	36	30	0.1	130	4.3	100	9.0
ベネズエラ	4.9e	*30*	..	95	102	18	68	..	33	6.0	..	25.7
ベトナム	7.1c	..	20.2	..	..	24	56	0.5	200	1.3	75	24.2
ヨルダン川西岸・ガザ	..	*36*	2.2	82	104	30	..	..	19	0.6	89	9.0
イエメン共和国	7.2c	..	43.1	61	..	66	210	..	88	1.0	52	1.6
ザンビア	3.6c	..	14.9	93	95	141	470	15.2	470	0.2	49	5.5
ジンバブエ	4.6c	..	14.0	..	*97*	90	790	15.3	760	0.8	44	11.4
世界全体		..w	22.4w	88w	96w	61w	260w	0.8w	140w	4.6w	61w	23.9w
低所得国		..	28.1	63	91	118	580	2.3	300	0.3	35	2.3
中所得国		..	22.2	92	97	51	200	0.6	140	3.3	57	17.0
低位所得国		..	25.0	90	95	57	230	0.4	150	2.8	50	13.7
高位所得国		26	..	100	101	22	82	1.5	100	5.3	84	29.9
低・中所得国		..	23.5	87	96	66	290	0.9	160	2.9	54	15.0
東アジア・太平洋		..	11.9	*99*	*102*	26	89	0.2	140	4.0	59	19.4
ヨーロッパ・中央アジア		19	..	96	97	21	32	0.6	94	7.2	89	26.4
ラテンアメリカ・カリブ		32	4.5	101	102	23	86	0.5	47	2.7	79	29.0
中東・北アフリカ		37	12.2	95	96	33	88	0.1	44	3.7	84	18.9
南アジア		..	41.0	*79*	*91*	71	290	0.3	180	1.2	36	4.7
サハラ以南アフリカ		..	25.2	64	88	130	650	5.0	350	0.8	31	6.5
高所得国		12	..	98	99	7	15	0.3	15	12.5	99	68.3

注：データの比較可能性とカバレッジに関してはテクニカル・ノートを参照．イタリック体の数字は表示年以外のもの．

a．国際電気通信連合（ITU）の Telecommunication Development Report データベースに基づく．このデータの第三者利用に関しては ITU 出所と明記されたし．　b．入手可能な最新年のデータ．　c．1 人当たり支出でランク付けした人口 10%層の支出シェアをさす．　d．都市部のデータ．　e．1 人当たり所得でランク付けした人口の 10%層の所得シェアをさす．　f．カバレッジは限定的．　g．2009 年のデータ．　h．香港を含む．　i．モンテネグロを含む．　j．コソボとモンテネグロを含む．　k．特定国に割り当てられていない排出を含む．

表 4 経済活動

	国内総生産（GDP）		農業生産性，農民一人当たり付加価値 2000 年米ドル		付加価値（対 GDP 比 %）			家計最終消費支出（対 GDP 比 %）	一般政府消費支出（対 GDP 比 %）	総固定資本形成（対 GDP 比 %）	財サービス対外収支（対 GDP 比 %）	GDP インプリシット・デフレーター（年平均上昇率 %）
	100 万ドル 2009 年	年平均増加率 % 2000-09 年	1990-92 年	2005-07	農業 2009 年	工業 2009 年	サービス業 2009 年	2009 年	2009 年	2009 年	2009 年	2000-09 年
アフガニスタン	*10,624*	..	..	..	*32*	*26*	*42*	*98*	*10*	*28*	*–36*	*6.9*
アルバニア	11,834	5.3	837	1,663	21	20	59	84	10	29	–25	3.4
アルジェリア	140,577	4.0	1,823	2,232	12	55	34	41	14	41	4	8.6
アンゴラ	69,067	13.1	176	222	10	54	36	..	..	17	9	40.5
アルゼンチン	308,741	5.4	6,919	11,192	*10*	*32*	*58*	*59*	*13*	*23*	*4*	12.9
アメリカ	8,714	10.5	1,607a	4,510	21	35	45	81	11	31	–24	4.5
オーストラリア	924,843	3.3	20,676	30,830	*3*	*29*	*68*	*57*	*17*	*28*	*–2*	4.0
オーストリア	384,908	2.0	13,607	20,744	*2*	*31*	*67*	*53*	*18*	*23*	*5*	1.7
アゼルバイジャン	43,019	17.9	1,000a	1,198	8	60	32	37	14	22	28	9.9
バングラデシュ	89,378	5.9	255	387	19	29	53	80	5	24	–10	5.2
ベラルーシ	48,984	8.3	2,042a	4,017	10	45	45	57	15	38	–8	23.3
ベルギー	468,552	1.7	..	35,974	*1*	*23*	*76*	*54*	*23*	*24*	*–1*	2.1
ベナン	6,656	4.0	429	661	..	..	..	..	..	25	–14	3.4
ボリビア	17,340	4.1	703	732	12	29	58	74	11	18	–3	6.8
ボスニア・ヘルツェゴビナ	17,122	5.0	..	10,352	9	27	64	85	20	20	–25	4.0
ブラジル	1,571,979	3.6	1,611	3,315	7	27	66	64	20	17	0	8.1
ブルガリア	47,100	5.3	2,686	8,015	6	30	64	73	8	26	–8	5.8
ブルキナファソ	8,141	5.4	126	182	*33*	*22*	*44*	*75*	*22*	*18*	*–15*	2.5
ブルンジ	1,325	3.0	117	70	..	..	..	*91*	*29*	*16*	*–36*	10.4
カンボジア	10,028	9.0	..	366	*35*	*24*	*41*	*83*	*3*	*21*	*–8*	4.8
カメルーン	21,837	3.4	409	703	*19*	*31*	*50*	*72*	*9*	*18*	–6	1.9
カナダ	1,336,067	2.5	28,541	46,138	..	..	..	*55*	*19*	*23*	*2*	2.3
中央アフリカ共和国	2,006	0.8	322	404	56	15	30	93	4	11	–8	2.7
チャド	6,680	10.4	209	..	24	36	40	69	7	18	6	5.3
チリ	163,670	4.1	3,618	6,160	*4*	*43*	*53*	*60*	*12*	19	*7*	6.3
中国	4,984,731	10.9	269	459	10	46	43	34	11	45	5	4.3
香港（中国）	*215,355*	*5.2*	..	..	*0*	*8*	*92*	*60*	*8*	*20*	*11*	*–1.7*
コロンビア	230,844	4.7	3,342	3,001	9	36	55	66	9	23	2	6.7
コンゴ民主共和国	10,779	5.2	209	162	43	24	33	74	8	30	–12	27.2
コンゴ共和国	8,695	4.0	..	..	5	68	27	40	14	26	21	6.1
コスタリカ	29,225	5.1	3,158	5,132	7	28	65	80	7	17	–3	10.2
コートジボワール	23,042	0.8	652	875	25	25	50	72	9	11	8	3.4
クロアチア	63,034	3.9	5,545a	14,804	7	29	64	58	18	28	–4	3.9
チェコ共和国	190,274	4.1	3,256	5,945	2	37	60	51	22	22	6	2.2
デンマーク	309,596	1.2	15,190	34,613	*1*	*26*	*73*	*49*	*27*	*22*	*2*	2.3
ドミニカ共和国	46,598	5.5	2,055	3,829	6	30	64	94	6	8	–8	13.7
エクアドル	57,249	5.0	1,801	1,879	8	49	43	63	14	27	–4	9.1
エジプト・アラブ共和国	188,334	4.9	1,826	2,758	11	35	53	82	*7*	19	–8	8.3
エルサルバドル	22,174	2.6	1,774	2,404	14	27	59	92	11	13	–16	3.8
エリトリア	*1,654*	*1.3*	..	118	*24*	*19*	*56*	*86*	*31*	*11*	*–28*	*18.0*
エチオピア	28,537	8.5	..	187	47	14	39	88	10	20	–18	10.8
フィンランド	237,512	2.5	19,011	35,783	*3*	*33*	*64*	*52*	*22*	*22*	*4*	1.0
フランス	2,649,390	1.5	22,126	47,679	*2*	*20*	*78*	*57*	*23*	*22*	*–2*	2.1
グルジア	10,737	7.4	2,359a	1,871	10	21	69	82	15	29	–23	7.0
ドイツ	3,346,702	0.9	13,863	27,015	*1*	*30*	*69*	*56*	*18*	*19*	*6*	1.1
ガーナ	15,619	5.6	352	388	33	25	42	74	19	30	–25	18.3
ギリシャ	329,924	3.6	7,668	8,383	*3*	*20*	*77*	*71*	*17*	*21*	*–9*	3.1
グアテマラ	36,788	3.8	2,304	2,736	11	29	59	89	6	15	–11	5.2
ギニア	4,103	*2.5*	156	311	11	33	57	84	5	14	*–3*	*20.1*
ハイチ	6,693	0.7	..	..	..	..	..	..	..	*29*	*–29*	15.2
ホンジュラス	14,632	4.9	1,227	1,842	13	*31*	*55*	*83*	21	*34*	–30	6.6
ハンガリー	128,964	2.9	3,943	8,136	*4*	*29*	*66*	*67*	*9*	*22*	*1*	4.9
インド	1,310,171	7.8	359	530	17	28	55	58	12	35	–5	5.3
インドネシア	540,277	5.3	519	657	14	47	39	56	3	28	–10	11.1
イラン・イスラム共和国	331,015	5.4	2,042	2,931	*10*	*44*	*45*	*45*	*11*	*33*	*11*	16.4
イラク	65,837	–0.3	..	..	..	..	..	..	..	..	..	11.6
アイルランド	227,193	4.0	..	15,308	*2*	*34*	*64*	*47*	*16*	*26*	*11*	2.0
イスラエル	194,790	3.5	..	..	..	..	..	57	24	16	2	1.4
イタリア	2,112,780	0.5	11,714	26,800	*2*	*27*	*71*	*59*	*20*	*21*	*0*	2.5
日本	5,067,526	1.1	20,350	41,492	*1*	*29*	*69*	*56*	*18*	*24*	*2*	–1.1
ヨルダン	22,788	7.1	2,348	2,440	3	34	63	86	17	18	–22	4.8
カザフスタン	109,155	8.8	1,776a	1,730	5	40	54	42	11	39	8	14.6
ケニア	30,200	4.4	379	367	28	20	52	73	17	21	–11	6.3
大韓民国	832,512	4.2	5,804	14,501	*3*	*36*	*61*	*55*	*15*	*31*	*–1*	2.2
キルギス共和国	4,578	4.6	684a	1,018	*29*	*19*	*51*	86	23	22	–31	8.3
ラオス人民民主共和国	5,939	6.9	382	495	*35*	*28*	*37*	*66*	*8*	*37*	*–12*	8.9
レバノン	34,450	4.5	..	31,410	5	18	78	89	15	19	–23	2.6
リベリア	876	0.0	..	..	*61*	*17*	*22*	*202*	*19*	*20*	*–142*	10.3
リビア	62,360	5.4	..	..	*2*	*78*	*20*	*23*	*9*	*28*	*40*	17.9
リトアニア	37,206	6.3	..	4,635	*4*	*31*	*64*	*65*	*19*	*27*	0	4.0
マダガスカル	9,052	3.9	210	182	24	18	59	85	4	34	–24	11.3
マラウイ	4,975	4.9	86	126	36	21	44	68	13	22	–3	17.7
マレーシア	191,601	5.1	398	583	9	55	36	54	13	24	17	3.9
マリ	8,996	5.3	405	515	*37*	*24*	*39*	*77*	*10*	*22*	*–9*	4.5
モーリタニア	3,031	4.7	671	414	*13*	*47*	*41*	*61*	*20*	*26*	*–7*	10.6

	国内総生産（GDP）		農業生産性，農民一人当たり付加価値 2000 年米ドル		付加価値（対 GDP 比 %）			家計最終消費支出（対 GDP 比 %）	一般政府消費支出（対 GDP 比 %）	総固定資本形成（対 GDP 比 %）	財サービス対外収支（対 GDP 比 %）	GDP インプリシット・デフレーター（年平均上昇率 %）
	100 万ドル 2009 年	年平均増加率 % 2000-09 年	1990-92 年	2005-07	農業 2009 年	工業 2009 年	サービス業 2009 年	2009 年	2009 年	2009 年	2009 年	2000-09 年
メキシコ	874,902	2.2	2,274	3,022	4	38	58	65	13	25	–2	7.8
モルドバ	5,405	5.6	1,349a	1,276	11	10	79	98	20	19	–36	11.0
モロッコ	90,859	5.0	1,788	2,306	20	27	53	63	15	36	–14	2.0
モザンビーク	9,790	7.9	117	174	29	24	47	86	13	22	–20	7.9
ミャンマー	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
ネパール	12,531	3.7	245	241	34	16	50	81	11	30	–22	6.6
オランダ	792,128	1.7	24,752	39,634	2	25	73	46	25	21	8	2.1
ニュージーランド	125,160	2.9	19,148	25,946	..	..	..	58	19	24	–1	2.6
ニカラグア	6,297	3.2	..	2,334	20	30	50	90	13	32	–35	8.3
ニジェール	5,384	4.4	242	..	..	..	..	..	..	..	..	3.0
ナイジェリア	168,994	6.4	..	..	33	41	27	..	..	..	4	15.3
ノルウェー	381,766	2.1	19,077	38,445	1	46	53	39	19	23	19	4.6
パキスタン	166,545	5.3	765	890	21	24	55	79	11	20	–10	8.6
パナマ	24,711	6.9	2,341	4,011	6	17	77	73	11	26	–10	2.4
パプアニューギニア	7,893	3.4	555	643	36	45	20	71	11	20	1	6.5
パラグアイ	15,015	3.4	1,648	2,136	24	19	57	74	9	18	–1	10.5
ペルー	126,734	6.0	879	1,390	7	36	56	64	8	25	3	3.4
フィリピン	160,476	4.9	905	1,148	15	33	53	83	11	14	–6	5.1
ポーランド	430,076	4.4	1,605	2,629	5	31	64	64	16	20	–2	2.7
ポルトガル	227,676	0.7	4,642	6,135	2	24	74	67	21	22	–10	2.8
ルーマニア	161,110	5.6	2,129	6,179	7	26	67	61	15	31	–7	15.9
ロシア	1,230,726	5.9	1,917a	2,913	5	37	58	49	18	23	11	15.9
ルワンダ	5,064	6.8	193	215	39	13	48	86	10	23	–18	10.5
サウジアラビア	369,179	3.7	8,476	17,419	2	69	28	39	26	25	10	7.5
セネガル	13,059	4.2	251	223	16	21	63	81	10	29	–20	3.0
セルビア	42,594	5.0	..	..	13	29	58	78	21	19	–16	16.4
シエラレオネ	1,942	9.5	..	..	51	22	27	84	14	15	–13	9.5
シンガポール	182,232	6.5	22,695	50,828	0	26	74	43	10	29	18	1.2
スロバキア共和国	87,642	5.8	..	8,149	3	35	63	47	20	38	–4	3.4
ソマリア	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
南アフリカ	285,983	4.1	2,149	3,149	3	31	66	61	21	19	–1	7.2
スペイン	1,460,250	2.8	9,583	17,939	3	29	68	57	19	30	–6	3.7
スリランカ	41,979	5.5	697	823	14	28	58	67	16	25	–8	10.7
スーダン	54,677	7.3	526	844	27	36	37	58	17	25	0	10.0
スウェーデン	406,072	2.3	22,319	41,905	2	27	71	47	26	19	7	2.0
スイス	500,260	2.0	19,369	22,884	1	27	71	59	11	22	9	1.1
シリア・アラブ共和国	52,177	4.4	2,778	4,479	21	34	45	72	14	16	–2	8.0
タジキスタン	4,978	8.2	370a	501	22	24	54	93	28	22	–43	20.9
タンザニア [c]	21,623	6.8	261	324	45	17	37	73	16	17	–6	9.5
タイ	263,856	4.6	480	654	12	44	44	56	12	29	3	3.2
トーゴ	2,855	2.5	345	394	..	..	..	..	9	..	–21	1.4
チュニジア	39,561	4.9	2,975	3,424	8	30	62	63	13	27	–3	3.2
トルコ	617,099	4.9	2,198	3,223	9	28	63	72	15	15	–1	15.3
トルクメニスタン	19,947	13.9	1,272a	2,087	12	54	34	49	10	11	30	13.0
ウガンダ	15,736	7.5	175	191	38	30	32	83	12	24	–19	5.7
ウクライナ	113,545	5.6	1,232a	2,010	10	52	38	65	18	19	–1	16.4
アラブ首長国連邦	261,348	7.0	10,414	29,465	2	61	38	46	10	20	23	10.2
イギリス	2,174,530	1.9	21,236	27,450	1	24	76	64	22	17	–3	2.6
アメリカ	14,256,300	2.1	20,353	45,285	1	21	77	71	16	18	–5	2.9
ウルグアイ	36,093	4.1	6,278	9,370	10	26	64	68	9	23	0	7.7
ウズベキスタン	32,817	6.9	1,427a	2,231	21	32	47	56	16	20	7	24.7
ベネズエラ	326,498	4.9	4,584	7,386	..	..	..	60	14	22	3	25.0
ベトナム	91,854	7.6	229	335	22	39	39	63	6	38	–7	8.2
ヨルダン川西岸・ガザ	..	–0.9	..	..	..	..	..	..	..	..	..	3.4
イエメン共和国	26,365	3.9	412	..	..	..	..	..	..	..	..	13.0
ザンビア	12,748	5.4	189	227	21	58	21	74	8	20	–1	16.5
ジンバブエ	..	–5.7	271	239	..	..	..	..	..	..	..	232.0
世界全体	58,228,178 t	2.9 w	801w	1,035 w	3 w	28 w	69 w	61 w	17 w	22 w	0 w	
低所得国	419,652	5.5	244	278	27	26	47	81	9	24	–15	
中所得国	16,095,002	6.4	493	743	10	36	54	57	13	28	0	
低位所得国	8,805,089	8.5	368	569	13	39	47	50	11	36	–1	
高位所得国	7,280,007	4.3	2,132	3,232	6	33	61	63	16	21	1	
低・中所得国	16,526,605	6.4	463	674	10	36	54	57	13	28	0	
東アジア・太平洋	6,345,309	9.4	307	491	11	46	43	41	11	40	4	
ヨーロッパ・中央アジア	2,585,329	5.8	2,012	2,806	7	33	59	60	16	21	3	
ラテンアメリカ・カリブ	3,976,530	3.7	2,213	3,274	6	32	62	66	15	20	–1	
中東・北アフリカ	1,059,429	4.7	1,846	2,824	11	43	46	55	13	28	5	
南アジア	1,634,623	7.3	372	534	18	28	55	62	12	32	–6	
サハラ以南アフリカ	926,544	5.1	305	322	13	30	57	66	17	21	–4	
高所得国	41,718,726	2.0	13,758	23,429	2	26	73	62	18	21	0	

注：データの比較可能性とカバレッジに関してはテクニカル・ノートを参照．イタリック体の数字は表示年以外のもの．

a．3 年間すべてについてデータ入手不可能．　b．タンザニア本土だけのデータ．

表 5 貿易，援助，及び金融

	商品貿易							対外総債務			
	輸出 100 万ドル 2009 年	輸入 100 万ドル 2009 年	工業輸出品（対商品総輸出比 %） 2009 年	ハイテク輸出（対工業品輸出比 %） 2008 年	経常収支 100 万ドル 2009 年	外国対内直接投資 100 万ドル 2009 年	政府開発援助[a] 1 人当たりドル 2008 年	合計 100 万ドル 2008 年	現在価値（対 GNI[b] 比 %） 2008 年	銀行部門国内信用（対 GDP 比 %） 2009 年	純移住（1000 人） 2005-10 年[c]
アフガニスタン	530	4,200	*35*	..	..	185	168	2,200	4	*3*	1,000
アルバニア	1,088	4,548	70	4	−1,875	978	123	3,188	21	*67*	−75
アルジェリア	43,689	39,103	2	*1*	..	2,847	9	5,476	3	*−12*	−140
アンゴラ	39,000	17,000	..	..	*6,408*	2,205	20	15,130	24	32	80
アルゼンチン	55,750	38,771	33	9	8,635	4,009	3	128,285	48	27	30
アメリカ	698	3,304	33	2	−1,326	777	98	3,418	27	*17*	−75
オーストラリア	154,043	165,471	19	12	*−47,786*	*47,281*	..	..	..	144	500
オーストリア	137,217	143,527	81	11	8,731	7,287	..	..	..	..	160
アゼルバイジャン	21,570	6,469	3	1	10,178	473	27	4,309	12	*17*	−50
バングラデシュ	15,081	21,833	*88*	*1*	3,345	674	13	23,644	20	*59*	−570
ベラルーシ	21,282	28,564	48	2	−6,402	1,884	11	12,299	24	*31*	0
ベルギー	369,760	351,035	77d	8	1,298	34,087	..	..	..	..	200
ベナン	1,000	1,800	..	*0*	*−535*	93	74	986	10e	19	50
ボリビア	4,850	4,410	6	4	*2,015*	423	65	5,537	14e	*55*	−100
ボスニア・ヘルツェゴビナ	3,953	8,811	61	4	*−2,764*	235	128	8,316	44	58	−10
ブラジル	152,995	133,609	39	12	−24,302	25,949	2	255,614	19	*118*	−229
ブルガリア	16,435	23,300	53	7	−4,340	4,489	..	38,045	91	*67*	−50
ブルキナファソ	800	1,900	..	..	..	171	66	1,681	14e	15	−65
ブルンジ	65	410	*18*	8	*−212*	10	63	1,445	80e	*35*	323
カンボジア	4,550	5,390	*96*	..	*−1,051*	530	51	4,215	42	*16*	−5
カメルーン	3,100	3,800	..	*3*	−1,137	340	27	2,794	4e	7	−19
カナダ	315,552	330,268	50	15	−22,612	19,898	..	..	..	*178*	1,050
中央アフリカ共和国	110	300	..	..	..	42	59	949	41e	17	5
チャド	2,700	2,100	..	..	..	462	38	1,749	19e	8	−75
チリ	53,024	42,378	*12*	6	4,217	12,702	4	64,277	41	*116*	30
中国	1,201,534	1,005,688	94	29	*426,107*	78,193	1	378,245	10	145	−1,731**f**
香港（中国）	329,739g	352,688	79g	22	18,278	48,449	..	..	..	*125*	113
コロンビア	32,853	32,898	28	4	−5,146	7,260	22	46,887	23	*43*	−120
コンゴ民主共和国	3,200	3,300	..	..	..	951	26	12,199	100e	*9*	−100
コンゴ共和国	5,700	2,700	..	..	*−2,181*	2,083	129	5,485	74e	−18	−50
コスタリカ	8,777	11,395	47	39	*−2,729*	1,347	15	8,812	33	*54*	30
コートジボワール	9,300	6,500	*12*	16	1,670	381	30	12,561	76e	23	−145
クロアチア	10,474	21,203	67	9	−3,154	2,906	90	..	..	*75*	10
チェコ共和国	113,319	104,982	*87*	14	−2,147	2,666	..	..	..	*58*	226
デンマーク	93,102	82,893	67	16	12,490	7,712	..	..	..	*211*	30
ドミニカ共和国	5,460	12,230	70	8	*−4,437*	2,067	15	10,484	24	*39*	−140
エクアドル	13,724	15,093	*9*	5	*1,120*	316	17	16,851	34	*20*	−350
エジプト・アラブ共和国	21,150	44,946	*37*	1	−3,349	6,712	17	32,616	20	*78*	−340
エルサルバドル	3,797	7,255	72	4	*−1,596*	431	38	10,110	47	*50*	−280
エリトリア	15	515	..	..	..	0	29	962	38e	*113*	55
エチオピア	1,490	7,310	*9*	*6*	*−1,806*	94	41	2,882	8e	*37*	−300
フィンランド	62,586	60,037	81	21	3,444	2,570	..	..	..	..	55
フランス	474,972	551,092	79	20	−51,857	59,989	..	..	..	..	500
グルジア	1,135	4,378	*55*	3	−1,257	764	206	3,380	24	*33*	−250
ドイツ	1,120,927	931,434	82	14	168,019	35,841	..	..	..	..	550
ガーナ	5,530	8,140	*19*	1	−1,198	1,685	55	4,970	20e	..	−51
ギリシャ	19,886	59,398	*54*	10	−37,043	3,340	..	..	..	..	150
グアテマラ	7,360	11,521	43	4	−217	566	39	15,889	42	*40*	−200
ギニア	980	1,400	*32*	0	*−434*	141	32	3,092	49e	..	−300
ハイチ	549	2,140	..	..	−232	38	92	1,935	17e	*26*	−140
ホンジュラス	5,235	7,830	35	*1*	*−1,977*	500	77	3,430	12e	*56*	−100
ハンガリー	83,965	77,550	*80*	24	409	−5,858	..	..	..	*81*	75
インド	155,249	243,636	67	6	*−36,088*	34,577	2	230,611	18	73	−1,000
インドネシア	119,776	91,720	41	11	10,746	4,877	5	150,851	35	*37*	−730
イラン・イスラム共和国	78,050	51,450	..	*6*	..	3,016	1	13,937	4	*45*	−500
イラク	39,500	37,000	*0*	*0*	*15,519*	1,070	322	..	..	*−25*	−577
アイルランド	114,662	61,871	86	26	−6,499	25,233	..	..	..	..	200
イスラエル	47,670	49,150	94	16	7,189	3,894	..	..	..	78	85
イタリア	404,653	410,385	83	7	−66,199	28,976	..	..	..	..	1,650
日本	580,845	550,679	*89*	18	142,194	11,834	..	..	..	*379*	150
ヨルダン	6,366	14,075	73	1	−1,265	2,382	128	6,577	32	109	250
カザフスタン	43,189	28,374	14	22	−3,405	12,601	21	107,595	106	*34*	−100
ケニア	4,335	9,670	*37*	5	*−1,978*	141	35	7,441	19	*40*	−189
大韓民国	363,534	323,085	*87*	*33*	42,668	1,506	..	..	..	112	−30
キルギス共和国	1,439	3,037	34	*2*	*−631*	189	68	2,464	42e	*14*	−75
ラオス人民民主共和国	1,070	1,430	..	..	*107*	190	80	4,944	83	*10*	−75
レバノン	4,187	16,574	*71*	*0*	−7,555	4,804	257	24,395	95	165	−13
リベリア	165	640	..	..	*−1,187*	378	330	3,484	340e	*145*	248
リビア	35,300	10,150	..	..	*35,702*	2,674	10	..	..	−63	20
リトアニア	16,288	18,193	55	11	1,492	307	..	31,719	78	*64*	−100
マダガスカル	1,150	2,900	57	1	..	1,384	44	2,086	20e	11	−5
マラウイ	960	1,600	*10*	2	..	60	61	963	9e	30	−20
マレーシア	157,433	123,832	70	40	*38,914*	1,609	6	66,182	35	*116*	130
マリ	2,100	2,600	*22*	3	*−1,066*	109	76	2,190	11e	11	−202
モーリタニア	1,360	1,410	*0*	..	..	−38	97	1,960	41e	..	10

	商品貿易							対外総債務			
	輸出 100万ドル 2009年	輸入 100万ドル 2009年	工業輸出品（対商品総輸出比%） 2009年	ハイテク輸出（対工業品輸出比%） 2008年	経常収支 100万ドル 2009年	外国対内直接投資 100万ドル 2009年	政府開発援助[a] 1人当たりドル 2008年	合計 100万ドル 2008年	現在価値（対GNI[b]比%） 2008年	銀行部門国内信用（対GDP比%） 2009年	純移住（1000人） 2005-10年[c]
メキシコ	229,707	241,515	76	19	−5,238	11,418	1	203,984	20	*46*	−2,430
モルドバ	1,298	3,278	23	4	−439	86	82	3,787	67	*40*	−172
モロッコ	13,848	32,804	65	*9*	−4,570	1,333	39	20,825	24	99	−425
モザンビーク	1,950	3,750	12	4	−1,171	881	89	3,432	15e	*14*	−20
ミャンマー	6,620	4,600	..	..	..	323	11	7,210	35	..	−500
ネパール	680	3,550	67	..	−10	38	25	3,685	21	*53*	−100
オランダ	498,648	445,802	*55*	22	42,819	31,938	..	..	..	..	100
ニュージーランド	24,936	25,583	22	9	−3,694	470	..	..	..	156	50
ニカラグア	1,391	3,454	*35*	*4*	*−1,513*	434	131	3,558	32e	*71*	−200
ニジェール	900	1,550	*7*	8	*−351*	739	41	966	13e	12	−28
ナイジェリア	52,500	39,000	*5*	0	22,889	5,787	9	11,221	6	*27*	−300
ノルウェー	120,710	68,506	20	20	53,531	6,870	..	..	..	..	135
パキスタン	17,695	31,720	76	2	*−15,663*	2,387	9	49,337	24	*46*	−1,416
パナマ	885	7,785	10	0	−4	1,773	8	10,722	54	*85*	11
パプアニューギニア	4,530	3,480	..	..	..	424	46	1,418	21	*26*	0
パラグアイ	3,191	6,940	11	9	−196	274	21	4,163	29	*21*	−40
ペルー	26,885	21,706	*16*	2	247	4,760	16	28,555	28	19	−625
フィリピン	38,335	45,802	86	66	8,552	1,948	1	64,856	37	*46*	−900
ポーランド	134,452	146,626	*80*	5	−7,207	11,546	..	218,022	46	*60*	−120
ポルトガル	43,192	69,238	72	8	−23,380	2,808	..	..	..	..	200
ルーマニア	40,500	54,075	79	7	−7,139	6,310	..	104,943	57	*41*	−200
ロシア	303,978	191,868	17	7	48,971	37,134	..	402,453	30	*26*	250
ルワンダ	205	1,750	*4*	7	−379	119	96	679	8e	..	15
サウジアラビア	188,500	92,200	*9*	*1*	22,765	10,499	*−5*	..	..	1	150
セネガル	2,180	5,210	41	5	*−1,311*	208	87	2,861	16e	26	−100
セルビア	8,345	15,582	*66*	..	−2,413	1,921	142	30,918	70	*39*	0
シエラレオネ	205	505	..	..	−193	74	66	389	10e	11	60
シンガポール	269,832g	245,785	*70*g	51	*27,181*	16,809	..	..	..	94	500
スロバキア共和国	55,933	55,186	*86*	5	−2,810	−31	..	..	..	*54*	20
ソマリア	..	..	..	..	..	108	85	2,949	..	..	−250
南アフリカ	62,627	71,950	47h	5	−11,295	5,628	23	41,943	16	*215*	700
スペイン	218,027	290,240	*73*	*5*	−78,683	6,451	..	..	..	..	1,750
スリランカ	7,360	9,883	*67*	2	−215	404	36	15,154	35	*43*	−300
スーダン	7,800	8,200	*0*	0	*−1,314*	2,923	58	19,633	78e	*16*	135
スウェーデン	130,742	118,758	76	16	30,232	10,708	..	..	..	*133*	150
スイス	172,742	155,595	90	23	23,636	24,803	..	..	..	*181*	100
シリア・アラブ共和国	10,400	16,300	*35*	*1*	*66*	1,434	7	..	..	*37*	800
タジキスタン	1,010	2,569	..	..	−180	16	43	1,466	23	*28*	−200
タンザニア	2,970	6,347	*25*	*1*	*−2,307*	645	55	5,938	14e, i	*17*	−300
タイ	152,498	133,801	*75*	25	20,284	5,956	−9	64,798	31	*146*	300
トーゴ	780	1,400	*62*	*0*	*−222*	50	51	1,573	51e	30	−5
チュニジア	14,449	19,100	*75*	5	*−1,711*	1,595	46	20,776	58	*75*	−20
トルコ	102,139	140,869	80	2	−13,961	7,955	27	277,277	40	*53*	−44
トルクメニスタン	6,595	6,750	..	..	..	1,355	4	638	5	..	−25
ウガンダ	3,560	4,410	*27*	1	−875	604	52	2,249	10e	*11*	−135
ウクライナ	39,782	45,487	*70*	3	−1,801	4,816	13	92,479	63	*82*	−80
アラブ首長国連邦	175,000	140,000	*4*	3	..	..	..	..	..	115	343
イギリス	350,728	479,890	72	19	−28,690	24,799	..	..	..	229	948
アメリカ	1,056,895	1,603,768	67	*27*	−419,870	134,710	..	..	..	*272*	5,052
ウルグアイ	5,386	6,907	26	4	259	1,139	10	11,049	40	*34*	−50
ウズベキスタン	9,850	7,615	..	..	..	750	7	3,995	15	..	−400
ベネズエラ	57,595	42,220	67	3	8,561	−3,105	2	50,229	21	*20*	40
ベトナム	56,574	68,936	*55*	*9*	*−10,706*	7,600	30	26,158	29	*95*	−200
ヨルダン川西岸・ガザ	..	..	..	..	*535*	*52*	659	..	..	..	−10
イエメン共和国	*9,270*	*9,300*	2	0	*−1,251*	129	13	6,258	18	19	−135
ザンビア	4,238	3,791	8	2	*−1,046*	699	86	2,986	6e	*19*	−85
ジンバブエ	1,700	2,900	34	*3*	..	60	49	5,199	177	..	−700
世界全体	**12,465,631t**	**12,553,525t**	**70w**	**17w**		**1,116,269s**	**19w**	**..s**		***185*w**	**..js**
低所得国	76,234	124,812	*50*	*3*		12,033	45	129,218		*32*	−2,737
中所得国	3,708,999	3,509,321	64	17		346,573	11	3,329,192		*78*	13,203
低位所得国	2,090,954	2,027,292	78	22		177,941	11	1,342,220		127	−9,231
高位所得国	1,617,007	1,476,640	53	9		168,632	13	1,986,972		*61*	−3,972
低・中所得国	3,785,241	3,634,105	64	16		358,605	23	3,458,409		*77*	15,941
東アジア・太平洋	1,747,818	1,492,279	80	28		102,488	5	771,628		145	−3,781
ヨーロッパ・中央アジア	650,221	624,980	34	6		85,053	20	1,138,859		*38*	−1,671
ラテンアメリカ・カリブ	676,338	669,803	60	12		73,902	16	894,367		*72*	−5,214
中東・北アフリカ	273,042	290,458	..	*4*		28,095	73	131,545		*36*	−1,089
南アジア	197,030	316,340	68	5		38,311	8	326,311		73	−2,376
サハラ以南アフリカ	241,607	248,900	*33*	3		30,756	49	195,699		*78*	−1,810
高所得国	8,682,510	8,926,538	72	18		757,664	0	..		*245*	15,894

注：データの比較可能性とカバレッジに関してはテクニカル・ノートを参照．イタリック体の数字は表示年以外のもの．

a．OECD 開発援助委員会（DAC）のパートIIリストに掲載されている諸国に対する政府援助と ODA の区別は 2005 年に廃止された．地域別の総括値には表中に特記されていない国／地域も含まれている．世界および所得別グループの合計には，国別あるいは地域別に割り振られていない援助も含まれている．　b．分子は 2008 年，分母は 2006-08 年の 3 年間の平均．　c．5 年間の合計．　d．ルクセンブルクも含む．　e．低所得国の債務の維持可能性にかかわる分析からのデータ．　f．台湾を含む．　g．再輸出を含む．　h．輸出入全体のデータは南アフリカだけのもの．輸出品目の割合に関するデータは南アフリカ関税同盟（ボツワナ，レソト，ナミビア，南アフリカ）のもの．　i．GNI はタンザニア本土だけのもの．　j．国連が算出した世界合計はゼロになっているが，本表に示した計数は世界銀行の定義によっているため，地域別および所得別グループの合計はゼロにならない．

表 6 その他諸国の主要指標

	人口			人口の年齢別構成	国民総所得（GNI）[a]		PPP 表示国民総所得（GNI）[b]		1 人当たり国内総生産	出生時余命		成人識字率（対 15 歳以上人口比 %）
	（1000 人） 2009 年	（年平均増加率 %） 2000-09 年	（km² 当たり人口密度） 2008 年	0-14 歳の割合 2009 年	（100 万ドル） 2009 年	（1 人当たりドル 2009 年）	（100 万ドル） 2009 年	（1 人当たりドル） 2009 年	（GDP）（増加率 %） 2008-09 年	男（年数） 2008 年	女（年数） 2008 年	2008 年
米領サモア	66	1.7	331	..	..	..[d]	..	..	..	..	..	..
アンドラ	84	3.7[c]	178	..	..	..[e]	..	..	..	..	..	..
アンティグア・バーブーダ	86	1.3	194	..	1,165	13,620	1,760[f]	20,570[f]	1.6	..	..	..
アルバ	105	1.9	586	20	..	..[e]	..	..	..	72	77	98
バハマ	335	1.3	33	26	..	..[e]	..	..	−0.2	71	76	..
バーレーン	767	2.1	1,080	27	..	..[e]	..	..	..	74	77	89
バルバドス	255	0.2	594	18	..	..[e]	..	..	..	74	80	..
ベリーズ	311	2.7	14	36	1,186	3,820	1,875[f]	6,040[f]	0.9	73	79	..
バミューダ	64	0.4	1,284	..	..	..[e]	..	..	*4.3*	76	82	..
ブータン	687	2.5	15	31	1,302	1,900	3,349	4,880	12.0	64	68	*53*
ボツワナ	1,905	1.2	3	34	12,328	6,470	24,964	13,100	−2.2	50	51	83
ブルネイ	397	2.2	75	27	*10,211*	*26,740*	*19,540*	*50,200*	*−1.3*	75	80	95
カーボベルデ	499	1.6	124	37	1,561	3,130	1,720	3,450	4.5	68	74	84
ケイマン諸島	54	3.7	209	..	..	..[e]	..	..	..	..	..	99
チャンネル諸島	149	0.2	787	16	*10,241*	*68,640*	..	..	*5.7*	77	81	..
コモロ	644	2.2	346	38[g]	483	750	754	1,170	−1.4	63	67	75
キューバ	11,247	0.1	102	18	..	..[d]	..	..	..	76	80	100
キプロス	864	1.2	93	18	*19,617*[h]	*22,950*[h]	*20,549*	*24,040*	*3.3*	77	82	98
ジブチ	848	1.9	37	37	957	1,130	1,972	2,330	2.1	54	56	..
ドミニカ	73	0.3	98	..	349	4,770	607[f]	8,300[f]	2.9	..	..	..
赤道ギニア	659	2.8	24	41	9,875	14,980	14,305	21,700	8.4	49	51	..
エストニア	1,341	−0.3	32	15	19,131	14,270	25,848	19,280	−3.6	67	79	100
フェロー諸島	49	0.7	35	..	..	..[e]	..	..	..	*77*	*81*	..
フィジー	839	0.6	46	32	3,300	3,930	3,578	4,270	−0.3	67	71	..
仏領ポリネシア	266	1.5	73	26	..	..[e]	..	..	..	72	77	..
ガボン	1,448	2.0	6	37	10,490	7,240	17,766	12,270	0.2	59	62	86
ガンビア	1,660	3.0	166	42	653	390	2,130	1,280	3.0	54	57	..
ジブラルタル	57	0.1	0[i]	..	..	..[e]	..	..	..	..	..	..
グリーンランド	57	0.1	0[i]	..	..	..[e]	..	..	..	..	..	..
グレナダ	106	0.6	310	28	603	5,710	850[f]	8,060[f]	2.2	67	70	..
グアム	175	1.5	325	28	..	..[e]	..	..	..	73	78	..
ギニアビサウ	1,575	2.4	56	43	386	250	832	530	0.5	46	49	..
ガイアナ	763	0.1	4	30	1,081	1,420	1,916[f]	2,510[f]	3.1	64	70	..
アイスランド	317	1.5	3	21	12,702	40,070	7,993	25,220	−1.6	79	83	..
マン島	81	0.6	141	..	*3,516*	*43,710*	..	..	*7.3*	..	..	..
ジャマイカ	2,689	0.5	248	30	13,098	4,870	19,785[f]	7,360[f]	−1.8	70	75	86
キリバス	97	1.7	119	..	193	2,000	353[f]	3,660[f]	1.8	*59*	*63*	..
朝鮮民主主義共和国	23,858	0.5	198	22	..	..[j]	..	..	..	65	69	..
コソボ	..	..	..	..	..	..[k]	..	..	..	..	..	..
クウェート	2,728	2.7	153	23	*99,865*	*38,420*	*136,748*	*52,610*	*3.7*	76	80	94
ラトビア	2,266	−0.6	36	14	26,883	11,860	37,943	16,740	−4.2	66	77	100
レソト	2,017	0.8	66	39	2,179	1,080	4,033	2,000	3.4	43	42	..
リヒテンシュタイン	36	1.1	222	..	..	..[e]	..	..	..	..	..	..
ルクセンブルク	488	1.4	188	18	41,406	84,890	31,372	64,320	−2.5	76	82	..
マカオ（中国）	526	2.2	18,659	13	*18,142*	*35,360*	*26,811*	*52,260*	10.4	79	83	*94*
マケドニア	2,038	0.2	80	18	8,432	4,140	20,266	9,950	5.0	72	77	97
モルディブ	310	1.6	1,035	29	1,126	3,630	1,639	5,280	4.0	68	69	97
マルタ	411	0.7	1,286	16	*6,825*	*16,680*	*9,192*	*22,460*	*3.1*	77	82	*92*
マーシャル諸島	60	1.9	331	..	195	3,270	..	..	−0.8	..	..	..
モーリシャス	1,269	0.8	625	23	8,122	6,400	15,841	12,480	4.7	69	76	87
マヨット	191	2.9[l]	511	40	..	..[d]	..	..	..	..	..	..
ミクロネシア連邦	111	0.5	159	37	260	2,340	334[f]	3,000[f]	−1.3	68	69	..
モナコ	33	0.3[c]	16,821	..	..	..[e]	..	..	..	..	..	..
モンゴル	2,632	1.2	2	27	4,411	1,680	9,158	3,480	7.9	64	70	97
モンテネグロ	622	−0.7	45	20	4,008	6,440	8,661	13,920	6.9	72	76	..
ナミビア	2,114	1.5	3	37	8,880	4,200	13,248	6,270	1.0	52	53	88
オランダ領アンティル	194	0.9	242	21	..	..[e]	..	..	..	71	79	96
ニューカレドニア	246	1.8	13	26	..	..[e]	..	..	..	72	80	96
北マリアナ諸島	85	2.3[c]	186	..	..	..[e]	..	..	..	..	..	..
オマーン	2,785	1.8	9	32	*32,755*	*12,270*	*55,126*	*20,650*	*5.1*	74	77	84
パラオ	20	0.7	44	..	175	8,650	..	..	−1.6	*66*	*72*	..
プエルトリコ	3,954	0.4	446	21	..	..[e]	..	..	..	74	83	..
カタール	1,281	9.1	116	16	..	..[e]	..	..	..	75	77	93
サモア	182	0.6	64	40	504	2,780	789[f]	4,340[f]	−3.6	69	75	99
サンマリノ	31	1.3[m]	517	..	*1,430*	*46,770*	..	..	*3.1*	*79*	*85*	..

	人口			人口の年齢別構成	国民総所得（GNI）[a]		PPP 表示国民総所得（GNI）[b]		1 人当たり国内総生産	出生時余命		成人識字率（対 15 歳以上人口比 %）
	（1000 人）2009 年	（年平均増加率 %）2000-09 年	（km^2 当たり人口密度）2008 年	0-14 歳の割合 2009 年	（100 万ドル）2009 年	（1 人当たりドル 2009 年）	（100 万ドル）2009 年	（1 人当たりドル）2009 年	（GDP）（増加率 %）2008-09 年	男（年数）2008 年	女（年数）2008 年	2008 年
サントメプリンシペ	163	1.7	167	41	185	1,140	302	1,850	2.4	64	68	88
セーシェル	88	0.9	189	..	746	8,480	1,480e	16,820e	–8.7	68	79	92
スロベニア	2,043	0.3	100	14	48,063	23,520	53,821	26,340	–8.8	76	83	100
ソロモン諸島	523	2.6	18	39	478	910	976e	1,860e	–4.5	65	67	..
セントクリストファー・ネイビス	50	1.3	189	..	501	10,100	677e	13,660e	–8.8	..	..	..
セントルシア	172	1.1	279	26	890	5,170	1,527e	8,880e	–4.9	*70*	*76*	..
セントビンセント・グレナディーン諸島	109	0.1	280	27	558	5,110	965e	8,840e	–2.8	70	74	..
スリナム	520	1.2	3	29	*2,454*	*4,760*	*3,447* e	*6,690* e	*4.2*	66	73	91
スワジランド	1,185	1.0	68	39	2,787	2,350	5,428	4,580	–1.0	46	45	87
東ティモール	1,134	3.7	74	45	*2,706*	*2,460*	*5,162* e	*4,700* e	–1.3	60	62	..
トンガ	104	0.6	144	37	339	3,260	476e	4,580e	–0.8	69	75	*99*
トリニダード・トバゴ	1,339	0.4	260	21	22,076	16,490	33,599e	25,100e	–4.8	66	73	99
タークス・カイコス諸島	33	6.1	34	..	..	..[f]	..	..	..	..	..	..
ツバル	..	..	*348*	..	..	..[l]	..	..	..	..	..	..
バヌアツ	240	2.6	19	39	628	2,620	1,029e	4,290e	1.4	68	72	81
ヴァージン諸島	110	0.1	314	21	..	..[f]	..	..	..	76	82	..

注：データの比較可能性とカバレッジに関してはテクニカル・ノートを参照．イタリック体の数字は表示年以外のもの．

a．世界銀行アトラス方式を用いて算出． b．ppp は購買力平価．テクニカル・ノートを参照． c．上位中所得国（3,946-12,195 ドル）と推定される． d．2003-09 年のデータ．

e．回帰分析による推定値．その他の推定値は最新の国際比較プログラムに基づくベンチマーク推定値からの外挿による． f．高所得国（12,196 ドル以上）と推定される． g．キプロス政府がコントロールしている地域だけのデータ． h．0.5 未満． i．低所得国（995 ドル以下）と推定される． j．2002-07 年のデータ． k．2004-07 年のデータ． l．低位中所得国（996-3,945 ドル）と推定される．

テクニカル・ノート

このテクニカル・ノートでは，本年度版の主要世界開発指標に盛り込まれている指標を作成するために利用した出典と方法について説明する．ノートは各指標が表に掲載されている順に従う．

出典

主要世界開発指標に示されているデータは *World Development Indicators 2010* に依拠している．しかし，同書の締め切り後に発表された修正値はできる限り織り込まれている．また，表 1 と表 6 には 2009 年の人口と 1 人当たり GNI に関する最新の推定値が掲載されている．

World Development Indicators に掲載されている統計に関して，世界銀行はさまざまな情報源に依拠している．ただし，対外債務に関するデータは債務者報告制度を通じて，加盟途上国から世界銀行に直接報告されたものである．それ以外のデータはおもに国連とその専門機関，IMF，各国から世界銀行に提出された報告書などに基づく．データの鮮度と一貫性を改善するために，世界銀行スタッフによる推計値を用いることもある．国民所得勘定に関する推計データはほとんどの国について，世界銀行の経済使節団を介して，各国政府から入手している．場合によっては，国際的な定義や概念との整合性をはかるため，世界銀行スタッフが調整することもある．各国出典の社会的データのほとんどは，通常の行政ファイル，特別調査，あるいは定期的な国勢調査に依拠している．

さらに詳しいデータに関する注釈については，世界銀行の *World Development Indicators 2010* を参照されたい．

データの一貫性と信頼性

データの標準化には多大な努力を払っているが，完璧な比較可能性は確保できていないので，指標の解釈については注意を要する．データの入手可能性，比較可能性，および信頼性には，多くの要因が影響を与える．途上国では統計システムがまだ不備であるため，統計手法，対象範囲，慣行，および定義などに大きなバラツキがある．各国間および異時点間の比較については，確定的には解決できない複雑な技術的ないし概念的な問題が含まれていることもある．データの対象範囲が狭くなっていることもあるが，それは特殊事情があったり，紛争などに起因する問題に直面している国の場合は，データの収集と報告が影響を受けたりするためである．このような理由から，データは最も権威がある情報源に依拠しているとはいえ，各国間の相違を正確に数値化したというよりも，傾向を示唆し，おもな相違の特徴を示したものにすぎないと解釈すべきである．異なる版に掲載されているデータ間の相違は，各国による修正や，時系列データの修正および統計手法の変更などを反映したものである．したがって，世界銀行の刊行物でも，異なる刊行物，あるいは同一刊行物でも異なる版から，時系列データを取り出すことは避けていただきたい．一貫性のある時系列データはオープン・データのウェブサイト（http://data.worldbank.org）で入手可能である．

比率と増加率

参照の便宜をはかるため，各表には通常は単なる原数値そのものではなく，比率や増加率が示されている．原数値はオープン・データのウェブサイト（http://data.worldbank.org）で入手可能である．増加率は特記がない限り，最小二乗法により算出されている（後述の統計手法の項を参照）．この方法では当該期間中の入手可能な観察値すべてを考慮に入れるため，算出された増加率は例外的な数値の影響をあまり受けないですむ．インフレの影響を排除するため，増加率の算出には不変価格による経済指標を用いている．イタリック体のデータは当該欄の見出しに指定されている年ないし期間のものではないことを示す．経済指標に関して最大で前後 2 年，データ収集がそれほど定期的ではなく，さほど劇的な変化もない社会指標に関しては最大の前後 3 年のずれがあり得る．

不変価格シリーズ

経済の成長は，その経済のなかで働いている個人や企業が生み出す付加価値の増加によって測定する．つまり，実質成長率を測定するためには，不変価格で評価した GDP とその構成要素の推定値が必要になる．世界銀行は国内通貨建ての不変価格による国民所得勘定系列を収集しているが，これは各国それぞれの基準年で作成されている．これを比較可能な不変価格データ系列にするため，世界銀行は GDP および産業別付加価値を最新版の WDI では 2000 年という共通の基準年に再計算している．このプロセスで，再計算した GDP と再計算した構成要素の合計の間には誤差が発生する．誤差を配分すると成長率に歪みが生じるので，誤差は未配分のままにしてある．

総括値

ほとんどの表の末尾に示されている地域別や所得別グループの総括値は，水準表示の場合は単純な加算で算出されている．総括値の増加率や比率は，通常は加重平均によって算出される．社会指標の総括値は出生数によって加重されている幼児死亡率を除き，人口数あるいは下位分類の人口関連数によって加重されている．さらに詳しい情報は個別指標に関する注を参照されたい．

多年度にわたる総括値は時期によって集計値の構成が変化しないように，含まれている国が同一であると想定したグループに基づいて算出されている．当該年のグループ値は，基準年である 2000 年にグループ内の 3 分の 2 以上の諸国について，データが入手可能な場合にのみ算出されている．この基準が満たされていれば，データがない国についても，それがある国と同じように動くとの前提がおかれている．総括値はテーマごとに典型的な集計値を示すものであって，グループ値と国レベルの数値を比較しても，有意義な情報は得られないことに留意されたい．さらに，推定のプロセスで，下位グループの合計と全体との間に誤差が発生することもある．

表 1.　主要開発指標

人口は，事実上の定義に基づいており，法的地位や市民権にはかかわりなく，すべての住民を含む．ただし，一般には

出身国の人口に含まれ，保護を受けている国に永住しているわけではない難民は除く．数値は年央推定値．

人口増加率は，該当期間における指数関数的な増加率である（後述の統計手法の項を参照）．

人口密度は，年央の人口を国土面積（平方キロメートル）で除したものである．国土面積は総面積から内陸水路と沿岸水路を控除したものである．

人口の年齢構成（0-14 歳）は，0-14 歳の人口が総人口に占める割合を示す．

国民総所得（GNI）は，国民所得に関するもっとも幅広い測定値であり，居住者に請求権がある国内外の源泉から生み出された付加価値を測定する．GNI は国民総生産（GDP）に海外からの一次所得の純受け取りを加えたものとなる．データは世界銀行アトラス方式を用いて，各国通貨から現行の米ドルに換算されている．一時的な為替相場変動の影響をならすため，3 年間の平均為替相場を使用している（アトラス方式の詳細については，後述の統計手法の項を参照）．

1 人当たり GNI は，GNI を年央の人口で除したものである．米ドル表示の 1 人当たり GNI は世界銀行アトラス方式を使って換算したものである．世界銀行は米ドル表示の 1 人当たり GNI を用いて，分析上の目的で各国を分類したり，借り入れ資格を規定したりしている．

PPP 表示の国民総所得（GNI）は，購買力平価（PPP）を換算係数に用いて国際的なドルに換算した GNI である．それをここに掲載したのは，名目相場は相対価格の国際的な格差を必ずしも反映しないためである．PPP 相場を使えば，国際的な 1 ドルは自国の GNI に対して，米ドルがアメリカの GNI に対してもつのと同等の購買力をもつことになる．PPP 相場を用いることによって，普通の物価指数について異時点間で実質価値の比較が可能であるように，各国間でも実質物価水準について標準的な比較が可能となる．ここで使われた PPP 換算係数は，国際比較プログラムが 146 カ国を対象に 2005 年に実施した物価調査に基づく．OECD 加盟国については 2005 年に終了した最新の調査のデータに基づく．調査対象に含まれていない国の推定値は，入手可能なデータを使って統計モデルで求めたものである．2005 年の国際比較プログラムに関する詳細な情報については www.org/data/icp を参照．

PPP 表示の 1 人当たり GNI は，PPP 表示の GNI を年央の人口で除したものである．

1 人当たり国内総生産（GDP）増加率は，不変価格で測定した GDP に基づく．GDP の増加率は経済成長を幅広く測定する尺度であると考えられている．不変価格の GDP は，一定期間に生産された財・サービスの量を基準年価格で測定し，やはり不変価格で評価した中間投入コストを控除することによって推定できる．最小二乗法による増加率の詳細については，後述の統計手法の項を参照．

出生時余命は，出生時における死亡率パターンが生涯を通じて不変であるとした場合に，新生児が何歳まで生きるかを示す数値である．男女別にデータを示してある．

成人識字率は，日常生活に関する短い表現を理解しながら，読み書きできる 15 歳以上人口の割合である．実際には，識字率の測定は困難である．このような定義を使って識字率を推定するためには，国勢調査あるいは制御された状況下での測定値が必要となる．自己申告データで識字能力のある人の数を推定している国が多い．学習到達度を代理変数としながらも，異なる就学期間や修了水準を適用している国もある．データ収集の定義や手法が各国で違っているので，取り扱いには注意が必要である．

表 2．貧困

世界銀行は各国の担当機関，他の開発機関，貧困層の団体を含む市民社会組織と密接に協力しながら，みずからが積極的なプログラムを運営している諸国の貧困評価報告書を定期的に作成している．貧困評価報告書では貧困の程度と原因が報告されるとともに，それを削減するための戦略が提案されている．1992 年以降，世界銀行は累計で約 200 本の貧困報告書を作成しており，それが本表に掲載されている各国の貧困線を用いた貧困推計値の主な出典となっている．各国も自国に関する貧困削減戦略の一環として同じような評価を公表している．

世界銀行は貧困削減の進展をモニターするために，国際貧困線を用いた貧困の推計値も作成している．途上国について初めて国際的な貧困の推計値が作成されたのは World Development Report 1990: Poverty Using Household Survey Data for 22 Countries 向けが初めてのことであった（Ravallion, Datt, and van de Walle 1991）．それ以降，家計所得・支出調査を実施する諸国の数は著しく増加している．

各国の貧困線と国際貧困線

各国の貧困線は各国固有の経済的・社会的な状況に整合的な貧困を推計するために設定されており、貧困率の国際比較を目的としたものではない．各国の貧困線の設定は非貧困のために必要な消費ないし所得の水準にかかわる当該国の主観を反映している．貧困と非貧困の主観的な境界は当該国の平均所得とともに上昇するので，各国の貧困率を比較するための統一的な尺度にはならない．しかしながら，貧困にかかわる各国の推計値は貧困削減にかかわる国家政策を策定して，その成果をモニターするのに適切な尺度であることは明らかである．

貧困データの国際比較には概念上と実際上の両方の問題が伴う．国により貧困の定義が異なるので，整合性のある各国比較は困難である．また，富裕国では貧困国よりも貧困の基準が緩やかなため，貧困線における購買力は前者の方が後者よりも大きくなっている傾向がみられる．国際貧困線は国の平均所得とは無関係に，長期的な比較を行う場合と同じように，貧困線の実質価値を各国間で不変に維持しようとしたものである．

世界開発報告 1990（*World Development Report 1990*）以降，世界銀行は世界の極貧国における貧困水準をベースとした極貧を推定するために共通の基準を適用している．さまざまな諸国で生活している人々の福祉は，各国通貨の購買力の格差を調整することによって，共通の尺度で測定することができる．World Development Report 1990 用には 1 日 1 ドルという共通基準がされた．それが 1985 年の国際価格で測

定され，購買力平価を用いて各国通貨に換算されたのである．その当時はそれが低所得国では典型的な貧困線だったからである．その後，1 日 1 ドルの線は 1993 年の国際価格で測定して 1.08 ドルに修正された．さらに最近，国際貧困線は国際比較プログラムの 2005 年実施に基づく PPP にかかわる新データや，拡充された家計所得・支出調査からのデータを使って，再度修正された．新しい極貧線は 2005 年の PPP ベースで 1 日 1.25 ドルに設定されている．これは 1 人当たり消費で最貧 15 カ国の貧困線の中位数に相当する．新しい貧困線は世界の最貧国で典型的な貧困線という極貧にかかわる同じ基準を維持しており，途上国における生計費にかかわる最新の情報に基づいて更新したものであるといえる．

データの質と入手可能性

貧困の推計値は家計のサンプルから特に所得 / 消費に関する情報を収集するために実施された調査をベースに導出されている．貧困の推計値が有用であるためには，調査が全国的に代表的で，すべての家計の消費 / 所得（自家生産による消費 / 所得を含む）の包括的な推計値を計算するのに十分な情報を含んでいなければならない．また，人当たりの消費 / 所得について，正しいウェイトを付けた分布を作成することができなければならない．過去 20 年間に調査を実施する国の数と調査の頻度に関しては，著しい増加があった．そのデータの質も同じく大幅に改善している．世界銀行の貧困モニタリング用のデータベースには途上国 115 カ国における累計 600 件もの調査が含まれている．このような調査を通じて，途上国の人口の 96% を代表する 120 万世帯が無作為抽出されてインタビューを受けている．

調査データの使用に伴う測定問題

世帯の生活水準を測定しようとすると，調査データについては頻度と適時性という以外にもいくつかのデータ問題にぶつかる．その 1 つは福祉指標としては所得と消費のどちらを選択すべきなのかという問題である．所得は総じて正確な測定が困難であり，消費のほうが所得よりも生活水準の概念に適している．たとえ生活水準が変化しなくても，所得は時とともに変化し得るからである．しかし，消費データはいつも入手可能とは限らず，その場合には所得データを使うしかない（最新の消費データを用いているのは本表の約 3 分の 2 の諸国にとどまる）．もう 1 つの問題は，家計調査は同じようにみえても厳密には比較不可能だということである．消費財の数，回答者が支出を記憶しておかなければならない期間，調査員の質や訓練などが異なるためである．一部の調査における選別的な無回答も懸念事項である．

開発段階が異なる各国間比較でも，非市場財の相対的重要度が異なるため問題が生じる可能性がある．総消費支出の尺度には，物理的に消費される財すべて（開発の遅れた農村経済では特に重要な自家生産による消費を含む）にかかわる市場価値を含めるべきであるが，そうなっていない可能性がある．同様に，非市場財の生産に伴う利益は所得に含めなければならない．最近ではほとんどの調査データに，自家生産に伴う消費 / 所得にかかわる帰属価値が含まれている．非市場財の生産に伴う帰属利益は所得に含まれてしかるべきであるが，必ずしもそうなっていない（そのような遺漏は 1980 年代以前の調査では大問題であった）．最近ではほとんどの調査データに自家生産に伴う消費 / 所得にかかわる価値評価が含まれているが，評価方法がまちまちである．

定義

調査年は，基本的なデータが収集された年．

各国の貧困線を下回る人口は，各国の貧困線を下回る生活をしている人口の割合．国全体の推計値は家計調査に基づく下位グループの人口加重推計値に基づく．

1 日 1.25 ドル未満の人口と 1 日 2 ドル未満の人口は，2005 年の国際価格で 1 日 1.25 ドル未満および同 2 ドル未満で生活をしている人口の割合．PPP 為替相場が修正されたため，この貧困率はこれまでの版に掲載されていた個々の国の貧困率との比較が不可能になっている．

貧困格差は，貧困線以下で，貧困線までの差額（非貧困はゼロ）にかかわる中央値の貧困線に対する比率である．この指標は貧困の発生率とともに深刻度を示す．

表 3. ミレニアム開発目標：貧困の撲滅と生活の向上

最貧 20％層が消費 / 所得に占める割合は，人口の最貧 20％層が消費，あるいは場合によっては所得に占めるシェアである．これは分配にかかわる指標である．消費（あるいは所得）の分配が不平等な国ほど，一定の平均所得の下で貧困率が高くなる．データは各国の代表的な家計調査に基づく．ベースとなる家計調査がデータ収集の手法と種類の点で各国ごとに異なっているため，分配のデータは厳密には国別比較が不可能である．世界銀行スタッフはできる限り比較可能性を確保すべく努力を払っている．可能な限り，所得ではなく消費を使っている．

脆弱な雇用は，無給の家族従業者と自営業者の合計が総雇用に占める割合．これは雇用の地位に関する情報から導出される．地位グループごとに直面する経済リスクが異なり，無給の家族従業者と自営業者は最も脆弱であり，貧困に陥る可能性が最も高い．両者は正式な雇用取り決めを交わし，経済ショックに対して防衛する社会的保護やサーフティネットをもっている可能性が最も低く，往々にしてそのようなショックを相殺するための十分な貯蓄を生み出す能力がない．

幼児栄養失調の割合は，5 歳未満の子供で，生後 0-59 カ月の国際的な参考母集団の年齢別体重の中央値を，標準偏差の 2 倍以上下回っている割合である．表は世界保健機関（WHO）が 2006 年に発表した新しい子供の成長基準にかかわるデータを示したものである．栄養失調についての推定値は各国の調査データに依拠している．過少体重の子供の割合がもっとも一般的な栄養失調の指標である．たとえ軽度であっても，過少体重であれば，死亡のリスクが高まり，子供の精神的発育を阻害するおそれがある．さらに，栄養失調の女性は出生体重が少ない赤子を生む可能性が高いため，世代を超えて問題を永続化させる懸念もある．

初等教育修了率は，初等学校の最終学年を修了した児童の割合．初等学校の最終学年にいる総児童数から同学年の留年児童数を控除した人数を，人口のなかで正式な卒業年齢にあ

る児童総数で除したものである．初等教育の年限は国際標準教育分類（ISCED）の定義に基づくが，3-4 年（非常に少数の国）から 5-6 年（大多数の国），あるいは 7 年（少数の国）と国より異なる．教育課程や修了基準が国ごとに異なるため，初等教育修了率の高さは必ずしも児童の学習水準が高いことを意味するものではない．

小中学校就学者の男女比率は，小中学校に就学（グロスベース）している女子生徒数の同男子生徒数に対する比率である．

教育における性差別をなくすことが，女性の地位と能力の向上につながると考えられる．女子の相対的な学校教育アクセス度を測定するには，この指標では不十分である．各国の教育当局は，就学データを UNESCO 統計研究所に報告することになっている．初等教育は子供たちに，歴史，地理，自然科学，社会科学，芸術，および音楽といった科目に関する初歩的な理解力に加えて，読み書き算数に関する基礎的スキルを提供する．中等教育は初等レベルで始めた基礎教育の提供を完成させ，より専門的な教員がもっと科目ないしスキル指向的な授業を行うことによって，生涯にわたる学習と人間開発の基盤を築くことを目的にするものである．

5 歳未満児死亡率は，現在の年齢別死亡率にしたがえば，新生児が 5 歳に到達する以前に死亡する確率である．この確率は 1,000 人当たりで表示されている．死亡率データの主な出典としては，出生・死亡の届け出制度や，サンプル調査または国勢調査に基づく直接ないし間接の推定値がある．5 歳未満児死亡率を国際的にかつ時期的に比較可能にし，多種多様な機関による推計値の間で整合性をとるため，UNICEF と世界銀行は情報を使って相違を調整する統計手法を開発した．それは死亡率と死亡時期との関係に加重最小二乗法による回帰線を当てはめる方法である．

妊産婦死亡率は，妊娠している時期に妊娠に関連した原因で死亡した女性の数で，出生 10 万人当たりで表示されている．値はモデルによる推定値．これは WHO，国連児童基金（UNESCO），国連人口基金（UNPPA），世界銀行の共同作業による．死亡原因を明記した出生・死亡の届け出制度の完備した諸国については，データはそのまま利用されている．国の統計が出生・死亡の届け出制度は完備しているが，死因が不確実ないし不備，あるいは家計調査に基づいている諸国については，妊産婦死亡率は調査漏れや誤分類の要因で調整されているのが普通である．実証データがまったくない諸国については（全体の約 35％），妊産婦死亡率は回帰モデルによって推計されている．これには出生率，出産介助者，GDP など社会経済的な情報が使われている．

HIV 感染率は，15-49 歳人口のうち HIV に感染している人の割合である．成人の HIV 感染率は各国人口の HIV 感染率を反映したものである．しかし，感染率が全体的に低くても非常にミスリーディングなことがある．最初は特定の地域あるいは人口グループに集中しているが，もっと人口全体に波及しようとしている重大な流行病を隠蔽していることがしばしばである．多くの途上国では特に女性を中心に若い成人が新たに感染している（国連エイズ合同計画（UNAIDS）や，監視・人口ベース調査・特別研究に基づく WHO の HIV 罹患率の推定）．

結核の罹患率は，新しい結核患者（肺結核，塗沫陽性，肺外結核）にかかわる推定人数．結核は途上国の成人の間では単一の感染病原体としては主要な死因の 1 つである．高所得国では結核は移民の間に患者がいる結果として再び台頭している．表中の結核の罹患率の推計値は次のようなアプローチに基づいている．すなわち，報告された患者数は WHO が招集した 80 名から成る疫病学者のパネルが検出した患者にかかわる推定シェアに対する患者通告の比率を使って調整される．

二酸化炭素（CO_2）排出量は，化石燃料の燃焼やセメント製造から発生する排出量で，固体・液体・気体という形態での燃料の消費と，ガスのフレアリングの際に生み出される二酸化炭素が含まれる．1 人当たり CO_2 排出量は CO_2 排出量を年央の人口で除したものである．（二酸化炭素情報分析センター（CDIAC），世界銀行）．

改善された衛生設備アクセスは，人間，動物，および昆虫が排泄物に接触するのを有効に防ぐ排泄物処理設備（私設ないし共有のものは含むが，公設のものは含まない）に対して，少なくとも適切な利用が可能な人口の割合をいう．設備としては，単純な穴を保護しただけのトイレから，下水道につながっている水洗トイレまでさまざまなものを含む．有効であるためには，設備は正確に建設され，適切に維持されていなければならない．

インターネット利用者は，世界的なネットワークにアクセスできる人々のこと．

表 4.　経済活動

国内総生産は，国内の全生産者による購入者価格での総付加価値に，製品価格に含まれていない税金を加えて，補助金を控除したものである．構造物の減価償却と天然資源の消耗や劣化などは控除せずに計算されている．付加価値は産業の総産出額を合計した上で，中間投入額を差し引いた純産出額である．付加価値の産業分類は国際標準産業分類（ISIC）第 3 版に基づく．世界銀行では通常米ドルを使い，IMF が発表している公定為替相場の平均値を各年に適用している．外国為替や貿易商品の取引に実際に適用されている相場から，公定相場があまりにも大幅に乖離していると判断される場合には，それに代わる換算係数を適用している．

国内総生産の年平均増加率は，各国通貨建ての不変価格 GDP に基づいて算出している．

農業生産性は，2000 年の不変米ドルで測定した農業付加価値の農業労働者数に対する比率である．農業生産性は投入 1 単位当たりの付加価値で測定されている．農業付加価値には林業と漁業のそれも含まれている．したがって，土地の生産性という解釈は慎重に行うべきである．

付加価値は，ある産業の総産出額を合計した上で，中間投入額を控除した純産出額である．付加価値の産業分類は国際標準産業分類（ISIC）第 3 版に基づく．

農業付加価値，は ISIC 分類 1-5 に対応し，林業と漁業を含む．

工業付加価値は，鉱業，製造業，建設業，電気，水道，およびガスで構成される（ISIC 分類 10-45）．

サービス業付加価値は，ISIC 分類 50-99 に対応する．

家計最終消費支出は，家計が購入するあらゆる財・サービスの市場価額であり，耐久財（自動車，洗濯機，家庭用コンピュータなど）も含まれる．住宅の購入は含まないが，持ち家にかかわる帰属家賃は含まれる．免許や許可を取得するために政府に対して支払う手数料なども含まれる．この家計消費支出には，たとえ当該国では家計とは区別されている場合でも，家計にサービスを提供する非営利機関の支出も含まれている．実際には，家計消費支出には資源の使用と供給との間で生じている統計上の誤差も含まれる．

一般政府最終支出は，財とサービスの購入（公務員給与も含む）にかかわる政府のあらゆる経常支出が含まれる．国防や安全保障にかかわる支出のほとんどが含まれるが，政府による固定資本形成の一部をなす軍事支出は除かれる．

総固定資本形成は，国内の固定資本の増加にかかわる支出と在庫品や貴重品の水準にかかわる変化で構成される．固定資産には土地の改善（柵，溝，排水路など），工場，機械，および設備などの購入，商工業用建物，事務所，学校，病院，および民間住宅を初めとする建物，道路，鉄道などの建設が含まれる．在庫は生産や販売における一時的または予期せぬ変動に備えて，また，「仕掛品」として，企業が保有している財貨の蓄えである．1993 年の SNA では，貴重品の純取得も固定資本形成に算入されることになっている．

財・サービス対外収支は，財とサービスの輸出から同輸入を差し引いたものである．財・サービスの貿易は一国の居住者とそのほかの全世界との間で，所有権の移転を伴う一般商品，加工や修理のために送られた財貨，非貨幣用金，およびサービスなどにかかわるすべての取引が含まれている．

GDP インプリシット・デフレーターは，主たる構成要素である民間最終消費に加えて，政府消費，資本形成，および国際貿易など，全最終需要項目にかかわる価格の変化を示す．これは名目価格 GDP の不変価格 GDP に対する比率として算出される．GDP デフレーターは現時点の産出額をウェイトとするパーシェ式価格指数として，明示的に算出することもできる．（ほとんどの途上国について，国民所得勘定に関する指標は訪問したり，駐在している世界銀行の使節団を通じたりして，各国の統計機関や中央銀行から収集している．高所得国のデータは OECD に依拠する）．

表 5.　貿易・援助・金融

商品輸出は，海外に供給した FOB 建て財価額を米ドルで表示したものである．

商品輸入は，海外から購入した CIF 建て財価額（保険と運送費を含む際価額）を米ドルで表示したものである．（商品貿易に関するデータは WTO の年報に基づく）．

工業品輸出は，標準国際貿易分類（SITC）の大分類 5（化学品），6（製造業品），7（機械・輸送機器），および 8（雑製造業品）で構成されるが，中分類 68 は除く．

ハイテク輸出は，R&D 集約度が高い製品の輸出である．航空機，コンピュータ，科学器具，および電気機械などが含まれる．

経常収支は，純財サービス収支，純所得収支，および純経常移転収支の合計である．

外国対内直接投資（FDI）は，投資家の所在国以外で事業を営んでいる企業に対して，永続的な経営権（議決権株式の 10％以上）を取得するための投資にかかわる純流入である．国際収支に示されているように，これには株式資本，収益の再投資，そのほかの長期・短期の資本を合計したものである．（FDI に関するデータは，IMF の国際収支統計に基づき，国連貿易開発会議のデータや各国の公的情報源を使った世界銀行スタッフの推計で補完されている）．

政府開発援助あるいは政府援助については，OECD 加盟の高所得国からのものが，途上国の公的対外ファイナンスの中心となっている．ただし，OECD の開発援助委員会（DAC）のメンバーでない諸国のなかにも，政府開発援助（ODA）を供与している重要な援助国がある．DAC は ODA について，公的部門が供与するものであること，主要目的が経済開発あるいは福祉の促進にあること，および譲許的な条件で供与すること（グラント・エレメントが割引率 10％で計算して 25％以上であること），という 3 つを基準に定めている．

ODA は贈与と返済額を除いた借款とで構成される．これは DAC が定めた ODA の定義を充足している必要があり，かつ DAC が定めている被援助国リストに掲載されている諸国や領域に対するものでなければならない．新しい DAC の被援助国リストは従来よりも客観的なニーズベースの基準に基づいて作成されており，低および中所得国のすべてが含まれている．ただし，G8 や EU（加盟時期が確定している諸国を含む）メンバーは除く．

対外総債務は，非居住者に対する債務で，外貨，財貨，あるいはサービスでの返済を要するものである．これには公的長期債務，公的保証付き長期債務，非保証民間長期債務，IMF 信用，および短期債務の合計である．短期債務には当初満期が 1 年以下の全債務と長期債務にかかわる延滞利息が含まれる．

対外債務の現在価値は，短期対外債務の合計と，公的長期債務，公的保証付き長期債務，および非保証民間長期債務にかかわる償還期限までの元利返済金の流れの合計を現在価値に割り引いたものの総計である．

対外債務に関する主要データ源は，世界銀行融資あるいは国際開発協会（IDA）信用を享受している加盟国が債務国報告制度を通じて提出する報告である．世界銀行，IMF，アフリカ開発銀行・アフリカ開発基金，アジア開発銀行・アジア開発基金，米州開発銀行のファイルからの追加的な情報も使用されている．途上国の対外債務に関する総括表は，世界銀行の Global Development Finance に毎年発表されている．

銀行部門国内信用は，各部門に対するあらゆるグロス・ベースの信用を含んでいるが，中央政府に対する信用だけは例外的にネット・ベースとなっている．銀行部門には通貨当局，預金通貨銀行，およびデータが入手可能なそのほかの銀行（当座預金の受け入れは行なっていないものの，定期預金や普通預金といった債務は負っている金融機関を含む）が含まれる．その他の銀行としては貯蓄住宅抵当貸付機関や建築貸付組合などがある．データは IMF の *International Financial Statistics* に依拠している．

純移住は，当該期における純移住者の総数，すなわち移

入者数から移出者数を控除したもので，移入国の国籍を有する者とそうでない者の双方が含まれる．表の数字は 5 年間の推定値である．データは国連人口局の *World Population Prospects: The 2008 Revision* に依拠している．

表 6.　その他諸国の主要指標

表 1 に関するテクニカル・ノートを参照.

統計手法

この項では，最小二乗法による増加率，指数関数的な（エンドポイント方式の）増加率，米ドル表示の GNI および 1 人当たり GNI の推定に使われる換算係数を算出するための，世界銀行アトラス方式について説明する．

最小二乗法による増加率

信頼できる計算が可能なくらい長期にわたる時系列データがある場合には，必ず最小二乗法による増加率を使っている．期間中の観察値が半分以上欠落している場合には，この方法による増加率は算出しない．

最小二乗法による増加率 r は，当該期間の年次変数の対数値に線形回帰による傾向線を当てはめて算出する．回帰方程式は次の形となる．

$$\ln X_t = a + bt$$

この式は以下の複利による増加式の対数をとったものに等しい．

$$X_t = X_0 \, (1 + r)^t$$

ここで，X は変数，t は時間，$a = \log X_0$ と $b = \ln (1 + r)$ は推定すべきパラメーターである．b^* を b の最小二乗法による推定値とすれば，年平均増加率 r は $[\exp (b^*)-1]$ で求めることができ，これを 100 倍すれば％表示になる．

このようにして算出された増加率は，当該期間における入手可能な観察値を代表する平均増加率である．しかし，それは同期間内のある 2 時点間の実際の増加率とは必ずしも一致しない．

指数関数的な増加率

特に労働力や人口など一定の人口動態にかかわるデータについて，2 時点間の増加率は次の式で算出される．

$$r = \ln (p_n / p_1) / n$$

ここで，p_n と p_1 は当該期間の最後と最初の観察値，n は同期間の年数，ln は自然対数である．この増加率は 2 時点間における連続的な指数関数モデルに基づいている．時系列中の個々の数値は考慮されない．また，指数関数的な増加率は次の式で求められる毎年の変化率にも一致しない．

$$(p_n - p_{n-1}) / p_{n-1}$$

世界銀行アトラス方式

特定業務上の目的で米ドル表示の GNI および 1 人当たり GNI を算出する際，世界銀行はアトラス換算係数を使用している．アトラス換算係数の目的は，国民所得を各国比較する際に為替相場変動の影響を減らすことにある．ある年のアトラス換算係数は，当該国の当該年とその前の 2 年間における平均為替相場（あるいは代替的な換算係数）について，同国のインフレ率と日本，イギリス，アメリカ，およびユーロ圏のインフレ率格差を調整したものである．当該国のインフレ率は GDP デフレーターの変化率で測定する．国際的なインフレ率を代表する日本，イギリス，アメリカ，およびユーロ圏のインフレ率は，SDR デフレーターの変化率で測定する（SDR，すなわち特別引出権は IMF の計算単位）．SDR デフレーターはこれら諸国の SDR 表示による GDP デフレーターを加重平均したもので，その際のウェイトは 1 単位に含まれている各国通貨の量による．このウェイトは SDR の構成と各国通貨相互間の為替相場が変化するため，時期によって異なってくる．SDR デフレーターは最初に SDR 建てで算出し，次にアトラスの SDR 対米ドル換算係数を使って米ドル建てに換算される．さらに各国の GNI に対してアトラス換算係数を適用する．その結果として得られる米ドル表示の GNI を年央の人口で除して，1 人当たり GNI が算出される．

公定為替相場が信頼性に欠ける，あるいは当該期間の実際の為替相場を代表していないと思われる場合，アトラス方式では代替的な為替相場の推定値が使用される（下式参照）．

ある t 年のアトラス換算係数の算出は以下のように定式化できる．

$$e_t^{\star} = \frac{1}{3}\left[e_{t-2}\left(\frac{p_t}{p_{t-2}} / \frac{p_t^{s\$}}{p_{t-2}^{s\$}} \right) + e_{t-1}\left(\frac{p_t}{p_{t-1}} / \frac{p_t^{s\$}}{p_{t-1}^{s\$}} \right) + e_t \right]$$

また，その t 年の米ドル表示による 1 人当たり GNI は次の式で算出される．

$$Y_t^{\$} = (Y_t / N_t) / e_t^{\star}$$

ここで，e_t は t 年のアトラス換算係数（各国通貨対米ドル），e_t は t 年の平均為替相場（各国通貨対米ドル），p_t は t 年の GDP デフレーター，p_t　は t 年の米ドル表示の SDR デフレーター，Y_t　は t 年のアトラス方式による米ドル表示の 1 人当たり GNI，Y_t は t 年の名目 GNI（各国通貨建て），N_t は t 年の年央の人口である．

代替的な換算係数

世界銀行は公定為替相場の換算係数としての妥当性を体系的に評価している．公定為替相場が外国為替の国内取引や貿易財に実質的に適用されている相場から大きく乖離している

と判断される場合には，代替的な換算係数が使用される．このケースに該当する国の数は，*World Development Indicators 2009* の 1 次データ出典表にみるように少ない．代替的な換算係数はアトラス方式や主要世界開発指標では，単年度だけの換算係数として用いられている．

索 引

欧字

AGRHYMET（農業気象研究所）地域センター *195*
ASEAN（「東南アジア諸国連合」も参照）*37, 195, 198, 199, 253*
　地域イニシアティブ *35, 243*
　紛争 *198*
ASEAN-EU アチェ監視団 *19, 213*
ASEAN 食料安保情報システム（AFSIS）*195*
ASEAN トロイカ *37*
ASEAN トロイカ制度 *198*

CICIG *19, 165, 266, 251*
CPIA 格付け *268*

DESEPAZ *99*
DESEPAZ プログラム *118*
DRC Speaks! *269*

EU *35, 37, 165, 173, 200, 203, 224, 240, 244*
　コンゴ共和国における軍事作戦 *134, 168*

g7+ *31, 172, 236, 252, 272*
　ディリ宣言 *172*
GDP（→「国内総生産」も参照）*7, 26, 50, 59, 183*
　ギニア・ビサウ *180*
　中央アジア *203*
　内陸の途上国 *199*
　紛争近隣諸国 *58*
　モザンビーク *158*
　リベリア *179*
GDP インプリシット・デフレーター *332*
GDP デフレーター *332*
　PPP 表示の 1 人当たり *329*
Groups of Friends *269*

HIV 感染率 *331*

IBRD（国際復興開発銀行）*iii*

MDG（→「ミレニアム開発目標」を参照）*55*

NATO *240*

OECD *26, 74, 88, 172, 193*
OECD-DAC 公約 *242*
OECD 贈賄禁止協定 *191*

PPP 換算係数 *329*
PPP 表示の国民総所得（GNI）*329*
PPP 表示の 1 人当たり GNI *329*

SDR デフレーター *, 333*
shalishi プロセス *262*
SMS（ショート・メッセージ・サービス）*96*

UNODC（国連薬物犯罪事務所）*52, 194, 244*

■あ行

アーガー・ハーン *169*
アーガー・ハーン開発ネットワーク（AKDN）*169*
アイルランド *4, 16, 23, 48, 73, 148, 171, 271*
悪循環 *78, 157*
　脆弱性と紛争 *iii*
　制度的な正当性の弱さと暴力の *74*
　脱却 *82*
　反復的な暴力と弱い制度 *62*
　紛争の── *8*
アクラ行動計画 *242*
アクラ包括的和平合意（CPA）*179*
アジア開発銀行 *26, 117, 161, 194, 200, 204, 257, 271*
アジスアババ *253*
新しい形の
　企業 *128*
　紛争や暴力 *4*
　暴力 *7, 154*
アチェ *14, 25, 107, 123, 124, 162, 178, 199*
　インドネシアの復興庁 *213*
　ケカマンタン開発プログラム *138*
　自由アチェ運動 *106, 123*
　復興庁 *213*
　紛争の経済コスト *55*
アチェ監視団 *19, 124*
アチェ統治法 *123, 124*
アチェ平和協定 *21*
アチェ和平・社会復帰支援庁（BRA）*124*
アチェ和平プロセス支援プログラム *124*
アチェ和解 *37, 198*
アトラス換算係数 *333*
アフガニスタン *3, 48, 60, 86, 117, 127, 143, 176, 177, 184, 190, 214*
　教育キャンペーン *150*
　国際援助 *171*
　国民大会議（loya jirga）*147, 264*
　国家連帯（計画）プログラム *24, 115, 122, 217, 222*
　コミュニティ主導型開発 *119*
　性差 *151*
　保健サービス *227*
アフガニスタン復興信託基金（ARTF）*33, 177*
アフガニスタン法秩序信託基金（LOFTA）*33*
アフガン暫定政府基金（AIAF）*177*
アフリカ *7, 114, 139, 162, 195*
　河川流域における紛争の可能性 *196*
　サハラ以南── →「サハラ以南アフリカ」
　所得ショック *8, 70*
　中央── →「中央アフリカ」
　西── →「西アフリカ」
　南── →「南アフリカ」
　リーダーシップのためのイブラヒム賞 *247*
　ロメ宣言 *36, 45, 51, 68*
アフリカ開発銀行（AfDB）*32, 166, 171, 180, 257, 268*
アフリカ商法調整機関 *201*
アフリカ民族会議（ANC）*15, 101, 107, 216*
アフリカ連合（AU）*35, 112, 158, 180, 185, 198, 223, 240, 246, 248, 253*
　相互審査メカニズム *198*
アフリカ連合安全保障理事会 *240*
アフリカ連合国境プログラム *185, 253*
アメリカ
　中央── →「中央アメリカ」
　ラテン── →「ラテンアメリカ」
新たな脅威 *3, 39*
アラビア半島 *48, 61*
アラル海救済国際基金 *204*
アラン・ルロワ *240*
アルカイダ *48, 61, 269*
アルゼンチン *94, 111, 133, 148, 214, 259*
アルテミス作戦 *240*
アンゴラ *262*
安全と開発の相互関係 *40*
安全と経済，及び正義にかかわるストレス *63*
安全と経済のストレス *72*
安全避難所からの攻撃 *64*
安全保障
　ジレンマ *64, 65*
　水平線を越えた *33*
安全保障機関
　多角的な *240*
安全面でのストレス *63*
安定化復興タスクフォース（START）*161*
アントワープ *187*

「慰安婦」問題 *137*
イエメン *48, 61, 160, 230*
「生き延びる」（fica vivo）というプログラム *130*
移行期
　──における正義 *148*
　アルゼンチン *148*
　ガーナにおける民主主義 *107*
　軍政からの── *135*
　司法アプローチ *148*
　司法改革 *136*
　司法プロセス *215*
　早期段階に関する国際的立案プロセス *168*
　治安サービスを改革する *118*
　モザンビーク *118*
移行期における司法手続きを早期に制定 *148*
移行期に治安サービスを改革する方法 *133*
移行の早期段階 *110*
移行の動因（Transition moments）*viii*

移行要因の種類 *22*
移動式法廷 *218*
著しい下方へのリスク *149*
1日1.25ドル未満の人口と1日2ドル未満の人口 *330*
一貫性のある時系列データ *313*
一般政府最終支出 *332*
イデオロギー *4, 9, 47, 49, 61, 128, 132, 188, 211*
イデオロギー的に過激な運動への参加 *74*
イデオロギー・ベースのグループに参加する動機 *73*
移動裁判所 *136, 262*
イニシアティブの役割
　規範設定と暴力防止 *198, 247*
違法取引 *183*
違法な金融フロー *14, 188, 243*
違法な麻薬取引 *50*
　対抗する措置波及効果 *244*
　取り組むための地域的・世界的なイニシアティブ *186*
　有効な措置 *34*
違法な麻薬を追跡・押収する国際的な努力 *187*
イラク *11, 110, 121, 147, 169, 176*
　再建に向けた取り組み *142*
　連合国暫定当局 *11*
　比例選挙による民主主義という7実験 *16*
　連合国暫定当局（CPA） *169*
色の革命 *258*
インド *36, 80*
　アチェ→アチェを参照
　国家農村部雇用保証法 *143*
　全国農村雇用保証制度 *143*
インドネシア *14, 20, 21, 24, 117, 123, 131, 133, 138, 147, 176, 198, 222, 225*
　アチェ州 *199*
　アチェにおける信頼回復 *123*
インドネシアのデータ *314*
インドネシア復興庁 *213*
インド洋における海賊行為 *7, 58*
インフラ投資 *140*
　国境地帯における国際的・地域的な *199*
　雇用を実現 *142*
　予想収益 *199*
インフレ *149*
インフレ率 *333*

ウガンダ *61, 68, 111, 131*
　除隊兵士への自立支援プログラム *176*
　戦死のデータ *259*
ウガンダ復員軍人援助プログラム *131*
ウズベキスタン *204*
ウンリット盟約 *109*

衛生設備アクセス *56, 331*
永続的な経営権 *332*
栄養失調 *7, 53, 56, 266, 330*
　ルワンダ *45*
エクアドル *185*
エグモント・グループ *270*
エスキプラス・プロセス *184*
エチオピア *8, 45, 272*
　生産的セーフティネット・プログラム *143, 263*
　水へのアクセス *8*
エリート間協定（Elite pacts） *vii, 10, 62, 76, 78*
エリトリア *144*
エルサルバドル *48, 59, 144, 155*
援助 *25*
　継続期間 *26*
　継続期間の延長 *240*
　継続的な *27*
　形態をリスクに適合させる *238*
　国家に対する直接 *241*
　細分化された *172*
　支出の年変化率 *170*
　主要脆弱国における変動性 *170*
　配分 *242*
　プログラムの成功率 *237*
　変動性 *27, 169*
　変動性が受領国にもたらすコスト *252*
　暴力防止のための特別 *28*
　予算を通じた *176*
援助孤児 *180*

オイル・バンカリング *60*
オーストラリア取引報告分析センター（AUSTRAC） *194*
オープン・アクセスの秩序 *91*
「驚くほど良い」統治の国 *75*

■か行
ガーナ *12, 94, 106, 107, 164*
　平和委員会 *25*
　リベリアで電力の復旧 *32, 166*
カーネギー委員会レポート *161*
ガイアナ
　暴力なしの選挙 *163*
海外主体が重要な役割を演じる場合 *211*
改革 *88, 89, 217, 220, 233*
　安全・正義・経済の諸制度 *4*
　安全部門 *181*
　教育・保健 *150*
　経済 *128, 149*
　国際機関の内部 *32, 235*
　「最適な」―― *93*
　失敗する理由 *87*
　順序付けと優先順位付け *ix*
　女性を参加させるタイミング *219*
　政治 *109*
　制度的―― *91, 92, 101*
　司法部門 *18-20, 25, 30, 117, 136*
　脆弱な環境下 *14*
　治安部門 *18-20, 133*
　中央アメリカ *155*
　電力 *140*
　土地 *144*
　ペース配分 *127*
回帰方程式 *333*
外国人部隊の存在 *60*
外国対内直接投資 *332*
外国直接投資 *233*
海賊
　――に対する海軍活動 *7*
　ソマリア沿岸 *3, 224*
　防止任務のコスト *58*
外的なストレスに取り組む措置 *18*
外的なストレスを減少させるための国際的政策 *21*
介入策
　組合せ *130*
　国際的な *161*
　経済による *118*
　政府の *70*
　政府による信頼醸成のため *70*
　治安 *118*
　地方レベルの *117, 119*
　長期的，予防的 *130*
　プログラムによる *220*
　有効な *134*
　ラテンアメリカ *130*
　リスク *175*
開発インパクト評価（DIME）イニシアティブ *273*
開発援助委員会（DAC） *34, 257, 332*
開発援助の結果の測定 *178*
開発経済学の民主化 *249*
開発にかかわる介入策 *175*
開発プログラムの予算 *33*
外部圧力 *17*
外部委託 *261*
外部からの経済ストレス *75, 188*
外部からの支援 *93*
外部からのストレス *183, 211, 224*
　海外支援による抵抗 *93, 223*
　国家的な措置 *224*
　削減 *241*
　措置 *223*
　役割 *11*
学際的なアプローチ *114*
格差 *55, 150*
　男女 *151*
　貧困 *6, 54*
　幼児死亡率 *57*
革新的な国境をまたぐプログラム *185*
格付け
　統治 *75*
　紛争影響国 *57*
革命統一戦線（RUF） *106, 215*
家計最終消費支出 *332*
過去との決別についてシグナルを送る *110*
過去との決別を例証する政治・政策の面での合図 *212*
過去との本当の決別を示すシグナル *14*
過去の人権侵害と現在の紛争リスクの関係 *73*
カザフスタン *204*
家族法 *263, 264*
ガチャチャ *149*
価値連鎖の発展 *141*
学校運営システム *261*
各国金融情報部門（FIU） *270*
各国固有の戦略を調整するための枠組み *210*
各国の貧困線を下回る人口 *330*
家庭ベースの子育て訓練への投資 *150*
過渡的な司法措置 *260*
カナダの安定化復興タスクフォース（START） *161*
神の抵抗軍 *68*
カリブ海 *11, 60, 201*
　共同裁判所 *35*
　コカイン *189*
カリブ大災害リスク保険基金 *201*

韓国 *14, 94, 96*
感染症 *58, 191*
カンボジア *24, 169*
　セイラ（Seila）・プログラム *25, 222*
　ドナーのプロジェクトの継続期間 *169*

危機管理イニシアティブ（CMI） *252, 123*
企業統治 *139*
飢饉早期警報システム網 *245*
気候変動 *8, 35, 194, 245*
技術援助 *171, 201*
技術的・行政的な能力の地域的共有 *243*
規制の簡素化 *218*
北アイルランド *16, 23, 48*
　権限委譲 *148*
　分離派の紛争 *73*
期待（Expectations） *vii*
ギニア *48, 160*
ギニア・ビサウ *170, 179-181*
　国連平和構築委員会 *160*
　平和構築支援事務所（UNOGBIS） *180*
基本インフラへの投資 *140*
基本的な安全と法と秩序の次にくる人々の最優先課題 *129*
虐待者の排除 *133*
ギャップ *165, 178, 230, 231, 248*
　人道援助と開発援助の間の潜在的な *167*
急速な信頼醸成をより長期にわたる制度転換に連動させる *220*
教育改革 *19*
教育キャンペーン
　アフガニスタン *150*
教育制度 *150*
教育における性差別 *331*
教育における政府能力の補完 *120*
教育の中断 *53*
教育・保健改革 *150*
教訓
　ASEAN *37, 198*
　移行に成功した諸国 *14*
　国際援助 *231*
　国際的な関与 *178*
　雇用創出 *218*
　コロンビア革命軍 *99*
　司法制度 *137*
　十分に包容的な連繋 *110*
　成功している暴力防止と回復策 *29*
　瀬戸際から離れる *105*
　戦略的なコミュニケーションに関して共通する *214*
　治安及び司法改革 *217*
　中央アジア *204*
　統治・経済管理支援プログラム *112*
　腐敗への対抗 *139*
　評価や立案のプロセス *212*
　プログラム設計 *19*
　南アフリカの移行 *101*
　ラテンアメリカ *130*
　リベリアの経験 *32, 166*
協調的で十分に包容的な連合（Collaborative, inclusive-enough coalitions） *ix*
協調能力 *266*
　不足 *10*
共通の基準年 *328*
共同裁判所 *35*
共同責任 *26*
共同中央銀行 *35*
共同ドクトリン *30*
共同ブランド *21, 225., 232*
共同ブランド化 *166*
共有に関する地域取り決めの締結 *200*
極端なリスクがある状況下 *238*
キリギスタン *204*
「ギロチン」イニシアティブ *140*
禁止の悪影響 *191*
キンバリー・プロセス *34, 186, 187, 244, 252*
キンバリー・プロセス認証制度 *26*
金融活動作業部会（FATF） *269*
金融危機 *13, 88, 258*
金融支援 *212*
　復興に向けた *158*
　細分化 *174*
金融フロー
　違法な *14, 34, 188, 243*
　違法な国際的 *192*
　分析 *194*
近隣効果 *67*
（紛争）近隣諸国の GDP *58*

グアテマラ *7, 59, 137, 155, 251, 266*
　CICIG *165*
　女性差別の排除 *266*
　和平合意 *266*
　免責防止委員会 *213*
グアテマラ免責問題対策国際委員会 *226, 251*
国 *xvi*
国別援助枠組み *267*
国別政策制度評価（CPIA） *77, 257*
グラスノスチ（情報公開） *89*
グリーン気候基金 *270*
繰返し型の囚人のジレンマ *258*
グルジア
　バラ革命 *138*
グローバル・サウス *268*
軍事支出 *57*
　対 GDP 比 *311*
　対中央政府支出比 *310*

経済改革 *149*
経済協力開発機構（→「OECD」も参照） *26*
経済協力開発機構開発援助委員会（→「OECD-DAC」も参照） *131*
経済開発 *160, 197*
　制度の役割 *98*
　不安定な *11*
　妨害 *7*
経済活動に女性を関与 *144*
経済管理のためのシグナルと公約 *112*
経済ショック *3, 69, 71, 211, 330*
経済ストレス
　外部からの *75, 188*
経済成長 *7, 200, 239*
　――率の低下 *8, 59, 70*
　コロンビア *99*
　女性のエンパワメント *145*
　目的とする民営化 *149*
経済的ストレス *29, 67, 224*
経済的な構造改革 *87*
経済統治運営委員会（EGSC） *112*
経済による介入策 *118*
経済のグローバル化 *183*
刑事司法機能 *viii, 135*
刑事司法システムに対する支援 *173*
刑事司法問題 *234*
刑事司法問題に関する機関 *174*
経常収支 *332*
継続期間
　援助 *26, 240*
　プロジェクト *169*
携帯電話 *96*
　ネットワークの構築・運営 *139*
　世論調査 *239*
軽度調停開始予算（LMSB） *265*
軽度の調停支援 *162*
ケカマタン開発プログラム（KDP） *124, 138*
結核の罹患率 *331*
結果指向 *127*
結果指向型
　国内リーダーシップ *179*
　指標 *220*
成果
　管理 *31, 237*
　厳格な評価 *152*
　治安と開発の結びつき *31, 32,. 236*
　目に見える *114*
　モニター *22*
決定サイクル指向型フィードバック・ループ *152*
ケニア *48, 59, 60, 87, 96, 106, 136, 266*
　腐敗防止委員会 *193*
現金移転
　――プログラム *144, 263*
　一回限り *124*
　条件付き *143*
　東ティモール *113*
権限委譲 *148*
　――の成功 *146*
権限委譲と分権化 *146*
現行犯法廷 *137*
源泉コントロール *190*
現代の
　組織犯罪 *60*
　武力紛争 *53*
　暴力 *49*
権利・生計・資源を尊重する責任ある農業投資原則 *197*

故意の殺人 *310*
降雨ショック *70*
公共財 *132, 203*
　国境をまたぐ *241*
公共財政管理（PFM） *30, 138, 261*
公共事業 *20*
　国家のコミュニティ・ベース *30*
　コミュニティ・ベースの―― *174*
　労働集約的 *143*
公共調達手続きを中心とする改革 *236*
工業品輸出 *332*
工業付加価値 *331*
公式制度と非公式制度の混交 *218*
構造的な経済問題 *149*
公定為替相場 *333*
　換算係数 *333*

公的財政 *14, 131*
雇用 *142*
ハイチ *96*
公的資金 *74*
創出した雇用 *220*
行動しない（無為） *231*
反乱運動への参加の動機付け *67, 74*
リスク *236*
行動するリスクと行動しないリスクのバランス *236*
行動のリスク管理 *174*
購買力平価（PPP） *329*
公約メカニズム（Commitment mechanisms） *ix, 92, 111, 124, 213, 240, 259, 266*
利害関係者に納得させる *19*
強欲対不満 *63*
「高リスク」の資金移動 *194*
コートジボワール *60, 72, 73*
コカイン *51*
――違法取引の経済学 *187*
生産 *11*
世界貿易 *49*
南北アメリカにおける足跡 *189*
付加価値 *50*
南アフリカ *100*
輸送の阻止 *7*
小型銃器・軽兵器（SALW）の違法貿易 *269*
小型銃器の合法的なメーカー数 *269*
小型武器・軽兵器（SALW）の国際的な移転 *186*
国際エネルギー機関 *245*
国際援助 *17, 36, 165, 239, 246*
各国から得られた教訓 *231*
現在の―― *159*
状況 *245*
状況の変化 *35, 245*
努力の細分化 *172*
努力の拡充 *157*
パターン *27*
報告書 *178*
国際開発協会
平均的な運用額 *169, 257*
国際復興開発銀行（IBRD） *iii*
国際化された内戦 *64*
国際機関 *19, 30, 33, 240*
――のプローチ *29*
手続き上の順応主義 *178*
手続きやリスクと成果の管理の転換 *31*
内部改革 *31, 32, 34, 236*
内部改革の原則 *236*
内部システム *171*
内部システムの改革 *230, 235*
内部プロセス *25, 229*
ロゴを配した開発プログラム *115, 166*
国際金融機関 *235*
国際金融公社（IFC） *174, 263, 268*
国際国別リスク・ガイド（ICRG） *257*
国際（的）支援 *17, 157*
新しい方向 *229*
雇用 *234*
最近の歴史 *179*
信頼醸成と制度転換 *157*
制度転換の支援 *168*
制約 *21*
動員 *21*
内戦の終結 *159*
西アフリカ *27*
二重の責任ジレンマ *175*
不均一性 *160, 180, 181*
暴力の影響を受けた諸国に対す *158*
利益 *158*
リベリアに対する *181*
国際システム *3, 224, 229*
防止手段 *25*
分業 *235*
分断 *183*
変遷 *157*
国際体制における構造的な制約 *174*
国際的国別リスク・ガイド（ICRG） *67*
国際的主体 *163*
直面している二重の説明責任のジレンマ *157*
最も重大な役割 *163*
冷戦後時代の役割 *163*
国際的（な）政策 *230*
外的なストレスを減少させるための *21*
暴力のリスクを削減 *25*
国際的・地域的な規範 *258*
国際的（な）
正当性 *viii*
介入策 *161*
経済援助 *25*
市場規制要件 *244*
政策コンセンサス *160*
政策についての新しい方向性 *228*
措置 *25*
治安対応策 *184*
調停者 *163*
パートナー *21*
非政府組織（NGO） *159*
評価・立案のプロセス *168*
水条約 *195*
国際的パートナの国内圧力 *225*
国際的評価手段 *212*
国際的腐敗ハンターズ連合 *194*
国際農業開発基金（IFAD） *245*
国際標準教育分類（ISCED） *331*
国際標準産業分類（ISIC） *331*
国際貧困線 *329, 330*
国際支援に対する制約 *224*
国際的な主体が世界的なリスクを集団的に管理する *249*
国土面積 *329*
国内圧力 *28, 166, 225*
国内外の能力を混合した公約メカニズム *164*
国内総生産 *183, 331*
年平均増加率 *331*
1 人当たり増加率 *329*
国内避難民（IDP） *7, 53, 55, 308*
数 *310*
極貧 *330*
極貧線 *330*
国民所得勘定 *328*
国民総所得（GNI） *329*
PPP 表示 *329*
国連 *266*
Groups of Friends *269*
人員 *310*
世界的な支援パッケージ *167*
地域的紛争解決センター *204*
統合使節団 *25, 230, 252*
平和維持予算 *174*
国連安保理事会 *148, 163, 233*
国連リベリア使節団（UNMIL） *133*
国連インド・パキスタン軍事監視団 *168*
国連エネルギー・プログラム *244*
国連開発計画（UNDP） *25, 118, 163, 171, 172, 230*
国連キプロス平和維持軍 *168*
国連軍縮局 *187*
国連コソボ暫定使節団 *118*
国連コンゴ平和維持使節団 *267*
国連ジェノサイド防止条約 *26*
国連シエラレオネ使節団 *134*
国連使節団
コンゴ民主共和国 *134*
数十年間にもわたって駐留している *168*
国連児童基金（UNICEF） *136, 166*
国連事務局 *28, 171*
国連食糧農業機関（FAO） *196, 245*
国連政治局（UNDPA） *163, 230, 265*
国連統合使節団 *160, 265*
国連の独立的レビュー
文民能力に関する *171, 172*
国連ハイチ安定化使節団（MINUSTAH） *135*
国連婦人開発基金（UNIFEM） *163*
国連腐敗防止条約 *191*
国連平和維持軍 *118*
国連平和維持活動局（UNDPKO） *172, 240, 310*
レバノン南部 *187*
国連平和活動パネルの報告書 *147*
国連平和構築委員会（PBC） *160, 233, 248*
国連平和維持使節団 *230*
国連貿易開発会議（UNCTAD） *245*
国連ボスニア・ヘルツェゴビナ使節団（UNMIBH） *133*
国連モザンビーク使節団（ONUMOZ） *158*
国連薬物犯罪事務所（UNODC） *51, 310*
国連リベリア使節団（UNMIL） *179*
5 歳未満児死亡率 *331*
コスタリカ *134*
現行犯法廷 *137*
子育て訓練 *150*
コソボ *58, 141, 214*
価値連鎖の発展 *141*
コミュニティ取り締まり *134*
雇用創出 *219*
受領した援助 *171*
コソボ治安維持部隊（KFOR） *118*
コソボ紛争 *58*
コソボ酪農価値連鎖のプロジェクト *141*
国家開発ダイナミクス *91*
国家間の戦争 *45*
国家建設・平和構築基金（SPF） *167*
国家に対する直接援助 *241*
国家農村部雇用保証法 *143*
国家の脆弱性 *75, 77*
国家の正当性 *257*
国家発展の土台 *15*
国家復興政策（PNR） *260*
国家連帯プログラム（NSP） *119, 151, 217, 260*

国家を通じたトップ・ダウン方式による計画策定 *215*
国境地帯における国際的・地域的なインフラ投資 *199*
国境を越える水資源 *204*
国境をまたぐ
紛争の波及 *68*
不安定性 *184*
イニシアティブ *35*
開発計画策定 *35*
開発立案 *243*
公共財 *241*
政治的な暴力 *68*
プログラム *185*
賄賂を停止する *192*
固定資産 *332*
コミットメント問題 *65*
コミュニケーション経路の拡大 *96*
コミュニティ・アプローチ *267*
コミュニティ開発協議会（CDC） *119, 151*
コミュニティ主導型開発（CDD） *107, 246*
――アプローチ *115, 138*
――プロジェクト *124*
脆弱性と紛争という状況下における *260*
アフガニスタン *119*
コミュニティ主導型開発（CDD）プログラム *124, 143, 176, 222, 243*
意思決定 *219*
コミュニティ取り締まり業務 *134*
コミュニティによるサービス提供 *120*
コミュニティの意思決定構造 *24*
コミュニティ・プロジェクトの決定に女性が関与 *151*
コミュニティ・ベースの公共事業 *30, 174*
コミュニティ・ベースの社会復帰援助 *124*
コミュニティ・ベースのプログラム *217*
実例 *19*
コミュニティ・ベースのプロセス *93*
コミュニティ・ベースの法律事務所 *136*
コミュニティ・レベルでの多部門的防止プログラム *130*
コミュニティ・レベルのプログラム設計 *24, 222*
雇用 *30, 140, 231*
――政策 *234*
介入策 *174*
公的財政 *142*
公的資金が創出した *220*
国際支援を強化するための取り組み *234*
脆弱な *330*
農業と非公式部門の *219*
暴力防止における役割 *218*
民間部門の回復 *140*
雇用創出 *31, 174, 218*
支援 *156*
雇用創出プログラム *20*
コロンビア *10, 11, 23, 24, 107, 116, 118, 130, 131, 136, 154, 185, 211, 212, 215, 222*
安全通行に関する信頼回復 *16*
司法ハウス *137*
信頼醸成 *216*
治安を回復 *99*
麻薬カルテル崩壊 *224*
麻薬テロリスト *88*
文民監視と民主的治安政策の確立 *132*
民主的治安政策 *131*
「コロンビア万歳，横断旅行をしよう」 *16*
コンゴ駐留部隊（EU の） *168*
コンゴ民主共和国 *10, 50, 69, 96, 120, 134, 184, 185, 214, 252, 263*
国別援助枠組み *267*
国連平和維持部隊（MONUC） *167*
ハイパーインフレを抑制 *149*
ヨーロッパ連合のアルテミス作戦 *240*
「コンゴ民主共和国は話す！」（DRC Speaks!） *272*

■さ行

サービス業付加価値 *332*
財価額 *332*
財・サービス対外収支 *332*
財政コストと治安リスクの最小悪の答え *133*
最後通牒ゲーム *72*
採取産業透明性イニシアティブ（EITI） *34, 38, 164, 244, 245, 247, 266*
最小悪の答え
財政コストと治安リスク *133*
最小二乗法による増加率 *333*
最善慣行 *93, 127, 171, 173, 229*
採用する *128*
適用する誘惑 *127*
最速の転換国 *94*
『最底辺の 10 億人』 *iii*
「最適」（best-fit） *258*
「最適な」アプローチ *14, 18, 92, 152, 217*
「最適な」改革 *93*
「最適な」公共調達取り決め *172*
「最適な」制度 *11*
細分化された援助 *172*
搾取的な雇用 *68*
殺人データ *239*
殺人率 *45, 71, 253*
中央アメリカ *155*
サハラ以南アフリカ *7, 164, 178, 201*
携帯電話ネットワークを構築・運営 *139*
降雨ショック *8, 70*
地域的インフラの課題 *200*
三角学習パートナーシップ *171*
山岳地形 *250*
サンセット条項 *86*
サンチャゴ原則 *245, 272*
暫定的な紛争解決制度 *262*
暫定メカニズム *214*

自営業の支援 *143*
シエラレオネ *60, 106, 134*
革命統一戦線（RUF） *106, 215*
技術援助 *171*
「正義のために立ち上がれ」（Timap for Justice） *136*
支線道路プログラム *143*
時期尚早な荷重負荷 *87, 93*
資金移動
「高リスク」 *194*
資金洗浄 *21, 225, 269*
資金洗浄防止法 *192, 244*
資金のプール *238*
シグナル
過去との本当の決別を示す *14*
過去との決別を例証する *212*
協調的で十分に包容的な連合を形成するための政治的・政策的 *17*
政治改革に関する *111*
政治的及び政策的 *22*
即座の行動を通じた *212*
強力な戦略的コミュニケーション *19*
シグナリリング（Signaling） *ix*
自警団 *121*
資源ショック *194*
資源のストレス *194*
資産拡大プログラム *144, 219*
支出追跡制度 *112*
市場における信頼 *258*
指数関数的な増加率 *, 333*
指数ベースの保険 *195*
「次善」（second best） *93, 258*
――のアプローチ *245*
――の策 *210, 219*
自然災害 *7, 36, 37, 57, 88, 198*
自然災害数 *311*
自然災害による死者数 *311*
持続的な安全を生み出す *40*
持続的な外部の関与の重要性 *179*
持続的な成長を実現 *232*
持続的な制度転換のためのプログラム *92*
持続的な暴力防止と復興のための基本原則 *209*
失業 *71, 93*
若年―― *8, 9, 30, 67, 219, 231, 234*
暴力への関与 *68, 70*
実際的で最適なアプローチ（Pragmatic, best-fit approaches） *ix*
シテ・ソレイユ *115*
児童兵士 *117*
死の商人 *233*
司法 *viii, 135-137, 148*
司法制度 *115, 194, 233*
改革 *218*
コロンビア *100*
中央アメリカ *155*
伝統的な *152*
司法ハウス *137*
司法部門の改革 *18*
司法問題の支援 *235*
死亡率データの主な出典 *331*
市民に対して直接的に資金を移転する *144*
市民の安全（Citizen security） *viii, 40, 92, 131, 134, 258*
――に基づく目標 *20*
コミュニティ・プロジェクト *230*
市民の安全保障 *251*
諮問委員会（開発報告 2011） *xi*
「社会的説明責任」アプローチ *138*
社会的説明責任メカニズム *219*
社会的な緊張に特に敏感な改革分野 *149*
社会的連帯政策 *113*
若年失業 *8, 9, 30, 67, 219, 231, 234*

若年（15-34 歳）男子人口の対総人口比 *311*
若年（15-34 歳）人口の対総人口比 *311*
ジャマイカ *59, 118*
自由アチェ運動（GAM） *94, 106, 123*
重債務貧困国向けイニシアティブ *179*
囚人のジレンマ *258*
従属性の原則 *231*
柔軟な平和維持オプション *248*
柔軟な平和維持取り決め *240*
宗派間の暴力 *16, 147*
十分に包容的 *ix, 106, 110*
　アプローチ *106*
　連繋の形成 *107*
　連合 *14, 114, 123, 161, 210*
　連合開発 *212*
　連合の構築 *210*
シューラー *261*
主観的な二重基準 *36*
出生時余命 *329*
主要世界開発指標 *313*
純移住 *332*
上級代表事務所 *271*
小中学校就学者の男女比率 *331*
商品の違法取引に対する取り組みに関するアプローチ *186*
商品輸出 *332*
商品輸入 *332*
情報を制限する能力 *258*
ショート・メッセージ・サービス（SMS） *272*
職業訓練 *119, 217*
　伝統的 *143*
食料安全保障（食料安保） *197, 245*
　包括的なイニシアティブ *245*
食料安全保障早期警告システム *195*
食料・エネルギー・気候などに関する国際対話 *197*
食料価格 *iv, 224*
食料価格危機 *88*
食料価格の急騰 *70, 75*
食料価格抗議運動 *76*
食糧農業機関（FAO） *34, 196*
食料不安にかかわる地域的・世界的なアプローチ *195*
食料プログラムのトレードオフ *20*
食料やエネルギーに対する世界需要の増加 *244*
女性
　――差別の排除 *266*
　――の組織を含む市民社会 *14*
　エンパワー *151*
　エンパワメント・プログラム *145*
　経済的エンパワメント *144, 219*
　警察官の活用 *235*
　コミュニティ主導のプログラムでの意思決定への関与 *219*
　コミュニティ・プロジェクトの決定への関与 *151*
　治安・司法・経済への関与 *20*
　排除 *163*
　法廷 *137*
初等教育修了率 *8, 330*
　高さ *331*
所得ショック *8, 76*
所得と内戦リスクの間の関係 *67*
所得不平等と内戦の間の関係 *69, 71*
所得別の分類 *xvi*
ジレンマ
　制度的な転換に関する *126*
　ドナーの *242*
　ドナーのリスクと結果 *242*
　二重の説明責任 *174, 175, 178*
　紛争を経験した地域 *199*
シンガポール *14, 108*
　人種暴動の経験 *15*
　独立後の開発 *14*
人権侵害と将来の紛争リスク *73*
人権（肉体的）尊厳インデックス *311*
人口 *328*
人口増加率 *329*
人口の年齢構成（0-14 歳） *329*
人口密度 *329*
新市場開拓ファシリティ（FNMD） *263*
迅速な成果 *32*
身体的権利の不可侵性指数 *57*
人道援助 *30, 166, 176, 214, 226, 227, 232*
　重大な焦点 *266*
　ミャンマー *161*
　モザンビーク *158*
　予算の大きなシェア *266*
人道援助と開発援助の間の潜在的なギャップ *167*
人道主義的な経済・社会プログラムの実施 *33*
人道主義的なプログラム *26*
人道的な援助からの段階的な移行 *20*
ジンバブエ *107, 176*
信頼（Confidence） *vii, 133, 251, 257*
　市場における *258*
　低下 *90*
　低い *13*
信頼回復 *13, 18, 116, 157*
　国家 *14*
信頼回復のためのコアな手段 *213*
信頼醸成 *13, 21, 23, 90, 92, 114, 161, 165, 232, 251*
　手段の区別 *214*
　調停における *258*
　実際的なアプローチ *212*
　南アフリカとコロンビア *216*
　制度的な転換 *210*
　成果 *20*
　包容性の戦略を使う *215*

水平的不平等 *69, 72, 149, 264*
　暴力的な紛争勃発との間の関係 *256*
スーダン *47, 68, 106, 112, 200*
　国内避難民の増加 *55*
　第 1 次内戦 *264*
　南部―― *177*
　包括和平合意（CPA） *112*
スーダン使節団（国連の） *167*
スーダン人民解放運動 *67*
ストレス（Stresses） *vii*
　――に対処する制度的な挑戦課題 *97*
　資源の *194*
　治安及び経済，政治 *10*
　治安と経済及び政治上 *64*
　種類 *211*
スリランカ *73, 167*

成果指標 *18*
成果に関する指標 *34*
正義 *viii, 72*
正義が増大したという意識 *114*
「正義のために立ち上がれ」（Timap for Justice） *136*
性急な介入 *175*
成功した
　移行 *105, 214*
　警察の改革 *14*
　制度転換からの教訓 *14*
　脆弱性や暴力からの決別 *128, 144*
　早期安定化 *111*
　連繋 *109, 110*
　連繋構築の事例 *106*
性差（別） *20, 133, 134, 145, 155*
　アフガニスタン *151*
制裁 *17, 36, 133, 161*
　「対象を絞った」 *164*
生産的セーフティネット・プログラム *143, 263*
政治改革
　――に関するシグナル *111, 213*
　女性の参加 *108*
聖エジディオ共同体 *136*
政治的恐怖指標 *73*
政治的な移行が成功するための必須条件 *101*
政治的な制度の質 *66*
政治的な排除 *72*
脆弱国 *94, 136, 175, 183, 184, 199, 242*
　インフラの課題 *200*
　栄養失調 *56*
　援助の変動 *26, 169, 170*
　資源のストレス *194*
　自然災害の影響 *88*
　食料不安や資源ショックから保護するための課題 *244*
　調査データ *239*
　非現実的な期待 *86*
　武器，麻薬の違法取引 *187*
　武力によって自治ないし独立に向けた運動に抵抗 *146*
脆弱国フィシリティ（FSF） *268*
脆弱国家と非脆弱国家の違い *86*
脆弱性（脆弱な状況） *viii, 75*
　国家の―― *75*
　制度的な―― *viii*
　定義（世界銀行） *257*
脆弱性と紛争という状況下におけるコミュニティ主導型開発 *260*
脆弱性と暴力の反復的な連鎖からの脱却 *94*
脆弱性脱却の進捗度のモニタリング *178*
脆弱性分析ユニット (VAU) と *260*
脆弱な雇用 *330*
脆弱な状況下で腐敗と戦うために最適なアプローチ *138*
脆弱で暴力的な状況と安定的で発展している環境の違い *13*
青少年育成インターナショナル *143*
成人識字率 *329*
性的暴力 *54*
制度（Institutions） *vii, 8*
正当性（Legitimacy） *viii, 74, 133*
　国際的な―― *viii*
　制度的な―― *75*
　パフォーマンスの―― *viii*
　プロセスの―― *viii*

正当な制度 *4, 10, 12*
弱さと暴力の因果関係 *76*
欠如 *75*
制度
――とは *251*
――に対する信頼 *239*
構築 *15*
持続 *15*
説明責任 *74*
転換（Transforming institutions） *ix, 12, 18*
転換するためのコアな手段 *217*
ハイブリッドな *137*
暴力との関係 *74, 75*
弱さ *10, 11*
制度が非常に脆弱な諸国 *98*
制度構築 *129*
制度的（な）
脆弱性 *viii*
正当性 *75*
転換 *95*
転換の速度 *12*
転換に関するジレンマ *126*
転換の支援 *168*
能力 *77*
暴力防止に向かって前進するための条件 *91*
制度的転換 *232*
国際支援 *168*
持続的な *92*
中央アメリカ *154*
長期的な *215*
連続的なプロセス *152*
制度的能力の水準が低い *250*
制度転換
急速な *89*
長期的な *20*
ペース *147*
ペース設定と順序 *127*
制度派経済学 *77*
制度面で暴力の反復的連鎖を許容している *211*
制度面の挑戦課題の種類 *211*
西部アフリカ（→「西アフリカ」も参照） *7, 201*
西部アフリカ諸国中央銀行（BCEAO） *270*
政府開発援助（ODA） *161, 169, 170, 332*
農業のシェア *195*
変動係数 *27*
政府制度に対する信頼 *86*
政府に対する市民の信頼増大 *32*
「政府の質」の指標 *258*
「西洋の価値観」の輸出に対する抵抗 *247*
セイラ（Seila）・プログラム *222*
脆弱国の経済 *199*
世界開発センター *242*
『世界開発報告 2007：経済開発と次世代』 *67*
世界開発報告 2011
アプローチ *8, 17*
基本的な枠組み *12*
諮問委員会 *xi*
中心的なメッセージ *4, 59*
問いかけ *3*
プロセス *246*
メッセージ *19*
枠組み *12, 40, 90, 91*
世界学習プラットフォーム *248*
世界ガバナンス指標 *257*
世界銀行 *118, 163, 171, 173, 230, 231, 244, 245, 267*
国際的腐敗ハンターズ連合 *194*
国別政策制度評価（CPIA） *257*
公正管理局 *193*
国家建設・平和構築基金（SPF） *167*
主要業務 *313*
マルチ・ドナー信託基金 *176*
世界銀行主導の地域的イニシアティブ *185*
世界銀行アトラス方式 *329, 333*
『世界資源展望』 *245*
世界食料計画 *167*
世界食料情報早期警報システム *195, 245*
世界的なアプローチと地方的なアプローチのバランス問題 *188*
世界的な規範の普及 *36*
世界的な金融センター *244*
「世界的なサービス・プロバイダー」のモデル *235*
世界的なテロリスト運動 *188*
世界的なリスクの分担 *39*
世界的なリスクを分担する *249*
世界統治指標（WGI） *67, 75*
世界の影の経済 *50*
世界保健機関（WHO） *310, 330*
セカンド・チャンス・プログラム *143*
赤道原則（EP） *245, 272*
責任ある木材イニシアティブ *269*
石油
内戦勃発との相関 *256*
価格 *59*
価格の高騰 *7*
石油法 *138*
世帯の生活水準 *330*
説明責任（Accountability） *viii, 11, 23, 87, 138, 155, 204*
二重の *22, 26, 28, 74, 173, 174, 178, 230*
関連する措置 *11*
説明責任のある治安部隊や政府機関 *78*
説明責任の欠如 *211*
選挙 *16, 145, 257*
選挙にかかわる迅速な措置 *17*
全国農村雇用保証制度 *143*
戦死者数 *310*
戦死情報の正確さ *239*
戦死のデータ *259*
「全政府的」イニシアティブ *230*
戦争による間接的な死亡に関するデータ *178*
戦略的なコミュニケーションに関して共通する教訓 *214*

増加率 *333*
早期安定化
成功した―― *111*
早期警告制度 *232*
効果的 *245*
早期警告モデル *232*
早期成果（Early results） *ix, 20, 210, 214*
実現 *114*
実現するための支援 *165*
測定する指標 *220*
早期措置 *202*
決定的に重要な *217*
早期の勝利 *iii*
早期の成果を制度の転換に連動させる *215*
総固定資本形成 *332*
ソーシャルメディアの役割 *95*
疎外されたグループに対する対応 *149*
疎外の歴史 *150*
即座の行動を通じたシグナル *212*
組織暴力（Organized violence） *vii, 6, 47, 57, 250*
組織犯罪が生み出している年間の推定収入 *50*
組織犯罪の暴力に関する分析 *x*
組織犯罪関連暴力の犠牲 *11*
組織犯罪網 *50*
ソマリアの海賊 *3, 58, 61*
ソマリアの南中部 *10*
ソ連解体 *89*
ソロモン諸島 *60*
ソロモン諸島地域援助使節団（RAMSI） *135, 161*

■た行
対外債務に関するデータ *328*
対外債務に関する主要データ源 *332*
対外債務の現在価値 *332*
対外収支 *332*
対外総債務 *332*
対外的 *vii*
治安上の圧力 *8*
ネパールのストレス *62*
対外的ストレス *12, 66, 69*
中央アメリカ *154*
大規模な暴力 *7*
防止 *62*
耐久財 *332*
第三者の保証がある和解策 *164*
「対象を絞った」制裁 *164*
代替的な換算係数 *333*
対内的 *vii*
緊張を増幅 *184*
ストレス *62*
治安の取り決め *186*
ネパールのストレス *62*
紛争の原因 *8*
暴力を受けている国の課題 *85*
第 2 世代の挑戦 *160*
ターイフ合意 *142*
大メコン圏地域イニシアティブ *224*
大メコン圏地域（GMS）諸国 *252, 270*
ダイヤモンド認証制度 *252*
ダイヤモンドの不正取引 *34*
多角的な安全保障機関 *240*
多国間信託基金 *177*
多国間動員解除・社会復帰プログラム *184, 185*
タジキスタン *48, 169, 204*
多数国動員解除・社会復帰プログラム *184*
多部門型のコミュニティ・プログラム *232*
多部門的アプローチ *30, 130*
多部門的なコミュニティ・アプローチ *23, 221*
多部門暴力防止プログラム *130, 217*
タリバン *48, 73, 86, 117*

崩壊後 *227*
短期的指標 *220*
男女平等 *150*
男女比率
小中学校就学者 *331*

治安 *308*
治安改革を最優先課題にする *134*
治安活動 *14*
治安サービスに対する予算制度の改革 *131*
治安・司法・経済における女性の関与 *20*
治安対応策 *184*
治安と開発のリンク *28*
治安と経済及び政治上のストレス *64*
治安と司法の改革の連動 *218*
治安の介入策 *118*
治安部隊 *17, 20, 78, 110, 131, 133, 136, 217-220*
再配備 *212*
長期駐留 *168*
ニカラグア *155*
治安部門における非政府能力の長所とリスク *121*
治安部門の改革 *18*
治安プログラム *32*
治安面での外部ストレス *184*
地域開発銀行 *257*
地域機関 *35, 158, 180, 229, 231, 244, 246*
規範設定と暴力防止における役割 *198*
国境をまたぐ暴力 *185*
支援 *201*
政府サービスの提供 *199*
潜在力 *36*
地域協力 *184*
地域的なイニシアティブ *37*
地域的組織の役割 *247*
地域的な公共財 *203*
地域的な政治使節団 *243*
地域的な組織の役割 *38*
地域的な治安支援 *243*
地域的紛争解決センター *204*
地域の補完性 *198*
知識の共有 *11*
知識のギャップ *248*
地方における連合形成 *107*
地方の成果 *15*
地方レベルの司法サービス提供 *136*
チャールズ・テーラー *108*
中央アジア *203*
中央アジア地域経済協力プログラム *204, 205*
中央アジア地域情報調整センター *204*
中央アフリカ *6, 11, 50*
紛争の波及 *68*
中央アメリカ *11, 48, 66*
エスキプラス・プロセス *184*
コカイン *50, 187, 189*
殺人の増加 *6*
殺人率 *155*
対外的なストレス *69*
内戦の後遺症 *154*
暴力 *52, 154*
麻薬関連暴力 *47*
民間警備産業 *121*
和平プロセス *199*
中国
経済改革と対外開放政策 *128*
経済改革の成功 *128*
郷鎮企業 *128*
雇用創出 *246*
中東
水資源を管理する国境をまたぐイニシアティブ *199*
中東・北アフリカ *3, 7, 47, 75*
中道の原則 *152*
長期化している人道的なプログラム *33*
長期的な調停 *162*
長期にわたる
国際的な人道支援 *226*
制度的な転換 *122, 220, 236*
制度的なパートナーシップ *235*
制度的な暴力防止 *91*
内戦 *47*
平和維持活動 *240*
暴力 *27*
超国家的 *183*
イデオロギーの脅威 *188*
腐敗 *191*
組織犯罪 *66, 186*
麻薬カルテル *67*
超国家的なテロ *64*
経済成長への影響 *59*
調査年
主要世界指標 *330*
調停支援 *162*
調停における信頼醸成 *258*
チリ *14, 94, 111, 113, 133, 136, 148, 214*
政治的な移行 *107*

ツイッター革命 *95*

デイトン合意 *118*
ティモール抵抗民族評議会 *163*
ティンバーゲンの法則 *242*
ティンバーゲン，ヤン *242*
データの標準化 *328*
手続き上の順応主義 *172*
テロ *188*
犠牲者 *49*
経済成長への影響 *59*
懸念事項 *49*
攻撃による死亡者 *7*
定義 *253*
動機付け *73*
報道数 *47*
麻薬の合法化 *190*
テロリズム *49*
定義 *269*
転換措置のバランス *14*
電気 *114*
資金調達 *175*
制約要因 *140, 218*
早期成果 *114*
能力を復旧するアプローチ *218*
リベリアの電気普及 *32, 116, 166*
レバノンにおける復旧 *14, 142*
伝統 *257*
伝統的な意思決定メカニズムに依拠したアプローチ *146*
伝統的な慣習法の規定を正式な法制度のなかに融合 *137*

天然資源 *219*
違法取引 *244*
豊富な国 *69*
天然資源憲章 *34, 164, 244, 266, 272*
電力部門の包括的な改革 *140*

統計手法 *333*
統合使節団 *25, 230, 252*
統合措置調整センター（CCAI） *216*
統合的運用の原則 *231*
投資 *234*
インフラ *140, 199*
子育て *150*
司法改革 *233, 242*
市民の安全，正義，雇用 *iv, 230*
社会的保護プログラム *197*
大規模な農業 *245*
長期的な調停 *162*
土地 *197*
能力強化 *30*
暴力の防止 *233*
暴力を調停，制圧する制度 *69*
労働集約的な部門の価値連鎖への *218*
統治及び経済管理行動計画 *213*
統治改善の予定表 *247*
統治・経済管理支援プログラム（GEMAP） *112, 223, 251*
教訓 *112*
統治指標 *75, 257*
東南アジア諸国連合（→「ASEAN」も参照） *161, 203*
盗難資産回収イニシアティブ（STAR） *34, 243*
透明性と課税目的のための情報交換に関するグローバル・フォーラム *192*
透明性と共謀のトレードオフ *173*
透明性の強化 *111*
道路修復 *140*
遠く離れた外部からのストレスに取り組むための二国間協力 *224*
トーノルラー・パーピラー *116*
独裁的な支配から民主主義へのシフト *87*
都市化 *10, 69*
進展している地域 *130*
都市部の不安定性 *75*
途上国 *xvi*
土地改革 *144*
土地に対する外国投資 *196*
トップ・ダウン方式による計画策定 *215*
ドナー・システムの硬直性 *32*
ドナーのリスク管理 *31, 237*
ドナーのリスクと結果のジレンマ *242*
飛び地開発プラス従属 *199*
富の分割取り決め *112*
富の分割保有 *112*
トランスミレニオ *130*
トリフィニオ地域 *253*
トルクメニスタン *204*
ドルの数字 *xvi*
ドル表示 *313*
トレードオフ *20, 226*
急速な信頼醸成をより長期にわたる制度転換に連動させる最適なアプローチ *220*
食料プログラム *20*

信頼を醸成するのに包容性の戦略を使う 215
透明性と共謀 173
包容性と効率性の 215

■な行
ナイジェリア 60, 120, 121, 192, 225, 269
経済金融犯罪委員会（EFCC） 225
腐敗と資金洗浄を防止するための二国間協力 225
麻薬違法取引 51
内戦
数 3, 45, 46, 52, 229
過去 10 年間 4
原因 64, 75
国際化された―― 64
再発のリスク 75
死者 4, 5
死亡者数 45, 46
終結 159, 165, 179
戦死者に関する情報 239
中央アメリカの後遺症 154
長期にわたる 47
当該国の格付け 57
20 世紀の世界システム 4
反復的な 50
平均コスト 7, 59
勃発と最も一貫して相関関係がある 256
リスクとの相関 8, 11, 23, 65, 67, 69-71, 73-75, 77, 87
リベリア 112
ナミビア 133
南々意見交換 246
南々協力 171, 253, 268
南々交流 36
南部アフリカ開発共同体（SADC） 195
南部スーダン 176, 177
南部スーダン多国間信託基金 177
南部レバノン 187
南北アメリカのコカインの足跡 189
南北交流 36
南北の意見交換 246
難民 7, 58
難民数 308

ニカラグア 110, 133, 136
二国間援助機関 172
二国間ドナー 172
二酸化炭素（CO2）排出量 331
西アフリカ 17, 51, 60
共同中央銀行 35
国際支援の不均一性 27, 160, 181
通信規制合意 201
麻薬取引 11, 34, 51, 66, 243
西アフリカ沿岸イニシアティブ（WACI） 243, 252
西アフリカ諸国 253
西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS） 112, 162, 198, 223, 243
西アフリカ通信規制合意 201
ニジェール・デルタに対する攻撃 7
西バルカン 60
21 世紀の暴力 iii, 4
21 世紀型のリスク 4
二重鍵 33, 179
監視 223
二重鍵プログラム 176
二重鍵権限 19, 251
二重鍵メカニズム 238
二重基準 246
主観的 36
二重協定 22, 267
効果 168
20 世紀の世界システム 4
二重の協定 252
二重の協約 225
二重の説明責任 26, 174
圧力 237
インパクト 175
二重の説明責任というジレンマ 174, 175, 178, 230
国際主体が直面している 157
二重の論拠 249
24 時間法廷 137
2 時点間の増加率 333
二面アプローチ 182
人間の安全保障 40, 52, 92, 251
妊産婦死亡率 331

ネパール 24, 49, 80, 120, 167, 222
女性のエンパワメント・プログラム 145
相互に結び付いているストレス 80
多種多様な暴力 82
ネルソン・マンデラ 101, 106

農業生産性 331
農業投資 245
農業と非公式部門の雇用 219
農業における自営 143
農業に対する支援 143
農業付加価値 331
能力（Capacity） viii
能力構築 30, 34, 136, 156, 171, 195, 226
民間部門や企業家精神 174
ノルウェー開発協力局（NORAD） 194

■は行
バイオ燃料 245
排泄物処理設備 331
ハイチ 12, 23, 88, 96, 134, 176, 192, 267
NGO 159
援助総額 27, 170
警察の改革 14, 135
選挙 60
早期の信頼醸成 115
腐敗と資金洗浄を防止するための二国間協力 225
ハイチ国家警察 135
ハイテク輸出 332
ハイパーインフレを抑制 149
ハイブリッドな制度 137
バカシ・ボーイズ 121
パキスタン 23, 48, 60, 113, 116, 117, 184, 212
国境犯罪規制 113
タリバン 73
パシュトゥーン族の開発計画 184
伐採規制 252
発生国別難民数 310
パプアニューギニア 48, 60, 108
パフォーマンスの正当性 viii
バラ革命 138
バルカン・ルート 60
パレスチナ 33, 131, 138, 193
パレスチナ人難民キャンプ 137
犯罪活動
中央アメリカにおける死亡者 50
儲かる 11, 66
犯罪動向調査（CTS） 310
反政府運動やギャングへの参加動因 9
反復的な暴力 19, 39, 59, 160, 232, 249
悪循環からの脱却 78
リスクを高める 75, 210
反乱運動や都市ギャングに参加する動機 8

東アジア緊急コメ備蓄プログラム 245
東アジア緊急コメ備蓄実験プロジェクト 195
東カリブ海 189, 201
東カリブ海最高裁判所 200
東カリブ海諸国機構修正条約 201
東カリブ通信機構 201
東ティモール 14, 30, 106, 127, 168, 199, 212, 218, 260, 262, 264, 314
石油法 138
ティモール抵抗民族評議会 163
伝統的な慣習法の規定を正式な法制度のなかに融合 137
透明性の強化 111
100 日間の計画サイクル 150
平和維持活動 37, 198
暴力の再発 131
保健サービス 20
保健部門における回復 167
東ティモール民族解放軍（Falintil） 110
非現実的な期待 86
非公式雇用 143
非国家主体とのパートナーシップに向いていない分野 120
非国家組織 114
ビジネス・エッジ 263
非司法的な措置 148
守秘性管轄区 270
非政府メカニズム 115
人々と国家の間における信頼の再確立 131
人々の最も切迫した問題 114
1 人当たり GNI 329
1 人当たり国内総生産（GDP）増加率 329
避難先国別難民数 310
ビバ・リオ 171
評価 29, 72, 98
アフガニスタン 119
強化する 212
経済的 119
国際的評価の手段 23
成果の厳格な―― 152
政策・プログラムの選択肢 248
贈賄禁止協定 192
超国家的組織犯罪の脅威 51
暴力の背後にある要因 117
マルチ・ドナー信託基金 177
ミレニアム開発目標に関わる評価 55
リスク・機会 232
評価プロセス 232
標準的な開発指標 239
費用便益 34, 69
介入 32, 236

次善の改革 *248*
単純なアプローチ *70*
平和維持 *240*
暴力に従事する人の決定 *67*
比例代表制 *264*
広場の母たち *109, 259*
貧困 *329*
格差 *6, 54, 330*
推計値 *330*
データの国際比較 *329*
典型的な—— *330*
貧困国の農業における賃金労働 *256*
貧困者の声プロジェクト *67*
貧困線
新しい *330*
典型的な *330*
貧困評価報告書 *329*
貧困率 *7, 254*
アチェ *55*
重大な暴力を経験した国 *53, 54*

ファラブンド・マルティ民独解放戦線（FMLN） *155*
不安定な経済開発 *11*
不安定な国境 *253*
フィリピン *48*
フィンランド *252*
付加価値 *331*
工業 *331*
サービス業 *332*
性差固有 *133*
増加 *328*
中央アメリカ全体を通過しているコカイン *50*
農業 *331*
武器貿易のドル総額 *186*
複数政党による選挙への移行 *145*
国富ファンド（SWF）国際作業部会 *272*
不信の後遺症 *86*
不正資産回収イニシアティブ *194*
武装暴力と開発に関するジュネーブ宣言 *52*
復興に向けた大規模な金融支援 *158*
腐敗 *8, 138*
超国家的な *191*
腐敗と資金洗浄を防止するための二国間協力 *225*
腐敗に対抗する努力 *191*
腐敗ハンター国際連合 *34, 243*
腐敗防止アプローチ *223*
腐敗防止イニシアティブ *20*
不平等 *8, 23, 63*
——に由来するストレス *96*
階級 *73*
所得 *71*
水平的な *65, 69, 72, 149,*
内戦のリスクとの相関 *8, 23, 69*
パキスタン *113*
普遍的な規範 *247*
普遍的に認められている規範 *38*
ブラジル *111, 130*
「生き延びる」プロジェクト *162*
警察和解ユニット *134*
ビバ・リオ *171*
暴力の医療費 *59*
ブランド化 *266*
コミュニケーション手段として *166*
武力によって自治ないし独立に向けた運動に抵抗した脆弱国 *146*
武力紛争
強制退去 *55*
現在の *53, 162*
形態 *50*
性格の変化 *233*
プリンシパル会議（board of principals） *271*
ブルキナファソ *57, 58*
ブルッキングス・プロセス *266*
ブルドーザー・イニシアティブ *140*
ブルンジ *24, 57, 86, 118, 163, 168, 222*
即効性アプローチ *152*
プログラム
DESEPAZ *99*
「生き延びる」 *130, 162*
ウガンダ復員軍人支援 *131*
援助—— *175*
学校再開 *175*
現金移転 *144*
国家と社会のボトムアップ関係を支援する *19*
国家連帯—— *119*
コミュニティ・主導型開発—— *117, 124, 143, 219*
コミュニティ・レベルの設計 *24, 222*
雇用 *23, 217*
雇用創出 *20, 31*
差別化 *22*
自営業 *144*
資産拡大—— *219*
実施 *30*
審査—— *133*
女性のエンパワメント *145*
人道主義的 *26*
心理社会学的 *117*
成功の評価 *22*
政治・経済管理援助 *19, 112*
制度的な転換のための *19*
世界銀国 *164*
設計で有効な教訓 *19*
設計を状況に合わせる *221*
早期の成果を制度の転換に連動させる *215*
多国間動員解除・社会復帰—— *185*
他部門暴力防止 *130*
中央アジア地域経済開発—— *204*
トップダウン *20, 214*
非政府—— *115*
復興開発—— *101*
ボトム・アップ *217*
「忘却に対抗する万人のための出生届け」（BRAVO） *136*
治安・司法・経済的転換の要素を組み合わせた *29*
暴力を調停する地方と国の協調的な努力を支援する *25*
プロセスの正当性 *viii*
プロトコル・ベースの学校管理システム *120, 261*
分権化 *148, 264*
増大 *146*
紛争 *4*
ASEAN *198*
悪循環 *8*
影響国の格付け *57*
効果 *250*
重要な要因 *257*
推進動因 *9*
推定経済コスト *261*
成長にもたらす影響 *250*
対内的な原因 *8*
男女別インパク *54*
トラウマ *154*
パラダイム *4*
巻き込まれている国の数 *46*
罠 *259*
リスクを高める構造要因 *255*
紛争管理 *148*
紛争後
介入策のコスト *161*
支援 *27*
開発援助 *260*
コミュニティ開発プログラムの基本的な要素 *24*
紛争ダイヤモンド *26, 186, 252, 269*
キンバリー・プロセス *187*
紛争地域の第一の制約 *140*
紛争防止 *270*
文民能力に関する国連の独立的レビュー *171*

平均為替相場 *329*
米州開発銀行（IADB） *25, 172, 230*
米州機構（OAS） *45*
平和維持活動 *19, 28, 33, 131, 167, 172, 174, 235, 240*
アフリカ地域 *184, 201*
今後民主共和国 *167*
東ティモール *37, 198*
平和インフラ *230*
平和・開発アドバイザー *268*
平和構築委員会 *33, 38*
平和構築支援事務所（UNOGBIS） *180*
平和構築と国家建設に関する国際対話 *246*
平和構築や国家建設のための世界的な資金 *167*
平和センター *137*
ベニン *94*
ペルー *11, 66, 100, 189*
「輝く道」 *191*
ヘルシンキ *123*
ヘルシンキ了解覚書 *123*
ペレストロイカ（改革） *89*
ヘロイン *49*
ヘロインとコカインのネットワーク *187*
ヘロインの主要な回廊 *60*
変動性 *33*
援助 *26, 27, 169, 170, 241*
削減する *34*
削減するための追加的なアプローチ *242*
変動性に関連した損失 *267*
変動的な純政府開発援助に関連した経済的損失 *169*

包括的な食料安保イニシアティブ *245*
「忘却に対抗する万人のための出生届け」（BRAVO）プログラム *136*
封建制度 *80*
法廷解決策 *137*
暴力の人的コスト *52*
包容性（inclusion） *viii, 78*
弱い国家 *211*

効率性とのトレードオフ *215*
戦略 *106, 215*
暴力
——なしの選挙 *163*
新しい形の *7*
影響を受けた諸国に対する国際支援 *158*
温床 *240*
開発阻害 *6*
開発への影響 *53, 52, 58*
回避 *74*
脅威の種類 *211*
繰り返し *10*
経済的・政治的な理論 *65*
減少の測定 *178*
再発 *5*
再発の防止 *106*
従事する人々の決定における費用便益 *67*
重大な人的結末 *55*
成長に及ぼす影響 *58*
対外的な要因 *8*
中央アメリカ *154*
直接的な影響 *8*
波及効果 *58*
犯罪の間接的なコスト *59*
反復 *52*
反復的な連鎖 *90*
反復的な連鎖の要因 *11*
反復的連鎖（Repeated cycles of violence） *vii*
防止 *233*
有望な脱却 *148*
リスク要因 *68*
リスクを悪化させる要因 *63*
リスクを増大させる重要な要素 *17*
暴力的なグループ向けにファイナンス源を作り出す *191*
暴力的な超国家的イデオロギー運動 *188*
暴力防止 *234*
暴力防止と回復策からの重要な教訓 *29*
暴力防止における雇用の役割 *218*
暴力防止のための特別援助 *28*
暴力防止・復興のためのコミュニティ・ベース・プログラムの基本的な要素 *222*
暴力防止への投資 *233*
暴力リスクの削減 *246*
暴力を終わらせる協定 *105*
暴力を回避ないし最小化することによる国際社会にとってのコスト節約 *161*
「補完的な能力」を活用する *114*
保健サービス *55*
アフガニスタン *227*
改革 *150*
東ティモール *20*
保健部門のコミュニティ監視 *138*
ボスニア・ヘルツェゴビナ *45, 118, 133, 136, 149, 218, 271*
教育改革 *150*
「ギロチン」イニシアティブ *140*
高等司法・検察評議会（HJPC） *136*
デイトン合意 *118*
非公式雇用 *143*
ブルドーザー・イニシアティブ *140*
麻疹予防接種率 *8*
ボスニア・プリンシパル会議（Bosnia Board of Principals） *231*
ボトム・アップ方式のプログラム設計 *217*
ボリビア *11, 189*
ホルスト基金 *33*
ホンジュラス *262*

■ま行
マクロ経済政策 *18, 149, 248*
「貧しい人々の声」プロジェクト *129*
マダガスカル *138*
土地リース取引 *195*
保健部門の（コミュニティ得点表を通じた）コミュニティ監視 *138*
麻薬 *49*
新しい経路 *11*
麻薬違法取引 *26, 34, 66, 183, 186, 187, 244, 252*
——に対する取り組み *188*
防止のための地域的イニシアティブ *243*
麻薬カルテル *244*
崩壊 *224*
麻薬テロリスト *88*
麻薬取引業者を追跡・阻止する活動 *187*
（違法な）麻薬取引に対する有効な措置 *34*
麻薬の合法化 *190*
賛成論 *190*
反対論 *190*
マラ *69*
マリ *48*
マルチ・ドナー信託基金（MDTF） *iv, 33, 176, 238, 242*
最近の評価 *177*
パフォーマンス *176*
資金のプーリング *33*

水資源
——を管理する国境をまたぐイニシアティブ *199*
共有 *195*
国境を越える *199, 204*
水の入手可能性 *196*
南アフリカ *6, 23, 86, 94, 107, 131, 145, 211*
アパルトヘイト法の廃止 *113*
移行からの教訓 *101*
国民党（NP） *216*
暫定メカニズム *214*
信頼醸成 *15, 216*
政治改革のシグナル *111*
統合措置調整センター（CCAI） *216*
白人公務員のサンセット条項 *113*
南太平洋大学 *201*
南と南の間での学習 *171*
ミャンマー *50, 199*
ミレニアム開発目標（MDG） *iii, 3, 7, 22, 55, 220, 254, 313, 330*
補完物 *22*
民間部門 *108*
——主導型の成長 *234*
インフラ制約の緩和 *218*
回復 *140*
雇用 *iv, 99, 140*
触媒として機能する *140*
能力の活用 *20*
腐敗と戦うための柔軟で頑健なメカニズム *139*
暴力からの回復 *108, 134*
役割 *174*
民間部門企業 *128, 140*
民間警備会社 *121*
民間発電 *142*
民事司法制度 *235*
民主的治安政策 *216*

メキシコ *11, 66, 167, 189*
麻薬 *154, 224, 244*
メデイン
犯罪的暴力水準の激減 *99*
麻薬カルテル *154*
メリダ・イニシアティブ *167*
免責 *258*
免責に反対する国際委員会 *165*
免責防止委員会 *213*
免責問題対策国際委員会 *226*

モ・イブラヒム賞 *38*
儲かる犯罪 *11, 66*
モザンビーク *8, 45, 118, 169, 221*
国際支援の利益 *158*
支線道路プログラム *143*
初等教育修了率 *8*
腐敗防止アプローチ *223*
モザンビーク民族抵抗運動（RENAMO） *110*

■や行
ユーロ地域 *202, 253*
有効なリーダーシップの３つの質 *259*
優先プログラムの決定 *21*
輸送ルートの再開 *214*
ユドヨノ大統領 *123*
輸入食料の人道的な提供 *226*

幼児栄養失調の割合 *330*
幼児死亡率 *55*
格差 *57*
ヨーロッパ公共調達政策 *244*
ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体（ECSC） *202, 203*
ヨーロッパ連合（EU） *203*
アルテミス作戦 *240*
予算や歳出の透明性 *138*
予算や支出における透明性 *212*
予算を通じた援助 *176*
予防接種率 *266*
ヨルダン川西岸・ガザ *33, 53, 131, 176, 263*
過激な運動に参加する理由 *74*
軍事作成 *67*
マルチ・ドナー信託基金 *176*
世論調査 *22, 239*
携帯電話 *239*

■ら行
ラスコル *61*
ラテンアメリカ *30, 36, 107, 109, 246*
クーデターの件数 *45*
殺人率 *71*
多部門暴力防止プログラム *217*
法廷解決策 *137*
暴力からの教訓 *130*
ラ・マラ・サルバトルチャ *69*

ラムテーン・ラマムラ大使 *240*

リーダーシップ *106*
リーダーシップのためのイブラヒム賞 *247*
リスク管理システム *175*
リスク管理のために利用可能な選択肢 *176*
リスクに適合した監視メカニズム *238*
リスクや成果に関する率直な意見交換 *225*
リビア *7, 75*
　包括和平合意 *212*
リベリア *32, 111, 116, 118, 138, 164, 168, 176, 179, 214, 221*
　GEMAP（統治・経済管理支援プログラム） *112*
　国際支援 *181*
　電力の復旧 *166*
　統治及び経済管理行動計画 *213*
　統治・経済管理支援プログラム *223*
　100 日計画 *32, 166*
　腐敗防止アプローチ *223*
リベリア国民暫定政府（NTGL） *112*
リベリア女性イニシアティブ *14*
リベリア女性による平和のために大衆行動運動 *108*

ルワンダ *8, 25, 45, 54, 141, 148, 222, 263*
　栄養失調の割合 *8*
　回復に向けた努力 *139*
　契約履行の制度解体 *140*

冷戦の終結（終焉） *26, 159*
レーシー法 *244*
歴史的な CPIA の得点 *258*
レバノン
　最適な電力の供給 *142*
　ターイフ合意 *142*
　電力の回復 *14, 140*
　電力の供給 *142*
　パレスチナ人難民キャンプ *137*
レバノン南部 *187*
連合
　協調的で十分に包容的な *ix, 17, 90*
　形成に役立つシグナル *22*
　十分に包容的な *14, 97, 105, 107, 114, 123, 157, 161, 210, 215, 216, 248*
連合形成 *212*
連合形成にかかわる国際的なアプローチ *163*
連合国暫定当局（CPA） *11, 169*
連帯支援 *158*
連邦禁酒法 *191*
連邦直轄部族地域（FATA） *117*

労働移住 *144*
労働移住合意 *219*
労働集約的 *140, 174, 231*
労働集約的な公共事業 *143*
労働集約的な部門の価値連鎖への投資 *218*
ロサンゼルス *109*
ロメ合意 *106*
ロメ宣言 *36, 246*

■わ行
若者が反乱運動に参加する動機付け *67*
和平履行評議会 *271*
悪い隣国 *58*

■編著者　世界銀行

■訳者　田村　勝省（たむら　かつよし）

1949 年生まれ．東京外国語大学および東京都立大学卒業．旧東京銀行で調査部，ロンドン支店，ニューヨーク支店などを経て，現在は関東学園大学教授，翻訳家．

主な訳書
『アメリカ大恐慌（上下）』（NTT 出版，2008 年）
『世界給与・賃金レポート――最低賃金の国際比較　組合等の団体交渉などの効果、経済に与える影響など』（一灯舎，2010 年）
『シュンペーター伝　革新による経済発展の預言者の生涯』（同，2010 年）
『ユーロ　統一通貨誕生への道のり、その歴史的・政治的背景と展望』（同，2011 年）
『世界労働レポート　2011　――雇用のために市場を機能させる』（同，2012 年）

世界開発報告 2011　紛争，安全保障と開発

発　行　2012 年 2 月 25 日
編著者　世界銀行
訳　者　田村　勝省
発行者　平野　智政
発行所　株式会社　一灯舎
〒 170-0003 東京都豊島区駒込 3-25-1
Tel : 03-6686-7456 / Fax : 03-6693-1830
発売元　株式会社　オーム社
〒 101-8460 東京都千代田区神田錦町 3-1
Tel : 03-3233-0641（代表）/ Fax : 03-3233-3440
印刷所　シナノ書籍印刷株式会社
＜検印省略＞許可なしに転載，複製することを禁じます．
乱丁本，落丁本はお取り替えします．

ISBN978-4-903532-77-6 C3033　http://www.ittosha.co.jp/
© 株式会社一灯舎
Printed in Japan

ISBN978-4-903532-77-6
C3033 ¥4200E

9784903532776

発売元／オーム社
定価（本体4,200円【税別】）

1923033042009

今日も, 今も, 地球上のどこかで人が殺されている．敵対する紛争のために.

地球上の 4 人に 1 人，15 億人が紛争の影響を受けた国や，ひどい犯罪や暴力の国で生活している．紛争や暴力は今だけでなく，反復的で，その 90% の国は過去 30 年間で幾度となく内戦を経験している．そうして，これらの紛争により女性や子供を含む難民は過去 30 年で 3 倍に増え，70% は祖国を追われて近隣の国で困窮のうちに生活している.

統計によれば国際テロ事件が 1 件発生するごとに経済成長力は 0.4% 低下する．原油などの資源の価額高騰などでその影響は世界中に広がる．ホーン岬やインド洋の海賊対策に毎年 13-20 億ドルを使い，保険料や賠償はその数倍となる.

政治的紛争，麻薬や武器や不正資金をめぐる組織犯罪は 21 世紀に入りより国際化された新しい暴力を生んで貧困国のみならず富裕国にも及ぶ.

世界開発報告 2011 の中心テーマは，国内や国家間の暴力の連鎖を絶つためには市民の安全保障と，市民のために正義と安全な雇用を提供するための制度と国や国際機関の統治力を強化することが決定的に重要だとする.